

平成28年度

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

船舶安全法及び関係法令ガイダンス



一般社団法人日本海事代理士会

刊行のことば

本会は、海事関係者に対する海事知識の普及を事業目的の一つとしており、日本財団の助成事業として多数の海事関係法令の解説書を編集発行し、実務の手引書として好評を得て広く活用されております。

船舶安全法の解説書は、昭和 57 年 12 月に「海事法令手続早わかり 船舶安全法」として初版を発行し、関係法令の改正に対応した数次の改訂を経て、平成 11 年 2 月に改訂版発行以来相当の年月が経過し、航行区域の見直し、日本籍船に対する船級協会の検査範囲の拡大等の関係法令改正が行われ、内容的に大幅な変更が必要となったので、内容を見直し「船舶安全法及び関係法令ガイダンス」として刊行することといたしました。

本書は、国際条約に準じて船舶の船体、消防、居住設備等の施設の構造及び設備等を定め、また、条約非適用船についても安全航行のための設備の施設基準等を定め、これを船舶所有者が施設・維持し、これに関する検査を国等が行うことによって船舶の堪航性と人命の安全の保持を図り、もって海洋産業の円滑な海事活動の実施とその発展を目的とする船舶安全法及び関係法令の概要及び法令に基づく手続きを解説したものです。

本書には船舶安全法の解説、法令に基づく手続きも含めた幅広い資料を掲載しました。多くの海事関係者の方が船舶安全法に対する理解を深めるうえの一助となれば幸いです。

本書の刊行にあたって、本会の趣旨を理解し助成いただきました日本財団、公務多忙中にもかかわらず多大なご協力とご指導を賜りました国土交通省海事局検査測度課担当官に深く謝意を表するとともに、本書の編集に尽力いただきました本会専門委員会船舶部会の皆様には深く感謝申し上げます。

平成 30 年 3 月

一般社団法人日本海事代理士会 会長 松居 紀男

目 次

船舶安全法改正早見表	1
第 1 章 船舶安全法の概要	8
第 1 節 船舶安全法の理念と体系	8
第 2 節 船舶安全法の成立と沿革	19
第 3 節 船舶安全法体系の改正経緯	24
第 2 章 船舶安全法の適用と規制	48
第 1 節 船舶検査証書	48
第 2 節 船舶の分類	57
第 3 節 船舶の所要施設	62
1 施設義務と適用条件	62
2 技術基準の概要	65
3 満載喫水線の標示	67
4 無線電信等の施設	69
5 航海用具及び属具	82
第 4 節 航行上の条件とその他の事項	89
1 航行区域と従業制限	89
2 最大搭載人員	99
3 制限汽圧	100
4 満載喫水線	101
5 航行上の危険防止	104
6 危険物の運送及び貯蔵	107
7 特殊貨物の運送	115
第 3 章 船舶検査制度	119
第 1 節 検査等の種類と実施内容	119
1 船舶等の種類と制度の意義	119
2 新造船における検査	120
3 既存船に係る定期的検査	130
4 臨時検査と臨時航行検査	136
5 船舶検査手帳の記載事項	140
6 検査等の申請手続	147
7 検査執行管海官庁	153
8 認定事業場及び型式承認	153
9 検査の省略	156
第 2 節 国際航海船舶の検査	157
1 条約証書	157
2 船舶安全法及び周辺法令による条約証書等	164
3 国際海事機関船舶識別番号(IMO 番号)	170

4	国際航海船舶の安全管理制度(ISM コード)	172
5	船舶安全管理規程 (任意 ISM 制度)	173
6	履歴記録 (CSR) 制度	174
7	国際航海船舶の船舶保安制度(ISPS コード)	184
8	海外検査の概要	194
9	外国船舶の検査	195
第3節	船級協会登録船舶の検査	196
1	船級協会とは	196
2	船級登録	196
3	国際船級協会連合 (IACS)	198
4	船級登録の抹消	198
5	登録船級協会によるみなし検査の拡大	199
6	船級検査 (NK 船級船の場合) 鋼船規則	200
7	船級検査 (NK 船級船の場合) 鋼船規則 以外の検査	203
8	定期検査時期の繰り上げ	204
9	定期的検査等の延期	204
10	定期検査受検時の従前証書の効力延長措置	204
11	船級符号	206
12	船級符号への付記	206
13	その他の船級符号への付記	211
14	設備符号	212
15	船級船の事務手続等	213
第4節	小型船舶の検査	214
1	小型船舶の検査	214
2	漁船の検査	224
3	非自航船等の検査	230
【付録】		253
1.	申請様式	
2.	認定事業場及び型式承認	
3.	国土交通省、地方運輸局、同運輸支局、同海事事務所一覧	
4.	日本小型船舶検査機構所在地一覧	
5.	法令集 (一部抜粋)	
6.	日本周辺図・近海概念図	

<凡例>

本書内で使用する法律名については、以下のとおり略称する。

法令等の名称	略称
船舶安全法	法
船舶安全法施行規則	施行規則
船舶安全法施行令	施行令
危険物船舶運送及び貯蔵規則	危規則
船舶による危険物の運送基準等を定める告示	危告示
特殊貨物船舶運送規則	特貨則
船舶自動化設備特殊規則	自動化規則
船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則	事業場認定規則
船舶等型式承認規則	型式承認規則
船舶構造規則	船舶構造規則
船舶機関規則	機関規則
船舶救命設備規則	救命設備規則
船舶消防設備規則	消防設備規則
船舶防火構造規則	防火構造規則
満載喫水線規則	満載規則
船舶設備規程	設備規程
船舶復原性規則	復原性規則
船舶区画規程	区画規程
漁船特殊規則	漁特則
漁船特殊規程	漁特程
小型漁船安全規則	小漁則
小型船舶安全規則	小安則
海上における安全のための国際条約等による証書に関する省令	証書省令
船舶検査心得	検査心得
船舶検査の方法	検査方法
船舶職員及び小型船舶操縦者法	船舶職員法
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則	船舶職員法施行規則
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	海防法
船舶のトン数の測度に関する法律	トン数法
小型船舶の登録等に関する法律	小型登録法
小型船舶登録規則	小型登録規則
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	国際船舶・港湾保安法
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	国際船舶・港湾保安法施行規則

参照法令の表記においては、「第」を省略。(例 法第1条第2項第3号 → 法1条2項3号)

船舶安全法改正早見表

公布	名称	施行	主な改正内容等
(1933年) S8.3.15	法律第11号	S9.3.1	船舶安全法制定
(1937年) S12.8.14	法律第79号	S13.3.28	船員法附則68条による改正
(1947年) S22.12.19	法律第214号	S23.1.1	船舶検査手帳の交付を定め必要な詳細事項は命令を以て定めるとした。 罰則等を改正した。
(1950年) S25.5.2	法律第131号	S25.6.2	電波法公布による条文修正
(1952年) S27.6.10	法律第178号	S27.11.19	(第一次改正)無線電信(無線電話)設備を要する船舶等を一部改正、船舶検査官を新設
(1953年) S28.7.23	法律第74号	S28.10.20	海上運送法改正により、総噸数5噸未満でも旅客運送に使用の場合を随時検査対象とする旨改正
S28.8.1	法律第151号	S29.1.1	海上衝突予防法公布による条文修正
(1962年) S37.5.16	法律第140号	S37.10.1	行政事件訴訟法施行による検査等に対する不服申立等を定めた。
S37.9.15	法律第161号	S37.10.1	行政不服審査法施行に伴う改正 (不服申立期限を結果通知の翌日より起算して30日以内とした。)
(1963年) S38.3.15	法律第16号	S38.10.1	(第二次改正)1960年のSOLAS条約発効による満載喫水線、無線設備、その他の改正
S38.9.25	運輸省令第41号	S38.10.1	「船舶安全法施行規則」制定 (旧施行規則・旧小型規則を廃止) ※同漁特則/漁特程改正 ※S38.10.1設備規程、鋼船構造規程、区画規程、復原性規則、危規則改正
(1965年) S40.5.19	運輸省令第34号	S40.5.26	中間検査の時期、消防・救命関係改正 ※同漁特程、設備規程、防火構造規則、区画規程、機関規則、危規則を改正、同救命設備規則、消防規則、証書省令を制定。
(1967年) S42.5.10	運輸省令第21号	S42.5.10	認定事業場に係る物件(機関関係追加)の改正
(1968年) S43.4.2	運輸省令第11号	S43.4.10	(手数料改定)所轄海運局長を管海官庁(原子力船は運輸大臣)と改める。 ※同救命設備規則、消防規則、証書省令も関係事項改正
S43.5.1	法律第44号	S43.8.15	(一部S44.10.1)(第三次改正)満載喫水線の標示対象船、無線設備の軽減(無線電話)対象船規定。
S43.6.26	運輸省令第26号	S43.6.26	小笠原諸島の復帰に伴い、沿海区域を追加。 ※同漁特則無線電話に係る島の規定を修正。
S43.8.10	運輸省令第38号	S43.8.15	満載喫水線標示/無線設備を要しない船その他を改正。 ※同「満載喫水線規則」を制定、漁特程、設備規程、鋼船構造規程、復原性規則、特貨則、証書省令を改正
(1969年) S44.6.10	運輸省令第33号	S44.6.16	(手数料改定) 港の区域の例外を告示で定める件、予備検査の物件、その他の改正
(1970年) S45.7.24	運輸省令第65号	S45.8.15	非自航船で施設義務適用除外としない船に国際航海船等を追加、無線設備を不要の非自航船等を改正 ※同設備規程、防火構造規則、救命設備規則、消防設備規則ほか改正
(1971年) S46.1.11	運輸省令第2号	S46.1.11	認定事業場関係事項の改正 ※「海洋汚染防止法」(S45.法律第136号 S45.12.25公布)
S46.6.30	運輸省令第43号	S46.6.30	平水区域改正、潜水設備関係(第2種中間検査ほか) ※同設備規程、鋼船構造規程、危規則、救命規則、消防規則改正 ※同年「海洋汚染防止法施行規則」公布 (S47.6.25施行)
(1972年) S47.5.13	運輸省令第32号	S47.5.15	沖縄県の平水区域追加ほか ※同各省令の旧琉球船舶の取扱変更/港の区域告示の沖縄県追加 ※S46.10.8漁特則改正(操業区域による無線免除の件)
S47.5.15	運輸省令第37号	S47.5.15	沖縄の復帰に伴い、管海官庁として沖縄総合事務局を加える。 ※同危規則、特貨則、救命設備規則改正(沖縄関係)

公布	名称	施行	主な改正内容等
S47.8.14	運輸省令第54号	S47.8.14	(一部S48.4.1) ※同危規則、証書省令(原子力船関係)改正 ※同年10.1972.海上衝突予防条約発効
(1973年) S48.9.14	法律第80号	S48.12.14	(第四次改正)小型船舶検査機構及び小型船舶検査制度を創設/一部政令:
S48.12.14	運輸省令第48号	S48.12.14	法第四次改正に伴う改正(各種定義、航行上の条件、臨時検査・臨時航行検査等の事由、各種様式ほか) ※救命設備規則、消防設備規則、証書省令ほか改正
(1974年) S49.7.25	運輸省令第32号	S49.8.1	(手数料改定) ※同年日本舶用品検定協会設立※同年日本小型船舶検査機構設立
S49.8.2	運輸省令第34号	S49.9.1	(一部8.2)平水・沿海区域、適用除外(災害救難船追加)、無線免除、小型船舶関係管海官庁・小型機構間の取扱方等改正 ※設備規程ほか改正
S49.8.27	運輸省令第36号	S49.9.1	同「小型船舶安全規則」制定による改正 ※設備規程、区画規程、機関規則、復原性規則、危規則、救命設備規則、消防設備規則ほか改正
S49.8.30	農/運省令第1号	S49.9.1	「小型漁船安全規則」制定 ※同年7.1「船舶安全法第32条の漁船の範囲を定める政令」公布(100海里以遠20トン未満のマグロ等漁船が検査対象)
S49.11.8	運輸省令第44号	S49.11.8	救命筏支援艇の追加改正による ※同件設備規程改正 ※同年1974.SOLAS条約採択
(1975年) S50.11.18	運輸省令第47号	S49.11.18	航海用レーダー(一般船500噸/タンカー等300噸以上)及び予備(200m以上)の改正による ※同件設備規程改正 ※同年12.「油濁損害賠償保障法」公布
(1976年) S51.3.27	運輸省令第8号	S51.4.1	(手数料改定) ※同年6月海洋汚染防止法一部改正/「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」=現行の海防法として公布
(1977年) S52.6.7	運輸省令第15号	S52.6.7	船灯(引船灯、緑色閃光灯ほか)に関する改正 ※同設備規程改正 ※同年4月トレモリノス国際条約採択 ※同年「海上衝突予防法」全面改正
S52.7.1	運輸省令第20号	S52.7.1	船灯・汽笛に関する改正※同設備規程改正 ※同海上衝突予防法施行規則制定 ※同年1972海上衝突予防条約発効
S52.8.26	運輸省令第26号	S52.9.6	(一部8.26)小型船舶の臨時検査事由、コンテナに関する検査関係改正。 ※同設備規程(昇降設備規ほか)、危規則ほか改正
(1978年) S53.6.23	運輸省令第32号	S53.6.23	行政における許認可等の整理に関する改正(船級協会の報告書) ※同年2月 1973年MARPOL条約の1978議定書/1974年SOLAS条約の1978年議定書採択
S53.6.26	運輸省令第33号	S53.7.5	※同年6.20船舶安全法第32条の漁船の範囲を定める政令改正 (20海里以遠20トン未満の全漁船が検査対象となる。S55.4.1より12海里以遠に拡大)
S53.7.20	運輸省令第43号	S53.8.15	小型遊漁兼用船、準備検査新設※同救命設備規則、消防設備規則、満喫規則、小安則改正 ※同年1978.STCW条約採択
S53.11.22	運輸省令第61号	S53.12.1	(手数料改定)
(1979年) S54.10.9	運輸省令第40号	S54.10.20	適用除外の条項のうち、非自航船・小型船舶等の要件改正
(1980年) S55.5.6	運輸省令第12号	S55.5.25	(一部5.6)S55.5.1974年SOLAS条約発効による ※同設備規程、機関規則、危規則、救命設備規則、消防設備規則改正 ※同「船舶のトン数の測度に関する法律」公布
S55.11.19	法律第85号	S56.4.1	運輸省設置法改正による一部改正(海運監理部新設)
S55.10.20	運輸省令第31号	S55.11.1	兼用船の施設緩和区域を20海里以内から12海里以内に。 焼却設備等の改正 ※同設備規程、消防設備規則(焼却設備関係)改正
(1981年) S56.3.19	運輸省令第6号	S56.4.1	(手数料改定)
S56.3.30	運輸省令第12号	S56.4.1	地方支分部局整理関係法施行、「海運監理部」設置による条文整理
S56.4.25	運輸省令第18号	S56.5.1	船齢の起算を「進水の年月」とする規定、その他検査準備ほかの改正 ※S56.5.1974SOLAS条約の1978議定書発効

公布	名称	施行	主な改正内容等
S56.11.20	運輸省令第50号	S56.12.1	コンテナ等の規定を一部改正 ※S56.11、1974SOLAS条約の1981改正採択
(1982年) S57.3.11	運輸省令第3号	S57.7.18	「船舶のトン数の測度に関する法律」施行(S57.7.18)により臨時航行検査の条文中「積量」を「総トン数」に改める。 噸をトンに表記変更。
S57.4.6	運輸省令第8号	S57.4.6	(一部S58.1.1) ※S57.5.IMCOが名称変更(IMO) ※S57.5、1978STCW条約発効に備え船員法・船舶職員法一部改正
(1983年) S58.3.8	運輸省令第7号	S58.3.15	「船舶自動化設備特殊規則」公布による改正※同設備規程、消防設備規則改正
S58.4.9	運輸省令第20号	S58.4.30	船員法及び船舶職員法の一部改正に伴う改正(検査手帳に出力kWを表示) ※5.26海防法改正(1973MARPOL条約1978議定書発効準備のため)
S58.5.28	運輸省令第26号	S58.6.1	船灯関係規定の改正 ※同設備規程(船灯・形象物)、小漁則、海上衝突予防法施行規則改正
S58.8.24	運輸省令第42号	S58.10.2	関東運輸局の管轄物件、提出書類ほかの整理 ※S58.8.24MARPOL附属書I(油)発効に対応して、海防法検査規則制定(S58.10.2施行、検査実施)
S58.12.21	運輸省令第50号	S59.1.1	(一部S58.12.21)コンテナの安全承認板 ※同設備規程条文修正
(1984年) S59.3.19	運輸省令第4号	S59.4.1	(手数料改定)
S59.5.8	法律第25号	S59.7.1	運輸省設置法改正に伴う改正(海運局→地方運輸局)
S59.6.22	運輸省令第18号	S59.7.1	海運局(長)を地方運輸局(長)、支局を海運支局と変更、海上技術安全局発足
S59.8.30	運輸省令第29号	S59.9.1	非自航船への適用、制限汽圧、手数料改定 ※同(SOLAS81改正対応) 設備規程、消防設備規則、防火構造規則、機関規則(全部)、危規則(適合証)その他一括改正
(1985年) S60.3.30	運輸省令第11号	S60.3.30	平水区域範囲を大幅見直し、無線施設の代替通信手段の新設ほか ※同満喫規則(夏期乾舷相当値を海水乾舷とする場合)
S60/12/24	法律第102号	S60.12.24	船級協会の見直し範囲拡大(消防設備等)
S60.12.24	運輸省令第39号	S60.12.2	臨時検査条文におけるタンカー定義表記を船級協会関係条文にも適用
S60.12.24	運輸省令第41号	S61.1.1	総トン数の定義変更(国際総トン数関係) ※設備規程、復原性規則、危規則、救命設備規則、消防設備規則、防火構造規則、SOLAS省令も改正
(1986年) S61.3.27	運輸省令第7号	S61.4.1	エアクッション艇の表記訂正 ※自動化規(機関集中監視装置、自動衝突予防援助装置の要件等)
S61.6.27	運輸省令第25号	S61.7.1	設備規程、危規則、救命規ほか改正による改正 ※同設備規程、危規則、区画規程、救命設備規則ほか改正
S61.11.29	運輸省令第40号	S62.4.6	海洋汚染関係法令改正
(1987年) S62.3.25	運輸省令第25号	S62.4.1	(手数料改定) ※S62.4.6MARPOL附属書II(有害液体物質等)発効に対応して、海防法検査規則改正施行、検査制度START
S62/5/29	法律第40号	S62.10.1	小型船舶検査機構の民間法人化/一部S62.5.29～
S62.8.8	運輸省令第51号	S62.10.1	(一部S62.8.8)小安則改正による手数料改定 ※同小安則、小漁則(再帰反射材、小型船舶用信号紅炎ほか)改正 ※(有害液体物質)検査改正施行
S62.9.29	運輸省令第55号	S62.10.1	小型船舶の検査、施設等に関する改正 ※同「小型船舶に係る認定検査機関に関する省令」公布
(1988年) S63.2.12	運輸省令第2号	S63.2.15	「係留船」の定義を定める。 ※同設備規程、復原性規則、救命設備規則、消防設備規則、防火構造規則、機関規則、小安則(係留船の検査関係)改正
S63.7.25	運輸省令第25号	S63.7.25	船級船につき船級協会が検査したコンテナの見做規定
S63.11.25	運輸省令第36号	S63.12.1	(手数料改定) ※同自動化規則(機関集中制御装置、船橋無線電信室)改正

公布	名称	施行	主な改正内容等
(1989年) H1.3.31	運輸省令第12号	H1.4.1	(手数料改定)
H1.5.26	運輸省令第14号	H1.5.26	潜水船ほか特殊船への無線施設義務を許可/解除すべく改正
H1.6.21	運輸省令第20号	H1.6.21	設備規程ほか改正による手数料改定 ※同設備規程、救命設備規則(ナブテックス受信機、DSC、EPIRB、レーダートランスポンダーほか)改正
H1.7.20	運輸省令第24号	H1.7.20	年号変更による各種様式日付欄変更
H1.7.25	運輸省令第26号	H1.7.25	資料の供与等(旅客船の操縦性能資料) ※同設備規程(2箇所以上出入口を設けるべき旅客室の定員を50人から13人に、その他公室の出入口)改正
H1.10.2	運輸省令第28号	H1.10.22	設備規程改正による手数料改定 ※同設備規程(RORO旅客船ほか)の監視装置ほか)改正
(1990年) H2.3.29	運輸省令第7号	H2.4.29	設備規程改正による手数料改定 ※同設備規程(喫水標、喫水計測装置)、区画規程、救命規則改正
H2/5/21	運輸省令第10号	H2.5.21	沿海区域を大隅群島から南のトカラ列島まで拡大
(1991年) H3.3.22	運輸省令第2号	H3.4.1	(手数料改定)
H3/5/15	法律第75号	H4.2.1	GMDSSの国内法化(63.11.~H4.2.1発効) /経過措置H3.9.1~
H3.8.28	運輸省令第26号	H4.2.1	A1、A2、A3ほか定義、適用除外、保守等の措置、H7.1.31以前建造着手現存船は4年間猶予(改正法の施行期日を定める政令:一部施行H3.9.1) ※同職員法施行規則(電子通信)
H3.10.11	運輸省令第33号	H4.2.1	GMDSS制度の導入による保守等承認等(一部H3.10.11) ※同設備規程(航海用具ほか)、漁特程、危規則、救命設備規則、証書省令改正
(1992年) H4.1.18	運輸省令第3号	H4.2.1	損傷制御図、損傷時復原性関係 ※同設備規程、鋼船構造規程、区画規程、復原性規則(水密戸開閉装置、隔壁、水密すべり戸、貨物船の復原性ほか)改正
H4.1.27	運輸省令第5号	H4.2.1	(一部H4.1.27)救命信号の条文修正、手数料 ※同危規則、消防設備規則、小安則、防火構造規則(消火器等の改正) H4.10.28改正
(1993年) H5.5.21	法律第50号	H6.5.20	(第五次改正)小型船舶の定義(「長さ12m未満」 →「総トン数20トン未満」)
(1994年) H6.3.29	運輸省令第9号	H6.4.1	(手数料)※危規則H5.12.28改正(IBCコード改正#2)
H6.3.30	運輸省令第14号	H6.4.1	資料の供与等、有効期間起算、中間検査時期の延期、有効期間の延長その他の改正 (※同各種手続の様式をB列5番からA列4番とする改正あり)
H6.5.19	運輸省令第19号	H6.5.20	小型船舶の定義変更による改正 (一部11.4~)
H6.7.15	運輸省令第33号	H6.7.18	国際総トン数受有の船で本邦総トン数適用は、漁労船のみ ※同設備規程、区画規程、漁特程(総トン数の適用方)改正
H6.9.9	運輸省令第37号	H6.9.9	中間検査時期の表中アクション艇の条文修正 ※H6.9.30(SOLAS1992改正)
H6.9.30	運輸省令第45号	H6.10.1	(手数料改定) ※同設備規程・救命設備規則・防火構造規則・消防設備規則・危規則(中央制御場所、非常標識、通路、警報装置、消防員装具、通風ほか)改正
(1995年) H7.7.27	運輸省令第47号	H7.7.27	設備規改正による条文修正※同設備規程、救命設備規則、消防設備規則、防火構造規則改正(「限定近海船」新設ほか定義、救命艇艙装品等)
H7.11.17	運輸省令第62号	H7.11.17	船舶法施行細則改正による条文修正(臨時航行検査) ※設備規程、小安則H7.10.26(マスト灯の設置位置)改正~H7.11.4COLREG発効
H7.12.22	運輸省令第68号	H8.1.1	(手数料改定)※同設備規程(非常用曳航設備規ほか)改正
(1996年) H8.11.29	運輸省令第63号	H8.11.29	航行区域(平水/沿海区域)改正
(1997年) H9.1.27	運輸省令第5号	H9.2.1	高速船コード(1974SOLAS附属書第10章)

公布	名称	施行	主な改正内容等
H9.3.21	運輸省令第15号	H9.4.1	(手数料改定)
H9.6.11	法律第78号	H9.7.1	検査証書有効期間を5年に変更/外国建造の製造検査(H9.6.11～)
H9.6.11	運輸省令第36号	H9.6.11	証書有効期間(4年を5年に)改正 ※同海洋汚染及び海上災害防止法改正(船舶発生廃棄物関係)
H9.6.27	運輸省令第43号	H9.7.1	国際航海旅客船に係る資料の供与 ※同設備規程、区画規程(RORO旅客船の脱出経路、遭難信号送受信装置、損傷時復原性ほか)改正
H9.7.1	運輸省令第44号	H9.7.1	法改正施行(中間検査の種類及び時期、検査の準備、手数料改定) ※同海洋汚染検査規も同様の改正
H9.8.1	運輸省令第50号	H10.1.1	安全管理手引書(国際航海従事の旅客船及び500トン以上の船舶) 経過措置(猶予期間)
H9.9.16	運輸省令第60号	H10.1.1	貨物固定マニュアル ※同設備規程(サイクルをヘルツに)改正
H9.9.17	運輸省令第62号	H12.2.3	資料の供与等条文修正 ※同満喫規則、復原性規則、特貨則、鋼船構造規程改正 「1966LL条約1988議定書」発効(H12.2.3施行)
(1997年) H9.12.15	運輸省令第83号	H10.1.1	記名・押印強制から署名可へ ※H10.3.31船舶構造規則(H10.7.1施行し、鋼船構造規程と木船構造規程を廃止)、 設備規程(錨・船灯ほか各試験規程を廃止)改正 ※同年MARPOL条約附属書VI採択。
(1998年) H10.3.25	運輸省令第10号	H10.7.1	船級協会船の見直し拡大(救命・居住・衛生・航海用具)、船舶検査証書・臨時航行許可証交付申請ほか(一部3.25～)
H10.6.30	運輸省令第44号	H10.7.1	施行規則条文中、鋼船構造規程を船舶構造規則に ※同特貨則(特殊な船舶、満喫規則(乾舷)、各規則改正/H10.4.16危規則改正(充填限度など)
H10.7.1	運輸省令第48号	H10.7.1	(手数料)SOLAS1996改正による ※漁特程、設備規程、区画規程、救命設備規則、消防設備規則、防火構造規則、機関規則、小安則ほか一括改正、船橋視界等告示
(1999年) H11.1.27	運輸省令第2号	H11.2.1	ばら積み固体貨物輸送タンカー(資料供与)経過措置(現存タンカー) ※同復原性規則(タンカーの復原性)改正 海安27号H11.1.27
H11.6.22	運輸省令第32号	H11.7.1	バルクキャリア関係改正 ※同区画規程(定義ほか特別規定)、設備規程(ばら積み固体貨物積付設備)、特貨則(資料の作成)ほか改正
H11.7.16	法律第87号	H12.4.1	地方分権一括法による改正(法第29条、第29条ノ2削除)
H11.9.30	運輸省令第43号	H11.10.1	Kg/cm ² をMPaなど基準単位の改正
H11.12.22	法律第160号	H13.1.6	中央省庁等改革関係法による改正/無線設備関係改正
H11.12.22	法律第220号	H13.1.6	独立行政法人業務円滑化関係整備法による改正
(2000年) H12.2.3	運輸省令第3号	H12.2.3	船級協会の項中1978議定書を1988年に修正 ※SOLAS省令(検査と証書の調和)、設備規程、区画規程改正 ※H12.1.1MARPOL附属書VI(大気)国際航海のみ開始
H12.3.22	運輸省令第9号	H12.4.1	(手数料改定)
H12.3.24	運輸省令第11号	H12.4.1	地方分権推進関係法施行による条文整理 ※H12.7.27船舶安全管理認定書交付規則(ISMコードに対応、任意ISM制度として実施)
H12.11.28	運輸省令第38号	H13.1.1	臨時検査事由に災害対策緊急措置手引書追加の件 ※同危規則(核燃料物質等に係る防災等の措置/告示も)改正
H12.11.29	運輸省令第39号	H13.1.6	中央省庁等改革関係:運輸大臣(省)を国土交通大臣(省)に変更
(2001年) H13.3.30	国交省令第72号	H13.4.1	検査・検定等を行う指定機関と認定基準を改正提示
H13.7.4	法律第102号	H14.4.1	小型船舶の登録等に関する法律による改正
(2002年) H14.2.1	国交省令第6号	H14.4.1	小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う改正
H14.3.28	国交省令第29号	H14.4.1	小型遊漁兼用船を小型兼用船に変更 平水区域の一部修正(10号水域)

公布	名称	施行	主な改正内容等
H14.4.1	国交省令第53号	H14.4.1	沿海区域の一部修正(8号水域) ※同危規則(液体化学薬品ばら積船の通気装置、排水設備ほか)改正
H14.5.31	法律第54号	H14.7.1	国土交通法設置法改正による一部改正
H14.6.25	国交省令第75号	H14.7.1	(手数料改定6.25～)資料の供与、設備規程の二重化ほか改定 ※同設備規程(AISほか)・消防設備規則・防火構造規則・漁特程、各告示ほか改正
(2002年) H14.6.28	国交省令第79号	H14.7.1	管海官庁の呼称変更ほか(各規則)
H14.7.26	国交省令第91号	H14.10.1	小型船舶用救命クッション&小型船舶用浮力補助具 ※同小安則改正
(2003年) H15.3.20	国交省令第27号	H15.6.1	船舶職員及び小型船舶操縦者法(名称変更)施行に伴う条文整理
H15.5.30	国交省令第72号	H15.6.1	小型船舶の適用除外定義を改訂 ※同小安則(20トン以上の小型船舶)及び基準告示を改正
H15.6.18	法律第96号	H16.3.1	船級協会等の制度改正(指定制度→登録制度)
H15.7.1	国交省令第79号	H15.8.1	プッシュャー/バージの安全対策(猶予期間H30.7.31)
H15.7.10	国交省令第82号	H20.9.17	防汚方法(有害な有機スズ化合物使用の塗料対策/2001年のAFS条約批准による)※ MARPOL73/78条約附属書IV(ふん尿/汚水) H15.9.27発効
H15.9.29	国交省令第96号	H15.11.29	特殊高速船の紅色閃光灯ほか ※航海用具・小型船舶の基準告示/設備規程
H15.12.22	国交省令第118号	H16.1.1	条文整理 ※同危規則(全面改、適合証有効期間付加)、特貨則、救命設備規則、 小安則(危険物瀬戸内)改正
(2004年) H16.2.26	国交省令第6号	H16.3.1	登録検定機関、登録検査確認機関、船級協会その他の事項の改正(海洋汚染施行規則 ほかも改正)
H16.3.26	国交省令第29号	H16.7.1	区画規程(浸水警報装置)改正により、タンカーほかの資料の供与等を改正 ※船舶構造規則(点検用交通設備等)
H16.3.31	国交省令第34号	H16.3.31	電子情報処理組織による手数料の現金納付(各規則)
H16.4.21	法律第36号	H17.5.19	船舶による汚染防止のための国際条約議定書(大気汚染)発効による改正
H16.4.26	国交省令第61号	H16.7.1	検査手帳、履歴記録、IMO識別番号 ※H16.4.14「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保に関する法律」7.1施行 ※設備規程(AIS猶予期間)
H16.10.28	国交省令第93号	H17.3.1	海防法名称変更による条文整備(各規則)
H16.11.24	国交省令第95号	H17.1.1	満喫規則改正による整備 ※復原性規則(2003年LL改正/範囲拡大)
(2005年) H17.3.7	国交省令第12号	H17.3.7	登記事項証明書に条文修正 ※H17.3.31国海安第165号の2(放出量確認)
H17.3.28	国交省令第19号	H17.4.1	(手数料改定) ※H17.5.19MARPOL附属書VI(大気汚染)発効(国際航海船はH12.1.1発効済)
H17.4.27	国交省令第53号	H17.7.1	設備規程(船橋視界等)改正等による条文修正 (一部4.27)
H17.7.26	法律第87号	H18.5.1	会社法施行による改正
(2006年) H18.3.23	国交省令第12号	H18.4.1	船舶検査証書の様式変更
H18.3.31	国交省令第31号	H18.7.1	安全管理手引書ほか ※同設備規程改正(SOLAS2004/改正浸水警報装置、許容荷重表示など)
(2006年) H18.6.2	法律第50号	H18.5.1	一般社団・財団法人法施行による改正
H18.10.18	国交省令第102号	H19.1.1	平水液体油脂ばら積船危険物船より除外 ※同危規則改MARPOL/IBCコード ※H18.6.21公布「バリアフリー法」12.15～
(2007年) H19.3.1	国交省令第9号	H19.3.1	沿海区域改正(トカラ列島と奄美群島の接続水域を編入) ※機関規則H19.7.2改正

公布	名称	施行	主な改正内容等
(2008年) H20.10.29	国交省令第88号	H21.1.1	区画規程・復原性規則の改正等による条文整理 ※区画規程・復原性規則H20.10.29全面改正
H20.12.19	国交省令第100号	H21.1.1	履歴記録にIMO所有者&会社識別番号追加 ※設備規程H20.12.22改正(LRIT) 同危規則/同告示改正
(2009年) H21.12.22	国交省令第69号	H22.1.1	平水区域修正 ※同設備規程(乗降船設備ほか) 漁特程・救命設備規則・小安則(搜索救助用位置指示送信装置ほか) 消防設備規則(消火器)改正
H21.12.25	国交省令第70号	H22.1.1	第69号改正。 ※「穀類その他の特殊貨物船舶運送規則」を「特殊貨物船舶運送規則」に省令名変更、同じく、証書省令は「海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令」に省令名変更。
(2011年) H23.5.31	国交省令第45号	H23.5.31	(手数料改定) ※同設備規程(船橋航海当直警報装置)改正 「安全なコンテナに関する国際条約」発効
H23.6.24	法律第74号	H23.7.15	情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律施行による改正
H23.12.28	国交省令第110号	H24.1.1	設備規程(コンテナの荷重)改正による/経過措置(H24.1.1現存コンテナの荷重)※消防規(固定式炭化水素ガス検知装置)構造規改正
(2012年) H24.6.29	国交省令第65号	H24.7.1	(一部H25.1.1) 水先人はしごの使用制限 ※同設備規程改正(ECDIS、水先人設備) 救命設備規則、消防設備規則改正
H24.9.12	法律第89号	H25.1.1	船級船の無線設備検査見做拡大、証書の5月延長ほか /一部H24.9.12/一部H24.11.1 同日海防法改正(地球温暖化対策等)
H24.9.14	国交省令第75号	H24.9.19	原子力規制委員会設置法施行による整備(原子炉設備等を削除)
H24.12.28	国交省令第91号	H25.1.1	船級船の無線関係修正、検査証書有効期間延長(5月延長含む)、旅客船中間検査 ※同危規則改正(危険物運送船適合証の有効期間)
(2013年) H25.6.28	国交省令第56号	H25.6.28	沿海区域の範囲拡大 ※設備規程(原則1室1人など船員設備の規制強化)
(2014年) H26.3.31	国交省令第37号	H26.4.1	(手数料改定)
H26.6.2	国交省令第53号	H26.6.2	設備規程(船内騒音防止措置)改正に伴う整備
H26.6.13	法律第69号	H26.4.1	行政不服審査法施行による改正
H26.6.30	国交省令第59号	H26.7.1	コンテナ関係:安全承認板、荷重を質量に表記変更 ※同設備規程改正 ※H26.6.18海防法改正/船舶バラスト水規制管理条約(H29.9.8発効)
(2015年) H27.12.22	国交省令第85号	H28.1.1	1974年のSOLAS条約附属書等の改正対応、平水区域修正(手数料) ※消防設備規則、設備規程、救命設備規則、漁特程、防火構造規程、危規則(IBCコード対応)改正
(2016年) H28.6.24	国交省令第52号	H28.7.1	(手数料改定) ※同設備規程(持運び式ガス検知器)改正 SOLAS/SE改訂 ※危規則H28.3.23(危険物取扱規程/IGCコード対応)
H28.7.1	国交省令第58号	H28.7.1	適用除外船舶の拡大(H28.9.20国土交通告示1078国際競技団体等の競技会に使用する船舶)
H28.12.26	国交省令第84号	H29.1.1	極海域航行船における安全航行情報資料の供与。 ※設備規程、区画規程、復原性規則、危規則、救命設備規則、消防設備規則、証書省令、機関規則、海防法検査規則改正
(備考)	「トピックス」欄は、船舶安全法又は同法施行規則の改正概要等を記載したほか、同時期に制定又は改正されたその他の法律、条約、政省令、告示等を参考のため記載し、「※」印を付した。 なお、「※同」とあるのは、左に記載の法律又は省令の改正日と同日であることを示す。		

第1章 船舶安全法の概要

船舶安全法(昭和8年3月15日法律第11号)は、船舶の堪航性の保持と人命の安全確保を目的として、航行の用に供する船舶の施設等の要件を定め、規制する法律である。

本章は、同法の理念と同法に係る政令、省令及び告示等の構成(第1節)を概観した上で、法成立に至るまでの歴史的背景(第2節)、第二次世界大戦後の技術革新や国際条約等との関係における改正過程(第3節)を俯瞰することにより、同法と周辺法令が構成する体系、すなわち船舶安全法体系の過去と現在について理解を深めることを目的とする。

第1節 船舶安全法の理念と体系

1. 船舶安全法の基本理念

人間社会に深い関わりを有する運送・交通の手段の中で、船舶の歴史は、鉄道・自動車・航空機に比べ桁外れに古く、その起源は先史時代に遡るといえる。人類の祖先の足跡は、遠くアフリカ大陸に発し、150万年前にはユーラシア大陸各地に至ったとされるが、海を隔てたオーストラリア大陸に届いたのが約45000年前、日本へは約35000年前であったとされ、諸処の研究において、島嶼(とうしょ)部への移動は船なしには不可能であったと説明されている。

21世紀の現代、世界中に張り巡らされた鉄道網、道路網そして航空路線網が人間の活動域を時間的にも空間的にも飛躍的に拡大し、日常生活や人的移動において速度と利便性追求の傾向は顕著であるが、実際には、拡大を続ける世界経済を支える同時多量運搬の物流要請にこたえられるのは船舶においてほかにない。殊に、全貿易輸送量に占める海運の割合が99.6%にものぼり(2015年国土交通省「海事レポート」)、周囲を海に囲まれた広大な島嶼(とうしょ)域を有するわが国においては国土面積38万km²足らずに対し、内水、領海、排他的経済水域で合計約447万km²とライフライン確保における船舶への依存は極めて大きく、旅客輸送や物流を担う船舶において、ひとたび気象・海象等への対処を誤れば、社会に与える影響は甚大であるため、海上活動に関与する人と船舶について、国家が諸般の規制を行い、技能・装備を充実させる必要があると認められる所以である。(巻末資料：「日本周辺図」及び「近海区域、漁業従業区域及びEEZ概念図」参照)

「船舶安全法」は、その第1条で「日本船舶ハ本法ニ依リ其堪航性ヲ保持シ且人命ノ安全ヲ保持スルニ必要ナル施設ヲ為スニ非ザレバ之ヲ航行ノ用ニ供スルコトヲ得ス」と船舶の航海供用の要件を定め、通常遭遇する気象・海象下の航行に耐えうる十分な構造強度と水密性を有する船体、風浪により転覆しない復原性能、適正な能力の推進装置や発電機を備えること等の十分な「堪航性」を確保したうえで、「人命の安全」を保持するために、万が一の衝突や火災といった危険を想定し、水密区画、防火構造及び消火設備、退船の余儀ない場合における救命設備、乗船者の安全環境として適正な居住、衛生及び荷役設備等の施設を幅広く要求している。これが同法の第一の理念であり、この理念の実現のため、船舶所有者に対し、関係諸設備の施設・維持、一定の国の検査の受検

を義務付けるほか、操船性能や危険物の取扱等、安全航行に必要な資料の提供義務を課している。

なお、船舶の安全を総合的に担保するには、海を介して諸外国と往来する航海の性質上、国際的な統一基準を定め国際協力を推進していくことが不可欠であり、20世紀の国際関係においては、国際法を基調として必要な事項を条約で定め、加入各国が順次これを批准して自国の海事法制に取り入れる方式が標準となった。

船舶安全法は、当初から「1929年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）」と「1930年の国際満載喫水線条約（LL条約）」の内容に準拠して成立した法律であるため、第27条において「船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ関シ条約ニ別段ノ規定アルトキハ其ノ規定ニ従フ」と条約の優先を規定しており、これが国際法の遵守を基軸とする船舶安全法の第二の理念であるという解釈も可能である。

第二次世界大戦の終結後、国際連合は、海上の安全確保等を主目的とする海事専門機関の設置を検討し、昭和23年（1948年）3月、ジュネーブにおいて国際連合海事会議を開催、IMCO条約を採択した。IMCOは「政府間海事協議機関」の略称であったが、当時日本は平和条約等の戦後処理未完のため招請されず、同条約は昭和33年（1958年）3月、わが国の受諾書寄託により発効した。その後、昭和50年（1975年）11月、加盟国の増加に鑑み、活動内容の拡大と名称についてIMCO条約の改正が採択されて昭和57年（1975年）5月に発効、国際海事機関（International Maritime Organization）（以下、「IMO」という。）と改称され、現在に至っている。2016年1月現在の加盟国数は171カ国（準加盟3地域：香港、マカオ及びフェロー諸島）に及び、IMCOからIMOへと引き継がれてきた国際協調の取決めはわが国を含む各国で共有され、航海の安全性を高めてきた。

IMOの活動は、「1974年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）」と「1966年の満載喫水線条約（LL条約）」という船舶安全法の最も重要な法源というべき条約以外にも、国際的な統一指標としてのトン数算出の基礎となる「船舶トン数測度条約（TONNAGE条約）」、海上の衝突事故防止のため、航法と燈火及び信号の規則を定めた「海上衝突予防条約（COLREG条約）」、船舶の運航による海洋汚染防止のための「海洋汚染防止条約（MARPOL条約）」、船員の資格に関する「船員の訓練・資格証明・当直基準条約（STCW条約）」など多岐に亘る。

特に近年は、船舶各個の堪航性や人命の安全だけでなく、その直接的な舞台である海洋はもちろん、地球環境全体の保全を含む国際的な取り組みの進展が顕著である。

また、従来、国際海事条約においては、「船舶は、その旗を掲げる国の管轄権に従う」という「旗国主義」が根本原則だったが、今日では、船舶の便宜置籍が常態化した中で海洋汚染事故や海賊等による事件が多発するなど、船舶の運航を取り巻く経済社会環境の変化を受け、旗国以外の締約国による管轄権の行使について詳細な規定が設けられることとなった。具体的には、寄港する外国船に対して実施される立入検査（Port State Control）（以下、「PSC」という。）を含む寄港国や沿岸国の権限強化が図られており、国際協調という基本理念にとどまらず、国際基準を満たさない船舶（サブスタンダード船）を排除し、SOLAS条約ほか各種条約の実効性を担保するPSCに関する覚書が世界各地において採択されている。

「国際条約」の基礎知識

条約は、古来慣習法として形成されてきた二国間あるいは多数国間の取り決めであり、その運用の明確な成文化が永らく期待され議論された結果、1969年5月23日国連国際法委員会において採択された「条約法に関するウィーン条約」（通称：条約法条約、日本は1981年8月1日に加入した。）において、「条約とは、国の間において文書の形式により締結され、国際法によって規律される国際的な合意（単一の文書によるものであるか二以上の文書によるものであるかを問わず、また名称の如何を問わない。）をいう」と定義された。さらに、国際機関の関与に関しては、1986年3月21日「国と国際機関との間または国際機関相互の間の条約についての法に関するウィーン条約」（通称：国際機関条約法条約）が採択され、これを補完している。なお、ここで「採択」（adoption）とは、国際機関の総会等の場で条約文が確定することをいう。

包括的な内容の条約の名称には、一般的に Treaty または Convention が用いられ、実施の技術基準等に係る条約は協定（Agreement）とする例が多い。また、議定書（Protocol）は、既存の条約と密接な関係を有し、それを補完する内容、例えば、用語の定義や例外の画定、具体的な協力や規制内容を定める場合、本体条約を形式的に改めることなくその一部の改正や義務の追加を行う場合、または一部の国に受け入れがたい条項を切り離して選択的に締結可能とする場合等に用いられるとされている。

条約法条約第11条第1項は、「条約に拘束されることについての国の同意は、署名、条約を構成する文書の交換、批准、受諾、承認若しくは加入によりまたは合意がある場合には他の方法により表明することができる」と規定する。一般的に多数国間条約では、採択に際しての署名は、条約文の確定に関する賛意表明ではあっても、必ずしも最終的な同意を意味するものではなく、実務的には、批准書・受諾書・承認書・加入書として下記のいずれかにより条約の寄託者に寄託（deposit）し、手続きが完了する。

記

- (1) 「批准」（ratification）とは、（批准を条件として）国の代表者により署名が行われた後、条約締結権限をもつ国の最高機関が国家の名において条約を確定的に受け入れ、履行する旨行う最も厳格な同意方式であり、日本では閣議決定により天皇の認証のもとに批准書が作成される。条約を締結することは内閣の所掌事務の一つと定められているが、「事前に、時宜によっては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。」（憲法第73条第3号但し書き）と規定されている。
- (2) 「受諾」（acceptance）または「承認」（approval）は、第二次世界大戦後に進展した条約慣行であり、署名を行うことなく条約に拘束されることへの同意を表明する方式、または、拘束的性質を有しない署名の後に行われる最終的な同意の表明の方式であるとされる。日本では、多くの場合、国会の承認を経て閣議を行い外務大臣の署名において実施される。
- (3) 「加入」（accession）とは、一般的に他の外国間で採択または発効済の場合等、署名を行うことなく条約に拘束される旨の同意を表明する方式である。
なお、条約法条約において「締約国」とは、条約（効力を生じているか否かを問わない。）に拘束されることに同意した国、「当事国」とは、条約に拘束されることに同意し、かつ、自国において条約の効力が生じている国をいう。

2. 船舶安全法と関連法令体系

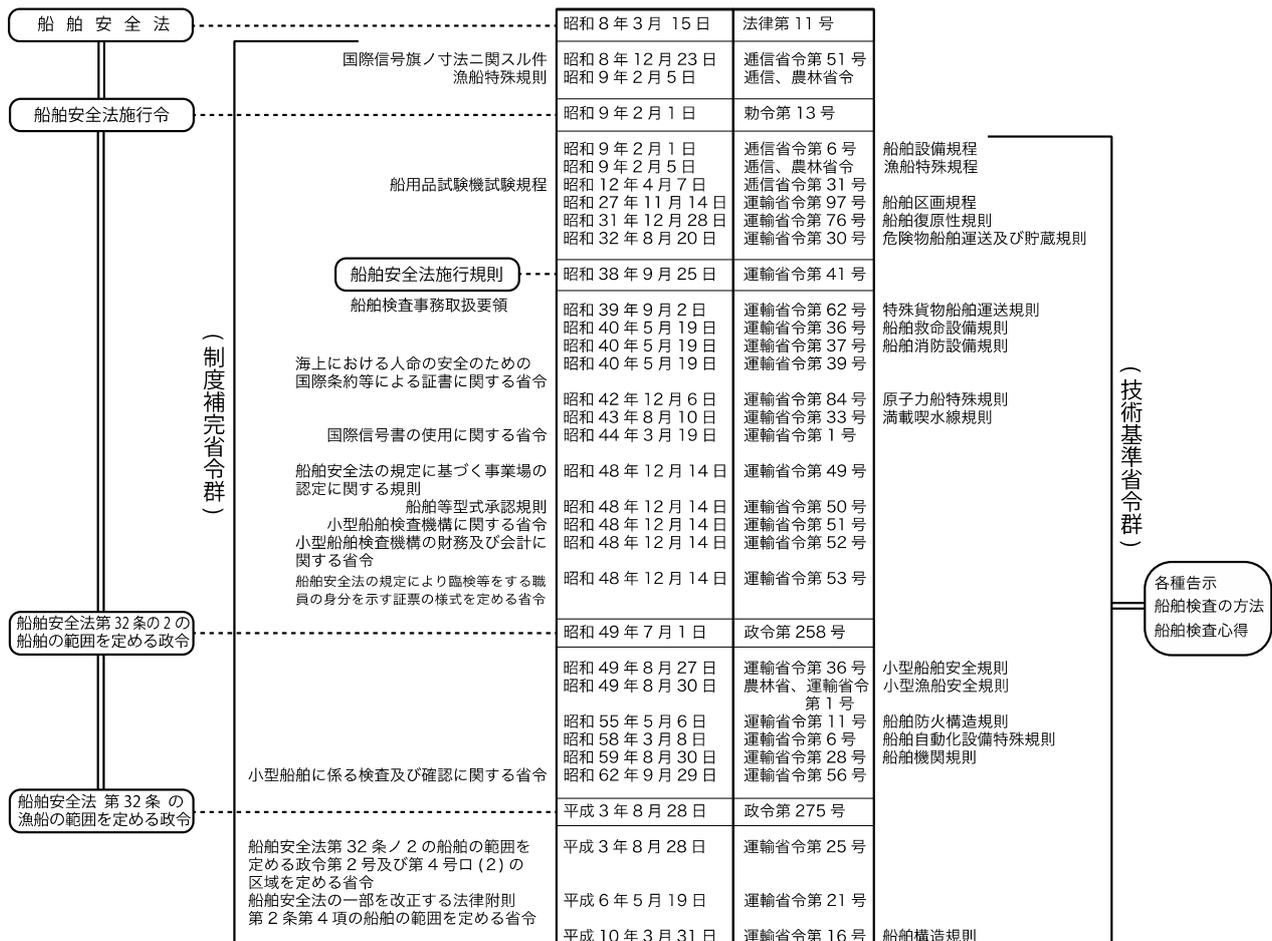
(1) 船舶安全法の法令構成

船舶安全法は、法の実施手続を規定する船舶安全法施行規則をはじめとして、多くの関連省令に詳細規定を分散して明示し、概ね下図のとおり構成されている。

同法は、背景となる国際条約の複雑な規制内容を反映して、船舶安全法施行規則を要とし、多様な政省令により詳細規定を体系的に分散明示させている。(表1参照)

この体系は、主として法を補完し、法の適用範囲を画定する関係政令(表2参照)、法を実施するための手続の詳細と制度の内容を定める各省令(表3参照)、それに船舶の施設に係る技術上の基準を明示する技術基準省令(表4参照)によって構成され、船舶が技術基準に適合するか否かの確認事項や各省令の運用のため、国土交通省において各種の告示を制定するとともに、検査制度の合理的で円滑な実施を目的として、「船舶検査の方法」や「船舶検査心得」等の訓令や示達等が定められている。

＜船舶安全法と政省令等の構成図＞



(2) 船舶安全法と関係各省令の補完・参照関係

船舶安全法は、船舶安全法施行規則をはじめとする省令群を活用して、船舶の堪航性と安全航行の確保のための規制を体系的に定めている。

以下の表-1は、法の条文に沿って、補完・参照関係にある施行規則及びその他の国土交通省令を並置し、このような関係の概略を示したものである。具体的には、条文において国土交通省令(表-1では包括的に「省令」という。)が言及される場合、または「国土交通大臣(表-1では「大臣」という。)が定める」とされる場合、*a~*zまでの文字を付記し、右欄に補完または参照の関係にある事項を配することを原則とした。

(表1) 法と施行規則ほか関係省令の補完・参照関係表

船舶安全法 ((*)の事項は、右欄の省令を参照のこと。)		船舶安全法施行規則又は関係省令 (施行規則以外を参照の場合は【】括弧で囲む。)
(第1章 船舶の施設)		第1条(定義)
第1条 日本船舶航行供用の要件		国際航海、漁船、危険物ばら積船、特殊船、小型兼用船、平水区域、沿海区域、近海区域、遠洋区域、A1水域、A2水域、A3水域、A4水域、管海官庁、船齢、法の用語例
第2条 船舶の所要施設 第1項 所要施設(省令*a) 第2項 前項の適用除外 (*b、*c)	*a	法第1項の省令 【(5)「技術基準省令」表4】参照
	*b	第2条 第1項 適用除外 (法第2項の大臣の定める小型の舟)
	*c	第2項 適用除外 (法第2項の大臣の特に定める船舶)
第3条 満載喫水線の標示を要する船 (省令*d)		*d 【船舶満載喫水線規則、船舶区画規程】参照
但書 標示の免除(*e)		*e 第3条 満載喫水線の標示を免除される船
第4条第1項 無線電信等の施設(省令*f)		*f 【船舶設備規程】参照
		第60条の5 無線設備の保守等 第60条の6 設備の二重化
第1項 但書 施設の免除(*g)		*g 第4条 無線電信等の施設を免除される船
第2項 適用除外(省令*h)		*h 第4条の2 無線電信等の施設の適用除外船
第5条 検査の種類と受検すべき時期		第14条の2 小型船舶の検査受検場所等の指定 第15条 検査の引継ぎ又は委嘱
一 定期検査		第17条 定期検査
二 中間検査		第18条 中間検査
三 臨時検査(省令*i)		*i 第19条 臨時検査
四 臨時航行検査		第19条の2 臨時航行検査
五 特別検査		第20条 特別検査
第6条第1項 製造検査(長さ30m以上)		第45条 合格証明書及び証印
第1項但書 省令(*j)		*j 第21条 製造検査の免除
第2項 製造検査の任意受検 (長さ30m未満)		第45条 合格証明書及び証印

第3項 予備検査(*k)	*k	第22条 予備検査を受けることができる物件
第4項 検査の省略(*l)	*l	第16条 検査の省略
		第23条 検査の準備
		第24条 定期検査
		第25条 中間検査
		第26条 臨時検査及び臨時航行検査
		第27条 特別検査
		第28条 製造検査
		第29条 予備検査
		第30条 特殊な設備又は構造に係る準備
		第31条 検査申請書
		第32条 書類の提出
第65条の6 準備検査		
第6条の2 製造・改造・修理認定事業場(*m)	*m	【船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則】参照
第6条の3 整備認定事業場(*m)		
第6条の4 型式承認及び検定(*n)	*n	【船舶等型式承認規則】参照
第6条の5 登録検査確認機関(*o)	*o	【小型船舶に係る検査及び確認に関する省令】参照
第7条 管海官庁		
第7条の2 小型船舶検査機構		
除外規定(省令*p)	*p	第14条 管海官庁が検査を行う小型船舶
		第14条の2 小型船舶の受検場所等の指定
第8条 船級船の見做措置		第46条第2項 船舶検査手帳への記載
		第47条の16～19 船級協会 報告書等
見做措置の例外事項(省令*q)	*q	第48条の5 省令で定める検査 【危険物船舶運送及び貯蔵規則】参照 危規則第45条の防災等の措置に関する検査
第9条 第1項 船舶検査証書及び船舶検査済票 の交付(後者は小型船舶のみ)、 航行区域(従業制限)、最大搭載 人員、制限汽圧、満載喫水線		第5条、第6条、第7条 航行区域の種類と決定
		第8条、第9条 最大搭載人員の種類と算定 【船舶設備規程】・【小型船舶安全規則】 【漁船特殊規程】・【小型漁船安全規則】参照
		第10条 制限汽圧 【船舶機関規則】参照
		第11条 満載喫水線 【満載喫水線規則】・【船舶区画規程】参照
		第12条 その他の航行上の条件
		第12条の2 安全管理手引書
		第13条、第13条の2、第13条の3 小型兼用船の施設等 【漁船以外の船舶に係る技術基準省令】 【小型漁船安全規則】参照

			第13条の4、第13条の5 高速船の施設等 【高速船コード*】参照 *高速船コードとは、SOLAS条約第X章第1規則の高速船に関する国際規制をいう。
			第33条 船舶検査証書の様式
			第34条 船舶検査証書の交付申請
			第41条 船舶検査証書の返納
第2項 臨時航行許可証の交付			第19条の2 臨時航行検査
			第43条の2 臨時航行許可証の交付申請
第3項 製造検査の合格証明書・証印			第45条 法第6条の検査に係る法第9条第3項の合格証明書及び証印
第4項 検定に係る合格証明書・証印			
第5項 型式承認の標示(省令*r)	*r	(省令ヲ以テ定ムル標示)【船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則】参照	
第6項 船級協会の定めた制限汽圧及び満載喫水線に係る見做し規定			
第10条第1項 船舶検査証書の有効期間 第1項但書 省令(*s)	*s	第35条 小型船舶であっても船舶検査証書の有効期間が5年である船舶 ① 危険物ばら積船 ② 特殊船 ③ ボイラを有する船舶 【船舶機関規則】参照 ④ 結合した二の船舶(施行規則第13条の6の適用船)	
第2項 省令(*t)	*t	第46条の2 船舶検査証書の有効期間延長(3月)	
第3項 省令(*u)	*u	第46条の3 船舶検査証書の有効期間延長(5月)	
			第46条の4 国際航海旅客船の中間検査の延期
第10条の2 船舶検査手帳の交付			第36条 船舶検査証書の有効期間
			第37条 船舶検査証書の返付
			第38条 船舶検査証書の書換え
			第39条 船舶検査証書の再交付
第10条の3 船舶検査証書等の備置等(*v)			*v
			第40条 船舶検査証書の備置
			第42条 船舶検査済票
			第43条 臨時航行許可証
			第46条 船舶検査手帳
第11条～第13条 再検査・再検定申請、認定事業場の臨検、報告、その他処分、申立等(*w)			*w
			第49条 再検査
			第50条 船舶乗組員の申立
			第50条の2 報告等
第14条 船舶検査官			
第15条 同等効力			
第17条 罰則			
第18条 罰則	一 省令(*x)	*x	第44条 証書を受有せずに航行できる場合
	九 省令(*y)	*y	第19条 臨時検査
第19条～第25条 罰則			

(第2章 小型船舶検査機構) 第1節～第8節、第25条の2～45		第48条 小型船舶検査機構の管轄区域
		第48条の2 検査の申請等
		第48条の3 検査事務等の引継
		第48条の4 管海官庁検査事務等の引継
(第3章 登録検定機関等) 第1節 第25条の46～66 登録検定機関		第47条～第47条の12 登録検定機関
第2節 第25条の67～68 登録検査確認機関	*o	第47条の13～15 登録検査確認機関
第3節 第25条の69～72 船級協会		第47条の16～19 船級協会
		第47条の24～26 証書発給船級協会
		第47条の27～31 旅費の額の計算に関し必要な細目
(第4章 雑則)		
第26条 船舶管理人及び船舶借入人		
第27条 条約の優先効力		
第28条 航行上の危険防止 第1項～第4項 省令(*z)	*z	【危険物船舶運送及び貯蔵規則】(*z) 【特殊貨物船舶運送規則】(*z) 【国際信号書の使用に関する省令】(*z)
第5項～第7項 登録検査機関		第47条の20～23 登録検査機関
第29条の3 第1項 船舶の堪航性及び人命の安全に関する条約 の施行に関し必要な事項を省令に委任		
第2項～第3項 船級協会による証書発給		
第29条の4 手数料		
第29条の5 審査請求		
第29条の6 職権委任		
第29条の7 非日本船舶に対する準用		
第29条の8 政令・命令の経過措置		
		第51条 資料の供与等 船級協会の承認に係る見做し規定 第8項 資料:第1号、第4号、第5号、 第6号、第7号、第14号 第9項 復原性計算機(第3項)
		第55条の2 コンテナに関する書類
		第55条の3 図面
		第56条、第56条の2、第56条の3 制限荷重等の指定
		第57条 揚貨装具の制限荷重 第58条～第58条の4 制限荷重等の標示
		第59条 使用制限等
		第60条～第60条の4 揚貨装具・昇降機・焼却炉・コンテナの点検

	第 61 条～第 61 条の 3、第 62 条 検査記録簿等
	第 63 条 救命信号
	第 64 条 水先人用はしごの使用制限
	第 65 条 防汚方法
	第 65 条の 2 船橋からの視界
	第 65 条の 3 曳航索の設置
	第 65 条の 4 国際海事機関船舶識別番号
	第 65 条の 5 読替え
	第 66 条 手数料
	第 66 条の 2 総トン数
	第 67 条～第 69 条 罰則
附則 施行期日(第 30 条) 施設強制の不適用 (第 32 条、第 32 条の 2、第 33 条) 法律の廃止(第 31 条) 経過規定と読替規定 (第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条)	

(3) 船舶安全法施行令ほかの政令

関連する 3 つの政令は、いずれも法を補完し法の適用範囲を画定するものである。

(表 2) 船舶安全法の関連政令

1	船舶安全法施行令 (昭和 9 年 2 月 1 日勅令第 13 号)	非日本船舶に対する準用 (法 29 条の 7 関係) 独立行政法人 (法 29 条の 4 関係) 農林水産大臣との事前協議事項
2	船舶安全法第 32 条の漁船の範囲を定める政令(昭和 49 年 7 月 1 日政令第 258 号)	専ら本邦の海岸から 12 海里以内の海面又は内水面において操業する総トン数 20 トン未満の漁船は、当分の間、法 2 条 1 項の施設義務が適用されない。
3	船舶安全法第 32 条の 2 の船舶の範囲を定める政令 (平成 3 年 8 月 28 日政令第 275 号)	沿海区域長さ 12m 未満の船舶、平水区域非旅客船、総トン数 20 トン未満の漁船等は、当分の間、法 4 条 1 項の (無線設備等) 施設義務が適用されない。

(4) 船舶安全法施行規則と関係省令

下表の省令は、船舶安全法施行規則を筆頭に、主として制度の詳細を規定している。

(表 3) 船舶安全法に係る実施手続等を定めた省令

1	漁船特殊規則 (昭和 9 年 2 月 5 日通信省・農林省令)	法 9 条 / 法 29 条の 3
2	船舶安全法施行規則 (昭和 38 年 9 月 25 日運輸省令第 41 号)	法 29 条の 3
3	海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令 (昭和 40 年 5 月 19 日運輸省令第 39 号)	法 29 条の 3

4	国際信号書の使用に関する省令 (昭和44年3月19日運輸省令第1号) 参考：国際信号旗の寸法ニ関スル件 (昭和8年12月23日逓信省令第49号)	法28条 / 法29条の3
5	船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則 (昭和48年12月14日運輸省令第49号)	法6条の2 / 法6条の3 / 法6条の4・2項 法9条5項 / 法12条1項及び2項 / 法29条の3 / 法29条の4・1項 / 法29条の6
6	船舶等型式承認規則 (昭和48年12月14日運輸省令第50号)	法6条の2 / 法6条の3 / 法6条の4・2項 法9条5項 / 法12条1項及び2項 / 法29条の3 / 法29条の4・1項 / 法29条の6
7	小型船舶検査機構に関する省令 (昭和48年12月14日運輸省令第51号)	法25条の10・3項 / 法25条の28・2項 法25条の29・3項 / 法25条の30・2項 法25条の31 / 法29条の3
8	小型船舶検査機構の財務及び会計に関する省令 (昭和48年12月14日運輸省令第52号)	法25条の38
9	船舶安全法の規定により臨検等をする職員の身分を示す証票の様式を定める省令 (昭和48年12月14日運輸省令第53号)	法28条
10	小型船舶に係る検査及び確認に関する省令 (昭和62年9月29日運輸省令第56号)	法6条の5 / 法29条の3
11	船舶安全法第32条の2の船舶の範囲を定める政令第2号及び第4号ロ(2)の区域を定める省令 (平成3年8月28日運輸省令第25号)	法第32条の2

(5) 技術基準省令

船舶安全法第2条第1項、第3条及び第4条の施設義務に係る関係省令(表4)は「技術基準省令」と総称される。

法29条の3に「本法並ニ船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ関スル条約ノ施行ニ関シ必要ナル事項ハ国土交通省令(漁船ノミニ関スルモノニ付テハ国土交通省令・農林水産省令)ヲ以テ之ヲ定ム」とあるとおり、一部については農林水産省との共同省令である。該当する省令に漁船特殊規則と漁船特殊規程(いずれも昭和9年逓信省・農林省令)があり、前者は制度の詳細を定めた省令、後者はいわゆる技術基準省令である。

(表4) 船舶安全法に係る技術基準等を定めた省令(法2条1項、法29条の8)

1	船 体	船舶構造規則 / 船舶区画規程 / 船舶防火構造規則 船舶復原性規則 / 危険物船舶運送及び貯蔵規則 特殊貨物船舶運送規則 / 原子力船特殊規則 小型船舶安全規則 / 漁船特殊規程 / 小型漁船安全規則
2	機 関	船舶機関規則 / 船舶自動化設備特殊規則 小型船舶安全規則 / 漁船特殊規程 / 小型漁船安全規則
3	帆 装	船舶設備規程 / 漁船特殊規程
4	排水設備	船舶構造規則 / 船舶機関規則 / 船舶区画規程 小型船舶安全規則 / 漁船特殊規程 / 小型漁船安全規則

5	操舵、繫船及揚錨ノ設備	船舶設備規程 / 船舶自動化設備特殊規則 小型船舶安全規則 / 漁船特殊規程 / 小型漁船安全規則
6	救命及消防ノ設備	船舶救命設備規則/船舶消防設備規則 / 小型船舶安全規則 漁船特殊規程 / 小型漁船安全規則
7	居住設備	船舶設備規程 / 小型船舶安全規則 / 漁船特殊規程 小型漁船安全規則
8	衛生設備	船舶設備規程 / 小型船舶安全規則 / 漁船特殊規程 小型漁船安全規則
9	航海用具	船舶設備規程 / 船舶自動化設備特殊規則 小型船舶安全規則 / 漁船特殊規程 / 小型漁船安全規則
10	危険物其ノ他ノ特殊貨物 ノ積附設備	船舶設備規程 / 危険物船舶運送及び貯蔵規則 特殊貨物船舶運送規則
11	荷役其ノ他ノ作業ノ設備	船舶設備規程 / 船舶自動化設備特殊規則
12	電気設備	船舶設備規程 / 小型船舶安全規則 / 小型漁船安全規則
13	前各号ノ外主務大臣ニ於 テ特ニ定ムル事項	船舶安全法施行規則 / 船舶設備規程 船舶自動化設備特殊規則

(6) 周辺法令を含めた法令体系

船舶安全法は、SOLAS 条約をはじめ、国際海事機関（IMO）において採択された条約の内容を国内法に取り入れ、経過措置を組み合わせながら順次施行するという特異な機能を果たしてきたが、その理念の達成には、船舶及び設備用具の性能向上のほか、業務に就く船員の技能資質の向上、運航管理における適切な情報提供、航路を取り巻く海洋環境の保全、港湾等における保安確保といった多面的な制度支援が欠かせない。

海事法制は船舶という特異な環境に適用するものであり、IMO においては、複数の隣接的な条約体系を、各種専門部門の委員会が分掌している。

同様に、国内制度においても、「海上交通安全法」、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」など、別の法律ではあるが関係の深いものがあり、このような周辺法令の制定・改正過程についても、船舶安全法の沿革と並行して読み進める必要がある。以下、参照すべき主要法律を列挙する。

(表5) 参照すべき主要法令

商法（明治 32 年 3 月 9 日法律第 48 号） / 船舶法（明治 32 年 3 月 8 日法律第 46 号） 船員法（昭和 22 年 9 月 1 日法律第 100 号） / 港則法（昭和 23 年 7 月 15 日法律第 174 号） 海上運送法（昭和 24 年 6 月 1 日法律第 187 号） / 漁業法（昭和 24 年 12 月 15 日法律第 267 号） 電波法（昭和 25 年 5 月 2 日法律第 131 号） / 漁港漁場整備法（昭和 25 年 5 月 2 日法律第 137 号） 漁船法（昭和 25 年 5 月 13 日法律第 178 号） / 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年 4 月 16 日法律第 149 号） 内航海運業法（昭和 27 年 5 月 27 日法律第 151 号） / 離島航路整備法（昭和 27 年 7 月 4 日法律第 226 号） 国際海上物品運送法（昭和 32 年 6 月 13 日法律第 172 号） 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 136 号）

海上交通安全法（昭和 47 年 7 月 3 日法律第 115 号）
船舶油濁損害賠償保障法（昭和 50 年 12 月 27 日法律第 95 号）
船舶のトン数の測度に関する法律（昭和 55 年 5 月 6 日法律第 40 号）
貨物利用運送事業法（平成元年 12 月 19 日法律第 82 号）
小型船舶の登録等に関する法律（平成 13 年 7 月 4 日法律第 102 号）
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成 16 年 4 月 14 日法律第 31 号）
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年 6 月 21 日法律第 91 号）
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年 5 月 25 日法律第 59 号）

第 2 節 船舶安全法の成立と沿革

1. 明治初年における船舶事業の振興と制度の変遷

わが国における本格的な船舶の検査制度は、明治 17(1884)年の「西洋形船舶検査規則」に始まったとされるが、開国以来、国体における艦船の充実と自国民による海運企業の近代化推進が重要となることは明白であったため、国内船舶の実態把握と改善、そして運航規制をはじめとする管船制度確立の必要性は、明治の初年より認識され、模索されていた。

明治 2(1869)年、太政官は、船体の脆弱な和船に対する西洋形船舶の優位性を諸藩及び国民に布告し、十分調査の上外国船を購入するよう推奨するとともに、購入は一般人にも許可される旨示達した。さらに明治 3 年、政府が主体となり、民間の出資を募って政府諸藩の所有船を委託する回漕会社を設立、東京-大阪間の定期航路を開設した。対外航路における外国船による占有状況を脱するためにも、まず国内海運企業の育成振興が必要だったのである。この会社は数年後業績不振により解散するが、この間に、明治 7(1874)年、三菱蒸気船会社が各地に航路を開設、政府の支援を受けて支配船を増やし、明治 8(1875)年、郵便汽船三菱会社と社名を改めて最大の海運会社となり、明治 15(1882)年に創立された後発の共同運輸会社との激しい競合の末、明治 18(1885)年には両社が合併して日本郵船会社を創立した。同じ時期には、瀬戸内海の個別船主をまとめ、船舶の提供を受けて明治 17(1884)年に創設された大阪商船会社が海運に参入した。一方、明治 9(1876)年創設の三井物産は、当初官営三池炭の委託販売権を得て自社船により上海航路を運営していたが、その後払下げを受け販路を香港・シンガポールに拡大するなど、国内船社の強化は紆余曲折を経ながらも進捗していった。

海上交通の面では、明治初頭の日本沿岸は、当初開港であった下田に始まり、函館、長崎、横浜、神戸、新潟と開港場が加わるにつれ、外国より寄港の捕鯨船や商船など西洋形船舶と日本形帆船が混淆輻輳(こんこうふくそう)し、未だ旧来の慣習法の下に運航する沿岸の船に夜間航行における灯火表示の必要など知る由もなく、航法の周知統一を欠いて危険な状況にあったとされる。太政官はイギリスが主導し当時欧米で通用していた航海規則を参考に、明治 3(1870)年 1 月「郵船商船規則」を布告、初めて国旗や船灯の概念を導入した。さらに明治 5(1872)年 7 月、海軍省の具申により航法を含め詳細を規定した「船燈規則」が制定されたのである。

明治新政府における国内の管船事務は、当初の内国事務局から会計官の下に設置された駅通司に委ねられた後、明治2(1869)年駅通司は民部官に移管、その後貿易商船を管掌する大蔵省所管の通商司との管轄調整を経て、明治4(1871)年大蔵省の管轄となり、駅通寮と改称された。さらに明治7(1874)年駅通寮は新設された内務省の傘下に入り、同年船舶課が管船課と改称、事実上管船事務全般を統括することとなった。

この間、明治6(1873)年には駅通寮が関与して「危害ヲ生スヘキ物品船積法則」が成立した。これは、火薬・硝石等の危険物をみだりに船積みすることに伴う災害の発生を防止することを目的とするものであり、国において統一的な基準を設定し、これを遵守すべき義務を船舶所有者並びに船長に課すことによって船舶の堪航性及び人命の確保を図ることを目的とした最初の規則であった。その後も周知普及は十分ではないものの、日本沿岸の海上交通の安全規制は徐々に法制化されることとなる。船燈規則の改正検討の結果、明治7(1874)年に「海上衝突予防規則」が、明治9(1876)年には、主として日本形船への灯火表示の徹底と罰則規定を含む「海上衝突予防副則」、そして船灯をはじめとする船用品の製造と販売の取締規則として「船燈製造及び販売規則」が成立し、いずれも明治13(1880)年には改正整備され、その後の「海上衝突予防法」や船用品関係規範の基礎となった。

また、明治13(1880)年11月、当時競争が激化していた瀬戸内海の旅客船事業を対象として、内務省は「小型旅客汽船取締心得書」を沿岸府県に通達し、沿岸各府県はそれぞれ「小型旅客汽船取締規則」を制定、当該府県が船舶検査を実施して検査証書を交付し、これを船内に掲示させた。ただし、この検査自体が地域的に限定されたものであったためか、検査証書には就航できる航路等は記載されなかった。なお、この内務省の布達は次に示す農商務省勅令の施行時に廃止された。

2. 西洋形船舶検査規則の制定

明治14(1881)年4月、殖産興業の一環として農商務省が新設され、管船課は同省に移管、翌15(1882)年4月よりは管船局として海事行政機構の原型が整った。この体制の下、明治17(1884)年12月「西洋形船舶検査規則」(太政官布告)が公布され、翌18(1885)年7月1日から施行された。さらに同年4月13日農商務省第15号達をもって「船舶検査施行手続」及び「船舶検査細則」が定められた。注目すべきは、この船舶検査制度による船舶検査証書において初めて、登簿噸数に加え航路(航路定限。現行制度の航行区域)が記載されることとなった点である。

この検査は、全国4箇所(東京・大阪・神戸・函館)の船舶検査所において、農商務卿により任命された検査官吏が実施し、航路の定限としては「外国航船」「内国航船」「近海航船」「内海航船」及び「平水航船」の5つに区分されていた。航路の定限とは、西洋形船舶検査規則第7条「航行シ得ヘキ場所ノ定限」として規定され、船舶検査施行手続第5条に具体的に示された事実上の堪航性能基準である。内国航船はおおよそ現在の沿海区域全域(当時の日本領土沿海域)、近海航船は現行近海区域とは異なり「沿岸ノ各港間ヲ往復シ又ハ内地ト離島ノ間ヲ通航シ特ニ其航路ノ区域ヲ定メタルモノ」とされ、内海航船は現在の瀬戸内の平水区域(ただし現在より広い)、平水航船は「湖川港湾内ヲ限り通航スルモノ」(現在の湖川港内限定平水船)として規定された。

(船舶検査施行手続・航路定限 明治 18 年 4 月 13 日)

第五条 検査証書中航路ノ定限ハ左ノ五項ニ区分ス

- 一 外国航船
- 一 内国航船(朝鮮南界ノ鴨緑江ヨリ露領黒龍江ニ至ル沿岸及ヒ薩俄噠諸港ニ航スルモノモ包含ス)
- 一 近海航船(沿岸ノ各港間ヲ往復シ又ハ内地ト離島ノ間ヲ通航シ特ニ其ノ航路ノ区域ヲ定メタルモノ)
- 一 内海航船(紀伊海峡ヨリ以西下ノ関佐賀ノ関以内ヲ限り通航スルモノ)
- 一 平水航船(湖川港湾内ヲ限り通航スルモノ)

その後明治 18(1885)年 12 月、内閣創設とともに逓信省が新設され、逓信事務・管船事務は農商務省より同省に再度転属、管船局は、その後大正期を経て昭和初期の不況期、第一次大戦期までの間、わが国の海事行政機構を統括、概ね拡充され続けることとなる。

3. 船舶検査法の制定

次に大きな変化が訪れるのは、日清戦争の影響下、明治 29(1896)年の「航海奨励法」や「造船奨励法」等の国策推進の一環において同年 4 月に制定され、翌 30(1897)年 7 月 1 日逓信大臣所管の法律として施行された「船舶検査法」においてである。同法の特徴は、「西洋形船舶検査規則」に比してその適用範囲を拡げ、従来の法による検査を免れていた日本形及び和洋折衷形の船舶をも検査対象船に編入したことであり、平水航路のみを航行する帆船を除き、総噸数 15 噸以上または積石数 150 石以上の船舶に規制の対象を定めた。また、航路の定限は従来の 5 区分を、遠洋航路・近海航路・沿海航路・平水航路の 4 区分に改め、船舶の資格としては、航路定限に沿って上位から順に第 1 級船、第 2 級船、第 3 級船、第 4 級船の同じく 4 区分を設定し、船内搭載人員の安全確保と船舶の航行上の危険防止を目的とする検査を実行し、航行上の条件を付した検査証書を交付することとした。ここに、わが国の船舶検査制度は、船の形状及び資格に応じた規制という点で一応の普遍性を獲得したとされる。(西洋形船舶検査規則は、船舶検査法施行時に廃止。)

(船舶検査法 適用除外船舶(同法第 1 条、制定時))

- 一 海軍艦船艇
- 二 総噸数 15 噸未満若クハ積石数 150 石未満ノ帆船
- 三 湖川其ノ他静穏ノ海上ヲ航行スル船舶
- 四 櫓櫂ノミヲ以テ運轉スル船舶

検査の適用範囲拡大により、当然に船舶検査の執行、船舶職員法の実務等を実施する地方機構の拡充整備が必要となり、明治 19(1886)年に従来の船舶検査所と海員試験所を統合して司検所と改称された地方組織は、明治 24(1891)年には東京・大阪・函館・長崎に設置の船舶司検所のほか、支所として新潟・横浜・鳥羽・石巻(東京)、神戸・境・赤間関(大阪)、鹿児島(長崎)、小樽(函館)を設置、明治 32(1899)年には伏木・清水(東京)、多度津・高知・糸崎・若津(大阪)を加えて船舶司検所を海事局、支所を海務署と改称、翌 33(1900)年さらに浦賀、半田、三津浜に海務署、木江に分室(糸崎)が設けられ、明治 34(1901)年からは海事局及び海務署を管海官庁と呼称することとなった。

明治 32(1899)年 3 月「商法」が公布され、同時に「船舶法」「船員法」が公布される。船舶検査法は、翌 33(1900)年、商法第 686 条第 1 項及び第 2 項の規定との整合を図るべ

く改正された。この結果、法適用除外船舶も以下のとおり修正されることとなった。

(船舶検査法 適用除外船舶(同法第1条、改正後)

- | |
|-------------------------------------|
| 一 総噸数 20 噸未満又ハ積石数 200 石未満ノ帆船 |
| 二 端舟其ノ他櫓權ノミヲ以テ運転シ又ハ主トシテ櫓權ノミヲ以テ運転スル舟 |
| 三 倉庫船、繫留船 |
| 四 平水航路ノミヲ航行スル帆船 |

4. 国際条約の締結と国内法 ※ 昭和 4(1929)年 SOLAS 条約、昭和 5(1930)年 LL 条約採択

明治期に成立した「船舶検査法」を中心とする検査制度は、大正期においても、造船及び航海技術の進歩に応じ、また諸外国の取締法規を参考として改変を重ねる。大正 10 年 3 月には、「船舶満載吃水線法」が公布され、総噸数 100 噸以上の船舶で近海航路及び遠洋航路を航行するものに対し、安全な載荷の限度を示すための指標として満載喫水線の標示が義務づけられた。さらに、大正 14(1925)年 3 月には、「船舶無線電信施設法」が公布され、総噸数 2000 噸以上の船舶及び 50 人以上の人員を搭載する船舶で近海航路及び遠洋航路を航行するものに対し、無線電信を施設することが義務づけられた。いずれも第 1 級船、第 2 級船に限った規制ではあるが、船舶の安全確保に関する法体系の骨格が出来上がったとされる。

明治 45(1912)年 4 月 14 日北大西洋において、英国サザンプトンより米国に向け処女航海中の英国籍旅客船タイタニック号(総トン数 46328 トン)が流氷と衝突し沈没した海難事故を契機として、欧米各国が船舶の安全性確保について条約の形で国際的に取り決める気運が高まり、大正 3(1914)年 1 月、「海上における人命の安全のための国際会議」が欧米主要海運国 13 カ国の出席のもとに開催され、「1914 年の海上における人命の安全のための国際条約」を採択したが、第一次世界大戦勃発の影響により発効には至らなかった。

昭和 4(1929)年 5 月、前述の条約の不備を補い、その後の造船技術の発達に対応した新条約の締結を目的として英国政府が主催する国際会議がロンドンにおいて開催された。この国際会議には、わが国を含む 18 カ国が参加し、この場において「1929 年の海上における人命の安全のための国際条約」が採択された。さらに翌年には「1930 年の国際満載喫水線条約」が締結され、両条約とも昭和 8(1933)年 1 月に発効し、これをもって海上における人命の安全に関する基準は初めて国際的に統一されることとなった。

5. 船舶安全法の制定

わが国では、両条約発効を機に、昭和 8(1933)年 3 月 15 日「船舶安全法」が制定され、翌年 3 月 1 日の施行とともに、船舶検査法、船舶満載吃水線法、船舶無線電信施設法及び明治 6 年第 292 号布告(危害品船積ノ法則)を廃止、複雑多岐に亘る国内法が整理統合された。

船舶安全法は、船舶の安全を確保するため船体、消防、居住設備等の施設の構造及び設備等を国際条約に準じて規定し、条約非適用船についても事情の許す限り高度の施設を義務づけた。同時に、検査制度の合理化を図るため、造船所からの注文を待たずに製造される船用機関、船体部品等について、備え付けるべき船舶の特定前の製造過程にお

いて船舶安全法上必要とされる検査が受けられるよう予備検査の制度が設けられた。さらに危険物の運送及び貯蔵に関し必要な規制を行うこととした。

これを受けて昭和9(1934)年2月に「危険物の運送及び貯蔵規則」が公布され、火薬類を火薬庫以外の場所に積み付けて運送しようとする場合には、主務大臣の許可を受けるとかまたは主務大臣の認定した公益法人(同年、社団法人日本海事検定協会を認定)の検定を受けなければならないこと等が定められた。

また、社団法人帝国海事協会(現在の一般財団法人日本海事協会)については、大正15(1926)年4月から同協会が非旅客船について行う船級検査の一部を国の検査と同等とする取扱があったが、船舶安全法においても同法第8条においてこれを踏襲した。

(船舶安全法適用除外船舶(制定当時))

- 一 総噸数5噸未満ノ船舶
 - 二 櫓權ヲ以テ運轉スル舟其ノ他主務大臣ニ於テ特ニ定ムル船舶(*)
- (*)倉庫船、繫留船、被曳舢舨其ノ他之ニ準スル船舶(昭和9年2月逡信省令)

当分の間適用を猶予される船舶

- 一 総噸数20噸未満ノ帆船
- 二 総噸数20噸未満ノ漁船
- 三 平水区域ノミヲ航行スル帆船

6. 太平洋戦争と戦後の船舶検査体制

昭和14(1939)年9月、第二次世界大戦が勃発する。翌15(1940)年9月に日独伊三国同盟を締結したわが国が急速に戦時体制に入っていく中で、昭和16(1941)年8月、戦時海運管理要綱が閣議決定された。これに基づき、同年12月逡信省の外局として海務院が設置され、管船局及び燈台局の所掌内容を引継ぎ、横浜・名古屋・神戸・門司・函館の各海務局と23の支局によって地方海事行政を管轄することとなった。

しかし、昭和16(1941)年12月の太平洋戦争開戦により、昭和17(1942)年2月、海軍管理造船所における造船等の監督権が海軍大臣に移管されると、同年7月には、海上輸送力の確保が戦争完遂の大前提であるとして海軍大臣の権限を拡大、長さ50メートル以上の鋼船の検査事務が全面的に海軍省に移管、さらに翌18(1943)年3月、鉄鋼、石炭、軽金属、船舶、航空機等の軍需生産に関する指揮系統を内閣総理大臣に一元化する「戦時行政特例法」が公布されると、同年末には行政機構がなし崩し的に改変され、一連の戦時特例措置が講じられた。

そして昭和20(1945)年8月、戦争の終結とともに、船舶についても、戦時特例の撤廃、行政民主化のため順次制度改正が行われ、同年、造船ほか各種の行政機能は運輸省に帰属することとなった。昭和22(1947)年12月には「船舶安全法」の一部改正が行われ、船舶検査に関する事項を記録するための船舶検査手帳の交付制度、船舶所有者からの船舶の堪航性及び人命の安全に関する事項についての届出徴収制度が設けられた。同時に船用品については、同年12月「船用品取締規則」による免許制度が廃止され、翌23(1948)年6月には新たに「船用品型式承認規則」が制定され、船用品を製造する者の申請により型式承認が受けられる制度の導入とともに、型式承認品の検定制도가導入された。

戦後長きにわたり、戦争の負の遺産として残ったのが、海上輸送力増強のため一般船より低い基準で 1000 隻以上建造された戦時標準船の問題であった。内航船については検査実行時の留意に止まったが、これらを外航に使用したいという要望に対して、国は条約及び国内法の基準を満たす補強工事について通達を發した。そもそも占領下の日本船は、連合軍総司令部(GHQ)が發行する運航証明書を取得するために外国船級への入級が必須であったため、多数の船が改造を施し、日本海事協会(昭和 20(1945)年、旧名称帝国海事協会から改称した。)との二重船級を得て就航することとなった。

なお、昭和 23(1948)年には日本近海における海上治安の維持と航行の安全確保を図るべく海上保安庁が運輸省外局として発足し、翌 24(1949)年、連合軍総司令部の指示により、船舶検査部門が運輸省から海上保安庁に移管された。しかし、昭和 27(1952)年 8 月、行政組織の機構改革によって運輸省設置法が施行され、船舶検査部門は新設運輸省の管轄下に復歸した。

船舶検査は、船舶局の検査制度課の所掌とされ、独立した職務権限を有する船舶検査官制度が成立した。当初の地方組織は、北海、東北、新潟、関東、東海、近畿、神戸、中国、四国、九州の各海運局であったが、昭和 47(1972)年には沖縄復歸により沖縄総合事務局運輸部がこれに加わった。検査業務は、海運局支局等に配置された船舶検査官が執行する体制となり、申請者の希望する地で検査を受けることができるようになった。

昭和 59(1984)年 7 月には機構改革により、従来の船舶局と船員局の所掌業務は、海上技術安全局に移管された。同時に地方組織は、総合化・効率化を図るため、海運局から地方運輸局(または海運監理部)に変更された。さらに平成 13(2001)年 1 月には、中央省庁等改革関係法の施行により国土交通省が誕生し、海上技術安全局と海上交通局は海事局に統合され、登録や検査を含む主要な船舶関係事務を所管して現在に至っている。

第 3 節 船舶安全法体系の改正経緯

第二次世界大戦後の日本は、経済の発展を反映して、積極的に国際海事条約の締結推進に取り組み、ひいては、海上交通の安全確保と海洋環境の保全に重要な貢献を行ってきた。この節では、これらの国際条約を順次国内法に採り入れて改正を重ねた「船舶安全法」を中心に、その経緯を原則として年次順にまとめる。

なお、法改正については、直接関連する国際条約と改正概要を示し、関係省令や周辺法令の改正については、その根拠となった条約や中心トピックをタイトルとして、関連改正をできるだけ一つにまとめて記述することとした。

1. 昭和 27(1952)年 6 月 10 日法律第 127 号による一部改正(第一次改正)

* 1948 年の SOLAS 条約採択(昭和 23 年)

International Convention for the Safety of Life at Sea (SOLAS), 1948

昭和 23(1948)年 4 月、ロンドンにおいて「海上における人命の安全のための国際会議」が開催された。この会議には戦後処理未完であったわが国は招請されなかったが、旅客船の区画配置・防火構造の要件強化など「1929 年の海上における人命の安全のための国際条約」締結以後の技術進歩に適応した条約として「1948 年の海上

における人命の安全のための国際条約」が締結された。わが国はサンフランシスコ平和条約により昭和 27(1952)年 4 月 28 日に主権を回復、同年 7 月 23 日に受諾書を寄託して条約に加入した。同条約は同年 11 月に発効し、これを受けて国内法及び関係法令の一部が改正された。

- ① 無線設備の強制適用範囲が拡大され、国際航海に従事する総トン数 500 トン以上 1600 トン未満の船舶が加わったほか、旅客船における火災の拡大を防止するため必要な防火構造等の基準を定めた「船舶防火構造規程」の公布等、同条約に規定されている技術基準の内容を採り入れるための関係法令の整備が行われた。
- ② 条約に定められた国際的義務の履行にあたり、責任態勢強化のため、従来の内部的な職務指定を改め、船舶検査官の地位が法律中に規定された。

*** 船舶安全法の検査規定適用範囲(小型旅客船)の拡大(昭和 28 年)**

昭和 28(1953)年 7 月には、船舶安全法の検査規定の適用が除外されていた総トン数 5 トン未満の汽船等についても、旅客の運送の用に供するものについては同法の規定が適用され、主務大臣が必要と認める時には検査が行われることとなった。(ただし、同年 11 月には自家用快遊艇・遊漁船、昭和 29(1954)年 8 月にはヨットの乗船者・同乗者を一般旅客と区別し、これらを旅客運送の例外とした。)

*** 船舶復原性規則の公布(昭和 31 年)**

昭和 24 年、周防灘で青葉丸、播磨灘で美島丸が相次いで遭難事故を起こし、昭和 29 年には、函館港と周辺水域で青函連絡船・洞爺丸等複数の船が沈没、1155 人が死亡するわが国最大の海難事故となった。さらに昭和 30 年には高松沖で宇高連絡船・紫雲丸が衝突・沈没するなど、多くの犠牲者を伴う沈没事故が頻発した。これを受けて特に旅客船に関する徹底した復原性基準の見直しが行われた結果、昭和 31 年 12 月船舶復原性規則が公布された。

*** 危険物船舶運送及び貯蔵規則の制定(昭和 32 年)**

昭和 32(1957)年 8 月、危険物の運送に関して、「危険物船舶運送及び貯蔵規則」が制定された。背景としては、各種産業特に石油化学工業の発展により火薬類、高圧ガス等の危険物が大量かつ広範囲にわたって船舶運送されるようになったこと、また、「1948 年の海上における人命の安全のための国際条約」において条約締約国政府に対し危険物関係規則の整備が義務付けられたことによる。

2. 昭和 38(1963)年 3 月 15 日法律第 16 号による一部改正(第二次改正)

*** 1960 年の SOLAS 条約採択(昭和 35 年)**

International Convention for the Safety of Life at Sea (SOLAS), 1960

昭和 35(1960)年 5 月、ロンドンにおいて、わが国を含む 55 カ国の参加により「1960 年の海上における人命の安全のための国際条約」が採択され、昭和 40(1965)年 5 月に発効した。救命・消防設備をはじめ、構造を含む規制内容の強化が図られており、

その批准に伴う国内法の整備と船舶検査制度の合理化を図るため、船舶安全法の一部が改正された。

- ① 無線設備の強制適用の範囲が拡大され、国際航海に従事する総トン数 300 トン以上 500 トン未満の非旅客船に無線電信または無線電話の施設が義務付けられた。
- ② 国際航海に従事する船舶であって沿海区域を航行区域とする総トン数 150 トン以上のものに満載喫水線の表示が義務付けられた。

*** 穀類その他の特殊貨物船舶運送規則の公布(昭和 39 年)**

検査対象船舶の増加に対処して船舶検査の合理化を図るため、認定事業場制度の導入、予備検査対象物件の範囲の拡大が図られた。特殊貨物の運送に関しては、硫化鉄鉱、亜鉛精鉱等の含水微粉精鉱を船舶にばら積みして運送する場合に、船舶の動揺、振動等の影響を受け、精鉱に付着した水分が分離して表面ににじみ出し、積載した精鉱が泥状となって船内を流動して船体に動揺を与えたための海難が頻発したこと、「1960 年の海上における人命の安全のための国際条約」により穀類のばら積みをする場合の基準が規定されたこと等により、昭和 39(1964)年 9 月に「穀類その他の特殊貨物船舶運送規則」が公布され、特殊貨物運搬船の安全策が強化された。

3. 昭和 43(1968)年 5 月 10 日法律第 44 号による一部改正(第三次改正)

*** 1966 年の LL 条約採択(昭和 41 年) International Convention on Load Lines(LL), 1966**

昭和 41(1966)年 3 月、ロンドンにおいて「1966 年満載喫水線に関する国際会議」が開催され、「1966 年の満載喫水線に関する国際条約」が採択された。同条約は、従来の「1930 年の満載喫水線に関する国際条約」に代るものであり、船舶の大型化、溶接工法の急速な進歩、鋼製ハッチカバーの採用等船舶建造技術の発展に即応した内容のものとなった。

わが国もこの条約を批准するとともに昭和 45(1970)年 5 月に船舶安全法の一部が改正され以下の船舶に対し、新たに満載喫水線の標示が義務付けられた。

- ・近海区域を航行区域とする総トン数 150 トン未満の船舶
- ・沿海区域を航行区域とする長さ 24m 以上の内航船
- ・沿海区域を航行区域とする長さ 24m 以上、総トン数 150 トン以上の外航船
- ・総トン数 20 トン以上の漁船

同時に、以下の船舶に対し、新たに無線電信または無線電話の施設が義務付けられた。

- ・沿海区域を航行区域とする総トン数 100 トン以上の内航旅客船
- ・遠洋または近海区域を航行区域とする総トン数 300 トン以上、総トン数 1600 トン未満の内航非旅客船
- ・沿海区域を航行区域とする総トン数 300 トン以上の内航非旅客船

*** 「船舶の乾げんに関する規則」及び「満載喫水線規則」制定(昭和 42 年~43 年)**

わが国では、当時満載喫水線の標示義務のない内航船に復原力不足による海難が頻発したため、昭和 42(1967)年 6 月「船舶の乾げんに関する規則」を公布、LL 条

約に先立ち規制を強化したが、昭和 43(1968)年 8 月「満載喫水線規則」制定により規制内容は引き継がれた。

4. 昭和 48(1973)年 9 月 14 日法律第 80 号による一部改正（第四次改正）

* 小型船舶検査機構による小型船舶検査導入

昭和 40 年代に入ると、国内景気の上昇を反映した所得水準の向上、労働時間の短縮等によるレジャー人口の増大、海洋レクリエーションの活発化が進み、モーターボート等の小型船舶の普及及び海難事故の現状に鑑み、プレジャーボート、遊漁船、遠隔漁場出漁の小型漁船等について安全基準が定められ、その堪航性及び人命の安全の保持を図るため、従来施設基準及び検査に関する規定の適用を除外されていた長さ 12m 未満の小型船舶に対し、小型船舶検査機構または政令で指定する都道府県知事検査を代行機関として実施することとなった。（簡易な構造の船舶、総トン数 20 トン未満の漁船の一部を除く。）

昭和 49(1971)年 1 月、「日本小型船舶検査機構」の設立が認可され、国の監督のもとに小型船舶の検査に関する事務及び型式承認を受けた小型船舶等の検定が同機構において行われることとなった。日本小型船舶検査機構については、小型船舶検査事務を行うことにより、小型船舶の堪航性及び人命の安全の保持に資することを目的とし、運輸大臣の認可を受けて設立される全額出資の法人であって、その設立、役員、業務、財務等に関する所要の規定のもとに設立されたが、その後、昭和 62(1987)年 5 月 29 日法律第 40 号による一部改正により、政府出資金を全額返還し、民間法人となった。

* 認定事業場制度、船舶等型式承認規則による検査合理化の拡充(昭和 48 年)

このほか、検査の効率化、合理化を図るため、以下の改正・整備が行われた。

- ・法第 5 条ノ 2 の検査(随時検査)を廃止し、すべて法第 5 条の規定による検査に統一されたほか、新たに一定の範囲の船舶について、施設基準に適合していないおそれがあり、運輸大臣が特に必要と認める場合に特別検査を実施することとされた。(随時検査の廃止と特別検査の導入)
- ・船舶の製造にかかる認定事業場と同様に、船舶の改造または修理の能力について運輸大臣の認定を受けた者が、改造または修理の工事を行い、一定の方法に従って確認を行った場合には、当該工事について法第 5 条の検査を省略することとされた。(船舶の改造または修理にかかる認定事業場制度)
- ・船舶または法第 2 条第 1 項各号に掲げる事項に係る物件について、その製造者が当該船舶または物件の整備規程を定め、運輸大臣の認可を受けた場合であって、当該船舶または物件の整備を行い、かつ、一定の方法に従って確認を行った場合には、当該整備の完了後 30 日以内に行われる定期検査または中間検査は、当該期間内に臨時検査を受けるべき事由が発生した場合を除き、その整備の範囲内において省略されることとなった。(整備にかかる認定事業場制度)
- ・船舶または物件について、運輸大臣の型式承認を受けた者が当該型式承認に係る船舶または物件を製造し、管海官庁、指定検定機関または小型船舶検査機構

の検定を受けてこれに合格したものについては、法5条等の規定による検査を省略することとされた。この制度の拡充により、同一の型式の物件が大量に生産される場合において、型式承認を取得することにより検査をより合理的に受検できることが可能となった。なお、現行「船舶等型式承認規則」の制定により、従来の「船用品型式承認規則」は廃止された。(型式承認制度)

*** 1972年の安全なコンテナに関する国際条約（CSC条約）採択（昭和47年）**

International Convention for Safe Containers (CSC), 1972

昭和47(1972)年11月には、国際運送における急速なコンテナリゼーションの発展に伴い、コンテナの荷役、運送時の安全性を維持するとともにコンテナによる国際間運送の円滑化を図ることを目的として、ジュネーブにおいて国連とIMCO（現在のIMO）の合同国際コンテナ輸送会議が開催され、「1972年の安全なコンテナに関する国際条約（CSC条約）」が採択された。この条約は、昭和52(1977)年9月から発効し、わが国は翌53(1978)年6月に同条約に加盟するとともに、コンテナの検査、監督及び安全承認板の取り付け等について関係規定の整備が行われた。

*** 1972年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約採択（昭和47年）**

Convention on the International Regulations for Preventing Collisions at Sea (COLREG), 1972

明治22(1889)年10月、ワシントンで開催された国際会議において、「海上における衝突の予防のための国際規則(International Regulation for Preventing Collision at Sea)」が採択された。わが国はこの規則に基づき、明治9(1876)年制定の「海上衝突予防規則」に代えて明治25(1892)年6月、「海上衝突予防法」を公布した。その後、第二次世界大戦終結後の昭和23(1948)年6月、1948年の海上における人命の安全のための国際会議において、永らく未決となっていた改正問題が議題とされ、「1948年のCOLREG規則」が採択された。なお、この規則は会議において締結された「1948年のSOLAS条約」とは区別され、最終議決書の第2附属書として扱われた。わが国ではこれを機にこの規則に準拠して「海上衝突予防法」が全面改正され、昭和28(1953)年8月に公布された。

その後も航海機器の進歩と海上交通の環境変化は著しく、COLREGは、航海用レーダーの普及等に対応した昭和35(1960)年5月、そして新しい航法規定等を追加した昭和47(1972)年10月と二度に亘り改正され、昭和52(1977)年7月に「1972年のCOLREG条約」として発効した。わが国では、海上衝突予防法及び関係規則、航海機器等について船舶設備規程ほか船舶安全法関係規則が改正された。

*** 1974年 SOLAS 条約採択（昭和49年）**

The International Convention for the Safety of Life at Sea (SOLAS), 1974

昭和49(1974)年、ロンドンにおいて「1974年の海上における人命の安全のための国際会議」が開催された。わが国を含む67ヶ国の参加の下、1960年の国際条約以後の技術革新に対処するため船体構造、機関、救命及び消防設備等について規定の整備が行われ、「1974年の海上における人命の安全のための国際条約」が採択された。併せて航海機器等の性能向上や安全対策の進展が予想される今後の改正に向

けて、条約改正手続の簡素化が図られ、本文と附属書第1章は Explicit 方式(締約国の2/3以上の受諾)、その他は Tacit 方式(一定期間内に商船舶腹量1/2以上の締約国、または1/3以上の締約国より異議通告なければ自動的に発効)を採用することとし、同条約は昭和55(1980)年5月に発効した。わが国の船舶安全法体系においても、「船舶防火構造規則」の制定等、関係規定の全面的な整備が行われた。

この条約の構成は概ね以下の通りである。なお、本条約の改正等について主要な協議の場となるのは IMO の海上安全委員会 (Maritime Safety Committee) である。

(条約本文)発効要件、改正手続き、署名・受諾等		
(附属書)		
第I章	一般規定	技術基準確保のための検査の種類、時期及び内容、条約証書の発給並びにポートステートコントロール等を規定
第II-1章	構造(区画及び復原性並びに機関及び電気設備)	船舶の損傷による転覆・沈没の危険を防ぐための区画及び復原性の要件並びに通常の使用状態及び非常事態における船舶の安全のための機関及び電気設備を規定
第II-2章	構造(防火並びに火災探知及び消火)	船舶における火災を防止する観点から、防火構造、消火設備及び火災探知装置等についての要件を規定(参照)火災試験方法コード(FTPコード)
第III章	救命設備	海難遭遇時に乗船者が使用する救命設備の要件及び迅速に避難するための乗組員の配置・訓練等を規定(参照)国際救命設備コード(LSAコード)
第IV章	無線通信	無線設備の設置要件、技術要件、保守要件等について規定
第V章	航行の安全	船舶が安全に航行するため、締約国政府及び船舶が執るべき措置、海上における遭難者の救助並びに船舶に備える航行設備の要件等を規定
第VI章	貨物の運送	貨物の積付け及び固定等の要件について規定
第VII章	危険物の運送	船舶が運送する危険物に対し、包装、積付け要件等を規定するとともに、危険物をばら積み運送するための船舶の構造、設備等について規定(参照)国際バルクケミカルコード(IBCコード) 国際ガスカリヤコード(IGCコード)
第VIII章	原子力船	原子力船について、原子力施設を備えているという特殊な事情を考慮し、追加的安全要件を規定
第IX章	船舶の安全運航の管理	船舶の安全に関する運航管理が適切に行われていることを確保するための要件を規定(参照)国際安全管理コード(ISMコード)
第X章	高速船の安全措置	高速船の安全確保のための要件を規定(参照)高速船コード(HSCコード)
第XI章	海上の安全性を高めるための特別措置	ばら積み貨物船・油タンカーに対する検査強化措置、操作要件に関する寄港国による監督等を規定
第XII章	ばら積み貨物船の安全措置	ばら積み貨物船の追加的安全措置を規定

* 1977 年漁船の安全に関するトレモリノス国際条約採択（昭和 52 年）

The Torremolinos International Convention for the Safety of Fishing Vessels (SFV), 1977

SOLAS 条約、LL 条約等船舶及び人命の安全を図るべき条約に関して、永らく漁船は適用除外とされてきた。IMO はこの懸案について専門家による検討を行い、昭和 49(1974)年長さ 24m 以上の漁船を対象として「漁業者及び漁船のための安全コード (Code of Safety for Fishermen and Fishing Vessels)」を策定した。(なお、このコードを補完するものとして、その後昭和 54(1979)年、長さ 12m 以上 24m 未満の漁船に対する「小型漁船のための設計、構造及び設備に関する FAO/ILO/IMO のガイドライン : The Voluntary Guidelines for the Design, Construction and Equipment of Small Fishing Vessels」が決議された。)しかし、欧州中心に検討されたため、とくにアジア各国の国内法や操業実態との相違が障害とされた。

漁船の安全についての最初の条約となった「トレモリノス国際条約(漁船安全条約)」は、昭和 52(1977)年、アジアからはわが国を含む 4 ヶ国が参加してスペイン・トレモリノスで開催された国際会議において採択された。しかし、この条約は、長さ 24 メートル以上の世界の漁船数の 50% 以上を保有する 15 ヶ国以上の国が受諾することが発効要件であり、経済的要因を含め、操業環境の地域差が大きいため、なかなか批准が進まなかった。

漁船の安全性向上に対する要請が高まる状況下、IMO 海上安全委員会は、機関・電気・防火・消防・救命・無線の各設備の 24m 以上 45m 未満の漁船への適用は主管庁の判断に委ね、海象や操業形態等の条件が近似する海域毎に地域基準を策定するよう勧告、条約の技術要件を一部改正する議定書を策定、平成 5(1993)年 3 月「漁船安全条約に関する 1993 年のトレモリノス議定書 (The 1993 Torremolinos Protocol)」が採択された。

その後、この件は、平成 24(2012)年 10 月南アフリカ・ケープタウンで開催された会議において、「トレモリノス議定書の規定の実施に係る 2012 年のケープタウン協定 : Cape Town Agreement of 2012 on the Implementation of the Provisions of the 1993 Protocol」を決議し、主としてアジア諸国の批准を促すこととなった。署名開放は平成 25(2013)年 2 月 11 日。概して長さに比べ容積が少ないアジア船型の読替え規定などを加味したもので、現在も各国間で検討が続行されている。

なお、わが国では、昭和 41 年 9 月「漁船の安全対策について」という通達により悪天候下の漁船の転覆防止、膨張式救命筏、遭難信号自動発信器等救命器具の完備等の安全対策を講じてきた。また、本邦の海岸から 100 海里超の海域で操業する小型漁船の一部(さけ・ます流し網漁業、まぐろ延縄漁業ほか 6 漁種)については昭和 49(1974)年 8 月「小型船舶安全規則」が制定され、船体の水密性の確保、機関の整備水準の確保、救命設備、復原性を重視して検査が実施されていたが、昭和 53(1978)年に「船舶安全法第 32 条の漁船の範囲を定める政令」が一部改正され、昭和 55(1980)年 4 月からは、本邦の海岸から 12 海里を超える海域で操業する総トン数 200 トン未満の全漁船が検査の対象とされ、規制範囲が拡大された。

*** 放射性輸送物の運送及び原子力船の検査（昭和 52 年、53 年）**

放射性輸送物の運送に関しては、昭和 50(1975)年 1 月、原子力委員会が、国際原子力機関(IAEA)の「放射性物質安全輸送規則(1973 年版)」に準拠した「放射性物質等の輸送に関する安全基準について」を決定し、所要の法令整備を行うよう勧告したことを受け、昭和 52(1977)年 11 月「危険物船舶運送及び貯蔵規則」の一部が改正され、放射性輸送物の海上輸送の安全基準の強化が図られた。また、原子力船の検査については、昭和 42(1967)年の「原子力船特殊規則」の下で実施されてきたが、昭和 53(1978)年 7 月「原子力基本法」及び「核原料物質、核燃料及び原子炉の規則に関する法律」の一部改正により、原子炉の設置等に関する規制体制の一貫化が図られることとなり、運輸大臣が、実用船用原子力船及び我が国に入港する外国原子力船について、炉の設置許可から検査まで一貫して規制されることとなった。

*** 1974 年 SOLAS 条約に関する 1978 年の議定書採択（昭和 53 年）**

International Convention for the Safety of Life at Sea (SOLAS), 1960 and 1974, as modified by the Protocol of 1978

昭和 51(1976)年、米国の沿岸においてタンカーの事故が続発したことから、昭和 52(1977)年 3 月、米国は一連のタンカーの安全及び海洋汚染防止対策を打ち出し早急に国際会議で審議するよう各国に要請した。これを受けて、昭和 53(1978)年 2 月ロンドンにおいて「タンカーの安全及び海洋汚染の防止に関する国際会議」が開催され、「1974 年の海上における人命の安全のための国際条約に関する 1978 年の議定書」が採択された。追加事項として、固定式イナータガス装置の備付、操舵装置の二重化等、主としてタンカーの安全性の一層の向上と航海用レーダーの設置基準強化、船舶検査制度の強化が図られた。なお、条約は昭和 56(1981)年 5 月に発効、我が国も加入し、国内関係規定の整備が行われた。

*** 1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書採択 (MARPOL 73/78)（昭和 48 年条約採択、昭和 53 年議定書採択、昭和 58 年発効）**

International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto (MARPOL 73/78)

船舶を発生源とする海洋汚染、特に排出油の危険性については国際的に懸念されており、昭和 29(1954)年にロンドンにおいて採択された「1954 年の油による海水汚濁の防止のための国際条約(OILPOL 条約)」により規制が行われていた。この条約は、主としてタンカーの通常運航と機関の運転に伴い発生する油性ビルジを規制するものであったが、タンカーの大型化、油以外の有害物質の輸送量増大を背景として、昭和 39(1964)年 IMCO において新条約の策定が開始された。

昭和 42(1967)年には英仏海峡でリベリア船籍のトリー・キャニオン号が座礁して 12 万トンの原油を流出させ、未曾有の海洋汚染事故となったことが国際社会への警鐘となり、昭和 48(1973)年に「1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約」(以下、「1973 年の MARPOL 条約」という。)が採択された。規制の対象を全ての油とするほか、有害液体物質、汚水等を含む海洋汚染の包括的な規制を目指したが、発効には至らず、その後、米国沿岸で続発したタンカー事故を契機に開催された昭和 53(1978)年 2 月の IMCO による会議において採択されたのが、この「1978 年の議

定書」である。具体的には一定の油タンカーに対する規制の強化と未解決の問題により 1973 年条約の発効阻害要因となっていた附属書Ⅱ（ばら積の有害液体物質による汚染防止）の実施に猶予期間を設ける等の改正がなされた。本議定書は、昭和 58(1983)年 10 月 2 日に発効した。なお、議定書の規定により、附属書Ⅱは、昭和 62(1987)年 4 月 6 日に発効した。現在、MARPOL 条約と総称する場合は、この条約と議定書(以下、「MARPOL73/78 条約」という。)を指す。

わが国の国内法としては、当初「1973 年の MARPOL 条約」に向けて、昭和 45 年(1970)年に「海洋汚染防止法」が制定され、船舶の油の排出基準が強化されるとともに、廃棄物にも規制が設けられた。同法は、翌年 6 月同法施行令及び施行規則が整備され、昭和 47(1972)年 6 月 25 日に施行されたが、昭和 51(1976)年には「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」と名称を改めた。

昭和 55(1980)年、1978 年の議定書に対応して法の一部が改正され、さらに昭和 58(1983)年 10 月には議定書発効とともに法が全面改正された。

なお、その後、IMO(IMCO より改称)は大気汚染の防止に関する対策を追加し、平成 9(1997)年に MARPOL73/78 条約の 1997 年議定書(附属書Ⅵ)が採択され、平成 17(2005)年 5 月 19 日に発効した。

この結果、国内法の名称は、大気汚染防止に関する対策条項の発効に備え、平成 16(2004)年「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」と再度変更された。

なお、MARPOL73/78 条約は、以下の構成となっている。批准に際しては、附属書Ⅱまでは一体として扱われるが、附属書Ⅲ、附属書Ⅳ及び附属書Ⅴは留保の選択が可能であるとされた。

<本文・一般的義務・適用・違反等の一般的規定>

議定書Ⅰ	有害物質に係る事故の通報に関する規則
議定書Ⅱ	紛争解決のための仲裁に関する規定
附属書Ⅰ	油による汚染の防止に関する規則 昭和 58(1983)年 10 月 2 日発効
附属書Ⅱ	ばら積みの有害液体物質による汚染の規制に関する規則 昭和 62(1987)年 4 月 6 日発効
附属書Ⅲ	容器に収納・運送される有害物質による汚染の防止に関する規則 平成 4(1992)年 7 月 1 日発効
附属書Ⅳ	船舶からの汚水による汚染の防止に関する規則 平成 15(2003)年 9 月 27 日発効
附属書Ⅴ	船舶からの廃棄物による汚染の防止に関する規則 昭和 63(1988)年 12 月 31 日発効
※附属書Ⅵ	船舶からの大気汚染の防止に関する規則 1997 年議定書により追加された。平成 17(2005)年 5 月 19 日発効

5. 昭和 60(1985)年 12 月 24 日法律第 102 号による一部改正

* 船級船の見直し範囲拡大

民間における事業活動等に対する公的規制の緩和により、船級協会の検査を受け船級の登録をした船舶について、管海官庁の検査を受けこれに合格したものとみなす範囲を拡大することができることとされた。具体的には、船級協会の業務に、新たに消防設備ほかの検査が追加されることになる。

6. 平成 3(1991)年 5 月 15 日法律第 75 号による一部改正 (GMDSS 関係改正)

* 1974 年 SOLAS 条約の 1988 年改正 SOLAS, the 1988 (GMDSS) amendment

新しい海上無線通信システム(GMDSS)にかかる「1974 年の海上における人命の安全のための国際条約」改正の国内実施を図り、通信の確実性を向上させるとともに、無線施設を必要とする船舶の範囲が拡大された。条約発効日は、平成 4(1992)年 2 月 1 日である。

原則的に船舶はその航行する水域に応じ、無線電信または無線電話を施設することを要することとされ、櫓樵のみをもって運転する舟その他の船舶には、無線電信または無線電話の義務を課さないこととされたほか、政令で定める船舶には、施設義務を当分の間適用しないこととされた。また、標準となる通信設備の能力に応じ、A1 水域(VHF 無線電話)、A2 水域(MF 無線電話)、A3 水域(インマルサット直接印刷電信等)に A4 水域を加えた全世界的な水域区分が導入され、船舶の種類と水域等によっては、設備の二重化・陸上保守・船上保守のいずれか一または二の安全措置が求められることとされた。なお、無線設備に関する改正に伴い、同年、海技士(電子通信)の新設ほか船舶職員法の関係規定の整備が行われたほか、通信設備・航海用具を中心として船舶設備規程が改正された。これらの改正により、日本船舶は、平成 7(1995)年 2 月以降に建造された船舶を除き、平成 11(1999)年 1 月までに GMDSS への移行を完了することとされた。

7. 平成 5(1993)年 5 月 21 日法律第 50 号による一部改正(第五次改正)

* 小型船舶定義の変更

海洋性レクリエーションの普及・活発化に伴って、プレジャーボート等の量産化により構造・設備が比較的簡易な小型船舶が増加するなど諸般の状況に鑑み、小型船舶の定義が改正、従来の「長さ 12m 未満の船舶」から「総トン数 20 トン未満の船舶」に変更され、その検査は小型船舶検査機構において行うこととされた。

* 1992 年 IMO「PSC に関する地域協力の促進に関する総会決議」A. 682(17)に基づく 1993 年東京 MOU「アジア太平洋地域における PSC の地域協力に関する覚書」

The Memorandum of Understanding on Port State Control in the Asia-Pacific Region (Tokyo MOU), 1993 after the IMO Resolution A.682(17)
on Regional co-operation in the control of ships' discharges, 1992 (平成 5 年)

昭和 53(1978)年、フランス・ブルターニュ沖において、リベリア船籍の原油タンカー Amoco Cadiz(総トン数 10 万トン級)が漂流、難破し、17 万トンに及ぶ原油が流出して周辺沿岸国に甚大な被害を及ぼした。この事故を契機に、欧州各国は、自国

の港に寄港する外国船に対して立入検査(Port State Control)を行い、情報共有と運用について地域協力を進めることにより、国際基準を満たさない船舶(サブスタンダード船)を排除し、SOLAS 条約ほか(MARPOL 条約、LL 条約、STCW 条約、COLREG 条約、TONNAGE 条約)の実効性を担保すべく、昭和 57(1982)年パリ MOU(欧州地域における PSC の協力体制に関する覚書)を採択した。

その後平成 4(1992)年の IMO 総会の決議に基づき、世界各地域において同様の覚書が交わされた。わが国は、昭和 58(1983)年より PSC を実施し、平成 5(1993)年 12 月には 19 ヶ国が参加した東京 MOU を主導、平成 9(1997)年には地方運輸局等全国 14 ヶ所に専従の外国船舶監督官が配置され、制度は順次拡充されている。

*** 1978 年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の 1995 年改正(昭和 53 年条約採択、平成 7 年改正採択)及び 2010 年マニラ改正(平成 22 年採択)**

The International Convention on Standards of Training, Certification and Watchkeeping for Seafarers, 1978 / the 1995 amendments / the 2010 Manila amendments

昭和 42(1967)年英仏海峡で座礁したリベリア船籍の石油タンカー「トリー・キャニオン号」の事故を契機として、船舶の航行の安全を確保するための船員の技能に関する国際基準を設けるべきだとの認識が共有された。昭和 53(1978)年 7 月 IMCO において、標記条約が締結され、わが国は、昭和 57(1982)年船員法及び船舶職員法の改正を経て同条約に加入、同条約は昭和 59(1984)年 4 月に発効した。しかし、その後も大型船舶の海難が続発したことから、旗国政府による監督体制が不十分で国際条約の基準に適合していないサブスタンダード船を排除すべきであるとの機運が高まり、平成 7(1995)年 7 月外国船舶監督制度に安全配員要件の確認が追加されたほか、各部職員の資格要件の強化等を含む改正が採択された。

なお、STCW 条約は、その後数次の改正(1997 年、1998 年、2006 年)を経た後、平成 22(2010)年に第二回目の包括的な見直しが行われ、同年 7 月 25 日「STCW 条約の 2010 年マニラ改正」として採択、平成 24(2012)年発効した。この改正では、実務上の視力基準が強制化されるなど身体検査証明書の用件が明記されたほか、ECDIS の使用を含む各種技能習得をはじめとして、人的要因に関する規定がより具体的に整備された。また、船舶の種類毎により詳細な要件規定が追加されるとともに、非常事態等の対処能力に係る訓練及び教育等の状況を 5 年ごとに証明しなければならないこととされた。

*** 「限定近海船」新設(平成 7 年、13 年)**

平成 7(1995)年 7 月 27 日設備規程改正により、従来の航行区域の四区分に加え、新たに「限定近海船」(本邦沿海区域の周辺のみ、最も遠い地点で距岸 100 海里程度)を定義し、該当する区域を告示した。同時に救命・消防・防火の各規則において緩和規定を設けた。この段階では満載喫水線の基準等は従来とおり(近海扱い)であったが、平成 13(2001)年 10 月 23 日には満載喫水線規則第二章に「限定近海船に関する特別規定」を設け、構造規則上も一部沿海要件適用等の緩和規定を設けた。

*** 沿海区域の拡大（平成 8 年、19 年、25 年）**

沿海区域については、平成 2(1990)年の大隅群島南側各島(トカラ列島)を加えた改正以来変更がなかったが、船舶の大型化や航海機器の性能向上を背景に、内航船舶の直航航路確保の検討がなされ、平成 8(1996)年 11 月 29 日施行規則を改正、現行の沿海区域の凹入部 4 カ所(静岡県～三重県間、和歌山県～宮崎県間、北海道～青森県間、福島県沖)について沿海区域が拡大された。

その後、平成 19(2007)年 3 月 1 日には、トカラ列島と奄美大島間に存在した、距離にして約 3 海里の近海区域を沿海区域に包含させる改正が行われ、さらに平成 25(2013)年 6 月 28 日には、①(青森県)塩尻埼沖、②(茨城県)鹿島灘、③(静岡県～三重県間)伊勢湾沖、④(山形県)飛島沖、⑤(石川県)金沢沖の 5 箇所について沿海区域が拡大された。

8. 平成 9(1997)年 6 月 11 日法律第 78 号による一部改正

*** 1974 年 SOLAS 条約に関する 1988 年の議定書採択**

SOLAS, the 1988 Protocol –Harmonized system of survey and certification(HSSC)

① 政府の規制緩和計画に従い、近年の船舶の信頼性等を踏まえた技術的検討を経て、従来 4 年間だった船舶検査証書の有効期間を 5 年間に延長する船舶安全法の改正が行われた。併せて、船舶の定期的検査の内容が見直され、船舶所有者による自主的保守整備を活用した合理的な検査の実施、「1974 年の海上における人命の安全のための国際条約に関する 1988 年議定書」等において導入された SOLAS 条約、MARPOL 条約、LL 条約それぞれに基づく条約証書の有効期間と検査の時期等をハーモナイズ(整合化)させる「検査と証書の調和システム」(HSSC)を国内法に取り入れ、中間検査の受検時期の弾力化等の船舶検査制度の見直しが行われ、平成 9(1997)年 7 月 1 日に実施された。

なお、海洋汚染防止等に関する検査制度においても同様の改正が行われた。

議定書は昭和 63(1988)年に採択され、平成 12(2000)年 2 月に発効し、わが国でも同年 2 月 3 日に証書省令が改正された。

② 外国で製造される日本船舶が建造地で製造検査を受けることができることとされた。

*** 1995 年/1996 年 SOLAS 条約改正の発効(平成 10 年) SOLAS, the 1995/1996 amendments**

平成 5(1993)年 1 月、英国シェトランド諸島で機関の停止により漂流・座礁したタンカー「ブレア号」の事故、翌年 9 月にバルト海で発生し多数の人員が犠牲となった RORO 旅客船「エストニア号」の沈没等を契機に、船舶の海難への備えを強化すべく SOLAS 条約が改正された。損傷時復原性の向上、船橋視界の要件強化、機関室火災への対策、燃料管の二重化等の機関停止回避策等船体構造・防火・消防等の強化と、海上脱出装置、イマーション・スーツの改善、救命胴衣灯その他新設、性能要件強化を含む救命設備の全面見直し等がその内容であり、わが国では、平成 10(1993)年に関係各規則が改正された。

*** 船級船の見直し範囲拡大（平成 10 年）**

平成 10(1993)年 3 月 25 日船級協会の検査を受け船級の登録をした船舶について、新たに救命設備、居住設備、衛生設備及び航海用具について、管海官庁の検査を受けこれに合格したものとみなすこととなった。

*** ISM コードの強制化（平成 10 年～平成 14 年）と任意 ISM 認証制度の導入**

SOLAS, the May 1994 amendments (Conference) - International Safety Management Code

ISM コードは、昭和 62(1987)年 3 月多くの犠牲者を出した Herald of Free Enterprise 号の転覆事故を契機に、船舶事故の人的要因に着目して制定された船舶の安全管理体制を確保するための規則であり、平成 5(1993)年 10 月 IMO 総会において策定され、平成 6(1994)年 5 月には締約国会議において SOLAS 条約に「船舶の安全運航の管理」(Management for the Safe Operation of Ships) という章を設ける改正条約が採択された。

コードは、国際航海に従事する船舶に対して順次強制化され、平成 10(1988)年 7 月 1 日からは、旅客船・高速旅客船及び総トン数 500 トン以上の油タンカー、ケミカルタンカー、ガス運搬船、ばら積み貨物船及び高速貨物船に、次いで平成 14(2002)年 7 月 1 日からは、国際航海に従事する総トン数 500 トン以上のすべての貨物船及び移動式海底資源掘削ユニットに対して適用されることとなった。

実務的には、各船舶所有者が策定する安全管理システム(SMS) と安全管理担当者の選任、安全運航マニュアルの作成と船内における備付・実施のプロセスを、旗国政府(船級協会)による審査、寄港先政府による検査(PSC) により担保しようとするものである。

なお、ISM コードは本来内航船には適用されないが、国内においても、外航海運の動向を踏まえ、荷主としての石油業界等では安全管理体制構築を海運事業者に求めるなどの要請があり、用船条件として同コードに準拠した認証の取得を要望する例が顕著となり、運輸省は海運事業者が競争力向上に向けた自主的な取り組みを支援することで海運分野の安全性向上を図るため、平成 12(2000)年 7 月 27 日「船舶安全管理認定書交付規則」を告示し、申請者が任意に構築した安全管理システムの認証制度が実施されることとなった。

*** 1974 年の SOLAS 条約及び 1988 年の議定書/2000 年改正の発効（平成 14 年）**

SOLAS, the 2000 amendments

平成 12(2000)年 12 月に IMO 海上安全委員会にて採択された改正条約の発効を前に、平成 14(2002)年 6 月 25 日国内関係規則が全面的に改正され、同年 7 月 1 日施行された。この改正は、船舶設備規程、漁船特殊規程、小型漁船安全規則、船舶消防設備規則、船舶防火構造規則等の改正を含み、また船舶安全法施行規則等関係法令の改正を伴うものであり、船舶の安全航行を支える航行設備の強化、アスベストを含む材料の使用禁止、防火構造・消防設備等の強化等に特徴がある。

なかでも、電子技術の進展による航海設備の大幅な導入は、現在に至る現代の航海システムを一新させたものであり、以下、この改正で新たに設置義務が整理された設備等を中心に、それぞれ主な設置義務範囲と代替措置等の概要を列記する。

ただし、以下の表はあくまで平成14(2002)年当時の概要であり、その後の改正等を反映したものではない。また、紙幅の関係上、旅客船と貨物船等の例として記載し、漁船に係る記述は省いている。

現行法令については、第2章第3節「船舶の所要施設」を参照。

<平成14(2002)年7月1日施行に係る船舶設備規程(航海設備)の概要>

設備等の名称	概 要 ※表中「GT」は総トン数(単位はトン)		
操舵装置	主操舵装置、補助操舵装置(補助装置の要否判断は管海官庁)		
操舵装置の代替動力源と附属装置(油圧操舵のみ)	限定近海除外洋航行船の代替動力源(舵頭材径一定以上の場合) 動力による操舵装置が油圧作動の外洋航行船 (作動油の清浄機・タンク低油面警報装置・予備貯蔵タンク)		
自動操舵装置(TCS/HCS)	10000GT以上		
自動物標追跡装置(ATA) Automatic Tracking Aid	500GT以上の航海用レーダー搭載船(第1ATA)		
航海用レーダー 自動物標追跡装置(ATA) 自動衝突予防援助装置(ARPA)	国際航海	(第1RADAR)全旅客船 旅客船以外300GT以上	
	非国際	(第1RADAR)旅客船150GT以上 旅客船以外300GT以上	
	3000～ 10000GT	第2RADAR+第2ATA	
	10000GT以上	第2RADAR+第2ATA+自動衝突予防援助装置(ARPA)	
電子プロットング装置(EPA) Electric Plotting Aid	国際航海	旅客船500GT未満 旅客船以外300GT以上500GT未満	
	非国際	旅客船150GT以上500GT未満 旅客船以外300GT以上500GT未満	
航海用レーダー反射器 Radar reflector	夜間航行する20GT未満 50GT未満(鋼・アルミ船以外)の船舶 (非自航船にも適用。湖川のみは適用除外)		
昼間信号灯 Daylight signaling lamp	国際航海	150GT以上(沿海区域帆船を除く)	
	非国際	500GT以上(平水・沿海船除く)	
標準磁気コンパス Standard Magnetic Compass	国際航海	全旅客船 旅客船以外20GT以上	基準磁気コンパス・操舵磁気コンパスの代替 、平水は羅針儀代替
	非国際	20GT以上(平水は適用除外)	
予備磁気コンパス Spare Magnetic Compass	国際航海	全旅客船 旅客船以外20GT以上	予備の羅盆で代替 (従来どおり)
	非国際	20GT以上(平水は適用除外)	
方位測定コンパス装置 Compass bearing Device	国際航海	全旅客船 旅客船以外20GT以上	基準磁気コンパス・ジャイロレピーターの方位測定機能で代替
	非国際	20GT以上(平水は適用除外)	

ジャイロコンパス Gyro compass	500GT以上(平水区域は非適用)	
非常操舵場所用ジャイロ レピーター Gyro compass heading repeater	国際航海	全旅客船 旅客船以外500GT以上
	非国際	(遠洋・近海区域)全旅客船、旅客船以外500GT以上
方位測定用ジャイロレ ピーター Gyro compass bearing repeater	500GT 以上(平水区域は非適用)	
舵角指示器等 Indicators	国際航海全旅客船、非国際旅客船及び旅客船以外 500GT 以上	
船首方位伝達装置 (THD) Transmitting Heading Device	国際航海	旅客船500GT未満 旅客船以外300GT以上500GT未満
	非国際	旅客船150 GT以上500GT未満、 平水等に同等物 旅客船以外300GT以上500GT未満に同等物、 旅客船/非旅客船問わず500GT以上の平水船
羅針儀 Pelorus	平水船(要否判断は管海官庁) 500GT未満外洋航行船(限定近海船除く)は操舵機室に備置	
音響測深機 Echo Sounding Device	国際航海	全旅客船、旅客船以外300GT以上(300GT未満遠洋・近 海船はGPS等で代替)
	非国際	旅客船20GT以上(平水等除く) 旅客船以外300GT以上 (平水等除く) 500GT未満遠洋・近海船はGPS等で代替
衛星航法装置等 Global Navigation Satellite System /GPS(Global Positioning System)	国際航海	第一種衛星航法装置又は無線航法装置
	非国際	500GT以上 第一種衛星航法装置又は無線航法装置 500GT未満(平水は適用除外) 第二種衛星航法装置 または無線航法装置
船速距離計(対水) Speed and Distance Measuring Equipment (through water)	国際航海	全旅客船 旅客船以外300GT以上(*) (* 遠洋・近海・沿海区域300GT未満はGPSで代替可)
	非国際	旅客船20GT以上(平水等除く)(*) 旅客船以外300GT以上(*) (* 500GT未満はGPSで代替可)
回頭角速度計 Rate of turn Indicator	50000GT以上	
船速距離計(対地) Speed and Distance Measuring Equipment (over the ground)	50000GT以上	
音響受信装置 Sound Reception System	全閉囲型船橋(船橋から暴露部へ直接至る出入口を有しない船橋) を有 するすべての船舶	

船舶自動識別装置 (AIS) Universal Automatic Identification System	国際航海	全旅客船 旅客船以外300GT以上
	非国際	500GT以上
航海情報記録装置 (VDR) Voyage Data Recorder	事故原因調査のため航海中の通信記録等を記録媒体に保存する装置	
	国際航海	旅客船150GT以上、旅客船以外3000GT以上
	非国際	非適用

9. 平成 15(2003)年 6 月 18 日法律第 96 号による一部改正

* 船級協会の参入規制緩和

船舶安全法及び海防法に基づき、船級協会などの法人が国から検査・検定等事務の委託等を受ける「指定制度」については、行政の裁量を排除し、参入を容易にする等の観点から、一定の登録要件を満たした法人であれば、登録を受け、事務の委託等をうけることができることとされた。この結果、日本海事協会以外の船級協会の登録が可能となり、これまでに以下の船級協会が登録されている。

- * Lloyd' s Register Group Limited (略称 : LR)
- * Det Norske Veritas AS (略称 : DNV(現在は、DNVGL))
- * American Bureau of Shipping (略称 : ABS)

* 小型船舶の取扱いの見直し

平成 15(2003)年 6 月、総トン数 20 トン以上、長さ 24m 未満のスポーツまたはレクリエーションの用にのみ供する船舶を小型船舶とする小型船舶安全規則の改正がなされた。

* プッシャー・バージの安全規制見直し（平成 15 年）

溶接、ボルト等により堅固に結合される「一体型プッシャー・バージ」については、従来も一体の船舶と見做して船舶安全法が適用されていたが、平成 15(2003)年 7 月 1 日施行規則改正により、推進機関及び帆装を有しない船舶であって適用除外とされるものが、「平水区域を超えて航行する船舶のうち、推進機関を有する他の船舶に押されて航行の用に供するもの(沿海区域を航行区域とする推進機関を有する船舶と結合し一体となって航行する船舶であって、平水区域及び平水区域から最強速力で 4 時間以内に往復できる区域(以下、「特定短距離区域」という。)のみを航行するもの並びに管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認めるものを除く。)」と改正され、また油ばら積バージ(引火点摂氏 60 度を超える油を運送するもの)についても同様とされたことによって、それぞれ結合・分離の状態に応じ、技術基準が適用されることとなった。

施行規則、船舶設備規程及び小型船舶安全規則に係るこの改正は、平成 15(2003)年 8 月 1 日に施行され、現存船についての適用が猶予される期限は、平成 30(2018)年 7 月 31 日とされた。

*** 2001年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約(AFS条約)の批准(平成15年)**

The International Convention on the Control of Harmful Anti-Fouling System on Ships, 2001

AFS条約は、平成13(2001)年10月のIMO外交会議において、船舶の防汚方法(船底等に貝・海藻等の汚れが付着すると推進抵抗が増し、燃費が悪化することから、これを防止するための措置)として、殺生物剤として機能する有機スズ化合物(有機スズの含有量が2500mg/kgのもの)を含有する塗料の使用を禁止すべく採択された。わが国はこの条約の主導国であるため、平成15(2003)年7月速やかにこれを批准、必要な国内法等の改正を行った。その後、同条約は平成20(2008)年9月17日に発効、締約国政府(または締約国が認める機関)は順次船舶の防汚方法の検査を行い、国際航海に従事する船舶であって総トン数400トン以上のものは、船主または運航者提出の船舶防汚塗料のMSDS(Material Safety Data Sheet:化学物質安全データシート)等及びIMO条約に適合していることの宣誓書に基づいて「国際防汚方法証書」を交付することとなった。(国際航海に従事する総トン数400トン未満の船舶は、「防汚方法に関する宣言書」及び防汚方法として使用された塗料の領収書その他適合性を証明する書類を船内に備え置かなければならないとされる。)

なお、現存船に塗布済みで規制に適合しない防汚塗料は、発効日までに完全に除去するか、シーラーコート(sealer coat)と呼ばれる被膜で適正に被覆することとされた。なお、わが国において条約適合性の審査は経済産業省の指導の下、日本塗料工業会が作成する登録リストに基づいて管海官庁または船級協会によって行われる。同工業会の資料によると、わが国では、毒性の強いTBTO(トリブチルスズオキサイド)は昭和64(1989)年「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」第1種特定化学物質に、TPT(トリフェニルスズ)化合物、TBT(トリブチルスズ)化合物は、平成元(1990)年同法の第2種特定化学物質に指定され規制された結果、平成8(1996)年以降、実質的に日本国内には存在していないとされる。

*** IMDGコードの強制化と国内法令改正、離島航路旅客フェリーの危険物積載(平成16年)**

SOLAS, the May 2002 amendments - IMDG Code (International Maritime Dangerous Code)

船舶による危険物の個品輸送については、国連の定める「危険物輸送に関する国連勧告」に沿ってIMOにおいてIMDGコード(International Maritime Dangerous Code)が策定され、2年ごとに協議・改正されているが、平成14(2002)年5月、従来はSOLAS条約上勧告として取り扱われていたところ、第75回海上安全委員会において平成16(2004)年1月1日より強制化され、各締約国において国内法化することが決議された。わが国では、平成15(2003)年12月22日に危険物船舶運送及び貯蔵規則が改正され、発効と同時に施行することとなった。

この改正により、規則第2編第2章における各種要件が危険物の等級番号順に並べ替えられることとなり、引火性物質の引火点による区分が廃止されるほか、告示にも変更がある。なお、従来、内航船については、危険物容器及び包装への品名及び国連番号の表示、危険物明細書の船長への供与義務等一部の規定を適用免除とされていたが、今後は原則的に外航船に対する要件と同一とされる。

また、この改正においては、離島生活航路に就航する旅客フェリーに危険物を積載したガソリンまたはLPGタンクを搭載した自動車を積載して輸送しようとする場合、現行の構造設備要件に加え、追加の安全措置（消防設備、固縛装置の設置等）を講ずることにより、地方運輸局長がこれを個別に許可する特例を設けることとされた。

*** ISPS コードの導入及び ISSC 受有、船舶自動識別装置(AIS)の義務づけ(平成 16 年)**

SOLAS, the December 2002 amendments (Conference) - ISPS Code

平成 13(2001)年 9 月 11 日に米国で発生した同時多発テロ事件を契機として、同年 11 月の IMO 総会において海事分野における国際的なテロ対策が審議された。その結果、海事テロ対策のための条約改正の方針が決定され、平成 14(2002)年 12 月の締約国会議において第 XI-2 章「海上の保安を高めるための特別措置」を新設して SOLAS 条約が改正され、「船舶及び港湾施設の国際保安コード」(International Ship and Port Facility Security Code、通称 ISPS コード)が採択された。わが国では、平成 16(2004)年 4 月 26 日「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保に関する法律」が公布され、同年 7 月 1 日条約発効と同時に施行された。この制度において、日本船舶で対象となるのは、国際航海に従事する船舶であって、旅客船または総トン数 500 トン以上の(漁船ほかを除く)非旅客船である。船舶の保安評価に沿った船舶保安計画(SSP)の承認を受け、旗国政府(船級協会)による船内保安措置検査を受けた船舶は、船舶保安警報装置(SSAS)を設置し、船舶保安証書(ISSC)を受有するほか、船舶自動識別装置(AIS)の設置、船舶識別番号(IMO 番号)の船体表示、履歴記録保持ほかの措置を必要とする。

船舶識別番号及び履歴記録に係る上記の改正を受けて、同日船舶安全法施行規則が改正され、船舶検査手帳の様式が改訂された。なお、現存船舶識別番号の標示については、施行日以後最初に行われる定期的検査時期まで猶予された。

*** バルクキャリアの安全対策、浸水警報装置、イマーシオン・スーツ等(平成 18 年)**

SOLAS, the December 2004 and May 2005 amendments -

平成 16(2004)年 12 月及び平成 17(2005)年 5 月、IMO においてバルクキャリアの安全性向上、海難時に救命艇に乗れず直接水中に船員が投げ出される事故への対策等を目的とした SOLAS 条約の附属書 II-1 章、第三章、第 V 章及び第 X II 章の改正が採択され、わが国でも平成 18(2006)年 3 月 31 日関係法令が改正された。バルクキャリアを「主として貨物(液体貨物を除く。)をばら積みして運送する総トン数 500 トン以上の貨物船またはタンカー」で「非国際の場合は遠洋区域または近海区域を航行区域とするもの(限定近海船を除く。)」とし(船舶区画規程第 1 条の 5)、二重船側構造の場合における要件、積付計算機の備付け、満載状態での隔倉積みの禁止等が規定された。(平成 18(2006)年 7 月 1 日施行)

また、イマーシオン・スーツの備付け(総トン数 500 トン以上の漁船または遠洋・近海貨物船。例外あり)、バルクキャリアの救命艇としては船尾に最大搭載人員分の自由降下式救命艇、各舷に最大搭載人員分の救命筏の備付け(国際航海または遠洋・近海以遠総トン数 500 トン以上。ただし、非条約船は救命艇搭載の場合は軽減

措置あり)、VDR(航海情報記録装置。国際航海に従事する全旅客船及び総トン数 3000 トン以上の新造貨物船。) または S-VDR(簡易式航海情報記録装置。国際航海に従事する総トン数 3000 トン以上の平成 14 年 7 月 1 日現存貨物船。)の備付け、船上・管理会社における図面の保管等、国際航海船(漁船及び総トン数 500 トン未満貨物船を除く)について曳船及び係船設備における安全荷重の表示、浸水警報装置の設置(国際航海船総トン数 500 トン以上、長さ 80 メートル未満、二重船側構造貨物船及びバルクキャリアを除く。)その他の改正が、平成 19(2007)年 1 月 1 日施行、実施された。

*** 旅客船におけるバリアフリー新法の実施(平成 18 年)**

平成 12(2000)年の交通バリアフリー法(「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」)により、平成 14(2002)年 5 月 15 日以降、新たに海上運送法による一般旅客定期航路事業の用に供する旅客施設(発券所、待合所、棧橋等)及び船舶が適用対象となった。平成 18(2006)年には同法をさらに拡充したバリアフリー新法「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が施行され、同年 12 月 15 日には「移動等円滑化のために必要な旅客施設または車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」の公布・施行により、具体的な指針が明示され、バリアフリー化推進の環境が整備された。

*** 旅客船キャビンバルコニーの防火対策ほか(平成 20 年)**

SOLAS, the December 2006 amendments – FSS Code and LSA Code

平成 18(2006)年 12 月、IMO において、大型クルーズ船・スタープリンセスの火災事故を契機に、FSS コード(Code for Fire Safety Systems)関連では旅客船のキャビンバルコニーにおける防火対策(附属書 II-2 章)、LSA コード(Life Saving Appliance Code)関連では消防設備の技術基準改正(固定式泡消火装置、固定式加圧水噴霧装置、固定式泡放射器等)、救命艇の操作手引書の備付け義務拡大(附属書 III 章)、その他が改正採択された。

国内においては、平成 20(2008)年 6 月 30 日に船舶救命設備規則、船舶防火構造規則に加え、関係告示が改正された。(同年 7 月 1 日施行)

*** 船舶長距離識別追跡装置(LRIT)の義務づけ(平成 20 年)**

SOLAS, the May 2006 amendments - Long-Range Identification and Tracking System(LRIT)

平成 18(2006)年 5 月、IMO 海上安全委員会において、船舶のセキュリティの向上と捜索救助への活用等を目的とする船舶長距離識別追跡装置(LRIT)導入のための SOLAS 条約附属書の改正案が採択された。これを受けて、わが国でも平成 20(2008)年 12 月 22 日船舶設備規程ほか関係法令が改正され、国際航海に従事する船舶であって全旅客船及び総トン数 300 トン以上のもの(専ら漁ろうに従事する船舶を除く)に設置その他の義務が課された。

*** 高速旅客船の安全対策(平成 21 年)**

近年、ジェットフォイル等の水中翼船型高速船が航行中に流木や鯨類と衝突する事故が相次いだため、高速旅客船及び水中翼船を対象として、乗客の安全確保のため

め椅子席用ベルトの装備等が義務づけされた。船舶設備規程：平成 21(2009)年 4 月 27 日改正施行。

* 救命設備等の要件変更（平成 21 年）

SOLAS, the May 2006 amendments and May 2008 amendments

平成 18(2006)年 5 月及び平成 20(2008)年 5 月に IMO において、舷梯を含む乗降船設備を規制の対象とすること、平成 6(1994)年 10 月 1 日時点現存船に備え付けが認められている固定式鎮火性ガス消火装置の要件を強化すること、レーダー・トランスポンダーの代替として搜索救助用位置指示送信装置(AIS-SART)の使用を可能とすること、幼児用救命胴衣及び救命胴衣着用補助具の備付け、救命胴衣等の基準を強化すること等を目的とした SOLAS 条約附属書第 II-1 章、第 II-2 章、第 III 章及び第 IV 章並びに国際救命設備コードの改正が採択された。また、持運び式消火器の船内場所毎の備置数に関する SOLAS 条約の国際統一解釈が承認された。

国内においては、平成 21(2009)年 12 月 1 日、関係する各規則が改正され、乗降船設備の備付け義務、固定式鎮火性ガス消火器の要件強化、レーダー・トランスポンダーの代替装置として搜索救助用位置指示送信装置(AIS-SART)の追加、持運び式消火器について船内場所毎に必要な備置数を規定し、平成 22(2010)年 1 月 1 日に施行された。

また、全旅客船に対し、幼児用救命胴衣(幼児数と同数または旅客定員の 2.5%以上の数。平水例外あり)及び着用補助具(旅客定員の 0.3%以上、体重 140kg・胸囲 1750mm まで対応の胴衣搭載なら不要)の備付けを義務づけることとされ(船舶検査心得)、救命浮環・救命胴衣・イマーション・スーツ・耐暴露服について、使用可能温度範囲の設定、水中における他の設備との連結手段の確保等基準の強化等の改正が実施され、いずれも、同年 7 月 1 日に施行された。

* 旅客船の安全対策（平成 22 年）

SOLAS, the December 2006 amendments

IMO では、近年の旅客船の大型化傾向を背景として、2000 年より総合的な安全性の見直し作業を行い、一定規模の浸水・火災事故が発生した場合、大型旅客船では退船するよりも自航または曳航により帰港できるよう措置した方が旅客・船員の安全が確保できるという認識を共有し、平成 18(2006)年 12 月、条約附属書を改正、採択した。これを受けて平成 22(2010)年 12 月 22 日船舶設備規程ほか関係法令が改正された。改正点は、水密区画の浸水警報装置設置、位置識別機能付火災警報、各室の構造・排気ダクト等の要件、補助の非常照明、自蔵式呼吸具のボンベ再充填装置、一部の区画に浸水・火災等を生じて安全確保ができる構造・設備等の措置、非常用制御場所、消防・防火要件の見直し等である。

なお、条約適用外の内航旅客船についても安全対策が見直され、平成 24(2012)年 1 月 1 日以降建造の近海区域以遠を航行区域とする内航旅客船については、船体・船楼・甲板室は主垂直区域に区分され、隔壁や甲板の防火性能、階段囲壁における可燃性材料の制限及び消防員装具の数等について、外航旅客船と同基準が適用されることとなった。

*** 船橋航海当直警報装置 (BNWAS) の義務づけ (平成 23 年)**

SOLAS, the June 2009 amendment, ECDIS and BNWAS to be made mandatory

平成 21(2009)年 6 月 IMO において、旅客船及び総トン数 150 トン以上の旅客船以外の船舶について、船橋航海当直警報装置の搭載義務づけ等に関する SOLAS 条約附属書改正案が採択された。わが国では、平成 23(2011)年 5 月 31 日船舶設備規程等が改正され、同年 7 月 1 日建造の新船を基準として、国際航海に従事する総トン数 150 トン以上の船舶（専ら漁ろうに従事する船舶を除く）及び国際航海に従事しない総トン数 500 トン以上の一定範囲の船舶には第 1 種船橋航海当直警報装置、総トン数 500 トン未満の内航船等（平成 21 年に SOLAS 条約附属書改正の際、各国主管庁の裁量に委ねられた船舶）には第 2 種船橋航海当直警報装置の設置が一部の例外を除き段階的に義務化されることとなった。

*** 1974 年 MARPOL 条約の附属書 VI (大気汚染)改正に係る国内法令の改正 (平成 24 年)**

The adoption of amendments to MARPOL Annex VI - EEDI and SEEMPS

平成 23(2011)年 7 月に開催された IMO の海洋環境保護委員会において MARPOL 条約附属書 VI の改正が採択され、平成 25(2013)年 1 月 1 日に発効する。これを受けてわが国では、平成 24(2012)年 9 月 12 日「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」が改正され、条約発効日に施行された。排他的経済水域 (EEZ) を越えて航行する総トン数 400 トン以上の船舶 (海上自衛隊の使用する船舶を除く。) が適用対象であり、現存船等を除いて、二酸化炭素放出抑制指標 (Energy Efficiency Design Index : EEDI) を算定し、国土交通大臣または登録を受けた船級協会による確認を受けることが義務づけされる。なお、現存船を含む対象船は、二酸化炭素放出抑制航行手引書 (SEEMPS : Ship Energy Efficiency Management Plan) を作成し、国土交通大臣または登録船級協会による承認を受け船内に備置きすることとされた。

*** 電子海図情報表示装置 (ECDIS) の義務づけ、その他の改正 (平成 24 年)**

SOLAS, the June 2009 amendments, ECDIS to be made mandatory

The 2010 Manila Amendments to the STCW Convention and Code

平成 21(2009)年 6 月の SOLAS 条約附属書改正及び翌平成 22(2010)年 6 月、マニラで開催された締約国会議における STCW 条約改正を踏まえて、平成 24(2012)年 6 月 29 日船舶設備規程が改正され、同年 7 月以降平成 30(2018)年にかけて、国際航海に従事する船舶であって総トン数 500 トン以上の旅客船及び総トン数 3000 トン以上のタンカー、その他の船舶 (平成 26(2014)年 7 月 1 日建造の新船を基準とする) に対して段階的に ECDIS の搭載が義務化されることとなり、併せて船舶職員法等海員の技能等に関係する法令も改正された。

このほか、水先人用昇降機の使用禁止措置に係る基準、救命艇用吊索離脱装置の基準、火災探知装置の備付けに関する基準をそれぞれ改正、焼却炉上の火災探知装置の備付けが義務づけられた。(国際航海に従事する全ての旅客船及び貨物船、遠洋・近海区域を航行区域とする旅客船及び総トン数 500 トン以上の貨物船。限定近海船は除外。)

10. 平成24(2012)年9月12日法律第89号による一部改正施行

* 船級船の見直し範囲拡大（平成25年）

平成24年船級船の見直し範囲が改正され、平成25(2013)年1月1日より、船級登録された日本籍船舶については、国土交通省に代わり、当該船舶の登録された船級協会が無線設備検査及び貨物船安全無線証書の交付等に関する業務を行うこととされた。

* 2006年の海上の労働に関する条約批准に伴う船舶設備規程の一部改正（平成25年）

Maritime Labour Convention (MLC), 2006

平成18(2006)年2月ILO海事総会において採択された海上労働条約(MLC)は、平成24(2012)年8月20日に条約批准国が発効条件の30ヶ国に達したため、翌年8月20日に発効し、関係国内規則では、平成25(2013)年6月28日に船舶設備規程が一部改正され、平成26(2016)年8月5日(MLCが日本国について効力を生ずる日)に施行された。これにより、施行日以後に建造され、または建造に着手された船舶であって、遠洋区域、近海区域または沿海区域を航行区域とする船舶(国際航海に従事しない総トン数200トン未満の船舶、2時間限定沿海船、漁船ほかを除く。)の船員室の定員は原則1名とされ、船員室等の位置は、やむを得ない場合を除き、最高航海喫水線の上方に設け、その天井高さは2.03メートル以上でなければならないとされたほか、船員居住区の要件等が全般に強化された。

なお、この条約により、平成24(2012)年9月12日船員法が改正され、平成26(2014)年8月5日より、国際航海に従事する総トン数500トン以上の船舶(漁船ほか一部を除く。)は、船員の労働条件の検査等により海上労働証書(MLC証書)の交付を受けることとされ、その前提として船舶所有者には、条約及び旗国要件に継続的に適合する措置・計画を組み入れた海上労働適合申告書第二部(DMLC Part II)の作成をはじめ、海上労働管理システムの構築・実施が義務づけられた。

* 船内騒音規制の強制化（平成26年）

SOLAS, the November 2012 amendment – the Code on noise levels

IMO海上安全委員会では、騒音に起因する船員の健康被害、操船時における指示伝達の阻害による安全性への影響を最小限にするため、平成24(2012)年11月に開催された会議において、同年5月開催の会議において承認された船内騒音コード改正案及び同コードを強制化する規則が一部修正の上採択された。

国内法では、船舶の機関区域等から発生する騒音レベル及び船員の騒音暴露を一定以下に抑える基準を定めた船内騒音規制コードを取り入れ、改正内容を担保すべく、平成26(2014)年6月2日船舶設備規程ほかについて所要の改正が行なわれた。

なお、総トン数1600トン以上の船舶(平水船及び漁ろう船を除外)であって、平成26(2014)年7月1日前に建造契約が結ばれたもの(建造契約がない場合、平成27(2015)年1月1日前に建造に着手されたもの)のうち、平成30(2018)年7月1日前に船舶所有者に引き渡されたものについては従前の例によることができる。

また、国際航海に従事しない船舶であって、平成29(2017)年7月1日前に建造契約が結ばれたもの(建造契約がない場合、平成30(2018)年1月1日前に建造に着手

されたもの)のうち、平成33(2021)年7月1日前に船舶所有者に引き渡されたものについては従前の例によることができる。

*** 1974年 SOLAS 条約の附属書改正に係る国内法令の改正 (平成27年)**

The December 2015 amendments of SOLAS Supplement, and others

平成26(2014)年5月防火対策の強化等を目的として SOLAS 条約附属書ほかの改正が採択されて平成28(2016)年1月1日に発効のため、平成27(2015)年12月国内法関係規則が改正、発効日施行とされた。

- ① 機関区域内の脱出設備における要件の追加
- ② 油タンカー(総トン数150トン以上)、液化ガスばら積船及び液体化学薬品ばら積船の復原性計算機備付原則義務化
- ③ 甲板上にコンテナを積載する船舶の防火要件新設
- ④ 通風ダクトの防火要件追加、ダンパーの設置等に係る義務の追加
- ⑤ 固定式イナートガス装置設置義務の範囲拡大と性能要件の変更
- ⑥ 水素自動車等を積載する自動車運搬船の防火要件の追加
- ⑦ 救命胴衣の性能要件の変更
- ⑧ 船内の騒音防止の措置を定める告示改正

*** 1974年 SOLAS 条約の附属書改正に係る国内法令の改正 (平成28年)**

The November 2014 amendments of SOLAS Supplement

平成26(2014)年11月船員の安全対策の強化等を目的として SOLAS 条約附属書ほかの改正が採択され、平成28(2016)年7月1日発効のため、同年6月国内法関係規則が改正、発効日施行とされ、国際航海に従事する総トン数500トン以上の船舶(鋼製はしけ及び潜水船を除く。)に対し、閉囲区域立ち入りのための可搬式ガス検知器(最低限酸素・可燃性ガス・蒸気・硫化水素・一酸化炭素の濃度が計測できるもの)の備付けが義務づけられた。

*** SOLAS、MARPOL 条約改正ほか極海コード発効による国内法令の改正 (平成28年)**

SOLAS, the November 2014 amendment & MARPOL, the May 2015 amendment
– the International Code for Ships Operating in Polar Waters (Polar Code)

近年、北極海航路に向けた国際的な関心の高まりと旅客船等の航行海域の拡大を受け、平成21(2009)年以来、北極海及び南極海(極海と総称)を航行する船舶に対し、極海特有の事情を勘案した安全対策及び極海の環境保護対策等を求めることを目的とした極海コードの検討が IMO 各委員会において進められていたところ、SOLAS 条約及び STCW 条約の改正(安全要件を定める極海コード Part I)、と MARPOL 条約の改正(環境保護要件を定める極海コード Part II)が、平成26(2014)年から平成27(2015)年にかけてそれぞれ採択され、平成29(2017)年1月1日に発効することとなった。この条約改正に係る国内法関係規則は、平成28(2016)年12月に改正され、条約発効日に施行された。

* 2004 年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約

(略称：バラスト水管理条約又は BWM 条約) の 2017 年発効が確定 (平成 28 年)

The International Convention for the Control and Management of Ships' Ballast Water and Sediments (BWM Convention) , Adoption: 13 February 2004; Entry into force: 8 September 2017

IMO は海洋環境に影響を及ぼす水生生物の越境移動を防止するために、バラスト水及び沈殿物の管制及び管理のための国際条約(以下、「バラスト水管理条約」という。)を平成 16(2004)年に採択したが、平成 25(2013)年の IMO 総会において、バラスト水管理条約に規定されるバラスト水排出基準の適用時期の見直しが行われ、見直し案が IMO 総会決議として採択された。平成 28(2016)年 9 月 8 日同条約の発効要件が整い、バラスト水管理条約が平成 29(2017)年 9 月 8 日に発効することとなった。わが国は、平成 26(2014)年に同条約を締結し、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」が一部改正公布されており、条約発効日に施行された。

この改正により、規制対象設備(原則としてバラスト水を積載・排出するタンク)を有する船舶であって、一国の内水、領海若しくは排他的経済水域または公海のみを航行する船舶以外の船舶への有害水バラスト汚染防止措置手引書の備置き、有害水バラスト汚染防止設備の設置及び国際水バラスト管理証書の備置き等が規定された。なお、新たに改正された「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則」において、検査対象船舶は、規制対象設備を有する船舶のうち総トン数 400 トン以上のものである。

第2章 船舶安全法の適用と規制

第1節 船舶検査証書

船舶安全法は、定期検査に合格した船舶に対し、管海官庁が航行区域(漁船の場合は従業制限)、最大搭載人員、制限汽圧、満載喫水線の位置及びその他の航行上の条件を定め、船舶検査証書を交付すべきことを定めている。(法9条1項、施行規則33条及び34条)

船舶検査証書は、この条文に例示されている通り、法第1条に定める航行供用の条件を充たす船舶であることを証すると同時に、当該船舶が安全に航行しうると判定された「航行上の条件」を限定的に示すという意味で、当該船舶に対する船舶安全法の技術上の基準の適用と航行に関する規制を明らかにするものである。

第2章は、以下第1節では次頁(図2-1)の様式に付した番号(囲み数字)の順に、日本船舶が受有する船舶検査証書の記載事項を概説し、続く第2節において船舶安全法における船舶の施設義務と適用条件、第3節では船舶の航行上の条件について詳述する。

(1) 「船種」(汽船、帆船または非自航船の別)(図2-1①)

船舶法施行細則第1条において、「船舶の種類」は汽船・帆船の別をいい、「汽船」とは、機械力を持って運航する装置を有する船舶であり、一方「帆船」とは、(機械力を有するとしても)主として帆を持って運航する船舶であると規定されている。これらについて船舶安全法上明確な定義は設けられていないが、船舶検査証書の「船舶の種類」に於いては上記の定義を踏襲しており、船舶法の適用されない「推進器及び帆装を有しない船舶」については「非自航船」と記載する取扱いとされている。

(2) 「船名」(図2-1②)

船舶国籍証書、仮船舶国籍証書、国籍証明書または漁船登録票の交付を受けている船舶の場合はこれに記載されている船名、それ以外の場合には申請者の申し出による任意の船名が記載される。

※ 船舶国籍証書等において船名に使用された文字が(JIS X 0208-1997の規定による)JIS 第一水準漢字または第二水準漢字以外の文字の場合、置き換え文字が代替使用される場合がある。

(3) 「船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号」(図2-1③)

船舶国籍証書または小型船舶登録事項通知書(登録事項証明書)に記載された船舶番号については当該番号、船舶番号が存在しない場合は船舶検査済票の番号、いずれも存在しない場合であって漁船登録を有している場合は、漁船登録番号が記載される。以上の番号が存在しない場合は、「*****」が記載される。

船舶検査証書

第〇〇号 ^{③〇}

③①

船種及び船名	①汽船 ②〇〇〇〇〇〇
船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	③〇〇〇〇〇〇
船籍港又は定係港	④〇〇県〇〇市
総トン数又は船舶の長さ	⑤〇〇トン
用途	⑥〇〇船
船舶所有者	⑦船舶管理人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ⑧船舶借入人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
有効期間	⑨平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
<p>船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。 ⑩平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: right;">⑪ 〇〇 運輸局 〇〇 運輸支局長</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 印 </div>	
航行上の条件	
<p>航行区域又は従業制限 (国際航海に従事する 船舶にあつては、その旨)</p> <p>最大搭載人員</p> <p>制限汽圧</p> <p>満載喫水線の位置</p> <p>区画満載喫水線の位置</p> <p>木材満載喫水線の位置</p> <p>その他の航行上の条件</p>	<p>⑫ 〇〇〇〇</p> <p>⑬ 〇〇〇〇</p> <p>⑭旅客〇人、⑮船員〇人、⑯その他の乗船者〇人、⑰計〇人</p> <p>⑱ 〇 ⑲ 〇〇MPa</p> <p>⑳ 乾げん甲板を標示する水平線 (甲板線) の上縁の位置 船の長さの中央の上甲板の梁上側板上面の延長と外板の外面との交点から上方へ 〇mm</p> <p>㉑ 満載喫水線標識の水平線の上縁・海水満載喫水線の位置 甲板線の上縁から下方へ 〇mm</p> <p>㉒ 満載喫水線標識の水平線の上縁・夏期満載喫水線 (S) の位置 甲板線の上縁から下方へ 〇mm</p> <p>㉓ 冬期満載喫水線 (W) の位置 S の下方へ 〇mm</p> <p>㉔ 冬期北大西洋満載喫水線 (WNA) の位置 S の下方へ 〇mm</p> <p>㉕ 熱帯満載喫水線 (T) の位置 S の上方へ 〇mm</p> <p>㉖ 上記の各種満載喫水線に対応する淡水満載喫水線の位置 上方へ 〇mm</p> <p>㉗ *****</p> <p>㉘ *****</p> <p>㉙ *****</p> <p style="text-align: center;">**** 以下余白 ****</p>

(注) 図 2-1 の囲み数字は、解説のため任意に記入したものである。①の船種をはじめ、本図では、便宜様式の空欄を例示で埋めている場合がある。例えば、船舶所有者欄は、単独の所有者のみの場合、⑦及び⑧のタイトルは記載を要しない。また、満載喫水線欄⑳～㉖は必要な項目のみ記載する。さらに、制限汽圧欄以下の欄に記載すべき事項がない場合は、それぞれ「*****」を記入する。

(4) 「船籍港又は定係港」(図 2-1④)

船舶国籍証書、仮船舶国籍証書、小型船舶登録事項通知書(登録事項証明書)に記載された船籍港。船籍港を有しない船舶の場合は、常時係留される定係港。

(5) 「総トン数又は船舶の長さ」(図 2-1⑤)

・総トン数を記載する場合

(ア) 日本船舶の場合の総トン数

国際航海に従事するか否か、船舶の建造年月日(起工日)に応じ、該当する船舶の分類によって使用される総トン数が異なる。

国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付の有無	起工日 (特定修繕を行った場合の特定修繕の起工日を含む)	船舶の分類		総トン数
有	S60. 12. 31 以前	全ての船舶		国内総トン数
	S61. 1. 1 以降 H6. 7. 17 以前	旅客船		国際総トン数
		旅客船 以外	国内総トン数 1600 トン未満の船舶	国内総トン数
	国内総トン数 1600 トン以上の船舶		国際総トン数	
H6. 7. 17 以降	全ての船舶		国際総トン数	
無	-	全ての船舶		国内総トン数

※ 国際総トン数とは、船舶のトン数の測度に関する法律(以下、「トン数法」と称する。)第 4 条第 1 項の国際総トン数をいい、国内総トン数とは、同法第 5 条第 1 項の総トン数(トン数法附則 3 条 1 項の適用ある船舶は、同項本文の総トン数であって船舶国籍証書、仮船舶国籍証書、漁船登録票または小型船舶登録事項通知書(登録事項証明書)に記載されたものをいう。)

※ 総トン数 5 トン以上の非自航船で総トン数証書の交付を受けている場合は、同証書に記載された総トン数が記載され、総トン数証書交付を受けていなくとも管海官庁が認める場合は、造船所、民間検定機関等で算定し申し出た「総トン数」が記載される。

※ 総トン数 5 トン未満の船舶については、総トン数証書の交付を受けている場合は証書に記載された総トン数が記載され、総トン数証書の交付を受けていない場合は、5 トン未満と記載の上、船舶の長さが併記される。

※ 一体型プッシャー・バージの場合、プッシャー及びバージのそれぞれについて、「一体となったときの総トン数」が記載され、複数のバージと結合するプッシャーはそれぞれのバージと一体となったときの総トン数が全て記載される。

(イ) 外国船舶の場合

① 施行規則第 66 条の 2 第 3 号の船舶は、トン数法第 5 条第 1 項の総トン数と同一の効力を有することとされた総トン数

② 施行規則第 66 条の 2 第 4 号の船舶は、トン数法第 4 条第 1 項の国際総トン数

・船舶の長さを記載する場合

総トン数5トン未満の船舶であって、総トン数証書の交付を受けていない場合、または非自航船であって国際トン数証書の交付を受けていない場合は、総トン数に代えて船舶の長さが記載される。

*** 船舶安全法で用いられる船舶の長さ ***

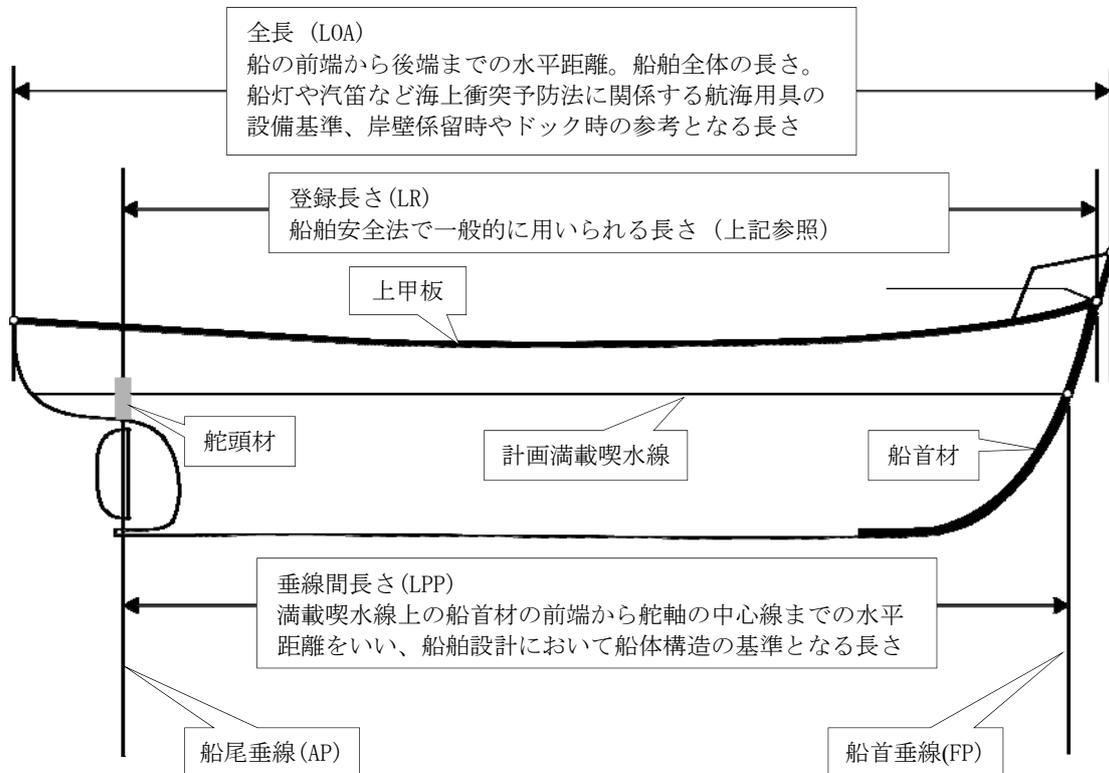
船舶の長さは、関係法令の目的により定義が異なる。船舶安全法で一般的に用いられる長さは、船舶検査申請書に記載する船舶の長さであり、検査手数料の算定や技術基準の基礎となる次のものをいう。

1. 船舶国籍証書、仮船舶国籍証書又は小型船舶登録事項通知書の交付を受けた船舶にあつては、当該船舶国籍証書、仮船舶国籍証書又は小型船舶登録事項通知書に記載された長さ。
2. 総トン数20トン未満の漁船にあつては、動力漁船登録票に記載された船舶の長さ。第3.
3. 1又は2以外の船舶にあつては、船舶法に規定する船舶の長さに準じる長さ。

ここで用いられる船舶の長さは、船舶法施行細則第17条の2第8号「上甲板の下面における船首材の前面より船尾材の後面に至る長」の長さをいい、登録長さ（LR）と呼ばれる。

一般的に舵頭材を有する船舶では、上甲板（船体の主要部を構成する最上層の全通甲板）の下面における船首材の前面から舵頭材の中心に至る長さをいう。舵頭材及び舵柱を有しない船舶については、上甲板の下面における船首材の前面から船尾外板の後面に至る長さの90パーセントの長さをいう。例えば、箱型平甲板の貨物ほしけの長さは、全長の90パーセントとされる。

船舶の長さは、一見、同型と見られるものであつても、船の構造により異なる。主な船舶の長さは下図のものがある。



(6) 「用途」(図 2-1⑥)

船舶検査証書の「用途」の欄には、当該船舶に最も適した用途を記載することとされている。(なお、「自動化船」については、用途に加えて、その旨付記される。)

用途は、当該船舶が船舶安全法の適用上、以下に記載する(ア)～(エ)のいずれに該当するかを確認の上、船舶の運航様態・輸送対象等を考慮して決定される。

(ア) 旅客船等(旅客を輸送する機能を有し、これを主たる目的とする船舶)

旅客船とは、12 人を超える旅客定員を有する船舶をいう(法 8 条)。

1	旅客船	12 人を超える旅客定員を有し旅客のみを輸送する船舶
2	旅客船兼自動車渡船 (旅客フェリー)	防火構造規則 2 条 18 号の車輦区域を有する旅客船
3	旅客船兼引き船	引き船を兼ねる旅客船
4	旅客船(高速船)	施行規則 18 条 2 項の表備考 1 に該当する旅客船
5	交通船	12 人を超えない旅客定員を有する船舶で旅客のみを輸送するもの
6	快遊艇	プレジャーボート、プレジャーモーターボート、プレジャーヨットほか。いずれも、旅客定員が 12 人を超える場合は「旅客船」と付記される。
7	遊漁船	釣り等により漁類その他水産動植物の捕獲を目的とする旅客をとら載し、またはこれら旅客を瀬渡しする船舶
8	遊漁船兼交通船	遊漁船であって交通船を兼ねるもの。旅客定員が 12 人を超える場合は、「旅客船」と記載される。
9	小型兼用船(旅客船)	小型兼用船(漁ろうに従事する小型船舶で、漁ろうと漁ろう以外のことを同時にしない兼用船)であって、12 人を超える旅客定員を有するもの

(イ) 漁船(漁船法 2 条及び施行規則 1 条 2 項の船舶の用途は、例外なく「漁船」)

- ① もっぱら漁ろう(付属船舶を用いてする漁ろうを含む。)に従事する船舶
- ② 漁ろうに従事する船舶であって漁獲物の保蔵または製造の設備を有するもの
- ③ もっぱら漁ろう場から漁獲物またはその加工品を運搬する船舶
- ④ もっぱら漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶または漁業の取締りに従事する船舶であって漁ろう設備を有するもの

(ウ) 貨物船等(貨物等を積載する船舶。危険物ばら積船を含む。)

1	ばら積専用船	ばら積みの貨物を運送する船舶
2	コンテナ船	コンテナ専用船。ただし、ロールオン、ロールオフ貨物区域(貨物を通常水平方向に積卸しすることができる貨物区域であって、船舶の全長または全長の相当の部分にわたって区画されることのないものをいう。)を有するものを除く。
3	液化ガスばら積船	液化ガス物質(液体化学薬品との「共通物質」を除く。)を運送する船舶。ただし、LPG または LNG の専用船は、LPG 運搬船または LNG 運搬船とする。

4	液体化学薬品ばら積船	液体化学薬品(液化ガスとの「共通物質」を含む)を運送する船舶。ただし、油タンカー兼用船は液体化学薬品ばら積船兼油タンカー
5	油タンカー	引火性液体物質のうち油を運送する船舶(注) 引火点が61℃を超える油の運送に限られた船舶については、用途は「油タンカー」であるが、「その他の航行上の条件」欄に、「引火点が61℃以下の油の積載を禁止する。」旨が記載される。
6	引火性液体物質ばら積船	引火性液体物質のうち、油以外のもの及び有害性液体物質を運送する船舶。ただし、油タンカー兼用船は引火性液体物質ばら積船兼油タンカー
7	有害性液体物質ばら積船	有害性液体物質を運送する船舶。ただし、油タンカー兼用船は有害性液体物質ばら積船兼油タンカー
8	油タンカー兼鉱石(石炭)運搬船	鉱石等と油の兼用船
9	自動車専用船	もっぱら自動車を運送する船舶。自動車渡船(貨物フェリー)
10	ロールオン・ロールオフ貨物船	ロールオン、ロールオフ貨物区域を有する貨物船であって、自動車専用船以外のもの
11	砂利採取運搬船	砂利採取装置を有する砂利運搬船
12	砂利運搬船	砂利等を運搬する構造と装置を有する専用船
13	チップ船	チップを運搬する構造と装置を有する専用船
14	冷凍運搬船	第3種漁船以外の冷凍運搬船
15	貨物船	上記以外の貨物船

(エ) その他の船舶(上記(ア)～(ウ)以外の船舶及び特殊船。)

1	押し船・引き船	一体型プッシャー・バージにおける押し船は一体型押し船、これが交通船を兼ねるものは一体型押し船兼交通船。いずれも旅客定員が12人を超えるものは「旅客船」とする。
2	作業船(クレーン船、浚渫船、その他)	
3	巡視船、監視船、練習船等	
4	係留船(施行規則2条2項3号ト)	建材展示場船(係留船)、ホテル船(係留船)、総合レジャー船(係留船)
5	デッキバージ、作業台船、貨物はしけ、油回収バージ等	非自航船(※)の用途記載例。 甲板部に貨物を搭載するバージについては、デッキバージとする例がある。また、砂利運搬船、自動車渡船、その他一体型プッシャー・バージのバージ(施行規則第2条第2項第3号ロからチに掲げる船舶)であるものは、一体型非自航砂利運搬船、一体型非自航自動車渡船とする例がある。

(※) 「非自航船」とは、自航する機能(推進機関または帆装)を有しない船舶の総称。船種として規定されているため、船舶検査証書では「船種及び船名」の欄にその旨記載される。ただし、一体型のものについては「用途欄」にこれを含めて記載することとされている。

なお、特殊船とは、以下①～⑨の船舶(施行規則1条4項)をいう。

- ① 原子力船(原子力船特殊規則2条1項)
- ② 潜水船

- ③ 水中翼船
- ④ エアクッション艇
- ⑤ 表面効果翼船(海上衝突予防法 21 条の 2)
- ⑥ 海底資源掘削船
- ⑦ 半潜水型または甲板昇降型の船舶
- ⑧ 潜水設備を有する船舶(内部に人員を搭載するもの)
- ⑨ 特殊な構造または設備を有する船舶であって告示で定めるもの(水陸両用船)

(7) 「船舶所有者」(図 2-1⑦、⑧)

船舶国籍証書、仮船舶国籍証書、国籍証明書、漁船登録票または小型船舶登録事項通知書(登録事項証明書)に記載された船舶所有者の氏名または名称が記載される。

なお、船舶共有の場合には、船舶登記簿に登録された船舶管理人の氏名または名称が記載され、他の共有者名は省略される。ただし、船舶管理人が選任されていないときは、代表者の氏名または名称(漁船登録または小型船登録を受けている船舶にあっては、各原簿に記載された者)が記載され、「外何人」と付記される。

また、船舶貸借の場合には、船舶所有者(船舶共有の場合は船舶管理人)の氏名または名称と船舶借入人(裸傭船者)の氏名または名称が併記される。

(8) 「有効期間」(図 2-1⑨)

船舶検査証書の有効期間は、定期検査に合格した日を起算日として 5 年間である。ただし、旅客船を除き平水区域を航行区域とする船舶または小型船舶であって、次に掲げる船舶以外の船舶については 6 年間とされる。(法 10 条、施行規則 35 条)

- ① 危険物ばら積船
- ② 特殊船
- ③ ボイラ(機関規則 42 条のボイラに限る。)を有する船舶
- ④ 結合した二の船舶(施行規則 13 条の 6 の規定の適用を受けるものに限る。)

なお、書換または再交付の場合には原証書に記載された有効期間が記載される。

また、有効期間の延長措置を受けている場合には、証書の裏面に有効期間延長の根拠、有効期間の終期、処理日、管海官庁名が記載され押印される。

(9) 「交付日付」(図 2-1⑩)

船舶検査証書の交付日、書換または再交付の場合はその実施日が記載される。

(10) 「管海官庁」(図 2-1⑪)

船舶検査事務を所掌する国土交通大臣、地方運輸局(運輸監理部を含む。)またはその支局、海事事務所並びに沖縄総合事務局またはその運輸事務所の長が記載される。

※ 船舶検査証書の記載事項のうち、以下の(11)～(17)の条件に違反して当該船舶を航行の用に供したときは、法第18条第1項第8号の罰則規定が適用されることとなる

(11) 「航行区域または従業制限(国際航海に従事する船舶にあっては、その旨)」

(図 2-1⑫、⑬)(第 2 章第 4 節 1 「航行区域と従業制限」参照)

(ア) 漁船以外の場合 以下の①から③の順に記載される。

- ① 「航行区域」
 - ・ 遠洋区域、近海区域、沿海区域、平水区域の別

- ・航行区域が限定される場合には、航行区域の但し書きとして記載される。
- ・施行規則第4条第1項第6号(無線電信等に代わる有効な通信設備を有する船舶)として無線電信等の施設免除を受けた船舶の場合は、当該通信設備により「常に直接陸上との間で連絡を行うことができる範囲内」と認められた区域が記載される。

② 「無線電信等の別により限定される水域」(括弧書き)

- ・無線電信等の施設の別により、A1水域、A2水域、A3水域及びA4水域のうち、航行できる水域が記載され、「(湖川を含む。)」と付記される。なお、国際航海に従事しない船舶には「A1水域」は記載されない。また、国際航海に従事しない「二時間限定沿海船等」では、「A2水域」「ナブテックス水域」の記載は省略される。
- ・設備規程第311条の22(無線電信等の施設)第1項第3号備考第2号によりMF無線電話を備えていない場合、当該船舶が施設する一般通信用無線施設に応じて限定を受ける水域が記載される。(※)

(※)国海安第26号(平成14年2月28日付)

③ 「ナブテックス受信機の別により限定される水域」(括弧書き)

当該船舶が施設する機器により、右のとおり記載される。

高機能グループ呼出受信機を備えている場合	記載しない
日本語専用以外のナブテックス受信機	ナブテックス水域に限る。
日本語専用のナブテックス受信機	船舶設備規程第146条の10の3の水域を定める告示(平成4年運輸省告示第51号)の水域に限る。
国際航海に従事しない「二時間限定沿海船等」	記載しない。

(イ)漁船の場合 (第3章第4節2「漁船の検査」-5「漁船の従業制限」の項参照)

当該漁船の従業制限及び漁業の種別が記載される。なお、漁業に関する試験、調査、指導、練習または取締業務(漁特則5条5号)に従事するものであって国際航海に従事するものは、従業制限に続けて「(国際航海)」と記載され、本項2.及び3.の事項は、漁船の場合、「その他の航行上の条件」欄に記載される取扱いとなっている。

(12)「最大搭載人員」(図2-1⑭、⑮、⑯、⑰)(第2章第4節2「最大搭載人員」参照)

当該船舶の航行に際して搭載が許される「旅客」、「船員」、「その他の乗船者」の区分毎の人数と合計人数が記載される。なお、特定の航行区域、航海時間を条件として、または年間のうち特定の時期について異なる人数となる場合は、その条件と対応する最大搭載人員の内訳が記載される。また、「船員」及び「その他の乗船者」の両方の利用が想定される居室が存在する場合には、乗船する「船員」の人数に応じた「その他の乗船者」の人数が併記される場合がある。

※ 以下、(13)～(17)の事項については、該当のない船舶の場合「*****」が記載される。

(13)「制限汽圧」(図2-1⑱、⑲) 本書第2章第3節3「制限汽圧」参照

機関規則第1条第5号に定めるボイラのうち、火炎により蒸気を発生させるボイラ

(機関規則第 42 条から第 48 条の適用を受けるものであって、排ガスエコマイザーは含まれない)を有する場合、使用目的により「主ボイラ」及び「補助ボイラ」の別と MPa(メガパスカル) 単位で表記された制限汽圧が記載される。

なお、主ボイラとは、船舶の主たる推進力を得るための蒸気を発生させるために使用されるボイラをいい、補助ボイラとは、主ボイラ以外のボイラをいう。

(14) 「満載喫水線の位置」(図 2-1⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖)

(第 2 章第 3 節 3 「満載喫水線の標示」及び第 2 章第 4 節 4 「満載喫水線」参照)

以下の ① ～ ③ の順に記載される。

① 「甲板線の上縁の位置」

- ・ 甲板線標示の基準となる乾舷甲板(上甲板)の上縁位置と甲板線の垂直距離がミリメートル単位で記載される。この場合の名称は、原則として「上甲板」を記載するが、二層甲板船及び多層甲板船の場合であって、一般配置図等により乾舷甲板に名称が附され(第二甲板、遊歩甲板、E 甲板等)、同名称が記載される場合がある。
- ・ 砂、土、砂利または石材を運送する二層甲板船の「甲板線」は、海検第 54 号(昭和 63 年 6 月 16 日付)により、満喫規則別表第 6 の規定にかかわらず、原則として船の中央において最上層の全通甲板の上面の延長と外板の外面との交点を通る位置に標示する取扱とされているため、同通達の適用を受けている船舶の場合は、「甲板線の上縁の位置」を「最上層の全通甲板の上面の延長と外板の外面との交点」と甲板線の垂直距離が記載される。ただし、同通達適用日以前に「甲板線の上縁」が乾舷甲板の位置に標示されている船舶については、従前のままで支障ないこととされている。
- ・ 構造上、隆起甲板が設けられていること等により左右舷で基準となる甲板名が異なる場合は、各舷毎に記載される。

② 「満載喫水線標識の水平線の上縁の位置」

- ・ 甲板線の上縁位置から満載喫水線標識の水平線の上縁の位置の垂直距離をミリメートル単位で記載する。この場合、標示すべき満載喫水線の種別により、記載すべき満載喫水線標識の名称が異なる。

③ 「満載喫水線の種類及びその位置」

- ・ 遠洋区域または近海区域を航行区域とする船舶
標示されている満載喫水線の種別毎に、夏期満載喫水線からの垂直距離をミリメートル単位で記載する。
- ・ 沿海区域または限定近海区域を航行区域とする船舶
標示されている満載喫水線の種別毎に、海水満載喫水線からの垂直距離をミリメートル単位で記載する。
- ・ 近海区域を航行区域とする船舶には、冬期北大西洋満載喫水線の標示は不要である。
- ・ 限定近海区域または沿海区域を航行区域とする船舶に標示する満載喫水線の種類は、海水満載喫水線及び淡水満載喫水線である。

(15) 「区画満載喫水線の位置」(図 2-1㉗)(第 2 章第 4 節 4 「満載喫水線」参照)

国際航海に従事する旅客船であって、区画規程の適用を受ける船舶にのみ、次の順序で貨物搭載場所のうち旅客室にあてる場所等を列記のうえ、対応する事項が記載される。

- ①「貨物搭載場所のうち旅客室にあてる場所」
- ②「旅客搭載状態位置」
- ③「記号」

(16)「木材満載喫水線の位置」(図 2-1⑳)(第 2 章第 4 節 4「満載喫水線」参照)

甲板積み木材を運送する船舶であって、満載規則により木材満載喫水線の標示を要する船舶にのみ、満載喫水線の例に準じて木材満載喫水線の種類及びその位置が記載される。

(17)「その他の航行上の条件」(図 2-1㉑)

- ・船舶の施設及び性能等の如何から判断して安全確保上、必要となる条件が記載される。
- ・漁船の場合は、「無線電信等の別により限定される水域」及び「ナビテックス受信機の別により限定される水域」が一般船舶における航行区域の例に準じて記載される。

(18)「証書番号」(図 2-1㉒)

船舶検査証書の番号が記載される。なお、書換または再交付を受けている場合は、書換または交付した管海官庁の略名と「(書換)」または「(再交付)」が記載される。

(19)「シール」(図 2-1㉓)

証書が複数枚にわたる場合は、封印・割り印に代え、ステープラー及びシールにて合綴される。

第 2 節 船舶の分類

1. 船舶の分類

船舶を分類・区別する方法はいろいろな種類がある。

例えば、以下のような例がある。

用途による分類	旅客船・貨客船・貨物船・タンカー・引き船・漁船・巡視船等
大きさによる分類	パナマックス、ポストパナマックス、オーバーパナマックス、ハンディサイズ、スモールハンディサイズ、ケープサイズ、ラージサイズ、VLCC、ULCC等
航行区域による分類	平水船・沿海船・限定近海船等
推進機関による分類	ディーゼル船・電気推進船・原子力船等
船型による分類	平甲板船・凹甲板船・全通船楼船等
材質による分類	鋼船・木船・アルミニウム合金船・FRP船等

2. 以降では、法に基づく分類を列挙する。

*** 船舶の大きさ ***

船の大きさの呼称には、「パナマックス」、「ハンディサイズ」や「ケープサイズ」などがある。

- ◎ パナマックスとは、パナマ運河を通行できる最大船型のことである。
平成 28(2016)年 5 月 31 日にパナマ運河の拡張工事が終了し、同年 6 月 26 日から供用が開始され、これにより全長366m(+72m)、全幅49m(+17m)、喫水 15.2m(+3m)、最大高 57.91m(±0m)までの船舶の通行が可能となった。(カッコ内は、拡張前との差)
パナマ運河を通行できない大型の船舶をポストパナマックスと呼び、貨物船の大きさによる分類の一つの指標として、よく使われる
- ◎ ハンディサイズとは、大きさが手ごろで世界のほとんどの港に入港できるサイズの船型で、載貨重量 18000トンから 50000トンクラスまでの船をいう。
その中でも、載貨重量 28000トンクラスをスモールハンディと呼び、同 55000 クラスをハンディマックスと呼ぶ。
- ◎ ケープサイズとは、スエズ運河も通行できないような大きな船舶を指し、喜望峰やホーン岬回りとなる。載貨重量 150000トンクラスとなり、より大きな船舶は VLOC (Very Large Ore Carrier) と呼び、同 250000トンクラスとなる。
プロダクトタンカーでは
MR(Medium Range)(ミディアムレンジ)は、載貨重量 25000～55000 トン、
LR I (Large Range 1)(レンジレンジ1)は、同 55000～80000 トン、
LR II (Large Range 2)(レンジレンジ2)は、同 80000～160000 トン となる。
原油タンカーでは
アフラ・マックスは、載貨重量約 100000 トン、
スエズ・マックスは、同約 150000 トンで最大喫水 21m、
VLCC(Very Large Crude Oil Carrier) は、載貨重量 200000～300000 トンで最大喫水21m
→ この船型は、マラッカ海峡の最大喫水21mを通過できるため、中東と日本間の原油輸送の主力を担っている。
ULCC(Ultra Large Crude Oil Carrier)は、載貨重量 300000 トン以上の船舶 となる。

2. 法及び施行規則による分類

分 類	適 用	条 文
旅客船	第 1 節(6) (ア)のとおり	法 8 条
漁船	第 1 節(6) (イ)のとおり	施行規則 2 条 2 項
危険物ばら積船	危規則 2 条 1 号の 2 のばら積み液体危険物（液化ガス物質・液体化学薬品・引火性液体物質・有害性液体物質（それぞれ要件あり））を運送するための構造を有する船舶	施行規則 2 条 3 項
特殊船	第 1 節(6) ①～⑨のとおり	施行規則 2 条 4 項
小型兼用船	漁船以外の小型船舶のうち漁ろうにも従事するものであって、漁ろうと漁ろう以外のことを同時にしないもの	施行規則 2 条 5 項
小型船舶	総トン数 20 トン未満の船舶	法 6 条の 5

国際航海旅客船等 (※)	① 国際航海に従事するすべての旅客船	施行規則 60条の5
	② 国際航海に従事する船舶で総トン数 300 トン以上のもの	施行規則 60条の5
	③ 国際航海に従事する漁船で総トン数 300 トン以上のもの(1条2項1号の漁船を除く。)	施行規則 60条の5

※ 国際航海とは、一国と他の国との間の航海を言い、一国が国際関係について責任を有する地域または国際連合が施政権者である地域は、別個の国とみなされる。(施行規則1条1項)

3. 船舶設備規程による分類

分 類	適 用	条 文
外洋航行船	① 国際航海に従事するすべての旅客船	2条1項
	② 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の旅客船以外の船舶	
	③ 国際航海に従事する船舶(総トン数 500 トン以上の漁船(施行規則1条2項1号の船舶(もっぱら、漁ろう(付属船舶を用いてする漁ろうを含む。))に従事する船舶。)に限る。以下同じ。)を除く。)	
	④ 国際航海に従事しない船舶で、遠洋区域または近海区域を航行区域とする総トン数 500 トン以上の船舶	
限定近海貨物船	国際航海に従事しない旅客船以外の船舶で近海区域を航行区域とするものうち告示で定める本邦の周辺のみを航行するもの ※平成7年運輸省第445号の告示	2条2項
2時間限定 沿海船等	沿海区域を航行区域とする船舶であって平水区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域のみを航行するもの(2時間限定沿海船)及び平水区域を航行区域とするもの。	2条3項
ロールオン・ロール オフ旅客船(※)	① ロールオン・ロールオフ貨物区域(防火構造規則2条17号の2のロールオン・ロールオフ貨物区域(第1節(6)(ウ)参照))を有する旅客船	2条4項
	② 車両区域(防火構造規則18号の車両区域(自走用の燃料を有する自動車を積載する貨物区域であって、旅客が出入りすることができるもの))を有する旅客船	2条4項
内航ロールオン・ロール オフ貨物船 (※)	国際航海に従事しないロールオン・ロールオフ旅客船で、沿海区域または平水区域を航行区域とする総トン数 1000 トン以上のもの	2条5項

※ ロールオン・ロールオフ船(RORO船)とは、船の前後または船側のランプウェイからトラックやトレーラーが自走して直接荷物の積み下ろしをする船舶。

4. 船舶救命設備規則による分類

分 類	適 用	条 文
第1種船	国際航海に従事する旅客船	1条の2・1項
第2種船	国際航海に従事しない旅客船	1条の2・2項

第3種船	① 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶で第1種船以外のもの	1条の2・3項
	② 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の漁船で施行規則1条2項1号または2号の船舶（同項2号の船舶にあつては自ら漁ろうに従事するものに限る。）以外のもの	
第4種船	① 国際航海に従事する総トン数 500 未満の船舶で第1種船のもの	1条の2・4項
	② 国際航海に従事する総トン数 500 未満の漁船で施行規則1条2項の漁船以外のもの	
	③ 国際航海に従事しない船舶で第2種船以外のもの	
	④ 国際航海に従事しない漁船で施行規則1条2項1号または2号の船舶（同項2号の船舶にあつては自ら漁ろうに従事するものに限る。）以外の漁船	
タンカー	引火性の液体貨物のばら積み輸送に使用される船舶	1条の2・6項
限定近海船	国際航海に従事しない船舶であつて近海区域を航行区域とするもののうち設備規程2条2項の告示で定める本邦の周辺の区域のみを航行するもの	1条の2・7項

5. 船舶消防設備規則による分類

分類	適用	条文
第1種船	救命設備規則と同義	1条の2・1項
第2種船		
第3種船		
第4種船		
限定近海船		1条の2・2項
タンカー	引火性の液体貨物のばら積輸送に使用される船舶（危規則142条の液化ガスばら積み船に該当する船舶及び危規則257条の液体化学薬品ばら積船（危規則257条の2に規定する船舶を除く。）に該当する船舶を除く。）をいう。	1条の2・3項

6. 小型船舶安全規則による分類

分類	適用	条文
小型船舶	国際航海に従事する旅客船以外	2条1項1号
	総トン数20トン未満のもの	2条1項2号
総トン数20トン以上のもので、スポーツまたはレクリエーションの用のみに供するものとして告示で定める要件に適合する船体長さ24メートル未満のもの		

特殊小型船舶	①～④のすべてに該当するもの ① 船の長さが4メートル未満かつ船の幅が1.6メートル未満 ② 最大搭載人員が2人以上のものにあつては、操縦場所及び乗船者を搭載する場所が直列 ③ ハンドルバー方式の操縦装置を用いるもので身体のバランスを用いて操縦を行うことが必要 ④ 推進機関として内燃機関を使用したジェット式ポンプを駆動させることによって航行	2条2項
沿岸小型船舶	沿岸区域を航行区域とする小型船舶であつてその航行区域が下記に限定されているもの ① 平水区域 ② 本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに付属する島でその海岸が沿岸区域に接するものの各海岸から5海里以内の水域	2条3項
2時間限定沿岸小型船舶	沿岸区域を航行区域とする小型船舶であつて、その航行区域が平水区域から当該小型船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されている船舶。	2条4項

7. 小型漁船安全規則による分類

分類	適用	条文
第一種 小型漁船	漁特則6条に規定する小型第1種の従業制限を有する小型漁船 (第3章第2節6参照)	2条1項
第二種 小型漁船	漁特則7条に規定する小型第2種の従業制限を有する小型漁船 (第3章第2節6参照)	

8. 漁船特殊規則による分類

分類	適用	条文
第一種	総トン数20トン以上の漁船で、主として沿岸の漁業（一本釣漁業・流網漁業・延縄漁業・刺網漁業・旋網漁業・敷網漁業等）に従事する漁船	3条
第二種	総トン数20トン以上の漁船で、主として遠洋の漁業（鰹または鯖竿釣漁業・真鱈一本釣漁業・鮪、旗魚及び鮫浮延縄漁業・真鱈延縄漁業等）に従事する漁船	4条
第三種	① 総トン数20トン以上の漁船で、トロール漁業、捕鯨業、母船式漁業に従事する母船の業務、漁獲物またはその加工品の運搬業務等に従事する漁船 ② 総トン数20トン以上の漁船で、漁業に関する試験、検査、指導、練習または取締り業務に従事する漁船	5条

第3節 船舶の所要施設

1. 施設義務と適用条件

(1) 施設義務とその対象

船舶安全法が、船舶や人命の安全を図るため船舶に係る危険防止に必要な規制を行う取締法規であり、同時に国際条約に準拠し、船舶の安全に関する国際基準を国内法に取り入れた基幹法であること、その規制内容の詳細は関係政省令に明示されていることは既に述べた。(第1章第1節1及び2参照)

第3節は、船舶において特徴的な施設義務の内容と具体例を紹介するが、その前に、あらためて法適用の対象と適用範囲を確認する必要がある。

まず、法第1条の条文は、「日本船舶は、本法により其の堪航性を保持し且つ人命の安全を保持するに必要な施設を為すに非ざれば航行の用に供することを得ず。」としている。

ここで「日本船舶」とは、船舶法第1条に定められている船舶をいい、日本国民の所有する船舶を対象として適用されることが明示されている。法は、本邦外にある船舶にも適用される一方、日本船舶としての登記登録前であっても建造中の船舶など一定の条件下では、本法は適用される。また、日本船舶でない船舶でも、下記の場合には本法が準用される。(法29条の7)

- ① 本法施行地の各港間または湖川港湾のみを航行する船舶
- ② 日本船舶を所有しうる者の借り入れた船舶で、本法施行地とその他の地との間を航行するもの
- ③ 上記のほか本法施行地にある船舶

条文中の「堪航性の保持」には、船舶が通常の航海において想定される気象、海象に耐え、安全に航行できる構造と基本性能、すなわち船体の堅牢性、水密性、凌波性、水密性、推進性、復原性、操縦性を有することが必要である。

また、「人命の安全を保持」するには、海上において通常遭遇が予想される危険を避けるために必要な施設だけでなく、船舶が非常の危難に遭遇した場合においても、人命及び財産の安全を確保しうる設備・条件等を具備することが必要であり、両者の前提となる構造・性能・設備が「必要な施設を為す」と包括され、法第2条第1項第1号から第13号までに明示される。

(2) 適用条件

法第2条第1項において日本船舶航行供用の要件とされた構造や設備は、法第2条第2項において、櫓樑のみを以て運転する舟であって国土交通大臣の定める小型のもの、その他国土交通大臣において特に定める船舶は法の適用除外とされる。(表2-1参照)

法附則第32条の規定により、政令で定める総トン数20トン未満の漁船には当分の間適用されない旨規定されている。(第1章第1節2(2)参照)

表 2-1 施設義務の適用除外（法第 2 条第 2 項及び施行規則第 2 条）

一	6 人を超える人の運送の用に供しない小型櫓権舟						
二	推進機関を有する長さ 12m 未満の船舶(危険物ばら積船及び特殊船を除く。)	イ	右の要件に適合するもの				
				(1)	3 人を超える人の運送の用に供しないもの		
				(2)	推進機関として船外機を使用するもの	長さ 5m 未満の船舶	連続最大出力 3.7Kw 以下
						長さ 5m 以上の船舶	連続最大出力 7.4Kw 以下
				(3)	湖若しくはダム、せき等により流水が貯留されている川の水域であって、面積が 50k m ² 以下のもののみを航行するもの ※注①		
					下記①～④の要件に適合する川以外の水域で告示で定めるもののみを航行するもの		
①	平水区域であること。						
②	海域にあつては、陸地により囲まれており、外海への開口部の幅が 500m 以下で、当該海域内の最大幅及び奥行きが開口部の幅より大きいものであり、かつ、外界の影響を受けにくいこと。						
	③	面積が 100k m ² 以下であること。					
	④	当該水域における通常の水象条件のもとで、波浪が穏やかであり、水流又は潮流が微弱であること。					
	ロ	長さ 3m 未満の船舶であつて、推進機関の連続最大出力が 1.5KW 未満のもの					
三	長さ 12m 未満の帆船(国際航海に従事するもの、沿海区域を超えて航行するもの、推進機関を有するもの(前号に掲げるものを除く。)、危険物ばら積船、特殊船及び人の運送の用に供するものを除く。) ※注②						
四	推進機関及び帆装を有しない船舶(次に掲げるものを除く。)	イ	国際航海に従事するもの				
		ロ	沿海区域を超えて航行するもの				
		ハ	平水区域を超えて航行するもののうち、推進機関を有する他の船舶に押されて航行の用に供するもの(沿海区域を航行区域とする推進機関を有する船舶と結合し一体となって航行する船舶であつて平水区域及び平水区域から最強速力で 4 時間以内に往復できる区域のみを航行するもの並びに管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認めるものを除く。)				
		ニ	危険物ばら積船(危険物船舶運送及び貯蔵規則第 257 条の 2 の液体油脂ばら積船であつて平水区域のみを航行するものを除く。)				
		ホ	推進機関を有する他の船舶に引かれ又は押されてばら積みの油(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号)第 3 条第 2 号に規定する油をいう。以下同じ。)の運送の用に供するもの				
		ヘ	推進機関を有する他の船舶に引かれ又は押されて人の運送の用に供するもの(次に掲げる要件に適合する長さ 12m 未満の船舶を除く。)				
			①	長さ 5メートル未満の船舶にあつては、当該他の船舶の推進機関の連続最大出力が 7.4Kw 以下、長さ 5m 以上の船舶にあつては、当該他の船舶の推進機関の連続最大出力が 15Kw 以下であること。			
			②	(2) 第二号イ(1)及び(3)に掲げる要件			
		ト	特殊船				
		チ	推進機関を有する他の船舶に押されるものであつて、当該推進機関を有する船舶と堅固に結合して一体となる構造を有するもの				
リ	係留船(多数の旅客が利用することとなる用途として告示で定めるものに供する係留船であつて、二層以上の甲板を備えるもの又は当該用途に供する場所が閉囲されているものに限る。以下同じ。) ※注③						
五	災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの						
六	係船中の船舶						
七	告示で定める水域のみを航行する船舶		※注④				
八	前各号に掲げるもののほか、船舶の堪航性及び人命の安全の保持に支障がないものとして告示で定める船舶		※注⑤				

告示※注①	<p>船舶安全法施行規則第2条第2項第1号イ(3)の水域を定める件 ・昭和54年10月9日運輸省告示第568号／平成14年3月5日国交省告示第122号</p> <p>能取湖・屈斜路湖・風蓮湖・洞爺湖・小川原湖・十和田湖・浜名湖・宍道湖・中海の一部・浦ノ内湾の一部・江田島湾の一部・羽地内海の一部</p>
告示※注②	<p>船舶安全法施行規則第1条第4項の特殊な構造または設備を有する船舶を定める告示 ・昭和55年1月29日運輸省告示第56号／平成17年3月29日国交省告示第360号</p> <p>(1)水陸両用船 (2)水面上に翼を有する船舶であって、船舶の航行中に船体の重量を船底に作用する浮力及び揚力並びに翼に作用する揚力により支えることができるもの</p>
告示※注③	<p>船舶安全法施行規則第2条第2項第3号リの用途を定める告示 (昭和63年2月12日運輸省告示第79号／平成17年3月29日国交省告示第360号)</p> <p>劇場、映画館、演芸場または観覧場・公会堂または集会場・キャバレー、カフェまたはナイトクラブ・遊技場またはダンスホール・待合または料理店・飲食店・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗または展示場・旅館、ホテル、宿泊所その他の宿泊施設・図書館、博物館または美術館・駐車場・体育館、水泳場その他の運動場・事務所・水族館・展望台</p>
告示※注④	<p>船舶安全法施行規則第2条第2項第6号の水域を定める件 ・昭和49年8月29日運輸省告示第353号／平成26年9月22日国交省告示第911号</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. モーターボート競走法4条1項の許可を受けた競走場に係る水域 2. 公益社団法人日本モーターボート選手会の選手の訓練の用に供する水域 3. 福岡県柳川市大和町大坪にある一般財団法人日本モーターボート競走会「ボートレーサー養成所」内の訓練用競争水面 4. 千葉県浦安市舞浜にある遊園地「東京ディズニーランド」内の人工池 5. 千葉県浦安市舞浜にある遊園地「東京ディズニーシー」内の人工池及び人工水路 6. 香川県丸亀市綾歌町栗熊西にある遊園地「ニューレオマワールド」内の人工池 7. 和歌山県和歌山市毛見にある遊園地「ポルトヨーロッパ」内の人工池及び人工水路 8. 三重県志摩市磯部町坂崎にある遊園地「パルケエスパーニャ」内の人工池及び人工水路 9. 三重県桑名市長島町浦安にある遊園地「ナガシマスパーランド」内の人工池及び人工水路 10. 大阪府大阪市此花区桜島にある遊園地「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」内の人工池及び人工水路 11. ソーラー&人工ボートレース大阪大会の行われる水域
告示※注⑤	<p>船舶安全法施行規則第2条第2項第7号の船舶を定める告示 ・平成28年9月20日国交省告示第1078号</p> <p>国際競技団体またはその加盟競技団体が定める競技会(当該競技会のために行われる練習を含む。以下同じ。)の実施に関する規程であって船舶に救命設備を備え付ける等の適切な安全対策が定められていると国土交通大臣が認めるものに基づき実施される競技会において当該規程に従って使用される船舶</p>

2. 技術基準の概要

船舶に施設する構造及び設備は、一定の要件(技術基準)を満足しなければ当該船舶を航行の用に供することはできない。主な省令とその概要を列挙すると、下記のとおりである。

(1) 船舶の構造に関する規定

① 船舶構造規則

船舶の船体及び排水設備の材料や溶接、船体の強度を保持するための構造、船体の水密を保持するための構造排水設備等についての使用材料の材質、強度、工作方法及び部材の構造、材料、寸法等を定めたもの

② 船舶区画規程

国際航海に従事する旅客船及びタンカー等に適用され、海難等により損傷・浸水等した場合に安全性を確保するために水密隔壁、損傷時の復原性について定めたもの

③ 船舶防火構造規則

旅客船、総トン数 500 トン以上の貨物船及びタンカー（国際航海に従事するものまたは遠洋区域・近海区域を航行区域とするものに限る。）等に適用され、船舶における火災の発生及び拡大を防止するために必要な船舶の設備、構造及び防火措置について定めたもの

④ 満載喫水線規則

法第 3 条によって満載喫水線の表示を義務づけられた船舶に対し、航行区域・用途により満載喫水線の種類、標示方法、算出方法を定めたもの

⑤ 船舶復原性規則

船舶の転覆を防止するために十分な復原性を求め、復原性についての試験（動揺試験・傾斜試験）の実施方法や計算及び技術基準を定めたもの

（適用船舶）

a. 総トン数 5 トン以上の旅客船

b. 遠洋区域、近海区域、沿海区域を航行区域とする長さ 24 メートル以上の非旅客船

c. 総トン数 20 トン以上の漁船

d. 総トン数 5 トン以上の水中翼船

⑥ 危険物船舶運送及び貯蔵規則

船舶による危険物の運送や貯蔵、常用危険物の取扱、これらに関し施設しなければならない事項及び標準について定めたもの

⑦ 特殊貨物船舶運送規則

船舶による貨物の運送で航行上の危険を防止するため特別な注意を必要とするものについて定めたもの（危規則 2 条 1 号の危険物・同条 1 号の 2 のばら積み液体危険物を除く。）

⑧ 原子力船特殊規則

法第 2 条第 1 項の規定により原子力船について施設すべき事項・標準に関する特例を定めたもの

(2) 船舶の機関に関する規定

① 船舶機関規則

船舶の機関の一般要件、原動機、ボイラー及び圧力容器、補機及び管装置、機関の制御、機関区域無人化船の機関等について定めたもの

② 船舶自動化設備特殊規則

船舶の航行の安全のために必要な自動化設備について定めたもの

(3) 帆装に関する規定

① 船舶設備規程

帆船について、マストに対応する帆及び予備の帆の施設義務について定めたもの

② 漁船特殊規程

帆檣を有する漁船について、マストに対応する帆及び予備の帆の施設義務について定めたもの

(4) 船舶の設備に関する規定

① 船舶設備規程

船舶の居住設備、衛生設備、非常用設備、操舵、係船及び揚錨設備並びに航海用具、特殊貨物の積み付け設備、荷役その他の作業の設備、電気設備、特殊設備、無線電信等について定めたもの

② 船舶救命設備規則

船舶に備え付ける救命設備の要件や救命設備の備付け数量、救命設備の積み付け方法、救命設備の表示方法等を定めたもの

③ 船舶消防設備規程

船舶に備え付ける消防設備の要件や備付数量、備付方法を定めたもの

④ 船舶自動化設備特殊規則

船舶の航行の安全のために必要な自動化設備について定めたもの

⑤ 危険物船舶運送及び貯蔵規則

⑥ 特殊貨物船舶運送規則

(5) 特定の船舶に関する特別規定

① 漁船特殊規程

漁船は業務の特殊性により、法第2条第1項の例外として、施設すべき事項及び標準を、船体構造、救命設備、消防設備等について定めたもの

② 船舶自動化設備特殊規則

船舶の航行の安全のために必要な自動化設備について定めたもの

(6) 小型船舶に関する規定

① 小型船舶安全規則

漁船以外の小型船舶に関し施設すべき事項及びその標準について、船体、機関、排水設備、操舵、係船及び揚錨の設備、救命設備、消防設備、防火措置、居住、衛生及び脱出の設備、航海用具、電気設備、特殊設備、復原性、操縦性、特殊小型船舶に関する特則等を定めたもの

② 小型漁船安全規則

法2条1項の規定により小型漁船に関し施設しなければならない事項及びその標準について定めたもの

3. 満載喫水線の標示

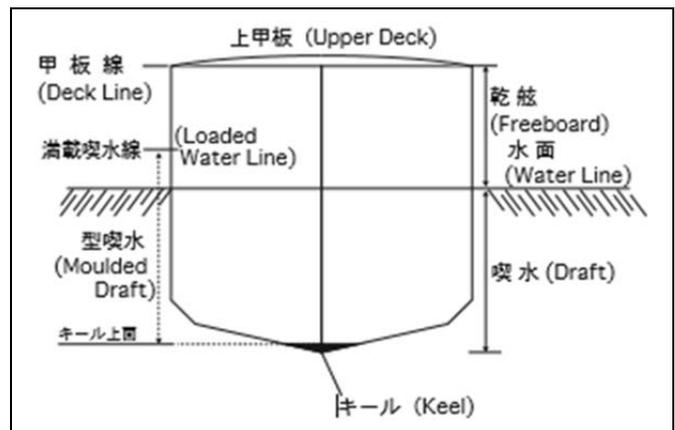
船舶の安全運航保持のために、極めて重要な概念として乾舷(フリーボード: freeboard)がある。乾舷とは、船体外板のうち水面上に出ている部分をいう。

乾舷が小さいと、波が甲板上に届きやすくなり、乾舷が大きければ予備浮力が大きく多少の浸水では沈没しないが、一方、喫水が浅いのに乾舷が大きいと転覆の危険性は高い。これを適正範囲に保つため、船舶安全法は、一定の範囲の船に満載喫水線の標示を義務づけ、船舶毎に決定された満載喫水線標識(ロードライン・マーク)を船体中央部に標示させている。これは、一般にフリー

ボード・マーク(乾舷標)とも呼ばれる。船体の中央部側面には、この標識とともに、甲板線と満載喫水線を示す線等が標示され、水域に応じて貨物の積める限度を外部から判別することができる。

なお、航行区域、船舶の用途(積荷)等により標示すべき満載喫水線標識の種類は変わり、満載喫水線の位置の決定、標示の方法等は、満載喫水線規則等により各別に規定される。

図 2-2 満載喫水線の概要



(1) 満載喫水線の標示を必要とする船舶(法 3 条 1 項)

一	遠洋区域または近海区域を航行区域とする船舶
二	沿海区域を航行区域とする長さ 24 メートル以上の船舶
三	総トン数 20 トン以上の漁船

(2) 国土交通大臣により満載喫水線の標示を免除されている船舶 (法 3 条 1 項ただし書き、施行規則 3 条 1 項)

<満載喫水線の標示免除>

法 3 条第 1 項ただし書き	
	潜水船
施行規則 3 条 1 項 1 号~7 号	
1	水中翼船、エアクッション艇その他満載喫水線を標示することがその構造上困難または不適當である船舶
2	引き船、海難救助、しゅんせつ、測量または漁業の取り締まりのみに使用する船舶でその他の旅客また貨物の運送に供しない船舶(漁船を除く。)であって国際航海に従事しないもの(通常は国際航海に従事しない船舶であって、臨時に単一の国際航海に従事するものを含む。)
3	小型兼用船であって下記に掲げるもの
	① 漁ろうをしない間の航行区域が平水区域であるもの ② 漁ろうをしない間の航行区域が沿海区域であって長さ 24 メートル未満のもの

臨時変更証を受有している船舶であって下記に掲げるもの	
4	<p>① 日本船舶を所有することができない者に譲渡する目的でこれを外国に回航するとき</p> <p>② 船舶を改造し、整備し、若しくは解撤するためまたは法による検査若しくは検定若しくは船舶法による総トン数の測度または小型登録法6条2項若しくは9条2項の総トン数の測度を受けるため、これを改造、整備若しくは解撤する場所または船舶安全法による検査若しくは検定若しくは船舶法若しくは小型登録法による総トン数の測度を受ける場所に回航するとき。</p> <p>③ 平水区域を航行区域とする船舶で沿海区域を航行し他の平水区域に回航されるもの</p>
5	臨時航行許可証を受有している船舶
6	試運転を行う場合の船舶
7	平水区域を航行区域とする旅客船で臨時に短期間沿海区域を航行区域することとなるもののうち管海官庁が安全上差し支えないと認めるもの(平水区域を航行区域とする船舶で沿海区域を航行し他の平水区域に回航されるものを除く。)

(3) 満載喫水線を標示する船舶と標示すべき満載喫水線標識の種類(表 2-2)

船舶の用途	航行区域	国際航海または 非国際	船の長さまたは総トン数		
			20トン	24m以上	
旅客船、貨物船等	遠洋区域 近海区域	国際航海	⊖		
		非国際	⊖		
	限定近海区域	非国際	▽		
	沿海区域	国際航海	/	⊖	
非国際		/	▼		
引き船等、海難救助、 しゅんせつ、測量または 漁業の取り締まりの みに使用する船舶等	遠洋区域 近海区域	国際航海	⊖		
		非国際	/		
	限定近海区域	非国際	/		
	沿海区域	国際航海	/	⊖	
非国際		/			
漁 船	母船、工船運搬漁 船等	国際航海	/	▽	⊖
		非国際	/	▽	⊖
	漁業に関する試 験、調査指導等及 び漁業取締船	国際航海	/	▽	⊖
		非国際	/	▽	
	漁ろう船	国際航海	/	▽	
		非国際	/	▽	

4. 無線電信等の施設

(1) 無線電信及び無線電信施設の強制（法4条）

船舶における無線施設等については、SOLAS 条約附属書第IV章(無線電信及び無線電話)及び第V章(航行の安全)において、最新の国際電気通信条約を遵守し、基本的な通信手段の確保はもとより、遭難信号等航行上の安全確保を目的として、船舶の種類と航行の様態に応じ義務づけられている。

わが国では、法第4条において、「船舶は国土交通省令の定める所に依りその航行する水域に応じ電波法による無線電信または無線電話にして船舶の堪航性及び人命の安全に関し陸上との間に於いて相互に行う無線通信に使用し得るものを施設することを要す。」とされたとおり、電波法上適正な船舶局を設けることを原則として運用される。(義務船の船舶局を義務船舶局という。)

*** 船舶局とは ***

電波法上、海上を航行する船舶に開設する無線局であって、無線設備が遭難自動通報局(遭難自動通報設備のみを使用して無線業務を行うもの)、無線航行移動局(レーダーのみを使用して無線業務を行うもの)または無線標定移動局(ラジオブイを使用する漁船)を除外したものをいう。(電波法施行規則第4項第1項各号を参照。)

ただし、施設強制の例外として、法第4条第1項但し書きにおいて「航海の目的その他の事情により国土交通大臣においてやむことを得ずまたは必要なしと認めるときはこの限りにあらず。」とされる船舶、すなわち施設を免除される船舶(無線電信等を施設することを要しない船舶として管海官庁が許可したもの)と、同第2項において、「前項の規定は、法第2条第2項に掲げる船舶、その他無線電信等の施設を要せざるものとして国土交通省令を以て定める船舶には適用せず。」とされる船舶、すなわち施設義務規定の適用を除外される船舶がある。

(2) 無線電信等の施設の免除（法4条但し書き、施行規則4条）

無線施設を免除される船舶は、以下のうち管海官庁が許可したものである。

<無線電信等の施設の免除>

臨時に短期間、法4条1項の規定の適用を受けることとなる船舶
発航港から到達港までの距離が短い航路のみを航行する船舶
母船の周辺のみを航行する搭載艇
推進機関及び帆装を有しない船舶であって次に掲げるもの ア 危険物ばら積船 イ 特殊船 ウ 推進機関を有する他の船舶に引かれまたは押されてばら積みの油の運送の用に供するもの
潜水船、水中翼船、エアクッション艇その他特殊な構造を有する船舶であって、無線電信等を施設することがその構造上困難または不適當なもの
無線電信等に代わる有効な通信設備を有する船舶
<備考> ・ 管海官庁の許可が必要であり当然に免除されるものではない。 ・ 許可を受けようとする場合は、無線施設免除申請書に船舶検査証書及び船舶検査手帳を添えて管海官庁に提出する。

- (3) 無線電信等の施設の適用除外（法 4 条、施行規則 4 条の 2、法 32 条の 2）
 法第 4 条第 2 項により、無線電信等の施設規定の適用除外とされる船舶。

<無線電信等の施設の適用除外>

法 2 条 2 項に掲げる船舶
臨時航行許可証を受有している船舶
試運転を行う場合の船舶
湖川港内の水域（告示(※)で定めるものを除く。）のみを航行する船舶
推進機関及び帆装を有しない船舶(危険物ばら積船(危規則 257 条の 2 の液体油脂ばら積船であって平水区域のみを航行するものを除く。)、特殊船及び推進機関を有する他の船舶に引かれまたは押されて人またはばら積みの油の運送の用に供するものを除く。)
<p><備 考> 管海官庁への申請・許可等は不要。 (※)施行規則 4 条の 2・3 号の告示で定める水域は、琵琶湖とする。 (平成 4 年 1 月 28 日運輸省告示第 54 号)</p>

法第 32 条の 2 により、当分の間施設義務を適用しない取扱いとされる船舶。

<無線電信等の施設義務非適用扱いの船舶>

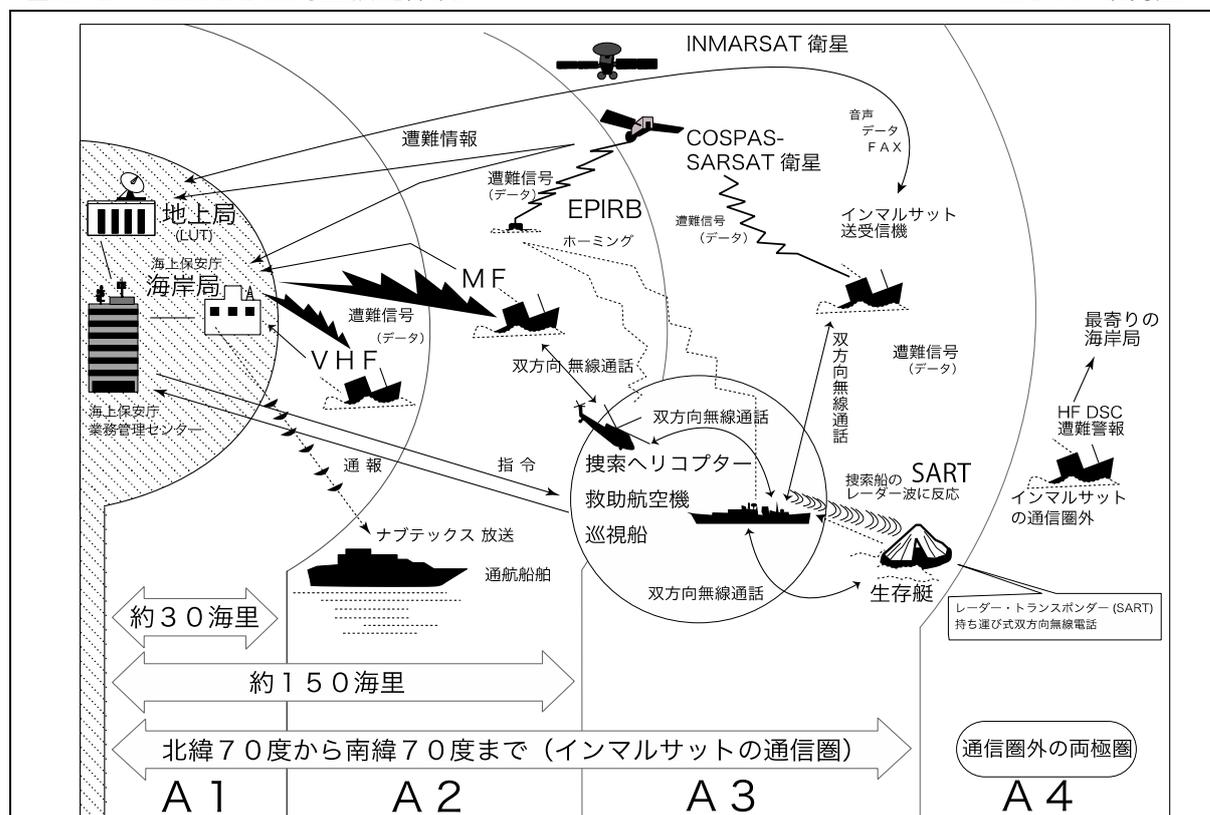
沿海区域を航行区域とする長さ 12m 未満の船舶(旅客船を除く。)
沿海区域を航行区域とする長さ 12m 以上の船舶(旅客船を除く。)であって、専ら平水区域から当該船舶の最強速力で 2 時間以内に往復できる区域を航行するもの
平水区域を航行区域とする船舶(旅客船を除く。)
<p>前 3 号に掲げる船舶以外の総トン数 20 トン未満の船舶(旅客船を除く。)であって、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>(イ) 専ら漁ろうに従事する場合にあつては、漁ろうに従事する水域が、専ら本邦の海岸から 100 海里以内の水域であること。</p> <p>(ロ) イに掲げる場合以外の場合にあつては、その航行する水域が、次に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ専ら次に掲げる水域であること。</p> <p>(1) 長さ 12m 未満の船舶 沿海区域</p> <p>(2) 長さ 12m 以上の船舶 沿海区域のうち平水区域から当該船舶の最強速力で 2 時間以内に往復できる区域を航行するもの</p>
専ら本邦の海岸から 100 海里以内の海面または内水面において従業する総トン数 20 トン未満の漁船
<p>(適用される政令)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶安全法第 32 条ノ 2 の船舶の範囲を定める政令 ・船舶安全法第 32 条ノ 2 の船舶の範囲を定める政令第 2 号及び第 4 号ロ (2) の水域を定める省令

(4) GMDSS (Global Maritime Distress and Safety System 全世界的な海上遭難・安全通信システム) の導入による通信設備 (Radio Installations)

船舶と陸上との間の通信環境は、モールスやマルコーニらにより 19 世紀末に開発された基本技術による無線通信の時代と、昨今のデジタル通信技術中心の時代とで大きく様変わりしている。これを受けて GMDSS 全面取入れのため、1988 年には SOLAS 条約附属書が改正された。改正内容は、第 I 章(検査及び証書等)、第 II-1 章(非常電源等)、第 III 章(双方向無線電話装置やレーダー・トランスポンダーの導入等)、第 IV 章(全面改正)、第 V 章(9GHz レーダー等)と各章にわたり、平成 4(1992)年 2 月 1 日に発効し、平成 11(1999)年 1 月 31 日を期限として全世界的に導入された。GMDSS への移行により、法第 4 条の一般通信設備と各種航海用具は一体的かつ合理的に運用することが可能となり、一般通信、遭難・非常通信が安定して確保されるだけでなく、海上安全情報(航行警報・気象警報等)も自動的に取得できる環境が整うこととなった。

図 2-3 GMDSS と海上救難体制

(2017 年現在)



※EPIRB は、遭難救助用ブイ。船の沈没時、自動的に離脱浮遊して 48 時間以上、406MHz 帯の遭難信号を発射する。COSPAS/SARSAT 衛星が電波を捕捉して各国の地上局 (LUT) が受信し、日本では、海上保安庁本庁 (業務管理センター) より、各船舶局や管区海上保安部 (救難調整本部) 等に配信される。EPIRB は同時に救助船等の受信機で受信できるホーミング信号を発する。一方、生存艇に持ち込まれる SART は 9GHz 帯レーダー波を受信すると、救助船等のレーダーが捕捉できる同帯域の電波で符号を送信する機能を有している。

※ナビテックス (NAVTEX) とは、沿岸から約 300 海里までを航行する船舶に対して、中波帯の海上安全情報 (気象・航行警報等) を送信するシステムをいう。

※IMO では、2009 年より検討された新技術の導入による GMDSS のシステム改善・変更の件が合意に達しており、近年中に発効し、SOLAS 条約及び関連規則が改正される見通しである。

ただし、最近ではその後の技術革新の成果を取り入れるべく、次世代システムへの検討が進んでいる。

なお、施設すべき装置は、航行水域により定められており、次の4水域に区分される。

<GMDSS 各水域の概要>

水 域	概 要
A1 水域	デジタル選択呼出(DSC)対応の国際VHF電話海岸局へ遭難通信が到達する海域。(30海里程度)ただし、日本では設定されていない
A2 水域	A1 海域を除いたDSCを使用するMF海岸局の通信範囲(150海里程度)
A3 水域	A1 水域、A2 水域を除いたインマルサット静止通信衛星を利用して遭難通信を送出できる海域(北緯70度から南緯70度までの間)
A4 水域	A1 水域、A2 水域及びA3 海域以外の海域(緯度70度以上の両極圏)
<備 考> 施行規則1条10項～13項 ※水域の概念は近年中に改正の見込み。	

GMDSS システムでは、デジタル無線機器等の技術革新により、必要とされる設備も大きく変わった。その基本となる搭載設備は次表のとおりである。

<表2-3> GMDSS にかかる基本搭載要件

航行水域 区分		A1				A2				A3				A4				備 考
		A1		A2		A3		A4		A1		A2		A3		A4		
NAVTEX 受信機		要		要		要		要		要		要		要		航海用具(設備規程146条の10の3)		
EGC		要		要		要		要		要		要		要		NAVTEX 水域のみを航行する船舶には不要 航海用具(設備規程146条の10の4)		
VHF 無線 設備	DSC	要		要		要		要		要		要		要		航海用具(設備規程146条の34の3)		
	DSC 聴守装置	要		要		要		要		要		要		要		航海用具(設備規程146条の34の5)		
	無線電話	要		要		要		要		要		要		要		A1 海域のみを航行する船舶であって、常に陸上との間で通信ができない場合は一般通信用無線電信等(注)を備えなければならない。 無線設備(設備規程8編)		
MF 無線 設備	DSC	要		要		要		要		要		要		要		航海用具(設備規程146条の38の2)		
	DSC 聴守装置	要		要		要		要		要		要		要		航海用具(設備規程146条の38の4)		
	無線電話	要		要		要		要		要		要		要		A2 海域のみを航行する船舶であって、常に陸上との間で通信が出来ない場合は条約船一般通信用無線電信等(注)を備えなければならない。 無線設備(設備規程8編)		
	直接印刷電信					要		要		要		要		要		インマルサット直接印刷電信を備えていれば、MF 直接印刷電信は不要 無線設備(設備規程8編)		
HF 無線 設備	DSC					要		要		要		要		要		A3 水域を航行する船舶であって、インマルサット直接印刷電信の設備を備えていれば、HF のDSC は不要 航海用具(設備規程146条の38の2・2項)		
	DSC 聴守装置					要		要		要		要		要		A3 水域を航行する船舶であって、インマルサット直接印刷電信の設備を備えていれば、HF のDSC 聴取装置は不要 航海用具(設備規程146条の38の2・4項)		

	無線電話	/	/	要	要	インマルサット直接印刷電信の設備を備えていれば、HFの無線電話は不要 無線設備(設備規程8編)
	直接印刷電信	/	/	要	要	インマルサット直接印刷電信の設備を備えていれば、HFの直接印刷電信は不要 無線設備(設備規程8編)
	インマルサット直接印刷電信	/	/	要	/	MF直接印刷電信、HF無線電話及び直接印刷電信で代替可。無線設備(設備規程8編)
	浮揚型 EPIRB	要	要	要	要	救命設備(救命設備規則39条)
	非浮揚型 EPIRB	要	要	要	要	浮揚型 EPIRB は船橋に積み付ける場合または船橋から遠隔操作できる場合は省略可 救命設備(救命設備規則39条の2)
	レーダー・トランスポンダー(SART)	<p>捜索中に巡視船や航空機が発信するレーダー電波に反応して、自動的に応答電波を発信し、遭難者の位置を知らせる装置。 各舷に1個(総トン数300トン以上500トン未満の非旅客船は1個で可)/救命設備(救命設備規則40条)</p>				
	持ち運び式双方向無線電話装置	<p>遭難時救命筏等に持ち込み救助船等と交信する小型携帯無線機。 旅客船及び総トン数500トン以上の非旅客船は3個、500トン未満の旅客船は2個/救命設備(救命設備規則41条)</p>				
	船舶自動識別装置(AIS)	<p>旅客船及び国際航海に従事する総トン数300トン以上の非旅客船並びに国際航海に従事しない総トン数500トン以上の非旅客船 航海用具(設備規程146条の29)</p>				
	船舶航空機間双方向無線電話	<p>旅客船のみ必要 救命設備(救命設備規則41条の3)</p>				
	船舶警報通報装置(SSAS)	<p>国際航海に従事する旅客船、国際航海に従事する総トン数500トン以上の非旅客船 ※ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律5条、同施行規則6条</p>				
	衛星航法装置等(GPS)	<p>国際航海に従事する旅客船、国際航海に従事する総トン数20トン以上の非旅客船(総トン数300トン未満の第1種漁船を除く。)、国際航海に従事しない総トン数500トン以上の非旅客船 航海用具(設備規程146条の24)</p>				
<p>(注)電波法第28条参照(※本表の内容は、総務省ホームページを参考に作成した。)</p> <p>1.「国際航海旅客船等」(条約船。施行規則60条の5)とは、次の船舶をいう。 (1)国際航海に従事する旅客船 (2)国際航海に従事する総トン数300トン以上の非旅客船(漁ろうのみに従事する漁船を除く。)</p> <p>2.「一般通信用無線電信等」とは、次のいずれかの設備をいう。 (1)HF直接印刷電信 (2)HF無線電話 (3)インマルサット直接印刷電信 (4)インマルサット無線電話 (5)MF直接印刷電信 (6)次の各号の無線電信等であつて、常に陸上と連絡可能な直接印刷電信または無線電話 ア 次に掲げる周波数帯で運用する船舶局の直接印刷電信または無線電話 (1)中短波帯(Medium short-wave band)、(2)短波帯(Short-wave band)</p>						

イ	次に掲げる周波数帯で運用する船舶局の無線電話 (1)27MHz 帯、(2)40MHz 帯、(3)150MHz 帯、(4)400MHz 帯
ウ	次に掲げる周波数帯で運用する船舶局の無線電話 (1)250MHz 帯、(2)800MHz 帯
	「条約船一般通信用無線電信等」とは、以下の設備をいう。 ・HF 直接印刷電信 ・インマルサット直接印刷電信 ・HF 無線電話 ・インマルサット無線電話 ・デジタル選択呼出装置
3.	EGC とは、高機能グループ呼出受信機 (Enhanced Group Calling system) をいう。
4.	DSC とは、デジタル選択呼出装置 (Digital Selective Calling system) をいう。
5.	DSC 聴守装置とは、デジタル選択呼出信号の聴取装置 (Watch Receiver) をいう。
6.	EPIRB とは、衛星非常用位置指示無線標識 (Emergency Position Indicating Radio Beacon) をいい、地球を周回する衛星に向けて遭難警報を発信するブイ式の装置。コスパス・サーサット (衛星支援捜索救助システム) により遭難時に発信される 406MHz の遭難信号が地上受信局 (海上保安庁) に中継される。また、浮揚機能の有無によって浮揚型と非浮揚型がある。
7.	船舶自動識別装置 (AIS ; Automatic Identification System)
8.	船舶警報通報装置 (SSAS ; Ship Security Alert System)
9.	インマルサット (Inmarsat) は (INMARSAT : International Maritime Satellite Organization、国際移動通信衛星機構の前身、1979 年設立の国際海事衛星機構) の事業部分を引き継ぎ、移動体通信を提供する民間企業である。
10.	総トン数 500 トン未満の船舶であって国際航海に従事するもの及び総トン数 500 トン以上の船舶に備えるべき航海用レーダー (航海用レーダー 2 基を要するものについては、そのうちの 1 基) は 9GHz 帯の電波使用のものであることを要する。 (この規定は、航行区域等により一部船舶には適用されない。設備規程 146 条の 12)

<表 2-4> 船舶の航行水域と無線施設 (設備規程 311 条の 22)

	航行水域別	区分・無線電信等の必要な設備	
		国際航海旅客船等	国際航海旅客船等以外の船舶
1	A4 水域を航行する船舶	イ HF 直接印刷電信 ロ HF 無線電話 ハ MF 直接印刷電信 ニ MF 無線電話 ホ VHF 無線電話	イ HF 直接印刷電信 または HF 無線電話 ロ MF 無線電話 ハ VHF 無線電話
		国際航海旅客船等以外の船舶であって総トン数 100 トン未満のものには、MF 無線電話及び VHF 無線電話を備えることを要しない。	
2	A3 水域、A2 水域または A1 水域のみ (湖川を含む) を航行する船舶 (3 の船舶を除く。)	イ (1) または (2) のいずれかの無線電信等 (1) HF 直接印刷電信、HF 無線電話及び MF 直接印刷電信 (2) インマルサット直接印刷電信 ロ MF 無線電話 ハ VHF 無線電話	イ (1) から (4) までのいずれかの無線電信等 (1) HF 直接印刷電信 (2) HF 無線電話 (3) インマルサット直接印刷電信 (4) インマルサット直接電話 ロ MF 無線電話 ハ VHF 無線電話

		<p>一 国際航海旅客船等以外の船舶であって次に掲げるものには、MF 無線電話を備えることを要しない。</p> <p>イ 総トン数 100 トン未満の船舶</p> <p>ロ 沿海区域を航行区域とする船舶(航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されていない旅客船(管海官庁が差し支えないと認めるもの※を除く。)*長距離カーフェリー以外のもの(検査心得 311-22. 08(f))</p> <p>ハ 平水区域を航行区域とする船舶</p> <p>二 国際航海旅客船等以外の船舶であって次に掲げるものには、VHF 無線電話を備えることを要しない。</p> <p>イ 総トン数 100 トン未満の船舶</p> <p>ロ 2時間限定沿海船等</p>
3	<p>A2 水域または A1 水域のみ(湖川を含む)を航行する船舶</p> <p>(4)の船舶を除く。)</p>	<p>(すべての船舶) VHF 無線電話・MF 無線電話</p> <p>一 MF 無線電話が常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものでない場合には一般通信用無線電信等を備えなければならない。</p> <p>二 一般通信用無線電信等を備える国際航海旅客船等以外の船舶であって次に掲げるものには、MF 無線電話を備えることを要しない。</p> <p>イ 総トン数 100 トン未満の船舶</p> <p>ロ 近海区域を航行区域とする旅客船以外の船舶であって管海官庁が差し支えないと認めるもの※</p> <p>※当該船舶が備える一般通信用無線電信等により常に陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができる水域内及び沿海区域を航行する船舶。(検査心得 311-22. 0(d))</p> <p>ハ 沿海区域を航行区域とする船舶(航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されていない旅客船(管海官庁が差し支えないと認めるもの※を除く。)*長距離カーフェリー以外のもの(検査心得 311-22. 08(f))</p> <p>ニ 平水区域を航行区域とする船舶</p> <p>三 国際航海旅客船等以外の船舶であって次に掲げるものには、VHF 無線電話を備えることを要しない。</p> <p>イ 総トン数 100 トン未満の船舶</p> <p>ロ 2時間限定沿海船等</p>
4	<p>A1 水域(湖川を含む)のみを航行する船舶</p>	<p>(すべての船舶) VHF 無線電話</p> <p>一 VHF 無線電話が常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものでない場合には、一般通信用無線電信等を備えなければならない。</p> <p>二 一般通信用無線電信等を備える国際航海旅客船等以外の船舶であって次に掲げるものには VHF 無線電話を備えることを要しない。</p> <p>イ 総トン数 100 トン未満の船舶</p> <p>ロ 2時間限定沿海船等</p>
5	<p>施行規則 4 条の 2・3 号の告示で定める水域を航行する船舶</p>	<p>「船舶安全法施行規則 4 条の 2 第 3 号の水域を定める告示」(平成 4 年 1 月 28 日運輸省告示第 54 号)</p> <p>で定める水域(琵琶湖)において、常に直接陸上との間で連絡を行うことができる無線電信等であって管海官庁が適当と認めるもの</p> <p>※検査心得 311-22. 0 (f) 電気通信事業法 9 条 1 項の規定による許可を受けた第一種電気通信事業者が電気通信事業の用に供する無線電話(自動車電話、携帯電話等)</p>

<p>設備規程 311 条の 22・1 項但し書き 「管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合」検査心得 311-22.0 (a)</p>	<p>(1) A3 水域、A2 水域又は A1 水域のみ(湖川を含む。)を航行する船舶(A2 水域または A1 水域のみ(湖川を含む。)を航行するものおよび国際航海旅客船等(施行規則第 60 条の 5 第 1 項第 1 号の国際航海旅客船等をいう。以下同じ)を除く。)であって次に掲げるものが、専ら離島の周辺(沿海区域又は平水区域内の水域に限る。)を航行する場合または専ら外国の沿岸を航行する場合(カリブ海において従業するえびトロール漁船に限る。)</p> <p>(i) 一般通信用無線電信等(設備規程第 311 条の 22 第 1 項第 3 号の一般通信用無線電信等をいう。以下同じ。)または MF 無線電話(常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものに限る。)を備える総トン数 100 トン未満の船舶および二時間限定沿海船等(設備規程第 146 条の 10 の 2 の二時間限定沿海船等をいう。以下同じ。)</p> <p>(ii) 一般通信用無線電信等または MF 無線電話(常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものに限る。)および VHF 無線電話を備える総トン数 100 トン以上の船舶(二時間限定沿海船等を除く。)</p> <p>(2) 施行規則第 1 条第 2 項第 1 号に掲げる船舶並びに同項第 2 号および第 3 号に掲げる船舶(国際航海に従事する総トン数 300 トン以上のものを除く。)であって、次に掲げる要件に適合し、各号に掲げる VHF 無線電話に代えて通信申合せに従って漁業通信に使用される 27MHz 帯を使用する無線電話を設置している場合。この場合において、備え付けることを要しない無線電信等は、各号に掲げる VHF 無線電話とする。</p> <p>(i) 平成 7 年 1 月 31 日以前に建造され、または建造に着手された船舶であること。</p> <p>(ii) 「操業の安全確保のための通信に関する申合せ事項」(漁業用の海岸局に所属している漁船と当該海岸局(他の漁業用の海岸局に業務委託する場合には委託された漁業用の海岸局を含む。)との間における同一の漁種別周波数の漁業通信を利用した定時連絡、遭難・緊急通報及び海上安全情報の受信等について、その運用手続きを定めたものをいう。以下「通信申合せ」という。)を船内に備えていること。</p> <p>(iii) 当該漁船が当該通信申合せに添付される対象船舶一覧表に記載されていること。</p> <p>(3) A2 水域又は A1 水域(湖川を含む。)を航行する 100 トン以上の船舶(A1 水域のみ(湖川を含む。)を航行する船舶を除く。)であって次に掲げるものが、一般通信用無線電信等及び VHF 無線電話を備える場合</p> <p>(i) 養殖場における投錨及びロープ張り、投餌並びに網揚げ作業等のみに従事するもの</p> <p>(ii) 養殖場からの漁獲物の運搬のみに従事するもの</p> <p>(iii) 上記(i) および(ii)のみに従事するもの</p> <p>(4) A3 水域、A2 水域又は A1 水域(湖川を含む。)を航行する船舶(A2 水域又は A1 水域のみ(湖川を含む。)を航行する船舶及び国際航海に従事する船舶を除く。)であって次の要件に適合するものであること。</p> <p>(i) 旅客船及び施行規則第 1 条第 2 項各号に掲げる漁船以外の船舶であって MF 無線電話及び VHF 無線電話を設置していること。</p> <p>(ii) MF 無線電話により常に陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことのできる水域のみを航行するものであること。</p>
<p>設備規程 311 条の 22・2 項の船舶</p>	<p>推進機関を有する船舶と当該船舶に押される船舶とが結合して一体となつて A3 水域、A2 水域または A1 水域のみ(湖川を含む。)を航行する場合には、当該推進機関を有する船舶には、前項に規定する MF 無線電話及び VHF 無線電話(A1 水域のみ(湖川を含む。)を航行するもの(※)にあつては、VHF 無線電話に限る。)を備えなければならない。</p> <p>(※) 一体となつたときの長さが 30 メートル未満の場合を除く。</p>

<GMDSS 対応設備件名>

船舶検査手帳の添付物たる船舶件名表の一部として作成される。

船舶の航行区域、用途、総トン数等の区分により設備すべき施設は異なり、船舶設備規程第3編の航海用具、同第6編の電気設備、同第8編の無線設備、船舶救命設備規則の救命設備並びに漁業通信システムを利用する漁船における代替措置（漁業用海岸局との集団的連絡体制の確保等）、非常電源・補助電源の有無等が記載される。

GMDSS対応設備					
GMDSS水域	A1	A2	A3	A4	ナブテックス水域
施設名	メーカー				型式
HF直接印刷電信					
HF無線電話					
インマルサット直接印刷電信					
インマルサット無線電話					
MF直接印刷電信					
MF無線電話					
VHF無線電話					
一般通信用()					
HFデジタル選択呼出装置					
HFデジタル選択呼出聴守装置					
MFデジタル選択呼出装置					
MFデジタル選択呼出聴守装置					
VHFデジタル選択呼出装置					
VHFデジタル選択呼出聴守装置					
ナブテックス受信機					
高性能グループ呼出受信機					
航海用レーダー(9GHz帯)					
非常電源					
補助電源					
漁業通信システム	通信申合せ				
	146-10-4.0(b)(3)(iv)の無線設備				
	311-22-1.0(a)(2)の無線電話				
浮揚型極軌道衛星利用EPIRB					
非浮揚型極軌道衛星利用EPIRB					
レーダー・トランスポンダー					
持運び式双方向無線電話装置					
固定式双方向無線電話装置					
保守要件	設備の二重化				
	陸上保守				
	船上保守				
新船舶安全法第4条適用日(GMDSS移行日)					
上記変更に関する記事					

(5) 無線設備の保守等

① 無線設備の保守等にかかる措置(施行規則 60 条の 5)

船舶所有者は、下表の船舶(無線電信等を施設することを要しない船舶を除く。)に備える無線設備(無線電信等並びに救命設備)及び航海用具について、当該船舶の航行区域、用途、総トン数等の区分に応じ、「設備の二重化」、「陸上保守」及び「船上保守」のうち、1つまたは2つの措置を講じなければならない。各措置の概要については後述する。

② 無線設備の保守等にかかる承認(施行規則 60 条の 5・2 項)

船舶所有者は、前項の規定により講じる措置及びその実施方法について記載した書類を作成し、かつ、管海官庁の承認を受け、これを当該船舶の船長に供与しなければならない。当該措置及びその実施方法を変更しようとするときも同様とする。

(表 2-5) 船舶の種類等と保守等の措置

区 分		航行水域					
		A1	A2	A3	A4		
旅客船	◎国際航海		1 措置	1 措置	2 措置	2 措置	
	非国際	◎遠洋/近海	1 措置	1 措置	1 措置	1 措置	
		沿海(長距離カーフェリー)	1 措置	1 措置	1 措置	1 措置	
		沿海/平水	なし	なし	1 措置	1 措置	
非旅客船 非漁船	20GT 以上	国際航海	◎300GT 以上	1 措置	1 措置	2 措置	2 措置
			300GT 未満	1 措置	1 措置	1 措置	1 措置
		非国際(近海/遠洋)	なし	なし	1 措置	1 措置	
	20GT 未満	なし	なし	なし	なし		
漁船	20GT 以上	国際航海	◎300GT 以上の工船、母船、運搬船、官公庁船等	1 措置	1 措置	2 措置	2 措置
			上記以外	1 措置	1 措置	1 措置	1 措置
		非国際	なし	なし	1 措置	1 措置	
	20GT 未満	なし	なし	なし	なし		
備考	<p>・電波法第 35 条、同法施行規則第 28 条の 4 を参照のこと。 ◎は国際航海旅客船等(※1) (条約船。施行規則 60 条の 5) に該当。 「1 措置」は、「設備の二重化」、「陸上保守」、「船上保守」のうち 1 つの措置が必要。 「2 措置」は、「設備の二重化」、「陸上保守」、「船上保守」のうち 2 つの措置が必要。 (※1) 国際航海に従事する船舶(総トン数 300 トン未満の船舶であって旅客船以外のもの及び船舶総トン数 300 トン以上の漁船(施行規則 1 条 2 項 1 号の船舶に限る。))を除く。 適用除外 (施行規則 60 条の 5・4 項) 無線設備の保守等の規定は、以下の船舶には適用されない。 (1) 国際航海に従事しない船舶(A2 水域または A1 水域のみ(湖川を含む。))を航行するものに限る。)であって沿海区域(航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で 2 時間以内に往復できる区域に限定されていない旅客船(※2)を除く。)または平水区域を航行区域とするもの (※2)管海官庁が差し支えないと認めるものを除く。 (2) 前号に掲げる船舶以外の総トン数 20 トン未満の船舶(旅客船を除く。) (3) その他管海官庁が航海の態様等を考慮して差し支えないと認める船舶</p>						

＜設備の二重化＞（施行規則 60 条の 6）

船舶の航行する区域に応じて予備の無線設備を備えることにより通信手段の確保を図る措置。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

	国際航海旅客船等	国際航海旅客船等以外の船舶
A4 水域を航行する船舶	(イ) HF 直接印刷電信 HF 無線電話 HF デジタル選択呼出装置 HF デジタル選択呼出聴守装置 HF 直接印刷電信 HF 無線電話 HF デジタル選択呼出装置 HF デジタル選択呼出聴守装置	(イ) (1) または (2) のいずれかの無線設備 (1) HF 直接印刷電信 HF デジタル選択呼出装置 HF デジタル選択呼出聴取装置 (2) HF 無線電話 HF デジタル選択呼出装置 HF デジタル選択呼出聴取装置
	(ロ) VHF 無線設備 (VHF 無線電話及び VHF デジタル選択呼出装置)	(ロ) VHF 無線設備 (VHF 無線電話及び VHF デジタル選択呼出装置)
	<p>(備考)</p> <p>一 国際航海旅客船等以外の船舶で総トン数 100 トン未満のものには、VHF 無線設備を備えることを要しない。</p> <p>二 短期間のみ A4 水域を航行区域とする「国際航海旅客船等」の場合、予備の無線設備(VHF 無線設備を除く)は、管海官庁が差し支えないと認める場合、インマルサット直接印刷電信に代えることができる。</p> <p>三 短期間のみ A4 水域を航行区域とする「国際航海旅客船等以外の船舶」の場合、予備の無線設備(VHF 無線設備を除く)は、管海官庁が差し支えないと認める場合、インマルサット直接印刷電信またはインマルサット無線電話に代えることができる。</p> <p>※ 予備の HF デジタル選択呼出装置または MF デジタル選択呼出装置がそれぞれの機能等について告示で定める要件に適合する場合には、それぞれ予備の HF デジタル選択呼出聴守装置または MF デジタル選択呼出聴守装置の備えることを要しない。(施行規則第 60 条の 6・2 項)</p>	
A3 水域、A2 水域及び A1 水域のみ(湖川を含む。)を航行する船舶	(イ) (1) または (2) のいずれかの無線設備 (1) HF 直接印刷電信 HF 無線電話 HF デジタル選択呼出装置 HF デジタル選択呼出聴守装置 HF 直接印刷電信 MF 無線電話 MF デジタル選択呼出装置 MF デジタル選択呼出聴守装置 (2) インマルサット直接印刷電信	(イ) (1)～(4) のいずれかの無線設備 (1) HF 直接印刷電信 HF デジタル選択呼出装置 HF デジタル選択呼出聴守装置 (2) HF 無線電話 HF デジタル選択呼出装置 HF デジタル選択呼出聴守装置 (3) インマルサット直接印刷電信 (4) インマルサット無線電話
	(ロ) VHF 無線設備 (VHF 無線電話及び VHF デジタル選択呼出装置)	(ロ) VHF 無線設備 (VHF 無線電話及び VHF デジタル選択呼出装置)

	<p>(備考)</p> <p>国際航海旅客船等以外の船舶で次に掲げるものには、VHF 無線設備を備えることを要しない。</p> <p>イ 総トン数 100 トン未満の船舶</p> <p>ロ 設備規程 2 条・3 項の 2 時間限定沿海船等</p> <p>※ 予備の HF デジタル選択呼出装置または MF デジタル選択呼出装置がそれぞれの機能等について告示で定める要件に適合する場合には、それぞれ予備の HF デジタル選択呼出聴守装置または MF デジタル選択呼出聴守装置の備えることを要しない。(施行規則 60 条の 6・2 項)</p>
A2 水域及び A1 水域のみ (湖川を含む。) を航行する船舶	<p>(イ) (1)～(5) のいずれかの無線設備</p> <p>(1) HF 直接印刷電信・HF デジタル選択呼出装置・HF デジタル選択呼出聴守装置</p> <p>(2) HF 無線電話・HF デジタル選択呼出装置・HF デジタル選択呼出聴守装置</p> <p>(3) インマルサット直接印刷電信</p> <p>(4) インマルサット無線電話</p> <p>(5) MF 無線電話・MF デジタル選択呼出装置</p>
	<p>(ロ) VHF 無線設備 (VHF 無線電話及び VHF デジタル選択呼出装置)</p>
	<p>(備考)</p> <p>一 国際航海旅客船等以外の船舶で次に掲げるものには、イ)の予備の無線設備に代えて一般通信用無線電信等(インマルサット直接印刷電信及びインマルサット無線電話を除く。)または MF 無線電話(常に直接陸上との間で船舶の運航に関する通信を行うことができるものに限る。)を備えることができる。</p> <p>イ 総トン数 100 トン未満の船舶</p> <p>ロ 近海区域を航行区域とする旅客船以外の船舶であって管海官庁が差し支えないと認めるもの</p> <p>二 国際航海旅客船等以外の船舶であって総トン数 100 トン未満のものには VHF 無線設備を備えることを要しない。</p> <p>※ 予備の HF デジタル選択呼出装置または MF デジタル選択呼出装置がそれぞれの機能等について告示で定める要件に適合する場合には、それぞれ予備の HF デジタル選択呼出聴守装置または MF デジタル選択呼出聴守装置の備えることを要しない。(施行規則 60 条の 6・2 項)</p>
A1 水域のみ (湖川を含む。) を航行する船舶	<p>VHF 無線設備 (VHF 無線電話及び VHF デジタル選択呼出装置)</p> <p>(備考)</p> <p>・国際航海旅客船等以外の船舶であって総トン数 100 トン未満のものには、VHF 無線設備に代えて一般通信用無線電信等または MF 無線電話(常に直接陸上との間で船舶の運航に関する通信が行うことができるものに限る。)を備えることができる。</p>

<陸上保守> (施行規則 60 条の 7)

無線設備の有効性保持のため、下記①～③の方法で、船員以外の者が定期的に無線設備等の点検及び整備を実施する措置

①	無線設備の有効性を保持するための修理を行う能力を有する者に船舶の寄港地において定期的な点検及び修理を行うことを契約により委託する方法
②	就航航路に応じ、無線設備の有効性を保持のための点検及び修理に必要な予備の備品、測定機器及び工具を備えた拠点を設け、定期的な点検及び修理を行う方法
③	上記①②のほか、無線設備の有効性を保持するための定期的な点検及び修理を行う方法として管海官庁が適当と認めたもの

＜船上保守＞（施行規則 60 条の 8）

無線設備の有効性保持のため、船員が船上において、下記の方法で、定期的に無線設備等の点検及び整備を実施する措置

- ・手引書、予備の部品、測定器具及び工具であって、船上において行う無線設備の保守及び修理に必要となるものを備えること。
- ・資格を有する船員により行われること

（6）船舶局、船舶地球局等に係る定期検査（電波法）と船舶安全法

船舶に開設される各種の無線局には、それぞれ総務省令に定める新設検査、変更検査及び定期検査等が義務づけられている。このうち、定期検査の時期（電波法施行規則41条の4）は、下表に抜粋した別表第5号に定める期間を経過した日の前後3月を超えない時期とされる。なお、検査の合理的実施のため登録検査等事業者の活用が進み、免許人による適正な検査実施報告書及び検査結果証明書の提出により検査を省略できる場合等がある。

検査の実施結果は、管海官庁（船級登録船については登録船級）が総務省通信局の発行する「船舶局及び船舶地球局検査結果通知書」または登録検査等事業者が作成した「船舶局及び船舶地球局の検査結果の報告書」の確認（必要に応じては「無線局検査省略通知書」の確認を含む。）により行い、管海官庁実施の船舶安全法に係る検査と併せてその適合性が審査される。

（表 2-6）電波法における検査の概要

電波法上の区分	無線局の要件及び概要	検査
船舶局 船舶の無線局のうち、無線設備が遭難自動通報設備またはレーダーのみのもの以外のものをいう。 （電波法施行規則4条9号） ※義務船舶局 「安全法4条の船舶の船舶局」 （電波法13条2項）	義務船舶局であって、旅客船または国際航海に従事する船舶（旅客船を除く。）に開設するもの	1年
	義務船舶局のうち上記に該当しないもの及び義務船舶局以外の船舶局で安全法2条により遭難自動通報設備の備付けを要する船舶に開設するもの	2年
	特定船舶局のうちF2B電波またはF3E電波156MHzから157.45MHzまでの周波数を使用する無線設備、遭難自動通報設備（安全法により施設を要するものを除く）、簡易型船舶自動識別装置及びレーダー以外の無線設備を設置しないもの	5年
	上記に該当しないもの	3年
船舶地球局 （電波法6条1項4号）	電波法28条の2・1項の船舶地球局であって、旅客船または国際航海に従事する船舶（旅客船を除く。）に開設するもの	1年
	上記に該当しないもの	2年
無線航行移動局 （電波法施行規則4条18号）	安全法2条の規定に基づく命令により遭難自動通報設備の備付けを要する船舶に開設する船舶に開設するもの	2年
	上記に該当しないもの	5年
遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）	船舶安全法2条の規定に基づく命令により遭難自動通報設備の備付けを要する船舶に開設するもの	2年
	上記に該当しないもの	5年

※ 船舶地球局とは、船舶に開設され、人工衛星局の中継により無線通信（インマルサットC型、B型、M型に係るもの）を行う無線局をいう。

※ 無線航行移動局とは、移動用無線航行機器としてレーダーのみを有する（場合により位置情報送信機器としてのEPIRB及びSARTを含む）無線局をいう。

5. 航海用具及び属具

(1) 属具

属具とは、船舶の場合には、船舶の航行のために日常的に提供される付属物である。

船舶（係留船を除く。）には、設備規程第146条の3の規程により、第9号表（非自航船にあつては、第9号表の2）の定めるところによる属具を備え付けなければならないとされている。

(表2-7) 属具 (9号表・非自航船以外)

名称	個数	摘 要
双眼鏡	1 個	総トン数 30 トン未満の帆船及び平水区域不要
気圧計	1 個	総トン数 30 トン未満の帆船及び平水区域または沿海区域不要
マスト灯	1 個	(1) 全長 50m 以上は第 1 種を 2 個 (2) 全長 50m 未満は第 2 種でも可 (3) 全長 20m 未満は第 3 種でも可 (4) 引く作業・押す作業をする船舶は他の要件あり (5) 帆船（推進機関を有する帆船を除く）、及び平水区域で昼間のみ航行不要
舷 灯	1 対	(1) 全長 50m 以上は第 1 種 (2) 全長 50m 未満は第 2 種でも可 (3) 全長 20m 未満は第 1 種両色灯でも可 (4) 平水区域で昼間航行のみの船舶は不要
船尾灯	1 個	(1) 全長 50m 以上は第 1 種 (2) 全長 50m 未満は第 2 種でも可 (3) 平水区域で昼間航行のみの船舶は不要
停泊灯	1 個	(1) 全長 50m 以上は第 1 種 2 個 ※ (2) 全長 50m 未満は第 2 種でも可
紅 灯	2 個	(1) 全長 50m 以上は第 1 種 (2) 全長 50m 未満は第 2 種でも可 (3) 湖川のみ船舶は不要の場合あり
紅色閃光灯	1 個	(1) 特殊高速船（表面効果翼船）以外の船舶には不要 (2) 全長 50m 以上は第 3 種 (3) 全長 50m 未満は第 4 種でも可
黄色閃光灯	1 個	(1) 平水・エアクッション艇・昼間のみ使用及びエアクッション艇以外の船舶には不要 (2) 全長 50m 以上は第 1 種 (3) 全長 50m 未満は第 2 種でも可
黒色球形形象物	3 個	(1) 大きさについて告示の要件に適合 (2) 湖川のみ航行は不要の場合あり
黒色円すい形形象物	1 個	(1) 大きさについて告示の要件に適合 (2) 推進機関を有する帆船以外の船舶には不要
国際信号旗	1 組	(1) 100 トン未満の船舶・沿海・帆船は NC 旗 2 旗 (2) 平水区域船舶不要 (3) 信号符字を有するものは信号符字に対応する信号旗

国際海事機関が採択した国際信号書	1冊	100トン未満または沿海・帆船または平水は不要
国際海事機関が採択した国際航空兼海上捜索救助手引書第3巻	1冊	国際航海150トン未満、非国際航海500トン未満、平水は不要
信号灯	1個	(1) 昼間でも使用可能なもの (2) 国際航海150トン未満、非国際航海500トン未満、2時間限定沿海船等、推進機関を有しない船舶並びに沿海・管海官庁が認めたものは不要

(2) 航海用具

航海用具とは、航海をするために使用する道具である。

船舶には、総トン数、用途、航行区域等により、設備規程第146条の4から第146条の50の規定に基づき、下表のとおり「航海用具の基準を定める告示」による要件に適合する航海用具を備え付けなければならない。

なお、表中「※印」の物件については、管海官庁が、当該船舶の大きさ、構造、航海の態等を考慮して設備の省略をしても差し支えないと認める場合がある。

(表2-8) 航海用具

名 称	適 用	備 考
船灯等 (Navigation Light)	船灯及び操船信号灯の備付け	146条の4
汽笛 (Whistle)	汽笛（サイレンを含む。）の備付け	146条の7
号鐘・どら (Gong)	(1) 全長20メートル以上の船舶は、号鐘 (2) 全長100メートル以上の船舶にあつては号鐘及びこれと混同しない音調を有するどら	146条の9
航海用刊行物 (Marine Publications)	(1) 遠洋区域、近海区域または沿海区域を航行区域とする船舶は、航行する海域及び港湾の海図その他予定された航海に必要な航海用刊行物 (2) 電子海図情報表示装置、電子航海用刊行物情報表示装置を備付ける場合は不要	146条の10
電子海図情報表示装置 (ECDIS)	(1) 総トン数500トン以上3000トン未満の旅客船 (2) 3000トン以上の船舶であつて国際航海に従事するもの	146条の10の2
ナブテックス受信機 ※ (NAVTEX)	(1) ナブテックス受信機により海上安全情報を受信できる水域であつて告示で定めるものを航行する船舶 (2) 締約国政府が定める水域を航行する船舶には備付け (3) 2時間限定沿海船等不要	146条の10の3
高性能グループ呼出受信機 ※ (EGC)	(1) ナブテックス水域を超えて航行する船舶 (2) 2時間限定沿海船等不要	146条の10の4

帆 (Sail)	(1) 帆船には、そのマストに対応する帆 1 組の備付け	146 条の 11 1 項
	(2) 近海区域、遠洋区域を航行区域とする帆船は、予備の帆としてフォール・ステースル及びフォースルの備付け	146 条の 11 2 項
	(3) 横帆を備える船舶には、フォースルまたはメインスル並びにフォール・ステースル及びフォースルの備付け	146 条の 11 2 項かつこ書
航海用レーダー (Marine Radar)	(1) 船舶には備付け ※	146 条の 12 1 項
	(2) 総トン数 300 トン未満の船舶であって旅客船以外のものには不要	146 条の 12 1 項かつこ書
	(3) 総トン数 3000 トン以上の船舶は、独立にかつ同時に操作可能な 2 台	146 条の 12 1 項かつこ書
	(4) 旅客船かつ非国際かつ総トン数 150 トン未満は不要	146 条の 12 1 項ただし書
	(5) 推進機関を有する船舶と当該船舶に押される船舶とが結合して一体となって航行の用に供される場合には、推進機関を有する船舶に備付け (長さが 50 メートル未満 (満載則第 4 条の船の長さ) の場合には不要)	146 条の 12 2 項
電子プロット装置 (EPA)	航海用レーダーを備付けることとされた総トン数 500 トン未満の船舶	146 条の 14
自動物標追跡装置 (ATA)	(1) 航海用レーダーを備付けることとされた総トン数 500 トン以上 3000 トン未満の船舶には 1 台	146 条の 15・ 1 項
	(2) 航海用レーダーを備付けることとされた総トン数 3000 トン以上の船舶には 2 台 (総トン数 10000 トン以上の船舶には 1 台)	146 条の 15 2 項
自動衝突予防援助装置 (ARPA)	航海用レーダーを備付けることとされた総トン数 10000 トン以上の船舶	146 条の 16
航海用レーダー反射器 ※ (Marine Radar Reflector)	(1) 総トン数 50 トン未満の船舶 (2) 昼間のみを航行するものは不要	146 条の 17
磁気コンパス (Magnetic Compass)	遠洋区域、近海区域または沿海区域を航行区域とする船舶は磁気コンパス及び予備の羅盆 ※ (予備の羅盆のみ)	146 条の 18
方位測定コンパス装置 ※ (Azimuth Compass Instrument)	遠洋区域、近海区域または沿海区域を航行区域とする船舶	146 条の 19
ジャイロコンパス (Gyro Compass)	(1) 総トン数 500 トン以上の船舶はジャイロコンパス及びジャイロ・レピーター	146 条の 20・ 1 項
	(2) 総トン数 500 トン以上の船舶であっても平水区域を航行区域とする船舶は不要	146 条の 20・ 1 項かつこ書
	(3) 総トン数 500 トン以上の外洋航行船 (限定近海貨物船を除く。) は操舵機室にジャイロ・レピーター	146 条の 20・ 2 項
	(4) 総トン数 500 トン以上の外洋航行船 (限定近海貨物船に限る。) は操舵機室にジャイロ・レピーターは不要	146 条の 20・ 2 項かつこ書

船首方位伝達装置 ※ (THD)	(1) 総トン数 300 トン未満の旅客船 (2) 総トン数 300 トン以上 500 トン未満の船舶 (3) 平水区域を航行区域とする総トン数 500 トン以上の船舶	146 条の 21
	国際航海に従事しない総トン数 150 トン未満の旅客船等は不要	146 条の 21 但し書
羅針儀 (Marine's Compass)	(1) 平水区域を航行区域とする船舶 ※ (2) 総トン数 500 トン未満の外洋航行船(限定近海貨物船を除く。)には操舵機室に設置	146 条の 22
音響測深機 ※ (Echo Sounder)	(1) 総トン数 300 トン未満の旅客船 (2) 総トン数 300 トン以上の船舶であって 2 時間限定沿海船等以外のもの	146 条の 23
衛星航法装置等 ※ (Satellite Navigation System)	(1) 国際航海に従事しない船舶であって総トン数 500 トン以上は第 1 種衛星航法装置または無線航法装置 (2) 国際航海に従事する船舶(総トン数 300 トン未満の第 1 種漁船を除く。)も(1)と同じ	146 条の 24 1 項
	(3) 国際航海に従事しない船舶であって総トン数 500 トン未満のもの(平水区域を航行区域とするもの及び第 1 種漁船を除く。)には第 2 種衛星航法装置または無線航法装置	146 条の 24 2 項
船速距離計 ※ (SDME)	(1) 総トン数 300 トン未満の旅客船 (2) 総トン数 300 トン以上の船舶であって 2 時間限定沿海船等以外のもの (3) 遠洋区域、近海区域または沿海区域を航行区域とする船舶(前項に規定する船舶、2 時間限定沿海船及び沿海区域を航行区域とする帆船を除く。)は、船速距離計その他の自船の速力を測定できる装置	146 条の 25
回頭角速度計 (ROT)	総トン数 50000 トン以上の船舶	146 条の 27
音響受信装置 ※ (Sound Receiver)	全閉囲型船橋(船橋から暴露部へ直接至る出入口を有しない船橋をいう。)を有する船舶	146 条の 28
船舶自動識別装置 ※ (AIS)	(1) 総トン数 300 トン未満の旅客船 (2) 総トン数 300 トン以上の船舶であって国際航海に従事するもの (3) 総トン数 500 トン以上の船舶であって国際航海に従事しないもの	146 条の 29
船舶長距離識別追跡装置 ※ (LRIT)	(1) 総トン数 300 トン未満の旅客船 (2) 総トン数 300 トン以上の船舶であって国際航海に従事する船舶 (3) 一部漁船を除く	146 条の 29 の 2
航海情報記録装置 (VDR)	(1) 総トン数 150 トン以上 3000 トン未満の旅客船 (2) 総トン数 3000 トン以上の船舶であって国際航海に従事する船舶 (3) 一部漁船を除く	146 条の 30

VHF デジタル選択呼出装置 ※ (VHF DSC)	(1) 国際航海等旅客船等以外の船舶で総トン数 100 トン以上のもの (2) 国際航海旅客船等 (3) 2 時間限定沿海船等不要	146 条の 34 の 3
VHF デジタル選択呼出聴守装置 ※ (VHF DSCWR)	(1) 国際航海旅客船等以外の船舶であって総トン数 100 トン以上のもの (2) 国際航海旅客船等 (3) 2 時間限定沿海船等不要	146 条の 34 の 5
デジタル選択呼出装置 ※ (DSC)	(1) MF デジタル選択呼出装置の備付け ① 国際航海旅客船等以外の船舶で総トン数 100 トン以上のもの ② 国際航海旅客船等 (2) 国際航海旅客船等以外の船舶で沿海区域（航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で 2 時間以内に往復できる区域に限定されていない旅客船を除く）、平水区域、A1 水域のみを航行する船舶は不要	146 条の 38 の 2 1 項
	(3) HF デジタル選択呼出装置を備付け A4 水域または A3 水域を航行する船舶 (4) インマルサット直接印刷電信またはインマルサット無線電話を備えた船舶等には不要	146 条の 38 の 2 2 項
デジタル選択呼出聴守装置 ※ (DSCWR)	MF デジタル選択呼出聴守装置の備付け ① 国際航海旅客船等以外の船舶であって総トン数 100 トン以上 ② 国際航海旅客船等 国際航海旅客船等以外の船舶で沿海区域、平水区域、A1 水域のみを航行する船舶は不要	146 条の 38 の 4 1 項
	HF デジタル選択呼出聴守装置の備付け A4 水域または A3 水域を航行する船舶 インマルサット直接印刷電信またはインマルサット無線電話を備えた船舶等には不要	146 条の 38 の 4 2 項
遭難信号送信操作装置 (SOS Transmitter)	(1) 以下の船舶は船橋の適当な位置に備付け ① 国際航海に従事する旅客船 ② 国際航海に従事しない総トン数 100 トン以上の旅客船 (2) 国際航海に従事しない船舶で下記の船舶には備付け不要 ① 沿海区域を航行区域とする船舶（航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力 2 時間以内に往復できる区域に限定されていないものを除く。） ② 平水区域を航行区域とする船舶 ③ A1 水域のみを航行する船舶 ④ 管海官庁が航行の態様等を考慮して差し支えないと認める船舶	146 条の 38 の 6

<p>遭難信号受信警報装置 (SOS Receiver)</p>	<p>(1)以下の船舶は、船橋の適当な位置に備付け ①国際航海に従事する旅客船 ②国際航海に従事しない総トン数100トン以上の旅客船 (2)国際航海に従事しない船舶で下記の船舶には備付け不要 ※ ①沿海区域を航行区域とする船舶（A4水域またはA3水域を航行する船舶で航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力2時間以内に往復できる区域に限定されていないものを除く。） ②平水区域を航行区域とする船舶 ③A1水域のみを航行する船舶</p>	<p>146条の38 の8</p>
<p>水先人用はしご等 (Pilot Ladder)</p>	<p>(1)国際航海に従事しない船舶で総トン数1000トン以上のもの (2)国際航海に従事する船舶 (3)上記以外で水先人を要招することがない船舶は不要</p>	<p>146条の39 1項</p>
	<p>(4)水先人用はしご等を備える船舶には下記の設備が必要 ①投索及び2つのマン・ロープ ②水先人用はしご及び水先人が乗船する位置を照明する設備 ③水先人用はしご、舷側はしごその他の設備の頂部から当該船舶に安全かつ容易に出入りするための設備</p>	<p>146条の39 2項</p>
<p>命令伝達装置 (Instruction Transmission System)</p>	<p>(1)国際航海に従事する船舶は、船橋から当該船舶の速力及び推進方向を通常制御する場所（以下「通常制御場所」）に命令を伝達する2つの装置、うち1つは、エンジン・テレグラフ</p>	<p>146条の40 1項</p>
	<p>(2)国際航海に従事する船舶であって、通常制御場所以外の場所において当該船舶の速力及び推進方向を制御する船舶は、船橋及び通常制御場から当該制御場所に命令を伝達する装置</p>	<p>146条の40 2項</p>
<p>機関部職員の呼出装置 (Engineer Calling System)</p>	<p>国際航海に従事する船舶は、主機を制御する場所において操作することができる機関部の職員を呼び出すための装置</p>	<p>146条の41</p>
<p>通話装置 (Calling System)</p>	<p>(1)操舵機室を有する船舶は、当該操舵機室と船橋との間 ※</p>	<p>146条の42 1項</p>
	<p>(2)方位測定コンパス装置を備える船舶は、当該装置を設置した場所と船橋との間</p>	<p>146条の42 2項</p>
	<p>(3)機関区域無人化船には、船橋、主機を制御する場所並びに食堂、休憩室及び船員室相互間 (4)この場合の当該通話装置は常用の電源のほか予備の独立の電源からも給電することができるもの</p>	<p>146条の42 3項</p>

舵角指示器等 (Rudder Indicator)	(1) 総トン数 500 トン以上の船舶には舵角指示器、プロペラの回転数及び回転方向（可変ピッチプロペラはそのピッチ）並びに推力を表示する表示器並びにサイドスラスターを有する船舶はその運転状況を表示する表示器 (2) 国際航海に従事する総トン数 500 トン未満の旅客船にも(1)と同じもの	146 条の 43
載貨扉開閉表示装置 ※ (Loading-door Display)	ロールオン・ロールオフ旅客船	146 条の 44
載貨扉操作説明書 (Loading-door Operation Manual)	ロールオン・ロールオフ旅客船 (1) 載貨扉の閉鎖方法に関する説明書を載貨扉の操作場所に掲げる	146 条の 44 の 2
漏水検知装置等 ※ (Inundation Detector)	ロールオン・ロールオフ旅客船 (1) 漏水検知装置 (2) テレビ監視装置	146 条の 45
監視装置 ※ (Monitoring System)	(1) ロールオン・ロールオフ旅客船 テレビ監視装置その他有効な監視装置	146 条の 46 1 項
	(2) 船員法施行規則 3 条の 6 の 2 項の規定による巡視が行われているロールオン・ロールオフ貨物区域または車両区域には適用しない	146 条の 46 2 項
喫水標 ※ (Draft Mark)	船舶復原性規則の適用を受ける船舶は、船首及び船尾の両船側の船底から最高航海喫水線以上に至るまでの外板に点刻する等恒久的な方法で喫水標の表示	146 条の 47
喫水計測装置 ※ (Draft Measure)	国際航海に従事する旅客船	146 条の 48
浸水警報装置 (Immersion Alarm)	検知器及び警報盤により構成される浸水警報装置 (1) 旅客定員が 36 人以上の旅客船（平水区域を航行区域とするものを除く。）	146 条の 48 の 2 1 項 1 号
	(2) 総トン数 500 トン以上の船舶（旅客船及び一部漁船を除く） ※他に船舶区画規程や単一の貨物倉等の要件あり	146 条の 48 の 2 1 項 2 号
船橋航海当直警報装置 ※ (BNWAS)	第 1 種船橋航海当直警報装置 (1) 国際航海に従事する総トン数 150 トン以上の船舶（施行規則 1 条 2 項 1 号等の一部漁船を除く。） (2) 国際航海に従事しない総トン数 500 トン以上の船舶 (3) 2 時間限定沿海船等は不要 (4) 一部漁船も不要	146 条の 49 1 項
	第 2 種船橋航海当直警報装置 (1) 総トン数 150 トン未満の旅客船（2 時間限定沿海船等を除く。） (2) 国際航海に従事しない総トン数 150 トン以上 500 トン未満の船舶（2 時間限定沿海船等及び一部漁船を除く。） (3) 総トン数 150 トン以上で施行規則 1 条 2 項 1 号、2 号の船舶	146 条の 49 2 項

予備品の備付け (Spare Parts)	ナビテックス受信機、高機能グループ呼出受信機、VHF デジタル選択呼出装置、VHF デジタル選択呼出聴守装置、デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聴守装置の保守及び船内において行う軽微な修理に必要なとなる予備の部品、測定器具及び工具を備え付けなければならない	146 条の 50
--------------------------	---	-----------

第 4 節 航行上の条件とその他の事項

船舶の検査が行われ、船舶の構造及び設備が定められた技術上の基準に対していかなる適合状態にあるかが確認された場合に当該船舶の使用限界が明らかとなる。従って、当該船舶の使用限界を守って航行の用に供することが、船舶の堪航性を確保しその安全な航行に寄与することとなる。

船舶安全法は、このような観点から定期検査を行い、検査時における使用限界を定め、これを当該船舶の航行上の条件とし、その遵守を義務付けている。

これらの条件には、航行区域(漁船にあつては従業制限)、最大搭載人員、制限汽圧、満載喫水線及びその他の航行上の条件が含まれ、船舶検査証書に記載される。(法 5 条、法 8 条、法 9 条、施行規則 5 条～12 条)

1. 航行区域と従業制限

船舶の用途によって航行区域と従業制限に分けられ、漁船以外の船舶は航行区域、漁船においては従業制限となっている。

航行区域は船舶が安全に航行するために、当該船舶の大きさ、構造及び設備に応じ、その航行できる区域を限定する必要がある。このため船舶安全法においては検査を受検し、申請のあった航行区域を安全に航行し得る船舶であることの確認を行ったうえで、当該船舶の航行区域を定めている。

漁船は、その操業形態が通常各港間の輸送に従事する一般船舶とは異なり、港を出ると漁場に向かって直行し、また漁場においては漁群を追って海上を縦横に航行するという特異性を有する。航行区域におけるような一定の区域制限をすることは、漁船本来の性格に鑑みて不合理であるとの観点から、漁業の種類に応じた操業区域を考慮して、類似の漁場に属する業務の種類を分類し指定することによって、航行し得る水域を規制することとされており、これを従業制限という。(法 9 条)

(1) 航行区域の種別

航行区域は、平水区域、沿海区域、近海区域、遠洋区域の 4 種に区分されており、技術上の基準の適合状況によって、いずれかの区域を定められることとなる。(施行規則 5 条)

このうち、外洋である遠洋区域及び近海区域については、船舶の堪航性に影響を与える風、波浪、潮流等に対して容易に転覆しない復原性能等について特に厳しく技術上の基準が規制されている。なお、沿海区域及び平水区域については、近海区域を航行する船舶より相当の規制が緩和されている。

近海区域を航行区域とする船舶のうち本邦の周辺の水域のみを航行する船舶については内航貨物船の大型化、航海設備の進歩等によって、ある程度沿岸から離れて航行しても比較的容易に船舶の安全性を確保することができるようになったことから、平成7(1995)年に「限定近海貨物船」という分類区分が設定された。限定近海貨物船に係る設備・構造の基準（近海基準と沿海基準の中間的基準）を策定することによって、従来は近海基準が適用されていた船舶のうち、限定近海貨物船に該当する船舶に係る基準が緩和された。また、平成10(1998)年には旅客船も基準の緩和について限定近海貨物船と同様にその適用が拡大されている。

沿海区域についても、平成19(2007)年に鹿児島県のトカラ列島と奄美大島間の海域をこれまでの近海区域から沿海区域に変更され、これにより鹿児島県から沖縄県まで沿海区域の船舶で航行できることとなった。また、平成25(2013)年には尻屋崎沖、鹿島灘、伊勢湾沖、飛島沖及び金沢沖の5海域の沿海区域が拡大された。

(ア) 平水区域

湖、川及び港内の水域並びに施行規則第1条第6項に掲げる52の水域であって、次に掲げる基準による。

(a) 地形及び面積

- ① 地理的には、陸岸により囲まれており、その開口は、直接外海に面して大きく開いていないこと。
- ② 直接外海に面して大きく開いている場合は、開口入口付近に島があり、外海から波の直接侵入を妨げていること。
- ③ 面積は、比較的狭小であり、かつ、風向に応じた風の吹送距離が小さくなるような条件を具備していること。
- ④ 広大な海域の場合は、大小の島が散在していて波やうねりの発達を妨げるような条件を具備していること。(例:施行規則1条6項8号)

(b) 気象及び海象

- ① 年間を通じて静穏であること。
- ② 海面の状態は、ビューフォート風力階級2(注)以下の場合が多く、最悪の状態(地形に応じた風向、風速)においても階級が4以下であること。
(注)「小波の小さいもので、まだ短いがはっきりしてくる。波がしらはなめらかに見え、砕けていない。」状態で、風力4-6Knots、1.6-3.3 m/sのもの。後記のコラムで詳細を説明。

(c) 航路から海岸までの最大距離が小さく、非常の際における乗船者の安全を期待しうる場所への避難が容易であること。

(イ) 沿海区域

北海道、本州、四国、九州及びそれに属する特定の島、朝鮮半島並びに樺太本島(北緯50度以北の区域を除く。)の各海岸から20海里以内の水域であって施行規則第1条第7項に掲げる22の水域で、次に掲げる基準による。

(a) 海岸から20海里以内の水域とし、必要最小限の水域にとどめること。

(b) 任意の地点から当該船舶が6時間以内で達することができる適当な避難港があること。

(ウ) 近海区域

東は東経 175 度、西は同 94 度、南は南緯 11 度、北は北緯 63 度の線により囲まれた水域。

(エ) 遠洋区域

全ての水域。

(オ) プッシャー・バージに係る特定短距離区域

プッシャー・バージについては溶接、ボルト等により堅固に結合された状態のものが一体の船舶として海事関係法令が適用されてきた。その他のプッシャー・バージについてはプッシャーのみが適用されてきたが、船体構造の問題、設備の不備、操船技量の不足等による海難事故が増加し、また、長距離・不特定航路を航行するものまで現れさらに増加が懸念されるようになった。これによって、プッシャー・バージの安全規制が見直され、平成 15(2003)年に、沿海区域を航行するバージ（限定沿海区域及び特定短距離区域を航行するものを除く。）及び油ばら積バージ（引火点摂氏 60 度を超える油を運送するもの）が法令適用されることとなった。この時に、沿海区域のうち平水区域から当該プッシャー・バージの最強速力で 4 時間以内に往復できる区域として、特定短距離区域が設定された。

(2) 航行区域の決定

航行区域の決定は、船舶所有者が、船舶検査の申請を行うに当たり船舶検査申請書に当該船舶によって航行したい区域を記載し、検査機関が定期検査において当該船舶が申請に係る区域を航行するに足る十分な堪航性を有するか否かの判定を行うことにより決定される。

また、船舶検査証書を有している間において航行区域の変更を希望する場合には、定期的検査または臨時検査において、同様の観点から検査を行い、その区域の変更を受けることとなる。航行区域の決定は、船舶の構造及び設備について定められている技術基準に対する適合状況によるほか、次表に掲げる船舶の長さ、最強速力を標準として行われる。

汽船の場合の航行区域

航行区域	長さ	最強速力	備考
遠洋区域	60m以上	10 ノット以上	
遠洋区域	45m以上	10 ノット以上	1 巡視船、引き船等旅客及び貨物を搭載しない特別用途の船舶であって、暴露部には風雨密閉鎖装置を備える小甲板口(1.5 m ² 未満)のみを有する船舶に限られる。 2 船首高さは、2,960mm 以上あること。 3 船首楼の長さは、0.25L 以上あること。 4 救命設備については、第 3 種船として取り扱われる。
近海区域	30m以上	8 ノット以上	

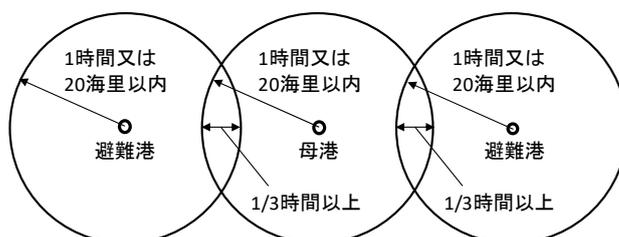
近海区域	24m以上	8ノット以上	<p>1 同程度の一般船舶に比し、特に大なる乾舷を有する船舶であって、風雨密閉鎖装置を備える小甲板口(1.5㎡未満)のみを有する船舶に限られる。</p> <p>2 船首高さは、1,580mm以上あること。</p> <p>3 夏期帯域または熱帯域に限定される。</p>
近海区域 (ただし注1の区域に限られる。)	10m以上	無制限	<p>1 いずれの1区画に浸水した場合においても、次に掲げる条件に適合する平衡状態で浮かんでいることができること。 (総トン数20トン未満の船舶については、小安則の規定に適合すること。)</p> <p>(1) 浸水後の水線が、浸水の可能性のあるいずれの開口よりも下方にあること。</p> <p>(2) 浸水後のメタセンタ高さ(※)が50mm以上であること。</p> <p>2 ラジオ(短波帯受信可能なもの)を有していること。</p> <p>3 航行する区域は、夏期帯域または熱帯域に限定される。</p> <p>(※) 浮力の作用線と船体の中心線の交点をメタセンタ(M)といい、メタセンタと重心(G)との距離をメタセンタ高さ(GM)という。</p>
沿海区域	20m以上	6ノット以上	
沿海区域	無制限	6ノット以上	同程度の一般船舶に比し、特に大なる乾舷を有する船舶であって、風雨密閉鎖装置を備える小甲板口(1.5㎡未満)のみを有する船舶に限られる。
沿海区域 (ただし注2の区域に限られる。)	5m以上	無制限	最強速力が14ノット以上であり、かつ、ラジオ(短波帯受信可能なもの)を有しているものについては全沿海区域まで拡大される。
沿海区域 (ただし注3の区域に限られる。)	5m未満		
平水区域	無制限	無制限	

注1 ここでいう「近海区域」とは、次の(I)または(II)の水域をいう。

(I) 近海区域の範囲のうち、母港から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる範囲内。ただし、母港から20海里を超えない範囲に限る。この場合、母港から2時間以内(ただし、40海里を超える場合は40海里以内に限る。)で到達することができる場所に避難港がある場合には、更にそこから2時間以内で往復できる範囲内(ただし、避難港から20海里を超える場合は、20海里以内とする。)の水域とすることが可能。

これらの水域は、下図を参考にその範囲を決定される。

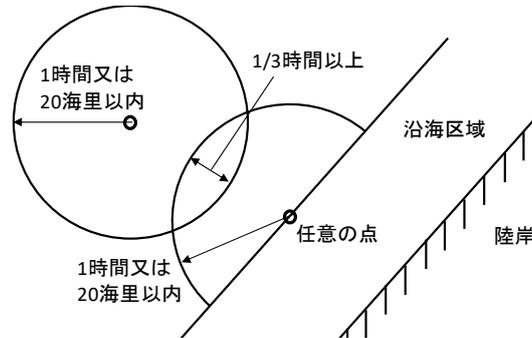
<限定近海区域(その1)>



(II) 近海区域の範囲のうち、沿海区域の任意の一点から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる範囲内。ただし、沿海区域から20海里を超えない範囲に限る。この場合、任意の一点から2時間以内(ただし、40海里を超える場合は40海里以内に限る。)で到達することができる場所に避難港がある場合は、更にそこから2時間で往復できる範囲内(ただし、避難港から20海里を超える場合は、20海里以内とする。)の水域とすることが可能。

これらの水域は、下図を参考にその範囲を決定される。

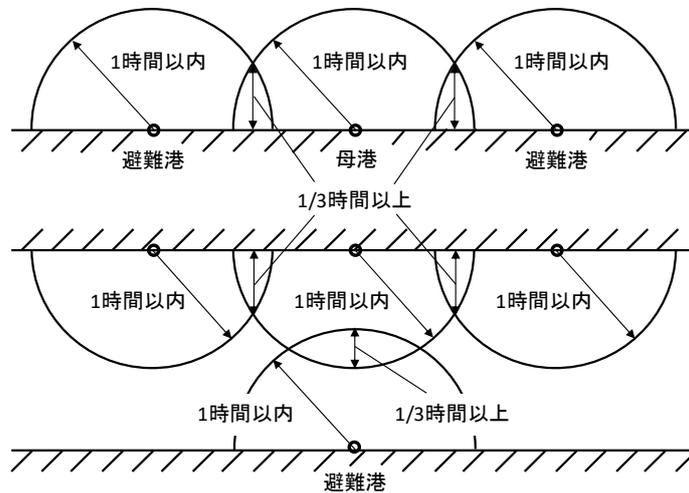
<限定近海区域(その2)>



注2 ここでの「限定沿海」とは、沿海区域の範囲のうち平水区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる範囲内。この場合、母港または母港を含む平水区域より片道2時間以内で到達することができる場所に避難港がある場合は、更にそこから2時間で往復できる範囲内の水域とすることが可能。また、当該水域に加えて、他の平水区域を含めて当該船舶の航行区域が定められることもある。

これらの水域は、下図を参考にその範囲を決定される。

<限定沿海区域(その1)>



注3 ここでの「限定沿海」とは、上記注2より定められる区域のうち平水区域である水域及び海岸から5海里以内の水域をいう。ただし、船舶の構造、復原性、乾舷、閉鎖装置等を考慮して差し支えないと認められた場合は、注2に定める範囲内まで拡大されることもある。この場合には、少なくとも次の条件を満足していなければならない。

(I) 全通甲板を有するものまたは船首暴露部甲板の長さが $\alpha \times L$ よりも大きいものであること。

$$\alpha = \frac{0.042}{0.05L + 0.07} \quad L \text{は船の長さ(m)}$$

(II) 人を搭載しない状態による最小乾舷が次式を満足すること。

$$F_1 \geq \frac{0.085N}{L \times B} + f$$

F_1 は最小乾舷(m)
 N, L, B, f : 小安則 102 条と同じ。

注 4 注 1 から注 3 までにより航行区域を限定された場合、具体的に船舶検査証書に記載されるに当たっては、〇〇と〇〇を結んだ線、〇〇から真方位〇〇度に引いた線等の表現を用いられ、その範囲が明示される。

注 5 当該船舶の用途及び目的等が考慮され、付与される航行区域の範囲は最小限に限定される。

注 6 最強速力とは、船底が汚損していない状態で、平穏な海上における連続最大出力時の速力とされ、喫水は原則として、満載喫水線の指定を受ける船舶にあつては指定された喫水、その他の船舶にあつては計画喫水とされる。

注 7 小型兼用船に本表が適用されるに当たっては、当該小型兼用船の航行区域は漁ろうをしない間の航行区域とされる。

注 8 小安則第 2 条第 1 項に規定する小型船舶にあつては本表によるほか、次によることとされる。

(I) 「沿岸小型船舶」の航行区域(以下「沿岸区域」という。)は、施行規則第 7 条の規定に基づき、「平水区域」並びに「沿海区域であつて、本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から 5 海里以内の水域」(下図の□の範囲)と定められる。ただし、沿岸小型船舶は、当該船舶の満載状態で最強速力 5 ノット以上を標準とされる。

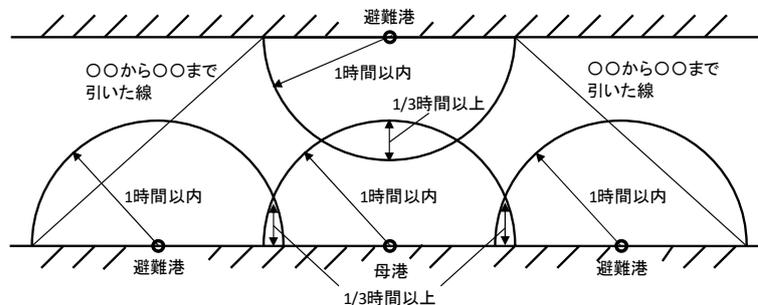


沿海区域 ただし、本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から 5 海里以内の水域並びに平水区域

(II) 「2 時間限定沿海小型船舶」の航行区域(以下「2 時間限定沿海区域」という。)は、施行規則第 7 条の規定に基づき、次のように定められる。

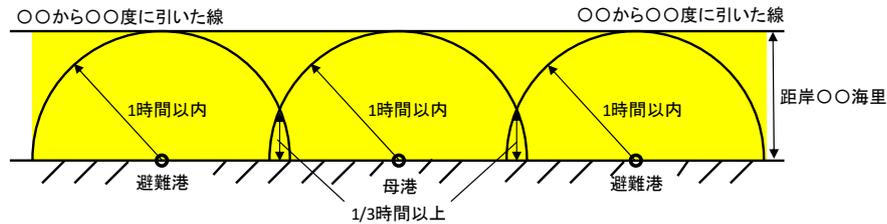
(a) 母港または母港を含む平水区域から当該小型船舶の最強速力で 2 時間の範囲にある避難港まで及びその避難港から片道 1 時間の範囲内の水域(下図の例 1、例 2)を含めることも可能。具体的には下記の例により□の範囲内を航行区域と定めてよい。なお、下図の例 1、例 2 の母港は定係港(保管場所)と必ずしも一致させる必要はない。また当該水域に加えて他の平水区域を含めることも可能。

(例 1)



沿海区域 ただし、〇〇県〇〇崎から〇〇県〇〇崎まで引いた線、〇〇県〇〇崎から〇〇県〇〇崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域並びに平水区域に限る。

(例 2)



沿海区域 ただし、〇〇県〇〇埼から〇〇度に引いた線及び同県〇〇埼から〇〇度に引いた線以内の距岸〇〇海里以内の水域並びに平水区域に限る。

(例 3) 搭載艇の航行区域

沿海区域 ただし、母船から半径〇〇海里(注)以内の水域及び平水区域に限る。
(注) 〇〇海里は、当該小型船舶の最強速力で2時間以内に往復できる範囲

- (b) 複数の水域において航行の用に供しようとする船舶(「搭載艇」を除く。)については、出航港または出航港を含む平水区域から当該小型船舶の最強速力で片道1時間の範囲内の水域のうち平水区域を超える水域にあつては海岸から5海里以内の水域を(a)により定められる水域に追加して定めることが可能。ただし、追加する水域は2ヶ所を超えないこととされる。
- (c) 2時間限定沿海小型船舶であつて、沿岸小型船舶の技術基準を満足する船舶については、(I)による水域を(a)により定められる水域に追加して定めることも可能。

(例 1) 沿岸小型船舶とされる2時間限定沿海小型船舶の航行区域(その1)

沿海区域 ただし、
(1) 〇〇県〇〇埼から〇〇県〇〇埼まで引いた線、〇〇県〇〇埼から〇〇県〇〇埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域、
(2) 本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するもの各海岸から5海里以内の水域、並びに
(3) 平水区域に限る。

(例 2) 沿岸小型船舶とされる2時間限定沿海小型船舶の航行区域(その2)

沿海区域 ただし、
(1) 〇〇県〇〇埼から〇〇度に引いた線及び同県〇〇埼から〇〇度に引いた線以内の距岸〇〇海里以内の水域、
(2) 本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するもの各海岸から5海里以内の水域、並びに
(3) 平水区域に限る。

(例 3) 沿岸小型船舶とされる搭載艇の航行区域

沿海区域 ただし、
(1) 母船から半径〇〇海里(注)以内の水域、
(2) 本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するもの各海岸から5海里以内の水域、並びに
(3) 平水区域に限る。
(注) 〇〇海里は、当該小型船舶の最強速力で2時間以内に往復できる範囲

(3) GMDSS 関連水域

航行区域のほか、GMDSS により無線電信等の別により限定される水域及びナブテックス受信機の別により限定される水域が定められ、さらに航行できる区域が限定される。なお、各水域については、本章第 1 節(11)「航行区域又は従業制限(国際航海に従事する船舶にあつては、その旨)」に記載のとおり。以上のように実際に航行できる範囲は、航行区域、無線電信等の別により限定される水域及びナブテックス受信機の別により限定される水域の 3 項目すべてが含まれる範囲となる。

(4) 従業制限の種別及び決定

漁船は、その操業形態が、通常各港間の輸送に従事する一般船舶とは異なり、港を出ると漁場に向かって直行し、また漁場においては漁群を追って海上を縦横に航行するという特異性を有する。航行区域におけるような一定の区域制限をすることは、漁船本来の性格に鑑みて不合理であるとの観点から、漁業の種類に応じた操業区域を考慮して、類似の漁場に属する業務の種類を分類し指定することによって、航行し得る水域を規制することとされており、これを従業制限という。(法 9 条)

従業制限は、総トン数 20 トン以上の漁船については第一種、第二種及び第三種の 3 種類、総トン数 20 トン未満の漁船については小型第一種及び小型第二種の 2 種類に区別されており、これは、従業区域と漁業の種類とを併せ考慮したもので、詳細は第 3 章第 4 節 2. 5「漁船の従業制限」に記載のとおり。

従業制限の決定は定期検査において、漁船の構造及び設備が申請にもとづく従業制限に適しているか否かを判断して決定するのであるが、その変更を希望する場合には、申請により定期的検査または臨時検査において検査を行い適当と認められる場合には変更される。なお、従業制限を決定するに当っては、漁船の種類、大きさ、構造または設備等を考慮して、必要があると管海官庁が認める場合には業務の種類を限定されることがある。

*** 気象・海象について ***

気象・海象は、船舶を安全に運航するにあたり重要な情報で、通常、一定の時間毎に航海日誌(ログブック)に記録している。主な項目及び階級等は以下のとおり。

<ビューフォート風力階級>

階級	説明	Knots	m/s
0	鏡のような海面	0-0.9	0-0.2
1	うろこのようなさざ波ができるが、波がしらに泡はない。	1-3	0.3-1.5
2	小波の小さいもので、まだ短いがはっきりしてくる。波がしらはなめらかに見え、砕けていない。	4-6	1.6-3.3
3	小波の大きなもの、波がしらが砕け始める。泡はガラスのように見える。ところどころ白波が現れることがある。	7-10	3.4-5.4
4	波の小さいもので、長くなる。白波がかなり多くなる。	11-16	5.5-7.9
5	波の中くらいのもので、いっそうはっきりして長くなる。白波がたくさん現れる。(しぶきを生じることもある。)	17-21	8.0-10.7
6	波の大きいものができ始める。いたるところで白く泡立った波がしらの範囲がいっそう広くなる。(しぶきを生じることが多い。)	22-27	10.8-13.8
7	波はますます大きくなり、波がしらが砕けてできた白い泡は、すじを引いて風下に吹き流され始める。	28-33	13.9-17.1
8	大波のやや小さいもので、長さが長くなる。波がしらの端は砕けて水煙となり始める。泡は明りょうなすじを引いて風下に吹き流される。	34-40	17.2-20.7
9	大波。泡は濃いすじを引いて風下に吹き流される。波がしらはのめり、くずれ落ち、逆巻き始める。しぶきのため視程が損なわれることもある。	41-47	20.8-24.4
10	波がしらが長くのしかかるような非常に高い大波。大きなかたまりとなった泡は濃い白色のすじを引いて風下に吹き流される。海面は全体として白く見える。波のくずれ方は、激しく衝動的になる。視程は損なわれる。	48-55	24.5-28.4
11	山のように高い大波(中小船舶は、一時、波の陰に見えなくなることもある)。海面は、風下に吹き流された長い白色の泡のかたまりで完全に覆われる。いたるところで波がしらの端が吹き飛ばされて水煙となる。視程は損なわれる。	56-63	28.5-32.6
12	大気は、泡としぶきが充満する。海面は、吹き飛ばしぶきのために完全に白くなる。視程は著しく損なわれる。	64以上	32.7以上

<風浪階級>

階級	風浪階級の説明	波の高さ(m)	階級	風浪階級の説明	波の高さ(m)
0	鏡のようになめらかである。	0	5	波がやや高い。	2.5~4
1	さざ波がある。	0~0.1	6	波がかなり高い。	4~6
2	なめらか、小波がある。	0.1~0.5	7	相当荒れている。	6~9
3	やや波がある。	0.5~1.25	8	非常に荒れている。	9~14
4	かなり波がある。	1.25~2.5	9	異常な状態。	14~

<うねり階級>

階級	うねり階級の説明	階級	うねり階級の説明
0	うねりがない。	5	長くやや高いうねり(波高 2m~4m)
1	短くまたは中位の弱いうねり(波高 2m 未満)	6	短く高いうねり(波高 4m 以上)
2	長く弱いうねり(波高 2m 未満)	7	中位の高いうねり(波高 4m 以上)
3	短くやや高いうねり(波高 2m~4m)	8	長く高いうねり(波高 4m 以上)
4	中位のやや高いうねり(波高 2m~4m)	9	2方向以上からうねりがきて海上が混乱している場合

※うねりの説明 短く : 波長 100m 未満、周期 8.0 秒以下
 中位の : 波長 100~200m、周期 8.1~11.3 秒
 長く : 波長 200m 以上、周期 11.4 秒以上

<天気の記事号>

記号	天気	記号	天気	記号	天気
B	快晴	Z	煙霧	RS	みぞれ
BC	晴	F	霧	S	雪
C	薄曇	D	霧雨	H	あられ、ひょう
O	曇	R	雨	T	雷

※いずれも気象庁の情報による。

2. 最大搭載人員

最大搭載人員とは、船舶及び乗船者の安全を確保するために搭載を許される最大限度の人員(定員)のことであり、漁船以外の船舶にあっては、旅客、船員及びその他の乗船者の別に、漁船にあっては、船員、その他の乗船員の別に定められている。

最大搭載人員は、前記のように旅客、船員、その他の乗船者について各々に定められ、これが船舶検査証書に記載されるが、船舶としての最大搭載人員を超えて人を搭載することは許されず、更に、各別に定められた人員を超えて人を搭載することも許されない。

最大搭載人員の算定基準は、一般船舶については船舶設備規程等、漁船については漁船特殊規程等、小型船舶については、小型船舶安全規則、小型漁船については小型漁船安全規則において規定されている。

(1) 最大搭載人員の決定

最大搭載人員の決定は、定期検査において、当該船舶の航行区域または従業制限、構造、居住設備、救命設備、その他の設備、乾舷及び復原性等が申請に基づく人員を搭載するに適しているか否かについて判断し、これが決定される。これを変更したい希望があれば、申請により定期的検査及び臨時検査において同様の観点からの検査を行い、適当と認められればこれが変更される。

(2) 旅客、船員及びその他の乗船者の範囲

(ア) 旅客

旅客とは、船員及びその他の乗船者以外の者をいう。この場合において、旅客が運賃を支払うか否かは問わない。

(イ) 船員

(a) 船員法の適用がある船舶については、同法に定める船員をいう。

(b) 船員法の適用のない漁船及び小型兼用船(漁ろうをする間に限る。)については、漁業法第2条第2項の「漁業者」または「漁業従事者(注)」であって、当該船舶に乗り込む者をいう。

(注)船員法の適用のない漁船等に乗り込む「漁業従事者(家族労働の場合を除く。)」については、水産庁長官通達(「船員法が適用されない漁船及び小型兼用船の漁船員における待遇及び作業の安全の確保について」平成26年4月1日付平成25水管第2593号)を参照のこと。

(c) 船員法の適用のない(b)に掲げる船舶以外の船舶については、当該船舶内において船員法に定める船員と同種の業務に従事する者(この場合において、当該業務(労働)の代償として報酬を受けるかどうかを問わない。例えば、引かれ釣り舟の棹さし、保針、綱取りまたは見張り等に従事する者、はしけ等の家族船員、ヨットのスキッパー、クルー及びその交替要員等を含む。)をいう。これらの者については、実際には、その実態を把握し具体的に判断して適用されるべきであるが、専門の操船者がいない貸船等のごとく明確な区別がないものについては1名とされる。

(ウ) その他の乗船者

その他の乗船者とは、(イ)の「船員」に準ずる者であって下記に掲げる者をいう。ただし、本項は下記に掲げる者が、証書記載の「旅客」定員を超えない範囲で「旅

客」として乗船することを妨げるものではない。なお、旅客船の場合は、旅客船と非旅客船で適用される基準が異なることを踏まえ、前述に該当する者が「旅客」として乗船できるのは、旅客定員から 12 人を引いた人数未満に限るものとされる。

(a) 当該船舶の管理のため乗船する船舶所有者(船舶管理人及び船舶借入人を含む。)。この場合において、この者が法人の場合は、その役員

(b) 貨物付添人

(c) 警備、保安、試験、研究等に係る業務を遂行するために使用する船舶に当該業務を遂行するために乗船する者

(d) 税関職員、検疫官、その他船員以外の者であって、船内において業務に従事する者

(e) 海技資格を取得する目的で、乗船実習または乗船経験を積むために実習生として乗船する者

(3) 最大搭載人員の適用

(ア) 最大搭載人員に関する規定の適用については、1 歳未満の者は算入しないものとし、国際航海に従事しない船舶に限り、1 歳以上 12 歳未満の者 2 名をもって 1 人に換算する。(施行規則 9 条 1 項)

(イ) 貨物を旅客室、船員室その他最大搭載人員を算定した場所に積載した場合には、当該貨物を占める場所に対応する人員が搭載されているものとみなされる。(施行規則 9 条 2 項)

(ウ) 最大搭載人員は、あくまで運送の客体として人を搭載する場合の限度を示すものであるから、次に掲げる者は、最大搭載人員に関する規定の適用については算入されていないものと解すべきである。

(a) 水先人

(b) 停船中にレセプション等船内観覧のため乗船する者

(c) 荷役、修繕作業の準備等のため当該港において乗り込む作業員

(d) 犯罪捜査、消防活動等法令に基づく職権または任務を遂行するため乗り込む海上保安官、消防職員等

(e) 遭難者の救助、傷病船員の補充等、不可抗力、緊急避難に相当する理由により乗り込むことになった者

(エ) 長さ 70 メートル以上の漁船については、専ら漁ろうまたは漁獲物の保蔵若しくは製造に従事する者の室とその他の室とは常に区別しておかなければならない。(漁特則 10 条)

3. 制限汽圧

船舶に設置されるボイラにおいては、その使用目的により「主ボイラ」及び「補助ボイラ」に分けられる。主ボイラとは、船舶の主たる推進力を得るための蒸気を発生させるために使用されるボイラをいい、基本的に LNG 船のみに使用されている。補助ボイラとは、主ボイラ以外のボイラをいい、燃料の加熱、調理、給湯、暖房など船内で使うための蒸気を造る目的で使用されている。

ボイラは、火炎に触れ、高温高压の蒸気を発生する装置であり、その構造においておのずから使用に耐え得る圧力の限度があるが、この最大限度の圧力で常用することは、危険この上もなく無謀なこととなる。万一無謀な使用をしたために爆発するようなことにでもなれば、機関の運転が不能になるばかりでなく、人命に危害を及ぼすことになり、時には船体を破損し、沈没の原因になりかねず、その被害ははかりしれないものとなる。したがって、ボイラの爆発を未然に防止するためには、常用し得る蒸気圧力を十分な安全率を見込んだ上で限定することが必要であり、この限度を定めたものが制限汽圧という。

(1) 制限汽圧の決定

制限汽圧は、ボイラを初めて備え付けたときに行われる検査において、構造が申請に基づく制限汽圧に適するか否かを判断してこれを決定するのであり、その使用により腐蝕、衰耗その他強度に影響を及ぼすような欠陥を生じ、しかもこれに対する適当な補修もできないような場合には、制限汽圧をさらに低く定める等の措置がとられることになる。また、その変更の申請があれば、定期的検査または臨時検査において同様の観点から検査を行い適当と認められれば変更される。

なお、制限汽圧の算定基準は、船舶機関規則に定められている。(施行規則 10 条)

(2) 船級船の制限汽圧

船級船について、船級協会が制限汽圧を定めたときは、管海官庁がこれを定めたものとみなされる。(法 9 条 6 項)

4. 満載喫水線

船舶の安全は、船体、機関の構造及び設備、乗組員の技量いかんによることはいうまでもないが、貨物の積載量、換言すれば喫水のいかに重大な関係があることから当該船舶の満載喫水を定めることが古くから行われていたことは前述のとおり。

(1) 満載喫水線の位置の決定

満載喫水線の位置は、定期検査または新たに満載喫水線の表示をすべき船舶となったときに行う検査において、船舶の構造及び設備に応じて、申請に基づく満載喫水線の位置が満載喫水線規則及び船舶区画規程(国際航海に従事する旅客船に限る。)に定める算定基準に適合するか否かを判断して決定される。その変更の申請があれば、定期的検査または臨時検査において同様の観点から検査を行い、適当と認められればその変更が行われる。(施行規則 11 条)

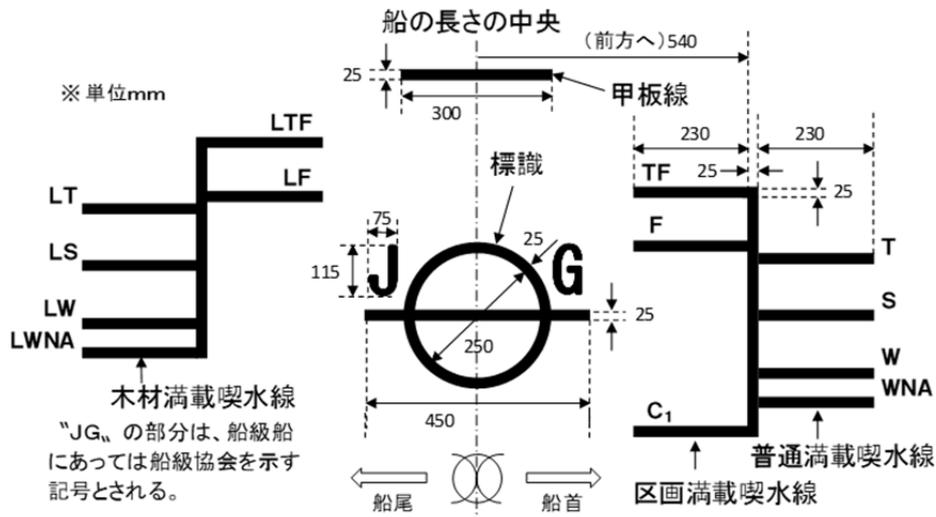
(2) 満載喫水線の位置及び種類

各種満載喫水線の位置は、以下の図のように甲板線及び満載喫水線標識とともに、船舶の中央部両舷に、外板に点刻する等恒久的な方法で表示しなければならない。なお、図は右舷側を記載した。

(ア) 次の各号に掲げる船舶

- ① 遠洋区域または近海区域を航行区域とする船舶
- ② 沿海区域を航行区域とする長さ 24 メートル以上の船舶で国際航海に従事するもの
- ③ 長さ 24 メートル以上の漁船であって次に掲げるもの

- (a) 漁ろうに従事する船舶であって漁獲物の保蔵または製造の設備を有するもの
(捕鯨母船、工船等)
- (b) もっぱら漁ろう場から漁獲物またはその加工品を運搬する船舶(運搬漁船)
- (c) もっぱら漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶または漁業の取締りに従事する船舶であって漁ろう設備を有するもののうち国際航海に従事するもの



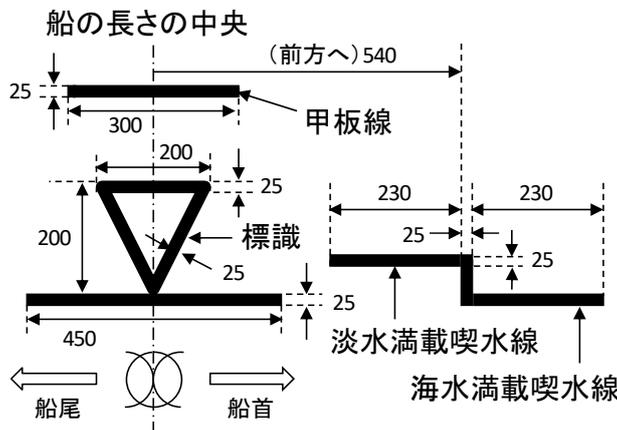
木材満載喫水線

- LS.....夏期木材満載喫水線
- LW.....冬期木材満載喫水線
- LWNA...冬期北大西洋木材満載喫水線
- LT.....熱帯木材満載喫水線
- LF.....夏期淡水木材満載喫水線
- LTF....熱帯淡水木材満載喫水線

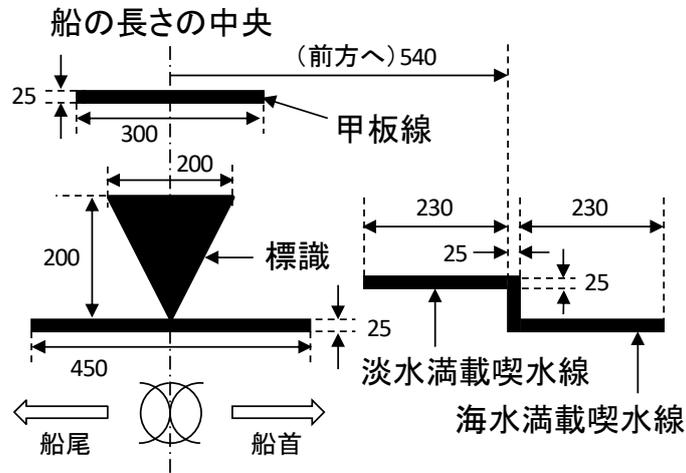
普通の満載喫水線

- S.....夏期満載喫水線
- W.....冬期満載喫水線
- WNA...冬期北大西洋満載喫水線
- T.....熱帯満載喫水線
- F.....夏期淡水満載喫水線
- TF....熱帯淡水満載喫水線

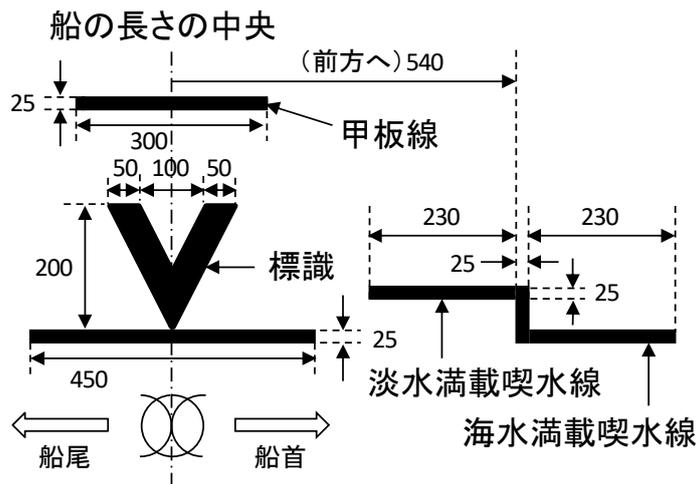
(イ) 船舶設備規程第2条第2項の区域を定める告示のみを航行する船舶であつて国際航海に従事しないもの(内航限定近海貨物船等)



(ウ) 沿海区域を航行区域とする長さ 24 メートル以上の船舶で国際航海に従事しないもの（内航貨物船等）



(エ) 総トン数 20 トン以上の漁船（(ア)欄の③に掲げる漁船を除く。）



(3) 船級船の満載喫水線

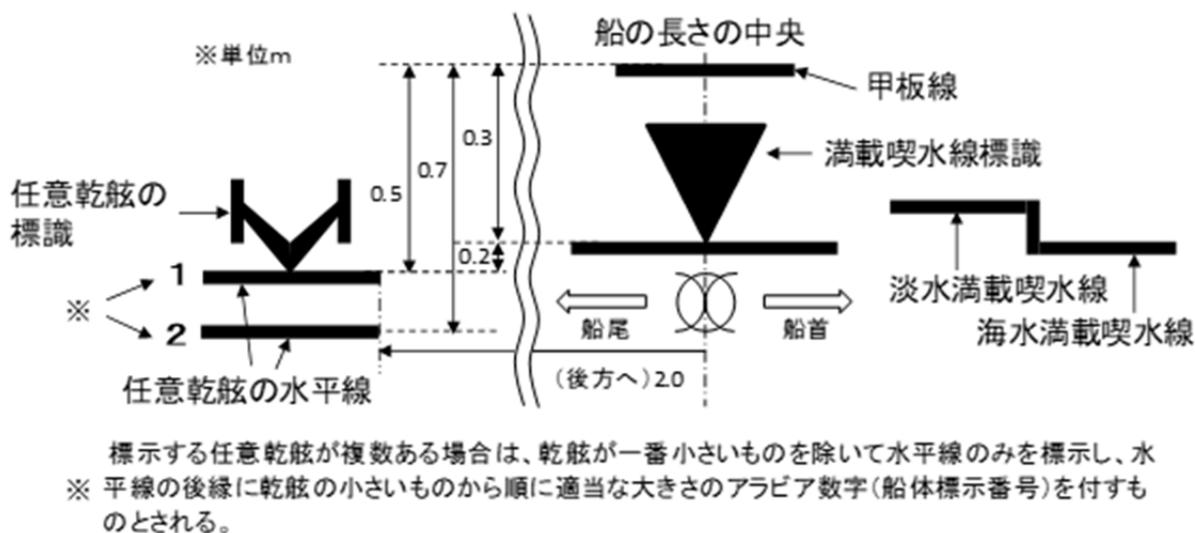
船級船について、船級協会が満載喫水線の位置を定めたときは(旅客船を除く。)管海官庁がこれを定めたものとみなされ(法8条)、国際満載喫水線証書(LL証書)も船級協会が発行することができる。(第3章第2節1「条約証書」参照)

*** 任意乾舷（マルチ乾舷）***

船舶の載貨重量トン数が入港する港の着棧能力を上回る場合、載貨重量トン数が着棧能力以下となるよう満載喫水線を下げる必要がある。これまでは関連する諸手続として載貨重量トン数証書の他、船舶検査証書、国際満載喫水線証書及び国際トン数証書等の書換えが必要となり船舶所有者の負担となっていた。

そこで平成 19 年より、通常の満載喫水線以外に複数の任意乾舷（マルチ乾舷）及びそれに対する載貨重量トン数を設定できるようになり、載貨重量トン数証書に裏書されることとなった。また、裏書された乾舷の位置には任意乾舷の標識を標示する必要がある。

例えば、通常の載貨重量トン数が 1200 トンで乾舷の位置が甲板線から 0.3 メートルとする。載貨重量トン数証書の裏書に「1. 甲板線の下 0.5m における載貨重量トン数は 1100 トンである。2. 甲板線の下 0.7m における載貨重量トン数は 1000 トンである。」とある場合、下図のとおりとなる。



5. 航行上の危険防止

船舶の航行上の安全を確保するために、航行上予想される危険に備えて様々な予防的措置を講じておくことは、より一層の安全の確保につながる。船舶安全法はこのような観点から、船舶所有者または船長に対し航行の安全を確保するために、「第 3 章第 1 節 2. (7) 資料の供与等(施行規則 51 条)」に記載の各種資料を作成し備え付けることを義務付け、「(8) その他新造船時船舶検査の関連事項」に記載の指定書の交付を受けた下記物件に関して規定を定めている。

(1) 揚貨装置

- ① 総トン数 300 トン未満の船舶に施設するもの、1 トン未満の貨物の揚げ卸しにのみ使用するもの、漁ろう作業にのみ使用するものは適用しない。(設備規程 169 条の 4)
- ② 船舶所有者は揚貨装具の制限荷重を決定し、揚貨装具試験成績書を作成し、また、一定の期間(定期検査合格後 12 ヶ月以内)ごとに所要の点検をしなければならない。(施行規則 57 条、60 条)

- ③ 船舶所有者は、揚貨装置の見やすい箇所に制限荷重等を表示しなければならない。(施行規則 58 条)
- ④ (a) 揚貨装置及び揚貨装具は、制限荷重を超えて使用してはならない
(b) デリック装置は、指定を受けた制限角度未満の角度で使用してはならない。
(c) ジブクレーンは、指定を受けた制限半径を超える旋回半径で使用してはならない。
(d) 総トン数 300 トン以上の船舶の制限荷重の指定を受けていない揚貨装置は、1 トン以上の荷重を超えて使用してはならない。(施行規則 59 条)
- ⑤ 船舶所有者は、揚貨装置及び揚貨装具について、荷役設備検査記録簿を作成し、揚貨装置制限荷重等指定書及び揚貨装具試験成績を添付のうえ、これを船内に保管し、点検等を行ったときは、その旨を記入しなければならない。(施行規則 61 条)

(2) 昇降機

- ① 船舶所有者は、昇降機の見やすい箇所に指定を受けた制限荷重及び定員を標示しなければならない。(施行規則 58 条の 2)
- ② 船舶所有者は、一定の期間 (定期検査又は第 1 種中間検査合格後 6 ヶ月以内) ごとに所要の点検をしなければならない。(施行規則 60 条の 2)
- ③ 船舶所有者は、昇降設備について昇降設備検査記録簿を作成し、昇降機制限荷重等指定書を添付のうえ、これを船内に保管し、点検を行ったときはその旨を記入しなければならない。(施行規則 61 条の 2)

(3) 焼却設備

- ① 焼却炉の最大処理熱量が毎時 126000 キロジュール未満の焼却設備については、適用しない。(船舶設備規程 311 条の 2)
- ② 船舶所有者は、焼却炉の見やすい箇所に指定を受けた制限温度を標示しなければならない。(施行規則 58 条の 3)
- ③ 船舶所有者は、一定の期間 (定期検査又は第 1 種中間検査合格後 12 ヶ月以内) ごとに所要の点検をしなければならない。(施行規則 60 条の 3)
- ④ 船舶所有者は、焼却設備検査記録簿を作成し、これに焼却炉制限温度指定書を添付し、船内に保管し、点検を行ったときはその旨を記入しなければならない (施行規則 61 条の 3)

(4) コンテナ

- ① コンテナ (船舶による貨物の運送に使用される底部が方形器具であって、反復使用に耐える構造および強度を有し、かつ、機械荷役、積重ねまたは固定の用に供する装具を有するものをいう。)。 (施行規則第 19 条の 3)
- ② コンテナを船舶による輸送に使用する者は、当該コンテナが検査を受け合格したこと等及び当該コンテナの総重量が指定を受けた最大総重量を超えていないことを証する書類を、船舶所有者または船長に提出しなければならない。(施行規則 55 条の 2)
- ③ 検査に合格したコンテナ以外のコンテナを積載した車両は、船舶により運送してはならない。(施行規則 59 条の 2・1 項)

(5) 救命信号

救命施設、海上救助隊並びに捜索及び救助業務に従事している航空機と遭難船舶または遭難者との間の通信に使用する信号並びに航空機が船舶を誘導するために使用する信号の方法並びにその意味は、告示で定める。なお、この方法とその意味はSOLAS条約に定められており、世界的に統一されている。(施行規則63条)(昭和40年運輸省告示169条)

(6) 水先人用はしご

国際航海に従事する船舶及び総トン数1000トン以上の船舶には、水先人用はしご(または、水先人用昇降機)を備えておかなければならない。ただし、水先人を要招することがない船舶については、この限りでない。なお水先人用はしご(または水先人用昇降機)は、必要やむを得ない場合のほか水先人及び関係職員(船舶の入出港時に乗船することのある職員等)の乗下船以外には使用してはならない。(設備規程146条の39及び施行規則64条)

6. 危険物の運送及び貯蔵

船舶の安全を確保するためには、積荷の取扱いについて十分な配慮が必要であるが、とくにその性質上爆発性、易燃性、有毒性等の危険性を有する貨物の取扱いは、直接人命に危害を及ぼす恐れがあるばかりでなく、船舶の堪航性をも害するおそれがある。

危険物の運送基準について、国際的には、国際連合(United Nations)危険物輸送専門家委員会が、危険物運送の全運送モードにおける要件を網羅した「危険物の輸送に関する勧告(Recommendation on the TRANSPORT OF DANGEROUS GOODS-Model Regulations)」を定めており、船舶についてはこの勧告を基本としてIMO(国際海事機関)が海上運送に必要な諸条件を加味した上でIMDGコード(国際海上危険物規程/International Maritime Dangerous Goods Code)を策定している。とくに、平成15(2003)年5月、SOLAS条約(International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974)第VII章の改正により、締結国は改正されたIMDGコードの全てを国内規則に取入れ、実施することが強制要件とされ、平成16(2004)年1月1日施行のIMDGコード第31回改正から適用された。

わが国においては、船舶安全法が、IMDGコードの改正内容を順次取り入れながら、「危規則」及び「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」において、危険物をその性質により分類し、それぞれ容器、包装、標札、積載方法、荷役、その取扱い方法、タンクの構造、積付設備及び貯蔵設備等について定め、これを遵守させることにより危険物の安全な運送及び貯蔵の確保を図ることとしている。なお、船舶による放射性物質の運送については、上記の国連勧告により国際原子力機関(IAEA)が定めた「放射性物質安全輸送規則(SSR-6)」に準拠している。

(1) 適用船舶

日本船舶は、その種類、大小、検査対象船舶であるか否かにかかわらず、すべての船舶に適用される。

(2) 危険物の範囲

危険物は次のとおり分類される。

危険物の分類 (危規則 3 条)		Hazard Class (国連危険物輸送勧告書第 17 版による「国連分類」)	定義/実例 (危規則第 2 条等。ただし、詳細は 告示別表第一参照)
一	火薬類	Explosives (爆発物)	火薬、爆薬、弾薬、火工品その他の爆発性を有する物質
二	高压ガス	Gases (ガス)	50℃で圧力 0.30MPa を超える蒸気圧を持つ物質または 20℃で圧力 0.1013MPa において完全に気体となる物質 (酸素、液化石油ガス、エアゾール缶等)
三	引火性液体類	Flammable liquids (引火性液体)	引火点が 60℃以下の液体等 (ガソリン、灯油、ペイント類等)
四	可燃性物質類	Flammable solids; substance liable to spontaneous combustion; substances which, on contact with water, emit flammable gases (引火性固体; 自然発火しやすい物質; 水と接触したときに引火性ガスを発生する物質)	可燃性物質(火気等により容易に点火され、燃焼しやすい物質)、自然発火しやすい物質、水と作用して引火性ガスを発生する物質 (木炭、マッチ、金属粉末等)
五	酸化性物質類	Oxidizing substances and organic peroxides (酸化性物質及び有機過酸化物)	他の物質を酸化させる性質を有する物質(さらし粉、過酸化水素等)
六	毒物類	Toxic and infectious substances (毒性及び感染性物質)	人体に対して毒作用を及ぼす物質、病毒をうつしやすい物質(殺虫殺菌剤類等)
七	放射性物質等	Radioactive material (放射性物質)	放射性物質及び放射性物質によって汚染された物
八	腐食性物質	Corrosive substance (腐食性物質)	腐食性を有する物質(苛性ソーダ、蓄電池等)
九	有害性物質	Miscellaneous dangerous substances and articles, including environmental hazardous substances (その他の危険な物質及び物品、これには、環境有害物質が含まれる)	1～8に該当しないが、人に危害を与え、または他の物件を損傷するおそれのあるもの(リチウムイオン電池、PCB、自動車等) *自動車は、ロールオン・ロールオフ船等に積載する場合であって燃料等の漏洩が無い場合は危険物に該当しない。

(3) 船内持込の制限

危険物を運送または貯蔵するために持ち込む際には、法令で定める場合(警察官の弾薬の携帯等)及び告示(船舶による危険物の運送基準等を定める告示(昭和54年運輸省告示第549号))で定める危険物につき船長の許可を受けた場合を除き、常用危険物以外の危険物を船内に持ち込むことは許されない。(危規則4条)

(4) 工事等の制限

- ① 火薬類を積載、または貯蔵している船舶のいかなる場所においても、工事をしてはならず、火薬類以外の危険物または引火性若しくは爆発性の蒸気を発する物質を積載し、または貯蔵している船倉若しくは区画またはこれらに隣接する場所

においては工事をしてはならない。(危規則 5 条 1 項及び 2 項)

- ② 火薬類、可燃性物質類または酸化性物質類を積載、若しくは貯蔵していた船倉または区画において工事を行う場合は、あらかじめ、危険物または滞留ガス等による危険がないことについて船舶所有者または船長の確認を受けなければならない。(危規則 5 条 3 項)。
- ③ 引火性液体類または引火性若しくは爆発性の蒸気を発する物質を積載、若しくは貯蔵していた船倉若しくは区画またはこれらに隣接する場所における工事、清掃その他の作業は、ガス検知を行い、爆発または火災のおそれがないことについて船舶所有者または船長の確認を受けた場合、若しくは船倉または区画内のガスの状態が不活性となっている場合であって、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)が工事方法等を考慮して差し支えないと認めた場合以外行なえない。(危規則 5 条 4 項)
- ④ 高圧ガス、引火性液体類、毒物または腐食性物質で人体に有害なガスを発生するものを積載、または貯蔵していたタンカー、タンク船または、はしけのタンク内において工事、清掃その他の作業を行なう場合、工事その他の作業施行者は、あらかじめ、ガス検定を行ない、当該タンク内に危険な量のガスがないことを確認しなければならない。(危規則 5 条 6 項)。

(5) 危険物の運送

船舶所有者 → 船長	船 長	荷送人 → 船長
防火等の措置 危険物適合証 危険物取扱規程 災害発生時の措置	積載方法 隔離 積付検査(検査対象の危険物に限る) 危険物積荷一覧表 運送届(火薬類の一部)	容器・包装 標札・品名等の表示 コンテナ収納検査 危険物明細書
積付検査 (一社) 日本海事検定協会、(一財) 新日本検定協会 コンテナ収納検査 (一社) 日本海事検定協会 容器 (一財) 日本舶用品検定協会		

① 危険物取扱規程

一定範囲の火薬類、高圧ガス、有機過酸化物、毒物、放射性物質等を運送する船舶及び、ばら積み液体危険物(有害性液体物質を除く。)を運送する船舶(引火性液体物質にあつては、タンカー、タンク船及びタンクを据え付けたはしけ)の船舶所有者は、当該危険物の運送により発生する危険を防止するため、当該危険物に関する性状、作業の方法、災害発生時の措置その他の注意事項を詳細に記載した危険物取扱規程を作成し、当該船舶の船長に供与しなければならない。ただし、定められた災害対策緊急措置手引書を備え付けた場合において、当該災害対策緊急措置手引書に危険を防止するための注意事項を記載したときは、危険物取扱規程に当該事項を記載することを要しない。(危規則 5 条の 8)。

② 個品運送等

(a) 危険物を運送する場合(ばら積み液体危険物を運送する場合を除く。)特定の爆発性、毒性、腐食性等を有する危険物は、船舶により運送してはならない。(危規則 7 条 1 項)

- (b) 特定の火薬類、放射性物質は旅客船により運送してはならないが、液体アンモニア他特定の危険物については、旅客の数が定められた数を超えない場合はこの限りでない。(危規則7条2項)
- (c) 危険物の荷送人は、荷送人の氏名または名称及び住所、荷受人の氏名または名称及び住所、危険物明細書を作成しまたは船舶所有者若しくは船長に提出した年月日、危険物の国連番号、品名、等級、隔離区分、副次危険性等級及び容器等級、個数及び質量または容積、その他告示で定める事項を記載し、かつ定められた要件に適合した危険物明細書を船舶所有者または船長（危険物をコンテナに収納して運送する場合であって、船舶所有者が収納する場合は、船舶所有者に限る。）に提出しなければならない。(危規則17条)
- (d) 船長は、危険物の船積みをする場合は、その容器、包装及び標札が規則に適合し、かつ、危険物の明細書の記載事項と合致していることの確認をしなければならない。(危規則19条)
- (e) 船長は、危険物の船積みをする場合は、その積載場所その他の積載方法に関し定められた基準によらなければならない。(危規則20条)
- (f) 同一の船舶に品名の異なる危険物を積載する場合は、定められた基準により隔離しなければならない。(危規則21条)
- (g) 船長は、船舶に積載した危険物について、船舶の名称、国籍及び船舶番号、旅客船であるかどうかの別、船長の氏名、船積み、積換え及び陸揚げの港名及び年月日、荷送人の氏名または名称及び住所、荷受人の氏名または名称及び住所、危険物の国連番号、品名、等級、隔離区分、副次危険性等級及び容器等級、個数及び質量または容積、積載の場所及び状態を記載した危険物積荷一覧書2通を作成し、うち1通を船舶所有者に交付し、他の1通を船舶内に当該危険物の運送が終了するまで保管しなければならない。(危規則22条)

③ コンテナによる危険物の運送等

- (a) 危険物をコンテナに収納して運送する場合、当該コンテナは構造性能に関し定められた基準に適合するものでなければならず、その収納方法についても定められている。(危規則25条、26条)
- (b) 危険物をコンテナに収納して運送する場合は、品名の異なる危険物、当該危険物との作用により、発熱し、ガスを発生し、腐食作用を起こし、その他危険な物理的または化学的作用を起こすおそれがあるものを同一のコンテナに収納してはならない。ただし、当該危険物の性状、質量、収納方法等を考慮して船積地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。(危規則27条)
- (c) 危険物をコンテナに収納して運送する場合、危険物の荷送人は、コンテナ番号、荷送人の氏名または名称及び住所、荷受人の氏名または名称及び住所、コンテナ危険物明細書を作成し、または船舶所有者若しくは船長に提出した年月日、危険物の国連番号、品名、等級、隔離区分、副次危険性等

級及び容器等級、個数及び質量または容積、その他告示で定める事項を記載し、かつ定められた要件に適合したコンテナ危険物明細書をコンテナごとに作成し、船舶所有者または船長（危険物をコンテナに収納して運送する場合であって、船舶所有者が収納する場合は、船舶所有者に限る。）に提出しなければならない。（危規則 30 条）

(d) 船長は、危険物が収納されているコンテナ（タンクコンテナを除く。）の船積みをする場合は、コンテナの表示がコンテナ危険物明細書の記載事項と合致していることを確認するとともに、コンテナの損傷、危険物の漏えい等異状の有無を調査しなければならない。（危規則 31 条 1 項）

(e) 危険物が収納されているコンテナを積載する場合は、移動、転倒、損傷、圧壊等を生じないように積載しなければならず、かつ、その積載場所その他の積載方法に関し定められた基準によらなければならない。（危規則 32 条）

④ 内航船による危険物の運送

従来、内航船については、危険物を船舶で運送する際の容器及び包装への品名及び国連番号の表示、危険物明細書の船長への供与義務等一部の規定については、適用を免除していたが、IMDG コードの強制化を踏まえ、危険物運送船の統一された安全性確保の観点から、内航船に対する要件と外航船に対する要件を原則として同一とすることとなった。

なお、危険物を積載した自動車等を内航自動車渡船で運送する場合も、原則として外航自動車渡船による運送要件と同等であるが、陸上運送において、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）により、危規則により要求される運送要件と同等以上の要件が課せられているものについては、複合一貫運送の円滑化の観点から、危規則の要件を適用しないこととしている。

ただし、危険物を積載した自動車等の船舶への積載方法及び他の危険物との隔離並びに危険物明細書などの文書に関する規定は、危険物を積載した自動車等を内航自動車渡船で運送する場合にも適用されている。（平成 16(2004)年 1 月 1 日危規則及び関係告示の一部改正）

⑤ 旅客船による危険物の運送の積載区分

危険物の積載方法区分について、従来の「旅客船」及び「貨物船」から、「船の全長（メートル）の 3 分の 1 または 25 のうちいずれか大きいほうの数を超える旅客を運送している船舶」及び「それ以外の船舶」と改正され、船舶検査証書上は旅客船であっても、搭載する旅客を一定数以下に制限することにより、これまで積載できなかった危険物の一部が積載できることとなった。ただし、火薬類の運送の場合は、従来どおり、「旅客船」及び「貨物船」の積載区分となっている。（平成 16(2004)年 1 月 1 日危規則及び関係告示の一部改正）

⑥ 離島航路における旅客フェリーによる危険物の運送

現在、ガソリン及び LPG を積載したタンク自動車は、危規則上の旅客を搭載したフェリーに積載して運送することを禁止されているが、我が国の離島における

これら危険物のフェリーによる運送需要を考慮し、一定の航路において、追加の消防設備、固縛装置の設備を条件に、地方運輸局長の許可を受けた旅客フェリーに、ガソリン及びLPGを積載したタンク自動車1台を積載して運送することができる特例規定を設けることとしている。(平成15(2003)年7月 危規則及び関係告示の一部改正)

⑦ 危険物を運送する船舶の要件

- (a) 危険物(病毒をうつしやすい物質及び放射性物質等を除く。)を積載する貨物区域(危険物をばら積みする区域を除く。)を有する船舶(小型船舶(国際航海に従事しない総トン数20トン未満の船舶をいう。)を除く。)には、運送する危険物の分類または項目及び当該危険物を積載する貨物区域の種類に応じ、定められた防火並びに火災探知及び消火の措置を講じなければならない。ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長(本邦外にある船舶については、関東運輸局長。)が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。(危規則37条)
- (b) 船舶の所在地を管轄する地方運輸局長は、定められた検査(船舶安全法第8条の船舶にあつては登録を受けた船級協会の検査)を受け、上記(a)の要件に適合した船舶について、運送することができる危険物の分類または項目及び当該危険物の積載場所を指定し、危険物運送船適合証を交付する。(船舶検査申請書の備考欄に「危険物運送船適合証交付」と記載、船級船に関しては交付申請を要する。)なお、その内容に変更があった場合には書き換えが必要である。危険物運送船適合証の有効期間は、交付の日から船舶検査証書の有効期間が満了する日までであり、船舶検査証書の有効期間の延長を申請する場合には、危険物運送船適合証の有効期間の延長の申請もしなければならない。(危規則38条、40条)

危険物運送船適合証

船種及び船名	① 汽船 ○○丸	
船舶番号又は船舶検査済票の番号	②	
船籍港又は定系港	③	
船舶所有者	④	
危険物の分類又は項目 ⑤	危険物の積載場所 ⑥	
	暴露甲板貨物区域 (ハッチカバー上フ レーム○番～フレイ ム○番)	閉囲されたコンテナ貨 物区域 (貨物艙フレイ ム○番～フレイム○番)
火薬類	P	X
火薬類 (等級 1, 4 で隔離区分 S のものに限る。)	P	P
毒性高圧ガス (引火性のもの)	P 注 1	X
毒性高圧ガス (非引火性のもの)	P 注 1	P 注 3
可燃性物質	P 注 1	P 注 4
水反応可燃性物質	P 注 1	P 注 3、注 5
腐食性物質 (液体 (引火点が摂氏 23 度未満のもの))	P 注 1	X
腐食性物質 (液体 (引火点が摂氏 23 度未以上摂氏 60 度以下のもの))	P 注 1	P 注 3、注 6
腐食性物質 (液体 (非引火性のもの))	P	P 注 6
有害性物質	P	P 注 4、注 7
有効期間	⑦ 平成 年 月 日 まで	
備考⑧	<p>1. 個品危険物を積載できる場所を「P」、積載で積載できない場所を「X」で表す。</p> <p>2. 注記は下記のとおり。</p> <p>注 1 A 類機関区域の隔壁から水平方向に少なくとも 3 メートル以上離して積載すること。</p> <p>注 2 改正 IMDG Code により (heat insulation of boundaries between cargo spaces and machinery spaces of category A) が要求されている危険物は機関室ケーシング及び機関室からの排気口を含む A 類機関区域と貨物区域の協会を形成する隔壁から水平方向の少なくとも 3 メートル以上離して格納すること。</p> <p>注 3 可逆式通気装置が排気用として使用されない場合には、危険物は運送できない。</p> <p>注 4 可逆式通気装置が排気用として使用されない場合には、改正 IMDG Code で (mechanically ventilated spaces) が要求される危険物は運送できない。</p> <p>注 5 改正された IMDG Code により引火点が 23℃未満の物質を除く。</p> <p>注 6 改正された IMDG Code により副次危険性が class6, 1 の物質を除く。</p> <p>注 7 改正された IMDG Code により可燃性蒸気を含む物質を除く。</p>	
<p>上記船舶は、危険物船舶運送及び貯蔵規則第 38 条第 1 項の規定により、上記のとおり危険物を積載場所に積載できることを証明する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">○○運輸局長 印</p>		

①～④、⑦船舶検査証書に準ずる。上記はコンテナ専用船の例であり、⑤⑥⑧は船舶の用途等により異なる。

(注意) 船舶の構造等が危険物運送船適合証に記載されている物質の運送に適合していても、積み付け方法等は船舶による危険物の運送基準等を定める告示により定められている事項に従わなければ運送することができない。
また、IMDG コードが改正された場合も同様である。

⑧ 標識

総トン数150トン以上の危険物積載船が海上交通安全法施行規則第22条に基づく標識または灯火を掲げている場合を除き、湖川港内において航行または停泊する船舶であって、貨物として火薬類、高圧ガス、引火性液体類、有機過酸化物、毒物または放射性物質等を積載しているものは、昼間は赤旗を、夜間は赤灯を、マストその他の見やすい場所に掲げなくてはならない。(危規則5条の7)

⑨ 積付検査

船長は、特定の火薬類、高圧ガス、特定の毒物、放射性物質または有機過酸化物を運送しようとするときは、積載方法その他の積付けについて船積地を管轄する運輸局長または国土交通大臣の認定した(一社)日本海事検定協会、若しくは(一財)新日本検定協会の検査を受けなければならない(本邦以外で船積みして運送する場合等特定の場合を除く。)(危規則111条)

⑩ 収納検査

荷送人は、火薬類、高圧ガス、特定の腐食性物質、特定の毒物、放射性物質等、特定の引火性液体類または有機過酸化物をコンテナに収納して運送しようとする場合には、船積み前にコンテナへの収納方法について船積み地を管轄する運輸局長または国土交通大臣が認定した(一社)日本海事検定協会の検査を受けなければならない(本邦以外の地でコンテナに収納する場合及び危険物をタンクコンテナに収納して運送する場合を除く。)(危規則112条)

⑪ 容器検査(高圧容器を除く。)

容器により告示で定める危険物を運送する場合にあつては、当該容器について、地方運輸局長または国土交通大臣が認定した(一般財団法人)日本舶用品検定協会による検査を受けなければならない。(危規則113条)

(6) 危険物の貯蔵

船舶において危険物を貯蔵する場合、容器、包装及び標札については定められた基準によらなければならない(ただし、タンカー、タンク船またはしけであつて、そのタンクに高圧ガス、引火性液体類、毒物または腐食性物質を積載して運送することができるもののタンクに当該危険物を貯蔵する場合は、この限りでない)船舶の構造、設備並びに貯蔵方法について、あらかじめ係留場所を管轄する地方運輸局長に届け出なければならない。これらの事項を変更しようとするときも同様である。また、火薬類の貯蔵船には火薬類以外の危険物を貯蔵してはならない。(危規則378条、384条)

(7) 常用危険物

常用危険物(船舶の航行または人命の安全を保持するため船内において使用される危険物をいう。)は定められた容器、包装及び積載方法によらなければならない。尚、正味薬量25キログラムを超える常用火薬類(常用危険物である火薬類をいう。)を船舶に貯蔵する場合は構造及び性能に関し、告示で定める基準に適合する非開放型の火薬庫に貯蔵しなければならない。(危規則388条、389条)

7. 特殊貨物の運送

船舶の航行にとってその復原性は重要な要素であるが、貨物の積載方法その他積付けのいかんによっては船舶の復原性に大きな影響を与える特殊貨物がある。穀類または固体ばら積み貨物及び木材の甲板積みがそれである。

これらの貨物の運送にあつては、それぞれ特殊貨物船舶規則により規定されている。なお、穀類の積付けについては SOLAS 条約(海上人命安全条約)に、木材の積付けについては L L 条約(満載喫水線に関する国際条約)にそれぞれ準拠して規定されており、固体ばら積み貨物は SOLAS 条約(海上における人命の安全のための国際条約)及び附属 BC コードにより規定されてきたが、事故が減少しないこと等を踏まえ勧告であった BC コードを強制化した IMSBC コード(国際海上固体ばら積み貨物コード)により規定している。尚、同コードは2年ごとに改正されることになっている。

(1) 穀類のばら積み運送

- ① 穀類とは、小麦、とうもろこし、えん麦、ライ麦、大麦、米、豆及び種子並びに、これらの加工されたものであつて、その性状が加工前の性状に類似しているものをいい、以下の規定は、本邦各港間を沿海区域を超えないで航行する場合を除き全ての船舶に適用される。(特貨則1条の5、2条)
- ② 船舶に穀類をばら積みして運送する場合には、荷送人は、穀類の積付率(質量1トン当たりの容積(立方メートル)をいう。)、荷繰りの方法、穀類の密度(容積1立方メートル当たりの質量(キログラム)をいう)等について記載した資料を船長に提出しなければならない。(特貨則3条)
- ③ 穀類積載資料による積載
 - (a) 穀類をばら積みして運送しようとするときは、運輸局長等の承認を受けた穀類積載資料に基づいて計算した当該船舶の復原性が、すべての使用状態において定められた要件に適合するように積載しなければならない。この場合において告示で定める国(SOLAS条約の締約国)の政府の承認を受けた穀類積載資料は、運輸局長等の承認を受けたものとみなされる。(特貨則7条)
 - (b) (a)にかかわらず、運輸局長等の承認を受けた穀類積載図に記載してある積載方法及び条件に従つて船舶に穀類をばら積みし、運送してもよい。(特貨則14条)
 - (c) 船長は、船舶に穀類をばら積みし運送する間は、承認を受けた穀類積載資料を船内に保管しておかなければならない。(特貨則14条2項)

(2) 固体貨物のばら積み運送

- ① 分類及び資料
 - (a) 船舶に固体貨物をばら積みして運送する場合の規定は、国際航海(施行規則1条1項の国際航海をいう。)に従事する船舶が航行する場合、国際航海に従事しない船舶が航行する場合、本邦各港間を沿海区域を超えないで航行する場合であつて固体化学物質を運送する場合とその他の場合で規定が異なっている。(特貨則15条の2)
 - (b) 次の各号に掲げる物質をばら積みして運送する場合を除き、荷送人は、当該固体貨物の性状及び積載の方法について、地方運輸局長等の承認を受けたば

ら積み固体貨物確認書によらなければならない。ただし、本邦外の地で船積みする場合には、この限りでない。また固体貨物の積付率、荷繰りの方法、固体貨物の密度、固体貨物の静止角等を記載した資料を船長に提出しなければならない

A 液状化物質であって告示で定めるもの

B 固体化学物質であって告示で定めるもの

C 液状化物質または固体化学物質以外の物質であって、当該物質の性状及び積載の安全な方法が確認されているものとして告示で定めるもの。(特貨則 15 条の 2 の 3、15 条の 3)

(c) 船側内側外板を有するバルクキャリアに固体貨物をばら積みして運送する場合には、船側外板と船側内側外板の間の場所(トップサイドタンクを除く。)に貨物を積載してはならない。(特貨則 15 条の 9)

(d) 告示で定める船舶の船倉に固体貨物(密度が 1.780 キログラム毎立方メートル以上のものに限る。)をばら積みして満載状態(貨物等の積載量が船舶の載貨重量の 90 パーセント以上である状態をいう。)で運送する場合には、どの船倉にも当該船倉の最大許容荷重の 10 パーセント以上の質量の当該固体貨物を積載しなければならない。(特貨則 15 条の 10)

② 液状化物質

(a) 船舶に液状化物質をばら積みして運送する場合、平水区域または瀬戸内(和歌山県田倉崎から兵庫県淡路島生石鼻まで引いた線、同島門崎から徳島県大磯崎まで引いた線、愛媛県佐田岬から大分県関崎まで引いた線、福岡県門司崎から山口県甲山まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域をいう。)において航行する場合を除き、全ての船舶に適用される。(特貨則 16 条)

(b) 船舶に液状化物質をばら積みして運送する場合には、荷送人は、船積み前に、当該液状化物質の所在地を管轄する地方運輸局長等による承認を受けた水分管理手順書、運送許容水分値測定表及び水分測定表、ばら積みされる液状化物質が水分値の高い層を形成する可能性を示す書類等の資料を船長に提出しなければならない。また、積載される液状化物質が全て同一の物質である場合を除き、運送許容水分値測定表及び水分測定表は積載場所毎に作成しなければならない。(特貨則 16 条の 2)

(c) 水分が、運送許容水分値を超える液状化物質(含水液状化物質)は、旅客船にばら積みして運送してはならない。また、含水液状化物質(運送許容水分値が 12 パーセント未満のものにあつては、水分が 12 パーセントを超える場合に限る。)は、地方運輸局長等の認定を受け、含水液状化物質運搬船認定書を交付された船舶以外の船舶にばら積みして運送してはならない。(特貨則 18 条、27 条)

(d) 乾燥し、かつ、粉末である状態の液状化物質(乾燥粉状液状化物質)をばら積みして運送する船舶であつて、地方運輸局長等の認定を受け、乾燥粉状液状化物質運搬船認定書の交付を受けた船舶は、水分管理手順書、運送許容水分値測定表及び水分測定表の作成を要しない。(特貨則 27 条の 2)

③ 固体化学物質

船舶に固体化学物質をばら積みして運送する場合には、当該固体化学物質の性状及び積載の方法について、地方運輸局長等の承認を受けたばら積み固体貨物確認書によらなければならない。また固体貨物の積付率、荷繰りの方法、固体貨物の密度、固体貨物の静止角、貨物から発生する可能性のある毒性ガスまたは可燃性ガス、貨物の可燃性、毒性、腐食性及び酸素欠乏性、貨物の自己発熱特性、荷繰りの必要性、水と接触した場合の可燃性ガスの排出についての特性、放射特性の有無、その他当該固体化学物質の化学的性質等を記載した資料を船長に提出しなければならない。(特貨則 28 条)

④ IMSBC コード (国際海上固体ばら積み貨物コード)

(a) 内容

BC コードの強制化

貨物の詳細な情報(特性・性質等)を船長に提出することを荷送人へ義務付け(全ての船舶が対象)

IMSBC コードに未掲載貨物の取扱を規定(全ての船舶が対象)

(b) 対象物質

A 液状化物質(液状化するおそれのある物質) IMSBC コード A

B 固体化学物質(化学的危険を有する貨物) IMSBC コード B (種別 B (MHB) 物質と種別 B (危険物) 物質に分類される。尚、B (危険物) 物質は危規則第 38 条の規定により、危険物適合証の交付を受けなければならない。

C 液状化物質または固体化学物質以外の物質(当該物質の性状及び積載の安全な方法が確認されているものとして告示で定めるもの) IMSBC コード C

(c) 運送要件遵守義務の対象船舶

	種別 A	種別 B	種別 C
国際航海船舶	○	○	○
非国際航海船舶	※△	△	△

○全ての船舶に適用

△沿海区域を超えて航行する船舶

※ 種別 A に対する追加要件(特貨則 16 条の 2~27 条)は沿海区域を航行する船舶も対象

(3) 木材の甲板積み運送

① 分類及び資料

(a) 上甲板または船楼甲板の暴露部に積載する木材を積み付ける場合には定められた積付方法によらなければならない。水分の吸収によるその質量の増加及び燃料その他消耗品の質量の変化を考慮し、船舶が全航海を通じて十分な復原性を維持できるように積み付けなければならない。この場合において、ラワン原木その他これに類似の大型丸太材の積付け高さは、上甲板から上方に当該積載場所の甲板の幅(船舶の幅を超える場合は船舶の幅)の 3 分の 1 を超えてはならない。(特貨則 29 条、30 条)

(b) 木材満載喫水線を標示する船舶が普通の満載喫水線を超える喫水となるように甲板積み木材を積み付ける場合には、規定が定められているが、それらは航行区域や混載貨物により異なる。(特貨則 31 条、特貨則 31 条の 2、満喫規則 14 条、満喫規則別表第 1、復原性規則 21 条)

第3章 船舶検査制度

第1節 検査等の種類と実施内容

1. 船舶検査等の種類と制度の意義

船舶検査に係る主な条文が「船舶の施設」と題された法第1章に纏められていることで明らかなように、船舶検査の目的は、第一義的に日本船舶における施設義務(法1条)の達成を確認することであり、さらに一步進んで、航行上の危険防止に関する事項(法28条)が適切に措置されているかを確認することである。日本船舶を航行の用に供する場合には、原則として必要な検査を受け、所要施設が技術基準に適合すること(法2条)の確認を受け合格することが求められる。(なお、非日本船舶に対しては、法29条の7に準用規定がある。)

船舶検査制度は、原則として船舶又は物件の所在地を管轄する管海官庁が所掌するが、例外として船舶の所在地が本邦外にある場合にあっては関東運輸局長、原子力船等の検査は国土交通大臣が所掌する。(法7条)(本章第1節7「検査執行官庁」参照。)

ただし、船舶の総トン数(船舶法に基づく総トン数の測度の結果算出される容積をもとにした単位)を指標とする分類において、小型船舶(漁船である場合には、小型漁船)と定義される総トン数20トン未満の船舶は、特殊船ほか管海官庁が所掌することとされる小型船舶(施行規則14条)を除き、小型船舶検査機構による小型船舶検査の対象となる。(法7条の2、本章第4節1「小型船舶の検査」参照)

また、国土交通大臣の登録を受けた船級協会において登録された船舶(以下、「船級船」という。)は、当該船級協会が検査関連業務を行うこととされる。(法8条)(本章第3節「船級協会登録船舶の検査」参照。)

船舶検査は、その性質により、強制検査と任意検査に分類される。

強制検査とは、法令の定めるところにより必ず受けなければならない検査であり、「所有者や製造者の申請に基づいて行われる検査」と、「国土交通大臣又は管海官庁の決定に基づいて行われる検査」があり、それぞれ以下の例がある。

① 所有者や製造者の申請に基づいて行われる検査

- ・ 製造過程にある船舶(以下、「新造船」という。)に対して実施される定期検査等及び長さ30メートル以上の船舶に対する製造検査
- ・ 竣工後の日本船舶(以下、「既存船」という。)に対し、定期的に行われる定期検査や中間検査等
- ・ 既存船に対し安全確認が必要な事由に該当する場合に行われる臨時検査
- ・ 新造船及び既存船であって、船舶検査証書を受有しない船舶を臨時に航行させる場合に行われる臨時航行検査

② 国土交通大臣又は管海官庁の決定に基づいて行われる検査

- ・ 船舶が法令に適合していないおそれがあり、調査が必要であると認められた場合に行われる特別検査
- ・ 認定事業場に対して実施される立入検査等

一方、任意検査とは、申請者の希望に応じ、主として検査の効率的実施に資するために行われる検査をいい、以下の例がある。

- ・新造船であって長さ 30 メートル未満の船舶に対する製造検査
- ・船舶や船舶に搭載する物件に対し、船舶が特定する前に受けることができる予備検査
- ・法第 2 条第 1 項の適用を受けることが定まっていなくても受けることができる準備検査
- ・法第 2 条第 1 項の適用を受けない小型船舶に対して行われる標準適合検査
- ・製造又は整備の認定事業場における検査
- ・型式承認を受けた物件に対して行われる検定等

船舶は、本来、製造者と発注者の契約に基づき建造される私有財産であり、その仕様は当事者の自由意思及び合意によるものであるが、新造船が法令の要求を満たしていることを製造工程に沿って当事者自身が確認し、かつ証明することは、事実上不可能である。これを製造段階から、当事者の申請と準備を前提として、国または国の認証にかかる機関が実施し、船舶検査証書等を交付することにより、技術基準に適合していることを担保するのが強制検査制度である。

新造船が竣工し、所有者に引渡されてからは、製造者の責任は限定的となり、「堪航性ヲ保持シ且人命ノ安全ヲ保持スル」責任は、全面的に所有者に帰することとなり、定められた時期(定期検査や中間検査等の指定時期や改正された新基準の適用時期)、あるいは特定の事由(海難により船舶が損傷を受けた場合など臨時検査該当事由等)において所要の検査を受けることにより、船舶が技術基準に適合し、船舶検査証書等の有効性が保持されていることの確認を受ける必要がある。

なお、船舶は、国際航海に従事するか否かにかかわらず、他国に影響を及ぼす可能性を有するものであり、国際機関において採択された各種条約を踏まえて国内法を整備し、必要な検査等を的確に実施することは、締約国の国際社会に対する義務であるとされる。逆に国際航海に従事する船舶においては、これらの検査に合格することにより交付される条約証書や適合証書により、公海や外国領海における一定の自由航行が保証されている。

このように、船舶検査制度は、国内法として日本領海及び周辺海域における人命の安全を確保するだけでなく、日本船舶が国際航海に従事する場合ははじめとして、国内外における円滑な海事経済活動に不可欠のものである。

2. 新造船に係る検査

船舶は、それ自体が貨物輸送など事業活動の実行機能を有する特異な資産である。その建造工事は、所要期間が長く、費用も高額となるため、事業との一体性が強く、機能的にも経済的にもその事業に適合する仕様(用途・航行区域・総トン数等)の策定が求められる。建造仕様は、漁船・貨物船・旅客船など完成後の業務に応じて多種多様であり、一般に、貨物船の場合には、輸送しようとする貨物の種類に応じ、まず輸送効率(積載量・速力・航路適性・荷役設備の有無など)が重視される傾向にあるが、例えば狭い水路や港内を主航路とするタグボートでは、高速であることよりもむしろ高い操縦性能が優先される例が多いというように、ほとんどの場合一隻毎に、いわゆる「オーダーメイド」として計画される。

一般的な造船工程は、材料の加工、組立、機関各部の搭載および塗装を中心とする進水前と、操縦性能や復原性能等の調整、諸試験および艤装作業等を中心とする進水後に大別され、船舶は、検査の最終段階となる海上公試運転の完了により一応の完成段階に達したとされる。これら一連の作業が全て同じ造船所において行われる例もあるが、そもそも船舶は、異種複数の部材・設備等により構成される複合物であり、例えば船体・機関・無線設備の製造は専門化され、全て別の製造者によるのが一般的である。加えて今日、船体の製造においては、船舶の大型化と建造工程の効率追求の結果、建造方式の主流が、船台上に竜骨(キール)という船底構造材を据えて順次組み立てる方式から、船体ブロックを各地で個別に製造して一定範囲の検査を受検後移動させ、船台上で結合させる方式に大きく転換しており、場合によっては、進水後、船舶そのものを別の工場に移動させてタンクや荷役機械を設置搭載し、さらに別の場所に移動させて艤装を完了するというように、建造工程自体が複合化・流動化し、一造船所のみで完結しない例が増加している。このように、新造船の建造時における船舶検査は、包括的に管理される一連の工程に沿って行われる計画的なプロセスの組み合わせであるといっても過言ではない。

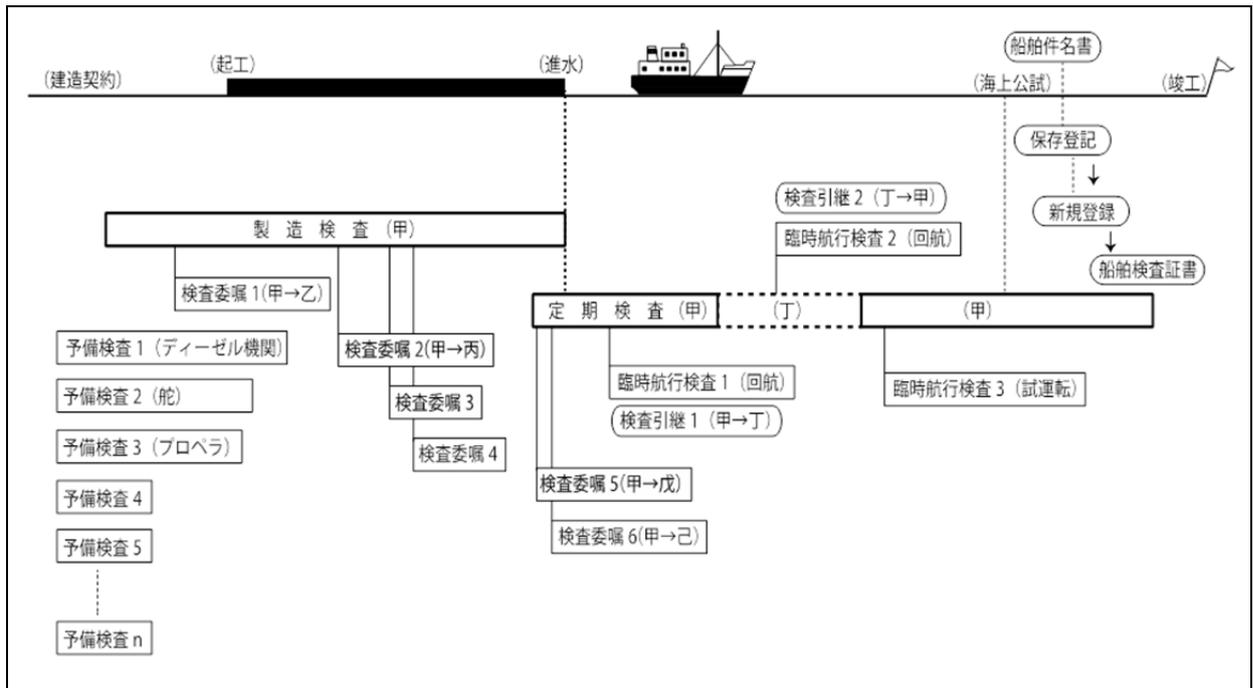
したがって、新造船の建造にあたり、予め「立案＝仕様設定」、「契約」、「起工」、「進水」、「竣工」という大工程に沿って、総トン数の測度、登録及び船舶検査が適切なタイミングで実行できるよう計画され、検査を執行する管海官庁に対し、申請書、図面及び計算書ほか必要な添付物が提出できるよう準備される必要がある。

なお、工事開始までに設計検査を終えるには、十分な時間的余裕を見込むことが望ましく、特に特殊の材料・構造等のある船舶、型式承認品や予備検査合格品でない設備を搭載予定の船舶など、技術基準に照らして事前確認が必要とされる場合には、事前に相当期間を見越して関係図面を提出し、承認作業等を前提とした打合せを行うべきである。

上記のような過程を経て検査を受検し、必要な承認等の手続きを実施し、海上公試運転を終えた船舶は、総トン数の測度の結果として船舶件名書謄本の交付を受け、登記・登録手続を経て船舶国籍証書を取得する流れとなる。この段階で船舶法上は日本船舶としての航行要件を備えることとなるが、通常は第1回定期検査終了を以て船舶検査証書等の交付を受け、事実上の竣工の段階に至るとされる。船舶は、法定の証書類及び関係図書が完備した状態で造船者から引渡されることにより、実質的に建造契約の当事者たる注文者の所有物となる。

なお、以下本節では、検査対象船の典型例として、管海官庁が検査を行う総トン数20トン以上、長さ30メートル以上の鋼製船舶、具体的には国内海上輸送の中心である沿海区域を航行区域とする内航貨物船を取り上げる。図3-1は、工程と実務の流れである。

図 3-1 新造船建造工程と船舶安全法手続き（例）



(1) 製造検査(法6条1項)

長さ30メートル以上の日本籍船であって以下の船舶(施行規則21条)以外のものの製造者は、製造に着手する段階から、製造検査を受検する必要がある。

- ① 平水区域のみを航行する船舶であって旅客船、危険物ばら積船及び特殊船以外のもの
- ② 推進機関及び帆装を有しない船舶(危険物ばら積船、特殊船、推進機関を有する他の船舶に引かれ又は押されて人又はばら積みの油の運送の用に供するもの及び係留船を除く。)
- ③ 外国の国籍を取得する目的で製造に着手した後日本の国籍を取得する目的で製造することとなった船舶であって管海官庁が法第6条第1項の製造検査を行なうことが困難であると認めるもの

なお、製造検査は船体(外観検査及び非破壊検査、材料試験、圧力試験、荷重試験)、排水設備(圧力試験、効力試験)等について行われ、進水を契機に定期検査に移行する例が一般的である。機関についても受検することは可能であるが、実際には予備検査合格品を搭載する例が多い。申請については、図面の提出や材料確認等の実施時期を調査の上、起工日前に十分な準備期間を設けて行う必要がある。また、予備検査対象外の物件に係る検査を早めに受検する場合や、工程上、定期検査にかかる事項の調査や受検のため、早期に定期検査申請を行うべき場合があるので、注意が必要である。

(2) 予備検査(法6条3項)

法第2条第1項各号に関する物件であって、施行規則第21条に定める物件については、備え付ける船舶の特定前でもその製造、改造、修理又は整備について、当該物件の製造者等の申請により、予備検査を受けることができる。

なお、製造に係る予備検査の検査内容は、物件の区分に応じ、以下のとおりである。

船体に係る物件	材料試験、非破壊検査、圧力試験及び荷重試験
機関に係る物件	材料試験、非破壊検査、溶接施工試験、釣合い試験、歯当たり試験、すり合わせ試験、圧力試験、効力試験、蓄気試験、逃気試験及び陸上試運転
操だ、係船及び揚錨の設備に係る物件	材料試験、圧力試験及び効力試験
救命及び消防の設備に係る物件	材料試験、圧力試験及び効力試験
航海用具に係る物件	効力試験
荷役その他の作業の設備に係る物件	荷重試験、圧力試験及び効力試験
電気設備に係る物件	材料試験、防水試験、防爆試験及び完成試験の準備
昇降機	材料試験、荷重試験及び効力試験
焼却炉に係る物件	材料試験、温度試験、圧力試験及び効力試験
コンテナ	材料試験及び荷重試験

(3) 準備検査(施行規則 65 条の 6)

船舶又は船舶に備え付けようとする製造に係る予備検査対象物件(本邦外にある船舶又は物件を除く。)の製造者又は所有者は、当該船舶又は当該物件を備え付けようとする船舶について、法第 2 条第 1 項の規定の適用を受けることが定まっていな間においても、当該船舶又は物件に係る定期検査又は予備検査に準じた検査を受けることができる。

(4) 第 1 回定期検査(法 5 条 1 項 1 号)

船舶を初めて航行の用に供するとき、船舶所有者は、船舶の構造、設備、その他全般に亘り行う精密な検査、すなわち第 1 回定期検査を受検しなければならない。この検査は、法第 2 条第 1 項各号に定める事項をはじめ、法第 3 条の船舶については満載喫水線、法第 4 条の船舶については無線電信等に関し、以下の検査が、工程に応じて順次・包括的に実施され、これらに合格し、要件を満たした船舶に船舶検査証書が交付される。

船体	船底外板、かじ等の船体外部に係る事項の告示で定める外観検査、タンク、貨物区画等の船体内部に係る事項の告示で定める外観検査、告示で定める板厚計測、材料試験、非破壊検査、圧力試験及び荷重試験、水密戸、防火戸等の閉鎖装置の効力試験
機関	主機、補助機関、動力伝達装置及び軸系、ボイラ及び圧力容器並びに補機及び管装置の告示で定める解放検査材料試験、溶接施工試験、釣合い試験、歯当たり試験、すり合わせ試験、蓄気試験及び陸上試運転、非破壊検査、圧力試験、効力試験、逃気試験
排水設備	告示で定める解放検査 圧力試験 効力試験
操だ、係船、揚錨の設備	錨、錨鎖及び係船用索の告示で定める外観検査材料試験、圧力試験、効力試験
救命、消防設備	材料試験、圧力試験、効力試験
航海用具	効力試験

危険物その他の特殊貨物の積付設備	タンクの告示で定める外観検査、材料試験及び溶接施工試験、非破壊検査、圧力試験、効力試験
荷役その他の作業の設備	揚貨装置の告示で定める解放検査、揚貨装置の荷重試験、圧力試験及び効力試験
電気設備	材料試験、防水試験、防爆試験及び完成試験 絶縁抵抗試験、効力試験
昇降設備	告示で定める解放検査、材料試験、荷重試験及び効力試験
焼却設備	告示で定める解放検査、材料試験及び温度試験、 圧力試験、効力試験
コンテナ設備	材料試験、荷重試験
満載喫水線	告示で定める標示の検査
海上試運転	速力試験 操舵試験 旋回試験 後進試験 各種設備の効力試験
復原性試験	傾斜試験、動揺試験

(5) 臨時航行検査(法5条1項4号)(第3章第1節4(2)参照)

製造中の船舶が船舶検査証書の交付を受けるまでの間に、検査や総トン数の測度の受検地等に回航する場合、その他海上試運転等やむを得ない理由により航行の用に供するときには、製造者は臨時航行検査を受検し、臨時航行許可証の交付を受ける必要がある。

(6) 検査の合理的執行に関する通則(施行規則15条、16条)

新造船の検査では、製造工程上の一貫性・継続性が重視されるが、船舶や物件の所在地が異なる場合や検査内容に重複のある場合には、以下のような合理化制度がある。

① 検査の委嘱(施行規則15条2項、手続に関しては、第3章第1節6参照)

定期検査(製造検査、予備検査)の申請者は、その受検期間中に、やむを得ない理由により甲管海官庁管轄外の(乙、丙…)管海官庁において検査を受けるべき船舶又は物件の一部がある場合には、事前に甲管海官庁に対して検査委嘱の申請を行う必要がある。

② 検査の引継(施行規則15条1項)(手続に関しては、第3章第1節6参照)

定期検査中に甲管海官庁から丁管海官庁に船舶を回航して残検査を受けるような場合には、甲管海官庁において臨時航行検査を受けるとともに、丁管海官庁への検査引継を申請する必要がある。(製造検査、予備検査の船舶、物件も同様)最終的に当初の造船所で検査を完成させる場合には、丁管海官庁において同様の手続を実行することとなる。

③ 検査の省略(施行規則16条)(第3章第1節9参照)

製造検査又は予備検査に合格した事項について、合格後最初に定期検査を受検する場合には、著しく変更を生じているおそれがあると認められる場合を除き、その事項に係る検査を省略することができる。予備検査に合格した事項について合格後最初に製造検査を受検する場合、あるいは、型式承認(法6条の4第1項)に合格後最初に定期検査又は製造検査等を受検する場合も同様である。

(7) 資料の供与等(施行規則 51 条)

船舶所有者は、以下の条件に当てはまる船舶について、船舶の区分に応じ、所定の資料の作成又は変更の際に、管海官庁の承認を受けなければならない。また、①の資料の補助として使用するため、船舶に復原性計算機を備える場合にも、管海官庁の承認が必要である。

なお、船舶所有者は、承認後の資料(安全説明書に係るものを除く。)のうち①～⑪及び⑬については船長に、⑫は船長及び潜水船の乗員に供与しなければならない。承認された資料のうち①、③～⑦、⑪、⑬に係る船長は、資料を船内に備えておかなければならない。(⑩については、安全説明書を除く。)

	復原性規則又は小安則 101 条の規定の適用を受ける船舶	当該船舶が十分な復原性を保持するために必要な資料(復原性資料)
	<ul style="list-style-type: none"> ・復原性規則は、総トン数 20 トン以上の船舶にあつては全船に適用される。 ・小安則は、沿海以下の航行区域を有する小型船舶(総トン数 5 トン以上の旅客船及び満喫規則 4 条の長さ 24 メートル以上の小型船舶に限る。)及び近海以上の航行区域を有する小型船舶に適用される。 	
①	一 区画規程第二編(旅客船) 3 章の適用を受ける船舶 ※ 全旅客船が適用を受けるが、最大搭載人員 36 人未満、同 36 人以上、同 400 人以上で区別される。	区画規程第二編 3 章の損傷時の復原性に関する事項
	二 区画規程第三編(貨物船)3 章の適用を受ける船舶 ※ 非自航船を除く総トン数 500 トン以上の貨物船。 なお、区画規程の貨物船とは、旅客船、タンカー(ばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものを除く。)及び漁船以外の船舶をいう。 また、バルクキャリアについては、第六編に特別規定がある。	区画規程第三編 3 章の損傷時の復原性に関する事項
	三 区画規程第四編(タンカー)2 章の適用を受ける船舶 ※ 総トン数 150 トン以上のタンカー。 なお、タンカーとは、その貨物倉の大部分がばら積みの液体貨物の輸送のための構造を有する船舶(専らばら積みの油以外の貨物の輸送の用に供されるものを除く。)をいう。	区画規程第四編 2 章の損傷時の復原性に関する事項
	四 区画規程 112 条の 3 の規定の適用を受ける船舶(漁船) ※ 区画規程の漁船とは、施行規則 1 条 2 項第 1 号の船舶をいう。	区画規程 112 条の 3 において準用する区画規程第三編 3 章の損傷時の復原性に関する事項
	五 液化ガスばら積船 (危規則 142 条ただし書に規定する船舶を除く。)	危規則 241 条から 246 条までに規定する損傷時の復原性に関する事項
	六 液体化学薬品ばら積船 (危規則 257 条ただし書に規定する船舶を除く。)	危規則 308 条から 313 条までに規定する損傷時の復原性に関する事項
②	旅客船 (推進機関及び帆装を有しない船舶又は小型船舶であつて管海官庁が当該船舶の操縦性能を考慮して差し支えないと認める場合はこの限りでない。)	当該船舶の操縦性能をわかりやすく記載した資料(操縦性能資料)
③	旅客船(国際航海に従事するものに限る。)	当該船舶の航行上の制限をわかりやすく記載した資料、非常の際の当該船舶の安全の確保のために必要な資料及び非常の際の海上保安機関との連絡を適確に行うために必要な資料

④	遠洋区域又は近海区域を航行区域とする長さ100メートル以上の船舶(満載喫水線の標示をすることを要しないもの、貨物を積載しないもの及び貨車航送船その他の貨物の積付けが一定であるものを除く。)	当該船舶の貨物及びバラストの積付けにより船舶の構造に受け入れられない応力が発生することを防止するため、当該積付けの調整に必要な資料(ローディングマニュアル)
⑤	総トン数500トン以上のタンカー(国際航海に従事しない沿海区域又は平水区域を航行区域とするものを除く。)及び総トン数2万トン以上のバルクキャリア	当該船舶の貨物倉及びこれに隣接する区画の点検のための当該貨物倉及びこれに隣接する区画への交通についてわかりやすく記載した資料(点検用交通手引書)
⑥	ばら積み以外の方法で貨物を積載する船舶であって国際航海に従事するもの (施行規則1条2項1号の船舶を除く。)	当該船舶における貨物の積付け及び固定の方法をわかりやすく記載した資料(貨物固定マニュアル)
⑦	復原性規則26条ただし書の規定の適用を受ける船舶	当該船舶における液体貨物の積込み、取卸し及び移送並びにバラスト水の張水、排水及び移送の方法をわかりやすく記載した資料
⑧	係留船	当該船舶における火災等の災害の発生及び拡大を防止するために必要な資料
⑨	潜水船	当該船舶による潜水作業を安全に行うために必要な資料
⑩	水中翼船、エアクッション艇、表面効果翼船及び半潜水型又は甲板昇降型の船舶並びに自動化船(船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則2条の2に定める基準に適合するものをいう。)	当該船舶の操縦を適確に行うために必要な資料
⑪	原子力船	当該船舶の原子炉施設の操作及び安全の確保のために必要な資料並びに安全説明書(原子力船の原子炉施設及び当該船舶の安全性を説明する資料をいう。)
⑫	潜水設備を有する船舶	当該船舶による潜水作業を安全に行うために必要な資料
⑬	施行規則13条の5・2項の規定による記入がなされた船舶検査証書を受有する船舶	国土交通大臣が高速船コードに従って告示で定める基準に基づいて作成された次に掲げる資料 (1)当該船舶の構造をわかりやすく記載した資料 (2)当該船舶の設備の操作を適確に行うために必要な資料 (3)当該船舶の航行の安全のために必要な資料 (4)当該船舶の維持及び管理を適確に行うために必要な資料

(8) 交付等を受ける主な書類

第1回定期検査の終了時に交付等を受ける主な書類には、前項の承認済書類以外に以下のものがある。なお、各書類の交付等の前提として、法令により提出すべき図書等がある場合には、適切な時期までに提出するよう注意が必要である。

- ・船舶検査証書(施行規則 33 条ほか、第 2 章第 1 節参照)
 - ・船舶検査済票(施行規則 42 条、第 3 章第 4 節 1 参照)
 - ・船舶検査手帳(船舶件名表を含む。施行規則 46 条、第 3 章第 1 節 5 参照)
 - ・揚貨装置制限荷重等指定書(※1、2) (施行規則 56 条、第 2 章第 4 節 5-1 参照)
 - ・昇降機制限荷重等指定書(※1) (施行規則 56 条の 2、第 2 章第 4 節 5-2 参照)
 - ・焼却炉制限温度指定書(※1) (施行規則 56 条の 3、第 2 章第 4 節 5-3 参照)
 - ・無線設備の保守等承認書(※3) (施行規則 65 条の 5、第 2 章第 3 節 4 参照)
 - ・危険物運送船適合証(危規則 38 条、第 2 章第 4 節 6 参照)
 - ・国際航海に従事する船舶の条約証書(証書省令ほか。第 3 章第 2 節 1 及び 2 参照)
- (※1)揚貨装置等の設備(施行規則 56 条から 56 条の 3)について指定書の交付を受けた船舶所有者は、それぞれ荷役設備検査記録簿、昇降設備検査記録簿及び焼却設備検査記録簿(施行規則 61 条から 61 条の 3)を作成して船内に保管し、規定された事項について標示しなければならない。(施行規則 58 条から 58 条の 3)なお、昇降機については定期的検査合格後 6 月以内毎に、焼却炉については合格後 12 月以内毎に点検しなければならない。(施行規則 60 条の 2、60 条の 3)
- (※2)船舶所有者は、揚貨装置(施行規則第 56 条の指定を受けたもの。)に装着使用する揚貨装具について、強度・耐荷重を確認して制限荷重を定め、揚貨装具試験成績書を作成し、その後 12 月以内毎に点検しなければならない。(施行規則 57 条、60 条)
- (※3)国際航海に従事する船舶(総トン数 300 トン未満の非旅客船及び総トン数 300 トン以上の専ら漁撈に従事する漁船を除く。)であって A4 水域又は A3 水域を航行するものの無線設備については、設備の二重化、陸上保守又は船上保守のうちいずれか二の措置、A2 水域又は A1 水域のみ(湖川を含む。)を航行する船舶(国際航海に従事しない非旅客船を除く。)及び国際航海旅客船等以外の船舶であって A4 水域又は A3 水域を航行するものの無線設備についてはいずれか一の措置が必要とされており、船舶所有者は、その実施方法を記載した書類につき管海官庁の承認を受け、これを船長に供与しなければならない。(施行規則 65 条の 5・4 項の船舶を除く。)

(9) その他新造船検査の関連事項

◎ コンテナに関する事項(施行規則 56 条の 4)

管海官庁は、法による検査又は検定に合格したコンテナについて、最大総質量、最大積重ね質量及び横手方向ラッキング試験荷重値、端壁強度並びに側壁強度を指定し、コンテナに取り付けるべき安全承認板に証印を行う。

保守点検等については施行規則第 60 条の 4 による。(第 2 章第 4 節 5-4 参照。)

◎ 安全管理手引書(施行規則 12 条の 2、第 3 章第 2 節 4 参照。)

船舶所有者は、国際航海に従事する下記の船舶(公用に供する船舶を除く。)に 1974 年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第 9 章第 1 規則第 1 項

に規定する国際安全管理規則に従って、その船舶と船舶管理実施事務所における安全管理に関する事項について、安全管理手引書を作成し、これを国際安全管理規則に基づく適合書類の写し及び安全管理証書と共に船舶内に備え置かなければならない。

<安全管理手引書の備え置きが必要な船舶>

- ・旅客船
- ・総トン数 500 トン以上のタンカー(海防法 3 条 9 号)
- ・総トン数 500 トン以上の液化ガスばら積船(危規則 142 条)
- ・総トン数 500 トン以上の液体化学薬品ばら積船(危規則 257 条)
- ・総トン数 500 トン以上のバルクキャリア(施行規則 12 条の 2・1 項 5 号イ～ハ)
- ・総トン数 500 トン以上の高速船(施行規則 13 条の 4)であって、旅客船及び専ら漁ろうに従事する漁船以外のもの
- ・前各号に掲げる船舶及び施行規則第 1 条第 2 項第 1 号に掲げる船舶以外の総トン数 500 トン以上の船舶であって推進機関を有するもの

◎ 国際海事機関船舶識別番号(施行規則 65 条の 4、第 3 章第 2 節 3 参照。)

国際航海に従事する総トン数 100 トン以上の旅客船及び国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の船舶(旅客船、推進機関を有しない船舶及び施行規則第 1 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の船舶(同項 2 号の船舶にあつては自ら漁ろうに従事する船舶に限る。))を除く。))には、施行規則第 65 条の 4 に規定する場所及び要件に従って国際海事機関船舶識別番号を標示しなければならない。

(10) 新造船の検査に関する周辺法令

◎ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

- ① 船舶安全法に係る第一回定期検査と並行して進められるのがこの法律に基づく「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則」に規定される検査であり、規制の区分ごとに下記の船舶及び検査対象船舶に備え置き、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び揮発性物質放出防止措置手引書について実施される。

なお、公用に供する船舶のうち国土交通大臣が指定する船舶、海上自衛隊(防衛大学校を含む。)の使用する船舶、推進機関を有しない船舶(国際航海に従事するもの及び有害液体物質ばら積船を除く。)及び係船中の船舶は検査の適用対象外である。

検査の種類	対象船舶
油による海洋汚染防止のための設備等(タンカーの貨物艙を含む。)の検査	総トン数 150 トン以上のタンカー及び総トン数 400 トン以上のタンカー以外の船舶
有害液体物質による海洋汚染防止のための設備等(貨物艙を含む。)の検査	有害液体物質ばら積船
ふん尿等による海洋汚染防止のための設備等の検査	国際航海に従事する船舶であつて総トン数 400 トン以上又は最大搭載人員 16 人以上の船舶
大気汚染防止検査対象設備(原動機、硫黄酸化物放出低減装置、揮発性物質放出防止設備及び船舶発生油等焼却設備をいう。)の検査	総トン数 400 トン以上の船舶

- ② 下記の船舶については、二酸化炭素放出抑制対象船舶として、二酸化炭素放出抑制指標について国土交通大臣の確認を受け、二酸化炭素放出抑制航行手引書を作成して承認を受けなければならない。
- ・ 排他的経済水域 (EEZ) を超えて航行する総トン数 400 トン以上の船舶
- ③ 一国の内水、領海若しくは排他的経済水域 (EEZ) または公海のみを航行する船舶以外の船舶は、有害水バラスト汚染防止措置手引書の備置き、有害水バラスト汚染防止設備の設置及び総トン数 400 トン以上の船舶については国際水バラスト管理証書の備置きが必要である。
- ◎ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律 (第3章第2節7参照)
- この法律は、平成16(2004)年7月1日、海事分野の保安の確保を目的とした SOLAS条約附属書の改正及び「船舶及び港湾施設の国際保安コード」の発効と時を同じくして施行された。
- 同法の適用対象となる日本船舶は、国際航海に従事するすべての旅客船と総トン数500トン以上の非旅客船(もっぱら漁ろうに従事する船舶その他の国土交通省令で定める船舶を除く。)とされ、当該船舶の船舶所有者は、同法に基づく船舶保安規程を作成し、国土交通大臣による承認を受けなければならないほか、当該船舶を初めて国際航海に従事させようとするときは、船舶警報通報装置等の設置、船舶指標対応措置の実施、船舶保安統括者の選任、船舶保安管理者の選任、操練の実施、船舶保安記録簿の備付け並びに船舶保安規程の備置き及び実施について国土交通大臣の行う検査を受け、船舶保安証書の交付を受けなければならない。
- ◎ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)
- バリアフリー法第8条第1項は、公共交通事業者等は、旅客船ターミナル、駅などの旅客施設の新設・大改良、又は旅客船、バスなど車両等の導入を行うときは、これらを「公共交通移動等円滑化基準」に適合させなければならない旨規定し、同基準第3章第5節には、船舶について、海上運送法による一般旅客定期航路事業を営む者が平成14(2002)年5月15日以降、新たに当該事業の用に供する船舶(災害等のため一時使用するもの及び総トン数5トン未満のものを除く。)について適用すべき基準が規定されている。
- 船舶の乗下船に際しては、介助者又は職員による補助を前提として、バリアフリー客席及び車いすスペースまでの一つ以上の経路において、通路幅を80cm以上確保すること、手すりの設置、経路が別甲板に渡る場合の昇降機の設置等が義務付けられている。
- また、バリアフリー客席及び車いすスペースから船内旅客用設備までの一つ以上の船内移動経路において、高齢者、障害者等が独力で移動することを前提として、通路幅を120センチメートル以上確保すること、手すりの設置、経路が別甲板に渡る場合のエレベーター設置、車いすの転回場所の設置等、運航・船内情報等の提供設備の設置も義務付けられている。

このような旅客船の適合性については、バリアフリー法第53条第1項に基づく立入検査で船舶検査官が確認することとされているが、効率的な実施のため事業者の申し出により、建造段階での図面検査・現状検査など、事前の適合性確認が実施されている。

3. 既存船に係る定期的検査

前段においては、新造船の検査の特徴が、長期間にわたる工程を綿密に計画し、またその工程に間に合わせる合理的な受検方法を選択しながら、順次必要な検査に合格させる複合プロセスにあることを確認した。ここでは、船舶検査証書等の交付を受けた船舶が就航後に受検すべき定期的検査の時期と受検内容を概観したい。なお、「定期的検査」とは、第2回以降の定期検査とすべての中間検査をいう。

次に、既存の「検査を受検すべき時期」には、船舶検査証書の有効期間(法10条)と中間検査の時期(施行規則18条2項)により、概ね以下の5つの基本類型がある。

(原子力船と潜水設備を有する船舶を除く基本5類型の概要は、次頁の図3-2参照)

- I 外航旅客船
- II 内航旅客船・高速船等
- III 外航貨物船
- IV 内航貨物船及び漁船
- V 船舶検査証書の有効期間が6年の船舶

(平水区域を航行区域とする船舶又は小型船舶であって、旅客船、危険物ばら積船、特殊船及びボイラを有する船舶以外のもの)

このように検査の方法や時期が異なるのは、航行区域や用途等に応じ、船舶の安全確保のために課される技術要件が異なり、建造時よりの経年変化、設備用具の整備実態等を前提として、可及的合理的に検査を実施すべく制度設計されているためである。

第1回定期検査に合格した直後の船舶検査手帳の「受検すべき検査の時期」の欄には、前段の新造時検査において典型例とした「IV内航貨物船及び漁船」の場合、以下のように検査の時期が記載される。(図3-3参照)

・定期検査：有効期間の末日を3月遡った日から末日までの期間

・第1種中間検査：有効期間起算日から21月を経過する日から39月を経過する日まで
これに対し、「V船舶検査証書の有効期間が6年の船舶」の場合、定期検査の時期末日が、有効期間起算日から6年を経過する日であるほか、第1種中間検査の時期が「有効期間起算日から33月を経過する日から39月を経過する日まで」となる。

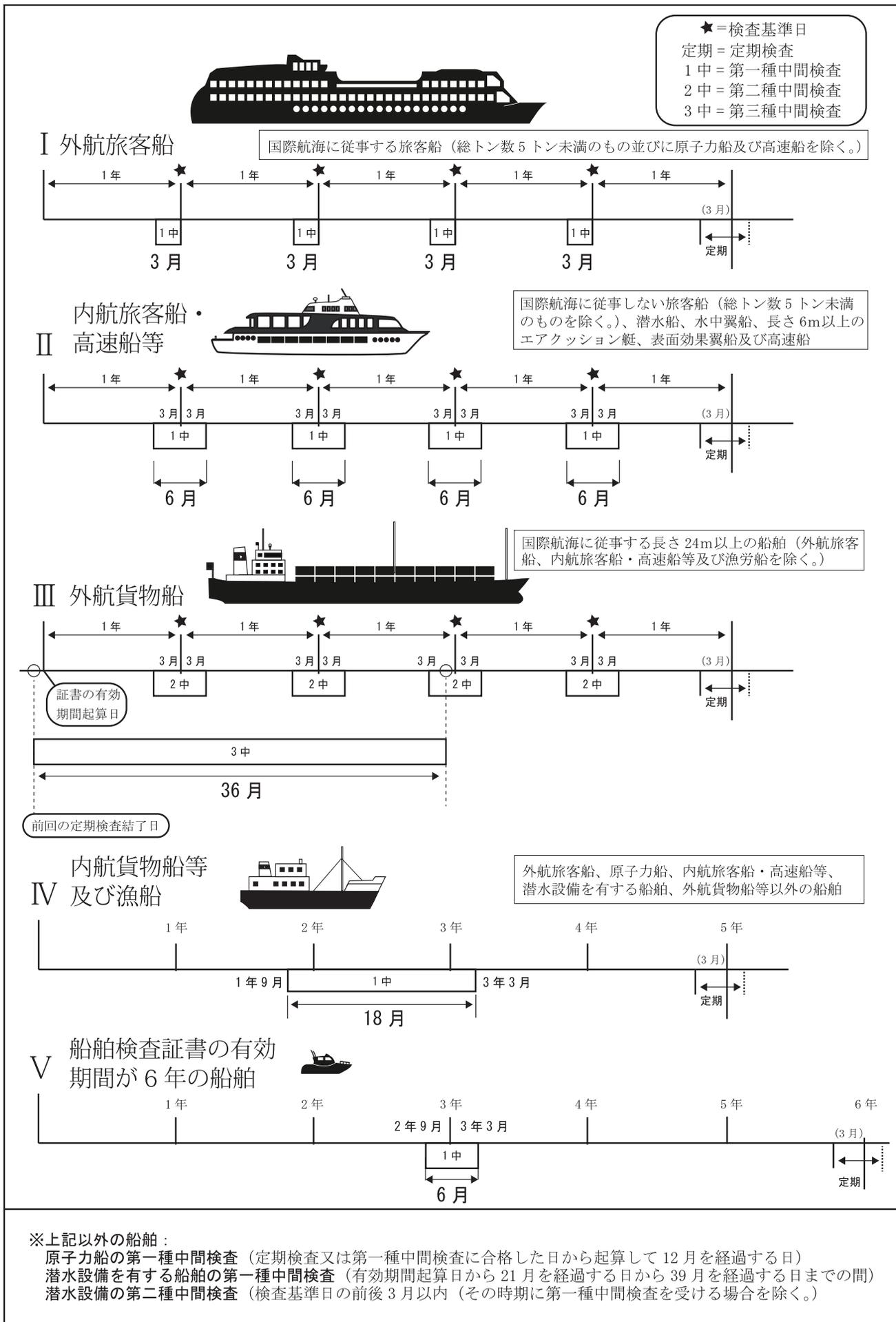
中間検査は、「I外航旅客船」及び「II内航旅客船・高速船等」の場合には毎年の第1種中間検査の時期、「III外航貨物船」の場合には毎年の第2種中間検査の時期と第3種中間検査の時期(前回の定期検査終了日から36月後までの間)が記載される。

新造船と対比した場合の既存船の検査の明瞭な特徴は、実施想定期間が極めて短いということである。その背景としては、不稼働期間を短くしたいという経済的な要請があり、代替する輸送手段のない離島航路の場合にはライフラインが途切れることにも繋がるほか、特に上架を必須とする検査の場合には、天候によって荷役や回航動静が左右される船舶と、ほかにも入渠予定を抱える造船所との日程調整という既存船検査特有の事

情がある。限られた時間内に船体や設備等が技術基準に適合することの確認を受けるには、適切な運航計画と受検準備が不可欠であるほか、中間検査の分離受検など合理的な受検方法の検討が有意義な場合もある。

なお、検査を受けようとする船の大半が直前まで運航状態にあるため、就航状況や用途等に応じた事情を把握する必要がある。たとえば危険物ばら積船においては、ガスフリーが確実に行われなければ検査が実施できないこと、船齢に応じて要求される準備事項が異なること、事前打合せに際し、機関等についてはその使用状態や運転履歴記録が整理されていること、認定整備事業場制度の活用計画やドック時に行う船底部の塗装計画が把握されていること等々である。

図3-2 検査の時期の5つの類型



(1) 第2回以降の定期検査（法5条1項1号）

第2回以降の定期検査は、船舶検査証書の有効期間が満了するときに受検すべき検査であり（法5条に「有効期間満了シタル時行フ」、施行規則第17条に「有効期間の満了前に受けることができる」と規定されている。）、定期検査に合格した場合には船舶検査証書の交付を受けることとなる。ただし、船舶検査証書の有効期間は、施行規則に規定される事由に該当する場合、申請により有効期間満了後最長3月まで（国際航海に従事しない船舶では、最長1月まで）の延長が可能であり（法10条、施行規則46条の2）、検査合格後速やかに新たな証書の交付を受けることが困難であることの確認を受けた場合は、申請により最長5月までの有効期間延長が可能である。

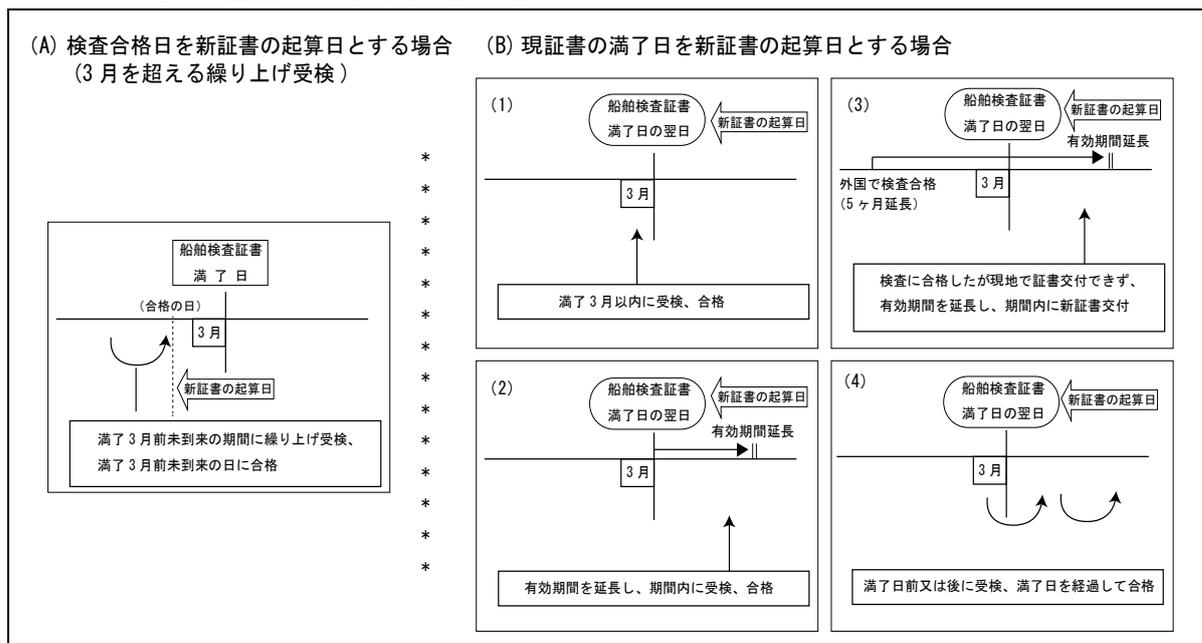
（法10条、施行規則46条の3）（第3章第3節10参照）

なお、新たな証書の有効期間には、(A)定期検査に合格した日を起算日とする場合と(B)現有証書の有効期間満了日の翌日を起算日とする場合があることに注意を要する。（施行規則36条1項、図3-4参照。なお、有効期間満了日とは、当該証書が交付されたときの有効期間が満了する日をいい、申請により延長された期間は含めない。）

前者に該当するのは、定期検査を繰上げて受検し、有効期間満了日前3月となる日の到来前に検査に合格した場合である。後者は以下の場合である。

- ① 現有証書の有効期間満了日前3月以内に受検し、合格した場合
- ② 船舶検査証書の有効期間の延長を受けた後に受検し、合格した場合
- ③ 検査合格後速やかに新証書の交付が受けられず、交付時期が延長された場合
- ④ 船舶検査証書の有効期間が満了する日以降に定期検査等に合格した場合（改造又は修理のため当該船舶を長期間航行の用に供することができない場合その他管海官庁がやむを得ないと認める場合を除く。）（施行規則36条1項ただし書き）

図3-4 船舶検査証書の有効期間起算日



なお、第2回以降の定期検査の検査の準備は、前段「新造船に係る検査」の第1回定期検査に準ずるが、検査の内容は第1回定期検査とは明確に区別・緩和されており、船舶検査の方法各編の第2章が適用される。(検査方法B編、C編、C-2編)

(2) 中間検査(法5条1項2号)

中間検査は、定期検査と定期検査の間において所定の時期に行われる検査であり、航行区域や用途の区分に応じ、合理的に検査が執行できるよう類型化されており(施行規則18条2項及び4項、図3-2及び図3-3参照)、受検中の船舶がその区分を異にすることとなった場合には、次回の中間検査の種類及び時期は、検査した事項を考慮して管海官庁が指定する(施行規則18条3項)こととされる。

第1種中間検査	旅客船は毎年の第1種中間検査のうち、定期検査後2回目又は3回目のいずれかを「特1中」として機関、電気、救命設備の強化された検査を受検する必要がある。 なお、特1中では、定期検査と同様に海上試運転を実施する。
第2A種中間検査	定期検査合格後2回目/3回目の第2種中間検査いずれかで実施し、当該検査後3回目の第2種中間検査で再度実施する検査
第2B種中間検査	毎年の検査基準日の前後3月以内のいずれかの日に実施する通常の第2種中間検査 なお、潜水設備を有する船舶(潜水船を除く)は、当該設備のみについての第2種中間検査を受検する規定となっている。
第3種中間検査	旅客船等を除く条約適用船において船底検査等を分離して行う中間検査。この検査に繰上げの概念はないが、検査合格の日から36月を経過する日までの間に次回検査を受ける必要がある。 なお、第2種中間検査の繰り上げ受検には影響を受けない。

具体的な検査内容は以下のとおりである。

なお、旅客船と国際航海の船舶については、定期検査に合格した時点で、毎年の検査の時期を指定するにあたり基準とすべき「検査基準日」が「船舶検査証書の有効期間が満了する日に相当する毎年の日」として決定される。もしこれらの船舶がその後中間検査を繰り上げて受検した場合、以下のとおり「検査基準日」が変更される。その際、前3月、後3月等と規定される場合で当該月日が暦にない場合は、その月の末日がその月日とみなされる。

外航旅客船の場合	当該第1種中間検査に合格した日の前日
内航旅客船の場合	当該第1種中間検査に合格した日から起算して3月を経過した日
外航貨物船の場合	当該第2種中間検査に合格した日から起算して3月を経過した日

※「検査基準日」のない内航貨物船等の場合、次回中間検査の時期が、「当該第1種中間検査に合格した日から起算して39月を経過する日」に指定される。(経過する日とは期間が経過することとなる月における起算日の応当日の前日をいう。)

※ 指定された中間検査の期日を延期することはできない。指定された期間内に検査に合格せず、文書にて不合格の通知があった場合には、合格するまで船舶検査証書の効力が停止され(法10条5項)、申請の取り下げ又は定期検査への変更が求められる。

※ 国際航海に従事する旅客船については、SOLAS条約88年議定書及びLL条約88年議定書等の規定を取り入れ、指定された時期を経過する時に外国の港から本邦の港又は中間検

査を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となる場合、検査基準日の翌日から起算して3月を超えない範囲内(航海を開始する港から最終の到着港までの距離が1000海里を超えない場合は、検査基準日から起算して1月を超えない範囲内)の延期を管海官庁又は日本の領事館に申請することができることとされる。(施行規則46条の4)

(3) 検査受検中の回航(船舶検査証書提出免除については、施行規則32条6項)

定期的検査の受検中(臨時検査の受検事由に該当又は技術基準に不適合の場合を除く。)であって、船舶検査証書の有効期間が満了するまでの間、当該船舶を航行の用に供したい場合には、申し出により、船舶検査証書提出免除通知と共に船舶検査証書の返付を受けることができる。なお、臨時検査受検の場合でも、当該臨時検査に係る事項の確認が修了後、直ちに航行の用に供したい場合、上記に準じて申し出ることができる。

(4) 定期的検査の分離検査(船舶検査の方法S編2.8.1、第3章第1節9参照。)

定期的検査(第3種中間検査を除く。)は、それぞれの検査ウインドウ内(定期検査については、船舶検査証書有効期限の3月前から有効期限までの間をいう。)で受検すべき項目について分離検査計画書の承認を受けた場合、計画された検査と検査の間、検査を結了させずに稼働させ、分離して検査を受検することができる。当該計画が複数の管海官庁に跨がる場合には、分離検査計画書の内容に応じ、検査の引継又は委嘱の手續を要する。

この間船舶を航行の用に供したい場合には、「検査受検中の回航」に準じて処理され、船舶検査証書提出免除通知と共に船舶検査証書等の返付を受けることが可能である。

なお、分離検査の期間中に臨時検査事由が発生した場合には、これを独立した臨時検査として扱うか、定期的検査の一環で検査できる場合、一体として処理するかによって取扱が異なるので、注意する必要がある。

また、分離検査の実施中に、やむを得ない事由により計画変更が必要とされる場合には、次回受検する場所を管轄する管海官庁に対して変更手續が必要となる。

4. 臨時検査と臨時航行検査

(1) 臨時検査(法5条1項3号)

臨時検査は、定期検査や中間検査の時期にかかわらず、法に規定された場合に受検すべき検査であり、以下の場合に受検しなければならない。

- ① 船舶の所要施設(「第2条第1項各号ニ掲グル事項」)又は無線電信等について「国土交通省令ヲ以テ定ムル改造又ハ修理(※1)ヲ行フトキ」
- ② 航行上の条件(※2)(「第9条第1項ノ規定ニ依リ定メラレタル満載喫水線ノ位置又ハ船舶検査証書ニ記載シタル条件」)の変更を受ける場合その他「国土交通省令ノ定ムルトキ(※3)」

(※1) 施行規則第19条第1項。小型船舶等については施行規則第19条第2項。

(※2) 航行上の条件とは、船舶検査証書の記載事項のうち、航行区域又は従業制限、最大搭載人員、制限汽圧、満載喫水線の位置、その他の航行上の条件をいう。

(※3) 施行規則第19条第3項。

ただし、臨時検査事由を生じた時期に定期的検査を受検するときは、別途臨時検査の受検の必要はない。(第2種中間検査及び第3種中間検査については、臨時検査事由による受検内容が当該検査に係る事項のみである場合に限る。また、中間検査と併せて臨時検査事由を受検する場合には、当該中間検査の指定期間内に臨時検査を完了させる必要がある。)

なお、管海官庁により指定を受けた臨時検査(施行規則19条3項12号)の期日を延期することはできない。ただし、前述の場合と同様、指定期日までに臨時検査に代え、当該指定事項を内容とする定期検査や中間検査の一部として受検することは可能である。臨時検査が指定される事例としては、海難により損傷を受けて応急修理を行ったが、やむを得ない理由により本工事の準備に時間を要する場合や、プロペラ軸等の種類により定期的検査時に抜き出し検査等を行わず指定を受ける場合、検査の方法S編の「ドック入れ等の特例」等により、浮上中検査を受検し、上架に係る内容等定期的検査の内容の一部について指定を受ける場合等がある。

<施行規則第19条第1項(概略)>

1	臨時検査を必要とする改造(船舶の堪航性又は人命の安全の保持に影響を及ぼすおそれのある以下の例示に類するものをいう。)	
	イ	船舶の主要寸法(長さ・幅・深さほか)その他船体の主要な構造の変更(船体の強度・水密性・防火性に影響を及ぼすもの)
	ロ	かじ又は操舵装置の変更(操縦性に影響を及ぼすもの)
	ハ	機関に係る物件の取替え(同型・同性能のものを除く)又は機関の主要部の変更で性能に影響を及ぼすもの * 主要な補助機関(非常電源以外の発電機又は船舶の推進に関わる補機を駆動する補助機関)以外の補助機関を除く。
	ニ	イ～ハのほか船舶に固定して施設される法定施設の新設、増備、位置の変更、別型への取替え
	ホ	無線電信等の取替え
2	臨時検査を必要とする修理	
	イ	(1) 船体主要部(※4)についての作業で船体の強度、水密性又は防火性に影響を及ぼすおそれのあるもの (2) 機関の主要部(※5)についての作業で機関の性能に影響を及ぼすおそれのあるもの (3) (1)又は(2)に規定する物件のほか船舶に固定して施設される法定施設は潜水設備の主要部についての作業で当該物件の性能又は強度に影響を及ぼすおそれのあるもの (4) 船舶設備規程第302条の1に規定する危険場所に布設している電路の変更又は取替えの作業 (5) 複雑又は特殊な技量又は装置を必要とする作業
	ロ	船舶に固定して施設される法定施設を性能又は形式が同一のものと取り替える修理(あらかじめ法定検査又は検定に合格した物件を初めて船舶に備え付ける取替修理で、機関の性能に影響を与えるおそれのある機関関係の物件(※6)以外

(※4)「船体の主要部」とは、次に掲げるものをいう。(検査心得19.1(c))

- (1) 上甲板より下方の船体、船楼又は機関室囲壁部の暴露部
- (2) 甲板室(乗船者が居住し、又は常時使用するものに限る。)の側壁又は頂部甲板

(3) 船楼甲板から下方の暴露部の外板、隔壁に取り付けられて閉鎖区画を保護する閉鎖装置（倉口覆布又は木製倉口ふた板を除く。）

(※5) 「機関の主要部」とは、次に掲げるものをいう。（検査心得 19.1(d)）

(1) 機関の重要部分（機関規則心得附属書[1]「用語の定義」参照。なお、内燃機関にあっては、クランク軸、ピストン棒、連接棒、クロスヘッド、支柱ボルト、連接棒上下の軸受ボルト、クロスヘッドボルト、主軸受ボルト、溶接構造の架構及び台板、軸継手、軸継手ボルト並びに排気タービン過給機（軸継手及び軸継手ボルトにあっては、クランク軸相互及び出力側のもの並びに排気タービン過給機にあっては、タービンローター、タービン羽根、扇車（インデューサーを含む。）及び扇車軸に限る。）

(2) 水圧試験を必要とする部分

(3) 推進軸系のクラッチ、流体継手又は弾性継手

(4) 主機、主要な補助機関、ボイラ（機関規則第 42 条のボイラに限る。）の遠隔操縦装置又は自動制御装置

(5) 内燃機関の逆転機又は減速装置の動力伝達部分

(6) 特殊な機関にあっては、(1) から (5) までに掲げるものに類するもの

(※6) 施行規則第 1 項第 2 号ロの下線部は、次に掲げるものをいう。（検査心得 19.1(g)）

(1) 主機（当該船舶用として検査を受けている船外機であって 2 台以上交互に使用するため取り替えるものを除く。）

(2) 補助機関

(3) ボイラ

(4) 排気タービン過給機

(5) 内燃機関のクランク軸

(6) プロペラ及びプロペラ軸

(7) 推進軸系のクラッチ、流体継手及び 500 馬力以上の機関用として用いられる弾性継手並びに逆転機及び減速機

< 施行規則第 19 条第 2 項（詳細は省略。第 3 章第 4 節 1 参照） >

小型船舶、小型漁船につき臨時検査を必要とする改造又は修理（第 3 章第 4 節 1 参照。）
--

< 施行規則第 19 条第 3 項（概略） >

1	法第 3 条の規定により新たに満載喫水線を標示しようとするとき。
2	法第 4 条第 1 項の規定により新たに無線電信等を施設しようとするとき。
3	法定施設であって船舶に固定して施設されるもの以外のものの新設、増備、取替え若しくは取りはずし（法による検査又は検定に合格した物件を初めて船舶に備え付ける場合を除く。）又は積付方法の変更（積付方法が省令により定められている物件に限る。）
3の2	国際航海に従事する総トン数 400 トン以上の船舶の防汚方法の変更等をしようとするとき。
4	国際航海に従事しない総トン数 400 トン以上の船舶の国際防汚方法証書の交付又は裏書を受けるとき。
5	ボイラの安全弁の封鎖を解放して調整しようとするとき。
6	揚貨装置に関し、指定を受けた制限荷重、制限角度又は制限半径の変更を受けようとするとき。

7	昇降機につき指定を受けた制限荷重又は定員の変更を受けようとするとき。
8	国際航海に従事する船舶のうち安全管理手引書の作成・備え置きを要するものにつき、航行の安全の確保に著しい影響を与えるおそれのある変更をしようとするとき。
8の2	危険物船舶運送及び貯蔵規則第45条に規定する船舶について、災害対策緊急措置手引書につき航行の安全の確保に著しい影響を与えるおそれのある変更をしようとするとき。
9	船舶復原性規則 又は小型船舶安全規則第101条の規定の適用を受ける船舶及びこれ以外のタンカー、液化ガスばら積船及び液体化学薬品ばら積船につき、法定施設の新設、増備、位置の変更、取替え若しくは取り外しでその復原性に影響を及ぼすおそれのある変更をしようとするとき。
10	小型船舶及び小型漁船について、その復原性に影響を及ぼすおそれのある変更をしようとするとき。
11	小型船舶及び小型漁船について、その操縦性に影響を及ぼすおそれのある変更をしようとするとき。
12	特定の事項について指定を受けた臨時検査を受けるべき時期に至ったとき。
13	海難その他の事由により検査を受けた事項につき船舶の堪航性又は人命の安全の保持に影響を及ぼすおそれのある変更が生じたとき。ただし、一般小型船については、次に掲げる場合とする。 イ 上甲板下の船体の主要な構造に重大な損傷が生じたとき。 ロ クランク軸等主機の主要部又はプロペラ軸に重大な損傷が生じたとき。 ハ 火災により船舶に重大な損傷が生じたとき。

(2) 臨時航行検査(法5条1項4号)

臨時航行検査は、「船舶検査証書ヲ受有セザル船舶ヲ臨時ニ航行ノ用ニ供スルトキ行フ検査」とされ、以下のいずれかの場合に行うこととされる。(施行規則19条の2)

- ① 日本船舶を所有することができない者に譲渡する目的でこれを外国に回航するとき。
- ② 船舶を改造し、整備し、若しくは解撤するため、又は法による検査若しくは検定若しくは船舶法による総トン数の測度又は小型船舶の登録等に関する法律第6条第2項若しくは第9条第2項の総トン数の測度を受けるため、これを改造、整備若しくは解撤する場所又は法による検査若しくは検定、船舶法若しくは小型船舶の登録等に関する法律による総トン数の測度を受ける場所に回航するとき。
- ③ その他船舶検査証書を受有しない船舶を、やむを得ない理由によって臨時に航行の用に供するとき。

この検査は、船舶を臨時的に航海の用に供する場合に行うという共通性により、船舶検査証書を受有する船舶について、船舶検査証書の書換(臨時変更証の交付)を伴う臨時検査と対置されることが多い。実務的には建造中の船舶の試運転や回航のために実施される例が大多数であるが、既存船においても、外国から購入した船舶や長期繋船後の船舶、あるいは船舶検査証書の有効期間満了や効力停止(第3章第1節3(2)参照。)により実施される場合がある。なお、検査申請中に別の受検地に回航する事例等であって、船舶検査証書の有効期間内に回航が行われる場合には、船舶検査証書の書換により対処される。(検査心得19-2.1(a))

なお、既存船が新たに法第2条第1項の適用を受けることとなった場合、船舶検査証書が交付されるまでは、仮に他船により曳航される場合でも、臨時航行許可証の交付を受けなければ航行の用に供することができないが、一方、建造中で完成段階に達していない船舶が、他船に曳航されて回航される場合には、臨時航行許可証の受有を要しないとされる。(ただし、この取扱は、試運転を完了した船舶には適用されない。)

5. 船舶検査手帳の記載事項

最初の定期検査に合格した船舶には、検査に関する事項を記録するため船舶検査手帳が交付される。(法10条の2。小型船舶検査機構又は法7条の2・2項の場合は別様式)

船舶検査手帳は、船舶検査証書等と同様、船長が航海に際し船内に備え置くべき書類の一つであり、管海官庁が検査等の実施に応じてその詳細を記録していくほか、船級協会が法第8条の検査を実施した場合又は船舶所有者が保守等を実施した場合は、それぞれ必要事項の記載を要することとされる。なお、履歴記録対象船舶は、船舶検査手帳の一部(別冊)として履歴記録(CSR)を備えることとされ(第3章第2節6「国際航海船の船舶保安制度」参照)、当該船舶の外国譲渡等に際しては、CSRの必要部分を譲受人に交付すべきことが定められている。また、その記載事項に変更を生じた場合、船舶所有者は、速やかに管海官庁に対し書換申請を提出すべきこととされる。(施行規則46条各号)

<注意>

CSRについては、その記載事項に変更を生じた船舶が航海中の場合、書換が行われるまでの間、船長はCSRに変更事項を記載して船内に保管する必要がある。

船舶検査手帳は、以下に列挙する各様式により構成されている。①～⑧は、各様式についてその記載例(①～④は図3-5、⑤～⑧は図3-6)を示し、⑨(図3-7のA～D)については、記載事項に係る事項として船舶検査の方法の抜粋を引用する。

- ① 表紙
- ② 船舶所有者等の変更事項
- ③ 受検すべき検査の時期
- ④ (1)検査の時期及びその執行の記録
- ⑤ (2)無線電信等の施設の免除に関する記事
- ⑥ (3)ドック入れ又は上架の記録
- ⑦ (4)保守の記録
- ⑧ (5)検査の記録(イ)記事
- ⑨ A～D (5)検査の記録(イ)記事(詳細)
- ⑩ (5)検査の記録(ロ)船舶検査証書
- ⑪ 船舶件名

図 3-5 船舶検査手帳 記載事項例（様式①～④）

様式①

船種及び船名 汽船 第一安全丸
 船舶番号、船明検
 査済票の番号又は
 漁船登録番号 111111
 船舶港又は定係港 大阪府大阪市
 船舶所有者 船舶管理人 安全海運株式会社

船舶検査手帳

平成 20 年 3 月 10 日

四国運輸局愛媛運輸支局
 今治海事事務所長 日海一 

様式②

船舶所有者等の変更事項

下記欄は、船舶検査手帳の表紙に記載されている船舶番号、船舶所有者等の変更に関する記録を示すものである。

発効年月日	変更事項	処理官海官庁	印
H.25.4.1	船舶港：広島県広島市 船舶所有者：株式会社西海	近畿運輸局	

(注) 官海官庁の欄は、当該処理を行った官海官庁及び当該官庁の職員の署名・印を捺印すること。

様式③

第3-1号様式

●受検すべき検査の時期

検査の種類	検査の時期	備考
定期検査	29年 12月 9日 から 30年 3月 9日 まで	
	年 月 日 から 年 月 日 まで	
第1種 中間検査	26年 12月 9日 から 28年 6月 9日 まで	27.10.15受検
	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	年 月 日 から 年 月 日 まで	
第2種 中間検査	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	年 月 日 から 年 月 日 まで	
第3種 中間検査	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	年 月 日 から 年 月 日 まで	
臨時検査	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	年 月 日 から 年 月 日 まで	

様式④

(1) 検査の時期及びその執行の記録

検査の時期	検査の種類	記 事	検査執行年月日及び官海官庁
年 月 日から 年 月 日まで	第 1 種	定期検査	平成 20 年 3 月 10 日 四国運輸局 今治海事事務所長
平成 21 年 12 月 9 日から 平成 23 年 6 月 9 日まで	第 1 種	中間検査	平成 23 年 11 月 12 日 四国運輸局 今治海事事務所長
平成 23 年 12 月 9 日から 平成 25 年 3 月 9 日まで	定期検査	本運輸局及び行政機関を 平成 25 年 3 月 10 日から 平成 25 年 4 月 8 日まで 延滞した。 平成 25 年 2 月 21 日 九州運輸局福岡運輸支局 四国運輸局事務所長	平成 25 年 4 月 9 日 四国運輸局 今治海事事務所長
年 月 日から 年 月 日まで	定期検査		平成 25 年 4 月 8 日 四国運輸局 今治海事事務所長
平成 25 年 12 月 9 日から 平成 28 年 6 月 9 日まで	第 1 種	中間検査	平成 25 年 10 月 15 日 九州運輸局 九州運輸局福岡支局
年 月 日から 年 月 日まで	臨時検査		平成 28 年 4 月 17 日 四国運輸局 今治海事事務所長

「(5) 検査の記録」(イ) 記事欄「検査記録一般事項」及び「船体」

就航船の定期検査等（船舶検査の方法 B 編第 2 章）完了時の一般的実施内容（例）

※注 第 1 回定期検査（方法 B 編第 1 章）の場合は、更に詳細にわたる検査が行われるため、内容が異なります。

(5) 検査の記録 (イ) 記事		⑨	主機の連続最大出力 ○○○ KW					
⑧	検査記録 ○○検査 検査項目	検査造船所 ○○○○ <input type="checkbox"/> 継続検査 <input type="checkbox"/> 分割検査 <input type="checkbox"/> 計画保全検査 <input type="checkbox"/> 引継ぎ 出 <input type="checkbox"/> 引継ぎ 受	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="2">修理等</th> <th rowspan="2">特記</th> </tr> <tr> <th>切替 新替</th> <th>その他</th> </tr> </table>	修理等		特記	切替 新替	その他
修理等		特記						
切替 新替	その他							
①	外部外観検査	<input type="checkbox"/> 入渠・上架・据船 <input type="checkbox"/> 水中	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 25%;"><input type="checkbox"/></td> <td style="width: 25%;"><input type="checkbox"/></td> <td style="width: 25%;"><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
②	船 内 部	海水タンク <input type="checkbox"/> 内検 <input type="checkbox"/> 圧力試験	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
		清水タンク <input type="checkbox"/> 内検 <input type="checkbox"/> 圧力試験	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
		油タンク <input type="checkbox"/> 内検 <input type="checkbox"/> 圧力試験	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
		貨物タンク <input type="checkbox"/> 内検 <input type="checkbox"/> 圧力試験	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
③	その他	<input type="checkbox"/> 貨物区域 <input type="checkbox"/> ボイド <input type="checkbox"/> E/R <input type="checkbox"/> 単底部	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
		<input type="checkbox"/> P/R <input type="checkbox"/> C/L <input type="checkbox"/> R/T <input type="checkbox"/> 圧力試験	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
④	閉鎖装置・水密戸	<input type="checkbox"/> 現状検査 <input type="checkbox"/> 効力試験	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
④	舵	<input type="checkbox"/> 持ち上げ <input type="checkbox"/> 取り外し	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
⑤	<input type="checkbox"/> 板厚計測 <input type="checkbox"/> 非破壊検査		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					

- ① 入渠・上架・据船等の状態に応じ外板、甲板等の外観検査（定・1中・3中～方法2.2.1）、
旅客船を除く大型船は、必要に応じ水中カメラ等を利用した水中検査（1中・3中～方法2.15）受検が可能。
- ② 外観検査により船体内部及びタンク内部に腐食・損傷等のないことを確認する。なお、建造後の経過年数（13年、34年等）に応じて必要な準備が異なる。（定～方法2.2.1-1.-2.）国際航海船等に追加的事項あり。
- ③ 暴露した倉口、機関室囲壁等、通風筒及び暴露甲板上の空気に係る閉鎖装置、ブルワーク放水口、舷窓の現状検査（定・1中・2中～方法2.2.1-3.）水密隔壁にある水密戸及び各種貫通部の外観検査（定・1中・2中～方法2.2.2-7.）効力試験として水密隔壁の支水弁等、水密戸、排水管の弁、船側開口の閉鎖装置、機関室天窗、水密ハッチカバーの開閉試験及び水密戸の信号・開閉表示器については作動試験が実施される。（定・1中・2中～方法2.2.7.）
- ④ 舵の持ち上げ又は取り外しを実施して腐食等の有無が検査される。なお、各軸受部の間隙計測確認による省略が可能。
- ⑤ 建造後13年、18年を経過した鋼船は最初の定期検査、建造後23年以上34年未満等の定期検査では一定範囲につき部材の板厚計測が必要。（定～方法2.2.3）ただし、衰耗の著しい主要構造部材は、この例に拠らず板厚計測が実施される場合がある。国際航海船等に追加的検査事項あり。
- ⑥ 液化ガスばら積船の貨物タンクについては、新造後6年を経過した定期検査及びこれ以降1回おきの定期検査時に、定められた高応力箇所に係る溶接継手のそれぞれ少なくとも10%について、その他必要とされる箇所について非破壊検査が実施される。（定～方法2.13.2-2.）
- ⑦ 建造後13年を経過した最初の定期検査及びその後10年毎の定期検査時その他必要とされる場合は、二重底、各種タンク等の圧力試験を行う。水圧試験又は射水試験を原則とするが、気圧試験とする場合がある。（定～方法2.2.6）
- ⑧ 検査の種別、実施造船所等を記載するほか、継続検査・分割検査・計画保全検査に該当する場合、検査が他の管海官庁に引き継がれる場合又は引継を受けて実施される場合は、当該項目が記載される。
- ⑨ 主機の推進出力（KW単位。2機の場合は2機の合計）が整数で記載される。
- ⑩ 各事項について切替・新替等又は特記事項がある場合、その詳細及び特記事項は、次頁の特記事項欄に記載される。

図3-7B 船舶検査手帳 (イ)記事欄「機関」様式㊦B

就航船の定期検査等（船舶検査の方法B編第2章）完了時の一般的実施内容（例）
 ※注 第1回定期検査（方法B編第1章）の場合は、内容が異なります。

			修理	換装	特記					
⑪	機 関	主機	<input type="checkbox"/> 解放検査（ <input type="checkbox"/> 定期検査準備 <input type="checkbox"/> 中間検査準備） <input type="checkbox"/> ディーゼル機関 <input type="checkbox"/> 解放省略 <input type="checkbox"/> 7000時間未満 （年間運転時間 前回解放からの運転時間 ） <input type="checkbox"/> 効力試験（ <input type="checkbox"/> 遠隔制御装置 <input type="checkbox"/> 保護装置） 封印（ <input type="checkbox"/> 不要、 <input type="checkbox"/> 実施不能） <input type="checkbox"/> 実施 / <input type="checkbox"/> 確認 / <input type="checkbox"/> 再封印			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		⑫	補助機関 （発電機駆動用）	<input type="checkbox"/> 解放検査 <input type="checkbox"/> 1号機 <input type="checkbox"/> 2号機 <input type="checkbox"/> 3号機 <input type="checkbox"/> 4号機 <input type="checkbox"/> 効力試験（ <input type="checkbox"/> 保護装置）						
		⑬	その他の補助機関	<input type="checkbox"/> 荷役装置 <input type="checkbox"/> サイドスラスタ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 効力試験			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		⑭	ボイラー	<input type="checkbox"/> 解放検査 <input type="checkbox"/> 効力試験（ <input type="checkbox"/> 安全弁逃気試験 MPa <input type="checkbox"/> ACC）			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			補機				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			圧力容器	<input type="checkbox"/> 解放検査 <input type="checkbox"/> 効力試験			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			空気圧縮機	<input type="checkbox"/> 解放検査 <input type="checkbox"/> 効力試験			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			ポンプ（GS、ヒルシ等）	<input type="checkbox"/> 解放検査 <input type="checkbox"/> 効力試験			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			ポンプ（FO、LOその他）	<input type="checkbox"/> 解放検査 <input type="checkbox"/> 効力試験			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			管装置 （FO置きタンク、船底、船外・逆止弁等）	<input type="checkbox"/> 解放検査 <input type="checkbox"/> 圧力試験 <input type="checkbox"/> 効力試験（FOT遠隔遮断弁を含む）			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			動力伝達装置	<input type="checkbox"/> 解放検査（ <input type="checkbox"/> 定期検査準備 <input type="checkbox"/> 中間検査準備）			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		⑮	軸 系	右	<input type="checkbox"/> 抜き出し <input type="checkbox"/> 部分抜き出し <input type="checkbox"/> 精密検査 <input type="checkbox"/> プロペラ取り外し			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				中央	<input type="checkbox"/> 抜き出し <input type="checkbox"/> 部分抜き出し <input type="checkbox"/> 精密検査 <input type="checkbox"/> プロペラ取り外し					
				左	<input type="checkbox"/> 抜き出し <input type="checkbox"/> 部分抜き出し <input type="checkbox"/> 精密検査 <input type="checkbox"/> プロペラ取り外し					
				プロペラ	<input type="checkbox"/> 外観検査 <input type="checkbox"/> 変節機構解放 <input type="checkbox"/> 効力試験			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	その他	<input type="checkbox"/> 外観検査			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	排気管等	<input type="checkbox"/> 防熱措置 <input type="checkbox"/> 予備品 <input type="checkbox"/> 機関室閉鎖装置			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

（以下、「通則 / 方法 2.3.1」概要のみ）

- 1.（定）機関室、ボイラ室、冷凍機器及びその管装置の一次冷媒系統の露出部分、並びにタンカーでは、ポンプ室、諸管装置、自動呼吸弁、火災防止用金網等の外観検査、施行規則第24条第2号（第30条②の事項（免除事項）を除く。）、第30条①の準備。ただし、製造後11年未満の内燃機関（旅客船は平水区域等の場合のみ）は、前回定期検査後の検査で解放されている場合には、解放検査省略等の一部又は全部を省略される場合がある。
- 2.（1中）-1.の外観検査と施行規則第25条①第2号（免除事項を除く。）、第30条①の準備による検査
 （3中）-1.の外観検査と施行規則第25条④第2号（免除事項を除く。）、第30条①の準備による検査
 ただし、以下の通り一部省略又は効力試験に代える場合がある。
 - （1）新造の主機、補助機関等設置後初めての1中（平水区域等の旅客船は特1中）受検の場合には、記録等の確認により支障ないと判断された場合、効力検査（海上運転）に軽減（分割検査又は継続検査実施船舶を除く。）
 - （2）設備規程第183条の発電機を2台以上設置船における補助機関に対する軽減（分割検査等実施船舶を除く。）
 - （3）製造後11年未満の内燃機関（旅客船は平水区域等の場合のみ）の中間検査で、記録等から支障ないと判断された場合。同様に、平水区域等旅客船は、上記以外であっても、特1中以外の場合には同様の軽減が可能。
- 3.（2中）機関室、ボイラ室、タンカーでは、ポンプ室、諸管装置、貨物油タンクの自動呼吸弁、火災防止用金網等の外観検査のほか、施行規則第25条②第2号（免除事項を除く。）、第30条①の準備により、効力試験を行う。
- 4. 発電機を駆動する補助機関の検査（分割検査等実施船舶を除く。）
 設備規程第183条の発電機を2台以上設置船の場合、定期及び1中（平水区域等旅客船では特1中）の時期に半数ずつ交互に、一方は定期検査準備による解放検査、一方は効力試験等として実施することができる。

-
- ⑪主機の解放省略については、通則によるほか、方法S編2.11（稼動時間の短い船舶の機関の検査）による。
 封印欄では、出力に対応する燃料ポンプラック目盛でセットボルトの固定・封印に関する実施状況が記録される。
 - ⑬内燃機関の解放検査については、通則によるほか、方法S編2.13（内燃機関の解放検査の特例）による。
 - ⑭旅客船のボイラについては、特1中以外の第1種中間検査において、記録等から支障ないと判断された場合は、解放検査が省略される場合がある。また、安全弁の封鎖を解放して調整しようとするときは、逃気試験を実施の上、所定の圧力に調整されていることを確認する。効力としては、安全弁の圧力調整試験のほか、噴射装置・自動燃焼制御装置（ACC）等に係る警報装置や燃料の供給遮断装置については作動試験、圧力計の精度検査がある。
 - ⑮プロペラ軸（船尾管内又は船外の中間軸を含む）の検査は、軸身の形状・材質等により区別され、原則として1中及び3中時に抜き出し、部分抜き出し、プロペラ取外しにより実施するが、例えば海水潤滑式の船尾管軸受を有するゴム巻き、一体スリーブ又は同等以上の防食加工を施された軸又は油潤滑式船尾管を有する軸の場合、精密探傷検査の実施とも関連して、1中（旅客船は特1中）又は3中時の検査が軽減されるほか、例外としては、方法S編2.9（プロペラ軸の抜き出し検査の特例）によることができる。

図3-7C 船舶検査手帳 (イ)記事欄「その他の設備等」様式㊦C

就航船の定期検査等(船舶検査の方法B編第2章)完了時の一般的実施内容(例)
 ※注 第1回定期検査(方法B編第1章)の場合は、内容が異なります。

				修理等		
				切替 新替	その 他	特記
⑯	排水設備	<input type="checkbox"/> 解放検査	<input type="checkbox"/> 管装置外観検査	<input type="checkbox"/> 効力試験	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑰	操舵設備	<input type="checkbox"/> 圧力試験	<input type="checkbox"/> 効力試験		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑱	係船揚錨設備	<input type="checkbox"/> 圧力試験	<input type="checkbox"/> 効力試験	<input type="checkbox"/> 錨、錨鎖、係船索の外観検査	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑲	救命、消防設備	<input type="checkbox"/> 外観検査	<input type="checkbox"/> 圧力試験	<input type="checkbox"/> 効力試験	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑳	航海用具	<input type="checkbox"/> 外観検査	<input type="checkbox"/> 効力試験		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
㉑	危険物等積付設備	<input type="checkbox"/> 非破壊検査	<input type="checkbox"/> 外観検査	<input type="checkbox"/> 圧力試験	<input type="checkbox"/> 効力試験	<input type="checkbox"/>
㉒	防火構造	<input type="checkbox"/> 外観検査	<input type="checkbox"/> 効力試験		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
㉓	荷役設備	<input type="checkbox"/> 解放検査	<input type="checkbox"/> 荷重試験	<input type="checkbox"/> 圧力試験	<input type="checkbox"/> 効力試験	<input type="checkbox"/> 標示
㉔	電気設備	<input type="checkbox"/> 絶縁抵抗試験 <input type="checkbox"/> 外観検査 <input type="checkbox"/> 効力試験 (<input type="checkbox"/> 発電機効力 <input type="checkbox"/> 配電盤 <input type="checkbox"/> 非常停止 <input type="checkbox"/> 航海灯)			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
㉕	居住、衛生、脱出設備	<input type="checkbox"/> 外観検査	<input type="checkbox"/> 効力試験		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
㉖	昇降設備	<input type="checkbox"/> 解放検査	<input type="checkbox"/> 荷重試験	<input type="checkbox"/> 効力試験	<input type="checkbox"/> 標示	<input type="checkbox"/>
㉗	焼却設備	<input type="checkbox"/> 効力試験	<input type="checkbox"/> 標示		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
㉘	コンテナ設備	<input type="checkbox"/> 外観検査			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
㉙	復原性の検査	<input type="checkbox"/> 復原性資料の確認 <input type="checkbox"/> 軽貨重量検査				<input type="checkbox"/>
㉚	<input type="checkbox"/> 海上試運転					<input type="checkbox"/>
㉛	<input type="checkbox"/> 満載喫水線標示の検査					<input type="checkbox"/>
㉜	無線設備	<input type="checkbox"/> 無線設備	<input type="checkbox"/> 一般通信無線電信			<input type="checkbox"/>

- ⑯ 施行規則の検査準備条項によるほか、ビルジポンプの解放検査、船外弁等の解放検査及び効力検査を行う。(方法2.4)
- ⑰ 新造以外は、外観検査、各種作動試験、自動操舵装置の場合は、航海用具との情報伝達確認を含む効力検査。(方法2.6.3)
- ⑱ 各設備の外観検査、錨鎖径の計測、建造後10年以上のタンカーは揚錨設備の作動試験、係船装置の効力検査。(方法2.6.2)
- ⑲ 救命艇、膨張式救命筏(救命浮器)、固型救命筏(救命浮器)、救助艇、救命筏支援艇、EPIRB(非常用位置指示無線標識)、レーダートランスポンダー、双方向無線電話装置、船舶航空機関双方向無線電話装置、船上通信装置、警報装置、乗込用はしご、降下式乗込装置、救命浮環、救命胴衣、イマーション・スーツ、保温具、救命索発射器、自己点火灯、自己発煙信号、救命胴衣灯、落下傘つき信号、火せん等の現状確認、整備及び効力検査を行うほか、救助及び保守に関する手引書その他の備付けを確認する。(方法2.7) 射水消火装置、固定式鎮火性ガス消火装置、固定式(高膨張)あわ消火装置、固定式蒸気消火装置、固定式加圧水噴霧装置、自動スプリンクラ装置、固定式イナート・ガス装置、機関室局所消火装置、水噴霧ランス、移動式放水モニター、火災探知装置、手動火災警報装置、炭化水素ガス濃度探知装置、ビルジ液位監視装置、船員招集のための警報装置、その他の消防装置各別の基準により現状確認、整備及び効力検査を行う。(方法2.8)
- ⑳ 航海用具は、各別の整備基準に従い整備・効力検査を行う。(方法2.6.4) 復原性計算機は精度確認を行う。(定期、2.6.5)
- ㉑ 液化ガスばら積船(方法2.13)、液体化学薬品ばら積船(方法2.14)、その他(方法2.15)の区別で積付設備検査を行う。
- ㉒ 防火構造全般の現状検査、機関区域の通風装置、フレームアレスター、高速排気装置、自動呼吸弁の設備等の備付と作動の確認検査、国際航海、遠洋/近海区域の旅客船は防火戸、防火ダンパー等の作動・効力試験、沿海/平水区域の旅客船の車輻区域の機械通風装置や防火戸の作動試験、その他航行区域や用途に応じて各種設備の作動試験を行う。(方法2.12)
- ㉓ 揚貨装置の解放検査(定期)、外観検査と記録簿の確認(新規の場合、設備規程第169条の6の荷重試験)。(方法2.6.6)
- ㉔ 発電機(非常電源用発電機)及び配電盤の各種効力試験、通風機・燃料及び貨物油装置のポンプ等に係る電動機等の動作試験、機関区域無人化船の発電設備、電気式航海灯、電動操舵装置等に係る過負荷防止装置・警報装置等の動作試験等、電気式自動スプリンクラ装置、火災探知装置ほかの電源切替試験、その他電気設備の現状及び効力試験を行う。(方法2.5)
- ㉕ ブルワーク、さく欄、安全通行設備、甲板口の保護装置、非常時説明の揭示板を含む全般の現状検査、国際航海船(総トン数500トン未満の非旅客船を除く。)の乗降船設備の現状及び荷重試験、非常電源照明の点灯確認、非常脱出用呼吸具の外観検査、水中翼船及び高速旅客船のシートベルト外観検査、船員居住区等の騒音対策の現状確認等を行う。
- ㉖ ㉗ 現状検査と記録簿の確認(定期、1中、昇降設備/2中、焼却設備/3中)、巻上機の主要部の解放等(昇降設備/定期)、現状及び解放等の結果、必要と判断された場合、圧力及び効力試験(焼却設備/3中)を行う。(方法2.6.7)
- ㉘ コンテナ及びその固定設備の現状検査を行う。
- ㉙ 復原性資料の確認を行う。なお国際航海旅客船は、軽貨重量検査を行う。(定期) 平水区域船を除く非国際旅客船は、進水後、又は復原性資料承認後13年を超える最初の定期検査時に復原性試験等を行い資料の見直しを行う。(方法2.17)
- ㉚ 旅客船は定期検査及び特1中時、ジェット推進船等の特殊航走船は定期検査時に海上試運転を実施する。(方法2.18)
- ㉛ 満載喫水線の標示を検査する。(定期、1中、2中/方法2.16)
- ㉜ 施行規則第4条の規定により、無線施設の免除を受けている場合は、その条件が維持されていることの確認を行う。「船舶局及び船舶地球局検査結果通知書」の確認又は「船舶局(及び船舶地球局)の検査結果の報告書」及び「無線局検査省略通知書」の写しにより電波法の定期検査の省略処理がなされていることの確認を行う。GMDSS代替措置をとる漁船は、船内に通信申し合わせが備え付けられていることの確認を行う。(方法2.9)

図3-7D 船舶検査手帳 (イ)記事欄「検査に関連する記録」様式㉔D

③③ 利用された整備認定事業場、SS等	<input type="checkbox"/> 整備認定事業場 ()	<input type="checkbox"/>	特記
	<input type="checkbox"/> 救命設備SS ()	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 航海用具SS等 ()	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 内燃設備SS等 ()	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 電装事業者	<input type="checkbox"/>	
③④ 条約証書の発給	<input type="checkbox"/> PSC <input type="checkbox"/> SC+SE+SR <input type="checkbox"/> SC <input type="checkbox"/> SE <input type="checkbox"/> SR <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> LL <input type="checkbox"/> LL免除 <input type="checkbox"/> AFS	<input type="checkbox"/>	

特記事項

③⑤

指定事項

無線免除記事外

③⑥

③⑦

③⑧ 船舶検査証書の書換の記録 (臨時変更証交付) ※臨時変更証交付以外は特記事項欄に記載

船舶検査証書の番号		
航行区域		
最大搭載人員	旅客	
	船員	
	その他の乗船者	
	合計	
その他の変更事項		
有効期間		

③⑨ 検査基準日 ○月○日 次回検査 平成○○年○月○日から平成○○年○月○日まで
 次回検査種類 第2回以降定期検査
 ④⑩ 平成○○年○月○日 (管海官庁 / 地方運輸局、支局等) 略符

③⑩ 法第6条ノ3の整備に係る認定を受けた事業場において事前(30日以内)に整備が実施された場合、救命設備(膨張式救命筏等)、航海用具(GMDSS等)、内燃機関等に係る証明を受けたサービス・ステーション、資格を有する電装事業者により整備等が実施され、整備点検記録が提出された場合、事業場名等が記載される。

③⑪ 検査に伴い、SOLAS条約に関する条約証書が発給された場合に記録される。

③⑫ 検査に伴い各項目の「特記」にチェックのある事項のほか、特記されるべき事項が具体的に記載される。
 非自航船に管海官庁コードと番号を打刻した場合には、特記事項に記載される。

③⑬ 時期を定めて臨時検査を指定すべき場合に、その内容が記載される。なお、指定日時は「検査の時期」欄に記載される。

③⑭ 例えば臨時変更証の交付に際し、同時に施行規則第4条第1項第1号による無線施設免除申請がなされた場合は、根拠条項と併せて許可された航路及び期間が記載される。その他の事由による免除の場合は、根拠条項が記載される。
 また、航行区域が平水区域で「湖川港内」に限定される船舶の場合、その就航水域が記載される。

③⑮ 当該検査に付随して臨時変更証が交付される場合にその詳細が記載される。

③⑯ 旅客船や高速船、国際航海に従事する貨物船等で検査基準日を有するものについては、基準日が記載される。

④⑰ 次回定期的検査の指定期間と検査種類、今回の検査の終了日と管海官庁名が記載され、当該管海官庁の略符が押捺される。

6. 検査等の申請手続

(1) 船舶安全法その他関係法令に基づく各種手続の、申請等手続先、申請等手続者、手数料の要否等については、次表のとおりである。

主要手続一覧表

(ア) 各申請手続

手続名称	根拠条項	手数料	手続先	手続者
船舶検査申請	法5条 施行規則31条 1項	要	船舶の所在地を管轄する 地方運輸局長等	船舶所有者
船舶検査証書交付申請	施行規則34条 1項	要		船舶所有者 (製造中の 船舶の製造者)
臨時航行検査申請	施行規則31条 2項	要		
臨時航行許可証交付申請 (※1)	施行規則43条 の2・1項	要		
製造検査申請	施行規則31条 3項	要	船舶の製造地を管轄する 管海官庁	製造者
予備検査申請	施行規則31条 4項	要	物件の所在地を管轄する 地方運輸局長等	物件の製造者 等
無線施設免除申請	施行規則4条2 項	不要	免除に伴う検査申請先の 地方運輸局長等	船舶所有者
検査引継申請	施行規則15条1 項	不要	検査申請先の 地方運輸局長等	船舶所有者 (製造中の船 舶または物件 の製造者等)
検査委嘱申請	施行規則15条2 項	不要		
中間検査期日指定申請 (国際航海の旅客船のみ)	施行規則46条 の4・2項	不要	船舶の所在地を管轄する 地方運輸局長等(外国に あつては領事官) (船舶が外国にある場合 は関東運輸局)	船舶所有者
有効期間延長申請	施行規則46条 の2・4項	不要		
書換申請	施行規則38条 1項(証書)、46 条6項(CSR)	要		
船舶検査証書等再交付申請	施行規則39条 1項(証書)、46 条7項(手帳・ CSR)	要	船舶の所在地を管轄する 地方運輸局長等	
予備検査合格証明書交付 申請	施行規則45条 4項	要	予備検査申請先の地方運 輸局長等	物件の製造者 等
合格証明書再交付申請	施行規則45条 5項	要	製造検査合格証明書また は予備検査合格証明書を 交付した地方運輸局長等	製造中の船舶 または物件の 製造者等

手続名称	根拠条項	手数料	手続先	手続者
危険物運送船適合証交付申請(※2)	危規則 38 条の 2・1 項	要	船舶の所在地を管轄する 地方運輸局長等	船舶所有者
危険物運送船適合証有効 期間延長申請	危規則 40 条 2 項	不要		
危険物運送船適合証書換 申請(※3)	危規則 41 条 1 項	要		
危険物運送船適合証再交付 申請	危規則 42 条 1 項	要		
危険物運送船適合証英訳書 交付申請	危規則 38 条 6 項	要		
危険物積付検査申請	危規則 111 条 3 項	要	当該危険物の船積地を管 轄する地方運輸局長等 または登録検査機関	船長
危険物コンテナ収納検査 申請	危規則 112 条 3 項	要		荷送人 船舶所有者
危険物容器検査申請	危規則 113 条 2 項	要	容器および包装の所在地 を管轄する地方運輸局長 等または登録検査機関	任意の 検査希望者
自動車渡船特例許可申請	危規則 36 条 2 項関係	不要	船舶の所在地を管轄する 地方運輸局長等	船舶所有者
自動車渡船特例許可証 有効期間延長申請	危規則 36 条 2 項関係	不要		
自動車渡船特例許可証 再交付申請	危規則 36 条 2 項関係	不要		
隔離危険物同一容器収納 承認申請	危規則 8 条 4 項関係	不要	危険物の船積地を管轄す る地方運輸局長等	荷送人
隔離危険物同一オーバー バック収納・包装承認申請	危規則 16 条 関係	不要		
隔離危険物同一コンテナ 収納承認申請	危規則 27 条 関係	不要		荷送人 船舶所有者
ポータブルタンク運送資料 承認申請	危規則 62 条 (68 条準用)	不要	最寄りの地方運輸局長等	荷送人
火薬類の容器及び包装確認 申請	危告示17条 1項1号関係	不要		
危険物運送承認申請	船舶検査関係 事務取扱要領 1.32.1関係	不要	危険物の船積地を管轄す る地方運輸局長等	
穀類積載資料承認申請	特貨則8条1項	要	船舶の所在地を管轄する 地方運輸局長等	任意の申請者
穀類積載図承認申請	特貨則15条 1項	要		
水分管理手順書承認申請	特貨則16条の 3・2項	要	液状化物質の所在地を管 轄する地方運輸局長等	荷送人

手続名称	根拠条項	手数料	手続先	手続者
液状化物質運送許容水分値測定申請	特貨則17条 3項	要	液状化物質の集積場所の所在地を管轄する地方運輸局長等 または登録検査機関	船長または荷送人
液状化物質水分測定申請	特貨則 17 条 3 項	要		
液状化物質積付検査申請	特貨則 25 条 2 項	要	液状化物質の船積地を管轄する地方運輸局長等 または登録検査機関	船長
含水液状化物質運搬船認定申請	特貨則 27 条 3 項	要	船舶の所在地を管轄する地方運輸局長等	船舶所有者
再交付申請（特貨則）	特貨則 27 条 8 項	不要	含水液状化物質運搬船認定書を交付した地方運輸局長等	
固体ばら積貨物運送船適合証明書交付申請	船舶検査関係事務取扱要領 1.37.1 関係	不要	船舶の所在地を管轄する地方運輸局長等	
溶接技りょう試験受験申請	船舶構造規則 6 条 2 項	要	最寄りの地方運輸局長等 (溶接士の所属する事業所を管轄する地方運輸局長等)	受験者
溶接技りょう試験合格証明書書換申請	船舶構造規則 7 条 1 項	要	最寄りの地方運輸局長等	試験合格者
溶接技りょう試験合格証明書再交付申請	船舶構造規則 7 条 2 項	要		
準備検査申請	施行規則65条 の6・3項	要	船舶または物件の所在地を管轄する地方運輸局長等	船舶所有者 (製造中の船舶または物件の製造者等)
条約証書交付等申請	証書省令 3 条 (交付) 7 条 (書換) 8 条 (再交付)	要	船舶検査申請先の地方運輸局長等	船舶所有者
条約証書有効期間延長申請	証書省令 5 条 3 項	不要	船舶の所在地を管轄する地方運輸局長等 (外国にあっては領事官)	

(イ) 各種届

手続名称	根拠条項	手数料	手続先	手続者
返納届 (※4) 返納不能届 (※4)	施行規則40条 1項関係 証書省令9条 関係 危規則 43 条 関係	不要	最寄りの地方運輸局長等	船舶所有者

手続名称	根拠条項	手数料	手続先	手続者
自動車渡船特例許可証返納届 (※4)	危規則36条 2項関係	不要	船舶の所在地を管轄する 地方運輸局長等	
船舶検査証書等の延長に係る事由届 (※5)	施行規則46条の3・2項関係 証書省令5条の2・2項関係	不要	船舶の所在地を管轄する 地方運輸局長等 (船舶が外国にある場合は関東運輸局)	船舶所有者

(ウ) 各種願い

手続名称	根拠条項	手数料	手続先	手続者
水分管理手順書検認願い	船舶検査関係 事務取扱要領 1.33-3.1関係	不要	液状化物質の所在地を管轄する 地方運輸局長等	荷送人
船舶検査証書英訳書等 交付願い (下記コラム参照)	船舶検査関係 事務取扱要領 1.42.1関係	不要	最寄りの地方運輸局長等	船舶所有者、 物件の製造者 等、船長
準備検査成績通知書再交付 願い	船舶検査関係 事務取扱要領 1.44.1関係	不要	準備検査成績通知書を交 付した地方運輸局長等	船舶所有者
代替設計及び配置の承認に 関する証明書交付願い	設備規程3条 関係 消防設備規則 2条関係 防火構造規則 4条関係	不要	これに伴う条約証書交付 等申請先の地方運輸局長 等	船舶所有者
機関区域無人化船適合証書 書換等願い	船舶検査関係 事務取扱要領 1.48.1関係	不要	これに伴う船舶検査申請 先の地方運輸局長等	
取下げ願い (※6)	船舶検査関係 事務取扱要領 1.49.1関係	不要	これに伴う申請先の地方 運輸局長等	申請者
申請事項変更願い	船舶検査関係 事務取扱要領 1.1.7関係	不要	これに伴う申請先の地方 運輸局長等	申請者

(※1) 臨時航行許可証交付申請

船級船であって、有効な船舶検査証書を受有しない船舶を臨時に航行の用に供する場合には、本申請による。なお、船級未登録の船舶が船級登録の一環として実施する海上試運転等を行う場合は、本申請によらず管海官庁に臨時航行検査を申請することとなる。

(※2) 危険物運送船適合証交付申請

危険物運送船として初めて本適合証の交付を希望する場合、定期検査または中間検査などの定期的検査に合わせて危険物の運送に関する検査を申し込むか、本適合証交付のために臨時検査を申請する。

船級船の場合、上記検査は船級協会が行い、船級協会による検査報告書を添付の上、地方運輸局等に本適合証の交付申請をする。

(※3) 危険物運送船適合証書換申請

危険物運送船適合証について、危険物の積載場所や積載の可否等に関する事項（危険物の分類または項目欄）の変更については、検査の対象となり、船級船の場合には船級協会の報告書を添付の上申請することとなる。

ただし、船名、所有者など上記以外の記載事項変更については、他の証書書換と同様に取り扱いされる。

(※4) 各返納届および返納不能届

船舶検査証書、臨時変更証、臨時航行許可証、危険物運送船適合証、各種条約証書等の返納事由がある場合に当該証書等を添えて船舶所有者が提出する。なお、証書の滅失等により返納することができない場合には、返納不能届を提出する。ただし、揚貨装置制限荷重指定書や各種英訳書等、法的に返納義務のない書類もあり、確認が必要である。

(※5) 船舶検査証書等の延長に係る事由届

平成25年(2013)1月1日より施行された船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の各法および関係省令の一部改正に伴い、以下のとおり、交付された証書（国内証書・条約証書）の有効期間延長の特例措置が定められた。

次の条件の全てに該当し、船級協会による更新検査合格後速やかに新証書の交付を受けることが困難な場合に、本措置の適用がある。

- ① 国際航海に従事する船級船であること
- ② 証書の有効期間満了までに船級協会による更新検査に合格していること。
- ③ 本措置以外に、証書の延長措置を受けていないこと。
- ④ 有効期間満了前に受けた船級協会による更新検査の結果、証書の記載事項に変更がないこと。

(※6) 取下げ願い

受理された申請書等を申請者の都合等により取下げるときに提出する。本願出書が受理されたときは、関係する事務処理は全て中止される。

*** 「船舶検査証書英訳書等交付願」 について ***

危険物運送船適合証英訳書を除いてこれらの英訳書は、国際航海に従事する船舶が便宜上所
持するものとして船舶所有者の請求により交付されるものであり、「証書」の扱いではなく、
「証明書」の扱いとなる。よって法的根拠がなく手数料は徴収されない（ただし危険物運送船
適合証英訳書交付申請をする場合は所定の手数料を支払う）。以下に記した証書等の英訳書に
は、従来交付実績があり、その実績が発行の根拠とされている。過去に交付実績のない新しい
英訳書の交付の可否については、必要に応じて検討される。

- ・ 船舶検査証書
- ・ 臨時変更証
- ・ 臨時航行許可証
- ・ 予備検査合格証明書
- ・ 事業場認定書
- ・ 型式承認書
- ・ 危険物運送船適合証
- ・ 危険物積付検査証
- ・ 危険物コンテナ収納検査証

(2) 「手数料」について

船舶安全法において、申請手数料は、施行規則第 66 条（手数料）および別表 1 から 4 のとおりである。

施行規則第 66 条は、大きく以下のとおり構成される。

- (i) 各検査その他の事項に応じ参照する別表番号
- (ii) 個別の手数料の額
- (iii) 別表 1 および 2 に対応する、各加算額や個別の計算方法など
- (iv) 納付方法

その他の各種規則（省令等）に関連する手数料も、上記同様、各々別表等において公示されている。

なお、一覧表に記載される検査等手続きについては、国および下記の法人が申請者となる場合には手数料は徴収されない。ただし、地方自治体に対してはこの取扱はない。

(ア) 法 29 条の 4 関連	(イ) 国立大学法人法 37 条の委任規定である同法施行令 22 条 1 項 1 号関連
国	国立大学法人
独立行政法人水産大学校	大学共同利用機関法人
国立研究開発法人水産総合研究センター	
独立行政法人航海訓練所	
独立行政法人海技教育機構	
独立行政法人国立高等専門学校機構	

(3) 「手続き者」について

手続き者は上記「主要手続一覧表（ア）から（ウ）」に掲げるとおり、手続きの種類によって、「船舶所有者（船舶管理人または船舶借入人を含む）」、「製造中の船舶または物件等の製造者」、その他「船長」や「荷送人」などとなる。

船舶所有者は、船舶国籍証書等により確認することができるが、船舶所有者が単独である場合、手続き者は「船舶所有者」である。

手続き者となるべき者が船舶所有者であって船舶共有の場合は、商法第 699 条の規定により選任され、船舶登記簿に登録された「船舶管理人」が、船舶所有者からの船舶貸借の場合には、その「船舶借入人」が、それぞれ単独で手続き者となる。

<ul style="list-style-type: none">・ ろかい舟、非自航船等が船舶共有の場合で船舶管理人を選任していない場合は、最も持分の多い共有者が手続き者となる。・ 外国船の検査申請は当該船長が行うことができるが、日本船においては、船長は船舶所有者から当該申請に係る委任がなければ申請はできない。・ 検査等の申請書を提出すべき申請者は、当該検査等の種類ごとに検査を義務付けられている者（検査等を受けることができる者）であるが、申請者があらかじめ申請手続を行う者を別に選任し、その代理人が申請手続を代わりに行うことができる。

代理人により申請書が提出される場合には、申請書に（申請）代理人である旨の記載がなされるとともに、委任状が添付される必要がある。

7. 検査執行管海官庁

検査を執行する管海官庁は次表のとおりである。(法7条、施行規則1条14項)

検査の種類	検査執行管海官庁
製造検査、定期検査、中間検査、臨時検査、臨時航行検査または特別検査(下記原子力船等に係る検査を除く。)	当該船舶の所在地を管轄する管海官庁(船舶の所在地が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長)
原子力船および危規則45条に規定する船舶(核燃料物質または放射性輸送物を運送する船舶)に係る上記検査	国土交通大臣
予備検査	当該物件の所在地を管轄する管海官庁
型式承認および検定等	当該船舶または物件を製造する事業場の所在地を管轄する管海官庁
準備検査	当該船舶または物件の所在地を管轄する管海官庁

日本小型船舶検査機構(以下、「機構」という。)は、小型船舶の検査および小型船舶または小型船舶に係る物件の検定に関する事務(法5条の検査(特別検査を除く。)、予備検査、検定および準備検査並びにこれらの検査、検定に関する証書発給等の事務(再検査に係るものを除く。)等をいう。)を行う(第3章第4節「小型船舶の検査」参照)が、天災その他の事由により機構において上記検査に係る事務の執行が困難であるため、国土交通大臣が必要と認めた場合は、機構の行う検査の範囲については管海官庁が行うことができる。(法7条の2)

8. 認定事業場および型式承認

(1) 認定事業場

① 製造認定事業場および改造修理認定事業場制度

近年の造船・造機工場における技術の向上、製造設備の近代化に伴い事業場における工程管理、品質管理は飛躍的に向上しており、そこで製造される船体、機関または船舶用品の社内検査も管海官庁の行う検査と同等以上のものが行われている事業場が多々あることに鑑み、このような事業場で行われる製造工事または改造、修理工事中の管海官庁による立合検査を省略し(設計、性能の確認の検査を除く。)、検査の合理化を図ることを目的とした制度をいう。(法6条の2参照)

「製造事業場の認定」とは、船体、機関またはその他船舶用品の製造に関して、法規に定められた施設、設備、工程における品質管理、自主検査の方法、人材などに関して国土交通大臣が認定する。

「改造修理事業場の認定」も上記と同様の趣旨で、修理事業場の改造・修理に関して国土交通大臣が認定する。

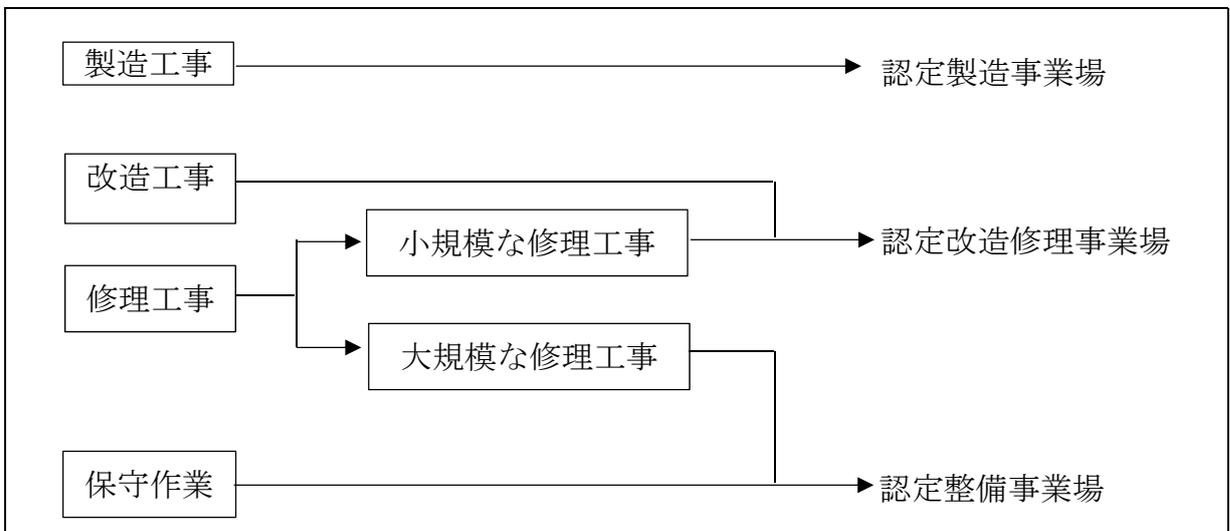
これら認定制度のもと、製造事業場における船体・機関その他の物件に係る製造および改造修理事業場における改造・修理に関する管海官庁の検査の省略により、管海官庁および各事業場は、検査の合理化、効率化をはかることができる。

② 認定整備事業場制度

船舶または特定の物件について臨時の検査を受けなければならないような改造または大規模な修理がある場合を除き、小規模な修理または保守作業のみで終了するような整備について、製造メーカーが作成した国土交通大臣の認可を受けた整備規程に従って整備を行った場合、その後 30 日以内に行う定期検査または中間検査において当該船舶または物件の検査を省略することができる制度をいう。(法 6 条の 3)

「認定整備事業場の認定」とは、法規に定められた施設、設備および人材などに関して国土交通大臣（委任により地方運輸局長）が認定する。この認定制度を利用することによって検査の合理化、効率化をはかることができる。

<各認定事業場のイメージ>



(i) 製造工事または改造修理工事に係る事業場の認定の対象範囲

事業場の認定は、巻末別表「付録・認定事業場および型式承認の対象物件の範囲一覧表（以下、「巻末別表」という。）（1）認定事業場 ア）製造工事または改造修理工事に係る事業場の認定の対象範囲」に掲げる船舶または物件の製造工事または改造修理工事の能力について行われる。（事業場認定規則 3 条）

認定は、改造または修理の別、船舶または物件の範囲その他の事項について必要な限定を附して行われることがある。

(ii) 整備規程の認可

整備規程の認可は、国土交通大臣において、「巻末別表（1）認定事業場 イ）整備規定の認可」に掲げる船舶または物件について、その整備の方法が概ね同一であると認められる類型ごとに行われる。（事業場認定規則 13 条）

なお、整備認定事業において整備主任者が当該整備につき整備規程に適合して行われたことを確認したときは、当該整備に係わる船舶または物件に確認したことを証する証印（事業場認定規則 8 号様式）を付し、整備済証明書（事業場認定規則 9 号様式）を整備を依頼した者に交付する。（事業場認定規則 24 条）

整備を依頼した者は、整備を行った後 30 日以内に行う定期検査または中間検査を受ける場合にこれを検査執行官庁に提出しなければならない。(施行規則 16 条 3 項、法 6 条の 3 本文参照)

(iii) 型式承認に係る認定事業場

認定事業場が、船舶等型式承認規則に基づく型式承認を受け製造した船舶または物件について当該承認を受けた型式に適合していることの確認をしたときは、当該船舶または物件は検定に合格したものとみなされ(法 6 条の 4・2 項)、当該船舶または物件についての検査は省略される。(法 6 条の 4・1 項)

(2) 型式承認

船舶の検査は、船舶を構成する物件が多種多様である一方、少量生産であることを鑑みて設計検査に始まる一品検査が通常であるが、近年においては、小型船体、小型機関その他の船舶用品については大量生産される傾向が非常に強くなった。本制度は、このような量産品に対する合理的な検査制度を確立し、もって、円滑な検査の実施を図ることを目的としている。

船舶用品の製造者は、あらかじめ船舶用として関係法規に適合する船舶用品の型式について、国土交通大臣の承認を受けることができる。船舶用品の製造者は、原型(プロトタイプ)および必要な書類を添付した型式承認の申請書を管海官庁を経由して国土交通大臣に提出し、国土交通大臣は、プロトタイプについては耐久試験を含む詳細な試験を行い、必要な調査を行ったのち、その物件の設計、性能、工作精度等が十分であると認めたものに対しては、型式承認書を申請者に交付し、かつ、その旨を告示する。こうして型式承認を受けた者は、承認を受けた船舶用品と同一品質のものを製造し、しかる後に、その個々の船舶用品について、管海官庁、日本小型船舶検査機構(JCI)または一般財団法人日本船舶用品検定協会(HK)などの指定検定機関の検定(※注)を受けることになる。(法 6 条の 4・2 項参照)

型式承認を受けることができる船舶または物件は、大まかに分類して「船舶または船体に係る物件」、「機関に係る物件」、「救命の設備に係る物件」、「消防設備に係る物件」、「航海用具に係る物件」、「危険物その他の特殊貨物積付設備に係る物件」等であるが、「巻末別表(2) 型式承認」に記載のとおりである。(型式承認規則 3 条別表 1)

(注意) 指定検定機関の検定における合格証明書および証印について

検定に合格した船舶または物件に対しては検定合格証明書(型式承認規則 2 号様式)が交付され(船舶のみ)、かつ、証印(型式承認規則 3 号様式)が付される。

なお、申請があった場合には、物件についても検定合格証明書が交付される。(型式承認規則 15 条)

この検定に合格した後最初に行う船舶安全法 5 条および 6 条の検査において、当該検定に合格した事項につき検査の省略がされる。(法 6 条の 4・1 項、施行規則 16 条 4 項参照)

ただし当該検定の合格の日より、著しく期間が経過している場合など、合格した事項に変更が生じていると認める場合を除く。(施行規則 16 条 6 項参照)

9. 検査の省略

本来、船舶を新造または修繕・改造するにおいて、各々船体・機関その他船舶用品など全ての物件は、管海官庁による詳細な検査が行われるべきである。

しかしその都度、全ての項目に対して管海官庁による直接の精密な検査を施行することは、事実上不合理かつ不都合である。

よって、以下に示す、特別検査を除く法5条の検査に先立つ製造検査、予備検査などにかかる事項や、前節「8. 認定事業場および型式承認」のとおり、「認定事業の承認」を受けた事業場・造船所の工事の工程および「型式承認」を受けたメーカーによる船舶用品などにおいて、その制度を利用することによって、管海官庁の検査の省略が認められる。

次に掲げる場合には、検査の全部または一部が省略される(施行規則 16 条)。

① 法 5 条（特別検査を除く）の検査に関する省略

製造検査に合格した船舶については、当該検査に合格した後最初に行う、特別検査を除く法 5 条の検査（定期検査・中間検査・臨時検査・臨時航行検査）において、当該製造検査または予備検査に合格した事項について省略される。（施行規則 16 条 1 項、法 6 条 4 項）

② 予備検査合格品に関する省略

予備検査に合格した物件については、当該検査に合格した後最初に行う製造検査において、当該予備検査に合格した事項について省略される。（施行規則 16 条 2 項、法 6 条 4 項）

③ 認定事業場に関する省略

(ア) 製造認定事業場に関する省略

製造認定事業場における製造工事または改造修理工事については、当該工事が技術上の基準に適合して行われたことの確認の後に行われる、製造検査（法 6 条）および特別検査を除く法 5 条の検査（定期検査、中間検査、臨時検査または臨時航行検査）において、当該工事に係る事項について省略される。（法 6 条の 2）

(イ) 整備認定事業場に関する省略

整備認定事業場における整備については、当該整備が整備規程に適合して行われたことの確認の後 30 日以内に行われる定期検査（2 回目以降の定期検査に限る。）または中間検査において当該確認に係る整備を行った事項について省略される。ただし、その期間内に臨時検査を受けるべき事由が生じた船舶または物件については省略されない。（施行規則 16 条 3 項、法 6 条の 3）

④ 検定合格品等に関する省略

型式承認を受けた製造者が製造する船舶または法 2 条 1 項各号に掲げる事項に係る物件において検定に合格したのものについては、当該検定の合格後最初に行う製造検査、定期検査、中間検査、臨時検査または臨時航行検査において、検定に合格した事項について省略される。（施行規則 16 条 4 項、法 6 条の 4・1 項）

⑤ 登録検査確認機関（法 25 条の 47）に関する中間検査の省略

20 トン未満の船舶（以下「小型船舶」という。）において船舶安全法 25 条の 47

が規定する「登録検査確認機関」が小型船舶の検査を行い、かつ同法施行規則 2 条 1 項に規定する国土交通省令等の規定に適合することを確認したものについては、当該検査および確認の後 30 日以内に行う中間検査において当該確認に係る事項について省略される。ただし、その期間内に臨時検査を受けるべき事由が生じた小型船舶については省略されない。(施行規則 16 条 5 項、法 6 条の 5)

⑥ 検査の省略を行わない場合

船舶または物件の製造検査、予備検査または検定に合格した後著しく期間が経過していること等により、当該製造検査、予備検査または検定に合格した事項に変更が生じているおそれがあると管海官庁が認めるときは、上記①、②および④による検査の省略が行われないことがある。(施行規則16条6項)

第 2 節 国際航海船の検査

船舶安全法は、国際海事機関(IMO)において年々締結・改正される各種の国際条約をその発効時期に応じて順次国内法に取り入れながら、日本船舶の航行の安全を確保してきたが(第 1 章第 1 節 1. 参照)、国内各港間のみを航行する、一般に「内航船」と称される船舶や漁船等(※注 1)に対しては、上述の条約要件の一部が船舶の業態に応じて適用されているのが実情である。

また、国際航海(※注 2)に従事するいわゆる「外航船」であっても、すべての船舶に対して一律に適用されているわけではない。

本節では、これらの適用条件に留意しながら、国際航海に従事する船舶に適用される特有の検査等(関係周辺法令による重要な規制等を含む。)の制度を解説する。

※注 1 「1974 年の海上における人命の安全のための国際条約」(以下、「1974 年 SOLAS 条約」という。)は、「魚類、鯨類、アザラシ、セイウチ、その他の海洋生物資源を採捕するために使用する船舶」を、「漁船」と定義して適用除外としている。これは、原則として業態に運搬の用途を含まない漁ろう船を指すものと解され、船舶安全法の漁船の定義とは一致しない。国内法における条約要件の適用条件で、「もっぱら漁ろうに従事する船舶に限る。」等の記載が多いのは、この事情による。

※注 2 国際航海とは、一国と他の国との間の航海をいい、一国が国際関係について責任を有する地域又は国際連合が施政権者である地域、具体的には植民地、保護領、委任統治地等は別個の国とみなされる。

1. 条約証書

日本国内を航行する船舶と、日本と外国、あるいは外国と外国の間を航行する船舶とでは、受有すべき証書及び検査の内容に違いがある。

国際航海に従事する船舶は、国際条約に基づいて制定された国内法に従い、条約に適合した船舶として発行されるさまざまな条約証書を搭載し運航することになる。(船の種類ごとの証書については後述する。)

また、外航船は、国際航海に従事する旅客船や国際照射済燃料等運搬船などの特殊船

舶、その他の例外を除き、大多数の船舶が船級を取得し、船級を有する間、特別検査を除く管海官庁の検査を受け、これに合格したものとみなされる。

この場合、検査合格後の各証書の発行については、一部の証書を除いて、船級協会ではなく国(運輸局等)により行われる。(詳細は第3章第2節「船舶検査をめぐる制度の概要」10. 条約証書を参照のこと。)

しかしながら、条約証書の有効期間の間に受検する中間検査時の各証書への裏書き(endorsement)が、船級協会により行われるものがあることに注意しなければならない。(詳細は本節「2. 船舶安全法及び周辺法令による条約証書等」一覧表を参照のこと。)

なお、現在日本が認めている船級協会は、NK(日本海事協会)を含め4団体である。(詳細は第3章第3節「船級協会登録船舶の検査」2. 船級登録を参照のこと)

また、検査の延期制度において中間検査の延期が認められる船舶は、「国際航海に従事する旅客船」のみ(施行規則46条の4)であることは特に注意すべき点である。

国際航海に従事する船舶の条約証書に関する規定は証書省令に定められており、船の種類ごとに保有する主な条約証書は次のとおりであるが、証書省令第2条第7項により、船舶検査証書又は臨時航行許可証を有しない船舶については条約証書は交付されない。

	証書種別	旅客船	原子力旅客船	貨物船(油タンカー・ばら積み船、PCC 他)	液化ガスばら積船	液体化学薬品ばら積船	照射済核燃料等運搬船	
施行規則	船舶検査証書 船舶検査手帳				○			
証書省令	旅客船安全証書	○						
	原子力旅客船安全証書		○					
	貨物船安全構造証書 + 貨物船安全設備証書 + 貨物船安全無線証書			○	○	○	○	
	国際液化ガスばら積船適合証書				○			
	国際液体化学薬品ばら積船適合証書					○		
	国際照射済核燃料等運搬船適合証書						○	
	免除証書	※ 上記条約証書に係る要件の全部又は一部免除規定の適用を受けている場合 ○						
	国際防汚方法証書	○						
	国際満載喫水線証書	○ ※ 満載喫水線に係る要件の全部免除の適用を受けた場合 - ※ 高速船コードの適用を受けている場合 -						
	国際満載喫水線免除証書	※ 満載喫水線に係る要件の全部又は一部免除規定の適用を受けている場合 ○						
	高速船安全証書 高速船航行条件証書	※ 高速船コードの適用を受けている場合 ○						

(1) 証書の種類及び概要は次のとおりである。

① 旅客船安全証書(証書省令第1号様式)

国際航海に従事する旅客船(原子力旅客船を除く)に対して交付される。(証書省令2条1項1号)

② 原子力旅客船安全証書(証書省令第1号の2様式)

③ 貨物船安全構造証書(証書省令第2号様式)

国際航海に従事する総トン数500トン以上の貨物船に対して交付される。(証書省令2条1項3号)

④ 貨物船安全設備証書(証書省令第3号様式)

国際航海に従事する総トン数500トン以上の貨物船に対して交付される。(証書省令2条1項3号)

⑤ 貨物船安全無線証書(証書省令第4号様式)

国際航海に従事する総トン数300トン以上の貨物船に対して交付される。(証書省令2条1項3号及び4号)

⑥ 貨物船安全証書(証書省令第5号様式)

国際航海に従事する総トン数500トン以上の貨物船に対して交付される。(証書省令2条1項3号)ただし、船級協会から貨物船安全構造証書又は貨物船安全設備証書の交付を受けている船級船に対しては交付しない。

⑦ 国際照射済核燃料等運送船適合証書(証書省令第5号の2様式)

⑧ 国際液化ガスばら積船適合証書(証書省令第5号の2の2様式)

1974年 SOLAS 条約の昭和58(1983)年の改正に係る施行日(昭和61(1986)年7月1日)以後、建造又は建造に着手された危規則142条本文又は257条ただし書きに規定する液化ガスばら積船であって、国際航海に従事するものに対して交付される。(証書省令2条1項6号)

⑨ 国際液体化学薬品ばら積船適合証書(証書省令第5号の3様式)

1974年 SOLAS 条約の昭和58(1983)年の改正に係る施行日(昭和61(1986)年7月1日)以後、建造又は建造に着手された危規則257条本文に規定する液体化学薬品ばら積船(液体油脂ばら積船以外のもの)であって、国際航海に従事するものに対して交付される。(証書省令2条1項7号)

⑩ 免除証書(証書省令第6号様式)

国際航海に従事する旅客船又は総トン数500トン以上の貨物船について、関係規定の定めるところにより条約証書(国際満載喫水線証書及び国際満載喫水線免除証書を除く。総トン数300トン以上500トン未満の船舶は貨物船安全無線証書のみ。)に係る要件の一部又は全部を免除されたとき(特殊目的船安全証書の交付を行った場合を含む。)に交付される。(証書省令2条2項)

⑪ 高速船安全証書(証書省令第6号の2様式)

国際航海に従事する1974年 SOLAS 条約附属書第X章による「高速船コード」の適用を受けた船舶に対して交付される。(証書省令2条1項)

⑫ 高速船航行条件証書(証書省令第6号の3様式)

国際航海に従事する1974年 SOLAS 条約附属書第X章による「高速船コード」の適

- 用を受けた船舶に対して交付される。(証書省令 2 条 1 項)
- ⑬ 国際満載喫水線証書(証書省令第 7 号様式)
旅客船又は貨物船であって、国際航海に従事する長さ 24 メートル以上のものに対して交付される。(証書省令 2 条 3 項)
- ⑭ 国際満載喫水線免除証書(証書省令第 8 号様式)
旅客船又は貨物船であって、国際航海に従事する長さ 24 メートル以上のものうち、次に掲げるものに対して交付される。(証書省令 2 条 3 項)
(イ) 潜水船、施行規則第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する船舶並びに臨時航行許可証の交付を受けた船舶
(ロ) 施行規則、満載規則又は区画規程の定めるところにより国際満載喫水線証書に係る要件の一部又は全部を免除された船舶
- ⑮ 国際防汚方法証書(証書省令第 8 号の 2 様式)
総トン数 400 トン以上の船舶に対して交付される。(証書省令 2 条 5 項及び 6 項)
なお、本証書は、船級協会から国際防汚方法証書の交付を受けている船舶については発給されない。
- ⑯ 附属書(第 11 号様式)
特定航海において、旅客船安全証書に記載された救命設備に係る事項が臨時的に変更される場合に、同証書の書換えに代えて交付することができる。(証書省令 7 条 2 項)
- ⑰ 液化ガスばら積船適合証書(証書省令別記様式 1 他)
1974 年 SOLAS 条約の昭和 58(1983)年の改正に係る施行日(昭和 61(1986)年 7 月 1 日)前、建造又は建造に着手された「昭和 53 年 1 月 17 日付け海査第 473 号」の適用を受けている液化ガスばら積船(以下、「現存液化ガスばら積船」という。)であって、国際航海に従事するものに対して、次の区分によりそれぞれの様式による証書が交付される。
(イ) 現存液化ガスばら積船であって、汚染物質を運送する船舶(LNG 船、LPG 船等を除く船舶をいう。以下同じ。)のうち、昭和 51(1976)年 10 月 30 日後に建造契約が結ばれ、又は昭和 51(1976)年 12 月 31 日後に建造され若しくは建造に着手されたもの。(昭和 61 年 6 月 27 日改正証書省令附則 7 条 2 項 1 号)様式は、証書省令附則による別記様式 1。
(ロ) 現存液化ガスばら積船であって、汚染物質を運送する船舶のうち、昭和 51(1976)年 11 月 1 日前に建造契約が結ばれた検査心得 5-1 附 2. 5(a)②(i)(ロ)に該当するもの。(証書省令別記様式 1 備考関連)様式は、検査心得 1-2 第 3 号様式
(ハ) 現存液化ガスばら積船であって、昭和 51(1976)年 11 月 1 日前に建造契約が結ばれた検査心得 5-1 附 3. 5(a)②(i)(ハ)に該当するもの。(証書省令別記様式第 1 備考関連)様式は、検査心得 1-2 第 4 号様式。
いずれも交付手数料は不要。
- ⑱ 液体化学薬品ばら積船適合証書(証書省令別記様式 2)
1974 年 SOLAS 条約の昭和 58(1983)年の改正に係る施行日(昭和 61(1986)年 7 月 1

日)前、建造又は建造に着手された液体化学薬品ばら積船であって、国際航海に従事するものに対して交付される。なお、交付手数料は不要。

⑱ 代替設計及び配置の承認に関する証明書(第 2-16 号様式)

国際航海に従事する旅客船又は500トン以上の貨物船であって、設備規程第3条、消防設備規則第2条又は防火構造規則第4条の「管海官庁がこの省令の規定に適合するものと同等以上の効力を有すると認めるもの」の適用を受けた船舶に対して、次に掲げる条約証書の関係欄記載事項を補足する目的を持って交付される。

- ・旅客船安全証書
- ・原子力旅客船安全証書 貨物船安全構造証書
- ・貨物船安全設備証書
- ・貨物船安全証書

なお、交付手数料は不要。

⑳ 機関区域無人化船適合証(第 2-17 号様式)

国際航海に従事する機関区域無人化船(機関規則 95 条の機関区域無人化船をいう。)であって、昭和 59(1984)年 9 月 1 日以後建造に着手された船舶に対して、最初の船舶検査証書を交付したときに交付される。交付手数料は不要。

(注)検査心得 6-1 船舶機関規則 95. 0(b)の規定による機関区域無人化船は、本適合証の交付対象としない。

㉑ 特殊目的船安全証書(第 2-18 号様式)

「その他の乗船者」を多数搭載することにより、検査心得 3-2-4.0 (c)に基づく特殊目的船コードの適用を受けている救命設備規則第1条の2第3項による第3種船に対して交付される。交付手数料は不要。

㉒ 海底資源掘削船安全証書(第 2-20 号様式)

2009 MODU コード(Code for the construction and equipment of MOBILE OFFSHORE DRILING UNITS, 2009)の施行日(平成 24(2012)年 1 月 1 日予定)以後、建造又は建造に着手された海底資源掘削船等であって、同コードの適用を受けたものに対して交付される。交付手数料は不要。

㉓ 固体ばら積貨物に関する安全規則の適合証書(第 2-22 号様式)

国際航海に従事する固体ばら積貨物を運送する船舶であって、申請があったものに対して交付される。交付手数料は不要。

(注)平成 22(2010)年 1 月 1 日現在、固体ばら積貨物の安全実施規則(BC コード)は、1974 年 SOLAS 条約に関する 1988 年議定書第 VI 章の参照コードであり強制コードでないため、当該船舶の寄港国から当該適合証明書を要求される場合のみ交付される。

④ 復原性計算機承認書(第 2-27 号様式)

下記船舶に対し交付される。

船の種類	国際航海に従事するタンカー又は液体化学薬品ばら積船	
建造時期	平成 28 (2016) 年 1 月 1 日以後	平成 28 (2016) 年 1 月 1 日以前
交付時期	最初の船舶検査証書が交付される時	下記①②のいずれか早い時期 ①平成 28 (2016) 年 1 月 1 日以後最初に行われる定期検査の時期 ②平成 33 (2021) 年 1 月 1 日

船の種類	国際航海に従事する液化ガスばら積船	
建造時期	平成 28 (2016) 年 7 月 1 日以後	平成 28 (2016) 年 7 月 1 日以前
交付時期	最初の船舶検査証書が交付される時	下記①②のいずれか早い時期 ①平成 28 (2016) 年 7 月 1 日以後最初に行われる定期検査の時期 ②平成 33 (2021) 年 7 月 1 日

なお、復原性計算機の搭載が免除されている船舶については交付されない。交付手数料は不要。

(2) 条約証書の有効期間の延長

管海官庁又は日本の領事官は、条約証書(原子力旅客船安全証書、極海域航行船証書(旅客船(原子力船に限る。))に係るものに限る。)及び国際防汚方法証書を除く。)の有効期間が満了する時において、外国の港から本邦の港又は定期検査等若しくは中間検査を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となる船舶(船舶検査証書を受有する船舶に限る。)については、申請により、当該条約証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して3ヶ月(高速船にあつては1ヶ月)を超えない範囲内において、その指定する日まで当該条約証書の有効期間を延長することができる。ただし、指定を受けた日前に当該航海を終了した場合には、当該条約証書の有効期間は満了したものとみなされる。(証書省令5条1項)

また、前記の規定による場合を除き、管海官庁又は日本の領事官は、条約証書の有効期間が満了する時において航海中となる高速船でない船舶(航海を開始する港から最終の到着港までの距離が1000海里を超えない航海に従事するものに限る。)について、申請により、当該条約証書の有効期間が満了する日から起算して1ヶ月を超えない範囲内において、その指定する日まで当該条約証書の有効期間を延長することができる。(証書省令5条2項)

以上の申請をしようとする者は、条約証書有効期間延長申請書(第10号様式)に当該条約証書、船舶検査証書及び船舶検査手帳を添えて管海官庁又は日本の領事官に提出しなければならない。手数料は不要である。(証書省令5条3項)

また、延長された有効期間に関する指定は、条約証書及び船舶検査手帳に記入して行なわれる。(証書省令5条4項)

(3) 条約証書の有効期間の5ヶ月延長制度

定期検査等又は中間検査の結果、証書省令2条の規定による条約証書の交付を受け

ることができる船舶(船舶検査証書を受有する船舶に限る。)であつて、当該定期検査等又は中間検査を外国において受けた場合その他地理的条件、交通事情その他の事情により、従前の条約証書の有効期間が満了するまでの間において当該定期検査等又は中間検査に係る条約証書の交付を受けることができなかつたものについては、従前の条約証書の有効期間は、証書省令第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該定期検査等若しくは中間検査に係る条約証書が交付される日又は従前の条約証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して5ヶ月を経過する日のいずれか早い日までの期間となる。(証書省令5条の2・1項)

(詳細は第3章第3節「10. 定期検査受検時の従前証書の効力延長措置」を参照のこと)

2. 船舶安全法及び周辺法令による条約証書等

船舶が受有すべき主な小書類一覧表

- ※ 本表は、国土交通省の所管する運輸関係法令に基づき主な証書類をまとめたものであり、各種法令に基づき船舶ごとに必要な証書類は異なります。ここに掲げる証書類のほか、昇降機制限荷重指定書・焼却炉制限温度指定書・揚貨装置制限荷重等指定書・ばら積み固体貨物積載証明書(Certificate for IMSBC Code)、無線局免許状など、実際の船舶ごとに必要となる書類については、改めて関係機関等にご確認をお願いします。
- ※ 本表中「国」とあるのは、国土交通省(地方運輸局等)が発給等処理を行い、「船級」または「JCI」とあるのは、当該機関にも権限が与えられていることを意味します。

船舶が受有すべき主な証書類一覧 1 (登録・トン数測定度関連)

証書類の名称 【略符・略称】	交付	有効 期間	裏書等	備考 (適用範囲、関係法令その他)	根拠法令
船舶国籍証書 Certificate of Vessel's Nationality	国	—	国 検認	総トン数 20 トン以上の日本船舶 (非自航船を除く)	船舶法
仮船舶国籍証書 Temporary Certificate of Vessel's Nationality	国	6 月	—	船舶国籍証書の交付を受けていない 総トン数 20 トン以上の日本船舶 (非自航船を除く) ※件名書謄本交付後、登録申請前に申請	船舶法
日本船舶であることの証明書 Certificate of Japanese Vessel	国	—	—	総トン数 20 トン以上の非自航日本船舶	証明書 交付規則
国籍証明書 Certificate of Vessel's Nationality	国	—	国 検認	国際航海に従事する総トン数 20 トン未満の日本船舶	小型船舶 登録法
国際トン数証書 International Tonnage Certificate	国	—	—	国際航海に従事する長さ 24 メートル以上の日本船舶 ※修理等で国際トン数証書の記載内容に変更があった時は、変更があった日から 20 日以内に書換を申請	トン数法
国際トン数確認書 Tonnage Certificate	国	—	—	国際航海に従事する長さ 24 メートル以上の日本船舶 ※修理等で国際トン数証書の記載内容に変更があった時は、変更があった日から 20 日以内に書換を申請	トン数法
載貨重量トン数証書 Deadweight Tonnage Certificate	国	—	—	国際航海に従事するタンカー ※海洋汚染防止証書の載貨重量トン数	トン数法
任意乾舷における載貨重量証明書 Certificate for Deadweight Corresponding to the Optional Freeboard	国	—	—	マルチ乾舷を採用する場合	トン数法
パナマ運河トン数証書 Panama Canal PC/UMS Documentation of Total Volume	国	—	—	パナマ運河を航行する船舶	トン数法 証書 交付規則
スエズ運河トン数証書 Suez Canal Special Tonnage Certificate	国	—	—	スエズ運河を航行する船舶	トン数法 証書 交付規則

船舶が受有すべき主な証書類一覧 2 (安全法検査関連)

証書類の名称 【略符・略称】	交付	有効 期間	裏書等	備 考 (適用範囲、関係法令その他)	根拠法令
船舶検査証書 Ship Inspection Certificate	国	5 年 (6 年)	—	船舶安全法第 2 条第 2 項に該当しない日本船舶	安全法
履歴記録【CSR】 (船舶の履歴情報を継続的に記録し続ける文書) The Continuous Synopsis Record	国	—	—	国際航海に従事する旅客船及び国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶 (旅客船と漁船を除く)	SOLAS
危険物運送船適合証 Certificate of Fitness for Ship Carrying Dangerous Goods	国	5 年	—	危険物を運送する船舶	安全法 危規則
貨物積載要領書 Loading Manual	船級	—	—	長さ 100m 以上の船舶であって、遠洋区域及び近海区域を航行 区域とする船舶。ただし、次の船舶を除く。 ①満載喫水線の標示をすることを要しないもの ②貨物を積載しないもの ③貨物の積付けが一定であるもの (貨車航送船等)	安全法 特貨則
穀類載貨資料 Grain Loading Plan	国	—	—	穀類をばら積みして運送する船舶。ただし、本邦各港間を沿海 区域を超えないで航行する場合を除く。	安全法 特貨則

船舶が受有すべき主な証書類一覧 3 (船員・乗組基準関連)

証書類の名称 【略符・略称】	交付	有効 期間	裏書等	備 考 (適用範囲、関係法令その他)	根拠法令
海上労働証書【MLC】 Maritime Labour Certificate	国	5 年	国	国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶	MLC2006 船員法
臨時海上労働証書【IMLC】 Interim Maritime Labour Certificate	国	6 月	—	国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶	MLC2006 職員法
海上労働遵守措置認定書(第 1 部及び第 2 部)【DMLC】 Declaration of Maritime Labour Compliance (Part 1 & Part 2)	国 船級	—	—	国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶 ※MLC(IMLC)に付属	MLC2006 船員法
機関区域無人化船適合証【M-Zero】 Certificate of Fitness for Periodically Unattended Machinery Spaces	国	—	—	機関区域無人化船	SOLAS 職員法
最少安全配員証書【MM】 Minimum Safe Manning Document	国	5 年	—	国際航海に従事する船舶	SOLAS

船舶が受有すべき主な証書類一覧 4 (海洋汚染関連)

証書類の名称 【略符・略称】	交付	有効 期間	裏書等	備考 (適用範囲、関係法令その他)	根拠法令
海洋汚染等防止証書 Maritime And Air Pollution Prevention Certificate	国	5年	—	総トン数150トン以上のタンカー及び 総トン数400トン以上のタンカー以外の船舶	MARPOL 海防法
油濁防止緊急措置手引書【SOPEP】 Shipboard Oil Pollution Emergency Plan	船級 承認	—	—	総トン数150トン以上のタンカー 及び総トン数400トン以上のタンカー以外の船舶	MARPOL 海防法
有害液体汚染防止緊急措置手引書 Shipboard Marine Pollution Emergency Plan for Noxious Liquid Substances	船級 承認	—	—	有害液体物質を輸送する総トン数150トン以上の船舶	MARPOL 海防法
海洋汚染防止緊急措置手引書【SMPEP】 Shipboard Marine Pollution Emergency Plan	船級 承認	—	—	*「油濁防止緊急措置手引書」と「有害液体汚染防止緊急措置 手引書」の両方を兼ねる手引書	MARPOL 海防法
国際油汚染防止証書【IOPP】 International Oil Pollution Prevention Certificate	国	5年	船級	国際航海に従事する総トン数150トン以上のタンカー及び 総トン数400トン以上のタンカー以外の船舶	MARPOL 海防法
国際大気汚染防止証書【IAPP】 International Air Pollution Prevention Certificate	国	5年	船級	国際航海に従事する総トン数400トン以上の全ての船舶	MARPOL 海防法
国際汚水汚染防止証書【ISPP】 International Sewage Pollution Prevention Certificate	国	5年	—	国際航海に従事する総トン数400トン以上の船舶又は 最大搭載人員16人以上の船舶	MARPOL 海防法
ばら積の有害液体物質の運送のための国際汚染防止証書【NLS】 International Pollution Prevention Certificate for The Carriage of Noxious Substances in Bulk	国	5年	国	有害液体物質ばら積み船	MARPOL 海防法
国際水/バラスト管理証書【IBWM】 International Ballast Water Management Certificate	国	5年	船級	バラスト水を運搬するように設計・建造された国際航海船舶 ※バラスト水管理条約	MARPOL 海防法
バラスト水管理計画書 Ship Ballast Water Management Plan	船級 承認	—	—	バラスト水を運搬するように設計・建造された国際航海船舶 ※バラスト水管理条約	MARPOL 海防法
国際二酸化炭素放出抑制船舶証書【IEE】 International Energy Efficiency Certificate	国	—	—	国際航海に従事する総トン数400トン以上の船舶	MARPOL 海防法
二酸化炭素放出抑制航行手引書【SEEMP】 (船舶エネルギー効率管理計画書) Ship Energy Efficiency Management Plan	船級 承認	—	—	国際航海に従事する総トン数400トン以上の船舶	MARPOL 海防法
国際大気汚染防止原動機証書【EIAPP】 Engine International Air Pollution Prevention Certificate	船級 JCI	—	—	定格出力130kW以上の原動機を搭載する船舶	MARPOL 海防法
原動機取扱手引書 Technical File	船級 JCI	—	—	定格出力130kW以上の原動機を搭載する船舶	MARPOL 海防法

船舶が受有すべき主な証書類一覧 5 (条約証書関連)

証書類の名称 【略符・略称】	交付	有効期間	裏書等	備考 (適用範囲、関係法令その他)	根拠法令
旅客船安全証書【PSSC】 Passenger Ship Safety Certificate	国	1年	国	国際航海に従事する旅客船	SOLAS 証書省令
原子力旅客船安全証書【NPSSC】 Nuclear Passenger Ship Safety Certificate	国	1年	国	国際航海に従事する原子力旅客船	SOLAS 証書省令
貨船安全構造証書【SC】 Cargo Ship Safety Construction Certificate	船級	5年	船級	国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の貨物船	SOLAS 証書省令
貨船安全設備証書【SE】 Cargo Ship Safety Equipment Certificate	船級	5年	船級	国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の貨物船	SOLAS 証書省令
貨物安全無線証書【SR】 Cargo Ship Safety Radio Certificate	船級	5年	船級	国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の貨物船	SOLAS 証書省令
貨物船安全証書【CSSC】 Cargo Ship Safety Certificate	船級	5年	船級	国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の貨物船	SOLAS 証書省令
国際照射済核燃料等運送船適合証書 International Certificate of Fitness For The Carriage of INF Cargo	国	5年	国	国際航海に従事する照射済核燃料等運送船 ※INF コード	SOLAS 証書省令
国際液化ガスばら積船適合証書【IGC】 International Certificate Of Fitness For The Carriage Of Liquefied Gases In Bulk	船級	5年	船級	国際航海に従事する液化ガスばら積船 ※IGC コード	SOLAS 証書省令
国際液体化学薬品ばら積船適合証書【IBC】 International Certificate Of Fitness For The Carriage Of Dangerous Chemicals In Bulk	国	5年	船級	国際航海に従事する液体化学薬品ばら積船 ※IBC コード	SOLAS 証書省令
免除証書 Exemption Certificate	国	☆	—	国際航海に従事する旅客船又は総トン数 500 トン以上 (または 300 トン以上) の貨物船 ※SC、SE、SR、CSSCに係る要件の一部または全部の免除	SOLAS 証書省令
高速船安全証書 High-Speed Craft Safety Certificate	国	5年	船級	国際航海に従事する高速船 ※高速船コード	SOLAS 証書省令
高速船航行条件証書 Permit to Operate High-Speed Craft	国	5年	船級	国際航海に従事する高速船 ※高速船コード	SOLAS 証書省令
極海域航行船証書 Polar Ship Certificate	船級	5年	船級	国際航海に従事する極海域航行船	SOLAS 証書省令
国際満載喫水線証書【LL】 International Load Line Certificate	船級	5年	船級	国際航海に従事する旅客船・貨物船であって、 長さ 24 メートル以上の船舶 (除く：満載喫水線証書にかかる 要件の全部を免除された船舶及び高速船) ※LL 条約	SOLAS 証書省令
国際満載喫水線免除証書 International Load Line Exemption Certificate	国	5年	船級	満載喫水線証書にかかる要件の全部を免除された船舶 及び高速船 ※LL 条約	SOLAS 証書省令
国際防汚方法証書【IAFS】 International Anti-Fouling System Certificate	船級	—	船級	国際航海に従事する総トン数 400 トン以上の船舶 ※国際航海に従事しない 400 トン以上の船舶(任意)	SOLAS 証書省令

☆ 旅客船は 1 年、貨物船は 5 年

船舶が受有すべき主な証書類一覧 6 (安全管理・保安関連)

証書類の名称 【略符・略称】	交付	有効 期間	裏書等	備 考 (適用範囲、関係法令その他)	根拠法令
安全管理証書【SMC】 Safety Management Certificate	船級	5年	船級	国際航海に従事する旅客船及び総トン数500トン以上の貨物船等	ISM
安全管理手引書【SMM】 Safety Management Manual	船級 承認	—	—	国際航海に従事する旅客船及び総トン数500トン以上の貨物船等	ISM
仮安全管理証書【ISMIC】 Interim Safety Management Certificate	船級	6月	船級	国際航海に従事する旅客船及び総トン数500トン以上の貨物船等	ISM
適合証書【DOC】 Document of Compliance	船級	5年	船級	国際航海に従事する旅客船及び総トン数500トン以上の貨物船等 ※管理認定書規則	ISM
国際安全管理規則 (ISM) 非適用証明書 Certificate for Non-Applicability of the ISM Code	国	5年	—	国際航海に従事する総トン数500トン以上の貨物船等のうち、非適用船舶。	ISM
船舶保安証書【ISSC】 International Ship Security Certificate	国	5年	船級	国際航海に従事する旅客船又は総トン数500トン以上の旅客船以外の日本船舶	ISPS
船舶保安認定書【ISSC】 International Ship Security Certificate	国	5年	—	国際航海に従事する旅客船又は総トン数500トン以上の旅客船以外の日本船舶 ※保安認定書規則	ISPS
臨時船舶保安証書【IISCC】 Interim International Ship Security Certificate	国	6月	—	国際航海に従事する旅客船又は総トン数500トン以上の旅客船以外の日本船舶	ISPS
船舶保安規程【SSP】 Ship Security Plan	船級	—	—	国際航海に従事する旅客船又は総トン数500トン以上の旅客船以外の日本船舶	ISPS
「SOLAS 条約第 XI-2 章」及び「船舶及び港湾施設の保安に関する国際コード (ISPS コード)」非適用証明書 Certificate for Non-Applicability of the Chapter XI-2 of the International Convention for the Safety of the Life at Sea, 1974 and the International Code for the Security of Ships and of Port Facilities (The ISPS code)	国	5年	—	国際航海に従事する総トン数500トン以上の貨物船等のうち、非適用船舶。	ISPS

船舶が受有すべき主な証書類一覧 7 (その他)

証書類の名称 【略符・略称】	交付	有効 期間	裏書等	備 考 (適用範囲、関係法令その他)	根拠法令
船級証書 Certificate of Classification	船級	5年	船級	船級船	船級規則
仮船級証書 Provisional Certificate of Classification	船級	—	—	船級船(正式入級前)	船級規則

凡例(省略形)	正式名称
船舶法	船舶法 (明治 32 年法律第 46 号)
小型船舶登録法	小型船舶の登録等に関する法律 (平成 13 年法律第 102 号)
トン数法	船舶のトン数の測定に関する法律 (昭和 55 年法律第 40 号)
船員法	船員法 (昭和 22 年法律第 100 号)
職員法	船舶職員及び小型船舶操縦者法 (昭和 26 年法律第 149 号)
安全法	船舶安全法 (昭和 8 年法律第 11 号)
海防法	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和 45 年法律第 136 号)
証明書交付規則	日本船舶であることの証明書交付規則 (平成 14 年国土交通省告示第 351 号)
証書交付規則	船舶のトン数に関する証書交付規則 (平成 6 年運輸省告示第 224 号)
危規則	危険物船舶運送及び貯蔵規則 (昭和 32 年運輸省令第 30 号)
特貨則	特殊貨物船舶運送規則 (昭和 39 年運輸省令第 62 号)
証書省令	海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令 (昭和 40 年運輸省令第 39 号)
ISPS 法	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律 (平成 16 年法律第 31 号)
管理認定書規則	船舶安全管理認定書等交付規則 (平成 12 年運輸省告示第 274 号)
保安認定書規則	船舶保安認定書等交付規則 (平成 17 年国土交通省告示第 423 号)
SOLAS	海上における人命の安全のための国際条約 (1929 年採択。1935 年 9 月 11 日国内発効。現条約は 1974 年条約の改正条約。)
LL 条約	International Convention for the Safety of Life at Sea 満載喫水線に関する国際条約 (1930 年採択。1933 年 10 月 9 日国内発効。現条約は 1966 年採択。1968 年 7 月発効。)
MARPOL	International Convention on Load Lines 船舶による汚染の防止のための国際条約 (1973 年採択。1983 年 10 月発効。)
AFS 条約	International Convention for the Prevention of Pollution from Ships 船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約 (2001 年 10 月採択。2008 年 9 月 17 日国内発効。)
バラスト水管理条約	International Convention on the Control of Harmful Anti-Fouling Systems on ship 船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約 (2004 年 2 月採択。2017 年 9 月 8 日国内発効。)
MLC2006	International Convention for the control and management of Ships' Ballast Water and Sediments 2006 年の海上の労働に関する条約 (2006 年採択。2013 年 8 月 20 日発効。)
ISPS	Maritime Labour Convention 2006 船舶及び港湾施設の保安に関する国際コード (2002 年 12 月採択。2004 年 7 月 1 日適用。)
IGC コード	International Ship and Port Facility Security code 液化ガスのばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規約 (1983 年採択。1986 年 7 月 1 日適用。)
IBC コード	International Code for the Construction and Equipment of Ships Carrying Liquefied Gases in Bulk 液体化学薬品ばら積み船舶の構造及び設備に関する国際規約 (1983 年採択。1986 年 7 月 1 日適用。)
INF コード	International Code for the Construction and Equipment of Ships Carrying Dangerous Chemicals in Bulk 容器に収納された照射済核燃料、プルトニウム及び高レベル放射性廃棄物の海上安全運送国際規約 (1993 年採択。2004 年 4 月適用。)
ISM コード	International Code for the Safe Carriage of Packaged Irradiated Nuclear Fuel, Plutonium and High-Level Radioactive Wastes on Board Ships 船舶及びそれを管理する会社の総合的な安全管理体制を確立するための国際安全管理規則 (1993 年 11 月採択。1998 年 7 月適用。)
高速船コード	International Management Code for the Safe Operation of Ships and for Pollution Prevention (International Safety Management Code) 高速船の安全に関する国際コード 2000 (2000 年採択。)
	International Code of Safty for High-Speed Craft, 2000

3. 国際海事機関船舶識別番号(IMO 番号)

平成 6(1994)年、1974 年 SOLAS 条約の改正により、平成 8(1996)年 1 月 1 日以降、一部の船舶を除き、IMO の 3 文字に続く固有の 7 桁の数字で構成される国際海事機関船舶識別番号（以下、「IMO 番号」という。）を付し、同番号を条約証書に記載する旨規定された。

この改正は、海洋汚染と海上における犯罪行為を防止し、海事上の安全を促進することを主眼とするものであった。その後、海事テロ対策に向けての条約改正により、平成 16(2004)年以降は、当該番号の船体又は上部構造への標示が義務付けられた。

なお、船舶の国籍(船籍)が他の国に変わる場合にも、この IMO 番号が変更されることはない。

(1) IMO 番号付与対象船舶

国際航海に従事する船舶であって、総トン数 100 トン以上の全ての旅客船及び総トン数 300 トン以上の全ての船舶。

(参考) IMO 番号を不要とされている船舶

1	もっぱら漁ろうに従事する船舶
2	浚渫用バージ(ホッパー船)
3	推進機関を有しない船舶
4	水中翼船、ホバークラフト
5	フローティングドック及び類似のものとして分類された構造物
6	戦闘艦および軍事輸送船
7	プレジャーヨット
8	木船全般

※ 上記の船舶に条約証書が交付される場合、IMO 番号は記載不要とされているが、ロイド船級協会の登録番号を有している場合は、当該番号冒頭に「IMO」を付したものが IMO 番号として記載される。

注 1 「もっぱら漁ろうに従事する船舶」は平成 26(2014)年 1 月発行 IMO 総会決議 A. 1078(28)により対象に含まれるようになった。

(2) 会社および登録船舶所有者への番号付与

平成 21(2009)年 1 月 1 日より、IMO 番号は、100 トン以上の国際航海を行う船舶を所有管理するすべての会社と登録船舶所有者についても適用の対象となり、識別番号が付与されることとなった。その番号は IMO の 3 文字に続き「Company」または「Registered Owner」の後、固有の 7 桁の数字で構成される。

「Company」(会社)とは、1974 年 SOLAS 附属書第 IX 章 1 の DOC Company(運航管理者)をいい、「Registered Owner」(登録所有者)とは旗国発行の船舶登録証明書に記載の船舶所有者をいう。

なお、この番号は、会社名が変わっても変更されることはない。会社が合併した場合、原則としてより比率の大きい会社の番号が合併会社の番号として適用され、もう一方の会社の番号は廃番となり、再使用されることはない。

< IMO 番号例 >

船舶	IMO 1234567
会社(運航管理者)	IMO Company 2345678
登録所有者	IMO Registered Owner 3456789

*** IMO 番号について ***

現在、IMO 番号は、IHS マークイット Maritime & Trade が発行・管理しており、ロイド船級協会は IMO 番号に関わる業務は行っていない。

IMO 番号については、下記の方法にて照会する。

- IHS マークイット Maritime & Trade 社 IMO Numbers サイト
無料ユーザー登録をすれば、IMO 会社番号の検索が可能。
IMO 船舶番号については、新規申請受付のみで検索は不可。
www.imonumbers.ihs.com
- IMO 船舶検索ページ (Ship and Company Particulars)
IMO 船舶番号が付与されている船舶であれば、船級を問わず検索が可能。
(無料ユーザー登録が必要)。
<https://gis.imo.org/Public/Default.aspx>
- IACS が管理する船舶情報サイト Equasis
IACS (国際船級協会連合) に登録している船級協会は、Equasis に情報提供することを要求されている (IACS PR16 Rev.0 July 2009*)。
Equasis は、船級協会が情報を提供している無料の情報システムであり、船舶の情報 (船級協会の検査履歴、PSC での航行停止処分履歴等) や所有者情報を入手することが可能である。また、無料ユーザー登録をすれば、IACS (国際船級協会連合) に登録している船級協会(*) の船舶を検索することも可能である。
www.equasis.org

*該当船級

アメリカ船級協会 (ABS)、仏/ビューロー・ベリタス (BV)、中国船級協会 (CCS)、
ノルウェー・ドイツ/DNV GL 船級協会 (DNVGL)、韓国船級協会 (KR)、
英/ロイド船級協会 (LR)、日本海事協会 (NK)、イタリア船級協会 (RINA)、
ロシア船級協会 (RS)、インド船級協会 (IRS)

以上、ロイドレジスターのサイトからの情報

<http://www.lrs.or.jp/imo/>

4. 国際航海船の安全管理制度 (ISM コード)

船舶所有者は、国際航海に従事する船舶(公用に供する船舶を除く。)であって、対象船舶ごとに、1974年 SOLAS 条約附属書第IX章第1規則第1項に規定する国際安全管理規則規則(以下、「ISM コード」という。)に従い、当該船舶の航行の安全を確保するため当該船舶及びその船舶を管理する船舶所有者の事務所において行われるべき安全管理に関する事項について、安全管理手引書を作成し、船内に備え置かなければならないとされている。(施行規則 12 条の 2)

(1) 適用対象船舶及び非適用船舶

I S M コ ー ド の 適 用 対 象 船 舶	①	旅客船 (⑥に掲げる船舶以外の旅客船をいう)
	②	※ タンカー (海防法 3 条 9 項に規定するタンカーをいう)
	③	※ 液化ガスばら積船 (危規則 142 条に規定する液化ガスばら積船をいう)
	④	※ 液化化学薬品ばら積船 (危規則 257 条に規定する液化化学薬品ばら積船をいう)
	⑤	※ バルクキャリア (施行規則 12 条の 2・1 項 5 号の船舶をいう)
	⑥	※ 高速船である旅客船 (施行規則 13 条の 4・1 項の規定に基づいて管海官庁の指示するところにより法 2 条 1 項に掲げる事項を施設した船舶をいう)
	⑦	※ 高速船である非旅客船 (もっぱら漁ろう (付属船舶を用いてする漁ろうを含む。)に従事する船舶を除く) (施行規則 13 条の 4・1 項の規定に基づいて管海官庁の指示するところにより法 2 条 1 項に掲げる事項を施設した船舶である非旅客船をいう)
	⑧	①から⑥に掲げる船舶及びもっぱら漁ろう (付属船舶を用いてする漁ろうを含む。)に従事する船舶以外の船舶であって推進機関を有するもの。 (規則 12 条の 2・1 項 7 号の船舶をいう。)
非 適 用 と さ れ る 船 舶	下記①～⑧の何れかが船舶所有者 (独立行政法人等以外の船舶管理人又は船舶借入人が置かれる場合を除く。)、船舶管理人又は船舶借入人である船舶	
	①	国
	②	地方公共団体
	③	国立大学法人
	④	独立行政法人水産大学校
	⑤	独立行政法人水産総合研究センター
	⑥	独立行政法人航海訓練所
	⑦	独立行政法人海技教育
	⑧	独立行政法人海洋研究開発機構

(2) 国際安全管理規則非適用証明書 (ISM 非適用証明書)

本証明書は、施行規則 12 条 2 の適用を受けない船舶の船舶所有者等が、国際航海を行うにあたり、ポートステートコントロールにおいてサブスタンダード船 (条約証書を持ちながら、実際には条約に定める基準に完全に適合していない船) と認識される等の誤解を寄港国当局より受けることを防ぐことを目的として交付されるものであり、対象船舶は(1)の表下段の「非適用とされる船舶」記載の船舶である。

ただし、NK(日本海事協会)による ISM コードに係る認証を任意で受けた船舶に対しては、ポートステートコントロールの際に混乱をきたす可能性がある(NK(日本海事協会)発給の証書も同時に所持している)ため、原則、本証明書は交付されない。

また、NK(日本海事協会)による ISM コードの認証を受ける予定がある船舶の場合、受けるまでの間についてのみ本証明書による証明を行うことになる。

5. 船舶安全管理規程(任意 ISM 制度)

外航海運事業において 1974 年 SOLAS 条約が適用される船舶及びその船舶管理会社は、ISM コードの目的に沿った安全管理システムを構築及び文書化し、実施・維持したうえで旗国の検査を受け、証書を取得し、会社及び船舶に証書を備え置かなければ、国際航海に従事できないこととなった一方、1974 年 SOLAS 条約を適用する必要のない船舶及びその管理会社(いわゆる内航船舶、内航海運事業者等)には ISM コードの適用は求められていないが、国内荷主の一部が、安全運航体制の確立を内航海運事業者に求め、その用船条件として、ISM コードに準拠した認証の取得を求める動きがあった。

平成 12(2000)年 7 月に、「船舶安全管理認定書等交付規則」が制定され、任意で ISM を取得することが可能となった。

<船舶安全管理認定書等交付規則>

第 2 条 (適用)

この規則は、船舶安全法施行規則第 12 条の 2 第 1 項の規定の適用のある船舶以外の船舶であって、次に掲げるものに対して、申請に基づき適用する。

- 一 旅客船 (12 名を超える旅客定員を有する船舶をいう。)
- 二 タンカー (海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 9 号に規定するタンカーをいう)
- 三 液化ガスばら積船 (危険物船舶運送及び貯蔵規則第 142 条に規定する液化ガスばら積船をいう)
- 四 液体化学薬品ばら積船 (危険物船舶運送及び貯蔵規則第 257 条に規定する液体化学薬品ばら積船をいう)
- 五 バルクキャリア (船舶安全法施行規則第 12 条の 2 第 1 項第 5 号イからハまでのいずれかに該当する船舶をいう。)
- 六 船舶安全法規則第 13 条の 4 第 1 項の規定に基づいて管海官庁の指示するところにより法第 2 条第 1 項に掲げる事項を施設した船舶 (船舶安全法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号に掲げる船舶を除く。)
- 七 船舶安全法施行規則第 1 条第 4 項に規定する海洋資源掘削船
- 八 その他の貨物船
- 九 その他国土交通大臣が適当と認めた船舶

なお、旅客船及び高速旅客船以外の船舶で船級協会登録船舶については、船級協会での審査も可能である。

船級船及び非船級船(以下「JG 船舶」という)両方を管理する会社は、国か船級協会の何れかが審査を行い、「適合認定書」(会社に発行される証書)が発行される。

また船級船及び JG 船舶両方を管理する会社は原則として、認定書取得予定数が多い方に、会社審査を申し込むことになる。

6 履歴記録(CSR)制度

履歴記録(Continuous Synopsis Record 以下、「CSR」という。)とは、船舶の履歴情報を継続的に記録し続ける文書であり、船舶の戸籍のようなものである。

(1) 国際的背景

国際海事機関(IMO)において、二重国籍を持った船舶(いわゆる幽霊船)や多発する海賊船対策のとして、従来からCSRの強制化等について検討を続けていたところ、平成13(2001)年9月11日に起きた米国テロ事件が契機となり、平成14(2002)年12月、船舶及び港湾施設の保安の確保を目的とした1974年SOLAS条約附属書の改正が行われた。

その際、従来はバルクキャリア及び油タンカーの検査の強化、船舶識別番号等の安全対策について規定されていた附属書第XI章を、保安対策と安全対策に二分化して、第XI-1章を「海上の安全性を高めるための特別措置」とし、第XI-2章を「海上の保安を高めるための特別措置」とした。

そして、新たな条約要件として、附属書第XI-1章にCSRに係る規定が追加された。これを受けて、平成16(2004)年7月1日以降、CSR適用対象船舶は、CSRを船舶に備え置き、維持しなければならないとされている。

(2) CSR適用船舶

国際航海に従事するすべての旅客船及び総トン数500トン以上の船舶(旅客船、推進機関を有しない船舶及び漁船(「もっぱら漁ろうに従事する船舶」又は「自ら漁ろうに従事する船舶であって漁獲物の保護又は製造の設備を有する船舶」に限る。(施行規則1条2項1号、2号))を除く。)

※CSR適用船舶には、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づき検査を受ける船舶以外にも、海上保安庁の巡視船等商用公船が含まれることに注意が必要である。

(3) CSRの内容

【様式1】(Form1)、【様式2】(Form2)、【様式3】(Form3)から構成される。

【様式1】(Form1)	最新の情報が記載された書面。管海官庁が記載。
【様式2】(Form2)	【様式1】記載のうち変更事項を記載する書面。 船舶所有者、船長等が記載。
【様式3】(Form3)	【様式2】に記載した変更事項の索引を記載する書面。 船舶所有者、船長等が記載。

(4) CSRの交付

CSRは、船舶検査手帳の一部であり、船舶検査手帳の作成の一環として処理(交付)されることになっているので、改めての交付申請は不要である。

なお、船舶検査手帳には「(七)(6)履歴記録(イ)船舶の要目」が綴られるが、次項の「書換え」は、この(イ)船舶の要目を書換えることになる。

(5) CSRの書換え

① 船舶検査証書の書換申請と併せて申請する場合

(船舶検査証書の記載内容：船舶所有者、船名、船籍港に変更があった場合)

申請書は施行規則第12号様式の「書換申請書」を使用する。

申請事由の記載要領は、「下記の船舶の船舶検査証書の書換えを受けたいので、船舶安全法施行規則第 38 条第 1 項の規定により申請します。」とする。

② 船舶検査証書の書換えと併せて申請しない場合

(船舶検査証書の記載事項以外の変更の場合)

申請書は施行規則第 12 号様式の「書換申請書」を使用する。

申請事由の記載要領は、「下記の船舶の船舶検査手帳の書換えを受けたいので、船舶安全法施行規則第 46 条第 6 項の規定により申請します。」とする。

※ なお、書換後の CSR は「変更した事実が発生した日から 3 ヶ月以内に主管庁が交付する」ことになっているので、速やかに手続きすることが求められるので注意が必要である。

(6) CSR の滅失または破損の場合

CSR の書換として扱い、滅失または破損した CSR の写しをもって書換申請を行う。

(7) CSR 対象船舶が日本船舶でなくなった場合(海外売船した場合)

施行規則 41 条に基づき、船舶検査証書等を返納する際に、【様式 2】(Form2)、【様式 3】(Form3)に所定事項を記載したものを提出することで、提出先官庁により処理が行われ、新しい文書番号の【様式 1】(Form1)、【様式 2】(Form2)、【様式 3】(Form3)が交付される。

これらはいわゆる「Closed CSR」と呼ばれている。この Closed CSR を含め、すべての CSR を新しい船舶所有者(売船先)に引き渡すことになる。

一方、日本国内を航行する、いわゆる内航船には、CSR の受有義務はない。内航船を海外売船する際に、外国の買主側から CSR の提出を要求されることもあるが、現時点では内航船が任意で CSR を受有するなどの制度は設けられていない。

また国際航海船として CSR を保有していた船舶が、内航船舶に仕様変更した場合でも、保有している CSR を返納する制度は無いのでそのまま保有を続けることになる。

付 録

様式 1

FORM 1

国際海事機関船舶識別番号 IMO 950***の船舶に対する

履歴記録 (CSR) 文書番号 ..1....

CONTINUOUS SYNOPSIS RECORD (CSR) DOCUMENT NUMBER 1 FOR THE
SHIP WITH IMO NUMBER: IMO 950***.

日付は yyyy/mm/dd の様式で記載しなければならない。

Dates should be in the format yyyy/mm/dd.

情報 Information		
1	この文書の適用開始日 : This document applies from (date):	2018年1月1日 2018/01/01
2	旗国 : Flag State:	日本 Japan
3	船舶が2に表す国に登録された日 : Date of registration with the State indicated in 2:	201710/01
4	船名 : Name of ship:	JAPAN FLAG II JAPAN FLAG II
5	船籍港 : Port of registration:	東京都 TOKYO, JAPAN
6	船舶所有者(船舶所有者が複数存在する場合はすべての者)の氏名又は名称及び住所 : Name of current registered owner(s): Registered address(es):	日本海事株式会社 東京都中央区中央一丁目1番1号 NIPPO KAIJI, LTD. 1-1-1, Chuo, Chuo-ku, Tokyo, Japan
7	国際海事機関船舶所有者識別番号(船舶所有者が複数存在する場合はすべての番号) Registered owner identification number	IMO Registered Owner 0123***
8	もし適用できるなら、船舶借入人(船舶借入人が複数存在する場合はすべての者)の氏名又は名称及び住所 : If applicable, name of current registered bareboat charterer(s): Registered address(es):	WEST JAPAN SHIPPING CORPORATION ABC Building, 52 nd Street, Panama City, Republic of Panama WEST JAPAN SHIPPING

		CORPORATION ABC Building, 52 nd Street, Panama City, Republic of Panama
9	1974年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第9章第1規則第2項に規定する会社の名称及び住所並びに安全管理を実施する場所： Name of Company (International Safety Management): Registered address(es): Address(es) of its safety management activities:	ロックポート海運株式会社 兵庫県神戸市中央区中央二丁目2番2号 ROCKPORT SHIPPING CORPORATION 2-2, Chuo 2 Chome, Chuo-ku, Kobe, Hyogo, Japan
10	国際海事機関会社識別番号 Company identification number	IMO Company 0678***
11	船級の登録を行つている機関： Name of all classification societies with which the ship is classed:	Nippon Kaiji Kyokai,
12	1974年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第9章第1規則に規定する国際安全管理規則に規定する適合書類又は臨時適合書類を交付した機関及び当該交付に係る検査を実施した機関： Administration/Government/Recognized Organization which issued Document of Compliance: Body which carried out audit (if different):	Nippon Kaiji Kyokai
13	1974年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第9章第1規則に規定する国際安全管理規則に規定する安全管理証書又は臨時安全管理証書を交付した機関及び当該交付に係る検査を実施した機関： Administration/Government/Recognized Organization which issued Safety Management Certificate: Body which carried out audit (if	Nippon Kaiji Kyokai

	different):	
14	1974年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第11章の2第1規則に規定する船舶及び港湾施設の保安国際規則第A部に規定する船舶保安証書又は臨時船舶保安証書を交付した機関及び当該交付に係る検査を実施した機関: Administration/Government/Recognized Security Organization which issued International Ship Security Certificate: Body which carried out verification (if different):	The Government of JAPAN (issued International Ship Security Certificate) Nippon Kaiji Kyokai (carried out verification)
15	船舶が2に表す国に登録されなくなった日: Date on which the ship ceased to be registered with the State indicated in 2:	N/C
16	備考 Remarks(insert relevant information as appropriate)	N/A

この文書は、この記録はすべての点において正しいことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY THAT this record is correct in all respects

日本の政府により発給した。

Issued by the Administration of :JAPAN

発給の場所及び日: 神奈川県横浜市 平成30年1月1日

Place and date of issue: Yokohama, Kanagawa Prefecture 2018/01/01

権限を与えられた者の署名:

Signature of authorized person:

権限を与えられた者の氏名: 鈴木一郎

Name of authorized person: Ichiro Suzuki



この文書は、次の日に船舶により受領され。履歴記録に取り入れた。

This document was received by the ship and attached to the ship's CSR file on the Following date (fill in): Signature

(記入)

署名

様式 2

FORM 2

国際海事機関船舶識別番号 IMO 950***の船舶に対する

履歴記録 (CSR) 文書番号 ..1... の変更

AMENDMENTS TO THE CONTINUOUS SYNOPSIS RECORD (CSR) DOCUMENT

NUMBER 1 FOR THE SHIP WITH IMO NUMBER: IMO 950***

変更は、次の表に示される。すべての項目に対し N/C は変更されていないことを示す。日付は yyyy/mm/dd の様式で記載しなければならない。

The amendments are shown in the table. Indicate N/C for all items not being changed. Dates should be in the format yyyy/mm/dd.

情報 Information	
1	この文書の適用開始日 : This document applies from (date):
2	旗国 : Flag State:
3	船舶が 2 に表す国に登録された日 : Date of registration with the State indicated in 2:
4	船名 : Name of ship:
5	船籍港 : Port of registration:
6	船舶所有者 (船舶所有者が複数存在する場合はすべての者) の氏名又は名称及び住所 : Name of current registered owner(s): Registered address(es):
7	国際海事機関船舶所有者識別番号 (船舶所有者が複数存在する場合はすべての番号) Registered owner identification number
8	もし適用できるなら、船舶借入人 (船舶借入人が複数存在する場合はすべての者) の氏名又は名称及び住所 : If applicable, name of current registered bareboat charterer(s): Registered

	address(es):	
9	<p>1974年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第9章第1規則第2項に規定する会社の名称及び住所並びに安全管理を実施する場所：</p> <p>Name of Company (International Safety Management):</p> <p>Registered address(es):</p> <p>Address(es) of its safety management activities:</p>	
10	<p>国際海事機関会社識別番号</p> <p>Company identification number</p>	
11	<p>船級の登録を行つている機関：</p> <p>Name of all classification societies with which the ship is classed:</p>	
12	<p>1974年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第9章第1規則に規定する国際安全管理規則に規定する適合書類又は臨時適合書類を交付した機関及び当該交付に係る検査を実施した機関：</p> <p>Administration/Government/Recognized Organization which issued Document of Compliance:</p> <p>Body which carried out audit (if different):</p>	
13	<p>1974年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第9章第1規則に規定する国際安全管理規則に規定する安全管理証書又は臨時安全管理証書を交付した機関及び当該交付に係る検査を実施した機関：</p> <p>Administration/Government/Recognized Organization which issued Safety Management Certificate:</p> <p>Body which carried out audit (if different):</p>	

14	<p>1974年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第11章の2第1規則に規定する船舶及び港湾施設の保安国際規則第A部に規定する船舶保安証書又は臨時船舶保安証書を交付した機関及び当該交付に係る検査を実施した機関： Administration/Government/Recognized Security Organization which issued International Ship Security Certificate: Body which carried out verification (if different):</p>	
15	<p>船舶が2に表す国に登録されなくなった日： Date on which the ship ceased to be registered with the State indicated in 2:</p>	
16	<p>備考 Remarks(insert relevant information as appropriate)</p>	

この文書は、この記録はすべての点において正しいことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY THAT this record is correct in all respects

船舶所有者又は船長により発給した。

Issued by the Company or master:

発給の日：

Date of issue:

権限を与えられた者の署名：

Signature of authorized person:

権限を与えられた者の氏名：

Name of authorized person:

様式 3

FORM 3

国際海事機関船舶識別番号 IMO ..950****..の船舶に対する
履歴記録 (CSR) 文書番号 ..1... の変更の索引

INDEX OF AMENDMENTS TO CSR DOCUMENT NUMBER ..1.... FOR THE
SHIP WITH IMO NUMBER: IMO ..950****..

CSR文書が発給された後、船舶所有者又は船主によって次の記載事項の変更が行われ、当該船舶の履歴記録に取り入れられ、そして政府に通知された。

After this CSR document was issued, the following amendments to entries on the document have been made by the Company or the master, have been attached to the ship's CSR file and have been notified to the Administration:

変更の適用開始日 Date of application of Amendments:	履歴記録の情報の変更 (2-16) Amendment to CSR Information (2-16)	変更書式が当該船舶 の履歴記録に取り入 れられた日 Date amendment form attached to the ship's CSR file :

注：もし上記の表の欄の数以上の変更が生じたら、このページの付録としてこのページの写しを追加しなさい。そのような付録は1から順番に番号を付さなければならない。
その場合には、次のように示す：付録番号.....はこのページに追加された。

NOTE: If more amendments are issued than allowed for in the above table, add copies of this table as Appendices to this page. Such Appendices should be numbered from 1 and upwards.

When relevant, indicate as follows: Appendix no. has been added to this page.

第 21 号様式

(6) 履歴記録

(イ) 船舶の要目

旗国	下記(ロ)に基づき規定される履歴記録の最新の様式1の記載内容と同じ。
船舶が初めて登録された日	同上
国際海事機関船舶識別番号	同上
船名	同上
船籍港	同上
船舶所有者(船舶所有者が複数存在する場合はすべての者)の氏名又は名称及び住所	同上
国際海事機関船舶所有者識別番号(船舶所有者が複数存在する場合はすべての番号)	同上
船舶借入人(船舶借入人が複数存在する場合はすべての者)の氏名又は名称及び住所	同上
1974年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第9章第1規則第2項に規定する会社の名称及び住所並びに安全管理を実施する場所	同上
国際海事機関会社識別番号	同上
船級の登録を行っている機関	同上
1974年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第9章第1規則に規定する国際安全管理規則に規定する適合書類又は臨時適合書類を交付した機関及び当該交付に係る検査を実施した機関	同上
1974年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第9章第1規則に規定する国際安全管理規則に規定する安全管理証書又は臨時安全管理証書を交付した機関及び当該交付に係る検査を実施した機関	同上
1974年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第11章の2第1規則に規定する規定する船舶及び港湾施設の保安国際規則第A部に規定する船舶保安証書又は臨時船舶保安証書を交付した機関及び当該交付に係る検査を実施した機関	同上

(ロ) 1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づく履歴記録

7. 国際航海船舶の船舶保安制度 (ISPS コード)

平成 16(2004)年 7 月 1 日、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」が施行された。

この法律は、平成 14(2002)年 12 月に国際海事機関(IMO)において改正された「1974 年 SOLAS 条約の附属書」を担保するものであり、以下の附属書諸規則も同時に発効した。

- 1) 船舶自動識別装置(AIS)の一部前倒し設置 (附属書第 V 章第 19 規則)
- 2) 船舶識別番号(IMO 番号)の恒久的標示 (附属書第 XI-1 章第 3 規則)
- 3) 履歴記録(CSR)の交付 (附属書第 XI-1 章第 5 規則)

なお、改正条約の適用対象は、以下のとおりである。

①国際航海に従事する次の船舶

- イ 高速旅客船を含む旅客船
- ロ 高速船を含む総トン数 500 トン以上の貨物船
- ハ 移動式海底資源掘削ユニット

②上記①の船舶の利用に供する港湾施設

(1) 国際船舶・港湾保安法の目的

国際航海船舶や国際港湾施設に自己警備としての保安措置を義務付けるほか、外国から日本に入港しようとする船舶に対しては船舶保安情報の通報を義務付け、保安の確保のために必要な措置が適確に講じられていない恐れのある船舶に対しては、海上保安庁が入港禁止等必要な措置を講じることで危険(海上におけるテロ事件等)防止を図ることを目的とする。

(2) 国際航海船舶の定義(以下、①を「国際航海日本船舶」という。)

- ① 日本船舶であって、国際航海に従事するすべての旅客船と総トン数 500 トン以上の非旅客船(もっぱら漁ろうに従事する船舶、その他の国土交通省令で定める船舶を除く。)
- ② 日本船舶以外の船舶のうち、本邦の港(東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、その他の国土交通省令で定める「特定海域」)にあり、又は本邦の港等に入港(入域)しようとする船舶であって、すべての旅客船と総トン数 500 トン以上の非旅客船(もっぱら漁ろうに従事する船舶その他の国土交通省令で定める船舶を除く。)

(3) 国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な措置

国際航海日本船舶の所有者(共有の場合は船舶管理人、船舶貸渡の場合は船舶借入人)は、当該船舶に対して行われるおそれがある危害行為を防止するため、当該船舶の保安の確保のために必要とされる以下の措置を適確に講じなければならない。

①	船舶警報通報装置(Security Alert System 以下、「SSAS」という。)等の設置 ※1	国際船舶・保安法 5 条
②	船舶指標対応措置の実施	国際船舶・保安法 6 条
③	船舶保安統括者(Company Security Officer 以下、「CSO」という。)の選任 ※2	国際船舶・保安法 7 条
④	船舶保安管理者(Ship Security Officer 以下、「SSO」という。)の選任 ※3	国際船舶・保安法 8 条
⑤	操練の実施	国際船舶・保安法 9 条

⑥	船舶保安記録簿の船内備置	国際船舶・保安法 10 条
⑦	船舶保安規程 (Ship Security Plan 以下、「SSP」という。) の策定実施と船内備置 ※4	国際船舶・保安法 11 条
⑧	定期検査(①～⑦)についての受検 ※5	国際船舶・保安法 12 条

※1 船舶警報通報装置(SSAS)とは、船舶保安警報を海上保安庁に伝達する機能を有する装置である。

※2 乗組員以外の者であって、船舶の保安の確保に関する知識及び能力を有する者の内から選任しなければならない。

※3 船舶の乗組員(独立行政法人海技大学の行う船舶の保安の確保に関する講習修了者)の内から選任しなければならない。

※4 船舶所有者作成の船舶保安評価書(Ship Security Assessment 以下、「SSA」という。後記※6)に基づいて船舶所有者が策定し、実施する。船舶保安規程(SSP)には、船上で実施すべき船舶警報通報装置(SSAS)の設置、保安措置の実施、船舶保安統括者(CSO)、船舶保安管理者(SSO)の選任、操練の実施等に関する事項が記載される。

※5 国による船舶保安規程(SSP)の承認を受け、各要件に係る検査に合格し、船舶保安証書(ISSC)の交付を受けなければ国際航海に従事することができない。

※6 船舶保安評価書(SSA)とは、船の構造、設備等を勘案して、危害行為が行われた場合に、保安の確保に及ぼし、又は及ぼすおそれがある支障の内容・程度について評価したものである。本書は、主たる事務所に備え置くこととされている

(4) 国際港湾施設の定義

国際航海船舶が利用する岸壁や停泊地等。(ただし、国際航海船舶が一定回数以上利用する重要港湾内の岸壁や停泊地などに限られる。)

(5) 国際港湾施設の保安の確保のために必要な措置

国際港湾施設の設置者及び管理者は、当該施設の保安の確保のために必要とされる措置を適格に講じなければならない。

(例) 国際航海船舶が利用する岸壁の場合

- ① 保安措置の実施(港湾施設への出入管理、貨物の取扱管理、港湾施設内外の監視等)
- ② フェンス、照明等の保安設備の設置
- ③ 保安管理者の選任
- ④ 上記を取りまとめた保安規程の作成

なお、国による保安規程の承認を受けなければならない。

(6) 手続き(申請)

① 船舶保安規程(SSP)の承認申請(国際船舶・港湾保安法 11 条 4 項)

申請先	船舶所有者の所在地を管轄する地方運輸局等の本局 (運輸支局、海事事務所等を経由することができる)	
申請書	船舶保安規程承認申請書(第 1 号様式)	
添付書類	1	船舶保安評価書(SSA)
	2	一般配置図

	3	船体中央横断面図
	4	船舶警報通報装置(SSAS)の構造及び配置を示す図面
	5	制限区域を示す図面

船舶保安規程の承認を受けたのち、内容の変更をする場合は、変更承認又は届出が必要となる。

② 船舶保安検査(定期検査)の申請

(国際船舶・港湾保安法施行規則 23 条)

申請先	船舶所在地の地方運輸局、運輸支局、海事事務所等(海外で受検する場合は、関東運輸局海上安全環境部船舶安全環境課)	
申請書	船舶保安検査申請書(第 4 号様式)	
添付書類	1	臨時船舶保安証書
	2	一般配置図
	3	船体中央横断面図
	4	船舶警報通報装置(SSAS)の構造及び配置を示す図面
	5	制限区域を示す図面
	6	船舶保安規程の写し

船舶保安規程の承認を受けたのち、内容の変更をする場合は、変更承認又は届出が必要となる。

③ 船舶保安証書(ISSC)の交付申請(国際船舶・港湾保安法 13 条関係)

登録を受けた船級協会の船級を有する船舶は、国の船舶保安規程の承認を受け、船舶保安検査の結果、基準に適合したものとみなされる。

申請時期	船級協会の実施する船舶保安規程の審査を受け、船舶保安検査に合格した後	
申請先	船舶のある地方運輸局、運輸支局、海事事務所等(海外で受検する場合は、関東運輸局海上安全環境部船舶安全環境課)	
申請書	船舶保安証書交付申請書(第 12 号様式)	
添付書類	1	船舶保安規程(SSP)の写し(承認された SSP であることが確認できるページのみ(具体的には、表紙、目次、改訂記録等)可)
	2	船舶保安証書(ISSC)(初めて交付申請をする場合は不要。)
	3	臨時船舶保安証書(臨時船舶保安証書の交付を受けていない場合は不要。)
	4	船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書
	5	船級協会の検査に関する事項を記録した書類(初めて交付申請する場合に限る。) (参考)NK の場合、「国際航海船舶の保安の確保等に係わる審査又は検査に関する報告書」(様式 MS-RC)及びこれの添付物一式)

④ 船舶保安規程(SSP)の変更承認申請(国際船舶・港湾保安法施行規則 18 条)

船舶保安規程の承認を受けた後内容の変更(軽微な変更を除く。)を行う場合は、変更承認が必要となる。

申請先	船舶所有者の所在地を管轄する地方運輸局等の本局 (運輸支局、海事事務所等を経由することができる)
申請書	船舶保安規程変更承認申請書(第 2 号様式)

添付書類	船舶保安規程の変更部分の抜粋の他、次に掲げる書類のうち変更に係るものを添付	
	1	船舶保安評価書(SSA)
	2	一般配置図
	3	船体中央横断面図
	4	船舶警報通報装置(SSAS)の構造及び配置を示す図面 (猶予期間内で未設置の場合は不要。)
5	制限区域を示す図面	

なお、船舶保安規程変更(軽微な変更を除く。)を行った場合は、臨時検査も必要となる。

- ⑤ 船舶保安検査(臨時検査)の申請(国際船舶・港湾保安法施行規則 23 条、32 条)
船舶保安証書の交付を受けた船舶は、次のときに臨時検査を受ける必要がある(同じ時に定期検査又は中間検査を受けるときは、当該検査で併せて検査するので臨時検査を受ける必要はない。)
- (イ) 船舶警報通報装置の全部若しくは一部の変更又は取替えを伴う改造若しくは修理(船舶警報通報装置の性能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。)を行ったとき
- (ロ) 船舶保安規程の変更(軽微な変更を除く。)をしたとき
- (ハ) 海難その他の事由により、定期検査、中間検査又は臨時検査を受けた事項について船舶警報通報装置の性能又は船舶保安規程の機能に影響を及ぼすおそれのある変更が生じたとき

申請先	船舶所在地の地方運輸局、運輸支局、海事事務所等(海外で受検する場合は、関東運輸局海上安全環境部船舶安全環境課)	
申請書	船舶保安検査申請書(第 4 号様式)	
添付書類	1	船舶保安証書(ISSC)
	2	一般配置図
	3	船体中央横断面図(※)
	4	船舶警報通報装置(SSAS)の構造及び配置を示す図面
	5	制限区域を示す図面(※)
	6	船舶保安規程(SSP)の写し
(※)印のものは、船舶警報通報装置又は船舶保安規程を変更する場合であつて当該変更に係るものでなければ不要		

(7) 手続き(届出)

- ① 船舶保安統括者(CSO)の選任又は解任の届出(国際船舶・港湾保安法 7 条)

届出時期	船舶保安統括者を選任又は解任した場合は、その都度	
届出先	船舶所有者の所在地を管轄する地方運輸局の本局 (運輸支局、海事事務所等を経由することができる)	
届出書	船舶保安統括者選任(解任)届出書	
記載事項	1	所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
	2	船名、船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号

	3	選任し又は解任した船舶保安統括者の氏名及び生年月日
	4	選任し又は解任した年月日
	5	選任の届出の場合は、次に掲げる事項 a. 船舶保安統括者が施行規則8条1項に規定する要件に該当する旨の説明 b. 船舶保安統括者が施行規則8条2項の規定に適合する者である旨の説明 c. 船舶保安統括者の住所及び緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法

② 船舶保安管理者(SSO)の選任又は解任の届出(国際船舶・港湾保安法8条)

届出時期	船舶保安管理者を選任又は解任した場合は、その都度	
届出先	船舶所有者の所在地を管轄する地方運輸局の本局 (運輸支局、海事事務所等を経由することができる)	
届出書	船舶保安管理者選任(解任)届出書	
記載事項	1	所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
	2	船名、船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号
	3	選任し又は解任した船舶保安管理者の氏名及び生年月日
	4	選任し又は解任した年月日
	5	選任の届出の場合は、次に掲げる事項 a. 船舶保安管理者が施行規則8条1項の講習(以下、「船舶保安管理者講習」という。)を終了したものである旨の説明 b. 船舶保安管理者が施行規則9条1項の規定に適合する者である旨の説明
	6	解任の届出の場合は解任の理由

③ 船舶保安規程(SSP)の軽微な変更の届出(国際船舶・港湾保安法施行規則20条)

届出時期	船舶保安規程の軽微な変更をした場合は、その都度	
届出先	船舶所有者の所在地を管轄する地方運輸局の本局 (運輸支局、海事事務所等を経由することができる)	
変更事項	1	操練の実施に際しての関係者との連絡及び調整に関する事項に係る変更
	2	船舶保安統括者の選任に関する事項の変更
	3	船舶保安管理者の選任に関する事項の変更
	4	前三号に掲げるもののほか、国際航海日本船舶の保安の確保に支障がないと国土交通大臣が認める事項の変更
添付書類	1	修正後の差し替えページ(承認された船舶保安規程は全ページに略符が押印されており、差し替え分にも同様の押印がされて返却される。)
	2	変更しようとする船舶保安規程の旧がわかるもの(承認された船舶保安規程の旧のページの写し。)

④ 選任届に関する補足説明

(イ) 複数の船舶に関して届け出る場合

複数の船舶を管理する船舶保安統括者の届出は、船舶ごとに異なる部分（「船名」、「船舶番号」、「国際海事機関船舶識別番号」の欄）に「別紙のとおり」と記載して、船舶ごとに異なる部分の一覧表を任意の用紙で作成し、添付することで1回の届出とすることができる。

(ロ) 選任と解任を同時に届け出る場合

人事異動などによる要員の交代の時は、選任された者、解任された者それぞれの氏名、生年月日、選任又は解任された年月日を区別できるように記載することにより、選任と解任を1枚で届け出ることができる。

(ハ) 届出書の添付物

それぞれの届出書は、要件に適合している旨の下記証明書を添付する。

(a) 能力の証明

選任する者に応じ、次の書類を添付すること。

- ・船舶保安管理者(SSO)は、海技大学校の交付した船舶保安管理者講習了証の写し
- ・船舶保安統括者(CSO)は、船級協会や海技大学校などが行ったCSO講習の受講証明などの写し

(b) 適任者であることの証明

選任する者が、管理的監督的立場にあること、欠格事由に該当しないことを証明する届出者の署名又は押印のある文書を添付すること。

***** 所有者の変更と船舶保安証書 *****

船舶保安証書を受有している国際航海日本船舶について、その所有者に変更があった場合の手続きは、船舶保安証書の書換え（国際船舶・港湾保安法施行規則 36 条）ではなく、まずは臨時航行検査を受検することになる。

検査合格後に改めて臨時船舶保安証書を取得し、6ヶ月以内に初回審査を受け合格した後に船舶保安証書の交付を受ける。

なお、国際航海日本船舶で臨時航行検査を受検しなければならない場合は、前述の「所有者の変更」のほか以下の2つがある。

- ・国際航海船舶について日本船舶以外の船舶が日本船舶になったとき
- ・新たに建造された国際航海日本船舶その他船舶保安証書を受有しないものを臨時に国際航海に従事させようとするとき

(国際船舶・港湾保安法施行規則 33 条)

適任者であることの証明

船舶保安統括者(CSO)の例 ①

		平成**年**月**日
※※運輸局長 殿		
氏名	鈴木一郎 (Ichiro Suzuki)	※「船舶保安統括者に選任される者の氏名」 は、弊社
役職名	部長 (General Manager)	※「船舶保安統括者に選任される者の職名」 として
船名	JAPAN FLAG II	※「届出対象の船名」 の保安の確保に関する業務を適切に遂行することができる管理的又は 監督的地位にあり、次のいずれにも該当しない者であることを証明する。
1 法又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、 その執行を終わり、又は執行をうけることがなくなった日から二年を経過しない者		
2 法第7条第4項の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者		
ABC Building, 52nd Street, Panama City, Republic of Panama WEST JAPAN SHIPPING S.A. President : (Name)		
		_____ signature

適任者であることの証明

船舶保安統括者(CSO)の例 ②

(船舶管理会社の社員を選任する場合)

		平成**年**月**日
※※運輸局長 殿		
氏名	鈴木三郎 (Saburo Suzuki)	※「船舶保安統括者に選任される者の氏名」 は、
船名	JAPAN FLAG II	※「届出対象の船名」 管理会社である
会社名	ロックポート海運株式会社 (ROCKPORT SHIPPING CORPORATION)	
役職名	部長 (General Manager)	※「船舶保安統括者に選任される者の職名」 として、 当該船舶の保安の確保に関する業務を適切に遂行することができる管理的又は 監督的地位にあり、次のいずれにも該当しない者であることを証明する。
1 法又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、 その執行を終わり、又は執行をうけることがなくなった日から二年を経過しない者		
2 法第7条第4項の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者		
ABC Building, 52nd Street, Panama City, Republic of Panama WEST JAPAN SHIPPING S.A. President : (Name)		
		_____ signature

適任者であることの証明
船舶保安管理者(SSO)の例

平成**年**月**日

※※運輸局長 殿

氏名 **鈴木二郎(Jiro Suzuki)** ※「船舶保安管理者に選任される者の氏名」
は、
船名 **JAPAN FLAG II** ※「届出対象の船名」
の
職名 **船長** ※「船舶保安管理者に選任される者の職名」
として、
当該船舶の保安の確保に関する業務を適切に遂行することができる管理的又は
監督的地位にあり、次のいずれにも該当しない者であることを証明する。

- 1 法又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、
その執行を終わり、又は執行をうけることがなくなった日から二年を経過しない者
- 2 法第7条第4項の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

ABC Building, 52nd Street, Panama City, Republic of Panama
WEST JAPAN SHIPPING S.A.
President : (Name)

_____ signature

(8) 国内法制化に伴う注意事項

ISPS コードの国内法制化に伴い、旗国が決定すべき事項等について、次のように定められた。船舶保安規程等の内容が ISPS コードの要求に加え、これらの事項を含んでいるかどうか確認すること。

① 船舶保安規程(SSP)

(国際船舶・港湾保安法 11 条 1 項、国際船舶・港湾保安法施行規則 16 条)

船舶保安規程は、次の内容を含む必要がある。

- (イ) 船舶警報通報装置に関する事項
- (ロ) 船舶指標対応措置の実施に関する事項
- (ハ) 船舶保安統括者の選任に関する事項
- (ニ) 船舶保安管理者の選任に関する事項
- (ホ) 操練その他教育訓練の実施に関する事項
- (ヘ) 船舶保安記録簿の備付けに関する事項
- (ト) 船舶保安従事者の職務及び組織に関する事項
- (チ) 国際航海日本船舶の保安の確保に関する設備に関する事項
- (リ) 国際航海日本船舶に係る保安の確保に関する業務に関する監査に関する事項
- (ヌ) 国際航海日本船舶の保安に関する情報の管理方法に関する事項
- (ル) 危害行為が発生した場合の対処方法に関する事項
- (ヲ) 前各号に掲げるもののほか、国際航海日本船舶の保安の確保のために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める事項(告示で定める事項として次のも

のがある。)

- a. 当該国際航海日本船舶の乗組員その他の当該国際航海日本船舶内で業務を行う者の任命について責任を有する者の氏名又は名称及び住所
- b. 当該国際航海日本船舶が賃貸借されている場合は、当該賃貸借契約の当事者の氏名又は名称及び住所
- c. 1974年 SOLAS 条約附属書第 XI 章の 2 第 1 規則に規定する船舶及び港湾施設の保安に関する国際規則(以下「国際規則」という。)6 に規定された会社の義務に関する事項
- d. 国際船舶・港湾保安法 44 条 1 項の規定による通報の記録の保管に関する事項
- e. 船舶保安規程の見直しに関する事項

② 船舶保安評価書(SSA)

(国際船舶・港湾保安法 11 条 5 項、国際船舶・港湾保安法施行規則 22 条)

船舶保安評価書は、対象船舶の構造、設備等を勘案して、当該船舶に対して危害行為が行われた場合に当該船舶の保安の確保に及ぼし、又は及ぼすおそれがある支障の内容及びその程度について評価を行った結果を記載した書面であり、以下の要件がある。

- (イ) 国際航海日本船舶の構造、設備等について実地にその状況を調査すること。
- (ロ) 船舶保安評価書の作成に関する知識及び能力を有する者が実施すること。

③ 船舶保安記録簿

(国際船舶・港湾保安法 10 条 1 項、国際船舶・港湾保安法施行規則 15 条)

船舶保安記録簿には、次の事項を記録する。なお、船舶保安記録簿の様式は任意とされている。

事 由		事 項
1	国際航海日本船舶についての国際海上運送保安指標(保安レベル)(国際船舶・港湾保安法 7 条 2 項の規定により国際海上運送保安指標とみなされる指標を含む。以下この表において同じ。)の設定及び変更	イ 当該国際海上運送保安指標が設定され、又は変更された年月日 ロ 設定され、又は変更された当該国際海上運送保安指標
2	国際航海日本船舶の保安の確保に関する設備の保守点検及び較正の実施	イ 保守点検又は較正を実施した年月日 ロ 保守点検又は較正を実施した設備の名称 ハ 保守点検又は較正の内容
3	操練その他教育訓練の実施	イ 操練その他教育訓練の参加者の氏名 ロ 操練その他教育訓練を実施した年月日 ハ 操練その他教育訓練の内容
4	船舶保安規程の見直し	イ 見直しの年月日 ロ 見直しの結果に基づく変更の有無
5	船舶保安評価書の見直し	イ 見直しの年月日 ロ 見直しの結果に基づく作成の有無
6	国際航海日本船舶に係る保安の確保に関する業務に関する監査	イ 監査を行った年月日 ロ 監査の結果に基づき講じた措置

7	国際航海日本船舶の保安に関する情報に関する通信	イ 通信の内容 ロ 通信を行った年月日 ハ 通信を行った相手
8	危害行為の発生	イ 危害行為が発生した年月日 ロ 危害行為が発生した時における当該国際航海日本船舶の位置 ハ 危害行為の内容及び講じた措置

記録は船内作業言語で行うものとする。船内作業言語が英語でない場合は英語による訳文の付記すること。(国際船舶・港湾保安法施行規則 15 条 3 項)

最後の記載から 3 年間船内に保存する必要がある。(国際船舶・港湾保安法 10 条 3 項)

④ 船舶保安統括者(CSO)

(国際船舶・港湾保安法 7 条 1 項、国際船舶・港湾保安法施行規則 8 条)

船舶保安統括者は、次に掲げる事項についての知識及び能力を有する必要がある。

(イ) 法及び法に基づく命令並びに条約附属書第 11 章の 2 及び国際規則に規定する事項

(ロ) 船舶警報通報装置に関する事項

(ハ) 船舶指標対応措置に関する事項

(ニ) 操練その他教育訓練の実施に関する事項

(ホ) 船舶保安記録簿に関する事項

(ヘ) 船舶保安規程及び船舶保安評価書に関する事項

(ト) 危害行為に用いられるおそれのある武器及び爆発物その他の危険物に関する事項

(チ) 危害行為が発生した場合の対処方法に関する事項

(リ) 船舶の保安に関する情報の管理方法に関する事項

(ヌ) 船舶の運航に関する事項

(ル) 港湾施設の運営に関する事項

⑤ 船舶保安管理者(SSO)

(国際船舶・港湾保安法 8 条 1 項、国際船舶・港湾保安法施行規則 9 条)

船舶保安管理者は、独立行政法人海技大学校で行われる船舶保安管理者講習を修了する必要がある。(船舶保安管理者講習修了証が交付される。)

(9) ISPS コード非適用証明書

国際航海日本船舶以外の船舶(総トン数 500 トン未満の旅客船以外の船舶、総トン数 500 トン以上の旅客船以外の船舶であって、国が所有し又は運航する船舶であって非商業目的にのみ使用される船舶、漁船法 2 条 1 項 1 号に規定する漁船等)は、国際船舶・港湾保安法の適用を受けない。

上記適用除外措置は、1974 年 SOLAS 条約に基づくものであるが、寄港国当局によるポートステートコントロールを考慮し、適用除外の事実を公的に証明した文書を所持することが、当該適用除外船舶の円滑な国際航海を確保する上で有益であるとのことから、国際航海日本船舶以外の船舶に対して、当該船舶が 1974 年 SOLAS 条約附属書第

XI-2 章等の適用除外船舶であることを公的に証明する英文証明書の交付制度が設けられた。

本証明書は、国際航海日本船舶以外の船舶の所有者等が、国際航海を行うに当たり、ポートステートコントロールにおいてサブスタンダード船と認識される等の誤解を寄港国当局より受けることを防ぐことを目的として交付されるものである。(平成 16 年国海査第 97 号、国海働第 30 号)

<証明書交付対象船舶>

①国際航海に従事する総トン数 500 トン未満の旅客船以外の船舶
②国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の旅客船以外の船舶であって下記に該当するもの
(a) 漁船法 2 条 1 項 1 号に規定する漁船
(b) 推進機関を有しない船舶
(c) 国が所有し又は運航する船舶であって非商業的目的のみに使用されるもの
(d) スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他これらに準ずる船舶
(e) (a) から (e) に掲げるもののほか、国土交通大臣がその航海の目的、態様、運航体制等を勘案して船舶の保安の確保上差し支えないと認めた船舶(「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行細則第 2 条第 1 項第 5 号の船舶を定める告示」参照。本規定により適用を除外される船舶については、非適用証明書の交付申請は想定し難いところ、本取扱いの適用外とする。)

8. 海外検査の概要

検査受検時期に日本国内での受検が不可能な場合は、外地にて受検することも可能である。申請窓口は関東運輸局海上安全環境部船舶安全環境課のみ。

(1) 検査の方法

① 巡回検査と現地検査

巡回検査は、関東運輸局に対して実施の 8 週間以上前に申し込みをすることで、実施 2~4 週間前程度には巡回担当検査官が決定するので、当該船舶検査官と再度具体的な検査内容の打合せを行う。

現地検査の場合、滞在している検査官は領事館職務が優先されるため、検査受検日程などの打合せは現地領事官と綿密に行う必要がある。

<現地検査が受検できる地(国名及び窓口)>

	受検地	国名	窓口
1	上海	中華人民共和国	在上海日本国総領事館
2	シンガポール	シンガポール共和国	在シンガポール日本国大使館
3	ラスパスマス	スペインカナリア諸島州ラスパルマス	在ラスパルマス領事事務所
4	スラバヤ	インドネシア共和国	在スラバヤ日本国総領事館
5	ペルー	ペルー共和国	在ペルー日本国大使館
6	リオデジャネイロ	ブラジル連邦共和国	在リオデジャネイロ日本国総領事館
7	アルゼンチン	アルゼンチン共和国	在アルゼンチン日本国大使館
8	ニューヨーク	アメリカ合衆国	在ニューヨーク日本国総領事館

なお、関東運輸局、現地領事(大使)との打合せ前は、検査申請を済ませておく。

② 例外的取扱い

巡回検査、現地検査共に、時間的制約、地理的環境により受検困難な場合は、NKによる代行検査を受けることが出来る場合がある。

この場合は、関東運輸局の船舶検査官により作成された検査指示書に基づき、船舶所在地最寄りのNK支部検査員による検査が実施される。

NK支部検査員は検査を実施した後に、報告書を作成、その報告書に基づき、関東運輸局検査官が検査事務処理を行う。

従って、船舶検査証書、船舶検査手帳等の証書類は、現地から事前に日本に向け送付、関東運輸局に提出しておく必要があり、検査事務処理終了後に交付される証書類は、現地にハンドキャリーするなどの方法で当該船舶に到達させなければならない。当該証書類を本船に搭載する前に出航することはできないので、日程の調整には十分注意する。

(2) 検査受検手数料

施行規則第 66 条第 9 項から第 11 条に規定されている手数料を加算して納める。

また、船舶安全法、海防法の両方を受検する場合には、両方に海外受検手数料を加算することになる。

*** 法 5 条の海外検査手数料 ***

海外検査の場合、所定の検査手数料に 113,700 円を加算する。

ただし、製造検査に合格した船舶は 213,500 円を、その他の船舶にあつては 485,200 円を加算する。

(海外の造船所において建造する船舶には、製造検査を受検する義務はないので、定期検査手数料に 485,200 円を加算すればよい)

～平成 17(2005)年 4 月 1 日改訂手数料

なお当初、国による巡回検査を受ける予定であったが、都合によりNK代行による例外的検査を受ける等、既に納付済みの海外受検手数料の取下げをすることがある。このような場合に備え、事務処理の都合上、手数料納付書は、検査手数料分と海外受検手数料分を 2 枚に分けて提出する。

9. 外国船舶の検査

日本船舶以外の船舶であっても下記の船舶には本法の全部または一部が準用される。

(法 29 条の 7)

- ① 日本国内の各港間または湖川港湾のみ航行する船舶(法 29 条の 7・1 号)
- ② 日本船舶を所有できる者が借入れた船舶で、日本国内とその他の地との間の航行に従事する船舶(法 29 条の 7・2 号)
- ③ 上記のほか日本国内にある船舶(法 29 条の 7・3 号)

外国船舶に対する検査は、検査に関する規定が準用されていることにより日本船舶と同様に行われることとなるが、海上における人命の安全のための国際条約(以下「SOLAS

条約」という。)及び満載喫水線に関する国際条約(以下「LLC条約という。)の規定等により、次に掲げる場合にはその取扱いを異にすることとなる。

なお、この場合においても我が国において独自の立場から条約の規定に上乘せした規定を定めている場合には、当該事項については日本船舶と同様の規制を受けることとなる。...

- (1) SOLAS条約に加盟している国の船舶であつて同条約(現在は、1974年 SOLAS条約及び条約に関する1978年の議定書)の規定に基づく有効な条約証書を受有するものについては、外観に著しい損傷等を生じており、明らかに条約の規定に適合していないと判断される場合を除き、当該条約証書を査閲するのみにとどめられる。
- (2) LLC条約に加盟している国の船舶であつて、同条約(現在は、1966年のLLC条約)の規定に基づく有効な条約証書を受有するものについては、外観上明らかに満載喫水線を超えて載貨している場合を除き、当該条約証書を査閲するのみにとどめられる。
- (3) 国土交通大臣が、船舶安全法に相当すると認めた外国の法令に基づき交付された証書を受有する船舶については、外観に著しい損傷を生じており、明らかに当該国の法令に適合していないと判断される場合を除き、当該証書が適法に交付されたものであることの確認のための当該証書の査閲にとどめられる。

第3節 船級協会登録船舶の検査

1. 船級協会とは

保険会社は古くから船舶を海上保険の対象としており、その安全性、優秀性等を船主、造船者のどちらにも偏らず第三者的公平な立場で証明する機関を必要としていた。

船級協会は自らの技術基準に基づき、船体、機関等の検査を行い船舶を評価し、登録(入級)した船舶を船級協会が発行する船名録に載せ、海上保険業者や荷主等関係者に船舶の保険価値に関する情報を提供し、関係者の便宜に供することを目的に設立された団体である。

(1) 船級船の定義

船級船とは一言でいうと、船級協会の検査を受け船級の登録をした船舶をいうが、船舶が一定の基準に適合していることを証明するものが船級協会であり、その堪航能力(船舶が航海において通常出会うような危険に耐え、安全に航海を終了できる状態。)を保持していると船級協会により認められた船舶を船級船という。

2. 船級登録

法第8条は、「船級協会の検査及び船級登録の効果」を規定した条文であり、「第二十五条の六十九及第二十五条の七十二於テ準用スル第二十五条の四十七ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル船級協会(以下単ニ船級協会ト称ス)ノ検査ヲ受ケ船級ノ登録ヲ為シタル船舶ニシテ旅客船(十二人ヲ超ユル旅客定員ヲ有スル船舶ヲ謂フ以下同ジ)ニ非ザルモノハ其ノ船級ヲ有スル間第二条第一項各号ニ掲グル事項、満載喫水線及無線

電信等ニ関シ特別検査以外ノ管海官庁ノ検査（国土交通省令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）ヲ受ケ之ニ合格シタルモノト看做ス」と規定されている。

法第 25 条の 69 は船級協会登録申請に係る条文であり、法第 25 条の 70 は登録検定機関に関する規定を船級登録に準用する規定、法第 25 条の 47 は登録の要件等を定めた規定であり、国土交通大臣の登録を受けた船級協会の船級を有する非旅客船は、法第 5 条の特別検査及び危規則第 45 条に規定する防災等の措置（放射性物質等のうち核燃料物質または核燃料物質により汚染された放射性輸送物）に関する検査を除き、管海官庁（以下、「JG」という。）の検査に合格したものとみなすとしたものである。

船級協会の規定が法第 8 条であることから、船級船を総称して「8 条船舶」とも呼ばれている。

平成 15(2003)年 6 月 17 日までは Class NK（(一財)日本海事協会、以下、「NK」という。）が旧法第 8 条の規定により国土交通大臣に認定された我が国唯一の船級協会であったが、平成 15(2003)年 6 月 18 日法律第 96 号による一部改正（船級協会の参入規制緩和）により、船舶安全法及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、船級協会などの法人が国から検査・検定等事務の委託等を受ける「指定制度」については、行政の裁量を排除し、参入を容易にする等の観点から、一定の登録要件（上記法第 8 条による。）を満たした法人であれば、登録を受け、検査事務の委託等を受ける事が出来ることとされた。

この結果、NK 以外の船級協会の登録が可能となり、平成 22(2010)年 5 月 13 日我が国で初めて外国船級協会である、英国船級協会ロイドレジスター（Lloyd's Register Group Limited、以下、「LR」という。）が船舶検査団体として登録され、次いで、平成 24(2012)年 11 月 1 日ノルウェーの船級協会であるデット・ノルスケ・ベリタス・エーエス（Det Norske Veritas AS、略称：「DNV」）が登録され、平成 24(2012)年 12 月 21 日にはアメリカの船級協会であるアメリカン・ビューロー・オブ・シッピング（American Bureau of Shipping、以下、「ABS」という。）が登録された。

その後、平成 25(2013)年 9 月に DNV とドイツの船級協会であるドイツロイド船級協会（Germanischer Lloyd、略称：「GL」）が統合し DNV GL 船級協会（以下、「DNV GL」という。）となった。

世界には 50 以上の船級協会が存在しているが、平成 28(2016)年 12 月末現在、我が国に登録している船級協会 NK、LR、DNV GL、ABS の 4 団体が全世界において船級登録されている船腹量の上位 1~4 位を占めている。

また、船舶の性能を示す船級符号が各国別であり、上記 4 団体は互いに認め合っており、これらの船級協会の符号（NK：NS* LR： DNV GL： ABS： A1 等の船級符号）を持つ船舶は優秀船と認められ、海上保険等で有利な扱いを受けることとなる。

なお、各船級規則に基づき計画を承認し、製造中から検査員による船級登録のための検査を受け、製造された船舶（製造中登録検査受検船舶）と製造後、検査員による船級登録のための検査を受けた船舶（製造後登録検査受検船舶）とでは、海上保険等の取扱いでも区別される。

3. 国際船級協会連合（IACS）

国際船級協会連合とは、船舶の検査機関である船級協会の集まりであり、英語の名称は、International Association of Classification Societies であり、その頭文字を取って IACS（アイアックス、以下、「IACS」という。）とも呼ばれている。

IACS は、海上の安全の向上及び海洋環境の汚染防止に向け活動すること、関連する国際的及び国家的な海事組織との情報交換及び協調の場を提供し、世界の海事産業と緊密な協力を行うことを目的として 1968 年 7 つの船級協会（ABS、BV、DNV、GL、LR、NK、RINA）によって設立され、現在、IACS には 12 の船級協会が加盟しており、総トン数ベースで、全世界の 90%以上の国際航海船舶が IACS 加盟の船級協会に登録されている。

IACS 加盟船級協会の詳細は下表のとおり。

IACS 加盟船級協会（ABC 順）

船 級 協 会 の 名 称	略 称	国 名	本 部 所 在 地
American Bureau of Shipping アメリカ船級協会	ABS	アメリカ	ヒューストン
Bureau Veritas ビューロー・ベリタス	BV	フランス	パリ
China Classification Society 中国船級協会	CCS	中国	北京
Croatian Register of Shipping クロアチア船級協会	CRS	クロアチア	スプリト
DNV GL AS DNV GL 船級協会	DNV GL	ノルウェー ドイツ	オスロ ハンブルグ
Indian Register of Shipping インド船級協会	IRS	インド	ムンバイ
Korean Register of Shipping 韓国船級協会	KR	韓国	テジョン
Lloyd's Register Group Limited ロイド船級協会	LR	イギリス	ロンドン
Nippon Kaiji Kyokai 一般財団法人日本海事協会	NK	日本	東京
Polish Register of Shipping ポーランド船級協会	PRS	ポーランド	グダニスク
Registro Italiano Navale イタリア船級協会	RINA	イタリア	ジェノヴァ
Russian Maritime Register of Shipping ロシア船級協会	RS	ロシア	サンクトペテルブルグ

4. 船級登録の抹消

法第 10 条第 6 項の規定により、船級船がその登録を取り消された場合または旅客船に用途が変更された場合は、船舶検査証書の有効期間は満了することとなっている。

本船を再び航行の用に供しようとする場合、改めて管海官庁の定期検査を受け、船舶検査証書の交付を受けなければならない。

なお、「船級船がその登録を取り消された場合」の具体的事例として、NK 登録規則 2 章 2.7「船級登録の削除」に以下のとおり定められている。

本会（NK）は、船級登録を受けた船舶が、次の（1）から（5）のいずれかに該当する

場合は、船級登録を削除し、船舶の所有者にその旨を通知する。

- (1) 船舶の所有者から船級登録削除の申込みがあったとき
- (2) 船舶の解撤、沈没等のため、再び使用できないと本会が認めたとき
- (3) NK 登録規則 2.2「船級登録の維持」に定める検査に合格しないものと検査員から報告され、本会がこれを認めたとき※
- (4) NK 登録規則 2.2「船級登録の維持」に定める検査を受けないとき※
- (5) 検査手数料が支払われないとき

※NK 登録規則 2.2 船級登録の維持

- 1. 船級登録を受けた船舶は、船級登録を維持するために、船級規則に基づき、検査員による船級維持検査を受けなければならない。
ただし、本会は、船舶の所有者から申込みがあり、特殊な事情があると認める場合には、申込みのあった事情について考慮することがある。
- 2. 船級登録を受けた船舶が、下記に掲げる事項について、主要な変更または改造を行う場合には、船級規則に基づき計画を承認し、製造中から検査員による船級登録のための検査に準じた検査を受けなければならない。
 - ①船体及び船体艀装、機関、防火構造、脱出設備、消火設備、電気設備、復原性及び満載喫水線
 - ②海洋汚染防止設備等、安全設備、無線設備、居住衛生設備、揚貨設備、機関区域無人化設備、潜水装置及び船体防汚システム
 - ③安全管理システム
 - ④船舶保安システム

また、NK 登録規則 2 章 2.8「再登録」には、船級登録を削除された船舶について、当該船舶の所有者は、再登録を申込みすることができる。

再登録を受ける船舶の船級は、本会が当該船舶の現状、船級登録を削除されたときの船級符号を考慮して定める。と規定されている。

5. 登録船級協会によるみなし検査の拡大

法第 4 条の無線電信または無線電話施設（以下、「無線電信等」という。）については、登録船級協会による、みなし検査の対象外とされていたが、平成 24(2012)年 9 月 12 日公布、平成 25(2013)年 1 月 1 日施行の船舶安全法の一部改正（平成 24 年法律第 89 号）により、日本籍船舶の無線設備検査及び貨物船安全無線証書（CARGO SHIP SAFETY RADIO CERTIFICATE（「SR」と略称される。）」の発行業務を、国土交通省に代わり登録船級協会が実施することについて認可され、大幅な検査の合理化が可能となった。

この認可により、JG に対し無線電信等に係る「船舶検査申請」が不要となり、登録船級協会によって全ての検査を一括で実施することにより手続き上の煩雑さを解消し、船舶所有者の利便性の向上にも寄与した。

また、平成 25(2013)年 4 月 15 日に施行された船舶検査関連法令の一部改正により、登録船級協会が国土交通省に代わり、日本籍船舶の「(国際) 液化ガスばら積船適合証書」の発行業務が認可された。

さらに「(国際) 液体化学薬品ばら積船適合証書」、「高速船安全証書」、「高速船航行条件

証書」並びに「国際満載喫水線免除証書」の年次検査・中間検査後の裏書の実施についても認可され、より一層船舶所有者の利便性の向上が図られた。

- ① 液化ガスばら積船適合証書及び液体化学薬品ばら積船適合証書は、起工日が昭和61(1986)年7月1日以前の国際航海に従事する液化ガスばら積船または液体化学薬品ばら積船に対し交付される。
- ② 国際液化ガスばら積船適合証書及び国際液体化学薬品ばら積船適合証書は、起工日が昭和61(1986)年7月1日以降の国際航海に従事する液化ガスばら積船または液体化学薬品ばら積船に対し交付される。

詳細は第2節国際航海船の検査1. 条約証書(1)証書の種類及び概要中、P162⑧⑨及びP163⑰⑱による。

6. 船級検査 (NK 船級船の場合) - 鋼船規則による検査

(1) 登録検査

登録検査は次のとおりである。

製造中登録検査	船体構造、船体艙装、機関、防火構造、脱出設備、消火設備、電気設備、復原性及び満載喫水線について、必要な事項について、検査または試験あるいは調査を行い、それらが該当各編の規定に適合することを確認する。 NK 船級規則に基づき計画を承認し、製造中から検査員による船級登録のための検査を受け、製造された船舶には船級符号 NS*が付与される。
製造後の登録検査	当該船舶の船齢に応じ、船体構造、船体艙装、機関、防火構造、脱出設備、消火設備、電気設備、復原性及び満載喫水線について、製造中の登録検査を受けた船舶がその船齢またはそれに最も近い船齢において受けるべき定期検査と同じ程度で現状を検査し、それらが該当各編の規定に適合することを確認するほか、船体構造の主要部材の寸法を実測する。 製造後、検査員による船級登録のための検査を受けた船舶には船級符号 NS が付与される。

(2) 船級維持検査

船級維持検査とは、定期的検査、機関計画検査及び臨時検査をいい、それぞれの検査の種類は次に示すとおりとし、それぞれの検査において必要な事項について検査または試験あるいは調査を行い、満足する状態であることを確認する。

船級維持検査	検査の種類	検査の内容
定期的検査	年次検査	船体、機関、艙装及び消火設備等の一般現状について確認する検査
	中間検査	船体、機関、艙装及び消火設備等について行う簡易な検査
	定期検査	船体、機関、艙装及び消火設備等について行う詳細な検査
	船底検査	一般に入渠または上架して行う船底部等の検査
	ボイラ検査	一般に解放して行うボイラ等の検査
	プロペラ軸及び船尾管軸の検査	一般に解放して行うプロペラ軸及び船尾管軸等の検査

機関計画検査	機関継続検査	機関及び装置を解放して行う検査について、計画的且つ継続的に定められた期間を越えない間隔で順次行う検査
	機関計画保全検査	機関及び装置を解放して行う検査について、船級協会により承認された機関保全計画に基づいて行う検査
臨時検査	船体、機関及び艀装の現状、損傷、修理または変更等について、定期検査、機関計画検査とは別に行う検査	

(3) 船級維持検査の時期

定期的検査の時期は、次の①から⑥に規定するところによる。

① 年次検査

年次検査は、検査基準日の前後3ヶ月以内のいずれかの日に行う。

② 中間検査

中間検査は次の(a)または(b)による。なお、中間検査を行う場合には、年次検査は行はない。

- (a) 登録検査または定期検査後に行う2回目または、3回目の年次検査の時期に行う。
- (b) 建造後10年を超えるばら積貨物船、油タンカー及び危険化学品ばら積船並びに建造後15年を超える総トン数500トン以上の一般乾貨物船(ドライ・カーゴ)にあっては、(a)に代えて、2回目の年次検査の時期から3回目の年次検査の時期までの間のいずれかの日より開始し、2回目または3回目の年次検査の時期に完了することができる

③ 定期検査

定期検査は、次の(a)から(c)による。

- (a) 船級証書の有効期間が満了する日の3ヶ月前から当該期間が満了する日までの日に完了する。
- (b) 4回目の年次検査の時期から船級証書の有効期間が満了する日までの間のいずれかの日より開始し、検査項目を分割して行うことができる。
- (c) 前(b)に規定する時期より前に開始することができるが、この場合定期検査は、当該検査を開始した日から15ヶ月以内に完了しなければならない。

④ 船底検査

船底検査は、次の(a)及び(b)に定める時期に行う。

- (a) 定期検査の時期
- (b) 登録検査または前回の船底検査が完了した日から36ヶ月を超えない時期

⑤ ボイラ検査

ボイラ検査は、次の(a)及び(b)に定める時期に行う。ただし、主ボイラを1缶しか装備しない船舶であって、建造後8年を経過した船舶のボイラ検査については、船舶の年次検査、中間検査、及び定期検査の時期に行う。

- (a) 定期検査の時期
- (b) 登録検査または前回のボイラ検査が完了した日から36ヶ月を超えない時期

⑥ プロペラ軸及び船尾管軸の検査

プロペラ軸及び船尾管軸の解放検査は、プロペラ軸または船尾管軸の種類等に応じて次の(a)から(i)に定める時期に行う。

- (a) 第1種プロペラ軸または第1種船尾管軸（以下「第1種軸」という。）の解放検査は、登録検査または前回の解放検査を完了した日から5年を超えない時期（検査期限日）に行う。
- (b) 潤滑油式船尾管軸受を有する第1種軸の解放検査にあつては、前(a)にかかわらず、以下によることができる。
- ① 第1B種軸の解放検査は、前(a)に規定する時期に、「鋼船規則B編8章8.1.2-1.」に規定する部分検査を行うことを条件として同部分検査を完了した日から3年を超えない時期とすることができる。
- 更に、同部分検査から3年を超えない時期に、同部分検査以降、軸の適切な保守管理が維持されていることが確認された場合は、解放の時期を当該確認検査から2年を超えない時期とすることができる。
- ② 第1C種軸の解放検査は、前(a)に規定する時期に、「鋼船規則B編8章8.1.2-2.」に規定する部分検査を行うことを条件として同部分検査を完了した日から5年を超えない時期とすることができる。
- (c) 「鋼船規則B編8章8.1.3.」に規定する予防保全管理方式を採用する第1種軸については、前(a)にかかわらず、解放検査のうち軸の抜き出し検査を、当該予防保全管理の結果に基づく時期に行うことができる。
- (d) NKにより承認された耐食性材料で製造される第1種軸にあつては、「鋼船規則B編8章8.1.2-3.」に規定する当該軸に対する部分検査を登録検査、前回の解放検査または前回の部分検査を完了した日から36ヶ月を超えない時期に行うことを条件として前(a)に規定する時期に行う。
- (e) 第2種プロペラ軸または第2種船尾管軸（以下、「第2種軸」という。）の解放検査は、次の①及び②に定める時期に行う。
- ① 定期検査の時期
- ② 登録検査または前回の解放検査が完了した日から36ヶ月を超えない時期（検査期限日）
- ただし、船尾管軸または張出し軸受の内部の軸の構造が第1種軸の要件に適合し、船尾管軸受と張出し軸受との間の軸身の構造が第2種軸であるような船舶にあつては、上記①及び②の時期に当該第2種軸の構造部分の検査を行うことを条件として、当該軸の解放検査は、上記(a)に規定する時期とすることができる。
- (f) 上記(a)及び(e)の適用上、検査期限日の3ヶ月前から検査期限日までの日に解放検査を完了する場合、検査期限日を当該解放検査が完了した日とみなす。
- (g) 上記(b)及び(d)の適用上、部分検査または確認検査を検査期限日の1ヶ月前となる日から検査期限日までの日に行った場合には、検査期限日を当該部分検査または確認検査が完了した日とみなす。
- 部分検査を検査期限日の1ヶ月前となる日より前に行った場合には、実際に当該部分検査または確認検査を行った日とする。
- (h) 水潤滑式軸受により潤滑を行う軸のうち、キーレス構造のものは、少なくとも

も 15 年毎に、プロペラを取り外した状態で軸のコーン部に非破壊検査を実施し、異常のないことを確認しなければならない。

当該非破壊検査は、原則として磁粉探傷法とする。

- (i) 上記 (a) から (h) にかかわらず、船級符号に“APSS・0”または“APSS・W”の付記を有する船舶のプロペラ軸または船尾管軸の解放検査は、NK が別途定めるところにより行う。

⑦ 機関計画検査

機関計画検査の時期は、次の (a) 及び (b) に定めるところによる。

- (a) 機関継続検査は、各項目または各部分の検査間隔が 5 年を超えない時期に行う。
- (b) 機関計画保全検査は、「鋼船規則 B 編 9 章 9.1.3」に規定する受検計画書に定めた時期及び毎年の現状検査（保全記録の確認を含む。）の時期に行う。

⑧ 臨時検査

臨時検査は、NK 船級の登録を受けた船舶が、次の (a) から (f) のいずれかに該当するとき、これを行う。

なお、臨時検査を受けるべき時期に定期的検査を受ける場合であって当該臨時検査の検査事項が含まれる場合には、その検査項目に対しての臨時検査は行わない。

- (a) 船体もしくは機関の要部または NK の検査を受けた重要な艀装品、装置若しくは備品に損傷を生じたとき、またはこれを修理、変更、もしくは改造しようとするとき。
- (b) 満載喫水線を変更し、またはこれを標示する必要があるとき。
- (c) 復原性に影響を及ぼすような変更を船舶に加えようとするとき。
- (d) 船舶の所有者から検査の申込みがあったとき。
- (e) 本規則（鋼船規則）に定める要件のうち、遡及して適用される要件に適合していることを確認するとき。
- (f) その他検査を行う必要があるとき。

7. 船級検査（NK 船級船の場合）－鋼船規則以外の検査

設備または装置の検査及び構造等、安全管理システム及び船舶保安システムの審査並びに海上労働システムの検査に関しては、次の規則による。

海洋汚染防止設備等	海洋汚染防止のための構造及び設備規則
揚貨設備（注 1）	揚貨設備規則
機関区域無人化設備	自動化設備規則
潜水設備	潜水装置規則
コンテナ設備のうちコンテナ	海上コンテナ規則
安全管理システム	船舶安全管理システム規則
安全設備	安全設備規則
無線設備（注 2）	無線設備規則
居住衛生設備	居住衛生設備規則

船舶保安システム	船舶保安システム規則
防汚システム	船体防汚システム規則
海上労働システム	海上労働システム規則

(注1) 旅客船を除く総トン数 300 トン以上の船舶に施設される 1 トン以上の貨物の揚卸しに使用される揚貨装置に限る。

(注2) 国際航海に従事しない船舶の年次検査は行わない。

8. 定期的検査の時期の変更繰り上げ

- (1) 定期検査は、これを受けるべき時期に該当しない時期でも、船舶所有者から申込みがあればその時期を繰上げて行うことができる。
- (2) 年次検査及び中間検査は、これを受けるべき時期に該当しない時期でも、船舶所有者から申込みがあればその時期を繰上げて行うことができる。
この場合、別に定めるところにより、追加の定期的検査を行う。
- (3) 年次検査または中間検査を受ける時期に他の定期的検査を繰上げた場合
 - (a) 年次検査を受けるべき時期に中間検査または定期検査を繰上げて受けたときは、年次検査は行わない。
 - (b) 中間検査を受けるべき時期に定期検査を繰上げて受けたときには、中間検査は行わない。

9. 定期的検査等の延期

- (1) 定期検査、本節 6. (3)④(a)の時期に行う船底検査、本節 6. (3)⑤(a)の時期に行うボイラ検査及び本節 6. (3)⑥(e)①の時期に行う第 2 種軸の解放検査は、NK の承認を得て、検査を受ける時期を次の(a)または(b)に定める範囲で延期することができる。
ただし、この場合でも定期検査の時期に行う船底検査、ボイラ検査及び第 2 種軸の解放検査の時期は、前回の各検査が完了した日から 36 ヶ月を超えることはできない。
 - (a) 船舶が検査を受けるべき時期に、その船籍国以外の国から船籍国の港または検査を受ける予定の船籍国以外の国の他の港に向け航海中となる場合は 3 カ月
 - (b) その他の場合は 1 ヶ月
- (2) 上記 (1) によるほか、本節 6. (3)⑤(a)及び(b)に定めるボイラ検査は、使用を予定している修理設備または主要な材料、設備若しくは予備品が使用不能な場合または荒天を回避することによる遅延の場合には、NK の承認を得て検査を受ける時期を 3 ヶ月延期することができる。
- (3) 本節 6. (3)⑦の規定にかかわらず、定期検査の時期に合わせて実施する場合に限り、機関計画検査の時期を(1) (a)または(b)に定める範囲で延期することができる。

10. 定期検査受検時の従前証書の効力延長措置

平成 25(2013)年 1 月 1 日より、更新検査・更新審査の完了後速やかに新たな証書の交付を受けることが困難である場合において、現有証書に裏書きを行うことで有効期

限を最大5ヶ月間延長する規定が取り入れられた。(証書省令5条の2ほか)

従前まで、更新検査・更新審査が実施される場合、検査・審査完了前に検査地を管轄する管海官庁へ必要資料を提出し、出航までに証書の交付を受ける必要があったが、この改正により、有効期限延長の特例措置を受ける場合の条件のもと、所定の手続きに従って事前に届出を行うことにより、船級協会検査員・審査員が現有証書に裏書処理を実施し、現有証書の有効期限を5ヶ月間延長することが可能となった。

上記により、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及び国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保に関する法律の各法により交付された証書(国内証書・条約証書)の有効期間延長の特例措置を受ける場合の条件及び手続きは次のとおり。

(1) 条件

次の条件の全てに該当し、船級協会による更新検査合格後速やかに新証書の交付を受けることが困難な場合、本措置の適用を受けることができる。

- (a) 国際航海に従事する船級船であること
- (b) 証書の有効期間満了までに船級協会による更新検査に合格していること
- (c) 本措置以外に、証書の延期措置を受けていないこと
- (d) 有効期間満了前に受けた船級協会による更新検査の結果、証書の記載事項に変更がないこと

(2) 手続き

本措置の適用を受けようとする場合の手続きは次のとおり。

(a) 管海官庁に対する手続き

船級協会による更新検査が終了するまでに受検地を管轄する管海官庁に対し、次の書類を提出する。

なお、事由届の受理証明を希望する場合、管海官庁において事由届に奥書処理をする。

- ① 新証書の交付申請書
- ② 本措置の適用に係る事由届(後添資料参照)
- ③ 証書の写し
- ④ (更新検査終了後)船級協会が発行する検査報告書

(b) 船級協会に対する手続き

管海官庁に対して手続きを行った場合、船級協会に対しても本措置の適用を希望する旨を通知するとともに、条約証書及び(受有している場合は)危険物運送船適合証英訳書を提出する。

船級協会は、各条約証書裏面の当該欄に効力延長措置が適用されている旨裏書処理を行う。

(c) 管海官庁による新証書の交付

管海官庁は、新証書の交付準備が整い次第、新証書を交付する。

なお、新証書交付に関する希望(交付時期、受領方法他)がある場合、(a)の手続きの際申し出ること。

1 1. 船級符号

船級協会が船級を表示するための符号で、NK には次の 2 種類の船級符号がある。
下記符号を付与された船舶は、船級登録原簿に登録される。

船級登録原簿には、船級符号の他、船名、所有者、用途、総トン数、主要寸法、船級符号の付記及び主推進機関に対する表示等の事項が登録され、その内容を REGISTER OF SHIPS に掲載し、これを公刊する。(インターネット閲覧も可能)

(1) NS*

NK が船級規則に基づき計画を承認し、製造中から検査員による船級登録のための検査を受け、製造された船舶の船級。

主推進機関を備える場合は、符号 MNS* が船級符号に併記表示され、さらに機関区域無人化設備を有する場合は、当該符号に (M0) が付記される。

(2) NS

製造後、検査員による船級登録のための検査を受けた船舶の船級。

主推進機関を備える場合は、符号 MNS が船級符号に併記表示され、さらに機関区域無人化設備を有する場合は、当該符号に (M0) が付記される。

1 2. 船級符号への付記

NK 鋼船規則 A 編に定めるところにより、次に掲げる項目に関し特別な要件の付加または緩和が行われた船舶については、その旨を船級符号に付記する。

この場合、船級符号への付記は、次の要領に従って行う。

NS* **【(1)】【(2)・(3)】【(4)】【(5)】【(6)】**

(1) 航路制限に係わる付記

航路を制限することを条件に、本規則が適用された船舶については、次によりその旨を船級符号に付記する。

- ① 一般に最も近い陸地から 20 海里以内の海域または NK が同等であると認める海域 (以下、「沿海区域」という。) のみを航行する船舶

Coasting Service (略号 CS)

- ② 一般に陸地等により外海から保護された穏やかな海域であって、NK が認める海域 (以下、「平水区域」という。) のみを航行する船舶

Smooth Water Service (略号 SWS)

- ③ 陸上の支援設備との組み合わせにおいて船級が付与されることにより当該支援が及ぶ特定の海域に航行が限定される船舶、あるいは特定の海域で係留または固定して使用される船舶等

Designated Service Area (略号 DSA)

(2) 船殻材料に係わる付記

船殻構造の主用材料に鋼以外の材料を使用する場合、次によりその旨を船級符号に付記する。

- ① アルミニウム合金を使用する場合

Aluminium Alloy (略号 AL)

② 強化プラスチック (FRP) を使用する場合

FRP (略号 FRP)

(3) 船体構造・艀装に係わる付記

(a) 船体構造の一部をタンクとして液体貨物をばら積運送する船舶については、船級符号に“Tanker”を付記する。

また、積載貨物に応じて引火性液体貨物をばら積運送する船舶であって、(b) または (c) に該当する船舶以外のものについては、当該貨物の引火点に応じて次の要領で付記を追加する。

① 油以外の貨物であって、引火点が摂氏 60 度以下のものの場合

Tanker, flammable liquid-flash point on and below 60°C (略号 TFLB)

② 油以外の貨物であって、引火点が摂氏 60 度を超えるものの場合

Tanker, flammable liquid-flash point above 60°C (略号 TFLA)

③ 引火点が摂氏 60 度以下の油の場合

Tanker, Oils-flash point on and below 60°C (略号 TOB)

④ 引火点が摂氏 60 度を超える油の場合

Tanker, Oils-flash point above 60°C (略号 TOA)

(b) 上記 (a) にかかわらず、危険化学品ばら積船については、船舶のタイプに応じて次により船級符号に付記する。

① タイプ I 船

Chemical Tanker Type I (略号 CT I)

② タイプ II 船

Chemical Tanker Type II (略号 CT II)

③ タイプ III 船

Chemical Tanker Type III (略号 CT III)

④ タイプ II 船及びタイプ III 船の両者の要件に適合する場合：

Chemical Tanker Type II & III (略号 CT II & III)

(c) 液化ガスをばら積で運送する船舶については、船舶のタイプに応じて、次により船級符号に付記する。

① タイプ 1G 船

Liquefied Gas Carrier Type 1G (略号 LGC 1G)

② タイプ 2G 船

Liquefied Gas Carrier Type 2G (略号 LGC 2G)

③ タイプ 2PG 船

Liquefied Gas Carrier Type 2PG (略号 LGC 2PG)

④ タイプ 3G 船

Liquefied Gas Carrier Type 3G (略号 LGC 3G)

(d) 独立タンクにより液体貨物をばら積運送する船舶であって、上記 (b) または (c) に規定される船舶以外のものについては、船級符号に“Tank Carrier” (略号 TC) を付記する。

この場合、積載貨物に応じて上記 (a) に倣い付記を追加する。

- (e) 鋼船規則 C 編 30 章 (鉱石運搬船) の適用を受けた専ら鉱石またはこれと同等の高密度の乾貨物をばら積で運送する一層甲板の船舶であって、一般的に、貨物倉内に 2 列の縦通隔壁及び二重底を有するものについては、船級符号に “Ore Carrier” (略号 OC) を付記する。
- (f) 鋼船規則 C 編 31 章 (ばら積貨物船) の適用を受けた乾貨物をばら積み運送する一層甲板の船舶であって、一般的にトップサイドタンク、ビルジポッパタンク及び二重底を有するものについては、船級符号に “Bulk Carrier” (略号 BC) を付記する。
- また、鋼船規則 C 編 31.1.2-1. (船舶のタイプと適用要件) に規定する船舶のタイプに応じて、次により船級符号に付記を追加する。
- なお、多港積荷・揚荷状態に対する規定を適用しない船舶に対しては、①から③のそれぞれ適用される付記に、“No Multi-port loading/unloading” (略号 NO MP) を追記する。
- ① BC-A 船 Bulk Carrier-Type A (略号 BC-A)
 ② BC-B 船 Bulk Carrier-Type B (略号 BC-B)
 ③ BC-C 船 Bulk Carrier-Type C (略号 BC-C)
- (g) 鋼船規則 C 編 31A.1.2 (1) に規定するばら積貨物船 (「ばら積貨物船」とは、主として乾貨物をばら積みするよう計画された船舶をいい、鉱石運搬船及び兼用船のような船舶も含む。) であって、鋼船規則 C 編 31A 章 (新造ばら積貨物船の追加要件) 及び 34 章 (ローディングマニュアル及び積付計算機) 34.2 (新造ばら積貨物船の追加要件)、鋼船規則 D 編 13.5.10 (ばら積貨物船等の排水設備) 及び 13.8.5 (ばら積貨物船等の水位検知警報装置) 並びに鋼船規則 U 編 (非損傷時復原性) 1.2.3 (ばら積貨物船等に対する特別要件) の適用を受けたものについては、船級符号に “BC-XII” を付記する。
- (h) 鋼船規則 C 編 32 章 (コンテナ運搬船) の適用を受けた専らコンテナ貨物を運送する船舶であって、一般的に、倉内に二重底を有するものについては、船級符号に “Container Carrier” (略号 CNC) を付記して登録する。
- (i) 貨物を水平方向に荷役するために通常いかなる方法においても区画されることなく、かつ、船舶の大部分の長さまたは全長にわたる貨物区域を有する船舶については、船級符号に “Roll on-Roll off” (略号 RORO) を付記する。
- (j) 鋼船規則 R 編 (防火構造、脱出設備及び消火設備) 及び鋼船規則 H 編 (電気設備) の適用を受けた危険物を運送する船舶については、船級符号に “Equipped for Carriage of Dangerous Goods” (略号 EO C DG) を付記する。
- (k) 鋼船規則 R 編 (防火構造、脱出設備及び消火設備) 及び鋼船規則 H 編 (電気設備) の適用を受けた自走用燃料を有する車両を運送する船舶については、船級符号に “Equipped for Carriage of Vehicles” (略号 EQ C V) を付記する。
- (l) 鋼船規則 R 編 (防火構造、脱出設備及び消火設備) 及び鋼船規則 H 編 (電気設備) の適用を受けた自走用燃料として圧縮天然ガスを有する自動車を運送する自動車運搬船については、船級符号に “Equipped for Carriage of Compressed Natural Gas Powered Motor Vehicles” (略号 EQ C CNGPMV) を付記する。

- (m) 鋼船規則 R 編（防火構造、脱出設備及び消火設備）及び鋼船規則 H 編（電気設備）の適用を受けた自走用燃料として圧縮水素を有する自動車を運送する自動車運搬船については、船級符号に“Equipped for Carriage of Compressed Hydrogen Powered Motor Vehicles” （略号 EQ C CHPMV） を付記する。
- (n) 鋼船規則 C 編 31.7.5（ばら積貨物船で石炭を運搬する場合）及び鋼船規則 H 編（電気設備）の適用を受けた石炭を運送する船舶については、船級符号に“Equipped for Carriage of Coal” （略号 EQ C C） を付記する。
- (o) 鋼船規則 C 編 1.1.3-2（貨物倉内及び/または甲板上に木材を積載する船舶）及び鋼船規則 C 編 23.1.3-3（ブルワーク及びガードレールの構造）並びに鋼船規則 U 編（非損傷時復原性）の関連規定を受けた材木を運送する船舶については、船級符号に“Equipped for Carriage of Lumber” （略号 EQ C LB） を付記する。
- (p) 鋼船規則 C 編 31A.6.2-1（1）（二重船側構造）の適用を受け NK が適当と認めるクラブ荷役に対する強度検討を行った船舶については、船級符号に“GRAB” を付記する。
- (r) 鋼船規則 C 編 25.2.2-1.（セメント及びペイント工事、海水バラストタンク及び二重船側部の塗装）、鋼船規則 CS 編 22.4.2（小型鋼船の船体構造及び船体艤装、海水バラストタンク）、鋼船規則 CSR-B 編 3 章 5 節 1.2.2（ばら積貨物船のための共通構造規則、構造設計の原則、防食措置、海水バラストタンク及び二重船側部の空所の保護）または鋼船規則 CSR-T 編 6 節 2.1.1.2（二重船殻油タンカーのための共通構造規則、材料及び溶接、塗装を含む腐食防止、船体の防食）の適用を受けた船舶については、船級符号に“Performance Standard for Protective Coatings for Dedicated Seawater Ballast Tank in All Types of Ship and Double-side Skin Spaces Bulk Carriers” （略号 PSPC-WBT） を付記する。
- (s) 鋼船規則 C 編 25.2.3（セメント及びペイント工事、貨物油タンクの防食措置）、鋼船規則 CS 編 22.4.3（小型鋼船の船体構造及び船体艤装、貨物油タンクの防食措置）の適用を受けた船舶については、次の①から③に従い船級符号にその旨を付記する。
- ① IMO 決議 MSC.288（87）に従った塗装を施した場合
Performance Standard for Protective Coating for Cargo Oil Tanks of Crude Oil Tankers （略号 PSPC-COT）
 - ② IMO 決議 MSC.289（87）に従った耐食鋼材による防食措置を施した場合
Performance Standard for Corrosion Resistant Steel for Cargo Oil Tanks of Crude Oil Tankers （略号 PSCRS-COT）
 - ③ IMO 決議 MSC.288（87）に従った塗装及び MSC.289（87）に従った耐食鋼材による防食措置を組合せて施した場合
Performance Standard for Protective Coating / Performance Standard for Corrosion Resistant Steel for Cargo Oil Tanks of Crude Oil Tankers （略号 PSPC/PSCRS-COT）

(t) 鋼船規則 C 編 1.1.3-5 (特別な貨物を運搬する船舶) 等の適用を受けた、運送許容水分値を超える含有水分値を持つ貨物を運送する船舶については、船級符号に “Specially Constructed Cargo SHIP” (略号 SCCS) を付記する。

(u) 居住衛生設備規則 3 編 1.1.10 (船員に関する設備、防音措置等) の適用を受けた船舶については、船級符号に “Noise Code” (略号 NC) を付記する。

ただし、各区画の騒音レベルが NK が適当と認める騒音レベル以下でない船舶にあつては、“Noise Code J” (略号 NC J) とする。

(4) 極地氷海船等 (耐氷構造) に係わる付記

(a) 極地氷海船については、鋼船規則 I 編 1.2.2 に規定される極地氷海船階級に従って、次によりその旨を船級符号に付記する。

① Polar Class1 (略号 PC1)

すべての極地氷水域を通年航行する極地氷海船

② Polar Class2 (略号 PC2)

中程度の厳しさの多年氷が存在する氷水域を通年航行する極地氷海船

③ Polar Class3 (略号 PC3)

多年氷が一部混在する二年氷の中を通年航行する極地氷海船

④ Polar Class4 (略号 PC4)

多年氷が一部混在する厚い一年氷の中を通年航行する極地氷海船

⑤ Polar Class5 (略号 PC5)

多年氷が一部混在する中程度の厚さの一年氷の中を通年航行する極地氷海船

⑥ Polar Class6 (略号 PC6)

多年氷が一部混在する中程度の厚さの一年氷の中を夏季または秋季に航行する極地氷海船

⑦ Polar Class7 (略号 PC7)

多年氷が一部混在する薄い一年氷の中を夏季または秋季に航行する極地氷海船

(b) 耐氷船については、鋼船規則 I 編 1.2.3 に規定される耐氷船階級に従って、次によりその旨を船級符号に付記する。

① Class IA Super Ice Strengthening (略号 IA SUPER IS)

② Class IA Ice Strengthening (略号 IA IS)

③ Class IB Ice Strengthening (略号 IB IS)

④ Class IC Ice Strengthening (略号 IC IS)

⑤ Class ID Ice Strengthening (略号 ID IS)

(c) 鋼船規則 C 編 1.1.12-1. (鋼材の使用区分に関する特別規定) に従い設計温度に応じた鋼材を船体に使用した低い気温の海域 (例えば、北極海や南氷洋等) を航行する目的の船舶については、船級符号に “Design Temperature Category:TD” (略号 TD) を付記する。

(5) 構造強度評価の適用に係わる付記

船体の構造寸法及び詳細構造の決定に NK が適当と認める直接強度計算手法及び疲労強度評価手法が適用された船舶にあつては、次の①から④に従い船級符号にその旨

を付記する。

- ① 鋼船規則 C 編 1.1.22 (直接強度計算) の規定に基づいて、直接強度計算により構造寸法の決定を行う場合であって、就航中における腐食等による衰耗を考慮した適切な板厚減少量を差し引いた構造寸法を用いて構造解析を実施して、降伏強度及び座屈強度評価を行った場合

PrimeShip-Direct Assessment (略号 PS-DA)

- ② 鋼船規則 C 編 1.1.23 (構造詳細) の規定に基づいて、NK が必要と認める詳細構造の疲労強度評価を行った場合

PrimeShip-Fatigue Assessment (略号 PS-FA)

- ③ 鋼船規則 C 編 1.1.23-4. の規定に従い構造寸法及び詳細構造の決定を行う場合であって、直接荷重解析により求めた荷重及び就航中における腐食等による衰耗を考慮した適切な板厚減少量を差し引いた構造寸法を用いて構造解析を実施、降伏強度及び座屈強度評価並びに包括的な疲労強度評価を行った場合

PrimeShip-Total Assessment (略号 PS-TA)

- ④ 鋼船規則 C 編 32.9 (コンテナ運搬船、主要構造部材の直接強度計算) の規定に基づいて、降伏強度及び座屈強度評価を行った場合

PrimeShip-Direct Assessment-Container Carrier (略号 PS-DA-CNC)

(6) 検査方法に係わる付記

- (a) 船級維持検査において特別な検査を実施する油タンカー、危険化学品ばら積船及びばら積貨物船については、船級符号に“Enhanced Survey Programme” (略号 ESP) を付記する。
- (b) 水中検査の実施について承認を受けた船舶については、船級符号に“In Water Survey” (略号 IWS) を付記する。
- (c) プロペラ軸の予防保全管理方式に基づく検査を実施する船舶については、その管理方式の違いにより、船級符号に“Propeller Shaft Condition Monitoring System” (略号 PSCM) または、“Propeller Shaft Condition Monitoring System・A” (略号 PSCM・A) を付記する。
- (d) プロペラ軸の代替検査方法を採用する船舶 (PSCM または PSCM・A の付記を有する船舶を除く。) であって油潤滑式の船尾管軸を有するものについては、船級符号に“Alternative Propeller Shaft Survey・Oil” (略号 APSS・O) を付記する。
- (e) プロペラ軸の代替検査方法を採用する船舶 (PSCM または PSCM・A の付記を有する船舶を除く。) であって船内の清水を利用した清水潤滑式の船尾管軸を有するものについては、船級符号に“Alternative Propeller Shaft Survey・Water” (略号 APSS・W) を付記する。

1.3. その他の船級符号への付記

その他の主な船級符号への付記は下記のとおり。

- ① 鋼船規則 CSR-B 編 (ばら積貨物船のための共通構造規則) CSR-T 編 (二重船殻油タンカーのための共通構造規則) CSR-B&T 編 (ばら積貨物船及び油タンカーのための共通構造規則) の適用を受ける船舶において、船体構造・艤装に関する付記

については、関連する付記の冒頭に“CSR”を付記する。(例：CSR, BC-A CSR, TOB 等)

- ② 「環境ガイドライン」に従って、環境対策として、特別な措置が講じられている船舶
“Environmental Awareness” (略号 EA)
- ③ 「バラスト水処理装置設置に関するガイドライン」に従って、バラスト水処理対策として特別な措置が講じられている船舶
“Ballast Water Treatment System” (略号 BWTS)
- ④ 「船舶に搭載される有害物質一覧表に関するガイドライン」に従って、船舶のライフサイクルのための有害物質一覧表が備え付けられている船舶
“Inventory of Hazardous Materials” (略号 IHM)
- ⑤ 居住区域等に対する騒音・振動対策として、「騒音・振動ガイドライン」の要件を満足する船舶
“Noise and Vibration Comfort” (略号 NVC)
- ⑥ 機関室の機器に対する振動対策として、「騒音・振動ガイドライン」の要件を満足する船舶
“Mechanical Vibration Awareness” (略号 MVA)
- ⑦ 港湾での大気汚染対策として「高圧陸電設備ガイドライン」に従って、高圧陸電の受電設備が設置されている船舶
“High Voltage Shore supply System” (略号 HVSS)
- ⑧ 船舶の二酸化炭素放出抑制に関し特別な措置が講じられている船舶(二酸化炭素溶出抑制指標が、海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 3.3 (二酸化炭素放出抑制指標規制値)において、当該船舶に適用されるフェーズの削減率よりも厳しいフェーズの削減率を採用した場合の要求値を満足する船舶
“Energy Efficiency Design Index-phaseX” (略号 EEDI-pX ただし、Xは採用したフェーズを示す。)
- ⑨ 船舶の窒素酸化物放出抑制対策として海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 2.1.2-1. (1) (c) (3次規制エンジン) に規定する窒素酸化物放出量最大許容限度基準を満足する機関を備え、窒素酸化物放出規制海域における航行が可能な船舶
“Nitrogen Oxides Emission-Tier III” (略号 NO_x-III)

1 4. 設備符号

NK の設備規則に基づき、検査員による設備登録のための検査を行い、設備規則に適合していると認められた場合、当該設備に対して符号を付与する。

NK が設備規則に基づき計画を承認し、製造中から登録のための検査を受けた設備については、設備符号に「*」を付して表示される。

NK は下記符号を付与した場合、設備登録原簿に登録し、その内容を REGISTER OF SHIPS に掲載し、これを公刊する。(インターネット閲覧も可能)

また、設備符号はNKが発行する設備証書 (Certificate of Installation Registration) に記載される。

主な設備符号は下記のとおり。

冷蔵設備	RMC*, RMC*・CA RMC, RMC・CA
揚貨設備	CHG
海洋汚染防止設備等	MPP
安全設備	LSA
無線設備	RCF
居住衛生設備	CAA
自動化設備	MC, MO, MO・A, MO・B, MO・C, MO・D
船橋設備	BRS, BRS1, BRS1A
潜水装置	DVS
機関予防保全設備	PMM
総合火災制御設備	IFC・M, IFC・A, IFC・AM
船体監視システム	HMS, HMS・R
船体防汚システム	AFS, AFS・C
荷役集中監視制御設備	CCM

15. 船級船の事務手続き等

日本籍、外国籍を問わず船級登録予定新造船が本邦領海内で海上試運転を行うためには建造造船所は船舶所在地を管轄する管海官庁に対し、臨時航行検査申請（安全法・海防法）を行い、JGの臨時航行検査を受検することとなるが、船舶の建造者が船舶安全法に基づく製造事業場としての認定またはISO9001の認証のいずれかを取得しており適切に品質管理を行う能力を有していると判断された場合、そのほか外部からの認証を取得していないものの社内に製造部門から独立した品質管理部門を設けており、これまでの受検実績等を考慮し検査官により一定の品質管理能力を有していると判断された場合、検査内容が救命設備、航海設備等の設置確認、閉鎖装置の現状、居住設備の仕上がり状況の確認等比較的簡便な検査に限られている場合にあつては、書類審査により確認を行う。

具体的対応手順として、事前に検査官と打合せたうえで、建造者及び各船級の作成する報告書等（※）を確認し、検査官が妥当であると判断した場合、臨時航行許可証が交付される。

- (※) ① 居住設備、救命設備、消防設備、及び航海用具が各技術基準に適合していること
 ② 船体構造等に係る健全性の確認、主機関等の効力確認が行われ海上運転を実施することが可能であること
 ③ EIAPP 証書等航海に必要なすべての証書等が確認されていること(レポート・写真等を含む。)

なお、対象となる船級は、NK、LR、DNV GL、ABSのみである。

登録検査（第1回定期検査）及び更新検査（第2回目以降定期検査）終了時、船級協会は管海官庁に対し、当該船舶が受有すべき証書の交付に必要な検査レポートである、検査記録書（Form CLJ）、船舶検査証書に関する報告書（Form SIC）、海洋汚染防止等に関する検査報告書（ML-RC）等を提出し、船舶所有者は当該船舶が受有すべき証

書の交付申請を行う。

就航船が船舶検査証書に記載された事項のうち、用途、航行区域、最大搭載人員、制限汽圧、満載喫水線の位置、その他の航行上の条件の何れかに変更が生じた場合、船級協会の臨時検査を受検し、検査レポートと共に書換申請を行う。

この場合、変更事項が恒久的なものであれば、新たに書き換えられた船舶検査証書が交付され、変更事項が一時的なもの(30日以内)であれば臨時変更証が交付される。

また、海洋汚染等防止証書の用途、最大搭載人員、IOPP、IAPP、IEEの追補、ISPP「1.1ふん尿等浄化装置の説明」、IBWM「水バラスト管理に用いる方法の詳細及びこの船舶において使用される主たる水バラスト管理の方法は、」に変更が生じた場合も船級協会の臨時検査を受検し、検査レポート(検査記録書、船舶検査証書に関する報告書、海洋汚染防止等に関する検査報告書等の総称)を添えて海洋汚染等防止証書等書換申請を行う。

第4節 小型船舶の検査

1. 小型船舶の検査

(1) 小型船舶の定義と検査機関

小型船舶は、総トン数20トン未満の船舶と定められている(法6条の5)。検査は、次のものを除き小型船舶検査機構が検査を行う(施行規則14条)。

(ア) 国際航海に従事する旅客船

(イ) 満載喫水線の標示が必要な船舶

<例> 旅客をとう載する近海区域の船舶

長さが24メートル以上の旅客をとう載する沿海区域の船舶

(ウ) 危険物ばら積船(危規則によるばら積み液体危険物を運送するための構造を有する船舶)(施行規則1条3項)

(エ) 特殊船(施行規則1条4項)

- ・原子力船 ・潜水船 ・水中翼船 ・エアクッション艇 ・表面効果翼船
- ・海底資源掘削船 ・半潜水型または甲板昇降型の船舶
- ・潜水設備を有する船舶
- ・告示で定める次の船舶(昭和55年運輸省告示第56号)

水陸両用船

空中翼複合支持船型船舶(心得1-1、1.4(b))

水面上に翼を有する船舶であって、船舶の航行中に船体の重量を船底に作用する浮力及び揚力並びに翼に作用する揚力により支えることができるもので、表面効果翼船と異なる船舶

(オ) 結合した二の船舶(プッシャー・バージ)

推進機関及び帆装を有しないはしけ(バージ)と押し船(プッシャー)を、堅固に結合(連結)したまま航行する船舶であり、プッシャー・バージと呼ばれる。バージの船尾部分は、押し船と結合し易いように、押し船の船首部分をかたどったくぼみがあるのが一般的である。また押し船の船橋(ブリッ

ジ) は、通常の船舶より高い位置に設置されている。

(カ) 係留船 (多数の旅客が利用する告示で定める次の船舶)

(昭和 63 年運輸省告示第 79 号)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 劇場、映画館、演劇場または観覧場・ 公会堂または集会場・ キャバレー、カフェーまたはナイトクラブ・ 遊技場またはダンスホール・ 待合または料理店・ 飲食店・ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗または展示場・ 旅館、ホテル、宿泊所その他の宿泊施設・ 書館、博物館または美術館・ 駐車場・ 体育館、水泳場その他の運動場・ 事務所・ 水族館・ 展望台 |
|---|

(キ) 本邦外にある船舶

(2) 小型船舶の検査

(ア) 小型船舶に関し施設しなければならない事項及びその標準については次の規則による。

(a) 小型漁船は、小型漁船安全規則

(b) 小型兼用船は、漁ろうをする間は小型漁船安全規則、漁ろうをしない間は小型船舶安全規則

(c) 上記 1 及び 2 以外の小型船舶は、小型船舶安全規則

(イ) 小型船舶安全規則における小型船舶の定義は、国際航海に従事する旅客船を除く次の船舶と定められ、法の定める小型船舶の定義と異なる。

(a) 総トン数 20 トン未満のもの

(b) 総トン数 20 トン以上のものであつて、スポーツまたはレクリエーションの用のみに供するものとして告示で定める船体長さ (船体の強度、水密性または防火性に影響を及ぼすことなく取り外しできる設備を取り外した場合における船体の前端から後端までの水平距離をいう。) 24 メートル未満の快遊艇 (プレジャーモーターボート、ヨットの総称)

(ウ) 上記 (b) の快遊艇は、次の事項に注意が必要となる

(a) 総トン数 20 トン以上であるため検査機関は管海官庁となる。

(b) 初回の検査申請に際し、小型船舶操縦士の資格を利用しようとする場合は、上記 (b) に該当していることの確認を受けなければならない。なお、公布される船舶検査証書のその他の航行上の条件欄には「小型船舶安全規則第 2 条第 2 項に定められたスポーツまたはレクリエーションの用以外に供することを禁ず。」と条件が記載される。

(3) 小型船舶安全規則で用いられる用語

(ア) 「特殊小型船舶」

次に掲げる要件を満たしている小型船舶をいう。

(a) 船の長さ (上甲板の下面における船首材の前面から船尾材の後面までの水平距離をいう。) が 4 メートル未満で、かつ、船の幅 (船体最広部におけるフレームの外面から外面までの水平距離をいう。以下同じ。) が 1.6 メートル未満であること

(b) 最大搭載人員が 2 人以上のものにあつては、操縦場所及び乗船者を搭載

する場所が直列であること

(c) ハンドルバー方式の操縦装置を用いるものその他の身体のバランスを用いて操縦を行うことが必要なものであること

(d) 推進機関として内燃機関を使用したジェット式ポンプを駆動させること
によって航行するものであること

(イ) 「沿岸小型船舶」

沿海区域を航行区域とする小型船舶であって、その航行区域が次に掲げる区域に限定されているものをいう。

(a) 平水区域

(b) 本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から 5 海里以内の水域

(ウ) 「2 時間限定沿海小型船舶」

沿海区域を航行区域とする小型船舶であって、その航行区域が平水区域から当該小型船舶の最強速力で 2 時間以内に往復できる区域に限定されているものをいう。

(4) 日本小型船舶検査機構について

日本小型船舶検査機構（以下、「JCI」という。）とは、国に代わって小型船舶の検査事務等及び小型船舶用原動機放出量確認等事務並びに登録事務を行う事を目的とした機関であり以下の業務を行っている（法 25 条の 2、法 25 条の 27）。

(ア) 小型船舶検査事務

(イ) 小型船舶または小型船舶に係る物件の検定に関する事務

(ウ) 小型船舶の堪航性及び人命の安全の保持に関する調査、試験及び研究

(エ) 小型船舶用原動機に係る放出量確認等事務

(オ) 小型船舶の登録測度事務

(カ) 前各項に掲げる業務に附帯する業務

(キ) 前各項に掲げる業務のほか、当機構の目的を達成するために必要な業務

小型船舶の検査事務は、「船舶安全法（法律）」、「船舶安全法施行令（政令）」、「船舶安全法施行規則（省令）」、「小型船舶安全規則（省令）」、「小型漁船安全規則（省令）」、「日本小型船舶検査機構検査事務規程」、「日本小型船舶検査機構検査事務規程細則」等に基づいて行われている。

小型船舶登録制度は、「小型船舶の登録等に関する法律」、「小型船舶登録令」、「小型船舶登録規則」、「登録測度事務規程」、「登録測度事務規程細則」、「船舶番号用県名ステッカー提供事務規程」により運用されている。また、船舶の総トン数については「船舶のトン数の測度に関する法律」、「船舶のトン数の測度に関する法律施行規則」などの規定により運用されている。

(5) 小型船舶の登録

(ア) 登録対象船舶

総トン数 20 トン未満の小型船舶が対象である。ただし、以下に掲げる船舶については対象外である。

また、小型船舶登録原簿に登録される事項は「船舶番号」、「船舶の種類」、「船

籍港」、「船舶の長さ」、「船舶の幅」、「船舶の深さ」、「総トン数」、「船体識別番号」、「推進機関の種類及び型式」、「新規登録年月日（原簿調整年月日）」、「所有者の氏名または名称及び住所その他の事項」となっている。

(イ) 登録対象外の船舶

- (a) 漁船法に基づき漁船登録を受けている船舶
- (b) ろかい舟、または主としてろかいをもって運転する舟
- (c) 係留船（航行しない船舶）
- (d) 推進機関を有する長さ3メートル未満、当該推進機関の連続最大出力が20馬力未満の船舶
- (e) 長さ12メートル未満の帆船（国際航海に従事する帆船、沿海区域を超えて航行する帆船、推進機関を有する帆船、旅客の運送を行う帆船は除く）
- (f) 推進機関及び帆装を有しない船舶
- (g) 災害発生時のみに使用される救難用船舶（国または地方公共団体が所有する船舶のみ）
- (h) 告示で定められた以下の水域のみを航行する船舶
 - モーターボート競走法の競艇場の水域（全国24ヶ所）
 - モーターボート競走選手訓練用水域（愛知県碧南市）
 - モーターボート競走選手訓練用水域（福岡県柳川市）
 - 「東京ディズニーランド」内の人工池（千葉県）
 - 「東京ディズニーシー」内の人工池及び人工水路（千葉県）
 - 「ニューレオマワールド」内の人工池（香川県）
 - 「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」内の人工池及び人工水路（大阪府）

(6) 登録の種類別

(ア) 新規登録

初めて総トン数20トン未満の小型船舶の登録を受けようとする場合になすべき手続であり、新規登録を受ける船舶は、以下のように区分されている（トン数法2条、小型登録規則5条）。

(a) 新造船（在庫船等を含む）

新規登録申請時において一度も航行の用に供したことがない小型船舶。

(b) 新規適用船

漁船登録船等の登録非対象船が小型船舶の要件を満たした場合等、あるいは漁船登録を抹消し、小型船舶の登録を受ける小型船舶。

(イ) 変更登録

登録された小型船舶について、船舶の種類、船籍港、船舶の長さ及び幅並びに深さ、総トン数、船体識別番号、推進機関の種類及び型式、所有者の氏名等に変更があった場合（移転登録及び抹消登録の場合を除く）に行うべき手続（小型登録法9条1項、小型登録規則5条）。

(ウ) 移転登録

既に登録されている小型船舶について、所有者の変更（売買・贈与、所有者の死亡または法人合併等による権利義務の承継等）があった場合に行うべき手続

(小型登録法 10 条 1 項、小型登録規則 5 条)。

(エ) 抹消登録

登録を受けた小型船舶が沈没、解撤など船舶として存在しなくなった場合や、漁船登録を受け小型船舶登録の対象外となるなど特定の事由が発生した場合に行うべき手続 (小型登録法 12 条、小型登録規則 5 条)。

(オ) 更正登録

登録について錯誤または脱落がある場合に行うべき手続。職権にて行う場合と、当該登録の申請者が、国土交通大臣に対し、更正の登録の申請を行う場合がある (小型登録規則 5 条、小型船舶登録令 8 条 1 項、19 条)。

(7) JCI の検査

(ア) 検査対象船舶

総トン数 20 トン未満の船舶が対象である。ただし、以下に掲げる船舶については適用除外である。

(イ) 適用除外船舶 (施行規則 2 条)

(a) ろかいのみをもって運転する舟であって、6 人を超える人の運送の用に供しない舟。

(b) 推進機関を有する長さ 12 メートル未満の船舶 (危険物ばら積船及び特殊船を除く。) であって次に掲げるもの

① 3 人を超える人の運送の用に供しないものであること。

② 推進機関として船外機を使用するものであり、かつ、当該船外機の連続最大出力が長さ 5 メートル未満の船舶にあつては 3.7 キロワット以下、長さ 5 メートル以上の船舶にあつては 7.4 キロワット以下であること。

③ 湖若しくはダム、せき等により流水が貯留されている川の水域であつて、面積が 50 平方キロメートル以下のものまたは次に掲げる要件に適合する川以外の水域で、告示で定めるもののみを航行するものであること。

・平水区域であること。

・海域にあつては、陸地により囲まれており、外海への開口部の幅が 500 メートル以下で、当該海域内の最大幅及び奥行きが開口部の幅よりも大きいものであり、かつ、外海の影響を受けにくいこと。

・面積が 100 平方キロメートル以下であること。

・当該水域における通常の水象条件のもとで、波浪が穏やかであり、水流または潮流が微弱であること。

(c) 長さ 3 メートル未満の船舶であつて、推進機関の連続最大出力が 1.5 キロワット未満のもの

(d) 長さ 12 メートル未満の帆船 (国際航海に従事するもの、沿海区域を超えて航行するもの、推進機関を有するもの ((ウ) を除く。)、危険物ばら積船、特殊船及び人の運送の用に供するものを除く。)

- (e) 推進機関及び帆装を有しない船舶（次に掲げるものを除く。）
 - ① 国際航海に従事するもの
 - ② 沿海区域を超えて航行するもの
 - ③ 平水区域を超えて航行するもののうち、推進機関を有する他の船舶に押されて航行の用に供するもの（沿海区域を航行区域とする推進機関を有する船舶と結合し一体となって航行する船舶であって平水区域及び平水区域から最強速力で 4 時間以内に往復できる区域のみを航行するもの並びに管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認めるものを除く。）
 - (f) 危険物ばら積船（危険物船舶運送及び貯蔵規則第 257 条の 2 の液体油脂ばら積船であって平水区域のみを航行するものを除く。）
 - (g) 推進機関を有する他の船舶に引かれまたは押されてばら積みの油（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 136 号）第 3 条 2 号に規定する油をいう。以下同じ。）の運送の用に供するもの
 - (h) 推進機関を有する他の船舶に引かれまたは押されて人の運送の用に供するもの（次に掲げる要件に適合する長さ 12 メートル未満の船舶を除く。）
 - ① 長さ 5 メートル未満の船舶にあつては、当該他の船舶の推進機関の連続最大出力が 7.4 キロワット以下、長さ 5 メートル以上の船舶にあつては、当該他の船舶の推進機関の連続最大出力が 15 キロワット以下であること。
 - ② (b) ①及び②に掲げる要件
 - (i) 特殊船（潜水船、水中翼船、エアクッション艇等）
 - (j) 推進機関を有する他の船舶に押されるものであつて、当該推進機関を有する船舶と堅固に結合して一体となる構造を有するもの
 - (k) 係留船（多数の旅客が利用することとなる用途として告示で定めるものに供する係留船であつて、二層以上の甲板を備えるものまたは当該用途に供する場所が閉囲されているものに限る。）
 - (l) 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国または地方公共団体の所有するもの
 - (m) 係船中の船舶（船舶検査証書を返納した船舶）
 - (n) 告示で定める水域のみを航行する船舶
 - (o) 前各号に掲げるもののほか、船舶の堪航性及び人命の安全の保持に支障がないものとして告示で定める船舶
- (ウ) 検査申請手続について
- 検査事務を行っている支部は、全国に 31 支部（本部除く）あり、多くの支部の検査対象地域は広範囲に亘っている。当該対象地域によっては週に 1 回、離島の場合には月に 1 回しか検査日がない場所もある。従つて、検査を受けようとする場合は、申請から受検までの日程に十分な余裕をもって申請手続を行う必要がある。支部によって異なるが、検査申請書等必要書類が検査日の 2 日または 3 日前

までに到着しなければならない場合が多い。

(a) 航行区域

JCI が検査を行う小型船舶の航行区域は、平水区域、2 時間限定沿海区域（沿岸区域（沿岸小型船舶の航行区域）を含む）、沿海区域、近海区域（限定）、遠洋区域となっている。平水区域、沿海区域、近海区域及び遠洋区域は 20 トン以上の船舶と同様であるが、2 時間限定沿海区域については、各船舶における最大航海速力や船籍港（拠点となる場所、離島を含む）ごとに細かく JCI で特別に定められている（ホームページで全ての航行区域図を入手可能）。また、沿岸小型船舶（沿岸区域）については船舶検査証書の「航行区域または従業制限」の欄に、主となる航行区域の他に下記の内容が記載される。

- | |
|--|
| (2) 本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から 5 海里以内の水域、並びに、
(3) 船舶安全法施行規則第 1 条第 6 項の水域に限る。 |
|--|

通常、航行区域を変更する場合には、船舶検査申請書（定期検査を除く）と書換申請書を提出する必要があるが、2 時間限定沿海区域の小型船舶が、他の港（拠点）を基点にした 2 時間限定沿海区域の航行区域に変更する場合（「航行区域の横滑り」と言われている）には、書換申請書のみを提出することで検査を受検することなく航行区域の変更手続きができる。

(8) 管海官庁が検査を行う小型船舶

総トン数 20 トン未満の船舶が JCI の検査対象船舶であるが下記船舶については管海官庁が検査を行うこととなる（施行規則 14 条）。

- ・ 国際航海に従事する旅客船
- ・ 満載喫水線の標示をすることを要する船舶（登録長 24 メートル以上の船舶）
- ・ 危険物ばら積船
- ・ 特殊船
- ・ 結合した二の船舶（船舶安全法施行規則第 13 条の 6 の規定の適用を受けるものに限る。）
- ・ 係留船
- ・ 本邦外にある船舶

(9) 船舶検査済票について

小型船舶が初めての検査（定期検査）を合格した場合、船舶検査証書、船舶検査手帳及び船舶検査済票（最大 8 桁の番号）が交付される。また、当該船舶の船体の両舷の見易い場所には、定期検査済年票、船舶検査済票、船籍港を示す都道府県名、次回検査時期指定票を表示（貼付）しなければならない。

(10) JCI の登録申請手続について

(ア) 新規登録

新規登録を行わなければならない小型船舶は、新造船及び新規適用船（漁船 登録船が小型船舶の要件を満たした場合（兼用船）や、漁船登録を抹消して小型船舶の登録受ける場合、また一度抹消登録を行った小型船舶を再度登録する場合）並びに輸入艇などである。

漁船登録船が小型船舶の要件を満たした場合（兼用船）や、漁船登録を抹消して小型船舶の登録受ける場合、また一度抹消登録を行った小型船舶を再度登録する場合に行う手続であり、この場合は代理申請することが多い。

(イ) 変更登録

登録されている事項に変更があった場合（移転・抹消登録を除く）に行う手続であり、所有者の氏名や住所及び船籍港が変更になった場合に行う事が多い。所有者の住所が変更になっていても変更登録手続が行われていないケースが多いので注意しておくこと。

(ウ) 移転登録

小型船舶の所有権が移転する場合に行う手続で、主な原因として、売買、贈与、相続、承継等があり、この場合は移転登録を申請する。また所有者の変更に伴い船籍港が変更になる場合には、変更登録も申請しなければならない。

上記移転及び変更登録を申請するに伴い、船舶検査証書の内容に変更が生じる場合（船名、船籍港、用途、航行区域、最大搭載人員、その他の航行上の条件など）には、原則書換申請をしなければならない。しかし、変更の内容が所有者及び船籍港のみの場合は、例外として書換申請書を提出する必要はなく、自動的に船舶検査証書の船舶所有者欄及び船籍港または定係港欄は変更されて交付される。

平成 16（2004）年 11 月 1 日に小型船舶安全規則が改正され、限定沿海小型船舶の技術基準に、航海用具及び救命設備の一部の設置要件を満たせば、沿岸区域（沿岸小型船舶の航行区域）の航行区域が追加できることとなった。この場合の追加設備の設置要件は別表 1 の通りであるが、小型船舶用火せん 1 箇の代替えとして携帯電話番号を登録している場合が多くある。その場合は、新しい船長の携帯電話番号を用意しておく必要がある。

<別表 1（追加設備）>

航海用具及び救命設備	数	備考
小型船舶用火せん	2 個	携帯電話を携帯している場合は、1 個にできる。「漁業無線」「国際 VHF」「ワイドスターマリンホン等」「インマルサットミニ M」「EPIRB」「SART」の無線設備をいずれか 1 つを備えている場合は不要。
双眼鏡	1 個	
ラジオ	1 台	「漁業無線」「国際 VHF」「ワイドスターマリンホン等」「インマルサットミニ M」の無線設備をいずれか 1 つを備えている場合は不要。
コンパス	1 個	自船の位置及び進行方向が表示できる GPS を備えている場合は不要。
海図	1 式	(一財)日本水路協会発行の「ヨット・モーターボート用参考図」等含む。海上保安庁刊行の電子海図(ENC)及び当該海図を表示できる GPS を備えている場合は不要。

(エ) 抹消登録

登録を受けた小型船舶が登録の対象外となる場合に行う手続であり、主な原因としては、解撤、滅失、沈没、存否不明、適用外等である。

解撤の場合は「解撤証明書」、沈没の場合は「船員法に係る航行報告届出書」などの添付書類が必要になる。また、海外へ輸出する場合、特に搭載艇として輸出する場合には下記の書類が必要となる。

- ① 輸出許可証明書（原本）
- ② 仕入れ書等（インボイス等）（原本）

どちらの書類にも船体識別番号の記載が必須であり、また原本を返却して欲しい場合には、原本還付申請書を提出する必要がある。当該書類に船体識別番号の記載がない場合には、それぞれに下記内容を記入、記名押印が必要である。

本船（〇〇丸）に搭載されている〇〇丸（船体識別番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇）も輸出されたことを確約いたします。
輸出者の住所、氏名または名称㊤（法人の場合は実印、それ以外は認印で可）

また、当該書類の原本の提出が困難な場合には、コピーした書面に下記内容を記入して記名押印が必要である。

本証明書の写しは原本と相違ありません。
輸出者の住所、氏名または名称㊤（法人の場合は実印、それ以外は認印で可）

ちなみに管海官庁に対して行う海外売船による抹消登録申請に添付する下記の書類「代行業者に対する委任状」、「売買契約書」、「引き渡し（または受け渡し）証明書」、「輸出許可通知書」、「仮船舶国籍証書」などは、全て写しで良いことになっている。

(1 1) 船体識別番号等の塗抹許可申請について

船体に取り付けてある船体識別番号の一部若しくは全部が破損して識別が困難となった場合や、船体識別番号の取付け箇所を修繕または取り替えのために交換する場合には、下記要領により塗抹許可及び打刻命令を受け、船体識別番号を再打刻する必要がある。

(ア) 船舶所有者は、塗抹を行う住所地を管轄する管海官庁に「船体識別番号等の塗抹許可申請書」を提出して、塗抹許可書及び打刻命令書の交付を受ける。申請時には添付書類として、現在の船体識別番号の表示された状態が分かる写真を添付すること。

(イ) 塗抹許可書を添付して「船体識別番号表示ラベルセットシール」を購入。

(ウ) 船体識別番号を船体に取り付けた後、「船体識別番号の打刻完了報告書」と共に、取り付けた場所の分かる写真を添付して管海官庁に提出する。この時の塗抹事業者については、造船所、船具店、マリーナ等の事業者に限られる。所有者個人として塗抹作業を行う事はできないので注意すること。

(1 2) 国籍証明書について

船舶所有者は、日本船舶である小型船舶を国際航海に従事させようとするときは、管海官庁に国籍証明書の交付申請を行い、交付後は船内に備置く必要があり、また船名を船体に表示しなければならない。

(ア) 国籍証明書交付申請書

初めて国籍証明書を取得する場合、またはすでに受有している国籍証明書が失効して再度取得する場合には、国籍証明書交付申請書に、日本船舶を所有できる者であることを証する下記書面を添付して申請する。

(a) 船舶所有者が個人の場合

住民票の写し（発行から3ヶ月以内のもの）

(b) 船舶所有者が法人の場合

① 会社登記事項証明書（発行から3ヶ月以内のもの）

② 代表者及び業務を執行する役員のうち2/3以上の住民票の写し

（発行から3ヶ月以内のもの） ※ 代表者の住民票の写しは必ず必要

(イ) 国籍証明書書換え申請書

国籍証明書に記載されている事項に変更が生じたときは、国籍証明書の書換への申請をする必要がある。国籍証明書書換え申請書に交付された国籍証明書及び交付時と同じ書類を添付すること。

(ウ) 国籍証明書再交付申請書

国籍証明書を滅失、紛失、またはその国籍証明書の識別が困難となったときは、国籍証明書の再交付を申請することができる。国籍証明書再交付申請書に交付された国籍証明書（国籍証明書を提出できないときは返納不能届）及び交付時と同じ書類を添付すること。

(エ) 国籍証明書の検認

交付または前回の検認を受けた日から起算して6年を経過する日までに、国土交通大臣の検認を受けなければならない。受けなかった場合は、当該証明書は失効する。国籍証明書検認申請書に交付された国籍証明書及び交付時と同じ書類を添付すること。

(オ) 国籍証明書の失効

国籍証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

① 交付または前回の検認を受けた日から起算して6年を経過する日までに、国土交通大臣の検認を受けなかったとき。

② 当該船舶について移転登録または抹消登録が行われたとき。

③ 船舶の国籍または船名が変更されたとき。

(13) 搭載艇の変更・移転登録について

搭載艇とは、その名の通り通常は母船に搭載されており、必要な時にクレーン等で海上に降ろして使用する小型船舶である。特徴としては、船舶検査証書の航行区域欄に「(例) 沿海区域 ただし、母船から5海里以内の水域に限る。」と記載されており、また船舶検査手帳の備考欄に「母船は〇〇丸とする。」と記載されている。

搭載艇は、母船に附属しているものなので、母船が売買されるときに同時に変更・移転登録されるケースが一般的である。また、搭載艇の変更・移転登録を申請する際に、添付書類として変更後の母船の船舶国籍証書及び船舶検査証書（写しで可）の提出が求められる。

2. 漁船の検査

(1) 漁船に関する行政及び安全規則の変遷

明治 14(1881)年に農商務省が設置されると、農務局では漁獵、商務局では商船及び海員に関する事務が取り扱われた。明治 19(1886)年に農商務省から逓信省が分離されると、逓信省で船舶及び海員に関する事務が取り扱われた。

その後、漁船の増加、大型化及び動力化に伴い、一般船舶の規則を漁船に適用することが実態にそぐわず不便であることから、農商務省と逓信省との間で、漁船法制定について検討が行われたが、法案が登記、検査、職員及び船員の広範囲に亘るもので成立しなかった。

この間、明治 38(1905)年に遠洋漁業奨励法が交付された。遠洋漁業検査規程に適合する漁船を使用する者に漁業奨励金が交付される制度が設けられ、漁業の発展育成が図られた。

明治 34(1901)年のタイタニック号沈没事件を契機として、昭和 4(1929)年に「海上における人命の安全に関する国際条約 (SOLAS 条約)」、翌 5 年に「国際満載喫水線条約 (LL 条約)」が締結された。日本の国際的地位から両条約の速やかな実施が求められ、船舶の安全取締りに関する法規を統一した船舶安全法が昭和 8(1933)年 3 月 1 日交付され翌 9 年 3 月 1 日施行された。なお、漁船については、漁業生産性等の配慮により、一般船舶と同様な基準とし難い事項についての特殊な取扱いを定めた漁船特殊規則及び漁船特殊規程が船舶安全法と同時に施行された。

漁船特殊規則では、特定の漁船の無線電信設備の免除規定及び従業制限の規定が定められた。従業制限は、漁船の操業区域に一般船舶の航行区域的な考えを加味して、漁業の種類により第一種から第三種に区分した。

なお、無線電信設備の免除規定は、全世界的な海上遭難安全制度(GMDSS 制度)の導入により廃止され、平成 11(1999)年 2 月 1 日以降は全ての船舶が GMDSS 船となることが義務付けられた。

なお、集団操業する漁船の特殊性から、一定の漁船に対して GMDSS 代替措置の規定が設けられた。これは、集団操業する漁船の漁業通信体制(漁業用海岸局等と漁船間及び漁船と漁船間)が整備(漁業用海岸局加入、漁船間の安全確保の通信申合せ等)されていることを前提条件として、GMDSS 義務設備の相当の部分(DSC, EGC, 補助電源等)を免除するものである。

漁船特殊規程では、漁船の構造及び設備についての特例を定めた。

終戦後、漁船の管理が水産業の再建と国民生活の安定に重要であることから、昭和 25(1950)年 5 月 13 日漁船法が漁船の性能の向上を図り漁業生産力の合理的発展を目的として交付された。併せて従来運輸省が行っていた漁船の建造許可業務が農林省に移管した。

これにより、漁船に関する行政は、国土交通省が船舶安全法により、船舶の堪航性・人命の安全保持を目的とし、農林水産省が漁船法により、漁船の性能の向上を図り漁業生産力の合理的発展を目的として行われる現在の体系が整った。

(2) 船舶安全法における漁船の安全基準の適用経緯

船舶安全法制定以降、造船技術の向上、国際条約による要件強化及び海難再発防止

等のために、逐次、次表の示すような規則の整備改正が図られてきた。

船舶安全法制定当時は、満載喫水線は 150 トン以上の船舶が表示することとなっていたが漁ろうに従事する漁船に適用はなかった。また、漁船の復原性に関する基準も定められていなかった。

その後、水産庁は、指定漁業漁船の乾舷の表示を昭和 42(1967)年以降義務化し、また運輸省は、船舶復原性規則を改正し昭和 42(1967)年 8 月 1 日以降の建造・改造する漁船に満載喫水線の標示と復原性基準の適用を義務化した。

昭和 43(1968)年 5 月 10 日船舶安全法改正により、20 トン以上の全ての漁船に満載喫水線の表示が義務付けられ、満載喫水線は満載喫水線規則、復原性は船舶復原性規則に組み込まれ、漁船の安全向上が図られた。

我が国の漁船の大部分は、20 トン未満の漁船が占めているが、これら小型漁船に対する安全基準がなく、遠洋で操業や安全設備の不備による海難も重なり、対策が求められるようになり、水産庁は小型漁船の安全性向上の指針として小型漁船安全基準を昭和 43(1968)年 3 月に示した。

その後、海洋レジャー用船舶の急増等も含めて小型船舶の安全対策が社会的な要請となったことから、運輸省と水産庁の協議により船舶安全法が昭和 48(1973)年 9 月 14 日に改正され、その技術基準となる小型漁船安全規則が昭和 49(1974)年 8 月 30 日に公布された。

この改正時において船舶安全法の適用を受けるものは、本邦の海岸から 100 海里を超える海面において漁業を営む特定の漁船であったが、その後段階的に適用を拡げ、昭和 59(1984)年 9 月 1 日以降は領海 12 海里以遠で操業する漁船まで適用を受けることとなり、現在に至っている。

なお、小型漁船の法の適用は、船舶安全法第 32 条の漁船の範囲を定める政令(昭和 49 年 7 月 1 日政令第 258 号)で定められている。

漁船の製造・検査等に関する主な法令

公布日	名称	法令名
明治 38 年 2 月 28 日	法律第 40 号	遠洋漁業奨励法 (廃止)
明治 38 年 3 月 31 日	農商務省令第 10 号	遠洋漁船検査規程 (廃止)
明治 42 年 10 月 7 日	逓信省令第 42 号	漁船検査規程 (廃止)
昭和 9 年 2 月 5 日	逓信省、農林省令	漁船特殊規程
昭和 9 年 2 月 5 日	逓信省、農林省令	漁船特殊規則
昭和 22 年 12 月 2 日	総理庁、農林省令第 5 号	漁船登録規則 (廃止)
昭和 25 年 5 月 13 日	法律第 178 号	漁船法
昭和 25 年 8 月 12 日	農林省令第 95 号	漁船法施行規則
昭和 25 年 11 月 18 日	農林省令第 124 号	漁船検査規則
昭和 47 年 5 月 1 日	農林水産省告示第 668 号	指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の規定に基づく総トン数 20 トン以上の漁船に係る漁船の設備基準
昭和 49 年 8 月 30 日	農林省、運輸省令第 1 号	小型漁船安全規則
昭和 57 年 7 月 6 日	農林水産省告示第 1091 号	動力漁船の性能の基準

平成14年6月25日	農林水産省、国土交通省告示第5号	漁船の基準を定める告示
平成14年6月25日	農林水産省、国土交通省告示第6号	小型漁船の基準を定める告示

(3) 漁船の安全のためのトレモリノス条約

漁船は、一般船舶と比べて海難事故発生の割合が高いが、安全基準に関する国際条約の規制を受けていない。国際海事機関（IMO）では、漁業活動という特殊性を考慮して一般船舶と異なる安全基準の検討を行い、昭和52(1977)年3月スペインのトレモリノスにおいて漁船の安全に関する国際条約（トレモリノス条約）が採択された。

この条約は、長さ24メートル以上の漁船を対象とし、SOLAS条約並みの安全基準を定めた厳しいもので、漁船所有主要国が批准できず発効の見通しが立たなかったことから、平成5(1993)年に全面改正し、新たな漁船安全条約議定書（トレモリノス条約議定書）が採択された。

しかし、この議定書は、海象条件の厳しい欧州漁船の実態を取り入れたもので、細型のアジア漁船は同じ長さの欧州漁船に比べて容積が小さくなる規則となり、日本、韓国、中国等のアジアの主要漁業国は、批准できない状況が続いている。

IMOは、早期の発効を図るべく問題点等を整理し、一部小型漁船に適用困難な事項について、長さのトン数への読み替え、適用の長さを45メートル以上にするなどの全面的な見直し作業を進め、平成24(2012)年10月新たな漁業安全条約議定書としてケープタウン協定が採択された。

国内では、大日本水産会から批准するよう要望書が提出されるなど、批准及び発効に向けての動きが始まり、国内法への取り込みの議論がなされている。

(4) 漁船の定義

施行規則第1条第2項において漁船は次のように定義されている。

- ① もっぱら漁ろう（附属船舶を用いてする漁ろうを含む。以下次号において同じ。）に従事する船舶
- ② 漁ろうに従事する船舶であって漁獲物の保蔵または製造の設備を有するもの
- ③ もっぱら漁ろう場から漁獲物またはその加工品を運搬する船舶
- ④ もっぱら漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶または漁業の取締りに従事する船舶であって漁ろう設備を有するもの

漁船の定義については、漁船法第2条第1項において同様の定義がなされているが、かつては、条文中の「もっぱら」の解釈について問題となることがあった。これは、船舶安全法上漁船でなくなった場合、漁船登録を抹消するように行政指導がなされていたからである。

昭和38(1963)年6月、当時の水産庁と船舶局の協議により、各々の法目的に従って解釈を異にすることを認めることとなった。以後、各法の法域により処理することになり、前述の行政指導は行われなくなった。

船舶検査心得において、漁船は、その業態が特殊であることにかんがみ技術基準に特則が設けられ、その適用を受けるので、「もっぱら」の意味は、「主として」と厳に区別して解釈すべきものであり、臨時的とはいえ旅客または貨物の運送に従事する

限り、漁船ではないと解する。この場合においては、漁船法の法目的を異にするという観点から、漁船登録票の有無は問われない。

また、船舶検査心得において、施行規則第1条第2項中の用語について次のように定義されている。

「漁獲物の保蔵の設備」とは、本船又は附属漁船が採捕した漁獲物を加工することなく保存するための設備である。従って、本船内での加工を目的とした保存のための設備でないものは含まれない。（例えばまぐろ漁船の冷凍庫等。）

「もっぱら漁ろう場から」の漁ろう場とは、実際に漁ろうをする場所を指すものであって、漁獲物又はその加工品の集荷地又は漁船根拠地は含まれない。従って、各港間で鮮魚を運搬をする船舶は、漁船ではない。

(5) 漁船の従業制限

漁船は、その操業形態が、通常各港間の輸送に従事する一般船舶とは異なり、港を出ると漁場に向かって直行し、また漁場においては魚群を追って海上を縦横に航行するという特殊性を有していることから、航行区域におけるような一定の区域制限を設けることは、不合理であるとの観点から、漁特則において、一般船舶の航行区域に代えて従業制限が定められた。

従業制限は、従業区域を加味して漁業の種類に応じて、総トン数20トン以上の漁船については、第一種、第二種及び第三種、総トン数20トン未満の漁船については小型第一種及び小型第二種に区別される。

従業制限は、通常は建造時の定期検査申請において、漁船の構造及び設備が申請に基づく従業制限に適合しているか否かを判断して決定される。

従業制限の変更は、法定検査及び臨時検査の申請により、適当と認められた場合に変更されるが、従業制限の決定にあたっては、漁業の種類、構造及び設備等を考慮して管海官庁が必要と認める場合は、従業する漁業の種類を限定されることがある。

漁船の区別は、次のとおりである。

① 第一種（漁特則3条）

主として沿岸の漁業に従事する漁船

② 第二種（漁特則4条）

主として遠洋の漁業に従事する漁船

なお、第二種漁船は、第一種に掲げる漁業に従事することができるので、船舶検査証書の航行区域または従業制限欄に第一種の従業制限は記載されない。

③ 第三種（漁特則5条）

特殊な漁業に従事する漁船

なお、第三種漁船のうち満載喫水線規則第4章（漁船）の適用を受けるもので、第一種及び第二種に掲げる漁業にも従事する漁船の船舶検査証書の航行区域または従業制限欄の記載は、各々の従業制限が並記される。

④ 小型第一種（漁特則6条、小漁則2条）

主としてもっぱら本邦の海岸から100海里以内の海域において漁業に従事する漁船

⑤ 小型第二種（漁特則 7 条、漁特則 2 条）

主としてもっぱら本邦の海岸から 100 海里を超える海域において漁業に従事する漁船

なお、小型漁船には、20 トン以上の漁船に定められる第三種の区分はなく、本邦の海岸から 100 海里を基線として小型第一種と小型第二種に区分されている。漁船の従業制限と業務の種類は、次の表のとおりである。

<20 トン以上の漁船の従業制限と業務の種類>

従業制限	業務の種類	
第一種	一本釣漁業、延縄漁業、流網漁業、刺網漁業、旋網漁業、敷網漁業、突棒漁業、曳縄漁業、曳網漁業(トロール漁業を除く)、小型捕鯨業	
	上記の他、主務大臣の認めた業務	定置漁業、しいら漬漁業、その他の雑種漁業
第二種	鯉及鮪竿釣漁業、真鱈一本釣漁業、鮪、旗魚及鮫浮延縄漁業、真鱈延縄漁業、連子鯛延縄漁業(搭載漁艇を使用して為すものに限る。)機船底曳網漁業(※)、白蝶貝等採取業、鮭・鱒及び蟹漁業(母船に附属する漁船に依りて為すものに限る。)	
	上記の他、主務大臣の認めた業務	まぐろ流網漁業、さんご漁業 本邦外の地を基地として行う延縄漁業(本邦から当該基地まで独力で航行する漁船によるものに限る。)
第三種	トロール漁業、捕鯨業(小型捕鯨業を除く。)、母船式漁業に従事する母船の業務 専ら漁獵場より漁獲物または其の化製品を運搬する業務、漁業に関する試験、調査、指導、練習または取締業務	

(※) 北緯 25 度以南の海域、北緯 40 度の線、東経 137 度の線及びアジア大陸の沿岸に依り囲まれた海域、東経 137 度以東の沿海州沖合の海域、北緯 46 度以北のオホーツク海の海域、ベーリング海並にウルップ島南端を通過する経線以東の太平洋の海域において操業する機船底曳網漁業並に以西機船底曳網漁業に限る。

<小型漁船の業務種類と従業制限>

業務の種類	操業海域・総トン数の区分		従業制限
採介藻漁業	—		小型第一種
定置漁業	—		小型第一種
旋網漁業	—		小型第一種
曳網漁業	—		小型第一種
小型捕鯨業	—		小型第一種
鮭・鱒流網漁業	東経 147 度以西の太平洋海域	100 海里以内	小型第一種
		100 海里超	小型第二種
	上記以外		小型第二種
鮭・鱒延縄漁業	10 トン未満	100 海里以内	小型第一種
		100 海里超	小型第二種
	10 トン以上		小型第二種

鮪延縄漁業	15 トン未満	100 海里以内	小型第一種
		100 海里超	小型第二種
	15 トン以上		小型第二種
鰹竿釣漁業	15 トン未満	100 海里以内	小型第一種
		100 海里超	小型第二種
	北緯 31 度 30 分以上、東経 133 度 30 分以西の太平洋海域		小型第一種
	上記以外		小型第二種
その他の漁業	100 海里以内		小型第一種
	100 海里超		小型第二種

(6) 漁船に関する主な技術基準を定める関係省令

法第 2 条第 1 項では船舶に必要な施設が定められている。同条に基づく技術基準を定める国土交通省令の他に、漁船については、農林水産省・国土交通省令による漁特別、小漁則等の主な適用関係省令は、次の表のとおりである。

漁船に関する主な技術基準関係省令

船舶安全法第 2 条第 1 項		主な技術基準を定める関係省令
1	船体	漁船特殊規程、小型漁船安全規則
2	機関	漁船特殊規程、小型漁船安全規則
3	帆装	漁船特殊規程
4	排水設備	漁船特殊規程、小型漁船安全規則
5	操舵、繫船及揚錨ノ設備	漁船特殊規程、小型漁船安全規則
6	救命及消防ノ設備	漁船特殊規程、小型漁船安全規則
7	居住設備	漁船特殊規程、小型漁船安全規則
8	衛生設備	漁船特殊規程、小型漁船安全規則
9	航海用具	漁船特殊規程、小型漁船安全規則
10	危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ積附設備	※
11	荷役其ノ他ノ作業ノ設備	※
12	電気設備	小型漁船安全規則
13	前各号ノ外国土交通大臣ニ於テ特ニ定ムル事項	※

※ 一般船舶に同じ

(7) 漁船についての技術基準の適用

漁特程は、法第 2 条第 1 項の規定により、漁船について施設すべき事項とその標準に関する特例を定めており、漁船の特殊性を考慮した上で、一般船舶に適用される技術基準関係諸規則が多く準用されている。(なお、同省令において漁船とは、小型漁船以外のすべての漁船をいい、小型漁船については、一般船舶における小型船舶安全規則と同様に、小型漁船安全規則が定められている。)

救命設備規則において、船舶は、用途及び国際航海従事の有無により第一種船から第四種船の 4 種類に分類されている。この分類は、漁船にも適用される。

例えば、第三種漁船のうち、国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の運搬漁船、漁業調査船及び漁業取締船等は、救命設備規則第 1 条の 2 の定義において第三種船に

分類され、国際航海に従事する一般船舶と同様に同規則の適用を受ける。

(8) 漁船の登録制度

漁船は、農林水産省所管の漁船法及び関係法令等により、漁船の建造・取得から廃船に至るまで、漁船の建造・改造・転用の許可、建造・改造後の認定、漁船の登録、漁船登録票の検認等の農林水産大臣または都道府県知事に対する手続きが必要となる。

これらの一連の手続きは、船舶安全法等の手続きと切り離せないものであり、漁船の検査受検時、漁船登録内容に変更が生じる場合は、事前に漁船法による許可の必要となる場合もあることから、特に注意を払わなければならない。

船舶の長さが10メートル以上の動力漁船は、建造、改造及び転用しようとする場合、行政庁の許可が必要となる。許可を必要とする要件及び許可権者は、次表による。

<許可の種類>

許可の種類	許可を必要とする場合
建造許可	① 船舶製造業者その他の者に注文して、または、自ら動力漁船を建造するとき ② 新造船を動力漁船として購入するとき
改造許可	船舶製造業者その他の者に注文して、または、自ら動力漁船について次の改造をするとき ① 船舶の長さ、幅及び深さの変更 ② 無動力漁船に推進機関を新たに据え付けて動力漁船に変更 ③ 推進機関の種類若しくは出力の変更 ④ 従事する漁業種類を変更するための船舶の構造若しくは設備の変更 注：主要寸法に変更がなく単にトン数の変更の場合、同じ種類の推進機関の換装で馬力数に変更がない場合等は改造許可を要さない。
転用許可	① 貨物船、曳船等一般船舶を改造しないで動力漁船として使用するとき ② 過去において動力漁船であったものをもとの漁業種類の動力漁船として使用するとき

建造、改造及び転用許可の許可権者

動力漁船の要件	許可権者
① 農林水産大臣の漁業許可その他の処分を要する漁業に従事する動力漁船 ② 次の③に掲げるもの以外の動力漁船で総トン数20トン以上のもの	農林水産大臣
③ 都道府県知事の漁業許可その他の処分を要する漁業に従事する動力漁船 ④ 上記①から③に掲げるもの以外の動力漁船	都道府県知事

3. 非自航船の検査

(1) 法の適用を受ける非自航船

非自航船は、船舶設備規程第134条において「推進機関及び帆装を有しない船舶」と定義されており、以下の理由により、原則として法第2条第1項に定める所要施設の適用が除外されている。

- ① 一般に陸岸に近い区域を航行するため、厳しい気象、海象にさらされる可能性が低い
- ② 一般に構造、設備が単純であるため、その安全性保持に関して国が関与する必要性が低い

③一般に人を搭載して航行の用に供する形態のものが少ないため、善意の第三者の安全を図るための必要がない

しかしながら、次のような非自航船については、それぞれ安全規制が必要なことから、法が適用される。

- ① 気象、海象の厳しい海域を航行するもの
- ② 積荷の危険性の高いもの
- ③ 特殊な構造、設備を有するため、人命の安全を脅かす度合いの高いもの
- ④ 善意の第三者の安全を確保する必要があるもの

具体的に法の適用を受ける非自航船は、施行規則第2条第2項第3号に次に掲げるものが定められている。

- ① 国際航海に従事するもの
- ② 沿海区域を超えて航行するもの（例えば近海区域の貨物はしけ）
- ③ 平水区域を超えて航行するもののうち、推進機関を有する他の船舶に押されて航行の用に供するもの（⑧に定める一体型プッシャー・バージに該当しない一体型プッシャー・バージ（以下、「PB」という。）をいい、沿海区域を航行区域とする推進機関を有する船舶と結合し一体となって航行する船舶であって平水区域及び平水区域から最強速力で4時間以内に往復できる区域（特定短距離区域という）のみを航行するもの並びに管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認めるものを除く。）

PBは、船体構造や設備の不備、操船技術の不足等による海難事故の増加とともに、長距離・不特定航路を航行するものが建造・運航されるようになって、海難事故発生の増加が懸念されたことの対策として、平成15(2003)年7月1日施行規則の改正により、法の適用対象となった。

なお、施行日の平成15(2003)年8月1日前に建造され又は建造に着手したPBについては、平成30(2018)年7月31日まで従前の取扱いとする経過措置が設けられている。

- ④ 危険物ばら積船（危規則による液体油脂ばら積船であって平水区域のみを航行するものを除く。）
- ⑤ 推進機関を有する他の船舶に引かれ又は押されてばら積の油（海防法に規定する油）の運送の用に供するもの
- ⑥ 推進機関を有する他の船舶に引かれ又は押されて人の運送の用に供するもの（一定の要件に適合する長さ12メートル未満の船舶を除く。）
- ⑦ 特殊船（第2章第1節(6)(エ)参照）
- ⑧ 推進機関を有する他の船舶に押されるものであって、当該推進機関を有する船舶と堅固に結合して一体となる構造を有するもの（一体型プッシャー・バージといわれるもの）

なお、堅固に結合して一体となる構造を有するものとは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (a) プッシャーとボルト等により固着され、緊急時に容易に切り離すことができないバージ

- (b)遠隔操縦装置によりプッシャーを操縦することができる構造を有するバージ
- ⑨ 係留船(多数の旅客が利用するもので、二層以上の甲板または当該用途に供する場所が閉囲されているもの)

係留船とは、ホテル船、レストラン船その他係留してその用途に供する船舶、即ち当該係留場所において当該船舶による移動を目的としない旅客等を継続又は反復して搭載する船舶をいう。したがって、停船中にレセプション等船内観覧のため又は荷役、修繕作業の準備のため一時的に人を搭載するような船舶は、係留船に該当しない。

係留船は、昭和 61(1986)年以降のバブル期に多数建造計画されたフローティングホテルやレストラン船等の安全確保が求められ、昭和 63(1988)年 2 月 12 日施行規則等の改正により、法の適用対象となった。

(2) 非自航船の検査

非自航船の検査は、用途、航行区域、最大搭載人員及び設置される諸設備等に応じて、第 1 章第 1 節 2(2)の各技術基準省令が適用される。

各規則の適用にあたり、総トン数とは、総トン数証書を受有するものは総トン数証書記載の総トン数、総トン数証書を受有しないものは、船舶のトン数の測度に関する法律に準じて算出した総トン数又は規則に定める概算総トン数をいう。

なお、一体型プッシャー・バージにつき、総トン数は、プッシャー及びバージの総トンの合計の総トン数、船舶の長さは、プッシャー及びバージが結合して一体となったときの長さをいう。

(3) 非自航船の識別番号

法の適用となった非自航船は、第 1 回定期検査時において、船内の見えやすい場所に、西暦年下 2 桁、船舶検査証書の右肩番号及び管海官庁の略符が打刻される。例として、四国運輸局で平成 29(2017)年に第 1 回定期検査を終了し、船舶検査証書の番号が 30 番の場合、17-30 ㊦ と打刻される。

*** 自衛隊の使用する船舶に対する海事法令の適用について ***

平成 29(2017)年 6 月 2 日自衛隊法の一部が改正された。

従来、海上自衛隊の使用する船舶は船舶安全法等の海事法令の適用除外であったが、新たに陸上自衛隊も適用除外になった。

自衛隊の使用する船舶の海事法令の適用は次表による。陸上自衛隊の使用する船舶については、20 トン以上の船舶に一部の海事法令が適用される。

自衛隊の使用する船舶とは、国の所有に属するものにあつては国籍を証明する書類を、その他のものにあつては使用するものであることを証明する書類を備え付けている船舶であり、証明書の様式は、自衛隊法施行規則で定められている。

なお、自衛隊と運航・管理事業契約を結ばれた民間の船舶は含まれない。

「自衛隊の使用する船舶に対する海事法令の適用」

海事法令		海上自衛隊		陸上自衛隊	
船員法		非適用	自衛隊法 108	非適用	自衛隊法 108 条
船舶法		非適用	自衛隊法 109 条 2 項	適用	
船舶のトン数の測度に関する法律		非適用	自衛隊法 109 条 2 項	適用	
船舶安全法 ※		非適用	自衛隊法 109 条 2 項	非適用	自衛隊法 109 条 1 項
小型船舶の登録等に関する法律		非適用	自衛隊法 109 条 2 項	非適用	自衛隊法 109 条 1 項
船舶職員及び小型船舶操縦者法	船舶職員	非適用	自衛隊法 110 条 2 項	適用	
	小型船舶操縦者	非適用	自衛隊法 110 条 2 項	非適用	自衛隊法 110 条 1 項
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	法律	適用		適用	
	検査規則	非適用	検査規則 2 条 6 項 2 号	非適用	検査規則 2 条 6 項 2 号

※ 法28条規定中危険及び気象の通報その他船舶航行上の危険防止に関する部分は除く。

巻末資料

1. 申請様式

- ・船舶検査申請書
- ・船舶検査証書交付申請書
- ・書換申請書
- ・検査引継申請書
- ・検査委嘱申請書
- ・条約証書等交付申請書
- ・延長に係る事由届
- ・危険物運送船適合証交付申請書
- ・危険物運送船適合証書換申請書
- ・危険物運送船適合証有効期間延長申請書

2. 認定事業場及び型式承認

3. 国土交通省、地方運輸局、同運輸支局、同海事事務所一覧 (船舶安全法関係事務を取扱う管海官庁)

4. 日本小型船舶検査機構所在地一覧

5. 法令集 (一部抜粋)

- ・船舶安全法
- ・船舶安全法施行規則
- ・船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則
- ・船舶等型式承認規則
- ・特殊貨物船舶運送規則
- ・危険物船舶運送及び貯蔵規則
- ・海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令

6. 日本周辺図・近海概念図

船 舶 検 査 申 請 書

殿

平成 年 月 日

申請者の氏名又は名称及び住所

下記船舶について、 検査 を受けたいので、船舶安全法施行規則第31条第1項の規定により申請します。

船舶所有者の氏名 又は名称及び住所					
船種及び船名		船舶番号、船舶検査済票 の番号又は漁船登録番号			
船籍港又は定係港		総 ト ン 数		トン	
船舶の長さ		m		用 途	
船質		国際航海に従事する船舶であるかどうかの別		船舶安全法第8条の船舶であるかどうかの別	
航 行 区 域 (従 業 制 限)					
最大搭載人員					
満載喫水線の位置		無線電信等の施設を要する船舶であるかどうかの別			
制限気圧		揚貨装置の制限荷重、制限角度及び制限半径			
検査を受けようとする期		年 月 日		検査を受けようとする場所	
備 考					

船舶検査証書交付申請書

殿

平成 年 月 日
申請者の氏名又は名称及び住所

下記の船舶の船舶検査証書（小型船舶の船舶検査証書及び船舶検査済票）について、その交付を受けたいので、船舶安全施行規則第 34 条第 1 項の規定により申請します。

船舶所有者の氏名 又は名称及び住所			
船種及び船名		船舶番号、船舶検査済票 の番号又は漁船登録番号	
船籍港又は定係港		用 途	
総トン数又は 船舶の長さ			
国際航海に従事する船 舶であるかどうかの別			
航 行 区 域 (従 業 制 限)			
最 大 搭 載 人 員			
満 載 喫 水 線 の 位 置		制 限 汽 圧	
備 考			

書 換 申 請 書

殿

平成 年 月 日
申請者の氏名又は名称及び住所

下記の船舶の船舶検査について、その書換え受けたいので、船舶安全施行規則第 38 第 1 項の規定により申請します。

船舶所有者の氏名 又は名称及び住所			
船種及び船名		船舶番号、船舶検査済票 の番号又は漁船登録番号	
船舶検査証書の番号		記載事項の変更が臨時的な ものである場合はその期間	
書換えを受けよ うとする事項	新		
	旧		
備	考		

検査引継申請書

殿

平成 年 月 日
申請者の氏名又は名称及び住所

貴局において受検中の下記船舶（物件）について、検査の引継ぎを受けたいので、船舶安全法施行規則第15条第1項の規定により申請します。

船種及び船名 (物件の名称)	船舶番号、船舶検査済票の番号 (物件の名称及び製造番号)
検査の種類	
引継ぎ後検査を受けようとする期日	
引継ぎ後検査を受けようとする場所	
検査の引継ぎを受けようとする理由	
備考	

条約証書交付等申請書

殿

平成 年 月 日
申請者の氏名又は名称及び住所

下記の船舶について、条約証書の交付・書換え・再交付を受けたいので、海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令により申請します。

船舶所有者の氏名 又は名称及び住所			
船種及び船名		船舶番号	
船籍港又は定係港		総トン数	
用途		建造年月日	
航行区域 (従業制限)			
交付、書換え又は再交付を受けようとする条約証書名 (書換えの場合にはその内容)			
備考			

船舶検査証書等の延長に係る事由届

殿

平成 年 月 日

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

汽船 (IMO 番号) について、下記のとおり、定期検査終了時、新たな証書類の交付を受けることが困難なため、関係書類を添えて本書を提出します。

記

1. 船舶所有者の氏名又は名称及び住所
2. 根拠法令
 - ・船舶安全法施行規則：第 46 条の 3 第 1 項
 - ・海上における人命の安全のための国際条約による証書に関する省令：第 5 条の 2 第 1 項
3. 登録船級協会
4. 受検場所
5. 検査の終了の日
6. 事由
 - ・外国において船級協会の更新検査を受検したため。
 - ・受検地が管海官庁から遠隔地であるため。
 - ・船級協会による更新検査終了が閉庁日にあたるため。
7. 受理証明の交付希望 有り・無し

*1 不要な文字を抹消すること。

—————管海官庁使用欄—————

関係法令の規定により、汽船 (IMO 番号) の証書の効力が 年 月 日まで延長されることを確認しました。

なお、各証書とも、延長された有効期間が満了するまでに新たな証書の交付を受けるようご注意ください。

The Japanese Government have confirmed that, M/V (IMO No.)
Certificates were extended in accordance with Japanese laws and regulations,
be accepted as valid until

Place :

Date :

COUNTERSIGNED : _____

Principal Ship Inspector

*受領証明を要しない場合「管海官庁使用欄」の記載は不要

危険物運送船適合証交付申請書

殿

平成 年 月 日

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

危険物船舶運送及び貯蔵規則第38条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

船種及び船名		船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	
船籍港又は定係港			
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			
危険物の分類又は項目		危険物の積載場所	
備考			

危険物運送船適合証書換申請書

殿

平成 年 月 日

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

危険物船舶運送及び貯蔵規則第41条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船種及び船名		船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			
危険物運送船適合証の番号			
書換えを受けようとする事項	新		
	旧		
備考			

危険物運送船適合証再交付申請書

殿

平成 年 月 日

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

危険物船舶運送及び貯蔵規則第42条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船種及び船名		船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			
危険物運送船適合証の番号			
危険物運送船適合証の交付年月日			
危険物運送船適合証の交付者			
再交付を受けようとする理由			
備考			

2. 認定事業場及び型式承認の対象物件の範囲一覧表

(1) 認定事業場

船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則 関連

<p>ア) 製造工事または改造修理工事に係る事業場の認定の対象範囲 (事業場認定規則 3 条)</p>	<p>一 小型船舶 二 鋼製船体 三 木製船体 四 強化プラスチック製船体 五 アルミニウム合金製船体 六 船尾骨材 七 かじ 八 だ頭材及びだ心材 九 倉口覆布の布地 十 水密すべり戸 十一 不燃性材料 十二 防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料 十三 火災の危険の少ない家具及び備品 十四 防火戸の動力開閉装置 十五 冷却装置の管装置の防熱材、冷却装置の防熱材の防湿用表面材及び接着剤並びに表面仕上材 十六 居住区域内に設ける隔壁及び甲板の材料 十七 鋼材 十八 鋼材以外の金属材料 十九 プラスチック樹脂 二十 ガラス繊維 二十一 ゴム布 二十二 蒸気タービン 二十三 内燃機関 二十四 船内外機 二十五 船外機 二十六 ガスタービン 二十七 ボイラ 二十八 排気タービン過給機 二十九 ポンプ（油圧ポンプを除く。） 三十 油圧ポンプ及び油圧モータ 三十一 圧力容器（熱交換器に該当するもの及び貨物タンクを除く。） 三十二 熱交換器 三十三 内燃機関のシリンダ、シリンダライナ、シリンダカバ及びピストン 三十四 空気圧縮機（手動式のものを除く。） 三十五 縦軸推進装置 三十六 船尾軸封装置 三十七 ウォータージェット推進装置 三十八 プロペラ、中間軸、逆転機軸、スラスト軸、プロペラ軸及び船尾管 三十九 軸系のクラッチ、逆転機、弾性継手及び変速装置 四十 弁及びコック 四十一 燃料油タンク 四十二 ゴムホース 四十三 弾性体のゴムエレメント</p>
--	---

	<p>四十四 遠隔制御装置の制御盤及び遠隔操作装置の制御盤 四十五 操だ装置 四十六 膨脹式救命いかだ 四十七 救命艇及び救助艇の内燃機関 四十八 救助艇の船外機 四十九 火せん、信号紅炎、自己点火灯、自己発煙信号、落下傘付信号、発煙浮信号及び救命索発射器 五十 消火器 五十一 船灯 五十二 揚荷装置 五十三 発電機 五十四 電動機 五十五 変圧器 五十六 配電盤 五十七 制御器 五十八 定周波装置</p>
<p>イ) 整備規程の認可 (事業場認定規則 13 条)</p>	<p>一 小型船舶 二 小型船舶の船体 三 内燃機関 四 船内外機 五 船外機 六 ガスタービン 七 排気タービン過給機 八 膨脹式救命いかだ 九 膨脹式救命浮器 十 膨脹型救助艇 十一 複合型救助艇 十二 膨脹式救命胴衣 十三 イマーション・スーツ (膨脹式のものに限る。) 十四 非常用位置指示無線標識装置 十五 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置 十六 非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置 十七 小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置 十八 レーダー・トランスポンダー 十九 搜索救助用位置指示送信装置 二十 小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置 二十一 遭難信号自動発信器 二十二 持運び式双方向無線電話装置 二十三 固定式双方向無線電話装置 二十四 降下式乗込装置</p>

(2) 型式承認 船舶等型式承認規則 関連 3 条別表 1

<p>船舶または船体に係る物件</p>	<p>小型船舶 小型船舶の船体 倉口がい板 倉口覆布 倉口覆布の布地 倉口覆布の防水布地 倉口覆布の防水剤 舷窓 不燃性材料 防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料 防煙ダンパー 火災の危険の少ない家具及び備品 防火戸の動力開閉装置 送風機 冷却装置の管装置の防熱材 冷却装置の防熱材の防湿用表面材 冷却装置の防熱材の接着剤 表面仕上材 居住区域内に設ける隔壁及び甲板の材料 高速排気装置 フレームアレスタ</p>
<p>機関に係る物件など</p>	<p>船体用材料 内燃機関 船内外機 船外機 自動呼吸弁液量計測装置 ゴムホース 浸水警報装置 自動操舵装置 非常用曳航設備 呼吸保護具 呼吸保護具のフィルター</p>
<p>救命の設備に係る物件など</p>	<p>救命艇 救命いかだ 救命浮器 救助艇 救命浮環 救命浮環の救助索</p>

	救命胴衣 小型船舶用救命浮輪又は小型船舶用救命クッション 小型船舶用浮力補助具 イマーション・スーツ 耐暴露服 救命器具の浮力材料 救命器具の布地 救命器具のガス発生器 高圧ガスの容器の弁 キャノピー灯 室内灯. 手動ポンプ 救命艇又は救助艇の内燃機関 つり索の離脱装置 救助艇の船外機 救命艇、救命いかだ又は救助艇の艀装品 救命索発射器 救命索発射器の発射体 救命索発射器の救命索 救命いかだ支援艇 自己点火灯 自己発煙信号 救命胴衣灯. 落下傘付信号. 火せん 信号紅炎 発煙浮信号. 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置 非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置 小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置 レーダー・トランスポンダー. 捜索救助用位置指示送信装置 持運び式双方向無線電話装置 固定式双方向無線電話装置 船舶航空機間双方向無線電話装置 探照灯. 再帰反射材. 救命いかだ又は救命浮器の架台 自動離脱装置
--	---

<p>消防設備に係る物件</p>	<p>ウイーク・リンク 乗込装置 消火ポンプ 非常ポンプ 消火ホース ノズル 水噴霧放射器 水噴霧ランス 移動式放水モニター 国際陸上施設連結具 スプリンクラ・ヘッド 機関室局所消火装置 消火器 消火剤 持運び式泡放射器 個人装具(安全灯及びおのを除く。) 安全灯 呼吸具(防煙ヘルメット、防煙マスク、自蔵式呼吸具、送気式呼吸具) 呼吸具の清浄缶 呼吸具の酸素発生缶 命綱 火災探知装置の部分 手動式火災警報装置 非常標識 蓄電池一体型非常照明装置 持運び式電気灯 非常脱出用呼吸器</p>
<p>航海用具に係る物件</p>	<p>船灯 形象物 国際信号旗 国際信号旗の布地 信号灯 汽笛 号鐘 どら 電子海図情報表示装置 ナブテックス受信機 高機能グループ呼出受信機 航海用レーダー</p>

<p>危険物その他の特殊貨物の積付設備に係る物件など、その他</p>	<p>電子プロットイング装置 自動物標追跡装置 自動衝突予防援助装置 磁気コンパス 磁気コンパスの羅盆 磁気コンパスの自差修正装置付架台 方位測定コンパス装置 ジャイロコンパス ジャイロコンパスのレピータ 船首方位伝達装置 音響測探機 第一種衛星航法装置 第二種衛星航法装置 船速距離計 回頭角速度計 音響受信装置 船舶自動識別装置 航海情報記録装置 簡易型航海情報記録装置 VHF、MF 又は HF 用デジタル選択呼出装置 VHF、MF 又は HF 用デジタル選択呼出聴守装置 水先人はしご 第一種船橋航海当直警報装置 第二種船橋航海当直警報装置 航海用レーダー反射器 シー・アンカー 荷役ホース 持運び式機械通風装置 固定式ガス検知装置の部品 検知管式ガス検知器 ガス検知管 持運び式ガス検知器 甲板洗浄機 防爆型の電気器具 定周波装置 コンテナ 作業用救命衣 完全保護衣 完全保護衣の手袋 完全保護衣の長靴</p>
------------------------------------	---

3. 国土交通省、地方運輸局、同運輸支局、同海事事務所一覽

<船舶安全法関係事務を取扱う管海官庁>

国土交通省 ……………	〒100-8918	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8111
北海道運輸局 ……………	〒060-0042	札幌市中央区大通西 10 丁目 札幌第 2 合同庁舎	011-290-2771
函館運輸支局……………	〒041-0824	函館市西桔梗町 555-24	0138-49-9902
旭川運輸支局……………	〒097-0023	(稚内庁舎) 稚内市開運 2-2-1 稚内港湾合同庁舎	0162-23-5047
室蘭運輸支局……………	〒051-0023	(入江町庁舎) 室蘭市入江町 1 室蘭地方合同庁舎	0143-23-5001
釧路運輸支局……………	〒084-0906	釧路市鳥取大通 6-2-13	0154-51-0057
東北運輸局 ……………	〒983-8537	仙台市宮城野区鉄砲町 1 仙台第 4 合同庁舎	022-791-7516
青森運輸支局……………	〒030-0843	青森市大字浜田字豊田 139-13	017-739-8112
八戸海事事務所……………	〒031-0831	八戸市築港街 2-16 八戸港湾合同庁舎	0178-33-0718
岩手運輸支局……………	〒027-0038	(宮古庁舎) 宮古市小山田 1-1-1 宮古合同庁舎	0193-62-3500
秋田運輸支局……………	〒010-0816	秋田市泉字登木 74-3	018-863-5811
山形運輸支局……………	〒998-0036	(酒田庁舎) 酒田市船場町 2-5-43	0234-22-0084
福島運輸支局……………	〒971-8101	(小名浜庁舎) いわき市小名浜字船引場 19	0246-54-2311
気仙沼海事事務所……………	〒988-0034	気仙沼市朝日町 1-2 気仙沼合同庁舎	0226-22-6906
石巻海事事務所……………	〒986-0845	石巻市中島町 15-2 石巻港湾合同庁舎	0225-95-1228
関東運輸局 ……………	〒231-8433	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-211-7225
茨城運輸支局……………	〒310-0844	水戸市住吉町 353	029-247-5348
鹿島海事事務所……………	〒314-0103	神栖市東深芝 9 鹿島港湾合同庁舎	0299-92-2604
千葉運輸支局……………	〒261-0002	千葉市美浜区新港 198	043-241-6491
東京運輸支局……………	〒135-0064	(青海庁舎) 江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎	03-5530-2325
川崎海事事務所……………	〒210-0865	川崎市川崎区千鳥町 12-3 川崎港湾合同庁舎	044-266-3878
北陸信越運輸局 ……………	〒950-8537	新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館	025-285-9158
富山運輸支局……………	〒933-0105	(伏木庁舎) 高岡市伏木錦町 11-5	0766-44-1367
石川運輸支局……………	〒926-0015	(七尾庁舎) 七尾市矢田新町二部 172	0767-53-1120
中部運輸局 ……………	〒460-8528	名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第 1 号館	052-952-8021
静岡運輸支局……………	〒424-0922	(清水庁舎) 静岡市清水区日の出町 9-1 清水港湾合同庁舎	054-352-0176
下田海事事務所……………	〒415-0023	下田市 3-18-23 下田運輸総合庁舎	0558-22-0843
三重運輸支局……………	〒510-0051	(四日市庁舎) 四日市市千歳町 5-1 四日市港湾合同庁舎	059-352-2033
鳥羽海事事務所……………	〒517-0011	鳥羽市鳥羽 1-2383-28 鳥羽運輸総合庁舎	0599-25-4790
福井運輸支局……………	〒914-0079	(敦賀庁舎) 敦賀市港町 7-15 敦賀港湾合同庁舎	0770-22-0003
近畿運輸局 ……………	〒540-8558	大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	06-6949-6426
京都運輸支局……………	〒624-0946	(舞鶴庁舎) 舞鶴市字下福井 901 舞鶴港湾合同庁舎	0773-75-0616
和歌山運輸支局……………	〒640-8404	和歌山市湊 1106-4	073-422-3016

勝浦海事事務所…	〒649-5335	東牟婁郡那智勝浦町大字築地 8-5-5	0735-52-0260
神戸海運監理部…	〒650-0042	(本庁舎) 神戸市中央区波止場町 1-1	
		神戸第2 地方合同庁舎	078-321-7052
姫路海事事務所…	〒672-8063	姫路市飾磨区須加 294-1 姫路港湾合同庁舎	079-234-2511
中国運輸局…	〒730-8544	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館	082-228-8794
尾道海事事務所…	〒722-0002	尾道市古浜町 27-13 尾道地方合同庁舎	0848-23-5235
因島海事事務所…	〒722-2323	尾道市因島土生町 1899-35	084-522-2298
呉海事事務所…	〒737-0029	呉市宝町 9-25 呉港湾合同庁舎	0823-22-2520
鳥取運輸支局…	〒684-0034	(境庁舎) 境港市昭和町 9-1 境港港湾合同庁舎	0859-42-2169
島根運輸支局…	〒690-0024	松江市馬潟町 43-3	0852-38-8111
岡山運輸支局…	〒706-0011	(玉野庁舎) 玉野市宇野 1-8-2 玉野港湾合同庁舎	0863-31-4266
水島海事事務所…	〒712-8056	倉敷市水島福崎町 2-15 水島港湾合同庁舎	086-444-7750
山口運輸支局…	〒745-0045	(徳山庁舎) 周南市徳山港町 6-35 徳山港湾合同庁舎	0834-21-0180
四国運輸局…	〒760-0019	高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館	087-802-6715
徳島運輸支局…	〒770-0941	(本庁舎) 徳島市万代町 3-5-2 徳島第2 地方合同庁舎	088-622-7622
愛媛運輸支局…	〒791-1113	松山市森松町 1070	089-956-9951
今治海事事務所…	〒794-0033	今治市東門町 4-3-16	0898-33-9002
宇和島海事事務所…	〒798-0003	宇和島市住吉町 3-1-3 宇和島港湾合同庁舎	0895-22-0260
高知運輸支局…	〒780-8010	(本庁舎) 高知市棧橋通 5-4-55 高知港湾合同庁舎	088-832-1175
九州運輸局…	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎新館	092-472-3174
福岡運輸支局…	〒801-8585	(門司港庁舎) 北九州市門司区西海岸 1-3-10	
		門司港湾合同庁舎	093-322-2700
若松海事事務所…	〒808-0034	北九州市若松区本町 1-14-12 若松港湾合同庁舎	093-751-8111
長崎運輸支局…	〒850-0921	(本庁舎) 長崎市松が枝町 7-29 長崎港湾合同庁舎	095-822-0073
佐世保海事事務所…	〒857-0852	佐世保市干尽町 4-1 佐世保港湾合同庁舎	0956-31-6165
熊本運輸支局…	〒869-3207	(三角庁舎) 宇城市三角町三角浦 1160-20	
		三角港湾合同庁舎	0964-52-2069
大分運輸支局…	〒870-0906	大分市大州浜 1-1-45	097-503-2011
宮崎運輸支局…	〒880-0925	宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾 2735-3	0985-63-2513
鹿児島運輸支局…	〒892-0822	(本庁舎) 鹿児島市泉町 18-2 鹿児島港湾合同庁舎	099-222-5660
下関海事事務所…	〒750-0066	山口県下関市東大和町 1-7-1 下関港湾合同庁舎	083-266-7151
沖縄総合事務局…	〒900-0006	那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2 地方合同庁舎 2 号館	098-866-1838
宮古運輸事務所…	〒906-0013	宮古島市平良字下里 1037-1	0980-72-4775
八重山運輸事務所…	〒907-0002	石垣市字真栄里 863-15	0980-82-4772

4. 日本小型船舶検査機構所在地

名称	郵便番号	住所	TEL	FAX
本部	102-0073	東京都千代田区九段北 4-1-3 飛栄九段北ビル 5 階	03-3239-0821	03-3239-0829
札幌支部	003-0809	北海道札幌市白石区菊水 9 条 4-3-10	011-837-1102	011-837-1103
函館支部	040-0052	北海道函館市大町 9-20 カクタスビル 2 階	0138-26-3583	0138-26-1123
青森支部	030-0803	青森市安方 1-1-32 水産ビル 5 階	017-777-2491	017-777-2492
仙台支部	985-0011	宮城県塩竈市貞山通 3-4-6	022-364-8647	022-364-8658
千葉支部	260-0024	千葉市中央区中央港 1-16-21	043-204-9701	043-246-8070
東京支部	136-0082	東京都江東区新木場 1-2-15	03-3522-5330	03-3522-5331
横浜支部	236-0004	横浜市金沢区福浦 2-15-22	045-780-3450	045-780-3451
新潟支部	950-0066	新潟市東区長者町 6-1	025-279-3690	025-279-3691
金沢支部	920-0027	石川県金沢市駅西新町 2-15-37 コーワ 102ビル 2 階	076-222-2645	076-222-2647
浜松支部	432-8033	浜松市中区海老塚 1-8-27	053-455-0643	053-455-0615
沼津支部	410-0853	静岡県沼津市常盤町 1-2-6 Mビル常盤 1 階	055-952-3981	055-952-3982
名古屋支部	461-0048	名古屋市東区矢田南 1-4-15	052-712-3151	052-712-3030
鳥羽支部	517-0011	三重県鳥羽市鳥羽 3-7-7 NTT 鳥羽ビル第 3 棟 2 階	0599-25-6151	0599-25-6137
大津支部	520-0002	滋賀県大津市際川 1-2-12	077-525-2687	077-525-2662
舞鶴支部	624-0913	京都府舞鶴市字上安久 135-5 第 2 西矢ビル	0773-76-3282	0773-76-4027
大阪支部	551-0031	大阪市大正区泉尾 7-7-3	06-6554-0151	06-6554-0152
神戸支部	651-2132	神戸市西区森友 2-47-4	078-925-1300	078-925-1302
和歌山支部	642-0002	和歌山県海南市日方 1242-6	073-482-6665	073-482-6669
境支部	684-0071	鳥取県境港市外江町 1626 岡野ビル	0859-44-5178	0859-44-5184
岡山支部	702-8006	岡山市中区藤崎 551-14	086-200-1780	086-200-1781
広島支部	734-0011	広島市南区宇品海岸 3-9-38	082-254-6027	082-254-6028
尾道支部	722-0036	広島県尾道市東御所町 9-1 尾道ウォーターフロントビル 4 階	0848-23-7250	0848-23-7880
下関支部	752-0953	山口県下関市長府港町 1-7	083-245-3241	083-245-3641
高松支部	760-0080	香川県高松市木太町 2682-3	087-812-2306	087-812-2307
松山支部	791-8062	愛媛県松山市住吉 2-12-9	089-952-3463	089-952-3412
福岡支部	812-0044	福岡市博多区千代 6-1-57	092-632-0552	092-632-0545
長崎支部	859-0401	長崎県諫早市多良見町化屋 1852-2	0957-43-5090	0957-43-5250
三角支部	869-3207	熊本県宇城市三角町三角浦 1160-179	0964-52-3800	0964-52-3809
大分支部	874-0925	大分県別府市若草町 14-4	0977-21-2461	0977-21-9587
鹿児島支部	892-0122	鹿児島市南栄 6-2-11	099-262-3801	099-262-3803
沖縄支部	900-0012	沖縄県那覇市泊 3-1-8	098-863-7002	098-862-8551

平成 29 年 3 月 31 日現在

第 1 章 船舶ノ施設

- 第 1 条 日本船舶ハ本法ニ依リ其ノ堪航性ヲ保持シ且人命ノ安全ヲ保持スルニ必要ナル施設ヲ為スニ非ザレバ之ヲ航行ノ用ニ供スルコトヲ得ズ
- 第 2 条 船舶ハ左ニ掲グル事項ニ付国土交通省令（漁船ノミニ関スルモノニ付テハ国土交通省令・農林水産省令）ノ定ムル所ニ依リ施設スルコトヲ要ス
- ①船体
 - ②機関
 - ③帆装
 - ④排水設備
 - ⑤操舵、繫船及揚錨ノ設備
 - ⑥救命及消防ノ設備
 - ⑦居住設備
 - ⑧衛生設備
 - ⑨航海用具
 - ⑩危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ積附設備
 - ⑪荷役其ノ他ノ作業ノ設備
 - ⑫電気設備
 - ⑬前各号ノ外国土交通大臣ニ於テ特ニ定ムル事項
- 2 前項ノ規定ハ櫓樞ノミヲ以テ運転スル舟ニシテ国土交通大臣ノ定ムル小型ノモノ其ノ他国土交通大臣ニ於テ特ニ定ムル船舶ニハ之ヲ適用セズ
- 第 3 条 左ニ掲グル船舶ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ満載吃水線ヲ標示スルコトヲ要ス但シ潜水船其ノ他国土交通大臣ニ於テ特ニ満載吃水線ヲ標示スル必要ナシト認ムル船舶ハ此ノ限ニ在ラズ
- ①遠洋区域又ハ近海区域ヲ航行区域トスル船舶
 - ②沿海区域ヲ航行区域トスル長サ 24 メートル以上ノ船舶
 - ③総噸数 20 噸以上ノ漁船
- 第 4 条 船舶ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ航行スル水域ニ応ジ電波法（昭和 25 年法律第 131 号）ニ依ル無線電信又ハ無線電話ニシテ船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ関シ陸上トノ間ニ於テ相互ニ行フ無線通信ニ使用シ得ルモノ（以下無線電信等ト称ス）ヲ施設スルコトヲ要ス但シ航海ノ目的其ノ他ノ事情ニ依リ国土交通大臣ニ於テ已ムコトヲ得ズ又ハ必要ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 2 前項ノ規定ハ第 2 条第 2 項ニ掲グル船舶其ノ他無線電信等ノ施設ヲ要セザルモノトシテ国土交通省令ヲ以テ定ムル船舶ニハ之ヲ適用セズ
- 第 5 条 船舶所有者ハ第 2 条第 1 項ノ規定ノ適用アル船舶ニ付同項各号ニ掲グル事項、第 3 条ノ船舶ニ付満載吃水線、前条第 1 項ノ規定ノ適用アル船舶ニ付無線電信等ニ関シ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ左ノ區別ニ依ル検査ヲ受クベシ
- ①初メテ航行ノ用ニ供スルトキ又ハ第 10 条ニ規定スル有効期間満了シタルトキ行フ精密ナル検査（定期検査）
 - ②定期検査ト定期検査トノ中間ニ於テ国土交通省令ノ定ムル時期ニ行フ簡易ナル検査（中間検査）
 - ③第 2 条第 1 項各号ニ掲グル事項又ハ無線電信等ニ付国土交通省令ヲ以テ定ムル改造又ハ修理ヲ行フトキ、第 9 条第 1 項ノ規定ニ依リ定メラレタル満載吃水線ノ位置又ハ船舶検査証書ニ記載シタル条件ノ変更ヲ受ケントスルトキ其ノ他国土交通省令ノ定ムルトキ行フ検査（臨時検査）
 - ④船舶検査証書ヲ受有セザル船舶ヲ臨時ニ航行ノ用ニ供スルトキ行フ検査（臨時航行検査）
 - ⑤前各号ノ外一定ノ範囲ノ船舶ニ付第 2 条第 1 項ノ国土交通省令又ハ国土交通省令・農林水産省令ニ適合セザル虞アルニ因リ国土交通大臣ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキ行フ検査（特別検査）
- 2 国土交通大臣ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ中間検査ヲ受クルコトヲ免除スルコトヲ得
- 第 6 条 本法施行地ニ於テ製造スル長サ 30 メートル以上ノ船舶ノ製造者ハ第 2 条第 1 項ノ規定ノ適用アル船舶ニ付同条第 1 項第 1 号、第 2 号及第 4 号ニ掲グル事項、第 3 条ノ船舶ニ付満載吃水線ニ関シ船舶ノ製造ニ著手シタル時ヨリ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ検査（製造検査）ヲ受クベシ但シ国土交通大臣ニ於テ已ムコトヲ得ズ又ハ必要ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 2 本法施行地ニ於テ製造スル長サ 30 メートル未満ノ船舶及本法施行地外ニ於テ製造スル船舶ノ製造者ハ其ノ船舶ニ付国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ製造検査ヲ受クルコトヲ得

- 3 第2条第1項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノハ備附クベキ船舶ノ特定前ト雖モ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ検査ヲ受ケルコトヲ得
- 4 前3項ノ規定ニ依ル検査ニ合格シタル事項ニ付テハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ前条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及第1項ノ製造検査（前項ノ規定ニ依ル検査ニ合格シタル事項ニ限ル）ヲ省略ス
- 第6条ノ2 船舶又ハ第2条第1項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノノ製造工事又ハ第5条第1項第3号ノ国土交通省令ヲ以テ定ムル改造若ハ修理ノ工事（以下改造修理工事ト称ス）ノ能力ニ付事業場毎ニ行フ国土交通大臣ノ認定ヲ受ケタル者ガ当該認定ニ係ル製造工事又ハ改造修理工事ヲ行ヒ且国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ当該認定ニ係ル製造工事又ハ改造修理工事ガ第2条第1項ニ規定スル国土交通省令又ハ国土交通省令・農林水産省令ノ規定ニ適合シテ為サレタルコトヲ確認シタルトキハ其ノ製造工事又ハ改造修理工事ニ付第5条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及前条ノ検査ヲ省略ス
- 第6条ノ3 船舶又ハ第2条第1項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノノ製造者ガ其ノ船舶又ハ物件ノ整備（第5条第1項第3号ノ国土交通省令ヲ以テ定ムル修理ヲ除ク以下同ジ）ニ付整備規程ヲ定メ国土交通大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テ当該整備規程ニ従ヒ整備ヲ行フ能力ニ付事業場毎ニ行フ国土交通大臣ノ認定ヲ受ケタル者ガ其ノ船舶又ハ物件ノ整備ヲ行ヒ且国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ整備ガ当該整備規程ニ適合シテ為サレタルコトヲ確認シタルトキハ当該船舶又ハ物件ニ付国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ後30日以内ニ行フ定期検査又ハ中間検査ヲ省略ス但シ其ノ期間内ニ臨時検査ヲ受クベキ事由ノ生ジタル船舶又ハ物件ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 第6条ノ4 船舶又ハ第2条第1項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノニ付国土交通大臣ノ型式承認ヲ受ケタル製造者ガ当該型式承認ニ係ル船舶又ハ物件ヲ製造シ且管海官庁、第25条の46及第25条の47ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル者（以下登録検定機関ト称ス）又ハ次章ノ規定ニ依ル小型船舶検査機構ノ検定ヲ受ケ之ニ合格シタルトキハ当該船舶又ハ物件ニ付国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ第5条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及第6条ノ検査ヲ省略ス
- 2 前項ノ規定ニ依ル型式承認ヲ受ケ且第6条ノ2ノ規定ニ依リ当該型式承認ニ係ル船舶又ハ物件ノ製造工事ノ能力ニ付国土交通大臣ノ認定ヲ受ケタル者ガ当該船舶又ハ物件ヲ製造シ且国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ当該船舶又ハ物件ガ同項ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケタル型式ニ適合シタルモノタルコトヲ確認シタルトキハ同項ノ規定ニ依ル検定ニ合格シタルモノト看做ス
- 第6条ノ5 第25条の67及第25条の68ニ於テ準用スル第25条の47ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル者（以下登録検査確認機関ト称ス）ガ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ総噸数20噸未満ノ船舶（以下小型船舶ト称ス）ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノノ検査ヲ行ヒ且当該小型船舶ガ第2条第1項ニ規定スル国土交通省令又ハ国土交通省令・農林水産省令ノ規定ニ適合スルコトヲ確認シタルトキハ当該小型船舶ニ付国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ後30日以内ニ行フ中間検査ヲ省略ス但シ其ノ期間内ニ臨時検査ヲ受クベキ事由ノ生ジタル小型船舶ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 第7条 第5条又ハ第6条第1項若ハ第2項ノ規定ニ依リ検査ハ国土交通大臣ノ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外船舶ノ所在地ヲ管轄スル管海官庁之ヲ行フ
- 2 第6条第3項ノ規定ニ依リ検査ハ当該物件ノ所在地ヲ管轄スル管海官庁之ヲ行フ
- 3 第6条ノ4第1項ノ規定ニ依リ管海官庁ノ行フ検定ハ当該船舶又ハ物件ヲ製造スル事業場ノ所在地ヲ管轄スル管海官庁之ヲ行フ
- 第7条ノ2 小型船舶ニ係ル本章ニ定ムル検査（特別検査及再検査ヲ除ク）ニ関スル事務（国土交通省令ヲ以テ定ムル小型船舶ニ係ルモノヲ除ク以下小型船舶検査事務ト称ス）ハ次章ノ規定ニ依リ小型船舶検査機構ガ設立セラレタルトキハ小型船舶検査機構ニ之ヲ行ハシム此ノ場合ニ於テ次条、第9条、第10条ノ2及第11条中管海官庁トアルハ小型船舶検査機構トス
- 2 天災其ノ他ノ事由ノ生ジタルニ因リ小型船舶検査機構ニ於テ小型船舶検査事務ヲ円滑ニ執行スルコト能ハザルニ至リタル場合ニシテ国土交通大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前条ノ規定ニ依リ管海官庁亦之ヲ行フ
- 第8条 第25条の69及第25条の72ニ於テ準用スル第25条の47ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル船級協会（以下単ニ船級協会ト称ス）ノ検査ヲ受ケ船級ノ登録ヲ為シタル船舶ニシテ旅客船（12人ヲ超ユル旅客定員ヲ有スル船舶ヲ謂フ以下同ジ）ニ非ザルモノハ其ノ船級ヲ有スル間第2条第1項各号ニ掲グル事項、満載喫水線及無線電信等ニ関シ特別検査以外ノ管海官庁ノ検査（国土交通省令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）ヲ受ケ之ニ合格シタルモノト看做ス
- 第9条 管海官庁ハ定期検査ニ合格シタル船舶ニ対シテハ其ノ航行区域（漁船ニ付テハ従業制限）、最大搭載人員、制限汽圧及満載吃水線ノ位置ヲ定メ船舶検査証書及船舶検査済票（小型船舶ニ限ル）ヲ交付スベシ
- 2 管海官庁ハ臨時航行検査ニ合格シタル船舶ニ対シテハ臨時航行許可証ヲ交付スベシ
- 3 管海官庁ハ第6条ノ規定ニ依ル検査ニ合格シタル船舶又ハ物件ニ対シテハ合格証明書ヲ交付シ又ハ

証印ヲ附スベシ

- 4 管海官庁、登録検定機関又ハ小型船舶検査機構ハ第6条ノ4第1項ノ規定ニ依ル検定ニ合格シタル船舶又ハ物件ニ対シテハ合格証明書ヲ交付シ又ハ証印ヲ附スベシ
- 5 第6条ノ4第2項ニ規定スル者ハ同項ノ規定ニ依リ確認シタル船舶又ハ物件ニ対シテハ国土交通省令ヲ以テ定ムル標示ヲ附スベシ
- 6 前条ノ船舶ニ付船級協会ノ定メタル制限汽圧及満載吃水線ノ位置ハ管海官庁ニ於テ之ヲ定メタルモノト看做ス

第10条 船舶検査証書ノ有効期間ハ5年トス但シ旅客船ヲ除キ平水区域ヲ航行区域トスル船舶又ハ小型船舶ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ6年トス

- 2 船舶検査証書ノ有効期間満了スル迄ノ間ニ於テ国土交通省令ノ定ムル事由ニ因リ定期検査ヲ受クルコト能ハザル船舶ニ付テハ当該船舶検査証書ハ其ノ有効期間満了後3月迄ハ仍其ノ効力ヲ有ス此ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム
- 3 定期検査ノ結果第1項ノ規定ニ依リ船舶検査証書ノ交付ヲ受クルコトヲ得ベキ船舶ニシテ国土交通省令ノ定ムル事由ニ因リ従前ノ船舶検査証書ノ有効期間満了スル迄ノ間ニ於テ当該検査ニ係ル船舶検査証書ノ交付ヲ受クルコト能ハザルモノニ付テハ従前ノ船舶検査証書ハ同項ノ規定ニ拘ラズ当該検査ニ係ル船舶検査証書ノ交付迄ノ間5月ヲ限り仍其ノ効力ヲ有ス
- 4 左ニ掲グル場合ニ於ケル船舶検査証書ノ有効期間ハ第1項ノ規定ニ拘ラズ従前ノ船舶検査証書ノ有効期間(第2号ニ掲グル場合ニ於テハ当初ノ有効期間)満了日ノ翌日より起算シ5年ヲ経過スル日迄ノ期間トス

①従前ノ船舶検査証書ノ有効期間満了日前3月以内ニ受ケタル定期検査ニ係ル船舶検査証書ノ交付ヲ受ケタルトキ

②第2項又ハ前項ノ規定ニ依リ従前ノ船舶検査証書仍其ノ効力ヲ有スルコトトセラレタルトキ

- 5 船舶検査証書ハ中間検査、臨時検査又ハ特別検査ニ合格セザル船舶ニ付テハ之ニ合格スル迄其ノ効力ヲ停止ス
- 6 第2項乃至第4項ノ規定ニ拘ラズ第8条ノ船舶ノ受有スル船舶検査証書ハ其ノ船舶ガ当該船級ノ登録ヲ抹消セラレ又ハ旅客船ト為リタルトキハ其ノ有効期間満了ス

第10条ノ2 管海官庁ハ船舶ノ検査ニ関スル事項ヲ記録スル為最初ノ定期検査ニ合格シタル船舶ニ対シテ船舶検査手帳ヲ交付スベシ

第10条ノ3 船舶検査証書、船舶検査済票、臨時航行許可証及船舶検査手帳ノ船舶ニ於ケル備置又ハ掲示ニ関シ必要ナル事項ハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム

第11条 管海官庁ノ検査又ハ検定ヲ受ケタル者検査又ハ検定ニ対シ不服アルトキハ検査又ハ検定ノ結果ニ関スル通知ヲ受ケタル日ノ翌日より起算シ30日以内ニ其ノ事由ヲ具シ国土交通大臣ニ再検査又ハ再検定ヲ申請スルコトヲ得

- 2 前項ノ検査若ハ検定又ハ再検査若ハ再検定ニ対シ不服アルトキハ其ノ取消ノ訴ヲ提起スルコトヲ得
- 3 再検査又ハ再検定ヲ申請シタル者ハ国土交通大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ関係部分ノ原状ヲ変更スルコトヲ得ズ
- 4 第1項ノ検査又ハ検定ニ対シ不服アル者ハ同項及第2項ノ規定ニ依ルコトニ依リテノミ之ヲ争フコトヲ得
- 5 登録検定機関若ハ小型船舶検査機構又ハ登録検査確認機関ノ行フ検定又ハ検査及確認ニ付テハ第1項中管海官庁トアルハ登録検定機関若ハ小型船舶検査機構又ハ登録検査確認機関ト読替ヘテ同項ノ規ヲ適用ス

第12条 管海官庁ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ当該官吏ヲシテ船舶又ハ第6条ノ2若ハ第6条ノ3ノ規定ニ依リ認定ヲ受ケタル者ノ事業場ニ臨検セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ当該官吏ハ其ノ身分ヲ証明スベキ証票ヲ携帯スベシ

- 2 管海官庁ハ必要アリト認ムルトキハ船舶所有者、船長又ハ第6条ノ2若ハ第6条ノ3ノ規定ニ依リ認定ヲ受ケタル者ヲシテ船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ関シ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ届出ヲ為サシムルコトヲ得
- 3 管海官庁ハ本法又ハ本法ニ基ク命令ニ違反シタル事実アリト認ムルトキハ船舶ノ航行停止其ノ他ノ処分ヲ為スコトヲ得

第13条 船舶乗組員20人未満ノ船舶ニ在リテハ其ノ2分ノ1以上、其ノ他ノ船舶ニ在リテハ乗組員10人以上ガ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ当該船舶ノ堪航性及ハ居住設備衛生設備其ノ他ノ人命ノ安全ニ関スル設備ニ付重大ナル欠陥アル旨ヲ申立テタル場合ニ於テハ管海官庁ハ其ノ事実ヲ調査シ必要アリト認ムルトキハ前条第3項ノ処分ヲ為スコトヲ要ス

第14条 国土交通大臣ハ所部ノ職員ノ中ヨリ船舶検査官ヲ命ジ本法ニ定ムル検査ニ関スル事務ヲ行ハシム

第15条 国土交通大臣ニ於テ第29条ノ7第3号ニ掲グル船舶ノ所在地ノ本法ニ該当スル法令ヲ相当ト認メ

タルトキハ之ニ基キタル船舶ノ堪航性又ハ人命ノ安全ニ関スル証書ハ本法ニ依リ交付シタル証書ト同一ノ効力ヲ有ス

2 前項ノ規定ハ本法ニ依リ交付シタル証書ノ効力ヲ認めザル国ニ属スル船舶ニ付テハ之ヲ適用セズ

第 16 条 削除

第 17 条 満載吃水線ノ標示ヲ隠蔽、変更又ハ抹消シタル者ハ 50 万円以下ノ罰金ニ処ス

第 18 条 船舶所有者又ハ船長左ノ各号ノ 1 ニ該当スルトキハ 1 年以下ノ懲役又ハ 50 万円以下ノ罰金ニ処ス

①国土交通省令ノ定ムル場合ヲ除キ船舶検査証書又ハ臨時航行許可証ヲ受有セザル船舶ヲ航行ノ用ニ供シタルトキ

②航行区域ヲ超エ又ハ従業制限ニ違反シテ船舶ヲ航行ノ用ニ供シタルトキ

③制限汽圧ヲ超エテ汽罐ヲ使用シタルトキ

④最大搭載人員ヲ超エテ旅客其ノ他ノ者ヲ搭載シタルトキ

⑤満載吃水線ヲ超エテ載荷シタルトキ

⑥無線電信等ノ施設ヲ要スル船舶ヲ其ノ施設ナクシテ航行ノ用ニ供シタルトキ

⑦中間検査又ハ特別検査ヲ受クベキ場合ニ於テ之ヲ受ケザル船舶ヲ航行ノ用ニ供シタルトキ

⑧前各号ノ外船舶検査証書又ハ臨時航行許可証ニ記載シタル条件ニ違反シテ船舶ヲ航行ノ用ニ供シタルトキ

⑨第 5 条ノ検査ヲ受ケタル後第 2 条第 1 項各号ニ掲グル事項若ハ無線電信等ニ付第 5 条第 1 項第 3 号ノ国土交通省令ヲ以テ定ムル改造若ハ修理ヲ行ヒタル場合又ハ同号ノ国土交通省令ノ定ムルトキニ該当スル場合ニ於テ臨時検査ヲ受ケザル船舶ヲ航行ノ用ニ供シタルトキ

2 船長前項各号ニ掲グル違反行為ヲ為シタルトキハ船長ヲ罰スルノ外船舶所有者ニ対シ同項ノ罰金刑ヲ科ス

3 船長以外ノ船舶乗組員第 1 項各号ニ掲グル違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外船長ニ対シ同項ノ罰金刑ヲ科ス

4 船舶所有者ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ従業者（船舶乗組員ヲ除ク）船舶所有者ノ業務ニ関シ第 1 項各号ニ掲グル違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ船舶所有者ニ対シ同項ノ罰金刑ヲ科ス

第 19 条 詐偽其ノ他不正ノ行為ヲ以テ船舶検査証書、船舶検査済票、臨時航行許可証又ハ合格証明書ヲ受ケタル者ハ 1 年以下ノ懲役又ハ 50 万円以下ノ罰金ニ処ス

第 19 条ノ 2 船舶又ハ第 2 条第 1 項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ第 6 条ノ 4 第 2 項ノ規定ニ依リ確認セラレタルモノ以外ノモノニ対シテ第 9 条第 5 項ノ標示ヲ附シタル者ハ 6 月以下ノ懲役又ハ 30 万円以下ノ罰金ニ処ス

第 20 条 船舶所有者又ハ船長第 12 条又ハ第 13 条ノ規定ニ依ル処分ニ違反シタルトキハ 50 万円以下ノ罰金ニ処ス

第 21 条 第 12 条第 1 項ノ規定ニ依ル当該官吏ノ臨検ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ対シテ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シタル者ハ 30 万円以下ノ罰金ニ処ス

第 22 条 船舶所有者、船長又ハ第 6 条ノ 2 若ハ第 6 条ノ 3 ノ規定ニ依ル認定ヲ受ケタル者第 12 条第 2 項ノ規定ニ依ル届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタルトキハ 30 万円以下ノ罰金ニ処ス

第 23 条 船舶乗組員虚偽ノ申立ヲ為シ管海官庁ヲシテ第 13 条ノ規定ニ依ル調査ヲ為サシメタルトキハ 30 万円以下ノ罰金ニ処ス

第 24 条 第 10 条ノ 3 ニ規定スル国土交通省令ニハ必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得

2 前項ノ罰則ニ規定スルコトヲ得ル罰ハ 30 万円以下ノ罰金トス

第 25 条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第 19 条乃至第 22 条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本条ノ罰金刑ヲ科ス

第 2 章 小型船舶検査機構

第 1 節 総則

（目的）

第 25 条ノ 2 小型船舶検査機構は、小型船舶検査事務等を行うことにより、小型船舶の堪航性及び人命の安全の保持に資することを目的とする。

2 小型船舶検査機構は、前項に規定するもののほか、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号。以下「海洋汚染等防止法」という。）に基づき、小型船舶用原動機放出量確認等事務を行うことを目的とする。

3 小型船舶検査機構は、前 2 項に規定するもののほか、小型船舶の登録等に関する法律（平成 13 年法

律第 102 号。以下「小型船舶登録法」という。)に基づき、登録測度事務を行うことを目的とする。

(法人格)

第 25 条の 3 小型船舶検査機構 (以下「機構」という。)は、法人とする。

(数)

第 25 条の 4 機構は、1 を限り、設立されるものとする。

第 25 条の 5 削除

(名称)

第 25 条の 6 機構は、その名称中に小型船舶検査機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に小型船舶検査機構という文字を用いてはならない。

(登記)

第 25 条の 7 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 の準用)

第 25 条の 8 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (平成 18 年法律第 48 号) 第 4 条及び第 78 条の規定は、機構について準用する。

第 2 節 設立

(発起人)

第 25 条の 9 機構を設立するには、船舶の堪航性及び人命の安全の保持について学識経験を有する者 7 人以上が発起人となることを必要とする。

(設立の認可等)

第 25 条の 10 発起人は、定款及び事業計画書を国土交通大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3 第 1 項の事業計画書に記載すべき事項は、国土交通省令で定める。

第 25 条の 11 国土交通大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条第 1 項の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

① 設立の手續並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

② 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

③ 職員、設備、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

④ 前号に定めるもののほか、事業の運営が健全に行なわれ、小型船舶の堪航性及び人命の安全の保持に資することが確実であると認められること。

第 25 条の 12 削除

(事務の引継ぎ)

第 25 条の 13 設立の認可があったときは、発起人は、遅滞なく、その事務を機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の登記)

第 25 条の 14 理事長となるべき者は、前条の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 機構は、設立の登記をすることによって成立する。

第 3 節 管理

(定款記載事項)

第 25 条の 15 機構の定款には、次の事項を記載しなければならない。

① 目的

② 名称

③ 事務所の所在地

④ 役員の数、任期、選任方法その他役員に関する事項

⑤ 評議員会に関する事項

⑥ 業務及びその執行に関する事項

⑦ 財務及び会計に関する事項

⑧ 定款の変更に関する事項

⑨公告の方法

2 機構の定款の変更は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第 25 条の 16 機構に、役員として、理事長、理事及び監事を置く。

(役員職務及び権限)

第 25 条の 17 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、機構の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は国土交通大臣に意見を提出することができる。

(役員欠格条項)

第 25 条の 18 次の各号の 1 に該当する者は、役員となることができない。

①政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

②船舶、船舶用機関若しくは船舶用品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

③前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

第 25 条の 19 機構は、役員が前条各号の 1 に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

(役員選任及び解任)

第 25 条の 20 役員選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 国土交通大臣は、役員が、この法律、海洋汚染等防止法若しくは小型船舶登録法若しくはこれらの法律に基づく命令若しくは処分、定款、業務方法書、第 25 条の 29 第 1 項に規定する検査事務規程、第 25 条の 27 第 1 項第 2 号に掲げる業務の実施に関する規程、海洋汚染等防止法第 19 条の 11 第 1 項に規定する小型船舶用原動機放出量確認等事務規程若しくは小型船舶登録法第 22 条第 1 項に規定する登録測度事務規程に違反する行為をしたとき、又は機構の業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、機構に対し、期間を指定して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

3 国土交通大臣は、役員が第 25 条の 18 各号のいずれかに該当するに至った場合において機構がその役員を解任しないとき、又は機構が前項の規定による命令に従わなかったときは、当該役員を解任することができる。

(役員兼職禁止)

第 25 条の 21 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、国土交通大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第 25 条の 22 機構と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。

(評議員会)

第 25 条の 23 機構に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員 20 人以内で組織する。

3 評議員は、機構の業務に関し学識経験を有する者のうちから、国土交通大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員任命)

第 25 条の 24 機構の職員は、理事長が任命する。

(職員兼職禁止)

第 25 条の 25 職員は、船舶、船舶用機関若しくは船舶用品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営み、これらの事業の業務に従事し、又はこれらの事業を営む者の団体の役員若しくは職員となつてはならない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第 25 条の 26 役員及び職員は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第4節 業務

(業務)

第25条の27 機構は、第25条の2第1項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- ①小型船舶検査事務
 - ②小型船舶又は小型船舶に係る物件に関する第6条の4第1項の規定による検定に関する事務
 - ③小型船舶の堪航性及び人命の安全の保持に関する調査、試験及び研究
 - ④前3号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 機構は、第25条の2第2項の目的を達成するため、次の業務を行う。
- ①海洋汚染等防止法第19条の10第1項に規定する小型船舶用原動機放出量確認等事務
 - ②前号に掲げる業務に附帯する業務
- 3 機構は、第25条の2第3項の目的を達成するため、次の業務を行う。
- ①小型船舶登録法第21条第1項に規定する登録測度事務
 - ②前号に掲げる業務に附帯する業務
- 4 機構は、前3項に規定する業務のほか、国土交通大臣の認可を受けて、第25条の2の目的を達成するために必要な業務を行うことができる。

(業務方法書)

第25条の28 機構は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 業務方法書に記載すべき事項は、国土交通省令で定める。

(検査事務規程)

第25条の29 機構は、小型船舶検査事務の開始前に、小型船舶検査事務の実施に関する規程（以下「検査事務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 国土交通大臣は、前項の認可をした検査事務規程が小型船舶検査事務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その検査事務規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 3 検査事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

(小型船舶検査員)

第25条の30 機構は、小型船舶検査事務を行う場合において、小型船舶が第2条第1項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令に適合するかどうかの判定に関する業務については、小型船舶検査員に行わせなければならない。

- 2 小型船舶検査員は、船舶の検査又はこれに準ずる業務に関する知識及び経験に関する国土交通省令で定める要件を備える者のうちから、選任しなければならない。
- 3 機構は、小型船舶検査員を選任したときは、その日から15日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 4 国土交通大臣は、小型船舶検査員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは検査事務規程に違反する行為をしたとき、又は小型船舶検査事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、機構に対し、小型船舶検査員の解任を命ずることができる。
- 5 前項（第25条の49第4項において準用する場合を含む。）の規定による命令により小型船舶検査員又は検定員の職を解任され、解任の日から2年を経過しない者は、小型船舶検査員となることができない。

(小型船舶の検査設備)

第25条の31 機構は、小型船舶検査事務を行なう事務所ごとに、国土交通省令で定めるところにより、検査設備を備え、かつ、これを維持しなければならない。

(検定に関する事務を行う場合における準用)

第25条の32 前3条の規定は、機構が第25条の27第1項第2号に掲げる業務を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「小型船舶検査事務」とあるのは「第25条の27第1項第2号に掲げる業務」と、「検査事務規程」とあるのは「検定事務規程」と、第25条の30第2項中「小型船舶」とあるのは「船舶又は物件」と、「第2条第1項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令」とあるのは「これに係る第6条の4第1項の規定により承認を受けた型式」と、前条中「検査設備」とあるのは「検定設備」と読み替えるものとする。

第5節 財務及び会計

(事業年度)

第25条の33 機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算等の認可)

第 25 条の 34 機構は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第 25 条の 35 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（次項において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後 3 箇月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を国土交通大臣に提出するときは、これに、当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

第 25 条の 36 削除

第 25 条の 37 削除

(国土交通省令への委任)

第 25 条の 38 この法律に規定するもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第 6 節 監督

(監督命令)

第 25 条の 39 国土交通大臣は、この法律、海洋汚染等防止法又は小型船舶登録法を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第 25 条の 40 国土交通大臣は、この法律、海洋汚染等防止法又は小型船舶登録法を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 7 節 解散

(解散)

第 25 条の 41 機構の解散については、別に法律で定める。

第 25 条の 42 削除

第 8 節 罰則

第 25 条の 43 第 25 条の 40 第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、30 万円以下の罰金に処する。

2 第 25 条の 40 第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、30 万円以下の罰金に処する。

第 25 条の 44 第 25 条の 6 第 2 項の規定に違反した者は、30 万円以下の罰金に処する。

2 第 25 条の規定は、前項の違反行為について準用する。

第 25 条の 45 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、20 万円以下の過料に処する。

①この章の規定により国土交通大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

②第 25 条の 7 第 1 項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

③第 25 条の 27 に規定する業務以外の業務を行ったとき。

第 3 章 登録検定機関等

第 1 節 登録検定機関

(登録)

第 25 条の 46 第 6 条の 4 第 1 項の規定による登録（以下この節において単に「登録」という。）は、同項の規定による検定を行おうとする者の申請により行う。

(登録の要件等)

第 25 条の 47 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者（以下この項及び次項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

- ①別表第 1 に掲げる機械器具その他の設備を用いて検定を行うものであること。
- ②次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が検定を行うものであること。
 - イ 船舶又は第 2 条第 1 項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改造、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督又は検査について、別表第 2 の上欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上の実務の経験を有すること。
 - ロ 船舶又は第 2 条第 1 項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改造、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督又は検査について 6 年以上の実務の経験を有すること。
 - ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有すること。
- ③登録申請者が、船舶又は第 2 条第 1 項各号に掲げる事項に係る物件の所有者又は製造、改造、修理、整備、輸入若しくは販売を業とする者（以下この号及び第 25 条の 53 第 2 項において「船舶関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
 - イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、船舶関連事業者がその親法人（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 879 条第 1 項に規定する親法人をいい、当該登録申請者が外国にある事務所において検定に係る業務（以下「検定業務」という。）を行おうとする者である場合にあっては、外国における会社法 の親法人に相当するものを含む。）であること。
 - ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員）に占める船舶関連事業者の役員又は職員（過去 2 年間に当該船舶関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が 2 分の 1 を超えていること。
 - ハ 登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が、船舶関連事業者の役員又は職員（過去 2 年間に当該船舶関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）であること。
- 2 国土交通大臣は、登録申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。
 - ①この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - ②第 25 条の 58 第 1 項又は第 2 項の規定により登録を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しない者
 - ③法人であって、その業務を行う役員のうち前 2 号のいずれかに該当する者があるもの
- 3 登録は、登録検定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
 - ①登録年月日及び登録番号
 - ②登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ③登録を受けた者が検定を行う事業所の所在地
 - ④前 3 号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（登録の更新）

第 25 条の 48 登録は、3 年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前 2 条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（検定の義務）

第 25 条の 49 登録検定機関は、検定を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検定を行わなければならない。

- 2 登録検定機関は、公正に、かつ、第 25 条の 47 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる要件に適合する方法により検定を行わなければならない。
- 3 登録検定機関は、検定を行う場合において、船舶又は物件が第 6 条の 4 第 1 項の規定により承認を受けた型式に適合するかどうかの判定をするときは、当該事務を検定員に行わせなければならない。
- 4 第 25 条の 30 第 3 項から第 5 項までの規定（外国にある事務所において検定業務を行う登録検定機関（以下「外国登録検定機関」という。）にあっては、同条第 4 項を除く。）は、前項の検定員について準用する。

（登録事項の変更の届出）

第 25 条の 50 登録検定機関は、第 25 条の 47 第 3 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の 2 週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

（検定業務規程）

第 25 条の 51 登録検定機関は、検定業務の開始前に、検定業務の実施に関する規程（以下「検定業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 検定業務規程には、検定業務の実施方法、専任の管理責任者の選任その他の検定業務の信頼性を確保するための措置、検定に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかななければならない。

- 3 国土交通大臣は、第1項の認可をした検定業務規程が検定業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、登録検定機関（外国登録検定機関を除く。）に対し、その検定業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（業務の休廃止）

第25条の52 登録検定機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、検定業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第25条の53 登録検定機関は、毎事業年度経過後3箇月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、第25条の58第2項第4号及び第25条の66において「財務諸表等」という。）を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、5年間事務所に備えて置かなければならない。

- 2 船舶関連事業者その他の利害関係人は、登録検定機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号の請求をするには、登録検定機関の定めた費用を支払わなければならない。

- ①財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- ②前号の書面の謄本又は抄本の請求
- ③財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- ④前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（役員及び職員の公務員たる性質）

第25条の54 第25条の26の規定は、検定業務に従事する登録検定機関の役員及び職員について準用する。

（適合命令）

第25条の55 国土交通大臣は、登録検定機関（外国登録検定機関を除く。）が第25条の47第1項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録検定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第25条の56 国土交通大臣は、登録検定機関（外国登録検定機関を除く。）が第25条の49の規定に違反していると認めるときは、その登録検定機関に対し、同条の規定による検定業務を行うべきこと又は検定の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（準用）

第25条の57 第25条の30第4項、第25条の51第3項、第25条の55及び前条の規定は、外国登録検定機関について準用する。この場合において、これらの規定中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

（登録の取消し等）

第25条の58 国土交通大臣は、登録検定機関（外国登録検定機関を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて検定業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- ①第25条の47第2項第1号又は第3号に該当するに至ったとき。
- ②第25条の49第4項において準用する第25条の30第4項の規定による命令に違反したとき。
- ③第25条の50、第25条の52、第25条の53第1項又は次条の規定に違反したとき。
- ④第25条の51第1項の規定により認可を受けた検定業務規程によらないで検定を行ったとき。
- ⑤第25条の51第3項の規定による命令に違反したとき。
- ⑥正当な理由がないのに第25条の53第2項各号の規定による請求を拒んだとき。
- ⑦第25条の55又は第25条の56の規定による命令に違反したとき。
- ⑧不正の手段により登録を受けたとき。

- 2 国土交通大臣は、外国登録検定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- ①前項第1号、第3号（第25条の53第1項に係る部分を除く。）、第4号又は第8号のいずれかに該当するとき。
- ②前条の規定により読み替えて準用する第25条の30第4項、第25条の51第3項、第25条の55又は第25条の56の規定による請求に応じなかったとき。

- ③国土交通大臣が、外国登録検定機関が前2号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて検定業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかったとき。
- ④第25条の53第1項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第2項各号の規定による請求を拒んだとき。
- ⑤国土交通大臣が、この法律を施行するため必要があると認めて、外国登録検定機関に対しその業務又は経理の状況に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。
- ⑥国土交通大臣が、この法律を施行するため必要があると認めて、その職員に外国登録検定機関の事務所又は事業所に立ち入らせ、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。
- ⑦次項の規定による費用の負担をしないとき。

3 前項第6号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける外国登録検定機関の負担とする。

（帳簿の記載）

第25条の59 登録検定機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、検定業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（報告の徴収）

第25条の60 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録検定機関（外国登録検定機関を除く。）に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第25条の61 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、登録検定機関（外国登録検定機関を除く。）の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（公示）

第25条の62 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- ①登録をしたとき。
- ②第25条の50の規定による届出があったとき。
- ③第25条の52の規定による許可をしたとき。
- ④第25条の58第1項の規定により登録を取り消し、又は検定業務の停止を命じたとき。
- ⑤第25条の58第2項の規定により登録を取り消したとき。

（罰則）

第25条の63 第25条の58第1項（第25条の68、第25条の70、第28条第7項及び第29条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による検定業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録検定機関の役員又は職員は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第25条の64 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした登録検定機関（外国登録検定機関を除く。）の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

- ①第25条の52（第25条の68、第28条第7項及び第29条の3第3項において準用する場合を含む。）の許可を受けずに検定業務の全部を廃止したとき。
- ②第25条の60（第25条の68、第25条の70、第28条第7項及び第29条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第25条の65 第25条の61第1項（第25条の68、第25条の70、第28条第7項及び第29条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、30万円以下の罰金に処する。

第25条の66 第25条の53第1項（第25条の68、第25条の70、第28条第7項及び第29条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第25条の53第2項各号（第25条の68、第25条の70、第28条第7項及び第29条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者（外国登録検定機関を除く。）は、20万円以下の過料に処する。

第2節 登録検査確認機関

(登録)

第25条の67 第6条の5の規定による登録は、同条の規定による検査及び確認を行おうとする者の申請により行う。

(準用)

第25条の68 前節(第25条の46を除く。)の規定は、第6条の5の規定による登録、登録検査確認機関並びに登録検査確認機関が行う検査及び確認について準用する。この場合において、第25条の47第1項第1号中「別表第1」とあるのは「別表第3」と、同項第3号中「船舶又は」とあるのは「小型船舶又は」と、第25条の49第3項中「船舶又は物件が第6条の4第1項の規定により承認を受けた型式」とあるのは「小型船舶が第2条第1項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令」と、同項及び同条第4項中「検定員」とあるのは「検査確認員」と読み替えるものとする。

第3節 船級協会

(登録)

第25条の69 第8条の規定による登録は、同条の規定による検査を行おうとする者の申請により行う。

(準用)

第25条の70 第1節(第25条の46、第25条の49第1項、第3項及び第4項、第25条の52、第25条の54並びに第25条の57及び第25条の58第2項第2号(第25条の30第4項の規定の準用に係る部分に限る。)を除く。)の規定は、第8条の規定による登録、船級協会及び船級協会が行う検査について準用する。この場合において、第25条の47第1項第1号中「別表第1」とあるのは、「別表第4」と読み替えるものとする。

(罰則)

第25条の71 日本の船級協会の役員又は職員が、第8条の船舶についての第2条第1項各号に掲げる事項、満載喫水線又は無線電信等に関する検査(第8条の国土交通省令で定めるものを除く。)に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、3年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、1年以上10年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第25条の72 前条第1項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第4章 雑則

第26条 本法及本法ニ基ク命令中船舶所有者ニ関スル規定ハ船舶共有ノ場合ニ在リテ船舶管理人ヲ置キタルトキハ之ヲ船舶管理人ニ、船舶貸借ノ場合ニ在リテハ之ヲ船舶借入人ニ適用シ又船長ニ関スル規定ハ船長ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者ニ之ヲ適用ス

第27条 船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ関シ条約ニ別段ノ規定アルトキハ其ノ規定ニ従フ

第28条 危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ運送及貯蔵ニ関スル事項並ニ危険及氣象ノ通報其ノ他船舶航行上ノ危険防止ニ関スル事項ニシテ左ニ掲グルモノハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム

①危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ収納、積附其ノ他ノ運送及貯蔵ニ関スル技術的基準

②前号ノ技術的基準ニ適合シタルコトノ検査

③救命信号ノ使用方法其ノ他ノ危険及氣象ノ通報ニ関スル事項

④前3号ノ外特殊貨物ノ運送及貯蔵並ニ船舶航行上ノ危険防止ニ関シ必要ナル事項

2 前項ノ国土交通省令ニハ必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得

3 前項ノ罰則ニ規定スルコトヲ得ル罰ハ30万円以下ノ罰金トス

4 第12条ノ規定ハ第1項ノ国土交通省令ノ施行ニ付適用アルモノトス

5 第1項第2号ノ検査ハ管海官庁又ハ第7項ニ於テ準用スル第25条ノ46及第25条ノ47ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル者(以下登録検査機関ト称ス)ガ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ

6 登録検査機関ノ行フ第1項第2号ノ検査ニ付テハ第11条第1項中管海官庁トアルハ登録検査機関ト読替ヘテ同項ノ規定ヲ適用ス

7 第5項ノ登録、登録検査機関及登録検査機関ノ行フ第1項第2号ノ検査ニ付テハ前章第1節ノ規定ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第25条ノ47第1項第1号中別表第1トアルハ別表第5ノ上欄ニ掲グル検査ノ区分ニ応ジ、ソレゾレ同表ノ下欄ト同項第2号イ及ロ中船舶又は第2条第1項各号ニ掲グル事項

ニ係ル物件ノ製造、改造、修理又ハ整備ニ関スル研究、設計、工事ノ監督トアルハ危険物ソノ他ノ特殊貨物ノ収納、積付ケソノ他ノ運送及ビ貯蔵ノ監督ト同項第3号中船舶又ハ第2条第1項各号ニ掲ゲル事項ニ係ル物件ノ所有者又ハ製造、改造、修理、整備、輸入若シクハ販売トアルハ危険物ソノ他ノ特殊貨物ノ収納、積付ケソノ他ノ運送及ビ貯蔵ト第25条ノ49第3項中船舶又ハ物件ガ第6条ノ4第1項ノ規定ニヨリ承認ヲ受ケタ型式トアルハ危険物ソノ他ノ特殊貨物ノ収納、積付ケソノ他ノ運送及ビ貯蔵ガ第28条第1項第1号ノ技術の基準ト同項及同条第4項中検定員トアルハ検査員ト別表第2中船舶又ハ機械トアリ船舶若シクハ機械トアルハ船舶トス

第29条 削除

第29条ノ2 削除

第29条ノ3 前各条ニ規定スルモノノ外本法並ニ船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ関スル条約ノ施行ニ関シ必要ナル事項ハ国土交通省令（漁船ノミニ関スルモノニ付テハ国土交通省令・農林水産省令）ヲ以テ之ヲ定ム

2 前項ノ規定ニ基ク条約ノ施行ニ関スル国土交通省令ニ依ル事務ニシテ証書ノ発給ニ関スルモノハ管海官庁又ハ次項ニ於テ準用スル第25条ノ46及第25条ノ47ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル船級協会ガ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ

3 前項ノ証書ノ発給、登録及当該登録ヲ受ケタル船級協会ニ付テハ前章第1節ノ規定ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第25条ノ47第1項第1号中別表第1トアルハ別表第6ト第25条ノ49第3項中検定ヲ行ウ場合ニオイテ、船舶又ハ物件ガ第6条ノ4第1項ノ規定ニヨリ承認ヲ受ケタ型式ニ適合スルカドウカノ判定トアルハ船舶ノ堪航性及ビ人命ノ安全ニ関スル条約ニ関スル証書ノ発給ト同項及同条第4項中検定員トアルハ証書発給員トス

第29条ノ4 第1章ノ規定ニ依ル検査（登録検査確認機関又ハ船級協会ノ検査ヲ除ク以下同ジ）、認定、認可、型式承認若ハ検定（機構又ハ登録検定機関ノ検定ヲ除ク以下同ジ）又ハ検査若ハ検定ニ関スル書類ノ再交付若ハ書換（以下検査等ト称ス）ヲ受ケントスル者ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ実費ヲ勘案シタル額ノ手数料ヲ国（機構ノ検査等ヲ受ケントスルトキハ機構）ニ納付スベシ但シ国及独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項ニ規定スル独立行政法人ニシテ当該独立行政法人ノ業務ノ内容其ノ他ノ事情ヲ勘案シテ政令ヲ以テ定ムルモノニ限ル）ニ於テ国土交通大臣又ハ管海官庁ノ検査等ヲ受ケントスルトキハ此ノ限ニ在ラズ

2 前項ノ手数料ニシテ機構ニ納付サレタルモノハ機構ノ収入トス

3 前条ノ規定ニ基ク条約ノ施行ニ関スル国土交通省令又ハ第28条第1項ノ規定ニ基ク国土交通省令ニ依ル事務ニシテ検査、証書ノ発給及貨物ノ運送方法ニ関スル承認ニ関スルモノ（登録検査機関又ハ前条第2項ノ登録ヲ受ケタル船級協会ノ事務ヲ除ク）ニ付テハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ実費ヲ勘案シタル額ノ手数料ヲ徴収スルコトヲ得

4 第2条第1項ノ国土交通省令又ハ国土交通省令・農林水産省令ニ於テ同項各号ニ掲ゲル事項ニ係ル物件ノ工作ヲ行フ者ノ資格ニ付管海官庁ノ行フ試験ニ合格シタルコトヲ要スル旨ヲ定メタルトキハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ実費ヲ勘案シタル額ノ手数料ヲ徴収スルコトヲ得

第29条ノ5 登録検定機関若ハ登録検査確認機関又ハ機構ノ為ス検定業務若ハ検査及確認ニ係ル業務又ハ小型船舶検査事務ニ係ル処分又ハ其ノ不作為ニ対シ不服アル者ハ第11条第1項又ハ第5項ノ規定ニ依ル場合ヲ除クノ外国土交通大臣ニ対シ審査請求ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ行政不服審査法（平成26年法律第68号）第25条第2項及第3項、第46条第1項及第2項、第47条並ニ第49条第3項ノ規定ノ適用ニ付テハ登録検定機関若ハ登録検査確認機関又ハ機構ノ上級行政庁ト看做ス

2 登録検査機関ノ為ス第28条第1項第2号ノ検査ニ係ル業務ニ係ル処分又ハ其ノ不作為ニ対シ不服アル者ハ第11条第1項又ハ第28条第6項ノ規定ニ依ル場合ヲ除クノ外国土交通大臣ニ対シ審査請求ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ行政不服審査法第25条第2項及第3項、第46条第1項及第2項、第47条並ニ第49条第3項ノ規定ノ適用ニ付テハ登録検査機関ノ上級行政庁ト看做ス

3 第29条ノ3第2項ノ登録ヲ受ケタル船級協会ノ為ス証書ノ発給ニ係ル処分又ハ其ノ不作為ニ対シ不服アル者ハ国土交通大臣ニ対シ審査請求ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ行政不服審査法第25条第2項及第3項、第46条第1項及第2項、第47条並ニ第49条第3項ノ規定ノ適用ニ付テハ船級協会ノ上級行政庁ト看做ス

第29条ノ6 第6条ノ2及第6条ノ3ニ規定スル国土交通大臣ノ職権ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方運輸局長（運輸監理部長ヲ含ム）ニ委任スルコトヲ得

第29条ノ7 日本船舶ニ非ザル船舶ニシテ左ニ掲ゲルモノニハ政令ヲ以テ本法ノ全部又ハ一部ヲ準用ス

①本法施行地ノ各港間又ハ湖川港湾ノミヲ航行スル船舶

②日本船舶ヲ所有シ得ル者ノ借入レタル船舶ニシテ本法施行地ト其ノ他ノ地トノ間ノ航行ニ従事スルモノ

③前2号ノ外本法施行地ニ在ル船舶

第29条ノ8 本法ニ基キ政令又ハ国土交通省令若ハ国土交通省令・農林水産省令ヲ定メ又ハ改廢セントスルトキハ各政令又ハ国土交通省令若ハ国土交通省令・農林水産省令ニ於テ必要ナル経過措置（罰則ニ係ルモノヲ含ム）ヲ定ムルコトヲ得

附 則

第30条 本法施行ノ期日ハ第2条第1項第11号ニ関スル規定、同条同項第12号ニ関スル規定並ニ他ノ一般規定ニ付各別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第31条 船舶検査法、船舶満載吃水線法、船舶無線電信施設法及明治6年第292号布告ハ前条ノ一般規定施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第32条 第2条第1項ノ規定ハ政令ヲ以テ定ムル総噸数20噸未滿ノ漁船ニハ当分ノ内之ヲ適用セズ

第32条ノ2 第4条第1項ノ規定ハ沿海区域ヲ航行区域トスル長サ12メートル未滿ノ船舶又ハ平水区域ヲ航行区域トスル船舶（旅客船ヲ除ク）、総噸数20噸未滿ノ漁船其ノ他之ニ類スル船舶ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノニハ当分ノ内之ヲ適用セズ

第33条 船舶満載吃水線法ニ依リ満載吃水線ノ標示ヲ要セザリシ船舶ニシテ本法ニ依リ其ノ標示ヲ要スルモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ満載吃水線ニ関スル検査ヲ受クル迄之ヲ標示セザルコトヲ得

第34条 本法施行前ニ生ジタル事項ニ付テハ仍舊法ニ依ル但シ船級協会ノ認定其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項ニ付テハコノ限ニ在ラズ

第35条 船舶検査法ニ依リ船舶検査證書若ハ仮證書ヲ受有スル船舶又ハ之ヲ受有セズシテ航行ノ用ニ供スル船舶ニハ左ノ各号ノ1ニ該当スルニ至ル迄船舶検査、満載吃水線及無線電信施設ニ関シ仍舊法ニ依ル

①航行期間滿了ノ為船舶検査法ニ依リ検査ヲ受クベキトキ

②船舶検査法ニ依リ船舶検査證書又ハ仮證書ヲ受有セズシテ航行ノ用ニ供シ得ザルニ至リタルトキ

③船舶満載吃水線法ニ依リ満載吃水線ノ指定ヲ受クベキトキ

第36条 前条ノ船舶同条各号ノ1ニ該当スルニ至リタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ検査ヲ受クベシ

2 前項ノ検査ニ合格シタル船舶ニハ船舶検査證書ヲ交付ス但シ其ノ有効期間ハ4年以内ニ於テ管海官庁ノ定メタル期間トス

3 前項ノ有効期間ノ滿了ハ第5条第1項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ第10条ニ規定スル有効期間ノ滿了ト看サス

第37条 他ノ法令中航路定限、遠洋航路、近海航路、沿海航路又ハ平水航路トアルハ各之ヲ航行区域、遠洋区域、近海区域、沿海区域又ハ平水区域トス

(以下、附則省略)

船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、船舶安全法施行規則を次のように定める。

第 1 章 総則

(定義)

- 第 1 条 この省令において「国際航海」とは、一国と他の国との間の航海をいう。この場合において、一国が国際関係について責任を有する地域又は国際連合が施政権者である地域は、別個の国とみなす。
- 2 この省令において「漁船」とは、次の各号の 1 に該当する船舶をいう。
- ① もっぱら漁ろう（附属船舶を用いてする漁ろうを含む。以下次号において同じ。）に従事する船舶
 - ② 漁ろうに従事する船舶であつて漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの
 - ③ もっぱら漁ろう場から漁獲物又はその加工品を運搬する船舶
 - ④ もっぱら漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締りに従事する船舶であつて漁ろう設備を有するもの
- 3 この省令において「危険物ばら積船」とは、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和 32 年運輸省令第 30 号）第 2 条第 1 号の 2 のばら積み液体危険物を運送するための構造を有する船舶をいう。
- 4 この省令において「特殊船」とは、原子力船（原子力船特殊規則（昭和 42 年運輸省令第 84 号）第 2 条に規定する原子力船をいう。以下同じ。）、潜水船、水中翼船、エアクッション艇、表面効果翼船（海上衝突予防法施行規則（昭和 52 年運輸省令第 19 号）第 21 条の 2 に規定する表面効果翼船をいう。以下同じ。）、海底資源掘削船、半潜水型又は甲板昇降型の船舶及び潜水設備（内部に人員をとう載するものに限る。以下同じ。）を有する船舶その他特殊な構造又は設備を有する船舶で告示で定めるものをいう。
- 5 この省令において「小型兼用船」とは、漁船以外の小型船舶のうち漁ろうにも従事するものであつて、漁ろうと漁ろう以外のことを同時にしないものをいう。
- 6 この省令において「平水区域」とは、湖、川及び港内の水域並びに次に掲げる水域をいう。この場合において、港の区域は、港則法（昭和 23 年法律第 174 号）に基づく港の区域の定めのあるものについては、その区域とする。ただし、これと異なる区域を告示で定めたときは、その区域とする。
- ① 千葉県富津岬から神奈川県観音埼灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
 - ② 静岡県浜浜崎から同県清水灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
 - ③ 愛知県伊良湖岬灯台から三重県神島灯台から 180 度 2000 メートルの地点まで引いた線、同地点から同県菅島灯台まで引いた線、同灯台から同県松ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
 - ④ 三重県菅崎から同県安乗崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
 - ⑤ 三重県城山崎から同県御座崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
 - ⑥ 和歌山県駒崎から同県灯明崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
 - ⑦ 和歌山県宮崎ノ鼻から同県田倉崎から 236 度 2000 メートルの地点まで引いた線、同地点から兵庫県淡路島生石鼻まで引いた線、同島江崎灯台から 330 度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域
 - ⑧ 兵庫県加古川口左岸突端から同県加島東端まで引いた線、同島東端から香川県小豆島大角鼻灯台まで引いた線、同灯台から同県馬ヶ鼻まで引いた線、愛媛県忽那山から山口県平郡島南東端から 180 度 2000 メートルの地点まで引いた線、同地点から同県八島洲崎まで引いた線、同島銚崎から同県祝島島帽子鼻まで引いた線、同島西端から同県尾島西端まで引いた線、同島西端から同県野島南端まで引いた線、同島西端から同県三田尻中関港築地東防波堤南灯台から 137 度 5200 メートルの地点まで引いた線、同地点から同県丸尾崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
 - ⑨ 削除
 - ⑩ 山口県宇部岬港沖防波堤東灯台から 90 度 600 メートルの地点から 258 度 2 万メートルの地点まで引いた線、同地点から 180 度に引いた線、福岡県八幡岬から 359 度 30 分 2000 メートルの地点まで引いた線、同地点から同県馬島西端まで引いた線、同島西端から山口県村崎鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
 - ⑪ 愛媛県女子鼻から同県大崎鼻灯台から 290 度 4000 メートルの地点まで引いた線、同地点から同県嘉島宇和嘉島灯台まで引いた線、同灯台から同県戸島西端まで引いた線、同島西端から同県須下崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
 - ⑫ 大分県白石鼻から同県関崎灯台から 90 度 2000 メートルの地点まで引いた線、同地点から同県沖

- 無垢島東端まで引いた線、同島東端から同県高甲岩灯台まで引いた線、同灯台から同県先ノ瀬灯台まで引いた線、同灯台から同県鶴御崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- ⑬鹿児島県小根占崎から同県金比羅ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- ⑭鹿児島県奄美群島奄美大島神ノ鼻から加計呂麻島カネンテ崎まで引いた線、同島西端から江仁屋離西端まで引いた線、江仁屋離西端から奄美大島曾津高崎まで引いた線、同島曾津高崎から枝手久島戸倉崎まで引いた線、同島戸倉崎から奄美大島倉木崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- ⑮沖縄県沖縄群島沖縄島金武岬から 43 度 5500 メートルの地点から伊計島灯台から 73 度 1900 メートルの地点まで引いた線、同地点から浮原島東端まで引いた線、同島東端から久高島灯台から 147 度 2500 メートルの地点まで引いた線、同地点から沖縄島知念岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- ⑯沖縄県沖縄群島沖縄島渡久地港本部防波堤灯台から 154 度 4000 メートルの地点から水納島灯台から 248 度 2200 メートルの地点まで引いた線、同地点から 0 度 2000 メートルの地点まで引いた線、同地点から 68 度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- ⑰沖縄県沖縄群島沖縄島備瀬崎灯台から 99 度 9200 メートルの地点から古宇利島北端まで引いた線、同島北端から 115 度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- ⑱沖縄県慶良間列島渡嘉敷島阿波連崎から外地島南端まで引いた線、同島南端から阿嘉島南西端まで引いた線、同島南西端から屋嘉比島南端まで引いた線、同島北端から座間味島西端まで引いた線、同島北東端から渡嘉敷島北端まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- ⑲沖縄県宮古列島宮古島南端から来間島南端まで引いた線、同島南西端から下地島南西端まで引いた線、同島北西端から伊良部島北端まで引いた線、同島北端から池間島北西端まで引いた線、同島北端から大神島北端まで引いた線、同島東端から宮古島ピンフ岳まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- ⑳沖縄県八重山列島石垣島白保崎から黒島南端まで引いた線、同島南端から新城島（下地）南端まで引いた線、同島南西端から 309 度に引いた線、西表島野原崎から石垣島大崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- ㉑沖縄県八重山列島西表島宇奈利崎西端から外離島北西端まで引いた線、同島北西端から西表島八重目崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- ㉒鹿児島県黒之浜港西防波堤灯台から 193 度 200 メートルの地点から同県長島南端まで引いた線、同島大崎から熊本県下須島尾崎まで引いた線、同島ビシャゴ瀬ノ鼻から同県天草下島鶴崎まで引いた線、同島シラタケ鼻から長崎県瀬詰崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- ㉓長崎県三重崎から同県野母崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- ㉔長崎県才ノ鼻から同県崎戸島南西端まで引いた線、同島南西端から同県御床島西端まで引いた線、同島西端から同県蠣ノ浦島鶴崎まで引いた線、同島鶴崎から同県平戸島坊山崎まで引いた線、同島魚見崎から同県大瀬崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- ㉕の 2 長崎県五島列島中通島入鹿鼻から若松島白崎まで引いた線、同島ビシャゴ鼻から中通島焼崎鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- ㉖長崎県対馬上島鴨居瀬港西防波堤灯台から 82 度 1000 メートルの地点から黒島北端まで引いた線、同島南端から下島折瀬鼻まで引いた線、同島綱掛崎から 307 度に引いた線、同島郷崎から上島小松崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- ㉗佐賀県直賀崎から同県向島北端まで引いた線、同島北端から長崎県黒島北西端まで引いた線、同島北西端から同県青島北西端まで引いた線、同島北西端から同県津崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- ㉘福岡県串崎から佐賀県神集島北端まで引いた線、同島北端から同県加部島北端まで引いた線、同島北端から同県波戸岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- ㉙福岡県志賀島大崎から同県西浦岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- ㉚山口県泊崎から 185 度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- ㉛山口県虎ヶ崎から同県青海島東端まで引いた線、同島北西端から同県今岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- ㉜島根県隠岐諸島中ノ島木路ヶ崎から知夫里島東端まで引いた線、同島帯ヶ崎から西ノ島漕廻鼻まで引いた線、同島北東端から中ノ島北端まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- ㉝島根県地蔵崎から鳥取県日野川口右岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- ㉞京都府鷺崎から同府博奕岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- ㉟福井県小山ノ鼻から同県鋸崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- ㊱福井県岡崎から同県立石岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

- ㉞石川県能登小木港犬山灯台から富山県小矢部川口右岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
 - ㉟青森県貝崎から同県明神崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
 - ㊱北海道大鼻岬から同道葛登支岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
 - ㊲北海道尻別川口右岸突端から同道弁慶岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
 - ㊳北海道高島岬から 137 度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域
 - ㊴の 2 北海道野付埼灯台から 249 度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域
 - ㊵北海道末広埼から同道大黒島砂埼まで引いた線、同島南端から同道尻羽埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
 - ㊶岩手県姉ヶ崎から同県閉伊崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
 - ㊷岩手県小根ヶ崎から同県館ヶ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
 - ㊸岩手県七戻崎から同県長崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
 - ㊹岩手県尾崎から同県馬田岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
 - ㊺岩手県コオリ崎から同県碁石埼灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
 - ㊻宮城県御崎岬から同県大島陸前大島灯台から 150 度 1000 メートルの地点まで引いた線、同地点から同県岩井崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
 - ㊼宮城県白銀崎から同県出島北端まで引いた線、同島四子ノ崎から同県大貝崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
 - ㊽の 2 宮城県渡波尾崎灯台から 274 度 30 分 1 万 300 メートルの地点まで引いた線、同地点から 341 度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域
 - ㊾宮城県宮戸島萱野崎から同県花淵崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
- 7 この省令において「沿海区域」とは、次に掲げる水域をいう。
- ①樺太本島（樺太本島散江泊地から北知床岬を経て北緯 50 度の線に至る区間及び同線以北の区域を除く。）、海馬島、国後島、択捉島、色丹島、志発島、北海道、北海道礼文島、同道利尻島、同道奥尻島、本州、青森県久六島、島根県隠岐諸島、山口県見島、四国、九州、長崎県五島列島、熊本県天草下島、鹿児島県甑島列島、同県宇治群島、同県大隅群島、同県口之島、同県中之島、同県平島、同県諏訪瀬島、同県悪石島、同県小宝島、同県宝島及び朝鮮半島の各海岸から 20 海里以内の水域
 - ②東京都八丈島の海岸から 20 海里以内の水域
 - ③東京都聳島、同都父島及び同都母島の各海岸から 20 海里以内の水域
 - ④鹿児島県奄美群島、沖縄県伊平屋島、同県沖縄島、同県伊江島、同県粟国島、同県久米島及び同県慶良間列島の各海岸から 20 海里以内の水域
 - ⑤沖縄県北大東島及び同県南大東島の各海岸から 20 海里以内の水域
 - ⑥沖縄県沖大東島の海岸から 20 海里以内の水域
 - ⑦沖縄県宮古列島及び同県八重山列島の各海岸から 20 海里以内の水域
 - ⑧千葉県野島埼灯台から北緯 33 度 50 分 13 秒東経 139 度 40 分 49 秒の地点まで引いた線、同地点から北緯 33 度 50 分 13 秒東経 139 度 34 分 49 秒の地点まで引いた線、同地点から静岡県御前埼灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
 - ⑨東京都式根島南端から三重県沢崎まで引いた線及び本州の海岸から 20 海里の線により囲まれた水域
 - ⑩静岡県御前埼灯台から 236 度に引いた線及び本州の海岸から 20 海里の線により囲まれた水域
 - ⑪和歌山県周参見港稲積島灯台から宮崎県一ツ瀬川口右岸突端まで引いた線並びに本州、四国及び九州の各海岸から 20 海里の線により囲まれた水域
 - ⑫東は東経 129 度 50 分、南は北緯 28 度 30 分、西は東経 128 度 55 分、北は北緯 29 度 13 分の線により囲まれた水域
 - ⑬山口県観音崎から朝鮮半島慶尚南道蔚崎まで引いた線、長崎県生月島北端から朝鮮半島全羅南道古突山半島南東端まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
 - ⑭石川県滝崎灯台から鳥取県長尾鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
 - ⑮京都府成生岬から 22 度に引いた線及び本州の海岸から 20 海里の線により囲まれた水域
 - ⑯秋田県塩越鼻から石川県舩倉島北端まで引いた線、同島北端から同県猿山岬灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
 - ⑰新潟県角田岬から 13 度に引いた線及び本州の海岸から 20 海里の線により囲まれた水域
 - ⑱北海道野寒布岬から樺太本島西納登呂岬まで引いた線、北海道宗谷岬から樺太本島中知床岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
 - ⑲北海道静内川口左岸突端から青森県大間崎まで引いた線及び北海道の海岸から 20 海里の線により囲まれた水域

㊸北海道苫小牧灯台から 169 度に引いた線並びに北海道及び本州の各海岸から 20 海里の線により囲まれた水域

㊹福島県塩屋埼から 33 度に引いた線及び本州の海岸から 20 海里の線により囲まれた水域

㊺宮城県金華山東端から 189 度に引いた線及び本州の海岸から 20 海里の線により囲まれた水域

- 8 この省令において「近海区域」とは、東は東経 175 度、南は南緯 11 度、西は東経 94 度、北は北緯 63 度の線により囲まれた水域をいう。
- 9 この省令において「遠洋区域」とは、すべての水域をいう。
- 10 この省令において「A1 水域」とは、当該水域において海岸局との間で VHF 無線電話により連絡を行うことができ、かつ、海岸局に対して VHF デジタル選択呼出装置により遭難呼出しの送信ができる水域（湖川を除く。）であって告示で定めるもの及び 1974 年の海上における人命の安全のための国際条約の締約国である外国の政府（次項において「締約国政府」という。）が定めるものをいう。
- 11 この省令において「A2 水域」とは、当該水域において海岸局との間で MF 無線電話により連絡を行うことができ、かつ、海岸局に対して MF デジタル選択呼出装置により遭難呼出しの送信ができる水域（湖川及び A1 水域を除く。）であって告示で定めるもの及び締約国政府が定めるものをいう。
- 12 この省令において「A3 水域」とは、当該水域においてインマルサット直接印刷電信又はインマルサット無線電話により海岸地球局と連絡を行うことができる水域（湖川、A1 水域及び A2 水域を除く。）であって告示で定めるものをいう。
- 13 この省令において「A4 水域」とは、湖川、A1 水域、A2 水域及び A3 水域以外の水域をいう。
- 14 この省令において「管海官庁」とは、原子力船及び危険物船舶運送及び貯蔵規則第 45 条に規定する船舶（以下「原子力船等」という。）については国土交通大臣を、本邦にある船舶（原子力船等を除く。）並びに船舶安全法（以下「法」という。）第 6 条第 3 項の物件及び第 65 条の 6 第 1 項の物件についてはその所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（その所在地を管轄する運輸支局（地方運輸局組織規則（平成 14 年国土交通省令第 73 号）別表第 2 第 1 号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）、同令別表第 5 第 2 号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 47 条第 1 項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成 12 年政令第 255 号）第 212 条第 2 項に規定する事務を分掌するものがある場合は、その運輸支局の長、その海事事務所の長又はその沖縄総合事務局に置かれる事務所の長。第 15 条において同じ。）を、本邦外にある船舶（原子力船等を除く。）及び法第 6 条第 3 項の物件については関東運輸局長をいう。
- 15 この省令において「船齢」とは、船舶の進水の年月から経過した期間をいう。
- 16 前各項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（適用除外）

第 2 条 法第 2 条第 2 項の国土交通大臣の定める小型の舟は、6 人を超える人の運送の用に供しない舟とする。

2 法第 2 条第 2 項の国土交通大臣において特に定める船舶は、次のとおりとする。

①推進機関を有する長さ 12 メートル未満の船舶（危険物ばら積船及び特殊船を除く。）であって次に掲げるもの

イ 次に掲げる要件に適合するもの

(1) 3 人を超える人の運送の用に供しないものであること。

(2) 推進機関として船外機を使用するものであり、かつ、当該船外機の連続最大出力が長さ 5 メートル未満の船舶にあつては 3.7 キロワット以下、長さ 5 メートル以上の船舶にあつては 7.4 キロワット以下であること。

(3) 湖若しくはダム、せき等により流水が貯留されている川の水域であつて、面積が 50 平方キロメートル以下のもの又は次に掲げる要件に適合する川以外の水域で告示で定めるもののみを航行するものであること。

(一) 平水区域であること。

(二) 海域にあつては、陸地により囲まれており、外海への開口部の幅が 500 メートル以下で、当該海域内の最大幅及び奥行きが開口部の幅よりも大きいものであり、かつ、外海の影響を受けにくいこと。

(三) 面積が 100 平方キロメートル以下であること。

(四) 当該水域における通常の水象条件のもとで、波浪が穏やかであり、水流又は潮流が微弱であること。

ロ 長さ 3 メートル未満の船舶であつて、推進機関の連続最大出力が 1.5 キロワット未満のもの

②長さ 12 メートル未満の帆船（国際航海に従事するもの、沿海区域を超えて航行するもの、推進

機関を有するもの（前号に掲げるものを除く。）、危険物ばら積船、特殊船及び人の運送の用に供するものを除く。）

③推進機関及び帆装を有しない船舶（次に掲げるものを除く。）

イ 国際航海に従事するもの

ロ 沿海区域を超えて航行するもの

ハ 平水区域を超えて航行するもののうち、推進機関を有する他の船舶に押されて航行の用に供するもの（沿海区域を航行区域とする推進機関を有する船舶と結合し一体となって航行する船舶であって平水区域及び平水区域から最強速力で4時間以内に往復できる区域のみを航行するもの並びに管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認めるものを除く。）

ニ 危険物ばら積船（危険物船舶運送及び貯蔵規則第257条の2の液体油脂ばら積船であって平水区域のみを航行するものを除く。）

ホ 推進機関を有する他の船舶に引かれ又は押されてばら積みの油（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第2号に規定する油をいう。以下同じ。）の運送の用に供するもの

ヘ 推進機関を有する他の船舶に引かれ又は押されて人の運送の用に供するもの（次に掲げる要件に適合する長さ12メートル未満の船舶を除く。）

(1) 長さ5メートル未満の船舶にあつては、当該他の船舶の推進機関の連続最大出力が7.4キロワット以下、長さ5メートル以上の船舶にあつては、当該他の船舶の推進機関の連続最大出力が15キロワット以下であること。

(2) 第1号イ(1)及び(3)に掲げる要件

ト 特殊船

チ 推進機関を有する他の船舶に押されるものであつて、当該推進機関を有する船舶と堅固に結合して一体となる構造を有するもの

リ 係留船（多数の旅客が利用することとなる用途として告示で定めるものに供する係留船であつて、2層以上の甲板を備えるもの又は当該用途に供する場所が閉鎖されているものに限る。以下同じ。）

④災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの

⑤係船中の船舶

⑥告示で定める水域のみを航行する船舶

⑦前各号に掲げるもののほか、船舶の堪航性及び人命の安全の保持に支障がないものとして告示で定める船舶

（満載喫水線の標示の免除）

第3条 法第3条ただし書の国土交通大臣において特に満載喫水線を標示する必要がないと認める船舶は、次のとおりとする。

①水中翼船、エアクッション艇その他満載喫水線を標示することがその構造上困難又は不適當である船舶

②引き船、海難救助、しゅんせつ、測量又は漁業の取締りにのみ使用する船舶その他の旅客又は貨物の運送の用に供しない船舶（漁船を除く。）であつて国際航海に従事しないもの（通常は国際航海に従事しない船舶であつて、臨時に単一の国際航海に従事するものを含む。）

③小型兼用船であつて次に掲げるもの

イ 漁ろうをしない間の航行区域が平水区域であるもの

ロ 漁ろうをしない間の航行区域が沿海区域であつて長さ24メートル未満のもの

④臨時変更証を受有している船舶であつて次に掲げるもの

イ 第19条の2第1号又は第2号に該当する船舶

ロ 平水区域を航行区域とする船舶で沿海区域を航行し他の平水区域に回航されるもの

⑤臨時航行許可証を受有している船舶

⑥試運転を行なう場合の船舶

⑦平水区域を航行区域とする旅客船であつて、臨時に短期間沿海区域を航行区域とすることとなるもの（第4号ロに掲げるものを除く。）のうち管海官庁が安全上差し支えないと認めるもの

（無線電信等の施設の免除）

第4条 法第4条第1項ただし書の規定により無線電信等を施設することを要しない船舶は、次の各号の1に該当する船舶であつて管海官庁が許可したものとする。

①臨時に短期間法第4条第1項の規定の適用を受けることとなる船舶

②発航港から到達港までの距離が短い航路のみを航行する船舶

③母船の周辺のみを航行する搭載船

- ④推進機関及び帆装を有しない船舶であつて次に掲げるもの
 - イ 危険物ばら積船
 - ロ 特殊船
 - ハ 推進機関を有する他の船舶に引かれ又は押されてばら積みの油の運送の用に供するもの
 - ⑤潜水船、水中翼船、エアクッション艇その他特殊な構造を有する船舶であつて、無線電信等を施設することがその構造上困難又は不適當なもの
 - ⑥無線電信等に代わる有効な通信設備を有する船舶
- 2 前項の許可を受けようとする船舶所有者は、無線施設免除申請書（第1号様式）に船舶検査証書及び船舶検査手帳を添えて管海官庁に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可は、船舶検査手帳に記入して行う。

（無線電信等の施設の適用除外）

第4条の2 法第4条第2項の国土交通省令で定める船舶は、次のとおりとする。

- ①臨時航行許可証を受有している船舶
- ②試運転を行う場合の船舶
- ③湖川港内の水域（告示で定めるものを除く。）のみを航行する船舶
- ④推進機関及び帆装を有しない船舶（危険物ばら積船（危険物船舶運送及び貯蔵規則第257条の2の液体油脂ばら積船であつて平水区域のみを航行するものを除く。）、特殊船及び推進機関を有する他の船舶に引かれ又は押されて人又はばら積みの油の運送の用に供するものを除く。）

第2章 航行上の条件

（航行区域）

第5条 法第9条第1項の規定により定める航行区域は、平水区域、沿海区域、近海区域又は遠洋区域の4種とする。

第6条 管海官庁は、本邦外の各港間又は湖川港内のみを航行する船舶について、第1条第6項から第8項までの規定にかかわらず、これらの規定に定める区域に準ずる区域を平水区域、沿海区域又は近海区域として航行区域を定めることができる。

第7条 管海官庁は、船舶の大きさ、構造、設備若しくは用途又は航路の状況を考慮して必要があると認められる場合は、区域又は期間を限定して航行区域を定めることができる。

（最大とう載人員）

第8条 法第9条第1項の規定により定める最大とう載人員は、漁船以外の船舶にあつては旅客、船員及びその他の乗船者の別に船舶設備規程（昭和9年逓信省令第6号）又は小型船舶安全規則（昭和49年運輸省令第36号）の定めるところにより、漁船にあつては船員及びその他の乗船者の別に漁船特殊規程（昭和9年逓信省・農林省令）又は小型漁船安全規則（昭和49年農林省・運輸省令第1号）の定めるところによる。

第9条 最大とう載人員に関する規定の適用については、1歳未満の者は算入しないものとし、国際航海に従事しない船舶に限り1歳以上12歳未満の者2人をもって1人に換算するものとする。

- 2 最大とう載人員に関する規定の適用については、貨物を旅客室、船員室その他の最大とう載人員を算定した場所に積載した場合は、これをその占める場所に対応する人員とみなす。

（制限気圧）

第10条 法第9条第1項の規定により定める制限気圧は、船舶機関規則（昭和59年運輸省令第28号）の定めるところによる。

（満載喫水線）

第11条 法第9条第1項の規定により定める満載喫水線の位置は、満載喫水線規則（昭和43年運輸省令第33号）又は船舶区画規程（昭和27年運輸省令第97号）の定めるところによる。

（その他の航行上の条件）

第12条 管海官庁は、船舶の航行上の安全を確保するため特に必要があると認めるときは、航行区域、最大とう載人員、制限気圧及び満載喫水線の位置のほか、当該船舶に対し必要な航行上の条件を指定することができる。

- 2 前項の指定は、船舶検査証書に記入して行う。

第2章の2 安全管理手引書

(安全管理手引書)

- 第12条の2 船舶所有者は、国際航海に従事する船舶（公用に供する船舶を除く。）であって次に掲げるもの（第2号から第7号までに掲げる船舶にあつては、総トン数500トン以上のものに限る。）ごとに、1974年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第9章第1規則第1項に規定する国際安全管理規則（以下この条において「国際安全管理規則」という。）に従つて、当該船舶の航行の安全を確保するため当該船舶及び当該船舶を管理する船舶所有者の事務所において行われるべき安全管理に関する事項について、安全管理手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置かなければならない。
- ①旅客船
 - ②タンカー（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第9号に規定するタンカーをいう。以下同じ。）
 - ③液化ガスばら積船（危険物船舶運送及び貯蔵規則第142条に規定する液化ガスばら積船をいう。以下同じ。）
 - ④液体化学薬品ばら積船（危険物船舶運送及び貯蔵規則第257条に規定する液体化学薬品ばら積船をいう。以下同じ。）
 - ⑤国際航海に従事する総トン数500トン以上の貨物船（船舶区画規程第2条第1項に規定する貨物船をいう。）であつて、次のいずれかに該当する船舶（第51条第1項において「バルクキャリア」という。）
 - イ 一層の甲板を備える船舶であつて、貨物区域（船舶防火構造規則（昭和55年運輸省令第11号）第2条第17号に規定する貨物区域をいう。）にトップサイドタンク及びホッパーサイドタンクを有する船舶
 - ロ 一層の甲板を備える船舶（船内に2の縦通隔壁を有し、当該縦通隔壁間にある場所が貨物倉である船舶に限る。）であつて、貨物倉の船底部の構造を二重底構造とする船舶
 - ハ 船舶防火構造規則第29条の2の兼用船（前2号に掲げる船舶を除く。）
 - ⑥第13条の4第1項の規定に基づいて管海官庁の指示するところにより法第2条第1項に掲げる事項を施設した船舶（旅客船及び第1条第2項第1号に掲げる船舶を除く。）
 - ⑦前各号に掲げる船舶及び第1条第2項第1号に掲げる船舶以外の船舶であつて推進機関を有するもの
- 2 前項の安全管理手引書は、国際安全管理規則第1項4に規定する安全管理システムに関する事項その他国際安全管理規則において文書化しなければならないこととされている事項が定められたものでなければならない。
- 3 船舶所有者は、第1項の規定の適用のある船舶ごとに、国際安全管理規則第13項2に規定する適合書類の写し及び同項4に規定する安全管理証書を第1項の安全管理手引書とともに当該船舶内に備え置かなければならない。

第2章の3 小型兼用船の施設等

(小型兼用船の施設等)

- 第13条 小型兼用船に関し施設しなければならない法第2条第1項に掲げる事項及びその標準については、漁船以外の船舶に係る法第2条第1項の国土交通省令（以下この条において「漁船以外の船舶に係る命令」という。）の規定によるほか、小型漁船安全規則の規定を準用する。この場合において、同令中「第1種小型漁船」とあるのは「漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から100海里以内の水域と定められている小型兼用船」と、「第2種小型漁船」とあるのは「漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から100海里を超える水域と定められている小型兼用船」と読み替えるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、漁船以外の船舶に係る命令の規定は小型兼用船が漁ろうをする間は適用せず、小型漁船安全規則の規定は小型兼用船が漁ろう以外のことをする間は準用しない。
 - 3 漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から12海里以内の水域と定められている小型兼用船が漁ろうをする間施設しなければならない法第2条第1項に掲げる事項及びその標準については、当該小型兼用船が通常漁ろうをする水域における気象、水象等の条件を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合は、前2項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによることができる。
 - 4 国際航海に従事する小型兼用船であつて漁ろうをする間のみ国際航海をするものについては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、漁船以外の船舶に係る命令の規定中国際航海に従事する船舶に係る規定は、適用しない。
- 第13条の2 漁ろうをする間の航行区域が本邦の海岸から100海里以内の水域と定められている小型兼用船

が漁ろうをする間法第4条第1項の規定により施設しなければならない無線電信等については、船舶設備規程第8編の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによることができる。

- 2 国際航海に従事する小型兼用船であって漁ろうをする間にのみ国際航海をするものについては、船舶設備規程第八編の規定にかかわらず、国際航海に従事する船舶に係る規定は適用しない。

第13条の3 国際航海に従事する小型兼用船であって漁ろうをする間にのみ国際航海をするものについては、第60条の5から第60条の8までの規定にかかわらず、国際航海に従事する船舶に係る規定は適用しない。

第2章の4 高速船の施設等

(高速船の施設)

第13条の4 最強速力が次項に掲げる算式により算定した値以上の船舶であって次の各号に掲げるものに関し施設しなければならない法第2条第1項に掲げる事項及びその標準並びに法第3条の規定による満載喫水線の標示については、それぞれ法第2条第1項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令及び法第3条の国土交通省令の規定にかかわらず、管海官庁が1974年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第10章第1規則に規定する高速船コード（以下「高速船コード」という。）に従って指示するところによることができる。

- ① 平水区域及びこれに準ずる本邦外の区域から当該船舶の最強速力の90パーセントの速力で4時間以内に到達できる区域のみを航行する旅客船（原子力船を除く。）
- ② 平水区域及びこれに準ずる本邦外の区域から当該船舶の最強速力の90パーセントの速力で8時間以内に到達できる区域のみを航行する総トン数500トン以上の貨物船（海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和40年運輸省令第39号）第1条の2第8項に規定する貨物船であって原子力船以外のものをいう。）

- 2 前項に規定する算式は、次に掲げるものとする。

3. $7V0.1667$ （メートル毎秒）

この場合において、

V は、計画喫水線における排水容積（立方メートル）

- 3 第1項の管海官庁の指示は、船舶設備規程第4条、船舶区画規程第10条の3、船舶復原性規則（昭和31年運輸省令第76号）第17条及び第23条、船舶救命設備規則（昭和40年運輸省令第36号）第4条、船舶消防設備規則（昭和40年運輸省令第37号）第3条、満載喫水線規則第35条、小型船舶安全規則第4条、船舶防火構造規則第5条、船舶機関規則第3条並びに船舶構造規則（平成10年運輸省令第16号）第3条の規定により行うものとする。

(高速船の検査)

第13条の5 前条第1項の規定に基づいて管海官庁の指示するところにより法第2条第1項に掲げる事項を施設し、かつ、法第3条の規定による満載喫水線の標示をした船舶について定期検査又は製造検査を受けようとする者は、第31条第1項の船舶検査申請書又は同条第3項の製造検査申請書にその旨を記載しなければならない。

- 2 管海官庁は、法第9条第1項の規定により前項の船舶に対して交付する船舶検査証書に、当該船舶が前条第1項の規定に基づいて管海官庁の指示するところにより法第2条第1項に掲げる事項を施設し、かつ、法第3条の規定による満載喫水線の標示をしている旨及び当該船舶に係る前条第1項各号に規定する航行上の条件を記入するものとする。

第2章の5 結合した2の船舶の施設

(結合した2の船舶の施設)

第13条の6 推進機関を有する船舶と当該船舶に押される船舶（推進機関及び帆装を有しないものであって、第2条第2項第3号ロからチまで掲げるものに限る。）とが結合して一体となって航行の用に供される場合には、これらの船舶を1の船舶とみなして法第2条第1項及び法第4条第1項の規定を適用する。ただし、臨時に短期間法第2条第1項及び法第4条第1項の規定の適用を受けることとなる船舶は、この限りでない。

第3章 検査

第1節 通則

(管海官庁が検査を行う小型船舶)

第14条 法第7条の2第1項の国土交通省令で定める小型船舶は、次のとおりとする。

- ①国際航海に従事する旅客船
- ②法第3条の規定により満載喫水線の標示をすることを要する船舶
- ③危険物ばら積船
- ④特殊船
- ⑤結合した2の船舶(第13条の6の規定の適用を受けるものに限る。)
- ⑥係留船
- ⑦本邦外にある船舶

(小型船舶の検査を受けるべき場所等の指定)

第14条の2 管海官庁は、小型船舶についての法第5条の検査を申請する者に対し、検査申請の受理の際、検査を受けるべき場所及び日時を指定することができる。

(検査の引継ぎ又は委嘱)

第15条 法第5条又は法第6条の検査の申請者(以下「検査申請者」という。)は、当該船舶又は物件が当該検査申請をした地方運輸局長の管轄する区域外に移転した場合は、その地方運輸局長に検査引継申請書(第2号様式)を提出して、新たな所在地を管轄する地方運輸局長への検査の引継ぎを受けることができる。

- 2 地方運輸局長は、法第5条又は法第6条の検査の申請に係る船舶又は物件の一部が他の地方運輸局長の管轄する区域内にある場合であつて、申請により、やむを得ない理由があると認めるときは、その検査を当該他の地方運輸局長に委嘱することができる。

(検査の省略)

第16条 法第6条第4項の規定による法第5条の検査(特別検査を除く。以下この条において同じ。)の省略は、製造検査又は予備検査(法第6条第3項の規定による検査をいう。以下同じ。)に合格した後最初に行う法第5条の検査において当該製造検査又は予備検査に合格した事項につき行う。

- 2 法第6条第4項の規定による同条第1項の製造検査の省略は、予備検査に合格した後最初に行う同項の製造検査において当該予備検査に合格した事項につき行う。
- 3 法第6条の3本文の規定による定期検査又は中間検査の省略は、同条本文の規定による確認が行われた後30日以内に最初に行う定期検査(はじめて航行の用に供するときに行うものを除く。)又は中間検査において当該確認に係る整備を行った事項につき行う。
- 4 法第6条の4第1項の規定による法第5条の検査及び第6条の検査の省略は、検定に合格した後最初に行う法第5条の検査又は法第6条の検査において当該検定に合格した事項につき行う。
- 5 法第6条の5第1項本文の規定による中間検査の省略は、同項本文の規定による確認が行われた後30日以内に行う中間検査において当該確認を行った事項につき行う。
- 6 管海官庁は、船舶又は物件が、製造検査、予備検査又は検定に合格した後著しく期間を経過していること等により当該製造検査、予備検査又は検定に合格した事項に変更が生じているおそれがあると認めるときは、第1項、第2項又は第4項の規定にかかわらずこれらの規定による検査の省略を行わないことができる。

第2節 検査の執行

(定期検査)

第17条 定期検査は、船舶検査証書の有効期間の満了前に受けることができる。

(中間検査)

第18条 中間検査の種類は、第1種中間検査(次の各号に掲げる検査を行う中間検査をいう。以下同じ。)、第2種中間検査(第2号及び第4号に掲げる検査を行う中間検査をいう。以下同じ。)及び第3種中間検査(第1号及び第3号に掲げる検査を行う中間検査をいう。以下同じ。)とする。

- ①法第2条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第11号から第13号までに掲げる事項について行う船体を上架すること又は管海官庁がこれと同等と認める準備を必要とする検査
- ②法第2条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第11号から第13号までに掲げる事項について行う船体を上架すること又は管海官庁がこれと同等と認める準備を必要としない検査
- ③法第2条第1項第3号、第7号及び第8号に掲げる事項について行う検査
- ④法第2条第1項第6号、第9号及び第10号に掲げる事項、満載喫水線並びに無線電信等について行う検査

2 法第10条第1項ただし書に規定する船舶以外の船舶の中間検査の時期は、次表のとおりとする。ただし、第46条の2第2項又は第3項の規定により船舶検査証書の有効期間が延長されたことにより当該延長期間内に同表に定める時期が到来する場合における当該時期（第3種中間検査の時期を除く。）を除く。

区 分	種 類	時 期
1 国際航海に従事する旅客船(総トン数5トン未満のもの並びに原子力船及び高速船を除く。)	第1種中間検査	検査基準日の3箇月前から検査基準日までの間
2 原子力船	第1種中間検査	定期検査又は第1種中間検査に合格した日から起算して12箇月を経過する日
3 旅客船(総トン数5トン未満のものを除く。)、潜水船、水中翼船、長さ6メートル以上のエアクッション艇及び表面効果翼船であって前2号上欄に掲げる船舶以外のもの並びに高速船	第1種中間検査	検査基準日の前後3箇月以内
4 国際航海に従事する長さ24メートル以上の船舶(前3号上欄に掲げる船舶及び第1条第2項第1号の船舶を除く。)	第2種中間検査	検査基準日の前後3箇月以内
	第3種中間検査	定期検査又は第3種中間検査に合格した日からその日から起算して36箇月を経過する日までの間
5 潜水設備を有する船舶(前各号上欄に掲げる船舶を除く。)	第1種中間検査	船舶検査証書の有効期間の起算日から21箇月を経過する日から39箇月を経過する日までの間
	第2種中間検査(潜水設備に係るものに限る。)	検査基準日の前後3箇月以内(ただし、その時期に第1種中間検査を受ける場合を除く。)
6 その他の船舶	第1種中間検査	船舶検査証書の有効期間の起算日から21箇月を経過する日から39箇月を経過する日までの間
備考		
1 この表において「高速船」とは、管海官庁が高速船コードに従って指示するところにより当該船舶が法第2条第1項に掲げる事項を施設し、かつ、法第3条の規定による満載喫水線の標示をしている旨及び当該船舶に係る航行上の条件が、第13条の5第2項の規定により記入された船舶検査証書を受有する船舶をいう。		
2 この表において「検査基準日」とは、船舶検査証書の有効期間が満了する日に相当する毎年の日をいう。		

3 前項の表による区分を異にすることとなった船舶に係る次の中間検査の種類及び時期は、同項の規定にかかわらず、当該船舶についてした法第5条の検査の時期及び当該検査において検査した事項を考慮して管海官庁が指定する。

4 法第10条第1項ただし書に規定する船舶の中間検査は第1種中間検査とし、その時期は船舶検査証書の有効期間の起算日から33箇月を経過する日から39箇月を経過する日までの間とする。第2項ただし書の規定は、この場合について準用する。

5 第3項の指定は、船舶検査手帳に記入して行う。

6 中間検査は、その時期を繰り上げて受けることができる。

7 前項の規定によりその時期を繰り上げて受けた中間検査に合格した次表第1欄に掲げる船舶の次回以降の中間検査の時期についての第2項又は第4項の規定の適用については、同表第2欄に掲げる規定中同表第3欄に掲げる字句は、同表第4欄に掲げる字句とする。

第2項の表第1号上欄に掲げる船舶	第2項の表備考第2号	船舶検査証書の有効期間が満了する日	時期を繰り上げて受けた第1種中間検査に合格した日の前日
第2項の表第3号上欄に掲げる船舶	第2項の表備考第2号	船舶検査証書の有効期間が満了する日	時期を繰り上げて受けた第1種中間検査に合格した日から起算して3箇月を経過した日

第2項の表第4号上欄に掲げる船舶	第2項の表備考第2号	船舶検査証書の有効期間が満了する日	時期を繰り上げて受けた第2種中間検査に合格した日から起算して3箇月を経過した日
第2項の表第5号上欄に掲げる船舶	第2項の表第5号下欄	船舶検査証書の有効期間の起算日から21箇月を経過する日から39箇月を経過する日までの間	時期を繰り上げて受けた第1種中間検査に合格した日から起算して39箇月を経過する日
	第2項の表備考第2号	船舶検査証書の有効期間が満了する日	時期を繰り上げて受けた第2種中間検査に合格した日から起算して3箇月を経過した日
第2項の表第6号上欄に掲げる船舶	第2項の表第6号下欄	船舶検査証書の有効期間の起算日から21箇月を経過する日から39箇月を経過する日までの間	時期を繰り上げて受けた第1種中間検査に合格した日から起算して39箇月を経過する日
法第10条第1項ただし書に規定する船舶	第4項	船舶検査証書の有効期間の起算日から33箇月を経過する日から39箇月を経過する日までの間	時期を繰り上げて受けた第1種中間検査に合格した日から起算して39箇月を経過する日

(臨時検査)

第19条 法第5条第1項第3号の国土交通省令で定める改造又は修理は、次に掲げる改造又は修理とする。

①船舶の堪航性又は人命の安全の保持に影響を及ぼすおそれのある改造で、例えば次に掲げるもの

- イ 船舶の長さ、幅又は深さの変更その他船体の主要な構造の変更で船体の強度、水密性又は防火性に影響を及ぼすもの
- ロ かじ又は操だ装置についての変更で船舶の操縦性に影響を及ぼすもの
- ハ 機関（船舶機関規則第1条第4号に規定する主要な補助機関以外の補助機関を除く。以下この条において同じ。）に係る物件の性能若しくは形式の異なるものとの取替え又は機関の主要部についての変更で機関の性能に影響を及ぼすもの
- ニ イからハまでに規定する物件のほか法第2条第1項各号に掲げる事項に係る物件で船舶に固定して施設されるものの新設、増備、位置の変更又は性能若しくは形式の異なるものとの取替え
- ホ 法第4条第1項の規定により施設する無線電信等の取替え

②次に掲げる修理

- イ 船舶の堪航性又は人命の安全の保持に影響を及ぼすおそれのある作業で例えば次に掲げるものを伴う修理
 - (1) 船体の主要部についての曲り直し、補強、取替え、溶接その他の作業で船体の強度、水密性又は防火性に影響を及ぼすおそれのあるもの
 - (2) 機関の主要部についての削整、補強、溶接その他の作業で機関の性能に影響を及ぼすおそれのあるもの
 - (3) (1) 又は (2) に規定する物件のほか法第2条第1項各号に掲げる事項に係る物件で船舶に固定して施設されるもの又は潜水設備の主要部についての曲り直し、補強、取替え、溶接その他の作業で当該物件の性能又は強度に影響を及ぼすおそれのあるもの
 - (4) 船舶設備規程第302条の6に規定する危険場所に布設している電路の変更又は取替えの作業
 - (5) 複雑又は特殊な技量又は装置を必要とする作業
- ロ 法第2条第1項各号に掲げる事項に係る物件で船舶に固定して施設されるものを性能又は形式が同一のものを取り替える修理（あらかじめ法による検査又は検定を受け、これに合格した物件で当該検査又は検定に合格した後初めて船舶に備え付けられるものを取り替える修理（機関に係る物件についての修理で当該修理により機関の性能に影響を及ぼすおそれのあるものを除く。）を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、小型船舶安全規則第2条第1項に規定する小型船舶及び漁船特殊規則（昭和9年通信省・農林省令）第2条に規定する小型漁船（危険物ばら積船及び特殊船を除く。以下この条において「一般小型船」という。）についての法第5条第1項第3号の国土交通省令で定める改造又は修理は、次に掲げる改造又は修理とする。

①船舶の長さ、幅又は深さの変更その他船体の主要な構造の変更で船体の強度、水密性又は防火性

に影響を及ぼす改造

- ②上甲板下の船体（上甲板のない船舶にあっては、げん端下の船体をいう。以下この条において同じ。）の主要部についての曲り直し、補強、取替え、溶接その他の作業で船体の強度、水密性又は防火性に影響を及ぼすおそれのある修理
 - ③かじ又は操だ装置についての変更で船舶の操縦性に影響を及ぼす改造
 - ④主機を取り替える改造又は修理（法による検査又は検定を受け、これに合格した船外機（海難その他の事由により当該検査又は検定を受けた事項につき船舶の堪航性又は人命の安全の保持に影響を及ぼすおそれのあるものを除く。）をあらかじめ管海官庁の指定した条件に従って取り替える改造又は修理を除く。）
 - ⑤機関の主要部を取り替える改造又は修理（あらかじめ法による検査又は検定を受け、これに合格した物件（性能が同一のものに限る。）で当該検査又は検定に合格した後初めて船舶に備え付けられるものと取り替えるものを除く。）
 - ⑥船舶に固定して施設される救命設備、消防設備及び航海用具に係る物件で船舶に固定して施設されるものに関し、検査を受けた事項につき船舶の堪航性又は人命の安全の保持に影響を及ぼすおそれのある変更を生じる改造又は修理
 - ⑦法第4条第1項の規定により施設する無線電信等の取替え
- 3 法第5条第1項第3号の国土交通省令で定めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- ①法第3条の規定により新たに満載喫水線を標示しようとするとき。
 - ②法第4条第1項の規定により新たに無線電信等を施設しようとするとき。
 - ③法第2条第1項各号（一般小型船にあっては、同項第6号及び第9号）に掲げる事項に係る物件で船舶に固定して施設されるもの以外のものの新設、増備、取替え若しくは取りはずし（一般小型船については、小型船舶用救命胴衣、小型船舶用救命クッション及び小型船舶用浮力補助具で現にとう載している人員と同数のもの以外のものの一時的な陸揚げ保管に係る取りはずし又は増備を除く。）（法による検査又は検定を受け、これに合格した物件で当該検査又は検定に合格した後初めて船舶に備え付けられるものの新設若しくは増備又はこれとの取替えを除く。）又は積付方法の変更（同項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令の規定により積付方法が定められている物件に限る。）をしようとするとき。
 - ③の2 国際航海に従事する総トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号。以下「トン数法」という。）第4条第1項の国際総トン数をいう。以下この条及び第65条第2項において同じ。）400トン以上の船舶について、被覆、塗料、表面処理若しくは装置を用いて船舶への生物の付着を抑制し又は防止する方法（以下「防汚方法」という。）の変更又はこれらの被覆、塗料、表面処理若しくは装置の更新をしようとするとき。ただし、当該変更又は更新をしようとする面積が小さいことその他の告示で定める要件に適合する場合にあっては、この限りでない。
 - ④国際航海に従事しない総トン数400トン以上の船舶について、国際防汚方法証書の交付又は裏書を受けようとするとき。
 - ⑤ボイラの安全弁の封鎖を解放して調整しようとするとき。
 - ⑥揚貨装置につき指定を受けた制限荷重、制限角度又は制限半径の変更を受けようとするとき。
 - ⑦昇降機につき指定を受けた制限荷重又は定員の変更を受けようとするとき。
 - ⑧第12条の2第1項の規定の適用のある船舶について、同項の安全管理手引書につき当該船舶の航行の安全の確保に著しい影響を及ぼすおそれのある変更をしようとするとき。
 - ⑧の2 危険物船舶運送及び貯蔵規則第45条に規定する船舶について、同令別表第4に定める災害対策緊急措置手引書につき当該船舶の航行の安全の確保に著しい影響を及ぼすおそれのある変更をしようとするとき。
 - ⑨船舶復原性規則又は小型船舶安全規則第101条の規定の適用を受ける船舶及びこれ以外のタンカー（船舶区画規程第2条第2項のタンカーをいう。）、液化ガスばら積船及び液体化学薬品ばら積船について、法第2条第1項各号に掲げる事項に係る物件以外の物件の新設、増備、位置の変更、取替え若しくは取りはずしで当該船舶の復原性に影響を及ぼすおそれのあるものをしようとするとき。
 - ⑩小型船舶安全規則の適用を受ける船舶（前号の船舶を除く。）について、当該船舶の復原性に著しい影響を及ぼすおそれのある変更をしようとするとき。
 - ⑪小型船舶安全規則第2条第1項に規定する小型船舶及び漁船特殊規則第2条に規定する小型漁船について、当該船舶の操縦性に著しい影響を及ぼすおそれのある変更をしようとするとき。
 - ⑫特定の事項について指定を受けた臨時検査を受けるべき時期に至ったとき。
 - ⑬海難その他の事由により検査を受けた事項につき船舶の堪航性又は人命の安全の保持に影響を及ぼすおそれのある変更が生じたとき。ただし、一般小型船については、次に掲げる場合とする。
イ 上甲板下の船体の主要な構造に重大な損傷が生じたとき。

ロ クランク軸等主機の主要部又はプロペラ軸に重大な損傷が生じたとき。

ハ 火災により船舶に重大な損傷が生じたとき。

4 前項第 12 号の指定は、船舶検査手帳に記入して行う。

5 第 3 項第 12 号に係る臨時検査は、その時期を繰り上げて受けることができる。

6 臨時検査を受けるべき場合に定期検査、第 1 種中間検査、第 2 種中間検査（臨時検査を受けるべき事項が第 2 種中間検査の検査事項のみである場合に限る。）又は第 3 種中間検査（臨時検査を受けるべき事項が第 3 種中間検査の検査事項のみである場合に限る。）を受けるときは、臨時検査を受けることを要しない。

（臨時航行検査）

第 19 条の 2 臨時航行検査は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

①日本船舶を所有することができない者に譲渡する目的でこれを外国に回航するとき。

②船舶を改造し、整備し、若しくは解撤するため、又は法による検査若しくは検定若しくは船舶法（明治 32 年法律第 46 号）による総トン数の測度（小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和 28 年政令第 259 号）第 1 条第 1 項又は第 3 項の総トン数の測度を含む。以下同じ。）又は小型船舶の登録等に関する法律（平成 13 年法律第 102 号。以下「小型船舶登録法」という。）第 6 条第 2 項若しくは第 9 条第 2 項の総トン数の測度を受けるため、これを改造、整備若しくは解撤する場所又は法による検査若しくは検定、船舶法若しくは小型船舶登録法による総トン数の測度を受ける場所に回航するとき。

③その他船舶検査証書を受有しない船舶を、やむを得ない理由によって臨時に航行の用に供するとき。

（コンテナに関する検査の特例）

第 19 条の 3 次の各号の 1 に該当するコンテナ（船舶による貨物の運送に使用される底部が方形の器具であって、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械荷役、積重ね又は固定の用に供する装具を有するものをいう。以下同じ。）については、前 3 条の規定にかかわらず、定期検査、中間検査、臨時検査及び臨時航行検査を受けることを要しない。

①法による検査又は検定を受け、これに合格したコンテナであって次に掲げる要件に適合するもの

イ 第 56 条の 4 第 2 項に規定する安全承認板が取り付けられていること。

ロ 第 60 条の 4 第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる日を経過していないこと。

ハ 著しい摩損、腐食又はき裂、有害な変形その他の異状が認められないこと。

②日本船舶を所有することができる者又は日本船舶を所有することができない者が所有しているコンテナであって、それぞれ告示で定める外国の政府により当該国のコンテナに関する法令に適合していることが認められていることを示す有効な確認物を有し、かつ、前号ハの要件に適合するもの

（特別検査）

第 20 条 特別検査は、国土交通大臣が一定の範囲の船舶について事故が著しく生じている等によりその材料、構造、設備又は性能が法第 2 条第 1 項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令に適合していないおそれがあると認める場合に、これらの船舶について特別検査を受けるべき旨を公示して行うものとする。

2 前項の規定による公示は、次に掲げる事項を定めて行うものとする。

①検査を受けるべき船舶の範囲

②検査を受けるべき事項

③検査を受けるべき期間

④検査を受ける場合の準備

⑤その他検査に関し必要な事項

3 第 1 項の規定による公示により特別検査を受けるべきこととされた船舶であって、当該公示により定められた検査を受けるべき期間の末日以前に有効期間が満了する船舶検査証書若しくは同日以前に満了する期間に係る臨時航行許可証の交付を受けているもの又は当該公示のあった日以後当該公示により定められた検査を受けるべき期間の末日までの間に定期検査を申請し、若しくはこれに合格したものは、特別検査を受けることを要しない。

（製造検査の免除）

第 21 条 法第 6 条第 1 項の製造検査を受けることを要しない船舶は、次のとおりとする。

①平水区域のみを航行する船舶であって旅客船、危険物ばら積船及び特殊船以外のもの

②推進機関及び帆装を有しない船舶（危険物ばら積船、特殊船、推進機関を有する他の船舶に引かれ又は押されて人又はばら積みの油の運送の用に供するもの及び係留船を除く。）

③外国の国籍を取得する目的で製造に着手した後日本の国籍を取得する目的で製造することとなった船舶であって管海官庁が法第 6 条第 1 項の製造検査を行なうことが困難であると認めるもの

(予備検査を受けることができる物件)

第22条 別表第1製造に係る予備検査の項に掲げる物件はその製造について、同表改造、修理又は整備に係る予備検査の項に掲げる物件はその改造、修理又は整備について予備検査を受けることができる。

第3節 検査の準備

(検査の準備)

第23条 検査申請者は、検査を受けるべき事項について、この節の規定に従い検査の準備をするものとする。
(定期検査)

第24条 定期検査を受ける場合の準備は、次に掲げる準備並びに海上試運転及び復原性試験の準備とする。

①船体にあつては次に掲げる準備

- イ 船底外板、かじ等の船体外部に係る事項の告示で定める外観検査の準備
- ロ タンク、貨物区画等の船体内部に係る事項の告示で定める外観検査の準備
- ハ 告示で定める板厚計測の準備
- ニ 材料試験の準備 (初めて検査を受ける場合に限る。)
- ホ 非破壊検査の準備
- ヘ 圧力試験及び荷重試験の準備
- ト 水密戸、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備

②機関にあつては次に掲げる準備

- イ 主機、補助機関、動力伝達装置及び軸系、ボイラ及び圧力容器並びに補機及び管装置の告示で定める解放検査の準備
- ロ 材料試験、溶接施工試験、釣合い試験、歯当たり試験、すり合わせ試験、蓄気試験及び陸上試運転の準備 (初めて検査を受ける場合に限る。)
- ハ 非破壊検査の準備
- ニ 圧力試験の準備
- ホ 効力試験の準備
- ヘ 逃気試験の準備

③排水設備にあつては次に掲げる準備

- イ 告示で定める解放検査の準備
- ロ 圧力試験の準備
- ハ 効力試験の準備

④操だ、係船及び揚錨の設備にあつては次に掲げる準備

- イ 錨、錨鎖及び係船用索の告示で定める外観検査の準備
- ロ 材料試験の準備 (初めて検査を受ける場合に限る。)
- ハ 圧力試験の準備
- ニ 効力試験の準備

⑤救命及び消防の設備にあつては次に掲げる準備

- イ 材料試験の準備 (初めて検査を受ける場合に限る。)
- ロ 圧力試験の準備
- ハ 効力試験の準備

⑥航海用具にあつては効力試験の準備

⑦危険物その他の特殊貨物の積付設備にあつては次に掲げる準備

- イ タンクの告示で定める外観検査の準備
- ロ 材料試験及び溶接施工試験の準備 (初めて検査を受ける場合に限る。)
- ハ 非破壊検査の準備
- ニ 圧力試験の準備
- ホ 効力試験の準備

⑧荷役その他の作業の設備にあつては次に掲げる準備

- イ 揚貨装置の告示で定める解放検査の準備
- ロ 揚貨装置の荷重試験の準備
- ハ 圧力試験及び効力試験の準備

⑨電気設備にあつては次に掲げる準備

- イ 材料試験、防水試験、防爆試験及び完成試験の準備 (初めて検査を受ける場合に限る。)
- ロ 絶縁抵抗試験の準備
- ハ 効力試験の準備

- ⑩昇降設備にあつては次に掲げる準備
 - イ 告示で定める解放検査の準備
 - ロ 材料試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）
 - ハ 荷重試験（初めて検査を受ける場合に限る。）及び効力試験の準備
- ⑪焼却設備にあつては次に掲げる準備
 - イ 告示で定める解放検査の準備
 - ロ 材料試験及び温度試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）
 - ハ 圧力試験の準備
 - ニ 効力試験の準備
- ⑫コンテナ設備（コンテナ及びコンテナを固定するための設備をいう。以下同じ。）にあつては次に掲げる準備
 - イ 材料試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）
 - ロ 荷重試験の準備
- ⑬満載喫水線にあつては告示で定める標示の検査の準備

（中間検査）

第 25 条 第 1 種中間検査を受ける場合の準備は、次のとおりとする。

- ①船体にあつては次に掲げる準備
 - イ 前条第 1 号イに掲げる準備
 - ロ 前条第 1 号トに掲げる準備
 - ②機関にあつては次に掲げる準備
 - イ 主機、補助機関、動力伝達装置及び軸系、ボイラ並びに補機及び管装置の告示で定める解放検査の準備
 - ロ 前条第 2 号ホに掲げる準備
 - ハ 前条第 2 号へに掲げる準備
 - ③排水設備にあつては次に掲げる準備
 - イ 前条第 3 号イに掲げる準備
 - ロ 前条第 3 号ハに掲げる準備
 - ④操だ、係船及び揚錨びようの設備にあつては次に掲げる準備
 - イ 前条第 4 号イに掲げる準備
 - ロ 前条第 4 号ニに掲げる準備
 - ⑤救命及び消防の設備にあつては次に掲げる準備
 - イ 前条第 5 号ロに掲げる準備
 - ロ 前条第 5 号ハに掲げる準備
 - ⑥航海用具にあつては前条第 6 号に掲げる準備
 - ⑦危険物の積付設備にあつては前条第 7 号ホに掲げる準備
 - ⑧電気設備にあつては次に掲げる準備
 - イ 前条第 9 号ロに掲げる準備
 - ロ 前条第 9 号ハに掲げる準備
 - ⑨焼却設備にあつては前条第 11 号ニに掲げる準備
 - ⑩満載喫水線にあつては前条第 13 号に掲げる準備
- 2 第 2 種中間検査を受ける場合の準備は次のとおりとする。
- ①船体にあつては前項第 1 号ロに掲げる準備
 - ②機関にあつては前項第 2 号ロに掲げる準備（同号イに係るものを除く。）
 - ③排水設備にあつては前項第 3 号ロに掲げる準備（同号イに係るものを除く。）
 - ④操だ、係船及び揚錨の設備にあつては前項第 4 号ロに掲げる準備
 - ⑤救命及び消防の設備にあつては次に掲げる準備
 - イ 前項第 5 号イに掲げる準備
 - ロ 前項第 5 号ロに掲げる準備
 - ⑥航海用具にあつては前項第 6 号に掲げる準備
 - ⑦危険物の積付設備にあつては前項第 7 号に掲げる準備
 - ⑧電気設備にあつては次に掲げる準備
 - イ 前項第 8 号イに掲げる準備
 - ロ 前項第 8 号ロに掲げる準備
 - ⑨満載喫水線にあつては前項第 10 号に掲げる準備
- 3 前項第 4 号、第 5 号イ及び第 8 号イに掲げる準備（同項第 4 号に掲げる準備にあつては係船及び揚

錨の設備に係るものに限る。)は、定期検査又は当該準備をして受けた第2種中間検査に合格した後の2回目又は3回目のいずれかの第2種中間検査を受ける場合に限り、するものとする。

4 第三種中間検査を受ける場合の準備は次のとおりとする。

- ①船体にあつては第1項第1号イに掲げる準備
- ②機関にあつては第1項第2号に掲げる準備(同号ロに掲げる準備にあつては同号イに係るものに限る。)
- ③排水設備にあつては第1項第3号に掲げる準備(同号ロに掲げる準備にあつては同号イに係るものに限る。)
- ④操だ、係船及び揚錨の設備にあつては第1項第4号イに掲げる準備
- ⑤焼却設備にあつては第1項第9号に掲げる準備

5 管海官庁は、中間検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、第1項、第2項及び前項に規定する準備のほか、前条に規定する準備のうち必要なものを指示することができる。

(臨時検査及び臨時航行検査)

第26条 臨時検査(第19条第3項第2号に係るものを除く。)又は臨時航行検査を受ける場合の準備は、第24条に規定する準備のうち管海官庁の指示するものとする。

(特別検査)

第27条 特別検査を受ける場合の準備は、第20条第1項の規定による公示により定められた準備のほか、第24条に規定する準備のうち管海官庁が指示するものとする。

(製造検査)

第28条 製造検査を受ける場合の準備は、次のとおりとする。

- ①船体にあつては次に掲げる準備
 - イ 船体内外部に係る事項の告示で定める外観検査の準備
 - ロ 材料試験、非破壊検査、圧力試験及び荷重試験の準備
- ②機関にあつては材料試験、非破壊検査、溶接施工試験、釣合い試験、歯当たり試験、すり合わせ試験、圧力試験、効力試験、蓄気試験、逃気試験及び陸上試運転の準備
- ③排水設備にあつては圧力試験及び効力試験の準備

(予備検査)

第29条 別表第1製造に係る予備検査の項に掲げる物件について予備検査を受ける場合の準備は、次のとおりとする。

- ①船体に係る物件にあつては材料試験、非破壊検査、圧力試験及び荷重試験の準備
- ②機関に係る物件にあつては材料試験、非破壊検査、溶接施工試験、釣合い試験、歯当たり試験、すり合わせ試験、圧力試験、効力試験、蓄気試験、逃気試験及び陸上試運転の準備
- ③操だ、係船及び揚錨の設備に係る物件にあつては材料試験、圧力試験及び効力試験の準備
- ④救命及び消防の設備に係る物件にあつては材料試験、圧力試験及び効力試験の準備
- ⑤航海用具に係る物件にあつては効力試験の準備
- ⑥荷役その他の作業の設備に係る物件にあつては荷重試験、圧力試験及び効力試験の準備
- ⑦電気設備に係る物件にあつては材料試験、防水試験、防爆試験及び完成試験の準備
- ⑧昇降機にあつては材料試験、荷重試験及び効力試験の準備
- ⑨焼却炉に係る物件にあつては材料試験、温度試験、圧力試験及び効力試験の準備
- ⑩コンテナにあつては材料試験及び荷重試験の準備

2 別表第1改造、修理又は整備に係る予備検査の項に掲げる物件について予備検査を受ける場合の準備は、第24条第1号又は第2号に掲げる準備のうち当該物件に係るものとする。

(特殊な設備又は構造に係る準備等)

第30条 管海官庁は、潜水設備その他の特殊な設備又は構造を有する船舶の定期検査、中間検査、臨時検査、臨時航行検査、特別検査、製造検査又は予備検査の準備について、第24条から前条までの規定にかかわらず必要と認める準備を指示することができる。

2 管海官庁は、定期検査、中間検査、製造検査又は予備検査の準備の一部を免除することができる。

第4節 検査申請の手続

(検査申請書)

第31条 定期検査、中間検査、臨時検査又は特別検査を受けようとする者は、船舶検査申請書(第4号様式)を管海官庁に提出しなければならない。

2 臨時航行検査を受けようとする者は、臨時航行検査申請書(第5号様式)を管海官庁に提出しなければならない。

3 製造検査を受けようとする者は、製造検査申請書(第6号様式)を管海官庁に提出しなければならない。

4 予備検査を受けようとする者は、予備検査申請書（第7号様式）を管海官庁に提出しなければならない。

（書類の提出）

第32条 検査申請者は、次に掲げる書類を管海官庁に提出しなければならない。

①定期検査を初めて受ける場合に提出する書類

イ 製造仕様書並びに法第2条第1項各号に掲げる事項に係る物件の構造及び配置を示す図面
ロ 満載喫水線（木材満載喫水線及び区画満載喫水線を除く。）に関する検査を受ける船舶にあつては、次の図面

(1) 船体線図

(2) 最上層の全通甲板までの各喫水に対する全排水量及び毎1センチメートル排水量を示す曲線図

ハ 木材満載喫水線に関する検査を受ける船舶にあつては、甲板積木材貨物の積付けに必要な装置の構造及び配置を示す図面

ニ 区画満載喫水線に関する検査を受ける船舶にあつては、次の書類

(1) 損傷時の復原性の計算表

(2) 非対称の浸水による大角度の横傾斜を修正する装置の配置図

ホ 損傷時の復原性に関する検査を受ける船舶（ニに規定する船舶を除く。）にあつては、次の書類

(1) 損傷時の復原性の計算表

(2) 非対称の浸水による大角度の横傾斜を修正する装置の配置図

ヘ 船舶復原性規則又は小型船舶安全規則第101条の規定の適用を受ける船舶にあつては、次の書類

(1) 排水量等曲線図

(2) 復原力交差曲線図

(3) 海水流入角曲線図

(4) 計画重量重心計算表

ト 揚貨装置に関する検査を受ける船舶にあつては、その強力計算書（力線図を含む。）

チ 潜水設備に関する検査を受ける船舶にあつては、次の書類

(1) 潜水設備の強度計算書及び浮力計算書

(2) 潜水設備の給気装置、排気装置及び電気設備を示す書類

(3) 潜水設備の使用材料を示す書類

(4) 潜水設備の使用方法を示す書類

リ 昇降設備に関する検査を受ける船舶にあつては、次の書類

(1) 昇降設備の強力計算書

(2) 昇降設備の使用材料を示す書類

(3) 昇降設備の使用方法を示す書類

ヌ 焼却設備に関する検査を受ける船舶にあつては、次の書類

(1) 焼却設備の強度計算書

(2) 焼却設備の使用材料を示す書類

(3) 焼却設備の使用方法を示す書類

ル コンテナ設備に関する検査を受ける船舶にあつては、その使用材料を示す書類

ヲ 製造検査合格証明書（製造検査に係る法第9条第3項の合格証明書をいう。以下同じ。）の交付を受けている船舶にあつては、当該製造検査合格証明書

ワ 検定合格証明書（法第9条第4項の合格証明書をいう。以下同じ。）の交付を受けている船舶にあつては、当該検定合格証明書

カ 国際航海に従事する旅客船及び国際航海に従事する総トン数500トン以上の船舶（旅客船、推進機関を有しない船舶及び第1条第2項第1号又は第2号の船舶（同項第2号の船舶にあつては自ら漁ろうに従事する船舶に限る。）を除く。）にあつては、船級の登録を受けている旨の証明書（船級の登録を受けている船舶に限る。）

②前号の場合を除き、定期検査、中間検査又は臨時検査を受ける場合に提出する書類

イ 船舶検査証書

ロ 船舶検査手帳

ハ 法第2条第1項各号に掲げる事項について変更をしようとする場合にあつては、当該事項に係る物件の構造及び配置を示す図面

ニ 新たに満載喫水線（木材満載喫水線及び区画満載喫水線を除く。）に関する検査を受ける船舶にあつては次に掲げる図面

(1) 船体中央横断面図（縦通板各条の幅をも記載したもの）

- (2) 船体中心線縦断面の諸材構造配置図
- (3) 甲板及び倉内平面の諸材構造配置図
- (4) 甲板平面図
- (5) 前号ロに掲げる図面
- ホ 新たに木材満載喫水線に関する検査を受ける船舶にあつては、前号ハに掲げる図面
- ヘ 新たに区画満載喫水線に関する検査を受ける船舶にあつては、次に掲げる書類
 - (1) 一般配置図
 - (2) 船体中央横断面図
 - (3) 開口詳細図
 - (4) 諸管線図
 - (5) 船体線図
 - (6) 前号ニに掲げる書類
- ト 満載喫水線の位置の変更を受ける場合にあつては、ニ、ホ又はヘに掲げる書類のうち当該変更に係るもの
- チ 新たに損傷時の復原性に関する検査を受ける船舶（ヘに規定する船舶を除く。）にあつては、次に掲げる書類
 - (1) 一般配置図
 - (2) 船体中央横断面図
 - (3) 開口詳細図
 - (4) 諸管線図
 - (5) 船体線図
 - (6) 前号ホに掲げる書類
- リ 損傷時の復原性に関係のある事項を変更する場合（区画満載喫水線の位置の変更を受ける場合を除く。）にあつては、チに掲げる書類のうち当該変更に係るもの
- ヌ 新たに船舶復原性規則又は小型船舶安全規則第 101 条の規定の適用を受ける船舶にあつては、次に掲げる書類
 - (1) 一般配置図
 - (2) 船体中央横断面図
 - (3) 開口詳細図
 - (4) 船体線図
 - (5) 前号ヘに掲げる書類
- ル 復原性に関係のある事項を変更する場合にあつては、ヌに掲げる書類のうち当該変更に係るもの
- ヲ 新たに揚貨装置に関する検査を受ける場合にあつては、次に掲げる書類
 - (1) 揚貨装置配置図
 - (2) 揚貨装置の構造図
 - (3) 前号トに掲げる書類
- ワ 揚貨装置を変更する場合にあつては、ヲに掲げる書類のうち当該変更に係るもの
- カ 新たに潜水設備に関する検査を受ける船舶にあつては、前号チに掲げる書類
- ヨ 潜水設備を変更する場合にあつては、カに掲げる書類のうち当該変更に係るもの
- タ 新たに昇降設備に関する検査を受ける場合にあつては、次に掲げる書類
 - (1) 昇降設備配置図
 - (2) 昇降設備の構造図
 - (3) 前号リに掲げる書類
- レ 昇降設備を変更する場合にあつては、タに掲げる書類のうち当該変更に係るもの
- ソ 新たに焼却設備に関する検査を受ける場合にあつては、次に掲げる書類
 - (1) 焼却設備配置図
 - (2) 焼却設備の構造図
 - (3) 前号ヌに掲げる書類
- ツ 焼却設備を変更する場合にあつては、ソに掲げる書類のうち当該変更に係るもの
- ネ 新たにコンテナ設備に関する検査を受ける場合にあつては、前号ルに掲げる書類
- ナ 整備済証明書（船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和 48 年運輸省令第 49 号）第 24 条第 2 項の整備済証明書をいう。以下同じ。）の交付を受けている船舶又は整備済証明書の交付を受けている物件を備え付けている船舶について、当該整備済証明書の交付に係る確認が行われた後 30 日以内に定期検査又は中間検査を受ける場合にあつては、当該整

備済証明書

ラ 確認済証明書（小型船舶に係る検査及び確認に関する省令（昭和62年運輸省令第56号）第3条の確認済証明書をいう。以下同じ。）の交付を受けている小型船舶について、当該確認済証明書の交付に係る確認が行われた後30日以内に中間検査を受ける場合にあつては、当該確認済証明書

③臨時航行検査を受ける場合に提出する書類

- イ 船舶検査手帳（交付を受けている船舶に限る。）
- ロ 法第2条第1項各号に掲げる事項に係る物件の構造及び配置を示す図面

④特別検査を受ける場合に提出する書類

- イ 船舶検査証書
- ロ 船舶検査手帳
- ハ 特別検査を受けるべき事項に係る物件の構造及び配置を示す図面

⑤製造検査を受ける場合に提出する書類

- イ 製造仕様書並びに法第2条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項に係る物件の構造及び配置を示す図面
- ロ 満載喫水線（木材満載喫水線及び区画満載喫水線を除く。）に関する検査を受ける船舶にあつては、第1号ロに掲げる図面
- ハ 木材満載喫水線に関する検査を受ける船舶にあつては、第1号ハに掲げる図面
- ニ 区画満載喫水線に関する検査を受ける船舶にあつては、第1号ニに掲げる書類

⑥予備検査を受ける場合に提出する書類

- イ 物件の製造について予備検査を受ける場合にあつては、製造仕様書
- ロ 物件の構造を示す図面

- 2 法第8条の船舶について定期検査又は中間検査を受けようとする者は、船級協会（同条の登録を受けた船級協会をいう。以下同じ。）の船級の登録を受けている旨の証明書を管海官庁に提示しなければならない。
- 3 揚貨装置に係る法第5条の検査（法第8条の船舶にあつては、特別検査に限る。）を受けようとする者は、荷役設備検査記録簿を管海官庁に提示しなければならない。
- 4 昇降設備に係る法第5条の検査（法第8条の船舶にあつては、特別検査に限る。）を受けようとする者は、昇降設備検査記録簿を管海官庁に提示しなければならない。
- 5 焼却設備に係る法第5条の検査（法第8条の船舶にあつては、特別検査に限る。）を受けようとする者は、焼却設備検査記録簿を管海官庁に提示しなければならない。
- 6 管海官庁は、検査のため必要があると認める場合において第1項に規定する書類のほか必要な書類の提出を求め、又は同項に規定する書類の一部についてその提出を免除することができる。

第5節 船舶検査証書等

（船舶検査証書の様式）

第33条 船舶検査証書の様式は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- ①次号に掲げる船舶以外の船舶 第8号様式
- ②小型船舶（第14条各号に掲げるものを除く。） 第9号様式

（船舶検査証書の交付申請）

第34条 法第8条の船舶であつて第48条の5に規定する検査を要しないものに係る船舶検査証書の交付（小型船舶にあつては、船舶検査証書及び船舶検査済票の交付。次項において同じ。）を受けようとする者は、船舶検査証書交付申請書（第10号様式）を管海官庁に提出しなければならない。

- 2 船舶検査証書交付申請書には、次に掲げる書類（初めて船舶検査証書の交付を受ける場合にあつては、第3号に掲げる書類及び船級協会の検査に関する事項を記録した書類）を添付しなければならない。
 - ①船舶検査証書
 - ②船舶検査手帳
 - ③船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書
- 3 管海官庁は、船舶検査証書を初めて交付するときは、当該船舶検査証書と併せて船舶検査手帳を交付するものとする。

（法第10条第1項ただし書の国土交通省令で定める船舶）

第35条 法第10条第1項ただし書の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶以外の船舶とする。

- ①危険物ばら積船
- ②特殊船

- ③ボイラ（船舶機関規則第 42 条のボイラに限る。）を有する船舶
- ④結合した 2 の船舶（第 13 条の 6 の規定の適用を受けるものに限る。）

（船舶検査証書の有効期間）

- 第 36 条 船舶検査証書の有効期間は、交付の日から定期検査（法第 8 条の船舶にあっては、船級協会が同条の規定により行う定期検査に相当する検査。以下この条、第 46 条の 2 第 1 項及び第 46 条の 3 第 1 項において「定期検査等」という。）に合格した日から起算して 5 年（法第 10 条第 1 項ただし書に規定する船舶にあっては、6 年。以下この条において同じ。）を経過する日までの間とする。ただし、法第 10 条第 4 項各号に掲げる場合又は船舶が船舶検査証書の有効期間が満了する日以降に定期検査等に合格した場合（改造又は修理のため当該船舶を長期間航行の用に供することができない場合その他管海官庁がやむを得ないと認める場合を除く。）（原子力船に係る場合を除く。）は、交付の日から当該船舶検査証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間とする。
- 2 従前の船舶検査証書の有効期間の満了前に、定期検査等を受け、当該定期検査等に係る船舶検査証書の交付を受けた場合は、従前の船舶検査証書の有効期間は、満了したものとみなす。
 - 3 法第 10 条第 1 項ただし書に規定する船舶が同項ただし書に規定する船舶以外の船舶となった場合又は同項ただし書に規定する船舶以外の船舶が同項ただし書に規定する船舶となった場合は、当該船舶の船舶検査証書の有効期間は、満了したものとみなす。ただし、当該船舶の区分の変更が臨時的なものである場合は、この限りでない。

（船舶検査証書の返付）

- 第 37 条 管海官庁は、船舶が中間検査、臨時検査又は特別検査に合格した場合は、第 32 条第 1 項の規定により提出された船舶検査証書を当該検査申請者に返付するものとする。

（船舶検査証書の書換え）

- 第 38 条 船舶所有者は、船舶検査証書の記載事項を変更しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、書換申請書（第 12 号様式）に船舶検査証書及び船舶検査手帳を添えて管海官庁に提出し、船舶検査証書の書換えを受けなければならない。
- 2 管海官庁は、第 1 項の規定による船舶検査証書の書換えの申請があった場合において、その変更が臨時的なものであるときは、書換えに代えて臨時変更証（第 13 号様式）を交付するものとする。
 - 3 臨時変更証に書換えに代えて記載された事項に対応する船舶検査証書の記載事項は、当該臨時変更証の有効期間中は、当該臨時変更証に記載されたとおりに書き換えられたものとみなす。

（船舶検査証書の再交付）

- 第 39 条 船舶所有者は、船舶検査証書又は臨時変更証を滅失し、又はき損した場合は、船舶検査証書等再交付申請書（第 14 号様式）に船舶検査証書（き損した場合に限る。）及び船舶検査手帳を添えて、管海官庁に提出し、その再交付を受けることができる。
- 2 船舶検査証書又は臨時変更証を失ったことにより再交付を受けた場合は、その失った船舶検査証書又は臨時変更証は、無効とする。

（船舶検査証書等の備付け）

- 第 40 条 船長は、船舶検査証書及び臨時変更証を船内に備えておかななければならない。

（船舶検査証書の返納）

- 第 41 条 船舶所有者は、次に掲げる場合は、すみやかに、船舶検査証書（第 4 号の場合にあっては、発見した船舶検査証書）を管海官庁に返納しなければならない。
- ①船舶が滅失し、沈没し、又は解撤されたとき。
 - ②船舶が法第 2 条第 1 項の規定の適用を受けなくなったとき。
 - ③船舶検査証書の有効期間が満了したとき。
 - ④第 39 条第 1 項の規定により船舶検査証書の再交付を受けた後、失った船舶検査証書を発見したとき。
- 2 船舶所有者は、次に掲げる場合は、すみやかに、臨時変更証（第 3 号の場合にあっては、発見した臨時変更証）を管海官庁に返納しなければならない。
 - ①前項第 1 号又は第 2 号に該当するとき。
 - ②臨時変更証の有効期間が満了したとき。
 - ③第 39 条第 1 項の規定により臨時変更証の再交付を受けた後、失った臨時変更証を発見したとき。

（船舶検査済票）

- 第 42 条 船舶検査済票の様式は、第 15 号様式とする。
- 2 小型船舶の所有者は、船舶検査済票を滅失し、又はき損した場合は、船舶検査証書等再交付申請書に船舶検査証書及び船舶検査手帳を添えて、管海官庁に提出し、その再交付を受けることができる。第 39 条第 2 項の規定は、この場合について準用する。
 - 3 小型船舶の所有者は、船舶検査済票を両船側の船外から見やすい場所にはりつけておかななければならない。ただし、両船側にはりつけることが困難な船舶については、管海官庁が適当と認める場所に

はりつけることをもって足りる。

4 小型船舶の所有者は、次に掲げる場合は、前項の規定によりはりつけられている船舶検査済票（第3号の場合にあっては、き損した船舶検査済票）を取り除かなければならない。

①小型船舶が法第2条第1項の規定の適用を受けないこととなったとき。

②船舶検査証書の有効期間が満了したとき。

③船舶検査済票をき損した場合において、第2項の規定により、船舶検査済票の再交付を受けたとき。

（臨時航行許可証）

第43条 臨時航行許可証の様式は、第16号様式とする。

2 第39条、第40条及び第41条第1項の規定は、臨時航行許可証について準用する。この場合において、第39条中「船舶検査手帳」とあるのは、「船舶検査手帳（交付を受けている船舶に限る。）」と読み替えるものとする。

（臨時航行許可証の交付申請）

第43条の2 第34条第1項の船舶に係る臨時航行許可証の交付を受けようとする者は、臨時航行許可証交付申請書（第16号の2様式）を管海官庁に提出しなければならない。

2 臨時航行許可証交付申請書には、船舶検査手帳（交付を受けている船舶に限る。）及び船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書を添付しなければならない。

（船舶検査証書又は臨時航行許可証を受有しないで航行できる場合）

第44条 法第18条第1項第1号の国土交通省令で定める場合は、法第5条の検査又は法第6条の4第1項の規定による船舶の型式承認のため国土交通大臣の行う試験の執行として旅客及び貨物をとう載せずに試運転を行う場合とする。

（法第6条の検査に係る合格証明書及び証印）

第45条 製造検査合格証明書、予備検査合格証明書及び法第9条第3項の証印（以下この条において単に「証印」という。）の様式は、それぞれ第17号様式、第18号様式及び第19号様式とする。

2 製造検査に合格した船舶に対しては、製造検査合格証明書を交付し、かつ、証印を附するものとする。ただし、当該船舶の最初の定期検査の申請が、当該製造検査を行った管海官庁に対して行われている場合は、製造検査合格証明書の交付を省略するものとする。

3 予備検査に合格した物件に対しては、証印を附するものとする。

4 予備検査を受けた者は、前項の規定による証印を附された物件について、管海官庁に予備検査合格証明書交付申請書（第19号の2様式）を提出し、予備検査合格証明書の交付を受けることができる。

5 製造検査合格証明書又は予備検査合格証明書の受有者は、これを滅失し、又はき損した場合は、製造検査合格証明書又は予備検査合格証明書再交付申請書（第20号様式）に製造検査合格証明書又は予備検査合格証明書（き損した場合に限る。）を添えて、当該製造検査合格証明書又は予備検査合格証明書を交付した管海官庁に提出し、その再交付を受けることができる。

（船舶検査手帳）

第46条 船舶検査手帳の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

①管海官庁が第32条第1項第1号カの船舶（以下この条において「履歴記録対象船舶」という。）に交付するもの 第21号様式

②管海官庁が履歴記録対象船舶以外の船舶に交付するもの（法第7条の2第2項に規定する場合において管海官庁が交付するものを除く。） 第21号の2様式

③小型船舶検査機構又は法第7条の2第2項に規定する場合において管海官庁が船舶に交付するもの 第21号の3様式

2 船級協会は、法第8条の検査を行った場合は、当該検査に関する事項を記録するため、船舶検査手帳に必要な事項を記載するものとする。

3 船舶所有者は、船舶検査手帳に必要な事項を記載しておかなければならない。

4 船長は、船舶検査手帳を船内に備えておかなければならない。

5 履歴記録対象船舶の船舶所有者は、日本船舶を所有することができない者に当該船舶を譲渡する場合は、船舶検査手帳のうち第21号様式(6)(ロ)の部分譲受人に交付しなければならない。

6 履歴記録対象船舶の船舶所有者は、船舶検査手帳のうち第21号様式(6)(イ)の記載事項を変更しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、書換申請書（第12号様式）に船舶検査手帳を添えて管海官庁に提出し、船舶検査手帳の書換えを受けなければならない。

7 第37条及び第39条第1項の規定は、船舶検査手帳について準用する。この場合において、第37条中「中間検査、臨時検査又は特別検査」とあるのは、「定期検査、中間検査、臨時検査、臨時航行検査又は特別検査」と読み替えるものとする。

第6節 雑則

(船舶検査証書の有効期間の延長)

第46条の2 法第10条第2項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- ①国際航海に従事する船舶（原子力船、高速船（第18条第2項の表備考第1号に規定する高速船をいう。以下この項において同じ。）及び第4号の船舶を除く。）が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、外国の港から本邦の港又は定期検査等を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となること。
- ②国際航海に従事する高速船が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、外国の港から本邦の港又は定期検査等を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となること。
- ③国際航海に従事しない高速船が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、定期検査等を受ける予定の港に向け航海中となること。
- ④国際航海に従事する船舶（原子力船及び高速船を除く。）であって航海を開始する港から最終の到着港までの距離が千1000海里を超えない航海に従事するものが、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、航海中となること。
- ⑤国際航海に従事しない船舶（原子力船及び高速船を除く。）が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、航海中となること。

2 前項第1号から第3号までに掲げる事由がある船舶については、管海官庁又は日本の領事官は、申請により、当該船舶検査証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して3箇月（同項第2号及び第3号に掲げる事由がある船舶にあつては1箇月）を超えない範囲内においてその指定する日まで当該船舶検査証書の有効期間を延長することができる。ただし、指定を受けた日前に当該航海を終了した場合は、その終了した日を当該船舶検査証書の有効期間が満了する日とする。

3 第1項第4号及び第5号に掲げる事由がある船舶については、管海官庁又は日本の領事官は、申請により、当該船舶検査証書の有効期間が満了する日から起算して1箇月を超えない範囲内においてその指定する日まで当該船舶検査証書の有効期間を延長することができる。

4 前2項の申請をしようとする者は、有効期間延長申請書（第21号の4様式）を管海官庁又は日本の領事官に提出しなければならない。

5 前項の有効期間延長申請書には、船舶検査証書及び船舶検査手帳を添付しなければならない。

6 第2項及び第3項の規定による指定は、船舶検査証書及び船舶検査手帳に記入して行う。

第46条の3 法第10条第3項の国土交通省令で定める事由は、船舶（原子力船を除く。）が、定期検査等を外国において受けた場合その他地理的条件、交通事情その他の事情により、当該定期検査等に合格した後速やかに、当該定期検査等に係る船舶検査証書の交付を受けることが困難であることとする。

2 法第10条第3項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を管海官庁に提出し、船舶に前項に規定する事由がある旨の確認を受けなければならない。この場合において、法第8条の船舶に係る確認を受けようとする者にあつては、当該書面に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- ①船舶検査証書の写し
- ②船舶検査手帳の写し
- ③船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書

3 管海官庁は、法第8条の船舶以外の船舶に係る前項の確認を行ったときは、第32条第1項の規定により提出された船舶検査証書及び船舶検査手帳を定期検査を申請した者に返付するものとする。

4 前項の規定により船舶検査証書及び船舶検査手帳の返付を受けた者は、当該船舶検査証書の有効期間の満了前に受けた定期検査に係る船舶検査証書の交付を受けようとするときは、従前の船舶検査証書及び船舶検査手帳を管海官庁に提出しなければならない。

(国際航海に従事する旅客船の中間検査の時期の延期)

第46条の4 次の表の上欄に掲げる事由により中間検査を受けることができなかつた船舶（原子力船を除く。以下この条において同じ。）について、管海官庁又は日本の領事官は、申請により、同表の下欄に掲げる範囲内においてその指定する日まで当該船舶の中間検査の時期の延期をすることができる。ただし、指定を受けた日前に当該航海を終了した場合は、その終了した日を中間検査の時期とする。

1 第18条第2項の表第1号上欄に掲げる船舶（次号の船舶を除く。）が、同号下欄に掲げる時期及び同条第3項に規定する時期を経過する時において、外国の港から本邦の港又は中間検査を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となること。	検査基準日（第18条第2項の表備考第2号（同条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する検査基準日をいう。次号において同じ。）の翌日から起算して3箇月を超えない範囲内
---	--

<p>2 第 18 条第 2 項の表第 1 号上欄に掲げる船舶（航海を開始する港から最終の到着港までの距離が 1000 海里を超えない航海に従事するものに限る。）が、同号下欄に掲げる時期及び同条第 3 項に規定する時期を経過する時において、航海中となること。</p>	<p>検査基準日から起算して 1 箇月を超えない範囲内</p>
---	---------------------------------

- 2 第 46 条の 2 第 4 項から第 6 項までの規定は、中間検査の時期の延期について準用する。この場合において、第 4 項中「前 2 項」とあるのは「第 46 条の 4 第 1 項」と、「有効期間延長申請書（第 21 号の 4 様式）」とあるのは「中間検査期日指定申請書（第 21 号の 5 様式）」と、同条第 5 項及び第 6 項中「船舶検査証書及び船舶検査手帳」とあるのは「船舶検査手帳」と読み替えるものとする。

第 3 章の 2 登録検定機関等

第 1 節 登録検定機関

（登録検定機関の登録の申請）

第 47 条 法第 25 条の 46（法第 25 条の 48 において準用する場合を含む。）の規定により法第 6 条の 4 第 1 項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- ①登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ②登録を受けようとする者が検定を行おうとする事業所の名称及び所在地
 - ③登録を受けようとする者が検定業務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- ①登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人にあっては、これらに準ずるもの）
 - ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類
 - ②登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し（外国人にあっては、これに準ずるもの）及び履歴書
 - ③検定に用いる法別表第 1 に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類
 - ④検定を行う者の氏名及び経歴を記載した書類
 - ⑤検定を行う者が、法第 25 条の 47 第 1 項第 2 号に該当する者であることを証する書類
 - ⑥登録を受けようとする者が、法第 25 条の 47 第 1 項第 3 号及び第 2 項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

（登録検定機関登録簿の登録事項）

第 47 条の 2 法第 25 条の 47 第 3 項第 4 号（法第 25 条の 48 において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- ①登録を受けた者が検定を行う事業所の名称
- ②登録を受けた者が検定業務を開始しようとする年月日

（検定員の選任の届出等）

第 47 条の 3 登録検定機関は、法第 25 条の 49 第 4 項において準用する法第 25 条の 30 第 3 項前段の規定による届出をしようとするときは、選任した検定員の氏名並びにその者が検定を行う事務所の名称及び所在地を記載した届出書に、その者の経歴を記載した書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の届出書には、同項の者が法第 25 条の 47 第 1 項第 2 号に該当する者であること及び法第 25 条の 49 第 4 項において準用する法第 25 条の 30 第 5 項に該当しない者であることを信じさせるに足る書類を添付しなければならない。

- 3 登録検定機関は、法第 25 条の 49 第 4 項において準用する法第 25 条の 30 第 3 項後段の規定による届出をしようとするときは、その日から 15 日以内に、その旨並びにその理由及び年月日を国土交通大臣に届け出なければならない。

（役員を選任の届出等）

第 47 条の 4 登録検定機関は、役員を選任したときは、その日から 15 日以内に、選任した役員の氏名及び住所を記載した届出書に、その者の経歴を記載した書類を添えて、国土交通大臣に届け出なければならない。

2 登録検定機関は、役員を解任したときは、その日から15日以内に、その旨並びにその理由及び年月日を国土交通大臣に届け出なければならない。

(登録事項の変更の届出)

第47条の5 登録検定機関は、法第25条の50の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- ①変更しようとする事項
- ②変更しようとする年月日
- ③変更の理由

(検定業務規程の認可の申請)

第47条の6 登録検定機関は、法第25条の51第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に、当該認可に係る検定業務規程を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 登録検定機関は、法第25条の51第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該認可に係る検定業務規程(変更に係る部分に限る。)を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

- ①変更しようとする事項
- ②変更しようとする年月日
- ③変更の理由

(検定業務規程の記載事項)

第47条の7 法第25条の51第2項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- ①検定の申請に関する事項
- ②検定業務の実施方法に関する事項
- ③検定合格証明書の交付及び再交付並びに証印に関する事項
- ④専任の管理責任者の選任その他の検定業務の信頼性を確保するための措置に関する事項
- ⑤検定員の選任に関する事項
- ⑥検定に関する料金及び旅費に関する事項
- ⑦検定業務に関する秘密の保持に関する事項
- ⑧検定業務に関する公正の確保に関する事項
- ⑨その他検定業務の実施に関し必要な事項

(業務の休廃止の許可の申請)

第47条の8 登録検定機関は、法第25条の52の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- ①休止し、又は廃止しようとする検定業務
- ②検定業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日
- ③検定業務の全部又は一部を休止しようとする期間
- ④検定業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第47条の9 法第25条の53第2項第3号に規定する国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第47条の10 法第25条の53第2項第4号に規定する国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録検定機関が定めるものとする。

- ①送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- ②磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができるものをもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(帳簿の記載等)

第47条の11 法第25条の59の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- ①船舶又は物件の型式承認番号、名称及び型式
- ②検定を行った船舶又は物件の数量
- ③申請者の氏名又は名称及び住所
- ④検定を行った年月日及び場所

- ⑤検定を行った事業所の名称
- ⑥検定の結果
- ⑦その他検定の実施状況に関する事項

2 法第 25 条の 59 の帳簿は、検定業務を行う事務所ごとに備え付け、記載の日から 5 年間保存しなければならない。

(帳簿の提出)

第 47 条の 12 登録検定機関は、法第 25 条の 52 の規定による許可を受け、検定業務を休止し、又は廃止した場合その他当該業務を行わないこととなった場合には、遅滞なく、法第 25 条の 59 の帳簿を国土交通大臣に提出しなければならない。

第 2 節 登録検査確認機関

(登録検査確認機関の登録の申請)

第 47 条の 13 法第 25 条の 67 (法第 25 条の 68 において準用する法第 25 条の 48 において準用する場合を含む。)の規定により法第 6 条の 5 の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- ①登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ②登録を受けようとする者が検査及び確認を行おうとする事業所の名称及び所在地
 - ③登録を受けようとする者が検査及び確認業務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- ①登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書 (外国法令に基づいて設立された法人にあっては、これらに準ずるもの)
 - ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類
 - ②登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し (外国人にあっては、これに準ずるもの) 及び履歴書
 - ③検査及び確認に用いる法別表第 3 に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類
 - ④検査及び確認を行う者の氏名及び経歴を記載した書類
 - ⑤検査及び確認を行う者が、法第 25 条の 68 において準用する法第 25 条の 47 第 1 項第 2 号に該当する者であることを証する書類
 - ⑥登録を受けようとする者が、法第 25 条の 68 において準用する法第 25 条の 47 第 1 項第 3 号及び第 2 項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

(帳簿の記載等)

第 47 条の 14 法第 25 条の 68 において準用する法第 25 条の 59 の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- ①船名
- ②船舶番号
- ③総トン数
- ④船舶所有者の氏名又は名称及び住所
- ⑤検査及び確認を行った年月日及び場所
- ⑥検査及び確認を行った事業所の名称
- ⑦検査及び確認の結果
- ⑧その他検査及び確認の実施状況に関する事項

2 法第 25 条の 68 において準用する法第 25 条の 59 の帳簿は、検査及び確認業務を行う事務所ごとに備え付け、記載の日から 5 年間保存しなければならない。

(準用)

第 47 条の 15 前節 (第 47 条及び第 47 条の 11 を除く。)の規定は、法第 6 条の 5 の規定による登録、登録検査確認機関並びに登録検査確認機関が行う検査及び確認について準用する。この場合において、第 47 条の 3 の見出し、同条第 1 項及び第 4 項並びに第 47 条の 7 第 5 号中「検定員」とあるのは「検査確認員」と読み替えるものとする。

第 3 節 船級協会

(船級協会の登録の申請)

第 47 条の 16 法第 25 条の 69 (法第 25 条の 70 において準用する法第 25 条の 48 において準用する場合を含む。)

む。)の規定により法第8条の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- ①登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ②登録を受けようとする者が検査を行おうとする事業所の名称及び所在地
 - ③登録を受けようとする者が検査業務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- ①登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人にあっては、これらに準ずるもの）
 - ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類
 - ②登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し（外国人にあっては、これに準ずるもの）及び履歴書
 - ③検査に用いる法別表第4に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類
 - ④検査を行う者の氏名及び経歴を記載した書類
 - ⑤検査を行う者が、法第25条の70において準用する法第25条の47第1項第2号に該当する者であることを証する書類
 - ⑥登録を受けようとする者が、法第25条の70において準用する法第25条の47第1項第3号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

（帳簿の記載等）

第47条の17 法第25条の70において準用する法第25条の59の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- ①船名
 - ②船舶番号
 - ③総トン数
 - ④船舶所有者の氏名又は名称及び住所
 - ⑤検査の種類
 - ⑥検査を行った年月日及び場所
 - ⑦検査を行った事業所の名称
 - ⑧検査の結果
 - ⑨その他検査の実施状況に関する事項
- 2 法第25条の70において準用する法第25条の59の帳簿は、検査業務を行う事務所ごとに備え付け、記載の日から5年間保存しなければならない。

（報告書の提出等）

第47条の18 船級協会は、法第8条の規定による検査を行った場合は、速やかに、当該検査に関する報告書を管海官庁に提出し、及び当該検査に基づき発行した証書の謄本を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- ①船名
 - ②船舶番号
 - ③総トン数
 - ④船舶所有者の氏名又は名称及び住所
 - ⑤検査の種類
 - ⑥検査を行った年月日及び場所
 - ⑦検査を行った事業所の名称
 - ⑧検査の結果
 - ⑨船舶検査証書に記載された条件を変更する必要があると認めるときは、変更すべき内容及びその理由
- 3 船級協会は、法第8条の規定により検査を行った場合において、船舶検査証書に記載された条件を変更する必要があると認めるときは、船舶所有者に対し、船舶検査証書の書換えを受けるべき旨の通知をしなければならない。
- 4 船級協会は、船級の登録を受けた船舶（旅客船を除く。）について法第8条の規定による検査を行い合格しないものと認めた場合であって、当該船舶が1974年の海上における人命の安全のための国際条約に関する1988年の議定書の締約国である外国にあるときは、当該国の政府に対し、速やかに、その旨を報告しなければならない。
- 5 管海官庁は、第1項の規定により提出された報告書の審査に当たり必要があると認めるときは、船

級協会に対し、検査依頼者から提出された図面その他必要な書類の提出を求めることができる。

- 6 国土交通大臣は、船級協会の行った法第 8 条の規定による検査が適当でないとする場合は、検査のやり直しその他の処分を命ずることができる。

(準用)

第 47 条の 19 第 1 節 (第 47 条、第 47 条の 3、第 47 条の 8、第 47 条の 11 及び第 47 条の 12 を除く。) の規定は、法第 8 条の規定による登録、船級協会及び船級協会が行う検査について準用する。この場合において、第 47 条の 7 第 5 号中「検定員」とあるのは「検査員」と読み替えるものとする。

第 4 節 登録検査機関

(登録検査機関の登録の申請)

第 47 条の 20 法第 28 条第 7 項において準用する法第 25 条の 46 (法第 28 条第 7 項において準用する法第 25 条の 48 において準用する場合を含む。) の規定により法第 28 条第 5 項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- ①登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ②登録を受けようとする者が検査を行おうとする事業所の名称及び所在地
 - ③登録を受けようとする者が行う法別表第 5 の上欄に掲げる検査の区分
 - ④登録を受けようとする者が検査業務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- ①登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書 (外国法令に基づいて設立された法人にあっては、これらに準ずるもの)
 - ロ 役員の名簿、住所及び経歴を記載した書類
 - ②登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し (外国人にあっては、これに準ずるもの) 及び履歴書
 - ③検査に用いる法別表第 5 の下欄に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類
 - ④検査を行う者の氏名及び経歴を記載した書類
 - ⑤検査を行う者が、法第 28 条第 7 項において準用する法第 25 条の 47 第 1 項第 2 号に該当する者であることを証する書類
 - ⑥登録を受けようとする者が、法第 28 条第 7 項において準用する法第 25 条の 47 第 1 項第 3 号及び第 2 項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

(検査業務規程の記載事項)

第 47 条の 21 法第 28 条第 7 項において準用する法第 25 条の 51 第 2 項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- ①検査の申請に関する事項
- ②次条の表の上欄に掲げる検査及び測定のうち、当該登録検査機関が行うもの
- ③検査業務の実施方法に関する事項
- ④検査合格証明書の交付及び再交付並びに証印に関する事項
- ⑤専任の管理責任者の選任その他の検査業務の信頼性を確保するための措置に関する事項
- ⑥検査員の選任に関する事項
- ⑦検査に関する料金及び旅費に関する事項
- ⑧検査業務に関する秘密の保持に関する事項
- ⑨検査業務に関する公正の確保に関する事項
- ⑩その他検査業務の実施に関し必要な事項

(帳簿の記載等)

第 47 条の 22 法第 28 条第 7 項において準用する法第 25 条の 59 の国土交通省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる検査及び測定の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

検査及び測定	事 項
危険物船舶運送及び貯蔵 規則第 111 条第 1 項の検査	1 船名
	2 船舶番号又は船舶検査済票の番号
	3 申請者の氏名又は名称及び住所
	4 検査を行った年月日及び場所
	5 検査を行った事業所の名称
	6 検査の結果

	<p>7 危険物船舶運送及び貯蔵規則第 111 条第 4 項に規定する危険物積付検査証の番号、交付の年月日及び再交付の年月日</p> <p>8 その他検査の実施状況に関する事項</p>
危険物船舶運送及び貯蔵規則第 112 条第 1 項の検査	<p>1 コンテナ番号</p> <p>2 申請者の氏名又は名称及び住所</p> <p>3 検査を行った年月日及び場所</p> <p>4 検査を行った事業所の名称</p> <p>5 検査の結果</p> <p>6 危険物船舶運送及び貯蔵規則第 112 条第 4 項に規定する危険物コンテナ収納検査証の番号、交付の年月日及び再交付の年月日</p> <p>7 その他検査の実施状況に関する事項</p>
危険物船舶運送及び貯蔵規則第 113 条第 1 項の検査	<p>1 容器及び包装の種類及び型式</p> <p>2 申請者の氏名又は名称及び住所</p> <p>3 検査を行った年月日及び場所</p> <p>4 検査を行った事業所の名称</p> <p>5 検査の結果</p> <p>6 危険物船舶運送及び貯蔵規則第 113 条第 3 項に規定する危険物容器検査証の番号、交付の年月日及び再交付の年月日</p> <p>7 その他検査の実施状況に関する事項</p>
特殊貨物船舶運送規則（昭和 39 年運輸省令第 62 号）第 17 条第 1 項の測定	<p>1 液状化物質の種類</p> <p>2 申請者の氏名又は名称及び住所</p> <p>3 測定を行った年月日及び場所</p> <p>4 測定を行った事業所の名称</p> <p>5 測定の結果</p> <p>6 特殊貨物船舶運送規則第 17 条第 4 項に規定する運送許容水分値測定表及び水分測定表の番号、交付の年月日及び再交付の年月日</p> <p>7 その他測定の実施状況に関する事項</p>
特殊貨物船舶運送規則第 25 条第 1 項の検査	<p>1 船名</p> <p>2 船舶番号又は船舶検査済票の番号</p> <p>3 液状化物質の種類</p> <p>4 申請者の氏名又は名称及び住所</p> <p>5 検査を行った年月日及び場所</p> <p>6 検査を行った事業所の名称</p> <p>7 検査の結果</p> <p>8 特殊貨物船舶運送規則第 25 条第 3 項に規定する液状化物質積付検査証の番号、交付の年月日及び再交付の年月日</p> <p>9 その他検査の実施状況に関する事項</p>
船舶設備規程等の一部を改正する省令（平成 11 年運輸省令第 32 号）附則第 3 条第 3 項の測定	<p>1 ばら積み固体貨物の種類</p> <p>2 申請者の氏名又は名称及び住所</p> <p>3 測定を行った年月日及び場所</p> <p>4 測定を行った事業所の名称</p> <p>5 測定の結果</p> <p>6 船舶設備規程等の一部を改正する省令（平成 11 年運輸省令第 32 号）附則第 3 条第 6 項に規定するばら積み固体貨物密度測定表の番号、交付の年月日及び再交付の年月日</p> <p>7 その他測定の実施状況に関する事項</p>

2 法第 28 条第 7 項において準用する法第 25 条の 59 の帳簿は、検査業務を行う事務所ごとに備え付け、記載の日から 5 年間保存しなければならない。

（準用）

第 47 条の 23 第 1 節（第 47 条、第 47 条の 7 及び第 47 条の 11 を除く。）の規定は、法第 28 条第 5 項の規定による登録、登録検査機関及び登録検査機関が行う同条第 1 項第 2 号の検査について準用する。この場合において、第 47 条の 3 の見出し、同条第 1 項及び第 4 項中「検定員」とあるのは「検査員」と読み替えるものとする。

第5節 証書発給船級協会

(証書発給船級協会の登録の申請)

第47条の24 法第29条の3第3項において準用する法第25条の46(法第29条第3項において準用する法第25条の48において準用する場合を含む。)の規定により法第29条の3第2項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- ①登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ②登録を受けようとする者が証書の発給を行おうとする事業所の名称及び所在地
 - ③登録を受けようとする者が証書の発給業務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- ①登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(外国法令に基づいて設立された法人にあっては、これらに準ずるもの)
 - ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類
 - ②登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し(外国人にあっては、これに準ずるもの)及び履歴書
 - ③証書の発給に用いる法別表第6に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類
 - ④証書の発給を行う者の氏名及び経歴を記載した書類
 - ⑤証書の発給を行う者が、法第29条の3第3項において準用する法第25条の47第1項第2号に該当する者であることを証する書類
 - ⑥登録を受けようとする者が、法第29条の3第3項において準用する法第25条の47第1項第3号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

(帳簿の記載等)

第47条の25 法第29条の3第3項において準用する法第25条の59の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- ①船名
 - ②船舶番号
 - ③総トン数
 - ④船舶所有者の氏名又は名称及び住所
 - ⑤証書の種類
 - ⑥証書の発給を行った年月日及び証書の有効期間
 - ⑦証書の発給を行った事業所の名称
 - ⑧その他証書の発給の実施状況に関する事項
- 2 法第29条の3第3項において準用する法第25条の59の帳簿は、証書の発給業務を行う事務所ごとに備え付け、記載の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第47条の26 第1節(第47条及び第47条の11を除く。)の規定は、法第29条の3第2項の規定による登録、同項の登録を受けた船級協会(以下この条において「証書発給船級協会」という。)及び証書発給船級協会が行う証書の発給について準用する。この場合において、第47条の3の見出し、同条第1項及び第4項並びに第47条の7第5号中「検定員」とあるのは「証書発給員」と読み替えるものとする。

第6節 旅費の額の計算に関し必要な細目

(在勤官署の所在地)

第47条の27 船舶安全法施行令(昭和9年勅令第13号)第4条の旅費の額に相当する額(以下「旅費相当額」という。)を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。)第2条第1項第6号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目1番3号とする。

(支度料の不算入)

第47条の28 旅費法第6条第1項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

(検査の日数)

第47条の29 検査を実施する日数は5日として旅費相当額を計算する。

(旅行雑費の額)

第47条の30 旅費法第6条第1項の旅行雑費は、1万円として旅費相当額を計算する。

(調整)

第 47 条の 31 国土交通大臣が旅費法第 46 条第 1 項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

第 4 章 雑則

(機構の事務所の管轄区域)

第 48 条 小型船舶検査機構（以下「機構」という。）は、法第 7 条の 2 第 1 項の規定により小型船舶検査事務を行うこととなった場合においては、その事務を行う事務所ごとに管轄区域を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該管轄区域を告示する。

(検査対象小型船舶の検査の申請等)

第 48 条の 2 前条第 2 項により告示があった場合においては、小型船舶検査事務に係る申請及び船舶検査証書等の返納（以下第 48 条の 4 までにおいて「申請等」という。）は、当該申請等に係る小型船舶の所在地を管轄する機構の事務所に対してしなければならない。

(機構の小型船舶検査事務等の管海官庁への引継ぎ)

第 48 条の 3 国土交通大臣は、法第 7 条の 2 第 2 項の規定により管海官庁が小型船舶検査事務を行うこととするときは、次に掲げる事項を告示する。

①小型船舶検査事務を行うこととなる管海官庁及びその管轄区域

②小型船舶検査事務を開始する日

2 その所在地が前項第 1 号に掲げる管海官庁の管轄区域内に存する小型船舶に係る小型船舶検査事務に関する申請等は、同項第 2 号に掲げる日以後においては、当該管海官庁に対してするものとする。

3 機構は、第 1 項第 1 号に掲げる管海官庁の管轄区域において同項第 2 号に掲げる日前に受け付けた小型船舶検査事務に関する申請に係る申請書及び手数料を、当該申請に係る小型船舶検査事務を同日前に開始していない場合においては、速やかに申請者に返還しなければならない。

4 機構は、第 1 項第 1 号に掲げる管海官庁が第 2 項の規定による申請に係る小型船舶検査事務を処理するため必要とする書類を当該管海官庁に対して送付しなければならない。

(管海官庁の小型船舶検査事務等の機構への引継ぎ)

第 48 条の 4 国土交通大臣は、法第 7 条の 2 第 2 項の規定により管海官庁が行っている小型船舶検査事務を行わないこととするときは、次に掲げる事項を告示する。

①小型船舶検査事務を行わないこととする管海官庁及びその管轄区域

②小型船舶検査事務を終止する日

2 前項第 2 号に掲げる日以後においては、前項第 1 号に掲げる管海官庁の管轄区域内に存する小型船舶に係る小型船舶検査事務に関する申請等は、機構に対してするものとする。

3 第 1 項第 1 号に掲げる管海官庁は、同項第 2 号に掲げる日以後において、前条第 4 項の規定により送付された書類を機構に返還しなければならない。

4 第 1 項第 1 号に掲げる管海官庁は、同項第 2 号に掲げる日以後において、法第 7 条の 2 第 2 項の規定により行った小型船舶検査事務の記録事項を記載した書類を機構に送付しなければならない。

(法第 8 条の国土交通省令で定める検査)

第 48 条の 5 法第 8 条の国土交通省令で定める検査は、危険物船舶運送及び貯蔵規則第 45 条に規定する防災等の措置に関する検査とする。

(再検査)

第 49 条 法第 11 条第 1 項の規定により再検査を申請しようとする者は、検査に対する不服の事項及びその理由を記載した再検査申請書を当該検査を行なった管海官庁を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

(船舶乗組員の申立て)

第 50 条 法第 13 条の規定による申立てをしようとする船舶乗組員は、次に掲げる事項を記載した申立書に申立事項に対する船長の意見書を添えて、管海官庁に提出しなければならない。

①申立てをしようとする船舶乗組員の職務及び氏名

②重大な欠陥があると思われる事項及びその現状

③申立てをするに至った経過

(報告等)

第 50 条の 2 船長又は船舶所有者は、船舶に事故が発生し、又は欠陥が発見された場合であって当該船舶の堪航性又は人命の安全の保持に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、速やかに管海官庁（当該船舶が 1974 年の海上における人命の安全のための国際条約に関する 1988 年の議定書の締約

国である外国にある場合にあっては、管海官庁、当該国の政府及び当該国の最寄りの日本の領事官) に対し、その旨を報告しなければならない。ただし、事故に関する管海官庁又は日本の領事官に対する報告については、当該管海官庁又は当該日本の領事官に対し、船員法(昭和22年法律第100号) 第19条の規定に基づく報告を行った場合は、それぞれこれを省略することができる。

2 管海官庁は、前項の報告を受けた場合は、その事実について調査を行うことができる。

(資料の供与等)

第51条 船舶所有者は、次の表の上欄に掲げる船舶について、同表の下欄に掲げる資料を作成しなければならない。ただし、同表第2号の旅客船のうち、小型船舶であって管海官庁が当該船舶の操縦性能を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

1 船舶復原性規則又は小型船舶安全規則第101条の規定の適用を受ける船舶	当該船舶が十分な復原性を保持するために必要な資料
2 旅客船(推進機関及び帆装を有しない船舶を除く。)	当該船舶の操縦性能をわかりやすく記載した資料
3 旅客船(国際航海に従事するものに限る。)	当該船舶の航行上の制限をわかりやすく記載した資料、非常の際の当該船舶の安全の確保のために必要な資料及び非常の際の海上保安機関との連絡を適確に行うために必要な資料
4 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする長さ100メートル以上の船舶(満載喫水線の標示をすることを要しないもの、貨物を積載しないもの及び貨車航送船その他の貨物の積付けが一定であるものを除く。)	当該船舶の貨物及びバラストの積付けにより船舶の構造に受け入れられない応力が発生することを防止するため、当該積付けの調整に必要な資料
5 総トン数500トン以上のタンカー(国際航海に従事しないものであって沿海区域又は平水区域を航行区域とするものを除く。)及び総トン数2万トン以上のバルクキャリア	当該船舶の貨物倉及びこれに隣接する区画の点検のための当該貨物倉及びこれに隣接する区画への交通についてわかりやすく記載した資料
6 ばら積み以外の方法で貨物を積載する船舶であって国際航海に従事するもの(第1条第2項第1号の船舶を除く。)	当該船舶における貨物の積付け及び固定の方法をわかりやすく記載した資料
7 船舶復原性規則第26条ただし書の規定の適用を受ける船舶	当該船舶における液体貨物の積込み、取卸し及び移送並びにバラスト水の張水、排水及び移送の方法をわかりやすく記載した資料
8 係留船	当該船舶における火災等の災害の発生及び拡大を防止するために必要な資料
9 潜水船	当該船舶による潜水作業を安全に行うために必要な資料
10 水中翼船、エアクッション艇、表面効果翼船及び半潜水型又は甲板昇降型の船舶並びに自動化船(船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和26年運輸省令第91号)第2条の2に定める基準に適合するものをいう。以下同じ。)	当該船舶の操縦を適確に行うために必要な資料
11 原子力船	当該船舶の原子炉施設の操作及び安全の確保のために必要な資料並びに安全説明書(原子力船の原子炉施設及び当該船舶の安全性を説明する資料をいう。以下同じ。)
12 潜水設備を有する船舶	当該船舶による潜水作業を安全に行うために必要な資料
13 第13条の5第2項の規定による記入がなされた船舶検査証書を受有する船舶	国土交通大臣が高速船コードに従って告示で定める基準に基づいて作成された次に掲げる資料 (1) 当該船舶の構造をわかりやすく記載した資料

	(2) 当該船舶の設備の操作を適確に行うために必要な資料 (3) 当該船舶の航行の安全のために必要な資料 (4) 当該船舶の維持及び管理を適確に行うために必要な資料
1 4 極海域（船舶設備規程第 2 条第 6 項に規定する極海域をいう。以下この項及び第 6 項において同じ。）を航行する船舶であって、法第 2 条第 1 項に掲げる事項を施設した船舶（母船の周辺のみを航行する搭載船を除く。）	当該船舶が極海域の航行を安全に行うために必要な事項が記載された資料

- 2 船舶所有者は、前項の規定により資料を作成したとき、又は、当該資料の内容を変更しようとするときは、管海官庁の承認を受けなければならない。
- 3 船舶所有者は、第 1 項の表第 1 号の資料の補助として使用するため、船舶に復原性計算機（復原性に関する事項を計算することができる計算機をいう。以下同じ。）を備える場合には、管海官庁の承認を受けなければならない。
- 4 第 2 項の承認（安全説明書に係るものを除く。）を受けた船舶所有者は、当該資料を第 1 項の表第 1 号から第 11 号まで、第 13 号及び第 14 号の船舶にあっては船長に、同表第 12 号の船舶にあっては船長及び耐圧殻の乗員に供与しなければならない。
- 5 第 1 項の表第 1 号の資料は、同号の船舶が次の各号に掲げる船舶である場合にあっては、それぞれ当該各号に定める事項を含むものでなければならない。
- ①船舶区画規程第 2 編第 3 章の適用を受ける船舶 同章に規定する損傷時の復原性に関する事項
 - ②船舶区画規程第 3 編第 3 章の適用を受ける船舶 同章に規定する損傷時の復原性に関する事項
 - ③船舶区画規程第 4 編第 2 章の適用を受ける船舶 同章に規定する損傷時の復原性に関する事項
 - ④船舶区画規程第 112 条の 3 の規定の適用を受ける船舶 同条において準用する同令第 3 編第 3 章に規定する損傷時の復原性に関する事項
 - ⑤液化ガスばら積船（危険物船舶運送及び貯蔵規則第百 142 条ただし書に規定する船舶を除く。）同令第 241 条から第 246 条までに規定する損傷時の復原性に関する事項
 - ⑥液体化学薬品ばら積船（危険物船舶運送及び貯蔵規則第 257 条ただし書に規定する船舶を除く。）同令第 308 条から第 313 条までに規定する損傷時の復原性に関する事項
- 6 第 1 項の表第 14 号の資料は、同号の船舶が船舶設備規程第 2 条第 6 項に規定する極海域航行船である場合にあっては、当該船舶の極海域における航行上の制限に関する事項及び非常の際の当該船舶の安全の確保のために必要な事項を含むものでなければならない。
- 7 第 1 項の表第 3 号の資料（当該船舶の航行上の制限をわかりやすく記載した資料に限る。）には、英語又はフランス語の訳文を付さなければならない。
- 8 法第 8 条の船舶の船長に供与する第 1 項の表第 1 号、第 4 号から第 7 号まで及び第 14 号の資料であって船級協会が承認したものは、管海官庁が承認したものとみなす。
- 9 法第 8 条の船舶に備える第 3 項の復原性計算機であって船級協会が承認したものは、管海官庁が承認したものとみなす。
- 10 第 1 項の表第 1 号、第 3 号から第 7 号まで、第 11 号、第 13 号及び第 14 号上欄に掲げる船舶の船長は、それぞれ同表下欄に掲げる資料（同表第 11 号にあっては、安全説明書を除く。）を船内に備えておかななければならない。

第 52 条 削除

第 53 条 削除

第 54 条 削除

第 55 条 削除

第 55 条の 2 コンテナ（底面積 7 平方メートル（上部にすみ金具を有しないもの又は国際航海に従事しない船舶による運送に使用されるものにあつては 14 平方メートル）以上のものに限る。以下この条及び第 59 条の 2 において同じ。）（車両に積載されたものを含む。）を船舶による運送に使用するため直接提供する者は、あらかじめ、当該運送の用に供されるコンテナが次の各号に該当することを証する書類（貨物を当該コンテナに収納した者が作成したのものをもって足りる。）を当該船舶の船舶所有者又は船長に提出しなければならない。ただし、当該船舶所有者又は船長の許可を受けた場合は、この限りでない。

①当該コンテナが第 19 条の 3 第 1 号又は第 2 号に該当するものであること。

②当該コンテナの総質量（当該コンテナに収納された貨物の総質量に当該コンテナの質量を加えた

ものをいう。)が指定を受けた最大総質量(最大積載質量(コンテナに収納される貨物の総質量のうち許容される最大のものをいう。以下同じ。))に当該コンテナの質量を加えたものをいう。以下同じ。)を超えていないこと(貨物を収納している場合に限る。))。

(図面)

第 55 条の 3 船舶には、船舶の構造(構造に変更があった場合には、当該変更前の構造を含む。)を示す図面を備えなければならない。

(制限荷重等の指定)

第 56 条 管海官庁は、法第 5 条の検査を受け、これに合格した揚貨装置(はじめて荷重試験を行ったものに限る。)について、デリック装置にあつては制限荷重及び制限角度を、ジブクレーンにあつては制限荷重及び制限半径を、その他の揚貨装置にあつては制限荷重を指定し、揚貨装置制限荷重等指定書(第 22 号様式)を交付する。

2 法第 8 条の船舶の揚貨装置について同条の船級協会が指定した制限荷重、制限角度及び制限半径並びにその交付した揚貨装置の制限荷重等に関する証明書は、管海官庁の指定した制限荷重、制限角度及び制限半径並びにその交付した揚貨装置制限荷重等指定書とみなす。

第 56 条の 2 管海官庁は、法第 5 条の検査を受け、これに合格した昇降機(はじめて荷重試験を行ったものに限る。)について、制限荷重及び定員(エスカレーターにあつては、制限荷重。以下同じ。)を指定し、昇降機制限荷重等指定書(第 22 号の 2 様式)を交付する。

2 前項の定員は、荷重試験を行った場合の制限荷重を 75 キログラムで除して得た最大整数に等しいものとする。

3 法第 8 条の船舶の昇降機について同条の船級協会が指定した制限荷重及び定員並びにその交付した昇降機の制限荷重及び定員に関する証明書は、管海官庁の指定した制限荷重及び定員並びにその交付した昇降機制限荷重等指定書とみなす。

第 56 条の 3 管海官庁は、法第 5 条の検査を受け、これに合格した焼却炉(初めて温度試験を行ったものに限る。)について、制限温度を指定し、焼却炉制限温度指定書(第 22 号の 3 様式)を交付する。

2 法第 8 条の船舶の焼却炉について船級協会が指定した制限温度及びその交付した焼却炉の制限温度に関する証明書は、管海官庁の指定した制限温度及びその交付した焼却炉制限温度指定書とみなす。

第 56 条の 4 管海官庁は、法による検査を受け、これに合格したコンテナ(はじめて材料試験及び荷重試験を行ったものに限る。)又は法による検定を受け、これに合格したコンテナについて、最大総質量、最大積重ね質量(コンテナの上部に他のコンテナを積み重ねることにより、当該コンテナに負荷される質量のうち許容される最大のものをいう。以下同じ。)及び横手方向ラッキング試験荷重値(扉を有するコンテナにあつては、1 の扉を取り外した状態における最大積重ね質量及び横手方向ラッキング試験荷重値を含む。第 3 項において同じ。)、端壁強度並びに側壁強度を指定する。

2 前項のコンテナには、管海官庁の証印(第 22 号の 4 様式)を受けた安全承認板(第 22 号の 5 様式)を取り付けておかななければならない。

3 法第 8 条の船舶の設備として船級協会が検査を行ったコンテナについて船級協会が指定した最大総質量、最大積重ね質量及び横手方向ラッキング試験荷重値、端壁強度並びに側壁強度並びにその証印を附した安全承認板は、管海官庁の指定した最大総質量、最大積重ね質量及び横手方向ラッキング試験荷重値、端壁強度並びに側壁強度並びにその証印を附した安全承認板とみなす。

(揚貨装具の制限荷重の決定)

第 57 条 船舶所有者は、揚貨装具(揚貨装置に装着して使用するチェーン、リング、フック、シャックル、スイベル、リギングスクリュウ、滑車、鋼索及び鋼索以外の索をいう。以下同じ。)について、次の各号に掲げる事項を確認し、制限荷重を定めた後でなければ、これを制限荷重の指定を受けた揚貨装置に装着して使用してはならない。溶接又は鍛接により修繕した揚貨装具についても同様とする。

①破壊強度に対する安全係数が次表に定める数値以上であること。ただし、鋼索の破壊強度は、切断試験を行うことにより確認されたものでなければならない。

区 分		安全係数
チェーン		4.5
鋼索	制限荷重が 70 トン以下のもの	5
	制限荷重が 70 トンを超えるもの	4
鋼索以外の索		7
その他の揚貨装具	制限荷重が 10 トン以下のもの	5
	制限荷重が 10 トンを超えるもの	4

②鋼索及び鋼索以外の索を除き、次表に定める試験荷重による荷重試験を行い異常のないものであ

ること。

区分		試験荷重
単滑車		制限荷重の4倍の荷重
単滑車以外の滑車	制限荷重が20トン以下のもの	制限荷重の2倍の荷重
	制限荷重が20トンを超え40トン以下のもの	制限荷重に20トンを加えた荷重
	制限荷重が40トンを超えるもの	制限荷重の1.5倍の荷重
その他の揚貨装具		制限荷重の2倍の荷重

2 船舶所有者は、揚貨装具について、前項の規定により制限荷重を定めた場合は、揚貨装具試験成績書（第23号様式）を作成しなければならない。

（揚貨装置等の制限荷重等の標示）

第58条 船舶所有者は、揚貨装置の見やすい箇所に指定を受けた制限荷重、制限角度及び制限半径を標示しておかなければならない。

2 総トン数300トン以上の船舶の船舶所有者は制限荷重の指定を受けていない揚貨装置の見やすい箇所に1トン以上の荷重を負荷してはならない旨を標示しておかなければならない。

3 船舶所有者は、前条第1項の揚貨装具の適当な位置に打刻その他の方法により制限荷重を標示しておかなければならない。

第58条の2 船舶所有者は、昇降機の見やすい箇所に指定を受けた制限荷重及び定員を標示しておかなければならない。

第58条の3 船舶所有者は、焼却炉の見やすい箇所に指定を受けた制限温度を標示しておかなければならない。

第58条の4 安全承認板（第19条の3第2号の確認物を含む。以下この条及び第60条の4において同じ。）

の取り付けられたコンテナには、当該安全承認板上に標示された最大総質量と異なる最大総質量を標示してはならない。

（揚貨装置等の使用制限等）

第59条 揚貨装置は、指定を受けた制限荷重をこえる荷重を負荷して使用してはならない。

2 デリック装置は、指定を受けた制限角度未満の角度で使用してはならない。

3 ジブクレーンは、指定を受けた制限半径をこえる旋回半径で使用してはならない。

4 総トン数300トン以上の船舶の制限荷重の指定を受けていない揚貨装置は、1トン以上の荷重を負荷して使用してはならない。

5 揚貨装具は、その制限荷重をこえる荷重を負荷して使用してはならない。

6 次の各号の1に該当する揚貨装具は、使用してはならない。

①有害な変形を生じたもの

②磨損又は腐しよくの量が原寸法の10パーセント以上に達したもの

③き裂を生じたもの

④シーブが円滑に回転しない滑車

⑤より戻しが著るしい鋼索又は1ピッチの間において素線が全素線の10パーセント以上切断した鋼索

⑥スプライスがすべてのストランドを3回以上編み込んだ後各ストランドの素線の半数を切り残し、更に2回以上編み込むか又はこれと同等以上の効力を有する他の方法により作られた鋼索以外の鋼索

⑦第57条第1項の規定により確認をし、又は焼鈍をした後はじめて使用した日から起算して6箇月（その径が12.5ミリメートルをこえるものにあつては、12箇月）を経過したれん鉄製の鎖、フック、シャックル又はスイベル

第59条の2 第19条の3第1号又は第2号に該当するコンテナ以外のコンテナ（貨物を収納したものに限る。）を積載した車両は、船舶により運送してはならない。

2 コンテナには、当該コンテナの最大積載質量を超える総質量の貨物を収納してはならない。

3 船長は、コンテナに当該コンテナの最大積重ね質量（船上において扉を開くことが想定されるコンテナにあつては、1の扉を取り外した状態における最大積重ね質量）を超える質量を負荷していないことを確認しなければならない。

（揚貨装具の点検）

第60条 船舶所有者は、揚貨装具について、第57条第1項の規定により確認をした後12箇月以内ごとに、及びその使用前に、第59条第6項各号に掲げる揚貨装具でないかどうかの点検を行なわなければならない。

(昇降機の点検)

第 60 条の 2 船舶所有者は、第五 56 条の 2 第 1 項の規定により制限荷重及び定員を指定された昇降機について、定期検査又は第 1 種中間検査に合格した後 6 箇月以内ごとに、異状がないかどうかの点検を行わなければならない。

(焼却炉の点検)

第 60 条の 3 船舶所有者は、第 56 条の 3 の規定により制限温度を指定された焼却炉について、定期検査又は第 1 種中間検査に合格した後 12 箇月以内ごとに、当該焼却炉の安全性を保持するための点検を行わなければならない。

(コンテナの点検)

第 60 条の 4 安全承認板の取り付けられたコンテナの所有者（コンテナの所有者との契約により当該コンテナの保守及びこの条の規定による点検を行うことを受託した者がある場合は、その者。以下同じ。）（告示で定める外国に住所を有するコンテナの所有者を除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げる日以前に、当該コンテナの安全性を保持するための点検（以下「保守点検」という。）を行わなければならない。

- ①製造日以後最初に行う保守点検にあつては、製造日から起算して 5 年を経過した日
- ②前号に規定する保守点検以外の保守点検にあつては、前回の保守点検を行った日から起算して 2 年 6 箇月を経過した日

2 コンテナ（第 5 項の規定により「J A C E P」の文字が標示されたコンテナを除く。次項において同じ。）の所有者は、前項の規定により保守点検を行った場合は、安全承認板上又はその付近の見やすい箇所に、保守点検を行った日から起算して 2 年 6 箇月を経過した日の属する月を標示しておかななければならない。

3 コンテナの所有者は、安全承認板の取り付けられたコンテナの保守点検の方法について定めなければならない。

4 コンテナの所有者は、前項の規定により方法を定めたとき、又は、当該方法を変更しようとするときは、管海官庁の承認を受けなければならない。

5 コンテナの所有者は、安全承認板の取り付けられたコンテナの保守点検計画が適正であり、かつ、当該計画に従って保守点検を確実に行う能力を有すると管海官庁が認めた場合は、当該コンテナに「J A C E P」の文字を標示することができる。

6 前項の規定により「J A C E P」の文字を標示する場合は、安全承認板上又はその付近の見やすい箇所に標示しなければならない。

(無線設備の保守等)

第 60 条の 5 船舶所有者は、次の各号に掲げる船舶（法第 4 条第 1 項ただし書及び第 2 項並びに第 32 条の 2 の規定により無線電信等を施設することを要しない船舶を除く。）に備える無線設備（無線電信等並びに救命設備（浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、捜索救助用位置指示送信装置及び小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置に限る。）及び航海用具（ナブテックス受信機、高機能グループ呼出受信機、VHF デジタル選択呼出装置、VHF デジタル選択呼出聴守装置、無線電話遭難周波数で送信及び受信をするための設備、無線電話遭難周波数聴守受信機、デジタル選択呼出装置、デジタル選択呼出聴守装置に限る。）に限る。以下同じ。）について、それぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- ①国際航海に従事する船舶（総トン数 300 トン未満の船舶であつて旅客船以外のもの及び総トン数 300 トン以上の漁船（第 1 条第 2 項第 1 号の船舶に限る。）を除く。以下「国際航海旅客船等」という。）であつて A4 水域又は A3 水域を航行するもの 設備の二重化（予備の無線設備を備えることをいう。以下同じ。）、陸上保守（無線設備の有効性を保持するため、当該設備の修理を行う能力を有する者（船員を除く。）が定期的に点検及び修理を行うことをいう。以下同じ。）又は船上保守（無線設備の有効性を保持するため、当該設備の修理を行うことができる資格を有する船員が保守及び修理を行うことをいう。以下同じ。）のうちいずれか 2 の措置
- ② A2 水域又は A1 水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（国際航海に従事しない船舶であつて旅客船以外のものを除く。）及び国際航海旅客船等以外の船舶であつて A4 水域又は A3 水域を航行するもの 設備の二重化、陸上保守又は船上保守のうちいずれか 1 の措置

2 船舶所有者は、前項の規定により講じる措置及びその実施方法について記載した書類を作成し、かつ、管海官庁の承認を受け、これを当該船舶の船長に供与しなければならない。当該措置及びその実施方法を変更しようとするときも、同様とする。

3 船長は、前項の書類を船内に備えておかななければならない。

4 前 3 項の規定は、次の各号に掲げる船舶については適用しない。

- ①国際航海に従事しない船舶（A2 水域又はA1 水域のみ（湖川を含む。）を航行するものに限る。）であって沿海区域を航行区域とするもの（航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されていない旅客船（管海官庁が差し支えないと認めるものを除く。）を除く。）又は平水区域を航行区域とするもの
- ②前号に掲げる船舶以外の総トン数 20 トン未満の船舶（旅客船を除く。）
- ③その他管海官庁が航海の態様等を考慮して差し支えないと認める船舶

5 法第8条の船舶に備える無線設備について第1項の規定により講じる措置及びその実施方法について記載した書類であって船級協会が承認したものは、管海官庁が承認したものとみなす。

（設備の二重化）

第60条の6 前条の設備の二重化は、船舶の航行する水域に応じてそれぞれ次に掲げる予備の無線設備を備えることにより行われるものでなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

- ①A4 水域を航行する船舶

区 分	予備の無線設備
国際航海旅客船等	イ HF 直接印刷電信、HF 無線電話、HF デジタル選択呼出装置、HF デジタル選択呼出聴守装置、MF 直接印刷電信、MF 無線電話、MF デジタル選択呼出装置及びMF デジタル選択呼出聴守装置 ロ VHF 無線電話及びVHF デジタル選択呼出装置（以下「VHF 無線設備」という。）
国際航海旅客船等以外の船舶	イ (1) 又は (2) のいずれかの無線設備 (1) HF 直接印刷電信、HF デジタル選択呼出装置及びHF デジタル選択呼出聴守装置 (2) HF 無線電話、HF デジタル選択呼出装置及びHF デジタル選択呼出聴守装置 ロ VHF 無線設備
備考	
1 国際航海旅客船等以外の船舶であって総トン数 100 トン未満のものには、VHF 無線設備を備えることを要しない。	
2 短期間のみA4 水域を航行する国際航海旅客船等に備えるべき予備の無線設備（VHF 無線設備を除く。）については、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、インマルサット直接印刷電信に代えることができる。	
3 短期間のみA4 水域を航行する国際航海旅客船等以外の船舶に備えるべき予備の無線設備（VHF 無線設備を除く。）については、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、インマルサット直接印刷電信又はインマルサット無線電話に代えることができる。	

- ②A3 水域、A2 水域又はA1 水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（A2 水域又はA1 水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）

区 分	予備の無線設備
国際航海旅客船等	イ (1) 又は (2) のいずれかの無線設備 (1) HF 直接印刷電信、HF 無線電話、HF デジタル選択呼出装置、HF デジタル選択呼出聴守装置、MF 直接印刷電信、MF 無線電話、MF デジタル選択呼出装置及びMF デジタル選択呼出聴守装置 (2) インマルサット直接印刷電信 ロ VHF 無線設備
国際航海旅客船等以外の船舶	イ (1) から (4) までのいずれかの無線設備 (1) HF 直接印刷電信、HF デジタル選択呼出装置及びHF デジタル選択呼出聴守装置 (2) HF 無線電話、HF デジタル選択呼出装置及びHF デジタル選択呼出聴守装置 (3) インマルサット直接印刷電信 (4) インマルサット無線電話 ロ VHF 無線設備

備考 国際航海旅客船等以外の船舶であって次に掲げるものには、VHF無線設備を備えることを要しない。 イ 総トン数 100 トン未満の船舶 ロ 2 時間限定沿海船等（船舶設備規程第 2 条第 3 項の 2 時間限定沿海船等をいう。）
--

③ A2 水域又は A1 水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（A1 水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）

区 分	予備の無線設備
すべての船舶	イ (1) から (5) までのいずれかの無線設備 (1) HF 直接印刷電信、HF デジタル選択呼出装置及び HF デジタル選択呼出聴守装置 (2) HF 無線電話、HF デジタル選択呼出装置及び HF デジタル選択呼出聴守装置 (3) インマルサット直接印刷電信 (4) インマルサット無線電話 (5) MF 無線電話及び MF デジタル選択呼出装置 ロ VHF 無線設備

備考 1 国際航海旅客船等以外の船舶であって次に掲げるものにあつては、イに掲げる予備の無線設備に代えて一般通信用無線電信等（船舶設備規程第 311 条の 22 第 1 項第 3 号の一般通信用無線電信等をいう。以下同じ。）（インマルサット直接印刷電信及びインマルサット無線電話を除く。）又は MF 無線電話（常に直接陸上との間で船舶の運航に関する通信を行うことができるものに限る。）を備えることができる。 イ 総トン数 100 トン未満の船舶 ロ 近海区域を航行区域とする旅客船以外の船舶であつて管海官庁が差し支えないと認めるもの 2 国際航海旅客船等以外の船舶であつて総トン数 100 トン未満のものには、VHF 無線設備を備えることを要しない。
--

④ A1 水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶

区 分	予備の無線設備
すべての船舶	VHF 無線設備

備考 国際航海旅客船等以外の船舶であつて総トン数 100 トン未満のものにあつては、VHF 無線設備に代えて一般通信用無線電信等又は MF 無線電話（常に直接陸上との間で船舶の運航に関する通信を行うことができるものに限る。）を備えることができる。
--

2 前項各号の規定により備える予備の HF デジタル選択呼出装置又は MF デジタル選択呼出装置がそれぞれその機能等について告示で定める要件に適合する場合には、それぞれ予備の HF デジタル選択呼出聴守装置又は MF デジタル選択呼出聴守装置を備えることを要しない。

（陸上保守）

第 60 条の 7 第 60 条の 5 の陸上保守は、次の各号の 1 に該当する方法により行われるものでなければならない。

- ①無線設備の有効性を保持するための修理を行う能力を有する者に船舶の寄港地において定期的な点検及び修理を行うことを契約により委託する方法
- ②船舶の就航航路に応じて無線設備の有効性を保持するための点検及び修理に必要な予備の部品、測定器具及び工具を備えた拠点を設け、定期的な点検及び修理を行う方法
- ③前 2 号の方法以外の方法であつて無線設備の有効性を保持するための定期的な点検及び修理を行うものとして管海官庁が適当と認めるもの

（船上保守）

第 60 条の 8 第 60 条の 5 の船上保守は、手引書、予備の部品、測定器具及び工具であつて船上において行う無線設備の保守及び修理に必要となるものを備え、かつ、資格を有する船員により行われるものでなければならない。

（荷役設備検査記録簿等）

第 61 条 船舶所有者は、揚貨装置及び揚貨装具について、荷役設備検査記録簿（第 24 号様式）を作成し、これを船内に保管しておかななければならない。

2 船舶所有者は、荷役設備検査記録簿に第 56 条第 1 項の揚貨装置制限荷重等指定書及び第 57 条第 2

項の揚貨装具試験成績書を添付しておかなければならない。

- 3 船舶所有者は、揚貨装具について、第 60 条の規定により点検を行なった場合又は焼鈍を行なった場合は、その旨を荷役設備検査記録簿に記入しておかなければならない。

第 61 条の 2 船舶所有者は、昇降設備について、昇降設備検査記録簿（第 24 号の 2 様式）を作成し、これを船内に保管しておかなければならない。

- 2 船舶所有者は、昇降設備検査記録簿に第 56 条の 2 第 1 項の昇降機制限荷重等指定書を添付しておかなければならない。

- 3 船舶所有者は、昇降設備について、第 60 条の 2 の規定により点検を行った場合は、その旨を昇降設備検査記録簿に記入しておかなければならない。

第 61 条の 3 船舶所有者は、焼却設備について焼却設備検査記録簿（第 24 号の 3 様式）を作成し、これを船内に保管しておかなければならない。

- 2 船舶所有者は、焼却設備検査記録簿に第 56 条の 3 の焼却炉制限温度指定書を添付しておかなければならない。

- 3 船舶所有者は、焼却設備について、第 60 条の 3 の規定により点検を行った場合は、その旨を焼却設備検査記録簿に記入しておかなければならない。

第 62 条 コンテナの所有者は、保守点検を行ったコンテナについて、保守点検に関する事項を記載した書類をコンテナごとに作成し、保存しておかなければならない。

- 2 管海官庁は、コンテナの安全性を確保するため必要があると認めるときは、前項に規定する書類の提出を求めることができる。

（救命信号）

第 63 条 救命施設、海上救助隊並びに捜索及び救助業務に従事している航空機（以下この条において「航空機」という。）と遭難船舶又は遭難者との間の通信に使用する信号並びに航空機が船舶を誘導するために使用する信号の方法並びにその意味は、告示で定める。

（水先人用はしごの使用制限）

第 64 条 水先人用はしごは、必要やむを得ない場合のほか、水先人及び関係職員の乗下船以外には使用してはならない。

（防汚方法）

第 65 条 防汚方法は、告示で定めるスズの含有率を超える有機スズ化合物を使用したものであってはならない。

- 2 国際航海に従事する総トン数 400 トン未満の船舶（長さ（満載喫水線規則第 4 条の船の長さをいう。）24 メートル未満のものを除く。）の船舶所有者は、防汚方法に関する宣言書（第 24 号の 4 様式）及び防汚方法として使用された塗料の領収書その他当該船舶が前項の規定に適合するものであることを証明する書類を船内に備え置かなければならない。

（船橋からの視界）

第 65 条の 2 推進機関を有する船舶と当該船舶に押される船舶（推進機関及び帆装を有しないものであって、第 2 条第 2 項第 3 号ロからチまでに掲げるものを除く。次条において同じ。）とが結合して一体となって航行の用に供される場合には、当該推進機関を有する船舶の船舶所有者は、船橋において、船舶設備規程第 115 条の 23 の 3 第 1 項の告示で定める要件に適合する視界を確保しなければならない。ただし、これらの船舶が結合して一体となったときの全長が 55 メートル未満である場合には、この限りでない。

（えい航索の設置）

第 65 条の 3 推進機関を有する船舶と当該船舶に押される船舶とが結合して一体となって平水区域を超えて航行の用に供される場合には、当該推進機関を有する船舶の船舶所有者は、船内に、当該船舶に押される船舶をえい航するために必要となる船舶設備規程（昭和 9 年通信省令第 6 号）第 130 条の告示で定める長さ及び強度のえい航索を備えなければならない。

（国際海事機関船舶識別番号）

第 65 条の 4 国際航海に従事する総トン数 100 トン以上の旅客船及び国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の船舶（旅客船、推進機関を有しない船舶及び第 1 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の船舶（同項第 2 号の船舶にあっては自ら漁ろうに従事する船舶に限る。）を除く。）には、次に掲げる場所にそれぞれ 1 箇所以上国際海事機関船舶識別番号を標示しなければならない。ただし、第 1 号中船体の水平面上であって船舶の上空から見やすい場所については、旅客船に限る。

- ① 船尾外部、船体中央部の両舷、船楼の両側面若しくは船楼の正面のいずれかであって船外から見やすい場所又は船体の水平面上であって船舶の上空から見やすい場所
- ② 機関区域（船舶防火構造規則第 2 条第 21 号の機関区域をいう。）若しくはロールオン・ロールオフ貨物区域（同令第 2 条第 17 号の 2 のロールオン・ロールオフ貨物区域をいう。）の横置隔壁、ハッチ又はタンカーのポンプ室内のいずれかの場所であって容易に近接することができる場所

2 前項の標示は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。ただし、木船その他特殊な材料を使用する船舶にあっては、管海官庁が適当と認める方法によることができる。

①外板に点刻する等恒久的な方法で標示するものであること。

②識別しやすいものであること。

③前項第1号に掲げる場所に標示する国際海事機関船舶識別番号の1字の大きさは、縦200ミリメートル以上であること。

④前項第2号に掲げる場所に標示する国際海事機関船舶識別番号の1字の大きさは、縦100ミリメートル以上であること。

(読替え)

第65条の5 機構が小型船舶検査事務を行う場合にあっては、第4条、第7条、第12条、第13条第3項、第13条の2第2項、第13条の5、第14条の2、第16条、第18条、第19条、第25条第5項、第26条、第30条から第32条まで、第34条第1項及び第3項、第36条第1項、第37条(第46条第7項において準用する場合を含む。)、第38条、第39条第1項(第43条第2項及び第46条第7項において準用する場合を含む。)、第41条第1項(第43条第2項において準用する場合を含む。)、及び第2項、第42条、第43条の2第1項、第45条、第46条の2第2項、第3項及び第4項(第46条の4第2項において準用する場合を含む。)、第46条の3第2項から第4項まで、第46条の4第1項、第49条、第51条第1項及び第2項、第56条、第60条の5第2項及び第4項、第60条の6、第60条の7、第9号様式、第10号様式、第13号様式、第16号様式から第18号様式まで、第22号様式並びに第24号様式中「管海官庁」とあるのは、「機構」と読み替えて、これらの規定及び様式を適用する。

2 登録検定機関がコンテナの検定事務を行う場合にあっては、第56条の4第1項及び第3項中「管海官庁」とあるのは、「登録検定機関」と、同条第2項中「管海官庁の証印(第22号の4様式)」とあるのは、「登録検定機関の証印」と読み替えて、この規定を適用する。

(準備検査)

第65条の6 船舶又は船舶に備え付けようとする別表第1製造に係る予備検査の項に掲げる物件(本邦外にある船舶又は物件を除く。)の製造者(改造又は修理を行う者を含む。以下この条において同じ。)又は所有者は、当該船舶又は当該物件を備え付けようとする船舶について法第2条第1項の規定の適用を受けることが定まっていない間においても、当該船舶又は物件に係る定期検査又は予備検査の合理的な実施のため、あらかじめ、これらの検査に準じた検査を受けることができる。

2 前項の規定による検査(以下「準備検査」という。)は、総トン数20トン以上の船舶又はこれらの船舶に備え付けようとする物件にあっては管海官庁が、総トン数20トン未満の船舶又はこれらの船舶に備え付けようとする物件にあっては機構が行う。

3 準備検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を管海官庁又は機構に提出するものとする。

①検査を受けようとする船舶の船名及び長さ又は物件の名称及び数

②検査を受けようとする船舶又は物件の製造者又は所有者の氏名又は名称及び住所

③検査を受けようとする期日及び場所

④その他必要な事項

4 管海官庁又は機構は、準備検査を行ったときは、検査の結果を通知する書面を交付するものとする。

5 準備検査を受けた船舶若しくは準備検査を受けた物件を備え付けている船舶(準備検査を受けたものを除く。)又は準備検査を受けた物件についてそれぞれ定期検査又は予備検査を受ける場合の準備は、第23条、第24条及び第29条の規定にかかわらず、前項の書面内容及び当該船舶又は物件の状態を考慮して管海官庁又は機構が指示する準備で足りるものとする。

(手数料)

第66条 法第5条又は法第6条の検査を受けようとする者は、別表第1に定める額(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して(以下この条において「電子情報処理組織により」という。)検査の申請をする場合にあっては、別表第1の2に定める額)の手数料を納めなければならない。

2 第12条の2第1項の規定の適用のある船舶(法第8条の船舶を除く。)の定期検査、中間検査(第3種中間検査を除く。以下この項において同じ。)又は臨時検査(安全管理手引書に係るものに限る。以下この項において同じ。)の手数料の額は、前項、第4項から第6項まで及び第8項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定める額とする。

①定期検査 前項、第4項、第5項又は第8項の規定による手数料の額に11万4700円を加算した額

②中間検査 第1項、第4項又は第6項の規定による手数料の額に2万5100円(臨時検査を受けるべき場合に受ける中間検査にあっては、11万4700円)を加算した額

③臨時検査 11万5600円

- 3 コンテナに関し法第5条の検査において材料試験又は荷重試験を受ける場合における当該検査の手数料の額は、第1項及び第7項の規定にかかわらず、これらの規定による手数料の額にコンテナ1個につき3万2900円（フラットラック型のものにあつては、2万3500円）を加算した額とする。
- 4 整備済証明書の交付を受けている船舶の定期検査又は中間検査（当該整備済証明書の交付に係る確認が行われた後30日以内に最初に受けるものに限る。）の手数料の額は、第1項及び第7項の規定にかかわらず、定期検査にあつては9800円、中間検査にあつては5600円とする。
- 5 検定合格証明書の交付を受けている船舶又は法第9条第5項の標示を付されている船舶の最初に行う定期検査の手数料の額は、第1項及び第7項の規定にかかわらず、9800円とする。
- 6 確認済証明書の交付を受けている小型船舶の中間検査（当該確認済証明書の交付に係る確認が行われた後30日以内に受けるものに限る。）の手数料の額は、第1項及び次項の規定にかかわらず、5600円とする。
- 7 法第8条の船舶の法第5条の検査（特別検査を除く。）の手数料の額は、第1項の規定にかかわらず、8000円（小型船舶の定期検査にあつては、9800円）とする。
- 8 準備検査を受けた船舶の定期検査又は準備検査を受けた物件の予備検査（当該準備検査を受けた日から起算して後1年以内に最初に受けるものに限る。）の手数料の額は、第1項の規定にかかわらず、別表第1に定める定期検査又は製造に係る予備検査の手数料の額の2分の1の額とする。
- 9 外国において法第五条の検査を受ける場合における当該検査の手数料の額は、前各項の規定にかかわらず、これらの規定による手数料の額に十一万三千七百円（初めて航行の用に供するときに行う定期検査を受ける場合（法第8条の船舶について受ける場合を除く。）は、製造検査に合格した船舶にあつては21万3500円、その他の船舶にあつては48万5200円）を加算した額とする。
- 10 外国において製造検査を受ける場合における当該製造検査の手数料の額は、第1項の規定にかかわらず、別表第2に定める手数料の額（電子情報処理組織により検査の申請をする場合にあつては、別表第2の2に定める手数料の額）に27万1700円を加算した額とする。
- 11 外国において予備検査を受ける場合における当該予備検査の手数料の額は、第1項及び第8項の規定にかかわらず、別表第2に定める手数料の額（電子情報処理組織により検査の申請をする場合にあつては、別表第2の2に定める手数料の額）（準備検査を受けた物件の予備検査（当該準備検査を受けた日から起算して後1年以内に最初に受けるものに限る。）を受ける場合は別表第2に定める額（電子情報処理組織により検査の申請をする場合にあつては、別表第2の2に定める額）の2分の1の額）に、1件の申請につき、11万3700円を加算した額とする。
- 12 第18条第2項の表第5号上欄に掲げる船舶の第2種中間検査の手数料の額は、第1項の規定にかかわらず、1万8800円とする。
- 13 次に掲げる交付、再交付又は書換えを受けようとする者は、別表第3に定める額（電子情報処理組織により交付、再交付又は書換えの申請をする場合にあつては、別表第3の2に定める額）の手数料を納めなければならない。
 - ①船舶検査証書若しくは船舶検査手帳の書換え又は船舶検査証書の再交付
 - ②臨時変更証の再交付
 - ③船舶検査済票の再交付
 - ④臨時航行許可証の再交付
 - ⑤製造検査合格証明書の再交付
 - ⑥予備検査合格証明書の交付
 - ⑦予備検査合格証明書の再交付
 - ⑧小型船舶以外の船舶に係る船舶検査手帳の再交付
 - ⑨小型船舶に係る船舶検査手帳の再交付
 - ⑩第34条第1項の船舶に係る船舶検査証書（小型船舶にあつては、船舶検査証書及び船舶検査済票）の交付
 - ⑪臨時航行許可証の交付
- 14 外国において予備検査合格証明書の交付を受ける場合における当該交付の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、1通につき1450円とする。
- 15 準備検査を受けようとする者は、船舶の検査を受ける場合は別表第4に定める額（電子情報処理組織により検査の申請をする場合にあつては、別表第4の2に定める額）の手数料を、物件の検査を受ける場合は別表第1に定める製造に係る予備検査の手数料の額（電子情報処理組織により検査の申請をする場合にあつては、別表第1の2に定める製造に係る予備検査の手数料の額）に相当する額の手数料を、納めなければならない。
- 16 前各項の規定による手数料は、機構又は登録検定機関に納める場合を除き、手数料納付書（第25号

様式)に収入印紙をはって納めるものとする。ただし、電子情報処理組織により前各項の検査、書換え、再交付又は交付の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもってすることができる。

(総トン数)

第66条の2 この省令を適用する場合における総トン数は、別に定める場合を除くほか、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数とする。

- ① トン数法第8条第1項の国際トン数証書又は同条第7項の国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶(第1条第2項第1号又は第2号の船舶(同号の船舶にあつては、自ら漁ろうに従事するものに限る。))を除く。) トン数法第4条第1項の国際総トン数
- ② 前号に掲げる日本船舶以外の日本船舶 トン数法第5条第1項の総トン数
- ③ 日本船舶以外の船舶であつて、我が国が締結した国際協定等によりその受有するトン数の測度に関する証書に記載されたトン数がトン数法第5条第1項の総トン数と同一の効力を有することとされているもの(1969年の船舶のトン数の測度に関する国際条約に基づいて交付された国際トン数証書に相当する書面その他の国際総トン数を記載した書面を受有する船舶(第1条第2項第1号又は第2号の船舶(同号の船舶にあつては、自ら漁ろうに従事するものに限る。))を除く。)を除く。) トン数法第5条第1項の総トン数と同一の効力を有することとされた総トン数
- ④ 日本船舶以外の船舶で前号に掲げる船舶以外のもの トン数法第4条第1項の国際総トン数

第5章 罰則

(罰則)

第67条 次の各号の1に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- ① 第57条第1項の規定に違反した者
- ② 第59条(第3項を除く。)の規定に違反した者
- ③ 第59条の2の規定に違反した者

第68条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

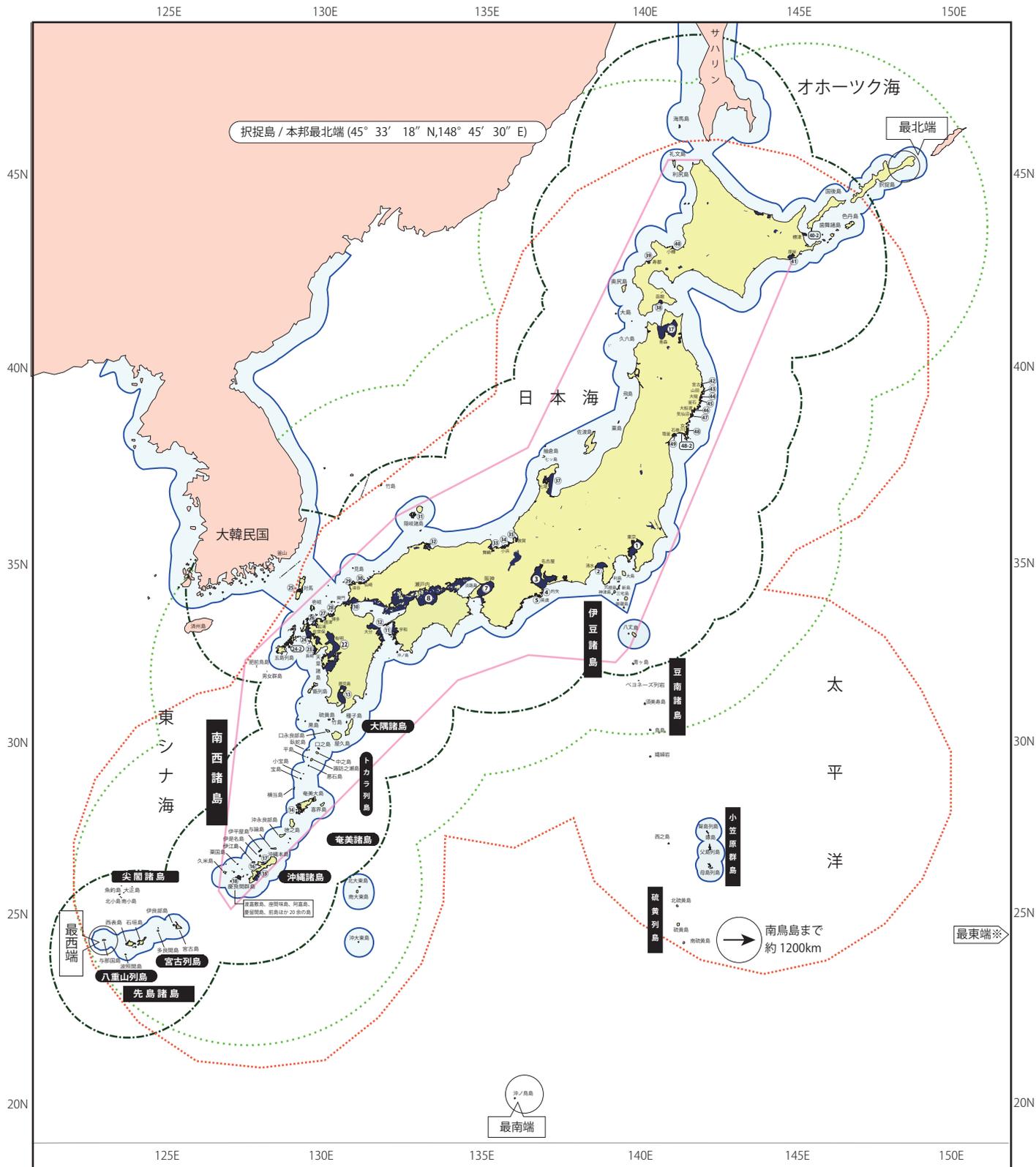
- ① 第40条(第43条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- ② 第42条第3項の規定に違反した者
- ③ 第46条第4項の規定に違反した者
- ④ 第55条の2の規定に違反して書類を船舶所有者若しくは船長に提出せず、又は同条の規定により船舶所有者若しくは船長に提出された書類に虚偽の記載をした者
- ⑤ 第60条の規定に違反した者
- ⑥ 第60条の4第1項の規定に違反した者
- ⑦ 第61条の規定に違反した者

第69条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第67条又は前条(第1号及び第3号を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

(以下、附則省略)

日本周辺図

航行区域と GMDSS 限定水域



与那国島 / 本邦最西端 (24° 26' 58" N, 122° 56' 01" E) 沖ノ島 / 本邦最南端 (20° 25' 31" N, 136° 04' 11" E) 南鳥島 (南硫黄島の東 / 図中→約 1,200km)
 ※ 本邦最東端 (24° 16' 59" N, 153° 59' 11" E)

- 沿海区域 —— 限定近海区域 - - - - - A2 水域
- NAVTEX 水域 N-STAR 通信域



※本図は航行区域等の概要把握のために図示したものであり、図中の距離や縮尺等において精度を期したものではありません。個別の位置等の確認は海図等適切な方法に拠って下さい。

船舶安全法及び関係法令ガイダンス

発行日 平成30年3月30日
発行者 一般社団法人日本海事代理士会
東京都中央区湊三丁目16番3号 イトウビル
電話 03-3552-9688
<http://jmpcaa.org/main/>

